



主要国・地域における貿易措置等の
国際ルール整合性に関する調査報告書

令和7年2月28日

TMI 総合法律事務所

本報告書は、経済産業省の委託を受け、「主要国・地域における貿易措置等の国際ルール整合性に関する調査」を実施した結果を取りまとめたものである。

TMI 総合法律事務所 担当（責任者）

弁護士 柴 野 相 雄

弁護士 戸 田 謙 太 郎

弁護士 久 保 賢 太 郎

弁護士 上 野 一 英

弁護士 奥 村 文 彦

弁護士 櫻 木 伸 也

弁護士 山 田 怜 央

弁護士 國 井 耕 太 郎

調査協力法律事務所（国名）¹

Anand and Anand (India)

Dechert LLP (U.S.)

Raja, Darryl & Loh (Malaysia)

Rouse (Indonesia)

Sarvada Legal (India)

¹ この委託調査を実施するためには、各国の最新の法令及び実務を確認する必要があったところ、これらの専門性に富む法律事務所より多大な支援を頂いたことを申し添える。

目次

1. 中国.....	4
2. ASEAN 諸国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー）	55
2-1. タイ.....	67
2-2. ベトナム.....	75
2-3. インドネシア	83
2-4. マレーシア.....	103
2-5. フィリピン.....	105
3. 米国.....	107
4. EU・英国	125
5. 韓国.....	139
6. 台湾.....	141
7. 豪州.....	143
8. カナダ.....	145
9. ロシア	152
10. インド.....	154
11. ブラジル.....	181
12. 中東・アフリカ.....	182
13. アルゼンチン.....	186

1. 中国

透明性、統一的行政、司法審査

(1) 中国の透明性、統一的行政、司法審査に関する分野について、2024年版不公正貿易報告書に記載されている関連規制に変更があれば、その内容を調査・報告ください。また、可能な範囲で、上記の分野における特筆すべき新たな動向などあれば、調査・報告ください。

1. 情報公開

(1) 政府情報公開

2024年11月9日、中国社会科学院国家法治指数研究センターが「中国政府情報公開発展報告書（2024）」²を公表した。同報告書は、民主的かつ科学的な意思決定、ビジネス環境の最適化、政府管理の標準化、民生保護の強化、プラットフォームシステムの構築に重点を置き、48の国務院部門、31の省政府、106の地級市政府、120の県（市、地区など）について、政府公務の公開性に関する第三者評価を実施した。同報告書によると、2023年において各レベルの政府は引き続き民主的で科学的な意思決定情報の公開を推進し、政務公開を活用してビジネス環境の最適化、政府管理の標準化、民生保護の強化に取り組んでおり、政務公開プラットフォームシステムの構築は概ね良好であった。なお、同報告書は、今後、各レベルの政府の情報公開意識をさらに高め、政務公開に関する要求を着実に実施し、ますます高まる市民の公開要求に応えることができるように努力する必要があると指摘している。

具体的な政務公開の実施状況について、国務院各部門及び各地方政府等が中国政府ネット³等において年度ごとに政府情報公開年度報告を公表している。例えば、2024年1月30日、中国国家発展改革委員会は、2023年政府情報公開年度報告⁴を公表した。同報告によれば、2023年、国家発展改革委員会はウェブサイトを通じて、307件の政府情報を積極的に公開した。また、2023年において、市民、法人、その他の組織から政府情報公開の申請を554件受け付け、588件（転送を含む）の対応を完了した。前記情報公開の申請は、いずれも「政府情報公開条例」などの関連規定に従って処理及び回答をされている。さらに、国家発展改革委員会はインターネットプラットフォーム及びニューメディアの整備を強化し、各プラットフォームで記者会見などの重要イベントのライブ配信を実施し、視聴回数は合計7000万回を超えた。2023年において、政務Wechatでは1898件、政務Weiboでは1070件の投稿をし、「政務ニューメディア」（政务新媒体）からの新規読者数は8億人回を超えた。

(2) 司法公開

中国最高人民法院の関連サイトの情報によれば、2024年12月17日までに、「中国裁判文書ネット⁵」

² 中国語：中国政务公开发展报告（2024）、中国社会科学院「中国政府情報公開発展報告書」（2024）（https://www.cssn.cn/skgz/bwyc/202411/t20241119_5804011.shtml）（2024年12月18日確認）

³ 中国政府ネット（<https://www.gov.cn/zhengce/xxgk/index.htm>）（2024年12月18日確認）

⁴ 中国語：国家发展改革委2023年政府信息公开工作年度报告

国家発展改革委員会2023年政府情報公開年度報告（<https://zfxxgk.ndrc.gov.cn/web/newsinfo.jsp?id=60>）（2024年12月18日確認）

⁵ 中国語：中国裁判文书网

最高人民法院「中国裁判文書ネット」（<https://wenshu.court.gov.cn/>）（2024年12月18日確認）

（約1億5667万件を掲載）、「中国法廷審理公開ネット⁶」（法定審理のライブ中継映像約2314万件を公開）、「中国審判フロー情報公開ネット⁷」（2024年12月17日日本時間午後3時頃に確認した結果、当日の開廷公告記録32542件が公開されている。）、「中国執行情報公開ネット⁸」（失信被執行人約848万人を公表）、「全国企業破産再生案件情報ネット⁹」（破産、強制清算案件の案件公告合計約55万件を公表）等のウェブサイトを通じて司法に関する情報を公開している。

2. 統一的行政、司法審査

(1) 行政不服審査法¹⁰

2023年9月1日、第14期全国人民代表大会常務委員会第5回会議は、行政不服審査法の改正案を可決し、2024年1月1日より、「行政不服審査法」の改正法が施行されている。新しく改正された行政不服審査法の概略は以下のとおり¹¹。

- ① 行政不服審査の管轄体制の最適化：県級以上の地方人民政府が一律に行政不服審査職責を負うことを明確にし、原則として各級の地方人民政府の各部門の行政不服審査職責を廃止した。また、申請人が行政不服審査職責を負う地方人民政府の司法行政部門の行政行為に不服がある場合、同級又は上級の人民政府に行政不服審査を申請できること等が規定されている。
- ② 行政不服審査による行政紛争の解決能力の強化：改正法は、行政不服審査の範囲の拡大や行政不服審査前置範囲の整備などを通じて、行政紛争の解決能力を高めた。
- ③ 多くの便益措置の追加により、当事者の権利を実質的に保障できる規定が設けられている。
- ④ 行政不服審査の審理手続きの改善：上級の行政不服審査機関は、必要に応じて下級の行政不服審査機関が管轄する行政不服審査案件を審理できること、行政行為の執行停止、行政不服審査における主張立証責任及び簡易手続きの導入等が規定されている。
- ⑤ 行政不服審査決定体系の最適化及び執行監督の強化：変更決定、撤回決定、違法確認決定の規定を詳細化し、和解等に関連する規定を追加し、行政不服審査機関が行政不服審査案件を処理する際に、被申請人や他の下級行政機関の行政行為が違法又は不当であると認定した場合、行政不服審査意見書を発行することができることなどを規定した。また、被申請人が不服審査の決定等を履行せず、または履行を遅延させる場合、行政不服審査機関が履行を命じること、関連部門が強制執行を行うこと及び当該不履行又は遅延行為に関する法的責任が規定されている。

(2) 行政処罰

⁶ 中国語：中国庭审公开网

最高人民法院「中国法廷審理公開ネット」(<https://tingshen.court.gov.cn/>)（2024年12月18日確認）

⁷ 中国語：中国审判流程信息公开网

最高人民法院「中国審判フロー情報公開ネット」(<https://splcgk.court.gov.cn/gzfwwww/>)（2024年12月18日確認）

⁸ 中国語：中国执行信息公开网

最高人民法院「中国執行情報公開ネット」(<http://zxgk.court.gov.cn/>)（2024年12月18日確認）

⁹ 中国語：全国企业破产重整案件信息网

最高人民法院「全国企業破産再生案件情報ネット」(<https://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>)（2024年12月18日確認）

¹⁰ 中国語：行政复议法

全国人民代表大会「行政不服審査法」(https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202309/content_6901584.htm)（2024年12月18日確認）

¹¹ 中国人民代表大会ネット記事(http://www.npc.gov.cn/npc/c2/kgfb/202309/t20230921_431831.html)（2024年12月18日確認）

行政処罰について、2023年11月1日、國務院應急管理部が「應急管理行政裁量權基準暫定規定」¹²を公表し、同規定が2024年1月1日から施行された。同暫定規定は、安全生産、災害対策、消防等を含む應急管理における行政裁量權基準制度の確立、行政裁量權の適正な行使、應急管理に関する法令の効果的な実施、市民、法人及びその他の組織の合法的權益の保護を目的としている。

前記暫定規定の公表を受け、2024年11月1日、中國應急管理部が「應急管理行政裁量權基準」¹³を制定した。同基準は、國家レベルで應急管理分野における行政処罰の基準を統一し、應急管理に関する行政処罰の裁量權を合理的に規制し、違法行為に対応する法的根拠、裁量段階、適用条件、具体的な基準などを明確にした。また、法律、行政法規、部門規則における原則的な規定や一定の柔軟性を持つ執行権限、裁量幅などの細分化、定量化を行った。同基準は、應急管理の執行において「類似事件に対して行政処罰が異なる」、「行政処罰が過度に軽い又は過度に重い」などの問題を一定の程度において解決した¹⁴。

3. 投資の透明性

(1) 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024年版）¹⁵

國家市場監督管理總局は、2024年9月3日、市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024年版）（以下「2024版重点施策」という。）を公布した。2024版重点施策は、市場化、法治化、國際化された一流のビジネス環境を継続的に構築することを目的としており、市場監督管理分野の制度規則の整備、便利かつ規範的な市場進出と撤退環境の構築、公平かつ秩序のある市場競争環境の維持、市場秩序の厳格な規律、ビジネス環境の國際化水準の向上などの分野で多くの改革措置が設けられている。

そのうち、市場監督管理分野の制度規則の整備について、登記管理制度の整備や登記資本金の払込に関する改革の推進、医薬品分野における独占禁止ガイドライン、企業に係る料金徴収における違法・不正行為に対する処理弁法、ネット取引プラットフォームにおける料金徴収行為に関するコンプライアンスガイドラインなど政策の制定、「三品一特」（具体的には、製品、医薬品、食品及び特種設備）に関連する制度規則の整備などが想定されている。なお、医薬品分野における独占禁止ガイドライン¹⁶については、2024年8月9日、既に意見募集の段階に入った。また、市場競争環境の維持について、地方政府による保護主義・市場分断の打破、中小企業の權益保護などを目標とした、統一された市場や公平な競争が妨げられる規制を廃止するための取り組みなどが挙げられている。さらに、ビジネス環境の國際化水準の向上について、外商投資企業登記管理制度の適正化、公証認証手続に必要な書類の調整・最適化、外国投資家の実名登記方式の改善、外国企業登記手続きの健全化、外商投資企業の組織構成・組織機構の調整への指導、自由貿易区における改革の推進、認証認可分野における國際協力の強化などが規定されている。

¹² 中国語：應急管理行政裁量權基準暫行規定、國務院應急管理部「應急管理行政裁量權基準暫定規定」
(https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202311/t20231107_467840.shtml)（2024年12月18日確認）

¹³ 中国語：應急管理行政処罰裁量權基準、國務院應急管理部「應急管理行政裁量權基準」
(https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202411/t20241119_511547.shtml)（2024年12月18日確認）

¹⁴ 中國應急管理部インタビュー (https://www.mem.gov.cn/gk/zcjd/202411/t20241120_512195.shtml)（2024年12月18日確認）

¹⁵ 中国語：「市場監督管理部門优化营商环境重点举措（2024年版）、市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策」(https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202409/content_6972309.htm)（2024年12月18日確認）

¹⁶ 中国語：关于药品领域的反垄断指南(征求意见稿)、市場監督管理總局「医薬品分野における独占禁止ガイドライン」
(<https://www.cpema.org/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=33&id=7781>)（2024年12月18日確認）

(2) 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）¹⁷

2024年9月8日、国家發展改革委員会及び商務部は、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」（以下「2024年版」という。）を公表し、2024年11月1日より施行された。

2024年版における制限措置は、2021年版の31項目から29項目に減少した。具体的には、2021年版におけるNo.6「出版物の印刷は中国側が持分支配」、No.7「漢方煎じ薬の調製技術の応用並びに漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止」の2つの項目が削除され、これに伴い、製造業分野の外資参入制限措置は全面的に撤廃された。製造業分野の外資参入制限措置の撤廃は、外国投資管理制度改革の重要なステップである。より広範囲で内資外資一貫の管理を実施することで、ビジネス環境の市場化、法治化、国際化のレベルがさらに向上することが期待できるとされている¹⁸。

(3) 中国（新疆）自由貿易試験区全体計画¹⁹

2023年10月31日に、中国国務院は「中国（新疆）自由貿易試験区全体計画」を公表し、11月1日に中国（新疆）自由貿易試験区が成立した。

中国（新疆）自由貿易試験区全体計画は、自由貿易試験区の範囲及び機能を定めたうえ、政府機能転換の加速、投資分野改革の強化、対外貿易の革新と発展の促進、開放型特色産業体系の構築、金融サービスと開放的な革新の強化、欧州とアジアを結ぶ総合物流ハブの建設、西に向けての多分野にわたる交流・協力の強化、人材発展制度とメカニズム改革の強化などの目標が掲げられている。

外商投資について、「中国（新疆）自由貿易試験区全体計画」は、投資の自由化と便利化の促進を提唱し、具体的な手段として、外資研究開発センターの設立の奨励、研究開発費用、専任研究開発者数、設備購入などの分野で参入基準を引き下げることが挙げられる。

(4) 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024年版）²⁰

2024年3月22日、商務部は2024年第1号部令「越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）及び「自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）を公表し、全国における越境サービス貿易に関する制限措置71項目及び自由貿易試験区における越境サービス貿易に関する制限措置68項目をそれぞれ定めている²¹。両リストの実施は、全国で初めて越境サービス貿易に対するネガティブリスト管理モデルを構築し、段階的に開放されるサービス貿易体系を形成したことを示している²²。

¹⁷ 中国語：外商投資准入特別管理措施（负面清单）（2024年版）、国家發展改革委員会、商務部「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202409/t20240907_1392875.html）（2024年12月18日確認）

¹⁸ 商務部責任者による外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）解説（https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6973155.htm）（2024年12月18日確認）

¹⁹ 中国語：国务院关于印发《中国（新疆）自由贸易试验区总体方案》的通知、国務院「中国（新疆）自由貿易試験区全体計画」（https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6912936.htm）（2024年12月18日確認）

²⁰ 中国語：跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）、商務部「越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11366/202405/content_6954195.html）（2024年12月18日確認）

²¹ 中国語：跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）、商務部「自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11366/202405/content_6954195.html）（2024年12月18日確認）

²² 商務部責任者越境サービス貿易ネガティブリスト（2024年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト

輸出制限措置

（１）①輸出管理法、②信頼できないエンティティ・リストについて、新たな動向等があれば調査・報告ください。特に①に関連して、9月18日に公表された輸出管理条例の改正について、その内容や今後の見通し、執行に関する動向について調査・報告ください。

1. 輸出管理法関連

2024年10月19日に、両用品目輸出管理条例²³（以下「本条例」という。）が、2024年11月15日には、両用品目輸出管理リスト²⁴（以下「本リスト」という。）がそれぞれ公布され、いずれも同年12月1日から施行された。

また、同施行日付けで、核両用品及び関連技術輸出管理条例、ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例、生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例及び特定化学品及び関連設備・技術輸出規制弁法が廃止され（本条例第50条）、以下の告示が廃止された²⁵。

- ・ 商務部・海関総署公告 2003 年第 5 号（リン酸トリブチルに臨時輸出管理を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署・国防科工局・総装備部公告 2015 年第 20 号（軍民両用無人航空飛行機に臨時輸出管理措置を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2015 年第 31 号（一部の両用品目の輸出管理強化に関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2017 年第 28 号（浚渫船に輸出管理を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2021 年第 46 号（過塩素酸カリウムに輸出管理を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署・国防科工局公告 2022 年第 31 号（高压放水砲類製品に輸出管理を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2023 年第 23 号（ガリウム・ゲルマニウム関連品目に輸出管理を実施することに関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2023 年第 39 号（黒鉛品目の臨時輸出管理措置の最適化・調整に関する公告）
- ・ 商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 21 号（関連品目の輸出管理実施に関する公告）
- ・ 商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告 2024 年第 31 号（無人機の輸出管理措置の最適化・調整に関する公告）
- ・ 商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号（アンチモン等の品目の輸出管理に関する公告）

(1) 概要

（2024年版）に関する記者会見（https://www.gov.cn/zhengce/202403/content_6941022.htm）（2024年12月18日確認）

²³ 中国語：两用物项出口管制条例、中国商務部「両用品目輸出管理条例」（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_bf56a4c613eb47af85712117561d609e.html）（2024年12月18日確認）

²⁴ 中国語：两用物项出口管制清单、中国商務部「両用品目輸出管理リスト」（<http://images.policy.mofcom.gov.cn/file/20241120/56691732080580306.pdf>）（2024年12月18日確認）

²⁵ 中国語：自2024年12月1日起废止的公告、中国商務部「商務部公告2024年第51号2024年12月1日からの廃止の公告」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6987846.htm）（2024年12月18日確認）

本条例は、2020年12月1日に施行された輸出管理法の下位法令である（本条例第1条）。輸出管理法は、両用品目、軍需品、核並びにその他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目の輸出管理に関する法令であるが（輸出管理法第2条第1項）、本条例は、このうち軍事用又は民生用のいずれにも利用できる「両用品目」の輸出管理を対象としている（本条例第2条）。

(2) 域外適用

両用品目の中国域内から中国域外への移転のみならず、「中国域外の組織及び個人が、中国域外で、特定の目的国と地域、特定の組織と個人に、以下の貨物、技術、役務を移転、提供する場合、商務部門は関連する事業者に対して、本条例の関連規定に基づいて執行することを要求することができる。」として、域外適用を定めている（本条例第49条）。

- ① 中国原産の特定の両用品目を含み、統合し、混合した中国域外で製造された両用品目
- ② 中国原産の特定の技術等の特定品目を使用して、中国域外で製造された両用品目
- ③ 中国原産の特定の両用品目

本条では「要求することができる」と定めるのみであり、直ちに域外適用に基づき日本からの再輸出等に輸出許可を要求するものではないと考えられるが、下位法令による明確化や具体的な事例等の今後の動向に注視する必要がある。

(3) リスト規制

ア 輸出管理リスト

本リストに掲載されている両用品目又は臨時管理を実施する両用品目を輸出する際、輸出者は国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない（本条例第14条第1項、第2項）。

本リストに掲載される各品目には、1桁目に産業分野、2桁目に品目類型、3桁目に規制理由、4・5桁目に個別の番号が当てられる形で、5桁の規制番号が割り当てられる（本リスト第一部分一）。

イ 臨時管理リスト

本条例では、両用品目リスト以外の貨物、技術、サービスに対して、1回につき2年を超えない範囲で臨時管理リストを作成でき、臨時管理リストの実施期間が満了する前に、国務院の商務主管部門は速やかに評価を行い、評価結果に基づいて以下のように処理しなければならないとしている（本条例第12条）。

管理を行う理由が既にある場合は、臨時管理措置を取り消す公告を公布しなければならない。

管理を行う理由が依然として備わっているが、まだ両用品目輸出管理リストに加えるのに適さない場合は、臨時管理を延長できるが、延長は2回を超えてはならない。

両用品目輸出管理リストに加えるのに適している場合は、臨時管理品目を両用品目輸出管理リストに加えなければならない。

ウ 最終需要者誓約書

輸出者が両用品目の輸出許可を申請する際、最終需要者が作成した最終需要者の最終用途証明書を提出しなければならず、最終需要者は、国務院の商務主管部門の許可なく、両用品目の最終

用途を無断で変更したり、いかなる第三者にも譲渡したりしてはならないとされる（本条例第24条）。

(4) 許可制度

本条例は、両用品目の輸出許可申請に関する、審査期間、有効期間、申請資料、許可証の変更・取消し等について規定している。審査期間は原則45営業日となっており、日本の原則90日と比べると短いものとなっている（本条例第17条第1項）。しかし、個別許可の有効期間は1年を超えず、包括許可の有効期間は3年を超えないとされている（本条例第15条）。

(5) 許可例外

本リストでは、技術の輸出規制には、パブリックドメインの情報、基礎科学研究における技術、特許申請に必要な知識、市販ソフトウェアは含まれないことが明確にされている（本リスト第一部分二（二）、（三））。

(6) 管理コントロールリスト

商務部門は、職権又は関係者からの提案、通報に基づいて、以下の状況の一つに該当する輸入業者、最終需要者を管理コントロールリスト（管控名单）に入れることを決定できる（本条例第28条第1項）。

- ・ 最終需要者又は最終用途の管理要求に違反する場合
- ・ 国家の安全と利益を害するおそれがある場合
- ・ 両用品目がテロリズムの目的に用いられる場合

また、国务院の商務主管部門は管理コントロールリスト掲載の輸入業者・最終需要者の両用品目の輸出について以下の措置を採ることができる（本条例第29条第1項）。

- ・ 輸出の全て又は一部禁止
- ・ 関係する許可申請の不許可
- ・ 既に発行した関係する許可証の取消
- ・ 完了していない関係する輸出の中止命令
- ・ その他の必要な措置

(7) 注視リスト

商務部門が法律に従い、両用品目の最終需要者と最終用途の検査を行う場合、関連する組織、個人に協力しなければならない義務が定められており、輸入業者、最終需要者が期間内に検査に協力、関連する証明資料を提供せず、両用品目の最終需要者、最終用途を確認できない場合は、商務部門は、関連する輸入業者、最終需要者を注視リストに追加することができる（本条例第26条第1項）。

注視リストに掲載された輸出事業者と最終需要者は、①包括許可の申請や輸出証書の取得の禁止、②個別許可を申請する場合、注視リストに掲載された輸入業者、最終需要者のリスク評価報告を提出し、輸出管理法令及び関連要求を遵守することを誓約しなければならないといった制限を受ける（本条例第26条第2項）。

さらに、注視リストに掲載された輸出業者、最終需要者が、管理コントロールリストに掲載される要件に該当する場合には、注視リストから管理コントロールリストへの掲載対象に変更される可

能性がある（本条例第28条第3項）。

2. 輸出規制の動向

(1) レアアース関連技術の輸出禁止輸出制限技術目録への追加

2023年12月21日付で「輸出禁止輸出制限技術目録」発布に関する商務部及び科学技術部の公告²⁶（同日施行）が公表され、以下の4項目の技術を輸出禁止対象に追加した（当該目録083201J）。

- ・ レアアースの抽出・分離工程技術
- ・ 希土類金属及び合金材料の製造技術
- ・ サマリウムコバルト、ネオジム鉄ボロン、セリウム磁性体の調製技術
- ・ 希土類カルシウムオキシボレートの調製技術

加えて、以下の3項目のレアアース関連技術を輸出制限の対象に追加した（当該目録083201X）。

- ・ レアアースの採掘、選鉱、精錬技術（輸出禁止技術を除く）
- ・ レアアース抽出剤の合成プロセス及び配合
- ・ 金属材料のレアアース改質・添加技術

なお、中国国務院は2024年6月29日付で、レアアース管理条例²⁷を公布しており、輸出制限との関係では、輸出関連法令の遵守（第13条、第15条）及びレアアースの採掘、抽出・分離、金属製錬、综合利用とレアアース製品の輸出に従事する企業に対する、レアアース製品フロー記録制度の構築し、かつ、レアアース製品追跡情報システムへの入力義務（第14条第2項）などが規定されている。

(2) 航空宇宙用構造部品及びエンジン関連の輸出規制

2024年5月20日付で、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告2024年第21号関連品目の輸出管理実施に関する公告²⁸が公表され、当該公告に挙げられた航空宇宙用構造部品及びエンジンの製造に関連する機器、ソフトウェア及び技術の輸出には、商務部の許可が必要となった。当該公告は、同年12月1日付で廃止され、本リストに統合された。

(3) 無人機関連の輸出規制の調整

2024年7月31日付で、商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告2024年第31号無人機の輸出管理措置の最適化・調整に関する公告²⁹が公表され、同年9月1日付で施行され、同日付で過去に公表されていた2つの無人機関連規制（商務部・海関総署・国家国防科工局・中央軍事委員会

²⁶ 中国語：中国禁止出口限制出口技术目录、中国商务部科技部「輸出禁止輸出制限技術目録発布に関する商務部及び科学技術部の公告」（https://www.mofcom.gov.cn/tztg/202312/t20231221_189244.html）（2024年12月18日確認）

²⁷ 中国語：稀土管理条例、中国国務院「レアアース管理条例」（https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm）（2024年12月18日確認）

²⁸ 中国語：商务部 海关总署 中央军委装备发展部公告2024年第21号 关于对有关物项实施出口管制的公告、中国安全管理局「商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告2024年第21号」（<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503513396.shtml>）（2024年12月18日確認）

²⁹ 中国語：商务部 海关总署 中央军委装备发展部公告2024年第31号 关于优化调整无人机出口管制措施的公告 中国安全管理局「商務部・海関総署・中央軍事委員会装備発展部公告2024年第31号」（https://www.mofcom.gov.cn/wgk/zcfb/art/2024/art_db6e21907d69404fb473ddb0b248d3d7.html）（2024年12月18日確認）

装備発展部公告 2023 年公告第 27 号及び 28 号) が廃止され、従前規制されていたドローン本体はキャッチオール規制の対象とされ、目標指示を行う慣性計測装置の追加及び赤外イメージング装置等の規制要件の調整などの変更が加えられた。当該公告は、同年 12 月 1 日付で廃止され、本リストに統合された。

(4) アンチモン及び超硬化材料関連の輸出規制

2024 年 8 月 15 日付で、商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号アンチモン等の品目の輸出規制に関する公告³⁰が公表され、当該公告に挙げられたアンチモン関連品目、金・アンチモンの製錬・分離技術、超硬材料関連品目、合成ダイヤモンド単結晶等の合成技術、管理対象リストに含まれるキュービックアンビルプレス設備の製造に使用される技術の輸出には、商務部の許可が必要となった。当該公告は、同年 12 月 1 日付で廃止され、本リストに統合された。

(5) 米国への両用品目の輸出管理強化

2024 年 12 月 3 日付で、以下の内容の商務部公告 2024 年第 46 号米国への両用品目の輸出管理強化についての公告³¹が公表され、即日施行された。

- ・ 米国の軍事ユーザーや軍事用途への両用品目の輸出を禁止する。
- ・ 原則として、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連の両用品目の米国への輸出を許可しない。
- ・ グラファイト関連の両用品目については、最終需要者と最終用途の審査を厳格に行う。

3. 信頼できないエンティティ・リスト

2024 年 5 月 20 日付で、信頼できないエンティティ・リストワーキングプロセス公告第 1 号（ボーイング社防衛・宇宙・安全保障部門の信頼できないエンティティ・リスト追加に関する公告）及び 2 号（ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズなど米国企業 3 社に対する信頼できないエンティティ・リスト措置に関する公告）により、ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ社及びジェネラル・ダイナミクス・ランド・システムズ社及びボーイング社の防衛・宇宙・安全保障部門が信頼できないエンティティ・リストに追加され、以下の措置が講じられた^{32 33}。

- ・ 中国関連の輸出入活動の禁止

³⁰ 中国語：商務部 海関総署公告 2024 年第 33 号 关于对锑等物项实施出口管制的公告

中国安全管理局「商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号アンチモン等の品目の輸出規制に関する公告」 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_a4711acb06364199a3c5a06d7f2be6d8.html) (2024 年 12 月 18 日確認)

³¹ 中国語：商務部公告 2024 年第 46 号 关于加强相关两用物项对美国出口管制的公告

中国安全管理局「商務部公告 2024 年第 46 号米国への両用品目の輸出管理強化についての公告」 (https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2024/art_daaa02c05d8946179dcf5d1ba499ac46.html) (2024 年 12 月 18 日確認)

³² 中国語：不可靠实体清单工作机制公告〔2024〕1 号、中国安全管理局「信頼できないエンティティ・リストワーキングプロセス公告第 1 号」 (<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503510680.shtml>) (2024 年 12 月 18 日確認)

³³ 中国語：不可靠实体清单工作机制公告〔2024〕2 号、中国安全管理局「信頼できないエンティティ・リストワーキングプロセス公告第 2 号」 (<https://m.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcfblgg/202405/20240503510684.shtml>) (2024 年 12 月 18 日確認)

- ・ 中国国内での新規投資の禁止
- ・ 上級管理職の中国への入国の禁止
- ・ 上級管理職に対する中国国内での就業許可、滞在許可及び居住資格の承認を取り消し、不承認

関税

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.21,22の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 譲許品目の割合、懸念点

＜措置の概要＞＜懸念点＞に記載されている関税率について、変更やアップデートは見られなかった。

2024年12月現在、非農産品の平均譲許税率は9.1%、平均税率は10%である³⁴。

2024年12月現在、比較的高いMFN税率の品目は、以下のとおりである³⁵。

- ・ 写真用又は映画用材料（HSコード：37類）最高35%
- ・ 自動車（HSコード：8703）15%
- ・ TV（HSコード：852872）最高15%
- ・ カラーモニター（HSコード：85285910）20%
- ・ オートバイ（HSコード：8711）最高45%
- ・ プロジェクター（HSコード：900850）最高12%

2. 最近の動き

2024年に新型コロナウイルスの影響による関税措置は特に採られていない。また、ロシアのウクライナ侵攻に関しては、ロシア及びベラルーシのみに対する関税措置はない。

石炭に関する輸入関税の一時的免除措置は2023年12月31日付で終了し³⁶、2024年1月1日から、石炭の輸入関税が引き上げられている。

2023年12月20日、国务院関税税則委員会は、「国务院関税税則委員会 2024年関税調整方案に関する公告³⁷」を公表している。1010項目の商品（関税割当額は含まない）について最優遇国税率（MFN税率）より低い輸入暫定税率を実施している。具体的には、塩化リチウム、低ヒ素螢石、燃料電池用ガス拡散層等の中国国内で不足している資源や重要な設備、部品に対する輸入税率が引き下げられており、一部の抗がん剤や希少疾病用の医薬品及びその原料にゼロ関税が適用され、特殊

³⁴ WTO “World Tariff Profiles 2024” 73頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) (2024年12月18日確認)

³⁵ 中華人民共和国輸出入税則 (2024) (<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231229466979724205.pdf>) (2024年12月18日確認)

³⁶ 中国語：国务院关税税则委员会关于延长煤炭零进口暂定税率实施期限的公告、国务院関税税則委員会「石炭輸入関税の一時的免除措置の実施期限の延長に関する公告」(https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/26/content_5748335.htm) (2024年12月18日確認)

³⁷ 中国語：国务院关税税则委员会关于2024年关税调整方案的公告、国务院関税税則委員会「2024年関税調整方案に関する公告」(https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/content_6921686.htm) (2024年12月18日確認)

医療用途食品等の輸入関税が引き下げられている。

また、2024年1月1日から、国内産業の発展と供給需要の変化に基づき、中国が世界貿易機関（WTO）加入時の約束の範囲内で、エチレン、プロピレン、第6世代以下の液晶ガラス基板など一部商品の輸入関税が引き上げられている³⁸。

2024年4月26日、「中華人民共和国関税法³⁹」が可決されており、同法は2024年12月1日から施行されている。同法の施行により、「中華人民共和国輸出入関税条例」が同日で廃止された。関税法は現行の関税制度を原則的に維持し、全体としての税負担水準を変更せず、輸出入関税条例及び関連政策規定を法律として制定した⁴⁰。

3. 他の高関税の品目

2023年12月28日に、「中華人民共和国輸出入税則（2024）の公告⁴¹」が公表された。2024年度、最恵国税率が25%を超える品目及びその税率は以下のとおりである⁴²。

税則税目	商品名 ⁴³	最恵国税率 (%)	2024 暫定 税率 (%) ⁴⁴
02021000	牛の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	25	
0210	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	25	
04109010	あなつばめの巣	25	
08022100	生鮮のもの及び乾燥した殻付きヘーゼルナッツ	25	
08023100	生鮮のもの及び乾燥した殻付きくるみ	25	
08024	くり	25	
08029200	生鮮或いは乾燥した殻抜き松の実	25	10
08029910	生鮮或いは乾燥した銀杏	25	
08042000	生鮮或いは乾燥したいちじく	30	
08044000	生鮮或いは乾燥したアボカド	25	7
08059000	その他生鮮或いは乾燥したかんきつ系の果物	30	
08071100	生鮮すいか	25	
08072000	生鮮パパイヤ	25	
08091000	生鮮あんず	25	
08102000	生鮮ベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	25	
08103000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	25	
08104000	生鮮クランベリー、ビルベリー	30	15

³⁸ 中国語：图表：2024年1月1日起我国调整部分商品进出口关税、图表：2024年1月1日から我が国が一部商品の輸出入関税を調整（https://www.gov.cn/zhengce/jiedu/tujie/202312/content_6921728.htm）（2024年12月18日確認）

³⁹ 中華人民共和国関税法（https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202404/content_6947843.htm）（2024年12月18日確認）

⁴⁰ 人民日報記事（https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content_6990667.htm）（2024年12月18日確認）

⁴¹ 中国語：国务院关税税则委员会关于发布《中华人民共和国进出口税则（2024）》的公告、國務院関税税則委員会「中華人民共和国輸出入税則（2024）」の公表に関する公告（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/content_6923614.htm）（2024年12月18日確認）

⁴² 中華人民共和国輸出入税則（2024）（<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231229466979724205.pdf>）（2024年12月18日確認）

⁴³ 商品名称の日本語訳は、平成29年度報告の表記を援用している。

⁴⁴ 輸入商品暫定税率表（2024）（<https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202312/P020231221682761568166.pdf>）（2024年12月18日確認）

税則税目	商品名 ⁴³	最恵国税率 (%)	2024 暫定 税率 (%) ⁴⁴
08109010	生鮮ライチ	30	
0811	冷凍果実及び冷凍ナッツ（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	30	
08119090	冷凍アボカド	30	7
0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナッツ（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	最高 30	
0813	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこの類のナッツ又は乾燥果実を混合したもの	最高 25	注 ⁴⁵
08140000	かんきつ系の果物及びメロンの皮	25	
09019020	コーヒーを含有するコーヒー代用物	30	
1001	小麦及びメスリン	65	
10059000	種用以外のとうもろこし	65	
1006	米	最高 65	
11010000	小麦粉及びメスリン粉	65	
11022000	とうもろこし粉	40	
11029021	長粒種の米粉	40	
11029029	その他の米粉	40	
11031100	小麦のミール及びペレット	65	
11031300	とうもろこしのミール及びペレット	65	
11032010	小麦ペレット	65	
11042300	その他加工したとうもろこし	65	
11042910	その他加工した大麦	65	
12077099	その他メロンの種	30	
12129996	ステビア葉	30	
12129999	生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したその他食用に供する他関税品目番号にされていない果実の核及び仁その他の植物性生産品	30	
15162000	インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化し植物性油脂及びその分別物（精製してあるかないかを問わず、さらに調製したものを除く。）	25	
15163000	微生物性油脂及びその分別物	25	
1517	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	最高 30	
1701	甘しゅ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしゅ糖（固体のものに限る。）	50	
1702	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	最高 30	注 ⁴⁶

⁴⁵ 乾燥クランベリー（08134090）には暫定税率 15%が適用される。

⁴⁶ 乾燥無水乳糖を重量の 99%以上に含む乳糖（17021100）には暫定税率 5%が適用される。

税則税目	商品名 ⁴³	最恵国税率 (%)	2024 暫定 税率 (%) ⁴⁴
20091200	冷凍していないオレンジジュース（ブリックス値が 20 以下のものに限る。）	30	注 ⁴⁷
20091900	冷凍していないオレンジジュース（ブリックス値が 20 を超えるものに限る。）	30	注 ⁴⁸
2102	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	25	
22043000	その他のぶどう搾汁	30	
2205	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	65	注 ⁴⁹
2206	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	40	
2207	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80% 以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	最高 40	
2402	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	25	
2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	57	
2404	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	最高 57	
31021000	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	50	
31052000	鉬物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	50	
31053000	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	50	
37032010	感光性の写真用の紙、板紙でロール状でない又は幅 610 ミリメートル以下のもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	35	
37039010	感光性の写真用の紙、板紙ロール状でない又は幅 610 ミリメートル以下のもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	35	
40117090	農業用又は林業用の車両及び機械に使用するゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。ヘリンボーントレッドパターンを除く）	25	
40118091	建設用、鉬業用又は産業用の車両及び機械に使用するヘリンボーントレッドパターンを除くゴム製の空気タイヤ又は類似トレッドパターンのゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。リム径が 61 センチメートル以下。）	25	
40118092	リム径が 24 インチ（60.96 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	
40119090	リム径が 30 インチ（76.2 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	

⁴⁷ 独立したパッケージの最小正味重量は 180 kg 以上のものに限り、暫定税率 20%が適用される。

⁴⁸ 独立したパッケージの最小正味重量は 180 kg 以上のものに限り、暫定税率 20%が適用される。

⁴⁹ 2リットル以下の容器入りにしたものに限り、暫定税率14%が適用される。

税則税目	商品名 ⁴³	最恵国税率 (%)	2024 暫定 税率 (%) ⁴⁴
40122010	自動車用ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
40122090	その他用途のゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
5101	羊毛（カードし又はコムしたものを除く。）	38	
51031010	羊毛のノイル	38	
5105	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたもの（小塊状のコムした羊毛を含む）に限る。）	最高 38	
52010000	未梳綿花	40	
52030000	綿（カードし又はコムしたものに限る。）	40	
84082090	出力が 132.39km 未満の乗用車ディーゼルエンジン	25	
8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	最高 45	

補助金・相殺措置

（１）2024年度版不公正貿易報告書P25,26の「個別措置」の「（１）輸出増値税還付率変動」について、現在の記載をファクトチェックいただき、誤りがあればご指摘ください。また、当該措置について新たな動向があれば、調査・報告ください。

1. ファクトチェック

2024年度版不公正貿易報告書P25,26の「個別措置」の「（１）輸出増値税還付率変動」について、現在の記載に誤りは見当たらなかった。

2. 最近の還付率変動

2024 年は、輸出増値税の還付率の変動は確認できなかった。

貿易関連投資措置

2024年版不公正貿易報告書のp.26～32に記載の加盟に伴う約束について、新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 外商投資のネガティブリスト

2024 年 9 月 6 日付で、国家発展改革委員会、商務部令第 23 号外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）⁵⁰が公布され、同年 11 月 1 日に施行された。2021 年版のネガティブリストと比較すると⁵¹、「製造業」の項目（出版物の印刷は、中国側の持分支配とする規制、漢方薬材に

⁵⁰ 中国国家发展和改革委员会、商務部「国家発展改革委員会、商務部令第23号外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」（https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202409/t20240907_1392875.html）（2024年12月18日確認）

⁵¹ 中国国家发展和改革委员会、商務部「国家発展改革委員会、商務部令第47号外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123）（2

おける蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産の禁止）が削減され、全 29 項目となった。

基準・認証制度

（１）2024 年度版不公正貿易報告書 P.32,33 の「（１）暗号法・商用暗号管理条例」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、2020 年 1 月 1 日に施行された暗号法には、ソースコードの開示要求の禁止が規定されていると認識していますが、これと同様にアルゴリズムの開示要求が禁止される規定の導入に関する動向について調査・報告ください。

関連して、2024 年 7 月 19 日に施行された、「商用暗号無作為抽出検査事項リスト（2024 年版）」について、無作為検査の対象が拡大していると認識しているが、具体的にこれまでの規定からどのような変化があるのか確認いただきたい。また、「商用暗号管理条例」（国务院令 第 760 号）第 7 条では、商用暗号技術の譲渡を強制しない、と規定されており、「商用暗号無作為抽出検査事項リスト（2024 年版）」に基づく検査においても、その点は遵守されると認識しているが、この点に関して公式な見解や有識者の見解が示されているのか等調査・報告ください。

1. 暗号法、商用暗号管理条例の動向

暗号法⁵²は、2020 年 1 月 1 日より施行され、商用暗号管理条例⁵³は、2023 年 7 月 1 日から施行されている。

国家暗号管理局のウェブサイト⁵⁴において、暗号法及び商用暗号管理条例について動向の調査を行った。2024 年における新たな動向は以下の通りである。

2. 商用暗号領域違法端緒苦情申し立て通報処理弁法（試行）

2024 年 4 月 12 日に、商用暗号領域違法端緒苦情申し立て通報処理弁法（試行）⁵⁵が公表され、同年 6 月 1 日から施行されている。

本弁法にいう「苦情申し立て通報」とは、公民、法人又はその他の組織が、暗号管理部門に対して、各種の商用暗号領域の法律、法規、規則又は行政規範性文書に違反する疑いのある端緒を反映する行為をいう（同弁法第 3 条）。

当該弁法は、商用暗号関連の法令に違反する疑いがある場合の通報の処理について明確にしておき、通報者の権益保護（同弁法第 5 条）、通報窓口（同弁法第 6 条）、通報内容（同弁法第 7 条）、虚偽通報の禁止（同弁法第 13 条）、暗号管理部門及び職務者における営業秘密、個人のプライバシー通報者の情報の守秘義務（同弁法第 15 条）、原則 90 日の処理期限（同弁法第 16 条）、通報者へのフィードバック（同弁法第 18 条）を規定している。

3. 商用暗号無作為採取検査事項リスト（2024 年版）

(1) 概説

024年12月18日確認

⁵² 中国語：密碼法、中国国家暗号管理局「暗号法」（https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2023-06/04/content_1057225.shtml）（2024年12月18日確認）

⁵³ 中国語：商用密碼管理条例、中国国家暗号管理局「商用暗号管理条例」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202305/content_6875928.htm）（2024年12月18日確認）

⁵⁴ 中国国家暗号管理局ウェブサイト（<https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/zcfg.shtml>）（2024年12月18日確認）

⁵⁵ 中国語：商用密碼領域違法線索投訴舉報處理辦法（試行）

中国国家暗号管理局「商用暗号領域違法端緒苦情申し立て通報処理弁法（試行）」

（https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2024-05/17/content_1061190.shtml）（2024年12月18日確認）

2024 年 7 月 19 日、国家暗号管理局は、商用暗号無作為抜取検査事項リスト（2024 年版）⁵⁶を公表した。

暗号法は、商用暗号について、日常的な監督管理とともに、無作為に抜取検査を行う事中事後の規制を行うこと定めている（暗号法第 31 条第 1 項）。

当該リストは、2018 年 7 月 7 日に公布された商用暗号無作為抜取検査事項リスト⁵⁷の更新版であり、商用暗号製品の検査測定、商用暗号アプリケーションの安全性評価、商用暗号アプリケーション、電子認証サービスに使用する暗号、電子政務の電子認証サービスに関する無作為検査の内容、法的根拠、比率、頻度、対象、方法等を規定している。

抜取検査の主体は、暗号管理部門であり、抜取検査の方法は、現場、書面、ネットワーク検査により行われる。3 年以内に既に無作為抜取検査を受けており、その際に違法行為がなかった場合は無作為抜取検査の対象外となるが、不合格であった場合には、無作為抜取検査の頻度が増えることになる。

2018 年版の商用暗号無作為抜取検査事項リストと比べると、2024 年版のリストの規定の違いは以下の通りである。

(2) 抜取検査の対象範囲の拡大

2018 年版は、主に、商用暗号の検査測定機構と電子認証サービス機構が対象であったが、2024 年版は、商用暗号の検査測定機構と、電子認証サービス機構の他に、「法律、行政法規、国の関連規定が要求する商用暗号を使用して保護を行うネットワークと情報システム運営者」が、抜取検査の範囲に加えられた。

これは、暗号法において、法律、行政法規、国の関連規定が商用暗号を使用して保護することを要求する重要情報インフラ運営者が商用暗号を使用して保護する場合に、自ら又は商用暗号検査測定機構に委託をして、商用暗号アプリケーション安全性評価を行わなければならない（暗号法第 27 条第 1 項）と規定され、商用暗号管理条例においても、法律、行政法規、国の関連規定が商用暗号を使用して保護することを要求する重要情報インフラ運営者は、商用暗号を使用して保護し、商用暗号アプリケーションの計画、配備に必要な資金と専門人員を制定し、商用暗号保障システムを計画、構築、運用しなければならない、自ら又は商用暗号検査測定機構に委託をして、商用暗号アプリケーション安全性評価を行わなければならない（商用暗号管理条例第 38 条）と規定されていることに対応するためのものと考えられる。

(3) 抜取検査の種類の類型化

2018 年版では、抜取検査の種類が細かく分けられていなかったが、2024 年版では以下の 5 つの種類に分けられた。

- ・ 商用暗号製品の検査測定：商用暗号の検査測定機構の資質認定条件と要求に適合し、従事者の規範を遵守して、商用暗号製品の検査測定活動を行い、標準等を実施しているか
- ・ 商用暗号アプリケーションの安全性評価：商用暗号の検査測定機構の資質認定条件と要求に適

⁵⁶ 中国語：国家密码管理局商用密码随机抽查事项清单（2024年版）、中国国家暗号管理局「商用暗号無作為抜取検査事項リスト（2024年版）」（https://www.oscca.gov.cn/sca/xwdt/2024-07/19/content_1061193.shtml）（2024年12月18日確認）

⁵⁷ 中国語：国家密码管理局商用密码随机抽查事项清单（2018年版）、中国国家暗号管理局「商用暗号無作為抜取検査事項リスト（2018年版）」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5447437.htm）（2024年12月18日確認）

合し、従事者の規範を遵守して、商用暗号アプリケーションの安全性評価活動を行い、標準等を実施しているか

- ・ 商用暗号アプリケーション：法律、行政法規、国の関連規定が要求する商用暗号を使用して保護を行うネットワークと情報システム運営者が使用する商用暗号技術、製品、サービスの適法性、正確性、有効性
- ・ 電子認証サービスに使用する暗号：電子認証サービスが使用する暗号が、許可条件と要求に適合し、電子認証サービスが使用する暗号に関する法律法規、技術規範、規則等を遵守しているか
- ・ 電子政務の電子認証サービス：電子政務の電子認証サービス機構が、資質認定条件と要求に適合し、従業者の規範を遵守し、電子政務の電子認証サービス活動を行っているか

(4) 法的根拠の更新

商用暗号無作為抜取検査事項リスト（2024 年版）は、2020 年 1 月 1 日から施行されている暗号法及び 2023 年 7 月 1 日から改正法が施行されている商用暗号管理条例等の関連する商用暗号管理規則が根拠法となっている。

具体的には、暗号法、商用暗号管理条例、商用暗号検査測定管理弁法、商用暗号アプリケーション安全性評価管理弁法、電子署名法、電子認証サービス暗号管理弁法等の条文が法的根拠として列挙されており、検査を行う規制内容や違反に対する法的責任が明確にされている。

例えば、重要情報インフラ運営者が、要求に従った商用暗号を使用していない又は、商用暗号アプリケーションの安全性評価を行っていない場合には、10 万元以上 100 万元以下の過料、直接責任を負う管理者は、1 万元以上 10 万元以下の過料に処される可能性がある（暗号法第 37 条）。

このように、抜取検査を行う規制内容や違反に対する法的責任は、すでに施行されている法令に基づいており、新たに規制を強化するものではなく、抜取検査の内容を明確化するものであると考えられる。

なお、商用暗号技術の譲渡強制の禁止規定について、商用暗号管理条例では、国は外商投資の過程において、自由意志の原則と商業規則に基づいて、商業暗号技術協力を行うことを奨励する。行政機関及びその職員は、行政手段を利用して、商用暗号技術の譲渡を強制することができないと規定している（商用暗号管理条例第 7 条第 3 項）。

中国では、主管機関のウェブサイトにおいて、政策解説や記者回答が公表されることが多いため、主管機関である国家暗号管理局のウェブサイトにおいて調査を行ったが、商用暗号無作為抽出検査事項リスト（2024 年版）」に基づく検査においても、商用暗号技術の譲渡強制の禁止規定が遵守されるかについて公的な見解や有識者の見解は示されていない。

4. 電子政務電子認証サービス管理弁法

2024 年 9 月 4 日、電子政務電子認証サービス管理弁法⁵⁸が公表され、同年 11 月 1 日から施行された。

暗号法は、国家暗号管理局が、商用暗号技術を採用する電子認証サービスを行う機構に対して認証を行うとしており（暗号法第 29 条）、関連部門と共同で政務活動において使用する電子署名、電子文書の要求について管理している。また、商用暗号管理条例は、商用暗号技術を採用して電子政務

⁵⁸ 中国語：电子政务电子认证服务管理办法、中国国家暗号管理局「電子政務電子認証サービス管理弁法」
(https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2024-09/10/content_1061204.shtml)（2024 年 12 月 18 日確認）

の電子認証サービスを行う機構は、国家暗号管理部門の認定により、法律に従って電子政務の認証サービス機構資質を取得しなければならないと規定している（商用暗号管理条例第24条）。

電子政務電子認証サービス管理弁法は、上記の電子政務の電子認証サービス機構の管理について明確にするもので⁵⁹、適用範囲、電子政務の電子認証サービスの定義、資質認定の要求、監督管理体制、資質認定手続、行為規範、監督管理と法的責任等を規定している。

5. 両用品目輸出管理リスト

商用暗号の輸出管理については、2021年1月1日から施行されていた商用暗号輸出管理リストと商用と暗号輸出許可手続により規制されていた⁶⁰が、2024年11月15日に、統一的な両用品目輸出管理リストが公表されて商用暗号の輸出管理の内容が統合されたため、商用暗号輸出管理リストと商用と暗号輸出許可手続は適用されなくなった⁶¹。

6. 商用暗号検査測定機構（商用暗号アプリケーション安全性評価業務）リスト

2024年11月11日に、商用暗号検査測定機構（商用暗号応用安全性評価業務）リストが公表された⁶²。

商用暗号管理条例は、商用暗号アプリケーションの安全性評価に関する制度の要求を定めている（商用暗号管理条例第13条、第38条、第41条、第42条）。2023年9月26日に公表され、同年11月1日から施行されている商用暗号アプリケーション安全性評価管理弁法⁶³では、安全性評価の対象範囲、責任主体、業務原則、手続内容、実施規範等が規定されており、商用暗号アプリケーション安全性評価活動に従事し、証明作用を有する安全性評価データ、結果を社会に向けて発行する機構は、国家安全管理局の認定を経て、商用暗号検査測定機構資質を取得しなければならない（商用暗号アプリケーション安全性評価管理弁法第4条）。

重要なネットワークと情報システムの運営者は、自ら又は商用暗号検査測定機構に委託をして商用暗号アプリケーションについて安全性評価をしなければならないと定めている（商用暗号アプリケーション安全性評価管理弁法第7条第2項）。

7. アルゴリズムの開示要求の禁止導入に関する動向

2020年7月1日から施行されている暗号法は、商用暗号管理部門と関連部門及びその職員は、商用暗号業務従事組織、商用暗号検査測定機構、認証機構に、ソースコード等の暗号関連の専有情報を開示することを求めてはならないと規定している（暗号法第31条第2項）。

これ以外に、アルゴリズムの開示要求を禁止する規定の導入について、国家暗号管理局のウェブサイトにおいて、意見募集稿等の動向を調査したが、このような規定に関する情報は発見されなか

⁵⁹ 中国国家暗号管理局ウェブサイト政策解説（https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2024-09/10/content_1061205.shtml）（2024年12月18日確認）

⁶⁰ 中国語：商用密码进口许可清单、商用密码出口管制清单、中国商務部「商務部、国家暗号管理局、税関総署公告2020年第63号」（<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202012/20201203019733.shtml>）（2024年12月18日確認）

⁶¹ 中国語：两用物项出口管制清单、中国商務部「両用品目輸出管理リスト 商務部公告2024年第51号」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6987846.htm）（2024年12月18日確認）

⁶² 中国語：商用密码检测机构(商用密码应用安全性评估业务)目录、中国商務部「商用暗号検査測定機構（商用暗号アプリケーション安全性評価業務）リスト」（https://www.oscca.gov.cn/sca/xwdt/2024-11/11/content_1061214.shtml）（2024年12月18日確認）

⁶³ 中国語：商用密码应用安全性评估管理办法、中国商務部「商用暗号アプリケーション安全性評価管理弁法」（https://www.oscca.gov.cn/sca/xxgk/2023-10/07/content_1061109.shtml）（2024年12月18日確認）

った。

(2) 2024 年度版不正貿易報告書 P.33～35 の「(3) 化粧品規則」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、「化粧品登録・届出のための試験業務規範」は CMA (検査検定資質認定) を取得した機関が試験を実施することを求めています、「検査機構資質認定管理弁法」も踏まえつつ、中国国外の機関が CMA を取得できるか否かについて調査・報告ください。また、「化粧品効能訴求評価規範」及び「歯磨監督管理弁法」は特定の試験方法による評価を求めています、OECD や ISO が定める試験方法による評価が許容されるか否かについて調査・報告ください。

1. 化粧品規制の動向

化粧品規制の管轄機関である国家薬品监督管理局のウェブサイト⁶⁴において、化粧品法規や化粧品公告通告で調査を行った。2024 年における新たな動向は以下の通りである。

2. 化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告

(1) 概説

2024 年 4 月 22 日、企業の化粧品の安全評価業務を改善するために、国家薬品监督管理局は、化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告⁶⁵を公表しており、2024 年 5 月 1 日から施行されている。

2021 年 1 月 1 日から施行されている化粧品監督管理条例⁶⁶は、化粧品の安全評価制度を定めており、化粧品の登録・届出前に、登録申請者、届出者は、自ら又は専門機構に委託して、化粧品の新原料の安全評価をしなければならず、安全評価に従事する者は、化粧品の品質安全に関する専門知識を有し、かつ 5 年以上の関連する専門の就労経歴がなければならない (化粧品監督管理条例第 21 条)。

国家薬品监督管理局は、化粧品安全評価技術指導原則 (2021 年版) ⁶⁷を公表して、安全評価業務を行っている。化粧品の登録者、届出者が、特殊化粧品登録又は普通化粧品の届出を行う場合は、当該技術指導原則の要求に従って安全評価を行い、製品の安全評価の資料を提出しなければならない。もっとも、化粧品安全評価技術指導原則 (2021 年版) の公告は、2024 年 5 月 1 日までは、安全評価報告書の簡易版を提出するだけで足りると規定している。

(2) 本文

化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告は、本文と附則の 2 つからなり、本文では、安全評価の資料に対してリスクに応じた分類管理を行うことを定めており、条件に適合する普通化粧品については安全評価の基本的な結論を提出し、安全評価報告の詳細は企業において保管することで足りることを明確にした (化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告第 1 条)。

また、化粧品の研究開発サイクルが比較的長いことを考慮し、重複投資を避けるため、2025 年 5 月

⁶⁴ 中国国家薬品监督管理局ウェブサイト (<https://www.nmpa.gov.cn/directory/web/nmpa/hzhp/index.html>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁶⁵ 中国語：关于发布优化化妆品安全评估管理若干措施的公告、中国国家薬品监督管理局「化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告」(<https://www.nmpa.gov.cn/directory/web/nmpa/xxgk/ggtg/hzhp/ggtg/jmhzhptg/20240422172542190.html>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁶⁶ 中国語：化粧品監督管理条例、中国国家薬品监督管理局「化粧品監督管理条例」(https://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/29/content_5522593.htm) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁶⁷ 中国語：化妆品安全评估技术导则 (2021 年版)、中国国家薬品监督管理局「化粧品安全評価技術指導原則 (2021 年版) の公告」(<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/hzhp/ggtg/jmhzhptg/20210409160436155.html?type=pc&m=>) (2024 年 12 月 18 日確認)

1 日前に、化粧品の登録者、届出者が登録申請、届出を行う場合には、化粧品安全評価技術指導原則（2021 年版）の要求に適合する簡易版の安全評価報告を提出することができると規定して、2025 年 5 月 1 日まで 1 年間の移行期間を設定している（化粧品の安全評価管理の改善に関する若干措置の公告第 2 条）。

(3) 附則

附則は、化粧品の安全評価に関する管理措置であり、主に以下の内容を定めている⁶⁸。

- ・ 企業の評価能力を向上させるために、クロスリファレンス、毒物学の閾値、全体政策等の関連技術ガイドラインの制定、化粧品の安全リスク物質の識別と評価の技術ガイドライン、理科学の安定性、防腐剤の課題、包装材の互換性の 3 つの測定試験に関する技術ガイドラインを定めている。
- ・ 原材料データの不足問題を解決するために、国際的に権威がある化粧品安全評価データ、登録届出システムにおいて、既に販売されている原材料の使用情報を収集、整理、公表している。同時に、「化粧品原材料データ使用ガイドライン」を制定し、特に 3 年間の原材料の使用履歴と安全食用の履歴データ等の企業の関連データの合理的な利用に関するルールを定めている。
- ・ 監督管理機能を高めるため、リスクに応じた安全評価の分類管理措置を行っており、児童用化粧品、シミ取り・美白化粧品等のリスクが高い化粧品は、全ての安全評価報告の要求を継続する一方で、リスクの低い化粧品については、安全評価の結論だけを提出し、詳細な報告は企業内で保存することを許容している。

3. 化粧品検査管理規定

(1) 概説

2024 年 4 月 29 日に、化粧品検査管理弁法⁶⁹が公表され、2024 年 11 月 1 日に施行された主な内容は以下のとおりである⁷⁰。

化粧品検査について、検査の開始、検査者、提示証書、検査実施と記録、弁明陳述、検査審査報告、リスクコントロール、期間を定めての是正及び再検査、検査情報の公開等の手続と要求を定めている。

(2) 検査の種類

化粧品の検査は、性質と目的に基づいて、許可検査、通常検査、有因検査、その他の検査に分かれている（化粧品検査管理弁法第 7 条）。

許可検査は、薬品監督管理部門が、化粧品の生産許可の過程で、申請者が法律法規の定める条件に適合しているかを検査するものである。

通常検査は、薬品監督管理部門が、計画に従って、被検査対象に、化粧品監督管理の法律法規、強制的国家標準、技術規範、化粧品登録又は届出資料で明示された技術要求等の状況について検査

⁶⁸ 中国国家薬品監督管理局「政策解説」

(<https://www.nmpa.gov.cn/directory/web/nmpa/xxgk/zhcjd/zhcjdzhzp/20240422172800135.html>)（2024年12月18日確認）

⁶⁹ 中国語：化粧品検査管理办法、中国国家薬品監督管理局「化粧品検査管理弁法」

(<https://www.nmpa.gov.cn/directory/web/nmpa/xxgk/ggtg/hzhpggtg/jmhzhptg/20240429152815113.html>)（2024年12月18日確認）

⁷⁰ 中国国家薬品監督管理局「政策解説」(<https://yj.sh.gov.cn/zcjd/20240430/b5fe3283ef3841aeb0817d278ca675d.html>)（2024年12月18日確認）

するものである。

有因検査は、届出登録、サンプル検査、不良反応モニタリング、リスクモニタリング、苦情申し立て通報、案件調査処分、世論モニタリング等において発見されたリスク情報に基づいて検査するものである。

その他の検査は、許可検査、通常検査、有因検査以外の検査をいう。

(3) 企業の合法的権益の保障

企業の合法的権益を保障するため、以下のような規定を定めている。

- ・ 企業の弁明陳述権の保護：被検査対象は、現場検査の記録等について異議がある場合は、現場で弁明を行うことができる。検査者はありのままに記録し、陳述の内容について確認し、弁明の内容と合わせて、被検査対象に欠陥や問題があるかを確定する（第 14 条）。
- ・ 企業の知る権利の保護：検査において、欠陥や問題が発見された場合、書面にしなければならない、検査者と被検査対象者双方 1 部ずつ作成しなければならない（第 13 条第 4 項）。
- ・ 企業の営業秘密の保護：薬品監督管理部門、検査機構及びその検査者は、検査に関する情報を勝手に開示することはできない。被検査対象者の同意なく、検査において知った被検査対象者の営業秘密を開示することはできない（第 20 条）。
- ・ リスクコントロール措置の解除：安全リスクのおそれが排除された後、被検査対象者は、リスクコントロール措置の解除を申請することができる。薬品監督管理部門は、評価を行い、要求に適合するように是正されたことを確認した後に、関連するリスクコントロール措置を解除することができ、業務の必要に応じて、社会に向けて関連情報を公表しなければならない（第 40 条）。
- ・ 検査規律：検査者は、法律法規、廉潔な紀律と業務要求を厳格に遵守し、被検査対象者に対して、検査と関係がない要求をすることができず、被検査対象者と利害関係を有してはならない（第 19 条）。

(4) 検査の証拠収集の効力の補強

現場検査に関する記録は、全体の検査者の署名を得なければならない、被検査対象者の責任者の署名又は会社の公印を押さなければならない（第 13 条第 3 項）。

検査審査者は、2 名を下回ることができない。検査審査報告は、行政処罰の根拠とすることができる（第 15 条第 4 項）。

検査者は、映像等の方法により検査と証拠収集の過程を記録することができる。収集した証拠資料は、被検査対象者の関連人員の署名確認又は会社公印の押印を得なければならない（第 32 条第 1 項）。

検査者が、検査過程において、法律に従って収集した証拠資料は、行政処罰の根拠とすることができる。必要な場合は、端緒の引渡を受けた組織は、関連する証拠について調査して確認しなければならない（第 32 条第 2 項）。

4. 中国国外の機関による CMA 取得の可否

(1) 検査検定資格認定の要求

化粧品登録・届出のための試験業務規範⁷¹は、検査検定機構が、化粧品の登録・届出の検査業務を行う前に、その業務の需要を十分に満足できる能力範囲の化粧品領域に関する CMA（検査検定資質認定）を取得しなければならないと定めている（化粧品登録・届出のための試験業務規範第 5 条第 2 項）。

そして、検査検定機構資質の条件については、検査検定機構資質認定管理办法⁷²で定められており⁷³、当該办法は、検査検定機構が満たすべき条件として、以下を規定している（検査検定機構資質認定管理办法第 9 条）。

- ・ 法律に従って成立し、適切な法律責任を十分に負うことができる法人又は組織
- ・ その検査機構活動の従事に関する適切な検査技術者と管理者を有すること
- ・ 固定の業務場所を有し、業務環境が検査要求を満たすこと
- ・ 検査機構活動において必要な検査設備・施設を有していること
- ・ その検査活動が独立的、公正、科学的、誠実であることを保証できる管理体制を有しかつ有効に運用できること
- ・ 関連する法律、法規、標準、技術規範の規定する特殊な要求を満たすこと

また、外国投資者が、中国国内で法に基づいて設立した検査機構が、資質認定を申請する場合は、本办法第 9 条の規定する資質認定条件の他に、中国の外商投資法の関連規定に適合しなければならないと規定している（同第 16 条）。

このように、法律の規定上は、外国投資者が、中国国内で法に基づいて設立した検査機構である場合には、CMA を申請しうることが明記されているが、中国国外の機関が直接、CMA を申請できるかについては、明記されていない。

(2) 当局照会

検査検定機構資質認定については、プラットフォームのウェブサイト⁷⁴において、申請方法が説明されており、このウェブサイトで設置されている問い合わせ窓口（010-82260755）及びその委託元である検査検定主管部門（010-82262672）に問い合わせを行ったところ、中国国外の機構の場合、主管機関による審査や監督を行うことができないため、検査検定機構資質認定は、中国国内で法に基づいて設立した検査機構からの申請しか受理していないとの回答を得た。

5. 化粧品効能訴求評価規範における試験方法の評価

(1) 試験方法の要求

化粧品効能訴求評価規範⁷⁵は、効能訴求の試験方法について以下のように定めている。

⁷¹ 中国語：化妆品注册和备案检验工作规范发布

中国国家薬品監督管理局「化粧品登録・届出のための試験業務規範」（https://www.gov.cn/fuwu/2019-09/11/content_5428974.htm）（2024年12月18日確認）

⁷² 中国語：检验检测机构资质认定管理办法

中国国家薬品監督管理局「検査検定機構資質認定管理办法」

（https://scjgj.beijing.gov.cn/cxfw/flfgcxfw/rzrkl/202006/t20200619_1928541.html）（2024年12月18日確認）

⁷³ 2022年8月11日に、化粧品検査機構の資質認定条件を定めた化粧品検査検定機構認定条件（意見募集稿）

（<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/zhqyj/zhqyjzhzp/20220811100330153.html?type=pc&m=>）が出されたものの、2024年12月18日現在では実施されていない。

⁷⁴ 中国国家薬品監督管理局「政務サービスプラットフォーム」

（<https://zwfw.samr.gov.cn/guideDetail?id=6649cd3820b94d5e90a901e8e74449e6>）（2024年12月18日確認）

⁷⁵ 中国語：化妆品功效宣称评价规范

中国国家薬品監督管理局「化粧品効能訴求評価規範」

化粧品の効能訴求は、十分な科学的根拠を有しなければならない、効能訴求の根拠は、文献資料、研究データ又は化粧品効能訴求の評価試験結果等を含まなければならない（化粧品効能訴求評価規範第5条）。

化粧品の登録者、届出者は、自ら又は適切な能力を有する評価機構に委託して、化粧品の効能訴求評価項目の要求（附属1）に従い、化粧品の効能訴求評価をしなければならない、評価の結論を作成、製品の効能訴求の根拠の概要を公表しなければならない（第6条）。この附属1資料には、効能に応じて、人体効能評価試験、消費者使用試験、実験室試験、文献資料又は研究データの4つの評価方法が列挙されている。

効能が視覚、嗅覚等の感覚器官を通じて十分に直接識別できる場合（例えば、洗浄、メイク落とし、美容装飾、芳香、ベビーパウダー、染毛、パーマ、ヘアカラーケア、脱毛、デオドラント及びシェービング補助等）、又は単純に物理的に覆う、付ける、擦るなどの方法により効果が発生（例えば、物理的に覆った部分のシミ取りや美白、物理的な方法により角質や角栓を除去するなど）し、かつラベルにおいて物理的な作用の効能のみを有することが明確に表示されている場合は、製品の効能訴求の根拠に関する概要の公表義務が免除される（第7条）。

シミ取りと美白、日焼け止め、抜け毛予防、ニキビ対策、滋養と修繕効能を有する化粧品は、人体効能評価試験の方法により効能訴求評価を行わなければならない。そして、シミ取りと美白、日焼け止め、抜け毛予防の効能を有する化粧品は、化粧品登録届出検査機構により、強制的な国家標準、技術規範の要求に従って、人体効能評価試験を行い、報告書を作成しなければならない（第10条）。

また、新効能を訴求する化粧品は、製品の効能を遡求する具体的な状況に基づいて、科学合理的な分析をしなければならない。視覚、嗅覚等の感覚器官から十分直接識別できる又は物理的な作用により効果が生じ、かつラベルにおいて物理的な作用の新効能を有することのみが明確に表示されている場合は、効能訴求の評価資料の提出が免除される。製品の効能訴求の評価資料の提出が必要な場合、化粧品と登録と届出検査機構は、強制的な国家標準、技術規範が規定する試験方法で、製品の効能評価を行い、報告書を作成しなければならない（第12条第1項）。

強制的な国家標準、技術規範以外の試験方法は、2者以上の化粧品登録届出検査機構に委託して検証しなければならない、検証が要求に適合する場合は、新効能の評価をすることができ、製品の効能訴求評価報告において、方法の有効性、信頼性等のパラメータを明らかにすることができる（第12条第2項）。

(2) OECDやISOが定める試験方法による評価で行うことが可能であるか

法律上規定がある場合は、強制的な国家標準や技術規範の試験方法が優先的に適用されるが、法律上規定がない場合には、国外の関連法規又は技術標準に記載された方法によることができる。

規定がある状況を除いて、化粧品効能訴求評価試験は、以下の①、②の試験方法を優先して選択しなければならない、①、②の規定がない場合は、任意に③、④の規定する試験方法を選択することができる（化粧品効能訴求評価規範第15条）。

- ① 中国の化粧品の強制的な国家標準、技術規範の規定する方法
- ② 中国のその他の関連法規、国家標準、業界標準に明示された方法
- ③ 中国以外の関連法規又は技術標準で定める方法

- ④ 中国内外の権威がある組織、技術機構及び業界の協会の技術ガイドラインが公表する方法、専門学術雑誌、刊行物で公表する方法又は自ら構築しようとする方法で、効能評価の前に、評価機構は、完成に必要な試験方法を完成させて、移転、確認、検証することにより、評価業務の科学性、信頼性を確保しなければならない。

このように、中国の強制的国家標準、技術規範、その他の法規、関連標準、業界標準に定めがない場合は、中国以外の関連法規又は技術標準で定める方法により評価を行うことができることが規定されており、中国の強制的国家標準、技術規範、その他の法規、関連標準、業界標準に定めがある場合には、OECD や ISO が定める試験方法により評価を行うことができないと考えられる。

6. 歯磨監督管理弁法における試験方法による評価

(1) 試験方法の要求

2023 年 12 月 1 日から施行されている歯磨監督管理弁法⁷⁶は、歯磨の安全性評価、効能訴求評価について、以下の規定において、中国の法律、法規、強制的国家標準、技術規範の要求に従うことを定めている。

- ・ 歯磨届出者は、法律、法規、強制的国家標準、技術規範が要求する原材料を生産に用いなければならない、その使用する歯磨の原材料の安全性について責任を負わなければならない。歯磨届出を行う際、歯磨届出者は、届出情報サービスプラットフォームを通じて、原材料の取得源と原材料の安全性に関する情報を明確にしなければならない（歯磨監督管理弁法第 9 条）。
- ・ 歯磨届出者は、届出前に、自ら、又は専門機関に委託して安全性評価をしなければならない、安全性評価を行う者は、歯磨又は化粧品の品質の安全に関する専門知識を有し、5 年以上の関連する専門の就労経歴がなければならない（第 12 条）。
- ・ 歯磨の効能訴求は、十分な科学的根拠を有さなければならない。歯磨届出者は、届出情報プラットフォームにおいて、効能訴求の根拠の文献資料、研究データ又は製品の効能評価資料の概要を公表し、社会の監督を受けなければならない。歯磨の効能訴求の範囲と用語は、法律、法規、強制的国家標準、技術規範と国家薬品监督管理局の規定に適合しなければならない（第 13 条）。
- ・ 歯磨の効能訴求評価は、法律、法規、強制的国家標準、技術規範と国家薬品监督管理局の定める品質安全と効能訴求評価に関する要求に適合しなければならない、効能訴求評価の結果の科学性、正確性、信頼性を保証しなければならない（第 14 条）。
- ・ 効能訴求が児童用の歯磨製品に適用される場合は、法律、行政法規、強制的な国家標準、技術規範等の児童歯磨の規定に適合しなければならない（第 20 条）。
- ・ 歯磨及びその使用する原材料が、強制的国家標準、技術規範、届出資料に記載された技術要求又は本弁法に規定する規定に適合しない場合は、化粧品監督管理条例の関連規定に従い処理される（第 21 条）。

(2) OECD や ISO が定める試験方法による評価で行うことが可能であるか

歯磨監督管理弁法は、明確に中国国内の機構により評価を行うことを定めていないが、上記のと

⁷⁶ 中国語：牙膏监督管理办法

中国国家薬品监督管理局「歯磨監督管理弁法」

(https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10506/202306/content_6885262.html) (2024年12月18日確認)

おり、歯磨の原材料や効能訴求評価は、中国の法律、法規、強制的国家標準、技術規範に定める原材料の安全性と効能訴求に関する要求に適合しなければならないことを定めている。

上記(1)化粧品効能訴求評価規範における試験方法の評価に記載のとおり、中国の化粧品効能訴求評価規範は、法律上、規定がある場合には、強制的国家標準や技術規範の試験方法が優先的に適用されることが規定されており、中国の強制的国家標準、技術規範、その他の法規、関連標準、業界標準に定めがある場合には、OECDやISOが定める試験方法により評価を行うことができないと考えられる。

サービス貿易

2024年版不公正貿易報告書P.40～46の「（５）中国サイバー・データ関連規制」について、新たな動向があれば調査・報告ください。特に、2024年3月に施行されたデータ越境移転の促進・規範化規定の動向、各法令の文言の定義や法令間の関係性が不明確でビジネス活動が阻害される等の影響が懸念される法令等について調査・報告ください。

1. データ越境移転の促進・規範化規定

2024年3月22日に施行されたデータ越境移転の促進・規範化規定の公布、施行と同時に、データ越境移転セキュリティ評価申告ガイドライン及び個人情報越境移転標準契約届出ガイドラインの第2版⁷⁷が公表された。

個人情報越境移転標準契約の内容自体は、当該ガイドラインの第1版から変更はないが、個人情報保護影響評価に関しては中国語で作成すべきことや文字の書式が明らかにされたほか、ガイドラインに別紙として添付されていた個人情報保護影響評価のひな型の記載事項が全体的に簡素化された。

また、越境移転活動の全体状況として、以下の内容を記載した上で、個人情報越境移転標準契約弁法第5条の規定事項に照らして、個人情報保護の影響評価状況を説明し、特に発生した問題と改善状況について説明することが求められている。

- ・ 個人情報取扱者の基本情報
- ・ 国外受領者の状況
- ・ 個人情報取扱者が説明する必要があると認めるその他の情報

2. センシティブ個人情報識別ガイドライン

2024年9月、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会は、センシティブ個人情報識別ガイドライン⁷⁸を公表した。

当該ガイドラインは、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法に基づいてセンシティブ個人情報を取扱うにあたっての国家基準を発達させることを目的として、センシティブ個人情報を識別するためのガイダンスと、典型的なセンシティブ個人情報の例を定めるものであり、センシティブ個人情報を判定するための以下の4ルール、典型的なセンシティブ個人情報の例、センシティブ個人情報の具体例等で構成されている。

⁷⁷ 中国国家インターネット情報弁公室「データ越境移転セキュリティ評価申告ガイドライン及び個人情報越境移転標準契約届出ガイドラインの第2版」 (https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712783131692707.htm) (2024年12月18日確認)

⁷⁸ 中国全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会「センシティブ個人情報識別ガイドライン」 (<https://www.tc260.org.cn/upload/2024-09-18/1726621097544005928.pdf>) (2024年12月18日確認)

(1) ルール 1

以下①から③のいずれかに該当する個人情報とはセンシティブ個人情報に該当する。

- ① 一度漏洩し、又は不正に使用されると、個人の人格的尊厳が容易に侵害されることにつながる個人情報
※ 個人の人格的尊厳が侵害される事態の具体例としては、「人肉検索（インターネット上での呼びかけに応じて、標的になった人や事件の情報を多数のユーザーが検索し、インターネット上で公開すること）」やネットワークアカウントへの不正侵入、通信詐欺、名誉毀損、差別的取扱い（差別的取扱いには特殊な身分、宗教的信念、性的指向、特定の病気や健康状態等によって引き起こされる可能性がある）が含まれる。
- ② 漏えいし、不正に使用されると、個人の身体の安全が脅かされる可能性があること
※ たとえば、個人の位置情報や移動経路等の行動履歴に関する情報が漏えいしたり、不正に使用されたりすることによって、当該個人の身体の安全が脅かされる場合がある。
- ③ 漏えいし、不正に使用されると、個人の財産の安全が脅かされる可能性があること
※ たとえば金融口座情報を不正に開示されたり、使用されたりすることによって、当該個人の財産に損害が生じてしまう場合がある。

(2) ルール 2

本ガイドラインに規定する典型的なセンシティブ個人情報に該当する場合は、センシティブ個人情報に該当する。但し、上記ルール 1 の条件を満たさないことを示す十分な理由と証拠がある場合には、センシティブ個人情報に該当しない。

(3) ルール 3

単体では通常の個人情報である場合でも、複数の個人情報が集約または融合することによって生じる、全体的な属性も考慮して漏洩又は不正に使用された場合における影響を分析し、上記ルール 1 の条件を満たしている場合は、集約又は融合された全体的な個人情報がセンシティブ個人情報に該当する。

(4) ルール 4

別途の法令によってセンシティブ個人情報であると指定された個人情報は、センシティブ個人情報に該当する。

3. ネットワークデータ安全管理条例

2024 年 9 月 30 日付で、ネットワークデータ安全管理条例⁷⁹が公布され、2025 年 1 月 1 日からの施行を予定している（第 64 条）。

本条例は、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法に基づく規定であり（第 1 条）、中国国内の事業者のみならず個人情報保護法第 3 条 2 項に基づき域外適用を受ける、中国国外の事業者にも適用されることが明示されている（第 2 条）。

具体的には以下の義務が規定されている。

⁷⁹ 中国国务院「ネットワークデータ安全管理条例」（https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6977766.htm）（2024年12月18日確認）

(1) 通知に関する義務（第 21 条）

ネットワークデータ取扱者は、個人情報の取扱いに係る規則を制定し、明確かつ理解しやすく表示することによって個人情報の本人に通知する義務を負う。

また、個人情報の保存に関する通知事項について、個人情報保護法上は保存期間しか定められていないが（個人情報保護法第 17 条 1 項 2 号）、保存期間以外に、①保存期間満了後の取扱い方法及び②明確な保存期間を通知することが難しい場合の保存期間の確定方法は個人への通知事項として定められている（第 21 条 1 項 3 号）。

さらに、ネットワークデータ取扱者は、個人に対し、リスト等の形式で法定の告知事項を通知しなければならないとされている（第 21 条 2 項）。

(2) 同意取得に関する義務（第 22 条）

ネットワークデータ取扱者が、本人の同意に基づき個人情報を取扱う場合には、当該同意範囲を超えない範囲で取扱いを行い、センシティブ個人情報の取扱いについては別途同意を取得しなければならないほか、14 歳未満の未成年者の個人情報の取扱いについては保護者から同意を得なければならない。

(3) 権利行使に関する義務（第 23 条）

ネットワークデータ取扱者は、本人から個人情報に係るアクセス権や訂正権が行使された場合に、当該求めに対して迅速に対応し、本人が権利行使できるようにするための方法を提供しなければならない。

(4) 削除や匿名化に関する義務（第 24 条）

不要な個人情報が自動収集された場合や、本人がアカウントを退会した場合、ネットワークデータ取扱者は個人情報を削除又は匿名化しなければならない。

(5) 移転要請に関する義務（第 25 条）

本人から個人情報の移転請求を受けた場合であって、①本人確認が可能であること、②本人が同意し、または契約に基づき収集された個人情報であること、③移転が技術的に可能であること、④移転によって他社の権利が侵害されないことをいずれも満たす場合には、ネットワークデータ取扱者は、指定された他のネットワークデータ取扱者に対して、個人情報を移転できるようにしなければならない。

これは、いわゆるデータポータビリティに係る内容である。個人情報保護法において、それ以前には中国法上定めなかったデータポータビリティ権が新たに個人の権利として法文化されたものの（個人情報保護法第 45 条第 3 項）、その詳細については特段明確にされていなかった。

(6) 国内代理人選任に関する義務（第 26 条）

中国国外のネットワークデータ取扱者が、中国国内の個人の個人情報を取扱う場合には、中国国内に専門機構又は代表者を設置し、市レベルのネットワーク情報部門に報告しなければならない。

これは、個人情報保護法の域外適用を受ける中国国外の個人情報取扱者において、中国国内に専門機関又は指定代表を設置し、これを設置した場合に個人情報保護職責部門に対して報告すべきこ

とが義務付けられているところ（個人情報保護法第 53 条）、その報告すべき部門を市レベルのネットワーク情報部門と明確にしたものである。

(7) コンプライアンス監査に係る義務（第 27 条）

ネットワークデータ取扱者は、定期的に個人情報取扱いに係る法令遵守状況を、自ら又は専門機関に委託して監査しなければならない。

なお、個人情報取扱いに関するコンプライアンス監査については、2023 年 8 月にネットワーク情報部門が個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法の意見募集稿⁸⁰を公表した後、2024 年 7 月にこれとは別に個人情報保護監査要求⁸¹という国家基準の形式での意見募集稿が公表されている。

(8) 1,000 万人以上の個人情報を取扱う場合の義務（第 28 条）

1,000 万人以上の個人情報を取扱うネットワークデータ取扱者は、重要データ取扱者としての義務にも服さなければならない。

なお、義務主体とされるネットワークデータ取扱者とは、ネットワークデータ取扱い活動（ネットワークデータの収集、保存、利用、処理、伝送、提供、開示、削除等の活動）において、取扱の目的及び方法を独自に決定する個人又は組織を指す（第 62 条第 3 項）。そして、ここにいる「ネットワークデータ」とは、ネットワークを通じて取り扱われ、生成される各種の電子データを指すとされているため（第 62 条第 1 項）、ネットワークを使用せずに取り扱われ、生成される個人情報に関しては、適用対象外となる。

4. データセキュリティ技術 データ分類・等級規則

2024 年 3 月 21 日付で、中国政府より準拠することが推奨されている国家標準である「データセキュリティ技術 データ分類・等級規則⁸²」（GB/T 43697-2024）が公表され、2024 年 10 月 1 日から施行された⁸³。

本規則は、データ分類分級の原則、枠組み、方法、流れを規定して、重要データの識別のガイドラインを記載している。本規則は行政分野の主管部門、各地方政府の主管部門が、業界・分野・地域のデータの分類分級標準の規範を制定するための参考にするために用いられるものである。

データセキュリティ法の「重要データ」を中国の域外へ提供する場合には、中国のインターネット情報部門に、データセキュリティ評価を提出しなければならない（データ越境移転の促進・規範化規定第 7 条第 1 項）ため、「重要データ」の内容は非常に重要であるところ、本規則では別紙において、以下のような「重要データ」の識別ガイドラインが添付されており、規制され得る「重要データ」の内容を把握する上で参考となり得る。

⁸⁰ 中国国家インターネット情報弁公室「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法の意見募集稿」（https://www.cac.gov.cn/2023-08/03/c_1692628348448092.htm）（2024 年 12 月 18 日確認）

⁸¹ 中国全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会「個人情報保護監査要求」（https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20240712162705&norm_id=20231220163619&recode_id=55772）（2024 年 12 月 18 日確認）

⁸² 中国全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会「データセキュリティ技術 データ分類・等級規則」

⁸³ 中国全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会のウェブサイトでは、報批稿（承認待ち原稿）のみが公表されている（<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240321201412>）。全国標準情報公共サービスプラットフォーム上では、「推奨」であること、「すでに2024年10月1日から施行されている」、「現行」規定であることが表示されている（<https://std.samr.gov.cn/gb/search/gbDetailed?id=14156507D2210337E06397BE0A0AE656>）。（2024 年 12 月 18 日確認）

重要データの識別要素	具体例
領土の安全と国家統一に直接影響する、又は国の自然資源の基礎状況を反映するデータ	未公開の領陸、領水、領空データ
他の国家や組織の中国に対する軍事攻撃に利用されるおそれがある、又は中国の戦略備蓄、緊急動員、作戦等の能力を反映するデータ	一定精度の指標を満たす地理データ又は戦略物資の生産能力と備蓄量に関連するデータ
市場経済秩序に直接影響するデータ	重要情報インフラの所在する産業、領域の核心業務の運営又は重要経済領域の生産を支えるデータ
中国の言語文字、歴史、風俗習慣、民族の価値観等の特質を反映するデータ	歴史文化遺産を記録するデータ
重点目標、重要場所の物理安全保護状況又は未公開の地理目標の位置を反映し、テロリスト、犯罪分子の破壊活動の実施に利用されるおそれがあるデータ	重点安全保護団体、重要生産企業、国家重要資産（鉄道、送油パイプライン）の施工図、内部構造、安全防御状況を説明するデータ
国の科学技術力に係る、国際競争力に影響する、又は輸出管理品目に係るデータ	国の科学技術イノベーションの重大成果を反映する、又は中国の輸出禁止・輸出規制品目の設計原理、製造工程、製造方法等のデータ、及びソースコード、集積回路のレイアウト、技術思想、重要パラメータ、実験データ、検査報告に係るデータ
重要情報インフラ全体の運営、発展とセキュリティ保護の状況及びその核心ハードウェア資産情報とサプライチェーン管理状況を反映し、重要情報インフラのサイバー攻撃の実施に利用されるおそれがあるデータ	重要情報インフラのシステム配置情報、システムトポロジー、緊急対応策、診断、運営保守、監査ログに係るデータ
未公開の攻撃方法、攻撃道具の製造方法又は攻撃補助情報に関連し、重点目標に対するサプライチェーン攻撃、ソーシャルエンジニアリング攻撃等のサイバー攻撃に用いられるおそれのあるデータ	政府、軍事産業団体等のセンシティブな顧客リスト、未公開の製品とサービスの調達状況、未公開の重大なセキュリティホールに係るデータ
自然環境、生産生活環境の基礎状況を反映する、又は環境セキュリティインシデントを引き起こすのに利用されるおそれがあるデータ	未公開の土壌データ、気象観測データ、環境保護観測関連データ
水資源、エネルギー資源、土地資源、鉱物資源等の資源備蓄と開発、供給状況を反映するデータ	未公開の水文観測結果、耕地面積又は質の変化状況を記述するデータ
核物質、核施設、核活動の状況を反映する、又は核破壊やその他の核セキュリティインシデントを引き起こすのに利用されるおそれがあるデータ	原子力発電所の設計図、原子力発電所の運行状況に係るデータ
海外のエネルギー資源の安全、海上戦略航路の安全、海外の公民と法人の安全に係る、又は中国が参加している国際経済貿易、文化交流活動の破壊又は中国に対する差別的な禁止・規制やその他の類似措置の実施に利用されるおそれがあるデータ	国際貿易における特殊品目の生産取引及び特殊装備の配備、使用と修理状況を記述するデータ
中国の宇宙、深海、極地等の戦略新領域の現実的又は潜在的な利益に係るデータ	未公開の宇宙、深海、極地等の科学考察、開発利用に係る人員の上述の領域の安全な出入りに関係するデータ
バイオテクノロジーの研究、開発と応用状況を反映する、民族の特徴、遺伝情報を反映する、重大突発伝染病、動植物の疫病流行に関わる、生物実験室の安全に関わる、又は生物兵器の製造に製造、バイオテロリズムの実施に利用されるおそれのある、外来種の侵入と生物多様性に関わるデータ	重要生物資源データ、微生物の薬剤耐性の基礎研究データ
大局的又は重点領域の経済運営、金融活動状況を反映する、産業競争力に係る、公共のセキュリティインシデントを引き起こし、公民の生命の安全に影響	未公開の統計データ、重点企業の商業秘密

重要データの識別要素	具体例
するおそれがある、集团的活動を引きおこす又は集団の感情や認知に影響するデータ	
国又は地域の集団の健康・生理状況を反映する、疾病の伝播と予防・治療に関係する、食品・薬品の安全に係るデータ	健康・医療資源、大量の診療・健康管理、疾病管理・防疫、健康救援保障、特定薬品の実験、食品安全トレーサビリティに係るデータ
その他の国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁空間、ネットワーク、生態、資源、核、海外利益、宇宙、極地、深海、生物、人工知能等の安全に影響を及ぼす可能性のあるデータ	

5. 自然資源分野データセキュリティ管理弁法

2024年3月22日、自然資源部は、自然資源分野データセキュリティ管理弁法⁸⁴が公表しており、同日付けで施行されている。

本弁法は、自然資源分野データの分類分級管理、データのライフサイクルセキュリティ管理、モニタリング・早期警戒と応急管理、監督検査、法律責任について定めている。

本弁法は、中国域内で行われる又は中国域外で、自然資源部門の職責の過程において行われる自然資源分野の秘密に係わらないデータ処理活動及びセキュリティ監督管理に適用される（第2条）。

自然資源分野データとは、自然資源活動を行う中で収集又は生み出したデータをいい、主に、基礎的な地理データ、リモートセンシング画像等の地理情報データ、土地、鉱物資源、森林、草原、水、湿地、海域、島等の自然資源調査モニタリングデータ、全体計画、詳細計画、特別計画等の国土空間計画データ、用途管理、資源管理、耕地保護、生態回復、開発利用、不動産登記等の自然管理データをいう（第3条第1項）。

データ取扱者は、中国域内で収集・生成した重要データを中国域内で保存しなければならない、中国域外へ提供する必要がある場合は、国のインターネット情報部門のデータ越境移転セキュリティ評価の関連規定を遵守しなければならない（第20条）。

6. 工業情報化分野データセキュリティリスク評価実施細則（試行）

2024年5月10日、工業情報化部は、工業情報化分野データセキュリティリスク評価実施細則（試行）⁸⁵を公表しており、同年6月1日から施行されている。

本実施細則は、中国域内で工業情報化分野の重要データと核心データの処理者のデータ処理活動に行うデータセキュリティリスク評価に適用される（第2条）。

重要データと核心データの処理者は、法律法規、業界の監督管理部門の関連する規定及び評価標準に従って、データ処理活動の目的と方法、業務場面、セキュリティ保障措置、リスク影響等の要素について、データセキュリティリスク評価を行わなければならない（第5条）。

7. 工業情報化分野データセキュリティインシデント応急対策（試行）

2024年10月29日、工業情報化部は、工業情報化分野データセキュリティインシデント応急対策（試行）⁸⁶を公表しており、同年11月1日から施行されている。

⁸⁴ 中国自然資源部「自然資源分野データセキュリティ管理弁法」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202403/content_6942232.htm）（2024年12月18日確認）

⁸⁵ 中国工業情報化部「データセキュリティリスク評価実施細則（試行）」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202405/content_6953528.htm）（2024年12月18日確認）

⁸⁶ 中国工業情報化部「工業情報化分野データ安全事件応急対策（試行）」（<https://www.miit.gov.cn/jgsj/waj/wjfb/art/2024/>

本対策は、中国国内で発生する工業情報化分野のデータセキュリティインシデントの応急処置活動に適用される。

データセキュリティインシデントとは、データが改竄・破壊・漏洩・違法に取得・違法に利用され、国の安全・公共利益・個人・組織の合法的な権益に危害をもたらす事件をいう（1.4）。

本対策は、総則、組織体系、モニタリングと早期警戒、事件対応、事後評価、予防措置、保障措置、附則から構成され、データセキュリティインシデントのレベル、インシデントの報告プロセス、データセキュリティインシデントの事後評価報告書フォーマット及びデータセキュリティインシデントの応急対策プロセス等について定めている。

知的財産

（1）2024年版不公正貿易報告書P.47,48の「（1）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、2023年以降の最新情報を調査・報告ください。具体的には、TRIPS協定第41条第1項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権に関する制度の創設・整備状況、産業財産権登録のための審査期間や、産業財産権及び著作権に関する推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去5年程度）、ECサイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政手続・制裁の整備や救済の内容及び科料の推移などを調査・報告ください。

1. 2023年における知的財産権の審査期間

国家知識産権局が2024年9月3日に公表した「2023年国家知識産権局年度報告⁸⁷」及びその他公式資料では、以下のデータが紹介されている。

（1）専利

公表されている専利権に係る平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
専利登録審査	16 か月 ⁸⁸
高付加価値発明専利の審査	13 か月 ⁸⁹
拒絶査定不服審判	19.7 か月
専利無効宣告請求	5.7 か月

（2）商標

公表されている商標権に係る平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
商標登録出願の平均的な審査期間	4 か月
一般的な商標登録の周期	7 か月

art_b051a6efc2ac4f3c94123c5bb8cb9b22.html）（2024年12月18日確認）

⁸⁷ 中国語：2023年国家知识产权局年报、中国国家知識産権局「2023年国家知識産権局年度報告」

（<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3430/index.html>）（2024年12月18日確認）

⁸⁸ なお、国家知識産権局の記者会見における公表によれば、2024年10月末には、15.6か月になっていると説明されている。中国語：截至10月底，国内有效发明专利拥有量达466万件——知识产权强国建设取得新突破

中国政府ウェブサイト「10月末までに、国内の発明特許の保有量が466万件に達した」（https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202411/content_6990221.htm）（2024年12月18日確認）

⁸⁹ 中国語：我国发明专利有效量达421.2万件（人民日报）、中国国家知識産権局「我が国の発明特許の有効量が421.2万件に達した（人民日报）」（https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/13/art_55_182064.html）（2024年12月18日確認）

内容	平均処理期間
外国申請者が中国を指定したマドリード商標国際登録出願	2 か月
マドリード商標国際登録申請の審査期間	4 か月
国際譲渡、変更、更新の審査期間	1 か月
異議申し立て形式審査の期間	2 か月
異議申し立て	10 か月
拒絶査定不服審判	記載なし
無効宣告	記載なし
商標取消しに対する不服申立て	記載なし
異議申立てによる登録拒絶に対する不服審判	記載なし

2. 2023年における知的財産権の保護状況

国家知識産権局が2024年4月30日に公表した「2023年中国知的財産権保護状況⁹⁰」及びその他公式資料では、以下のデータが紹介されている。

(1) 司法による知的財産権の保護

ア 民事訴訟

知的財産権に係る民事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
第一審	462,176 件 (+5.4%)	460,306 件 (+0.55%)
第二審	37,214 件 (-24.79%)	38,713 件 (-20.37%)

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	新規受理件数	前年比
専利案件	44,711 件	+14.73%
商標案件	131,429 件	+16.85%
著作権案件	251,687 件	-1.57%
技術ライセンス案件	6,492 件	+53.19%
競争案件	10,230 件	+8.97%
その他知財紛争	17,627 件	-0.51%

なお、懲罰的損害賠償が適用された知的財産権の民事訴訟事件は 319 件（前年比で+117%）であり、判決金額は 11.6 億元（前年比で 3.5 倍）である。

イ 行政訴訟

知的財産権に関する行政訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

⁹⁰ 中国国家知識産権局「2023年中国知識産権保護状況」（https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/30/art_2436_192131.html）（2024年12月18日確認）

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
第一審	20,583 件 (−0.28%)	22,340 件 (+26.7%)
第二審	10,053 件 (+54.64%)	9,259 件 (+17.99%)

また、これらの紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	新規受理件数	前年比
専利案件	1,990 件	+5.85%
商標案件	18,558 件	−0.97%
著作権案件	11 件	−1 件
その他	24 件	+166.67%

ウ 刑事訴訟

知的財産権に係る刑事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
第一審	7,335 件 (+37.46%)	6,967 件 (+27.69%)
第二審	956 件 (−2.35%)	965 件 (−1.23%)

これらのうち、第一審が終結した事件の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
登録商標侵害罪	6,634 件	+33.45%
専利詐称罪	1 件	前年は記載がなく 0 件と思われる。
著作権侵害罪	627 件	+106.25%
その他	73 件	+19.67%

全国の検察機関が2023年に知的財産権関連事件で勾留したのは6,071人（事件数は3,801件）であり、起訴したのは17,728人（事件数は7,983件）である。

(2) 行政取締による知的財産権の保護

ア 専利権侵害の行政取締案件

2023 年の市場監督管理局による専利権侵害の行政取締案件は全部で 6.80 万件（前年比+18.8%）であり、そのうち専利権の模倣品に対する取締事件は 0.46 万件である。

イ 商標権侵害の行政取締案件

2023 年の市場監督管理局による商標権侵害の行政取締案件は 3.94 万件、案件金額は 7.90 億元、過料没収金額は 6.26 億元である。その内、商標権侵害の模倣品案件が 3.51 件で、案件金額は 7.3 億元である。また、1,330 件については刑事被疑事件として司法機関に移送している。

ウ 著作権侵害の行政取締案件

全国の著作権執行部門が検査を行った市場関連主体の数は 72 万であり、著作権侵害案件は 4,745 件であり、司法機関に移送した案件は 231 件であり、案件金額は、26.64 件、閉鎖した著作権侵害ウェブサイトは 2,390 件、削除した著作権侵害のリンクは 244 万件である。

エ 不正競争の行政取締案件

全国の市場监督管理局による不正競争案件は、12,496 件であり、過料没収金額は 5.80 億元である。

(3) 税関差止による知的財産権の保護（2019年～2023年）

年度		2023 年 ⁹¹ 92	2022 年 ⁹³ 94	2021 年 ⁹⁵	2020 年 ⁹⁶	2019 年 ⁹⁷
知的財産権侵害被疑輸出入貨物	ロット数	6.21 万	6.09 万	7.92 万	6.19 万	5.16 万
	関連貨物数	8288.94 点	7793.85 万点	7,180.28 万点	5,618.19 万点	4,678.94 万点
内訳 ⁹⁸	商標権関連	8172.75 万件	7632.31 万件	6,804.63 万件	5,582.85 万件	4,391 万件
	専利権関連	14.53 万件		293.33 万件	8.9 万件	20.94 万件

⁹¹ 中国語：2023年中国海关知识产权保护状况、中国税関総署「2023年中国税関知的財産権保護状況」（<http://xian.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/5837035/index.html>）（2024年12月18日確認）

⁹² 中国語：二〇二三年中国知识产权保护状况、中国国家知識産権局「2023年中国知識産権保護状況」（<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%B8%89%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=e96f9c808a344d13ac2c5580122a44e8.pdf>）（2024年12月18日確認）

⁹³ 中国語：2022年中国海关知识产权保护状况发布、中国国家知識産権局「2022年中国税関知的財産権保護状況発布」（https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/6/art_1413_187275.html）（2024年12月18日確認）商標権の税関差止め件数しか記載されていないため、専利権と著作権の記載を省略している。

⁹⁴ 中国語：二〇二二年中国知识产权保护状况、中国国家知識産権局「2022年中国知識産権保護状況」（<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E3%80%8A%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%B8%89%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6%E3%80%8B.pdf&filename=fbe3339f34844a58b0c7d8f6f3d937d4.pdf>）（2024年12月18日確認）7793.85点という差止総数を記載するのみで、内訳が記載されていない。

⁹⁵ 中国語：中国語：二〇二一年中国知识产权保护状况、中国国家知識産権局「2021年中国知識産権保護状況」（<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%B8%89%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6%E3%80%8B.pdf&filename=c8d9993ab34b402392de0b8eab900078.pdf>）（2024年12月18日確認）

⁹⁶ 中国語：中国語：二〇二〇年中国知识产权保护状况、中国国家知識産権局「2020年中国知識産権保護状況」（<http://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E2%97%8B%E4%BA%8C%E2%97%8B%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%EF%BC%88%E7%BB%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf&filename=1bbc55548e3d4f298f666465c3359aaa.pdf>）（2024年12月18日確認）

⁹⁷ 中国語：中国語：二〇一九年中国知识产权保护状况、中国国家知識産権局「2019年中国知識産権保護状況」（<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%B8%80%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=efb894b2c1264163bbff2dd53888d904.pdf>）（2024年12月18日確認）

⁹⁸ 全ての内訳が明記されているわけではないことから、合計値は「関連貨物数」と一致しない。

年度		2023 年 ⁹¹ 92	2022 年 ⁹³ 94	2021 年 ⁹⁵	2020 年 ⁹⁶	2019 年 ⁹⁷
	著作権関連	101.2 万件		81.47 万件	26.06 万件	8.37 万件

（２）2024 年版不正貿易報告書 P.48-49 の「（２）冒認出願問題」の「②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の乱用」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（専利法や商標法、およびそれらの下位法令等）を中心に、第五次商標法改正草案を含む改正の動きを含めて 2023 年以降の最新情報を調査・報告ください。

1. 商標法改正案

2023 年 1 月 13 日に商標法の改正草案⁹⁹の公表及び意見募集がなされ、2024 年 5 月 6 日に公表された国务院 2024 年度立法業務計画¹⁰⁰においても、全国人民代表大会常務委員会に商標法改正草案の提案を準備していることが記載されているが、2024 年 12 月 18 日現在において、施行されていない。

2. 専利法実施細則、専利審査指南

2024 年 1 月 20 日付けで専利法実施細則¹⁰¹及び専利審査指南¹⁰²が施行された。

中国では、実用新案権及び意匠権の出願審査において、原則として実体的要件の審査が行われておらず、本来であれば、権利が認められない者による権利行使（無審査制度の濫用）が行われるおそれが危惧されている。

この問題に対応するため、専利法実施細則と専利審査指南において、以下の規定が導入された。

(1) 実用新案権と意匠権の出願における進歩性、区別性の審査

中国の専利法では、実用新案権及び意匠権の出願審査について、実体的要件の審査制度が採られていない。もっとも、中国の専利行政部門は、実用新案権と意匠権の出願審査において、提出文書が形式的要件を満たしているかに加えて、明らかな拒絶理由があるか否かを確認する予備審査を行ってから、実用新案権や意匠権を付与する決定を行っている（専利法第 40 条）。

専利法実施細則の改正により、実用新案権と意匠権の出願において、以下の実体的要件が予備審査の対象とされた。

まず、実用新案権の出願については、以下の専利法第 22 条の要件（新規性、進歩性、実用性）を明らかに欠いていないかが予備的に審査される（専利法実施細則第 50 条第 1 項第 2 号）。

- ・ 「新規性」とは、実用新案が先行技術には該当せず、他者が同一の実用新案を出願日前に出願しておらず、かつ出願日後に公開された出願書類又は公告された文書に記載されていないことをいう。
- ・ 「進歩性」とは、先行技術に比べて、実用新案に実質的に特色と進歩があることをいう。

⁹⁹ 中国語：商標法修訂草案（征求意见稿）、中国国家知識産権局「商標法改正草案（意見募集稿）」

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html）（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁰⁰ 中国語：国务院 2024 年度立法工作计划、中国国务院弁公庁「国务院 2024 年度立法業務計画」

（https://www.gov.cn/zhengce/content/202405/content_6950093.htm）（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁰¹ 中国語：専利法実施細則(2023 年修訂)、中国国家知識産権局「専利法実施細則（2023 年改正）」

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html）（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁰² 中国語：専利審査指南（2023）、中国国家知識産権局「専利審査指南（2023）」

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html）（2024 年 12 月 18 日確認）

- ・ 「実用性」とは、当該発明又は実用新案の製造若しくは使用が可能で、かつ肯定的な効果を生じさせることが可能なことをいう。

次に、意匠権の出願については、以下の専利法第 23 条第 2 項の要件（明らかな差異）を明らかに欠いていないかが予備的に審査される（専利法実施細則第 50 条第 1 項第 3 号）。

- ・ 専利権を付与する意匠は、先行意匠又は先行意匠の特徴の組み合わせに比べて、明らかな差異を有するものでなければならない。

これらの規定により、明らかに実体的要件を欠く実用新案権や意匠権の出願は予備審査で拒絶されることになるため、無審査制度の濫用を一定程度抑止できるようになったと考えられる。

(2) 評価報告書の申請主体の追加

中国の専利法では、実用新案権や意匠権については、出願段階では実体的要件を厳しく審査していないが、訴訟等の権利行使の段階で、評価報告書を要求することで無審査制度の濫用を抑止している。

例えば、人民法院又は専利業務管理部門は、実用新案権や意匠権の侵害訴訟の審理、処理の証拠として、専利行政部門が実用新案又は意匠について検索、分析、評価を行い発行する評価報告書の提出を権利者又は利害関係者に求めることができる（専利法第 66 条第 2 項）。

そして、専利行政部門に評価報告書を発行するように申請できる主体として、従来から規定されていた専利権者、利害関係人に加えて、被疑侵害者が追加された（専利法第 62 条第 1 項）。なお、専利審査指南では、権利者から、弁護士書簡、電子商取引プラットフォームの苦情通知書等を受け取った場合は、被疑侵害者として、国家知識産権局に評価報告書を請求することができると説明されている（専利審査指南第 5 部第 10 章 2.1 節）。

このため、無審査制度を濫用している疑いのある権利行使に対して、警告書等を受け取った側が、評価報告書の発行を請求できるようになったことで、無審査制度の濫用を一定程度抑止できるようになったと考えられる。

（3）2024 年版不正貿易報告書 P.49～51 の「（3）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（中国契約法、技術輸出入管理条例）を中心に改正の動き、技術輸出管理条例 25 条に関連する訴訟の有無・状況を含めて 2023 年以降の最新情報を調査・報告ください。

1. 技術提供者による完全性等の保証義務（技術輸出入管理条例現第24条、旧25条、民法典870条）

中国の裁判例データベースである、中国裁判文書ネット¹⁰³で、技術輸出入管理条例に関する訴訟事例の調査を行った。

2023年以降、技術提供者による完全性等の保証義務に係るこれらの条項に関する訴訟で、公表されているものは見当たらない。

2. 民法典の契約編通則に係る解釈の公表

最高人民法院は、2023 年 12 月 4 日、中華人民共和國民法典の契約編通則の適用におけるいくつかの問題に係る解釈を公表した¹⁰⁴。かかる解釈において、2024 年版不正貿易報告書 P.49～51 の

¹⁰³ 中国裁判文書ネットウェブサイト (<https://wenshu.court.gov.cn/>) (2024年12月18日確認)

¹⁰⁴ 中国語：最高人民法院 关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则若干问题的解释

中国最高人民法院「《中華人民共和國民法典》の契約編通則の適用におけるいくつかの問題に関する解釈」 (<http://lawd>

「(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置に関連する内容は見当たらない。

(4) 2024年版不公正貿易報告書P.51の「(4) 標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、2023年以降に禁訴令の請求がなされた訴訟に関する情報（禁訴令の請求の認否にかかわらず、禁訴令の請求がなされた中国国内の訴訟及び禁訴令の対象となった中国国外の訴訟に関する、事件番号、原告、被告、請求の理由、判決及び／又は裁定の概要及び全文、事件の経緯）、禁訴令に係る中国政府又は中国法院による指針等の情報を調査・報告ください。

参考：ジェトロ北京事務所「中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び域外適用の影響に関する研究調査」2022年3月

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202203_1.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202203_2.pdf

1. 禁訴令がなされた訴訟に係る情報

中国の判例データベースである「北大法宝¹⁰⁵」及び「中国裁判文書ネット¹⁰⁶」並びに中国の大手検索エンジン百度でのネット検索により、禁訴令の請求がなされた訴訟の有無及び内容を調査した。2024年12月17日時点において、2023年以降に禁訴令の請求がなされた訴訟は確認されなかった。

2. 禁訴令に係る中国政府又は中国人民法院による指針等

政府公式サイトである「中国法院ウェブサイト¹⁰⁷」、「中国司法部ウェブサイト¹⁰⁸」、「中国知識産権情報ネット¹⁰⁹」、「国家知的財産権戦略ネット¹¹⁰」及び「北大法宝」や百度のネット検索において調査を行ったが、禁訴令に係る中国政府又は中国人民法院による指針等は確認できなかった。

なお、禁訴令ではなく、標準必須特許に係るものであるが、標準必須特許権利者の権利行使を制限する方向での下位法令が出されている。具体的には、「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止規定¹¹¹」（以下「濫用禁止規定」という。）の改正案が意見募集の段階を経た上で2023年6月25日に中国市場監督管理局により正式に公表され、同年8月1日に施行された。

濫用禁止規定第19条第3項によれば、市場における支配的地位を有する事業者は、標準の制定及び実施の過程において、以下の行為により競争を排除、制限してはならないとされている。

b.cncourt.org/show.php?fid=156155&key=%B7%A8%CA%CD（2024年12月18日確認）

¹⁰⁵ 北大法宝（<https://www.pkulaw.com/>）

¹⁰⁶ 最高人民法院「中国裁判文書ネット」（<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181029CR4M5A62CH/index.html>）（2024年12月18日確認）

¹⁰⁷ 中国法院ウェブサイト（<https://www.chinacourt.org/index.shtml>）（2024年12月18日確認）

¹⁰⁸ 中国司法部ウェブサイト（<http://www.moj.gov.cn/>）（2024年12月18日確認）

¹⁰⁹ 中国知識産権報社「中国知識産権情報ネット」（<http://www.iprchn.com/index.html>）（2024年12月18日確認）

¹¹⁰ 中国知識産権報社「国家知識産権戦略ネット」（<http://www.nipso.cn/>）（2024年12月18日確認）

¹¹¹ 中国語：禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定

中国国家市場監督管理局「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」（https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10626/202308/content_6897066.html）（2024年12月18日確認）

（三）標準必須特許の許諾の過程において、公平、合理的及び無差別の原則に違反し、善意の交渉を経ずに、裁判所又はその他の関連部門に対して、関連する知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定等を下すよう請求し、被許諾者に不公平な高値又はその他の不合理な取引条件を受入れるよう強要する。

同条項においては、「禁訴令」が明示的に言及されているわけではないが、文理上、「裁判所又はその他の関連部門」には、中国国外の裁判所も含まれると解釈される可能性があることから、標準必須特許権利者が中国国外の裁判所において提起した知的財産権の使用禁止を求める訴訟等の手続についても、同項に該当し、中国の独占禁止法に違反すると判断されるおそれがある。

さらに、中国市場监督管理局は、2024年11月4日に、「標準必須特許独占禁止ガイドライン¹¹²」を公表した。同ガイドラインでは、標準必須特許に関連する「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止規定」を含む各法令における判定基準が詳しく定めており、濫用禁止規定第19条第3項における「善意の交渉」等についても具体的な基準を示している。

同ガイドラインは、「禁訴令」について明示的には言及していないものの、第18条において、標準必須特許に係る救済措置の濫用行為を規定している。同条によれば、濫用禁止規定第19条第3項に違反して申し立てた救済措置は濫用と判断される可能性があり、具体的に検討する際には、善意の交渉を経ているかどうかに加え、中国国務院が2019年1月4日に公表した「国務院独占禁止委員会知的財産分野の独占禁止ガイドライン」¹¹³に規定された各要素が考慮要素となり得る。

標準必須特許独占禁止ガイドライン第8条によると、標準必須特許の善意交渉とは、公平性、合理性と無差別の原則を履行する具体的な表現であり、以下の手続及び要件に含まれるが、これらに限られないとされている。

- ① 標準必須特許権者は、標準の実施者に対して明確に許諾交渉を申し込まなければならない。
- ② 標準の実施者は、合理的期間内に許諾を受けることについて誠実に意思を表明しなければならない。
- ③ 標準必須特許権者は、公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提案しなければならない。
- ④ 標準の実施者は、合理的な期間内に許諾条件を受入れなければならない、受入れない場合、公平性、合理性と無差別の原則に適合する条件を提案しなければならない。

なお、EUによるWTOに対する提訴（DS611）について、2023年11月6日付の公開情報では、パネルは2024年後半以降に当事者に最終報告書を発行すると公表しているが、2024年12月18日時点で、最終報告書はまだ発行されていない¹¹⁴。

¹¹² 中国語：标准必要专利反垄断指引

中国市場监督管理局「標準必須特許独占禁止ガイドライン」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6985623.htm）（2024年12月18日確認）

¹¹³ 中国語：国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南、中国国務院「独占禁止委員会知的財産分野の独占禁止ガイドライン」（https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldj/art/2023/art_24aeb7e8dea4afbadace2f236292a6a.html?xxgkhide=1）（2024年12月18日確認）

¹¹⁴ DS611: China — Enforcement of intellectual property rights（https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm）（2024年12月18日確認）

政府調達

2024年度版不公正貿易報告書P.51～54の「政府調達」について、[実施状況]や「政府調達法改正」等に新たな動向があれば調査・報告ください。特に、「2023年政府調達分野における「4種類」違法行為に対する特別是正作業を実施する旨の通知」等、外資系企業に対する差別を是正するために新たに出された通知やその実施状況を調査してください。さらに、それと矛盾する動きとして、国産や中資系企業を優遇するような動きに関してアップデートがあれば報告してください。

1. 政府調達における「市場の整備、法規体系の構築、産業の発展促進」に向けた3年行動プラン

政府調達法改正については、現時点において新たな動向は確認されていない。2024年6月29日付で、国務院弁公庁通知33号政府調達における「市場の整備、法規体系の構築、産業の発展促進」に向けた3年行動プラン（2024年—2026年）の通知¹¹⁵が発表された。

当該通知では、4種類の違反行為（差別的条項の設定、調達代理期間による不当な料金徴収、入札者による虚偽資料の提供、談合行為）に対する継続的な是正、苦情受付のための積極的な情報公開等による執行検査の強化、システム・業務効率化、WTO政府調達協定（GPA）やCPTPPなどの国際ルールを基準とした、政府調達法及びその実施条例の改正、中国国内で生産された全ての製品が平等に参加できる基準の策定等の標準化等が記載されている。

2. 実施状況

国政府調達ネットワークウェブサイト上の違反事例集¹¹⁶において、「外国」「外資」「差別」等の文言で検索を行ったが、外資系企業に対する差別を是正するための執行事例は見当たらなかった。

3. 矛盾する動き

政府調達ネットワークに掲載されている入札公告には、入札条件として輸入製品を受け付けない旨が記載されているものが多数掲載されており¹¹⁷、当該条件を付すことが一般的に行われてしている可能性がある。

一方的措置・その他

（1）2024年版不公正貿易報告書P.54～57の「（1）外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法」「（2）反外国制裁法」「（3）信頼できない実体リスト規定」について、当該法令が具

¹¹⁵ 中国国務院弁公庁「国務院弁公庁通知33号政府調達における「市場の整備、法規体系の構築、産業の発展促進」に向けた3年行動プラン（2024年—2026年）の通」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6961216.htm）（2024年12月3日確認）

¹¹⁶ 中国政府調達ネットワークウェブサイト「政府調達嚴重違法信用喪失行為情報記録」（<https://www.ccg.gov.cn/search/cr/>）（2024年12月18日確認）

¹¹⁷ 中国政府調達ネットワークウェブサイト（https://search.ccg.gov.cn/bxsearch?searchtype=2&page_index=1&start_time=&end_time=&timeType=2&searchparam=&searchchannel=0&dbselect=bidx&kw=%E4%B8%8D%E6%8E%A5%E5%8F%97%E8%BF%9B%E5%8F%A3%E4%BA%A7%E5%93%81&bidSort=0&pinMu=0&bidType=0&buyerName=&projectId=&displayZone=&zoneId=&agentName=&bidSort=0&pinMu=0&bidType=0&buyerName=&projectId=&displayZone=&zoneId=&agentName=&bidSort=0&pinMu=0&bidType=0&buyerName=&projectId=&displayZone=&zoneId=&agentName=&bidSort=0&pinMu=0&bidType=0&buyerName=&projectId=&displayZone=&zoneId=&agentName=）において、「不接受进口产品（輸入製品は受け付けない）」と検索した結果（2024年12月3日、同18日確認）

体的に適用された事例も含めて新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法

主管機関である中国の商務部のウェブサイト¹¹⁸において調査を行ったが、具体的に適用された事例は確認できなかった。

また、中国の裁判例データベースである中国の裁判文書ネット¹¹⁹で検索をしたところ、新たな裁判例についても発見されなかった。

2. 反外国制裁法

主管機関である中国の外交部のウェブサイト¹²⁰において調査を行った。2024年に公表された反外国制裁法が具体的に適用された事例は以下のとおりである。

	日付	対象者	内容	理由
外交部の記者回答 ¹²¹	2024年1月7日	- BAE Systems Land and Armament - Alliant Techsystems Operation - AeroVironment - ViaSat - Data Link Solutions	- 中国域内の動産、不動産その他の財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引、提携等の活動の禁止	台湾への武器販売
外交部令第5号 ¹²²	2024年4月11日	- General Atomics Aeronautical Systems - General Dynamics Land Systems	- 中国域内の動産、不動産その他財産の凍結 - 高級管理者に対するビザの停止、入境の禁止	台湾への武器販売
外交部例第6号 ¹²³	2024年5月21日	Mike Gallagher	- 中国域内の動産、不動産その他の財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引、提携等の活動の禁止 - ビザの停止、入境の禁止	中国への内政干渉

¹¹⁸ 中国商務部ウェブサイト (<https://www.mofcom.gov.cn/>) (2024年12月18日確認)

¹¹⁹ 中国裁判文書ネット (<https://wenshu.court.gov.cn/>) (2024年12月18日確認)

¹²⁰ 中国外交部ウェブサイト (<https://www.mfa.gov.cn/>) (2024年12月18日確認)

¹²¹ 中国外交部「米国の中国台湾地区への武器売却、中国エンティティへの制裁に対する対抗措置について」 (https://www.mfa.gov.cn/web/fyrbt_673021/202401/t20240107_11219408.shtml) (2024年12月18日確認)

¹²² 中国外交部「外交部令第5号」 (https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202404/t20240411_11280056.shtml) (2024年12月18日確認)

¹²³ 中国外交部「外交部令第6号」 (https://www.mfa.gov.cn/web/wjbxw_673019/202405/t20240521_11308990.shtml) (2024年12月18日確認)

	日付	対象者	内容	理由
外交部令 第7号 ¹²⁴	2024年 5月 22日	- Lockheed Martin Missiles and Fire Control - Lockheed Martin Aeronautics - Raytheon/Lockheed Martin Javelin Joint Venture - Raytheon Missile Systems - General Dynamics Ordnance and Tactical Systems - General Dynamics Information Technology - General Dynamics Mission Systems - Inter-Coastal Electronics - System Studies & Simulation - IronMountain Solutions - Applied Technologies Group - Axient	中国域内の動産、不動産その他財産の凍結	
		- Kathy J. Warden、女、Northrop Grumman 董事長、首席執行官、総裁 - Matthew Bromberg、男、Northrop Grumman グローバル運営副総裁 - Benjamin R. Davies、男、Northrop Grumman 戦略威嚇システム副総裁、総経理 - Thomas H. Jones、男、Northrop Grumman 副総裁、航空システム副総裁 - Stephen O'Bryan、男、Northrop Grumman 副総裁、グローバル業務発展官副総裁、グローバル業務発展官 - Roshan Roeder、女、Northrop Grumman 副総裁、防衛事務システム総裁 - Firat H. Gezen、男、General Dynamics - 副総裁、General Dynamics Ordnance and Tactical Systems 総裁 - Jason W. Aiken、男、General Dynamics 技術部門責任者、執行副総裁 - Amy Gilliland、女、General Dynamics 高級副総裁、General Dynamics Information Technology 総裁 - Christopher J. Brady、男、General Dynamics 副総裁、General Dynamics Mission Systems 総裁	高級管理者に対するビザの発給、中国大陸、香港、マカオへの入境の禁止	- ロシア制裁を理由とする中国企業への経済制裁 - 台湾への武器販売
	2024年 6月 21日	- Lockheed Martin Missile System Integration Lab - Lockheed Martin Advanced	中国域内の動産、不動産その他の財産の凍結	台湾への武器販売

¹²⁴ 中国外交部「外交部令第7号」 (https://www.mfa.gov.cn/wjbxw_new/202405/t20240522_11309756.shtml) (2024年12月18日確認)

	日付	対象者	内容	理由
外交部令 第 8 号 ¹²⁵		Technology Laboratories ・ Lockheed Martin Ventures		
		・ James Donald Taiclet、男、 Lockheed Martin 董事長、総 裁、首席執行官 ・ Frank Andrew St. John、男、 Lockheed Martin 首席運営官 ・ Jesus Malave、男、Lockheed Martin 首席財務官	・ 中国域内の動産、不 動産その他の財産の 凍結 ・ 中国域内の組織、個 人との取引の禁止、 提携等の活動の禁止 ・ ビザの発給、中国大 陸、香港、マカオへ の入境の禁止	
外交部令 第 10 号 ¹²⁶	2024 年 7 月 12 日	・ Anduril Industries ・ Maritime Tactical Systems ・ Pacific Rim Defense ・ AEVEX Aerospace ・ LKD Aerospace ・ Summit Technologies Inc.	・ 中国域内の動産、不 動産その他財産の凍 結	・ 台湾への武器販 売
		・ Wahid Nawabi、男、 AeroVironment 董事長、総裁、 首席執行官 ・ Kevin McDonnell、男、 AeroVironment 高級副総裁、首 席財務官 ・ Brian William Schimpf、男、 Anduril Industries 首席執行官 ・ Matthew Marley Grimm、男、 Anduril Industries 首席運営者 ・ Gregory Michael Kausner、男、 Anduril Industries グローバル 防衛事務担当高級副総裁	・ 中国域内の動産、不 動産その他の財産の 凍結 ・ 中国域内の組織、個 人との取引の禁止、 提携等の活動の禁止 ・ ビザの発給、中国大 陸、香港、マカオへ の入境の禁止	
外交部令 第 11 号 ¹²⁷	2024 年 7 月 31 日	・ Jim McGovern	・ 中国域内の動産、不 動産その他の財産の 凍結 ・ 中国域内の組織、個 人との取引の禁止、 提携等の活動の禁止 ・ 本人、配偶者、子供 のビザの発給、中国 大陸、香港、マカオ への入境の禁止	・ 中国への内政干 渉
外交部令 第 12 号 ¹²⁸	2024 年 9 月 18 日	・ Sierra Nevada Corporation ・ Stick Rudder Enterprises LLC ・ Cubic Corporation ・ S3 AeroDefense ・ TCOM, Limited Partnership ・ TextOre ・ Planate Management Group ・ ACT1 Federal	・ 中国域内の動産、不 動産その他財産の凍 結 ・ 中国域内の組織、個 人との取引、提携等 の活動の禁止	・ 台湾への武器販 売

¹²⁵ 中国外交部「外交部令第8号」 (https://www.mfa.gov.cn/wjb_673085/zfxzgk_674865/gknrlb/fzcqdc/202406/t20240621_11439508.shtml) (2024年12月18日確認)

¹²⁶ 中国外交部「外交部令第10号」 (https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxzgk_674865/gknrlb/fzcqdc/202407/t20240712_11453049.shtml) (2024年12月18日確認)

¹²⁷ 中国外交部「外交部令第11号」 (https://www.mfa.gov.cn/web/wjbxw_673019/202407/t20240731_11463924.shtml) (2024年12月18日確認)

¹²⁸ 中国外交部「外交部令第12号」 (https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202409/t20240918_11492303.shtml) (2024年12月18日確認)

	日付	対象者	内容	理由
		Exovera		
外交部令 第 13 号 129	2024 年 10 月 10 日	- Edge Autonomy Operations LLC - Huntington Ingalls Industries Inc.) - Skydio Inc.	- 中国域内の動産、不動産その他の財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引の禁止、提携等の活動の禁止	中国への内政干渉
		- Steven Roger Rudder、男、Stick Rudder Enterprises 創業者 - James William Ickes II、男、Sierra Nevada Corporation 副総裁 - David Keith Sutton、男、Lockheed Martin アジア地域主任 - Yeong-Tae Pak、男、AeroVironment 副総裁 - Patrick Edward Jankowski、男、Northrop Grumman インド太平洋プロジェクト主任 - John Purvis、男、Edge Autonomy Operations 前首席執行官 - Josh Brungardt、男、Edge Autonomy Operations 首席運営者 - Christopher Douglas Kastner、男、Huntington Ingalls Industries 総裁、首席執行官 - Adam Bry、男、Skydio 共同創業者、首席執行官 - Tom Moss、男、Skydio アジア太平洋地域総経理	- 中国域内の動産、不動産その他の財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引の禁止、提携等の活動の禁止 - 本人のビザの発給、中国大陸、香港、マカオへの入境の禁止	台湾への武器販売
外交部令 第 14 号 130	2024 年 12 月 5 日	- Teledyne Brown Engineering, Inc. - BRINC Drones, Inc. - Rapid Flight LLC - Red Six Solutions - Shield AI, Inc. - SYNEXXUS, Inc. - Firestorm Labs, Inc. - Kratos Unmanned Aerial Systems, Inc. - HavocAI - Neros Technologies - Cyberlux Corporation - Domo Tactical Communications - Group W	- 中国域内の動産、不動産その他財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引、提携等の活動の禁止	台湾への武器販売

¹²⁹ 中国外交部「外交部令第13号」 (https://www.mfa.gov.cn/web/wjbxw_673019/202410/t20241010_11504846.shtml) (2024年12月18日確認)

¹³⁰ 中国外交部「外交部令第14号」 (https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202412/t20241205_11538936.shtml) (2024年12月18日確認)

	日付	対象者	内容	理由
		- Barbara Borgonovi、女、Raytheon、海軍力戦略業務部総裁 - Gerard Hueber、男、Raytheon 海軍力戦略業務部副総裁 - Charles Woodburn、男、BAE Systems Land and Armament 首席執行官 - Richard D. Crawford、男、Alliant Techsystems Operation 創始者、首席執行官 - Beth Edler、女、Data Link Solutions 総裁 - Blake Resnick、男、BRINC Drones, Inc.創始者、首席執行官	- 中国域内の動産、不動産その他財産の凍結 - 中国域内の組織、個人との取引、提携等の活動の禁止 - ビザの発給、中国大陸、香港、マカオへの入境の禁止	

なお、中国の裁判例データベースである中国の裁判文書ネットで検索をしたところ、関連する裁判例は発見されなかった。

3. 信頼できない実体リスト規定

主管機関である中国の商務部のウェブサイト¹³¹において調査を行ったところ、2024 年に具体的に適用された事例は以下のとおりである。

¹³¹ 中国商務部ウェブサイト (<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503510680.shtml>) (2024年12月18日確認)

	日付	対象者	内容	理由
信頼できない実体リスト業務機構公告 〔2024〕 1号 ¹³²	2024年5月20日	- General Atomics Aeronautical Systems - General Dynamics Land Systems	- 中国関連の輸出入活動の禁止 - 中国域内での新規投資の禁止 - 高級管理職の中国への入国の禁止 - 高級管理職に対する中国域内での就業許可、滞在許可及び居住資格の承認を取り消し、不承認	台湾への武器販売
		Caplugs	- Caplugs は、直ちに、措置を採り、中国から購入した関連する貨物、技術、役務等がリスト掲載企業に移転しないように確保し、信頼できない実体リスト業務機構オフィスに関連する証明資料を提出しなければならない。履行されない場合、当該機構は、法律に従い関連措置を講じる。 - なお、Caplugs へ輸出を行う中国域内の企業に対しても、違法な移転が行われるリスクに注意しなければならず、デューディリジェンスを行い、注意義務を引き上げ、貿易のフロー管理を強化し、関連する貨物、技術、役務等がリスト掲載企業に移転されるのを防ぐための適切な措置を採らなければならないと公告がなされている。	2023年2月16日にリストに掲載された Lockheed Martin Corporation 及び Raytheon Missiles & Defense に対する中国から購入した貨物の移転
信頼できない実体リスト業務機構公告 〔2024〕 2号 ¹³³		Boeing Defense, Space & Security	- 中国関連の輸出入活動の禁止 - 中国域内での新規投資の禁止 - 高級管理職の中国への入国の禁止 - 高級管理職に対する中国域内での就業許可、滞在許可及び居住資格の承認を取り消し、不承認 - 信頼できない実体リスト規定施行以降の台湾への武器売買契約の金額の2倍の過料を科し、公告から15日以内に、支払わなければならない。	台湾への武器販売

(2) 対外貿易法 36 条の貿易障壁調査（同条 2 号）・反差別調査（3 号）の具体的手続、細則、過去の事例について調査・報告ください。貿易障壁調査は、EU の外国補助金規則（FSR）調査に対し、中国商務部が調査開始を発表し（2024 年 7 月 10 日）、反差別調査は、カナダの対中 EV・鉄・アルミ関税に対して調査開始の方針を示しました（2024 年 9 月 3 日）。

1. 具体的手続

中国の対外貿易法は、対外貿易の秩序を維持保護するため、国務院の対外貿易主管部門（商務部）が単独又は国務院の他の関連部門と共同して、法律、行政法規の規定に基づき、次に掲げる事項に対して、調査を行うことができると定めている（対外貿易法第 36 条）。

- ・ 貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易が、国内産業及びその競争力に与える影響
- ・ 関連する国又は地域の貿易障壁

¹³² 中国商務部「信頼できない実体リスト業務機構公告〔2024〕1号」

(<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202405/20240503510680.shtml>) (2024年12月18日確認)

¹³³ 中国商務部「信頼できない実体リスト業務機構公告〔2024〕2号」

(<https://m.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202405/20240503510684.shtml>) (2024年12月18日確認)

- ・ 法に従い、アンチダンピング、反補助金又はセーフガード等の対外貿易救済措置を講じるか否かを確定するため、調査を必要とする事項
- ・ 対外貿易の救済措置を回避する行為
- ・ 対外貿易における国家安全と利益に関係する事項
- ・ その他調査が必要な事項

対外貿易調査は、商務部の公告により開始され（対外貿易法第 37 条第 1 項）、書面による質問状調査、公聴会開催による調査、実地調査、委託調査等の方式により行われる（同条第 2 項）。関係する単位及び個人は対外貿易調査に対して協力しなければならない（対外貿易法第 38 条第 1 項）。

商務部は、調査結果に基づき、調査報告を提出し、又は処理、裁定を行い公告することになる（対外貿易法第 37 条第 3 項）。

また、国又は地域が、貿易において中国に差別的な禁止、制限又はその他の類似措置を採った場合、中国は実施の状況に基づいて、当該国は又は地域に相応の措置を採ることができると定めている（対外貿易法第 7 条）。

2. 細則

(1) 概説

対外貿易法第 36 条の細則として、対外貿易障壁調査規則¹³⁴が、2005 年 3 月 1 日から施行されている。

外国（又は地域）の政府が採る又は支持する措置又は手段に、以下の状況の一つがある場合には、「貿易障壁」とみなされる（対外貿易障壁調査規則第 3 条）。

- ① 当該国（又は地域）と中国が共同で締結又は共同で参加する経済貿易条約又は協定に違反し、又は中国と共同で締結又は共同で参加する経済貿易条約又は協定の定める義務を履行しない場合
- ② 以下のネガティブな貿易の影響の一つに該当する場合
 - ・ 中国の製品又は役務が当該国（又は地域）地上又は第三国（又は地域）市場に入ることが阻止、制限する又はその可能性がある場合
 - ・ 中国の製品又は役務が当該国（又は地域）地上又は第三国（又は地域）市場に入る競争力に損害を与える又はその可能性がある場合
 - ・ 当該国（又は地域）地上又は第三国（又は地域）の製品又は役務が、中国への輸出を阻止、制限する又はその可能性がある場合

(2) 申請、立件

商務部は、申請者の申請に応じて立件し、貿易障壁調査を行うことができ、商務部が必要と考える場合は、自ら立件し、貿易障壁調査を行うことができる（対外貿易障壁調査規則第 4 条）。

中国の国内企業、国内産業又は国内企業の代表、国内産業の自然人、法人又はその他の組織（以下、「申請者」という）は、商務部に対して貿易障壁調査の申請を提出することができる（対外貿易障壁調査規則第 5 条第 1 項）。

前項にいう「国内企業、国内産業」とは、申し立てられた貿易障壁に係る製品生産又はサービス

¹³⁴ 中国商務部「対外貿易障壁調査規則」 (<http://file.mofcom.gov.cn/article/swfg/fgdwmy/201101/20110107351086.shtml>) (2024年12月18日確認)

の供給と直接の関係を有する企業又は産業をいう（対外貿易障壁調査規則第 5 条第 2 項）。

貿易障壁調査の申請は、書面の形式により、以下の内容を含まなければならない（対外貿易障壁調査規則第 6 条、第 7 条）。

- ① 申請者の名称、住所及び関連状況
- ② 調査を申請された措置又は方法の説明
- ③ 調査を申請された措置又は方法における製品又はサービス
- ④ 国内関連産業の基本状況の説明
- ⑤ 調査を申請された措置又は方法が貿易にネガティブな影響を与える場合は、それについての説明
- ⑥ 申請者において説明が必要と考えるその他の内容

申請書は、できる限り、以下の証拠資料を添付し、かつその取得源を説明しなければならない（対外貿易障壁調査規則第 8 条第 1 項）。

- ① 調査を申請された措置又は方法があることを証明する証拠資料
 - ② 調査を申請された措置又は方法が貿易にネガティブな影響を与えることを証明する証拠資料
- 申請者が、上述の証拠を提出できない場合は、書面の形式により理由を説明しなければならない（対外貿易障壁調査規則第 8 条第 2 項）。

申請者は、商務部が立件の決定をする前に、申請を撤回することができる（対外貿易障壁調査規則第 9 条）。

商務部は、申請書及び関連する証拠資料の提出から 60 日以内に、調査を行うかの決定を行う（対外貿易障壁調査規則第 10 条）

以下のいずれかに該当する場合は、商務部は調査を立件しないことができる（対外貿易障壁調査規則第 16 条）。

- ① 申請者が提出した申請資料で記載された状況が事実と明らかに合致しない場合
- ② 申請者が提出した申請資料が不完全で、かつ商務部で規定する期限内に補正資料を提供しない場合
- ③ 申請者が真正した調査措置又は手段が明らかに対外貿易障壁調査規則第 3 条に定める貿易障壁に該当しない場合
- ④ 商務部が立件すべきではないと考えるその他の状況

申請者の提出した資料が対外貿易障壁調査規則第 6 条と第 7 条の規定に適合し、かつ対外貿易障壁調査規則第 16 条第 1 号、第 3 号、第 4 号の規定する状況がない場合は、商務部は調査を決定し、公告しなければならない（対外貿易障壁調査規則第 12 条第 1 項）。商務部が自ら立案を決定する場合は、立案公告を発表しなければならない（同条第 2 項）。

(3) 調査方法

調査が立件された後、商務部は、調査対象措置が対外貿易障壁調査規則第 3 条に規定する「貿易障壁」に該当するか否かについて調査し、認定をする（対外貿易障壁調査規則第 18 条）。

商務部は、必要と認めた場合、国务院の関連部門、専門家、学者からなる専門化チームを設置し、

専門家チームから技術的、法律的問題についてコンサルティング意見の提供を受けることができる（対外貿易障壁調査規則第 20 条）。

商務部は、質問状、公聴会等の方式で利害関係者から情報収集を行うことができる（対外貿易障壁調査規則第 21 条）。

商務部は、必要と認めた場合、調査対象国（又は地域）政府の同意を得た上で、業務人員を当該国（又は地域）に派遣して、実地調査を行うことができる（対外貿易障壁調査規則第 22 条）。

商務部は、調査において、調査対象国（又は地域）の政府と調査対象の措置又は手段について、協議することができる（対外貿易障壁調査規則第 25 条）。

(4) 調査の中止、終了

調査対象国（又は地域）の政府が、以下の対応を行った場合、商務部は、貿易障壁調査を中止することができる（対外貿易障壁調査規則第 26 条）。

- ① 合理的な期限内に、調査対象措置又は手段を取消、調整することを承諾する場合
- ② 合理的な期限内に、中国に対して適切な貿易補償を行うことを承諾する場合
- ③ 経済貿易条約又は協定に規定する義務の履行を承諾する場合
- ④ 商務部が調査を中止できるその他の状況を認めた場合

但し、期限までに調査対象国（又は地域）の政府が、承諾を履行しなかった場合や、中止できる状況がなくなった場合は、調査を再開することができる（対外貿易障壁調査規則第 27 条）。

また、申請者の申請により、商務部は、公共の利益に反すると認められる場合を除き、調査を終了することができる（対外貿易障壁調査規則第 28 条）。

一方、調査対象国（又は地域）の政府が、①調査対象措置の取消、調整を行った場合、②すでに中国に対して適切な貿易補償を提供した場合、③経済貿易条約又は協定の義務を履行した場合は、商務部は調査を終了する（対外貿易障壁調査規則第 29 条）。

調査期間は、立件決定の公告日より起算して 6 か月以内に終了しなければならない、特別な事情がある場合には、最長 3 か月間延長することができる（対外貿易障壁調査規則第 32 条）。

(5) 対応措置

商務部は、調査を実施して、調査対象措置又は手段が「貿易障壁」に該当するかを認定、決定、公告する（対外貿易障壁調査規則第 18 条、第 31 条）。

調査対象措置又は手段が、「貿易障壁」を構成すると認定された場合、商務部は、状況に基づいて以下の措置を採らなければならない（対外貿易障壁調査規則第 33 条）。

- ① 二国間協議を行う
- ② 多国間紛争解決メカニズムを開始する
- ③ その他の適切な措置を採る

3. 過去の事例

(1) 概説

中国商務部のウェブサイト¹³⁵にて、「貿易障壁調査（貿易壁垒调查）」、「反差別調査（反歧视调查）」

¹³⁵ 中国商務部のウェブサイト（<https://www.mofcom.gov.cn/>）（2024年12月18日確認）

で検索を行ったところ、確認された過去の事例は以下のとおりである。

なお、2024年8月21日に、EUから輸入する乳製品について、反補助金条例に基づき、反補助金調査が行われている（商務部公告 2024 年第 34 号¹³⁶）が、貿易障壁調査や反差別調査ではなく、根拠法令も異なるため記載していない。

(2) 日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査

2004 年 4 月 22 日に、商務部は、同年 2 月 25 日に江蘇省海苔協会から提出された貿易障壁調査申請を受けて、日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査の開始を公告した（商務部公告 2004 年第 16 号¹³⁷）。この事案が中国の貿易障壁調査の第 1 号事案とされている¹³⁸。

当該調査の対象措置は、①外為法、輸入貿易管理令等の法律により、海苔の輸入に対して行う割当方式の管理措置、②経済産業省が公表する海苔の輸入割当ての通達に基づいて行う乾燥海苔及び調味海苔の輸入割当制度及び割当枠の分配方法であった。

商務部は、調査の結果、日本は海苔に対して割当方式の管理措置を行い、経済産業省が公表する輸入通達において、輸入する海苔の原産国を韓国に限定しており、2004 年 2 月 2 日に経済産業省が公表した第 24 号輸入通達において、2004 年の海苔の割当総量を 2.4 億枚とし、輸入する海苔の原産国を韓国に限定していたと判断した。

一方、調査期間中、中国の調査機関と日本政府の間での協議が行われ、日本政府が問題解決に向けて積極的に解決策を検討することを承諾したとして、2004 年 10 月 21 日、商務部は日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査の中止を公告した（商務部公告 2004 年第 65 号¹³⁹）。

調査中止後も、両国政府間で協議が重ねられ、2005 年 2 月 21 日に日本の経済産業省により公表された 2005 年輸入割当案（経済産業省第 19 号輸入通達）では、原産国の制限を取消し、また割当総量を 2004 年の 2.4 億枚から 4 億枚に引き上げることが明記された。

日本側の調整を受け、商務部は、2005 年 2 月 28 日に、当該貿易障壁調査の終了を正式に公告した（商務部公告第 2005 年第 10 号¹⁴⁰）。

(3) 米国再生可能エネルギー支援政策及び補助金措置に対する貿易障壁調査

2011 年 11 月 25 日、商務部は中国機電製品輸出入商会及び中華全国工商業連合会再生エネルギー商会の申請を受け、米国のワシントン州、マサチューセッツ州、オハイオ州等 6 つの州で実施されていた再生可能エネルギー支援政策及び補助金措置に対して、貿易障壁調査の開始を公告した（商務部公告 2011 年 69 号¹⁴¹）。

商務部は、2012 年 5 月 24 日に、調査の初期的結論（商務部公告 2012 年第 26 号¹⁴²）を公表し、調

¹³⁶ 中国商務部「商務部公告2024年第34号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_0f008c8cc1a64811821d0bb87cfb34b.html) (2024年12月18日確認)

¹³⁷ 中国商務部「商務部公告2004年第16号」 (<https://m.mofcom.gov.cn/article/zcfb/gpmv/200404/20040400212097.shtml>) (2024年12月18日確認)

¹³⁸ 中国商務部「中国の貿易障壁調査第1号事案評価分析」

(<http://chinawto.mofcom.gov.cn/article/jsbl/alzs/201410/20141000760397.shtml>) (2024年12月18日確認)

¹³⁹ 中国商務部「商務部公告2004年第65号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/gpmv/art/2004/art_c0f5c84e0cc04ad3835de10ccb9ac086.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁰ 中国商務部「商務部公告第2005年第10号」 (<http://file.mofcom.gov.cn/article/zcfb/gpmv/200502/20050200019196.shtml>) (2024年12月18日確認)

¹⁴¹ 中国商務部「商務部公告2011年69号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/gkml/art/2011/art_9c65287c61c64bb38c4b5ec98edb9174.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴² 中国商務部「商務部公告2012年26号」 (<http://chinawto.mofcom.gov.cn/article/ap/p/201205/20120508146166.shtml>) (2024年12月18日確認)

査対象措置は、いずれも WTO の補助金及び相殺措置に係る協定第 3 条により禁止された補助金に該当し、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 3 条の規定に違反し、正常な貿易を歪めるとして、貿易障壁に該当すると認定した。

2012 年 8 月 20 日、商務部により公告された最終報告（商務部公告 2012 年第 52 号¹⁴³）では、やはり、調査対象措置は、中国の再生可能エネルギー関連製品の米国向け輸出に対する貿易障壁であると認定した。商務部は、対外貿易障壁調査規則に基づいて、米国に対して調査対象措置における WTO の関連規定に違反する内容を取消し、中国再生可能エネルギー製品に対して公平な待遇を与えるよう要求する等、対応措置を採るとした。

(4) 台湾の中国大陸への制限措置に対する貿易障壁調査

2023 年 3 月 17 日に、中国食品土畜輸出入商会、中国五鉱化学工業輸出入商会、中国紡績品輸出入商会からの貿易障壁調査申請書を受け、2023 年 4 月 12 日、商務部は、台湾の中国大陸に対する農産品、鉱物化学加工製品、紡績品を含む 2455 項目の輸入禁止措置について、貿易障壁調査を 2023 年 10 月 12 日まで行うことを公告した（商務部公告 2023 年第 11 号¹⁴⁴）。

2023 年 10 月 9 日に、商務部は調査を 2024 年 1 月 12 日まで 3 か月延長することを公告した（商務部公告 2023 年第 35 号¹⁴⁵）。

2023 年 12 月 15 日、商務部は、記者質問の回答¹⁴⁶において、以下のとおりの最終判断を回答している。

WTO のルールによれば、台湾地区は大陸に他の WTO 加盟国と同等の輸出待遇と競争機会を与えるべきであり、海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）には、双方は、「双方の間における実際に多くある貨物貿易の関税と非関税障壁を徐々に削減又は撤廃しなければならない」ことが明記されているが、調査によれば、台湾地区は以前から大陸関連製品に対して貿易制限措置を講じており、大陸製品の輸入禁止品目の範囲は、近年拡大傾向にあり、2023 年 11 月時点で中国大陸の 2509 品目の製品が輸入禁止となっている。「対外貿易障壁調査規則」の関連規定に基づき、台湾の中国大陸に対する貿易制限措置は貿易障壁に該当し、大陸の関連産業と企業に貿易上の悪影響を及ぼすと判断する。

(5) EU の外国補助金規則に対する貿易障壁調査

2024 年 7 月 10 日、中国商務部の貿易救済局は、2024 年 6 月 17 日に中国電気製品輸出入商会が提出した申請書に基づき、EU の外国補助金規則（FSR）による中国企業への調査に対して、対外貿易法及び対外貿易障壁調査規則に基づいて、2025 年 1 月 10 日まで貿易投資障壁調査を行うと発表した（商務部公告 2024 年第 28 号¹⁴⁷）。

2024 年 9 月 5 日には、政府機関、企業、商工会へのアンケート調査、電子メールによる意見募集が

¹⁴³ 中国商務部「商務部公告2012年52号」

(https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/rcxwfb/art/2012/art_074c20017ad24145b570468a9279e876.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁴ 中国商務部「商務部公告2023年第11号」 (<https://m.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202304/20230403403369.shtml>) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁵ 中国商務部「商務部公告2023年第35号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zfxxgk/gkml/art/2023/art_fd9286aa57df4e0f8d5b2663ab67edda.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁶ 中国商務部「商務部記者回答」

(https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2023/art_642edfeffba245f3b62c471e02762f05.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁷ 中国商務部「商務部公告2024年第28号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_d2a237a0cd204ea6b89559470a630744.html) (2024年12月18日確認)

行われている（商救済障壁書簡〔2024年〕71号¹⁴⁸⁾。

当該申請書では、補助金の範囲が広く曖昧なこと、審査に係る主体の範囲が広く、期限の要求が厳しく、中国企業の負担が大きいこと、調査の透明度が乏しく、手続の正当性に欠けること、歪曲等の重要な認定が主観的であること、立証責任の転換が不合理で、高額な制裁金を課されることが指摘されている。

(6) カナダの中国へのEV、鉄、アルミンに係る関税措置に対する反差別措置

2024年9月26日、カナダの中国からの輸入された電気自動車、鉄鋼、アルミニウム製品への関税が、中国に対する差別的な禁止、制限又はその他類似の措置に該当するとして、商務部は、対外貿易法第36条、第37条の規定により、カナダに対して、9月26日まで反差別調査を行うと発表した（商務部公告2024年第40号¹⁴⁹⁾。

調査対象となるのは、カナダが、中国から輸入される関連製品に対して行う以下の関税等の制限措置である。

- ① 2024年10月1日から、中国で製造された全ての電動車両について100%の関税を課す措置
- ② 2024年10月15日から、中国から輸入された鉄鋼とアルミニウム製品25%の関税を課す措置
- ③ カナダのクリーンエネルギー自動車補助金の国の範囲を制限する措置

このほか、カナダ政府が9月10日から中国より輸入する電池と電池部品、太陽エネルギー製品、半導体と重要鉱物等に係る関税実施について30日間の意見公募を行っているところ、カナダ政府がその後採る関連措置も本調査の範囲内とされている。

¹⁴⁸ 中国商務部「商救済障壁書簡〔2024年〕71号」

(https://trb.mofcom.gov.cn/myblcd/art/2024/art_8c6706d6d2fd4c3499e368f7b22649d0.html) (2024年12月18日確認)

¹⁴⁹ 中国商務部「商務部公告2024年第40号」

(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_0e59c4b8d230485aa8209bb541b2fc29.html) (2024年12月18日確認)

2. ASEAN 諸国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー）

サービス貿易

（1）ASEAN各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。ASEAN諸国において、データの越境移転を過度に制限する等により、影響が懸念される法令があるか、調査・報告ください。

1. タイ

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）

OTT 規制については、2021 年 2 月 11 日に発効された外国のデジタルサービスプロバイダーに付加価値税の支払いを義務づける法令以降、外国のデジタルサービスプロバイダーにのみ適用される直接的な規制は講じられていない。

他方、2023 年 8 月にデジタルプラットフォームサービスに関する勅令（以下「本勅令」という。）¹⁵⁰が施行され、タイ国内において「デジタルプラットフォームサービス」を提供する「一定の事業者」は、その事業を開始する前に Electronic Transactions Development Agency（ETDA）に対して通知（以下「本通知」という。）を行うことが義務付けられた。

ここでいう「デジタルプラットフォームサービス」とは、有償無償を問わず、電子的取引を目的として、コンピュータネットワークを通じて、加盟店、消費者又はサービス利用者間の電子取引を実現するための情報を管理する電子媒体を提供するサービスを意味する。

但し、あくまで、かかる通知義務が適用されるかは、①域外適用され、かつ、②「一定の事業者」の要件を満たす場合に限られ、具体的な内容は以下のとおりである。

① 域外適用の有無

本勅令によれば、プラットフォームが以下のいずれかの特徴（以下「本特徴」という。）を有している場合には、海外のデジタルプラットフォームマーに対しても、本勅令が域外適用される。

- (a) プラットフォームの全部又は一部がタイ語表示であること
- (b) プラットフォームのドメインにタイに関する表記を利用していること
- (c) タイバツ通貨による支払を可能としていること
- (d) プラットフォーム上の取引の準拠法がタイ法、又は管轄がタイの裁判所となっていること
- (e) タイ国内にいる利用者向けに SEO サービスを利用していること
- (f) タイ国内にカスタマーサービスセンターを設置していること
- (g) その他別途定める基準を充足していること

② 「一定の事業者」の基準

本勅令の対象となる「一定の事業者」は以下のいずれかの基準（以下「本基準」という。）に該

¹⁵⁰ Ministry of Finance, “Notification of Ministry of Finance Re: Designating Commerce which Business Operator Shall Register and Commerce which are not Under Enforcement of the Commercial Registration Act B.E. 2499 B.E. 2567 (2024)”, published in Thailand’s Royal Gazette on 4 June 2024, (<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/31741.pdf>) (2024年11月24日確認).

当する場合に限られる¹⁵¹。

- ・ タイ国内におけるデジタルプラットフォームサービスの年間売上高が 180 万 THB を超える個人事業者、及び 5,000 万 THB を超える法人事業者
- ・ デジタルプラットフォームサービスの月間アクティブユーザー数が 5,000 人を超える場合（アクティブユーザー数の合計を事業者がプラットフォームサービスを運営した月数で除した数が 5,000 人を超える場合）

仮に、本特徴を有するデジタルプラットフォームであり、本基準のいずれかを充足する事業者である場合には、サービスの提供期間中、本勅令に規定される以下の義務（以下「本義務」という。）を遵守する必要がある。

- ・ デジタルプラットフォームサービス運営者及びサービス情報、並びにその変更情報に関する ETDA への年次通知
- ・ 利用条件の更新通知及び運営状況に関する年次報告書の ETDA への提出
- ・ リスク評価とリスク管理対策に関する年次報告書の提出
- ・ デジタルプラットフォーム運営者の利用条件の更新通知

なお、本義務については、“local coordinator”を任命し代理で行わせることが可能であるが、“local coordinator”はタイ国内に所在しておく必要がある。

仮に、ETDA に対する本義務が履行されない場合には、“Electronic Transaction Act B.E. 2544 (2001)”に基づき、100 万 THB 以下の罰金が科される。

(2) データローカライゼーション政策

Personal Data Protection Act(PDPA)に規定される場合を除いて、特段存在しない。

2. インドネシア

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）

・ OTT規制

現行のインドネシアにおけるOTT規制は、郵便、テレコミュニケーション及び放送に関する政令2021年46号¹⁵²、電子システム及び電子取引の運営に関する政令2019年71号、電子システムを通じた取引に関する政令2019年80号¹⁵³、電子システムを通じた取引における事業関係者の事業ライセンス、広告、発展及び監督に関する商業大臣規則2023年31号¹⁵⁴、及び民間電子システム運営者に関する通信情報大臣規則2020年5号¹⁵⁵（同2021年10号により改正¹⁵⁶）等が存在する。主な内容は、

¹⁵¹ “The Royal Decree on the Operation of Digital Platform Service Business That Are Subject to Prior Notification B.E. 2565 (2022)”, published in Thailand Royal Gazette on 23 December 2022, (<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17234213.pdf>) (2024 年11月24日確認)。

¹⁵² Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/161970/pp-no-46-tahun-2021>) (2024 年12月18日確認)

¹⁵³ Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/126143/pp-no-80-tahun-2019>) (2024 年12月18日確認)

¹⁵⁴ Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/265202/permendag-no-31-tahun-2023>) (2024 年12月18日確認)

¹⁵⁵ Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/203049/permenkominfo-no-5-tahun-2020>) (2024 年12月18日確認)

¹⁵⁶ Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/203121/permenkominfo-no-10-tahun-2021>) (2024 年12月18日確認)

インドネシアで事業活動を行っているOTT事業者に対して、通信情報省に対する登録義務等が存在する。また、インドネシア国外からOTT事業を行う場合に、一定の要件を満たすとインドネシア国内における駐在員事務所の任命義務等が発生する点にも留意が必要である。電子システムの維持に関する規制、苦情処理手続及びコンテンツ規制等も定められている。

電子システムを通じた取引における事業関係者の事業ライセンス、広告、発展及び監督に関する商業大臣規則2023年31号については、「2-3.インドネシア」「サービス貿易」の箇所でも言及する。

- ・ **インドネシアの個人情報保護法（PDP法）**

個人データの保護に関する法律2022年27号は、インドネシアで初の網羅的な個人情報保護法として2022年10月17日に成立し、同日に施行されている¹⁵⁷。PDP法は、個人及び法人等が、インドネシア国内に所在し個人データの処理等を行う場合並びにインドネシア国外に所在しインドネシア国籍者である個人データ主体に法的影響を及ぼす場合等に適用される。個人データの処理における、個人データ主体の同意や、修正の権利等、GDPRを参考とした規定となっている。

(2) データローカライゼーション政策

- ・ **電子システム及び電子取引の運営に関する政令2019年71号**

インドネシアでは、データローカライゼーションに関して、2019年10月10日に、政令2012年82号のデータセンター設置義務の内容を変更する政令2019年71号が施行された¹⁵⁸。政令2019年71号に基づき、公的分野における電子システム運営者は、インドネシア国内にデータセンターを設立し、個人データを処理する必要があるが、他方で、民間分野における電子システム運営者は、金融業等個別法で異なる規制が行われる事業分野を除き、インドネシア国内にデータセンターを設置する義務はなく、国外でデータを処理することも認められている。したがって、特に民間部門においては、データの越境移転が過度に制限されることによって企業活動への影響が懸念されるものはないと考えられる。なお、法令上は、一定の場合に、監督機関によるガバメントアクセスが認められていることに留意が必要である。

3. マレーシア

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）

電子商取引において、マレーシアに拠点を持たない海外企業が留意すべきものとして、以下の規制等が存在する。

- ・ **2024 年マレーシア個人情報保護法の改正**

2024 年 7 月 31 日、マレーシア個人情報保護法改正法¹⁵⁹が成立した。同改正法によって、改正前個人情報保護法 129 条において定められていた個人データの越境移転に係るホワイトリスト制度が削除されるとともに、既存の要件に加え、(i)マレーシア個人情報保護法と実質的に類似した法律が施行されている移転先、(ii) 個人情報の処理について少なくともマレーシア個人情報保護法と同等の適切な水準の保護を担保している移転先への越境移転も認められることとなった。

¹⁵⁷Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/229798/uu-no-27-tahun-2022>)（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁵⁸ Direktorat Utama Pembinaan dan Pengembangan Hukum Pemeriksaan Keuangan Negara Badan Pemeriksa Keuangan(<https://peraturan.bpk.go.id/Details/122030/pp-no-71-tahun-2019>)（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁵⁹ 2024年個人情報保護法改正法 (<https://www.pdp.gov.my/ppdpv1/akta/pdp-amendmentact-2024/>)（2024年12月4日確認）

- ・ インターネット・メッセージングサービス及びソーシャル・メディアサービスへの新規制枠組
2024年8月1日、マレーシア通信マルチメディア委員会は、インターネット・メッセージングサービス事業及びソーシャル・メディアサービス事業に係る新規制枠組みを発表した¹⁶⁰。2025年1月1日施行の新規制枠組のもとでは、マレーシア国内における利用者数が800万人以上の事業者は、ライセンスの取得が義務付けられることになる。

- ・ デジタルサービス税等

電子商取引においては、一定の場合には源泉税、サービス税、物品税等が課せられるほか、2019年サービス税法改正法¹⁶¹の下で、マレーシアで課税事業者登録をした外国のデジタルサービス事業者が提供するデジタルサービスにはデジタルサービス税が課せられ、年間で500,000リンギット相当額を超えるデジタルサービスを提供した外国事業者は外国事業者として登録する義務を負うこととなった¹⁶²。デジタルサービスの税率は当初6%であったが、2024年3月1日から8%に引き上げられた¹⁶³。

4. フィリピン

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）

- ・ 2023年インターネット取引法の成立

2023年12月5日、「2023年インターネット取引法」(R.A 11967)が成立した。同法は、インターネット取引の透明性と信頼性を高め、消費者保護を強化することを目的として、インターネット取引に関与する当事者の権利義務や責任を明確に定めている。

具体的には、電子マーケットプレイス¹⁶⁴ (E-marketplaces) がオンライン販売業者¹⁶⁵ (Online Merchants) に対し、商品やサービスに関する詳細情報を開示させることを義務づけているほか（同法第21条(g)）、電子小売業者¹⁶⁶ (E-retailer) 及びオンライン販売業者 (Online Merchants) に対しては、販売する商品及びサービスの機能性や互換性に関する保証を義務づけている（同法第23条(c)）。

さらに、同法はインターネット取引に関連する責任の範囲を明確化しており、電子小売業者 (E-retailer) 又はオンライン販売業者 (Online Merchants) は、インターネット取引に起因する民事訴訟又は行政訴訟において、オンライン消費者に対して一次的に直接責任を負うことを規定し

¹⁶⁰ マレーシア通信マルチメディア委員会”Regulatory Framework for Internet Messaging Service and Social Media Service Providers” (<https://www.mcmc.gov.my/skmmgovmy/media/General/pdf2/Info-Paper-for-Regulatory-Framework.pdf>) (2024年12月4日確認)

¹⁶¹ 2019年サービス税法改正法 ([https://mysst.customs.gov.my/assets/document/SST%20Act/Service%20Tax%20\(Amendment\)%20Act%202019.pdf](https://mysst.customs.gov.my/assets/document/SST%20Act/Service%20Tax%20(Amendment)%20Act%202019.pdf)) (2024年12月4日)

¹⁶² 2019年サービス税（デジタルサービス）規則 (<https://mysst.customs.gov.my/SSTRegulations>) (2024年12月4日確認)

¹⁶³ マレーシア関税局”TRANSITIONAL RULES FOR THE CHANGE IN SERVICE TAX RATE TO 8% ON DIGITAL SERVICE PROVIDED BY FOREIGN REGISTERED PERSON” (<https://mystods.customs.gov.my/storage/app/media/pdf/guide/guide-on-transitional-rules-for-the-change-in-st-rate-to-8-on-digital-service-provided-by-frp.pdf>) (2024年12月4日確認)

¹⁶⁴ 「電子マーケットプレイス(E-marketplaces)」とは、オンライン消費者とオンライン販売業者を結び付け、販売や支払、発送、アフターサポートを含む取引全体を監督するデジタルプラットフォームを指す（第4条(e)）。

¹⁶⁵ 「オンライン販売業者(Online Merchants)」とは、電子マーケットプレイス又は第三者のデジタルプラットフォームを通じて、オンライン消費者に商品又はサービスを販売する者を指す（第4条(j)）。

¹⁶⁶ 「電子小売業者(E-retailer)」とは、自らのウェブサイトやウェブページ、アプリケーションを通じて、オンライン消費者に商品又はサービスを直接販売する個人又は法人を指す（第4条(f)）。

ている（同法第 25 条）。

また、電子マーケットプレイス（E-marketplaces）又はデジタルプラットフォームは、知的財産権を侵害する商品やサービスの削除を迅速に対応しなかった場合など、一定の条件下で副次的責任を負う可能性があるとされている（同法第 26 条）。

同法は、当事者の一方がフィリピンに所在する場合、又はデジタルプラットフォーム、電子小売業者（E-retailer）、若しくはオンライン販売業者（Online Merchants）がフィリピン市場を利用し、フィリピンに最低限の接点を有する場合に、企業間及び企業対消費者間のインターネット取引に適用される¹⁶⁷（同法第 3 条）。

5. ベトナム

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）

- ・ インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用を定める政令第 147/2024/ND-CP 号（以下「政令147号」という。）

ベトナム政府は、2024 年 11 月 9 日、政令 147 号を採択した。同政令は、2024 年 12 月 25 日から施行される。同日、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用を定める政令第 72/2013/ND-CP 号（以下「72 号政令」という。）及び 72 号政令の一部を改正する政令第 27/2018/ND-CP 号は失効する¹⁶⁸。

この政令は、国内外を問わず、インターネットサービスプロバイダー（ソーシャルネットワークサービス（SNS）プロバイダーやオンラインゲームサービスプロバイダー等）の全てを適用の対象としている。特に、クロスボーダーサービスプロバイダーが注意すべき重要な内容は以下のとおりである。

- ① ベトナム国内におけるデータストレージをリースしている、又はベトナムからの月間訪問数が 6 か月連続で 10 万人以上に達するクロスボーダーの情報プロバイダー（SNS サービスプロバイダーやアプリストアサービスプロバイダー等を含む）は、以下の責任を負う。
 - ・ ベトナム電子情報放送局に自己の連絡先を通知すること。
 - ・ ベトナムサービス利用者又は当局の要求があった場合、法令（特にサイバーセキュリティ法の第 8 条）に違反する情報、サービス、アプリケーションをアクセスブロック及び削除を行うこと。
 - ・ ベトナムの報道機関からの情報を利用する際、その報道機関とコンテンツに関する協力協定を締結すること。
 - ・ サービス利用者の情報を保存し、同法に定められる目的のために当局から要求があった場合、当局に提供すること。
 - ・ 年 1 回、又は当局の要求があった場合、報告を行うこと。
- ② 上記の規制に加えて、SNS サービスプロバイダーは、以下を行わなければならない。
 - ・ 電話番号又は個人識別番号が確認された利用者のみが SNS の機能を使用できることを確

¹⁶⁷ インターネット取引法の施行規則（2024年5月24日公表）によれば、「フィリピン市場を利用（Availment of the Philippine Market）」とは、フィリピン国内の個人や企業と取引を行う意図を示す行為や行動を指し、これにはフィリピン市場を対象とした広告、フィリピン国内での注文、支払、配送の実施、顧客へのカスタマーサポートの提供などが含まれる（IRR第2条(a)）。また、「最低限の接点（Minimum Contacts）」とは、フィリピン国内に所在する顧客との接点又は交流を意味し、フィリピン国内のユーザーが、デジタルプラットフォームにアクセスし、情報、商品、サービスの授受が可能な場合には、最低限の接点が確立されたとみなされる（IRR第2条(m)）

¹⁶⁸ ベトナム政府（<https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpc/2024/11/147-nd.signed.pdf>）（2024年12月2日確認）

保するために、適切な本人確認措置を行うこと。

- ・ 国家機関、法人格を有する組織、企業、影響力のある個人の要求に応じて、当該機関、組織、個人の SNS アカウント、ページ及びチャンネルを認証し、認証済みのバッジを付けること。
- ・ 当局の要求に応じて、法律に違反する内容を頻繁に提供するユーザーのアカウント、コミュニティページ、コミュニティグループ、コンテンツチャンネルを永久又は一時的に凍結すること。

- ③ クロスボーダーのオンラインゲームサービスプロバイダーについては、サービスを提供する前にベトナム法令に従ってベトナム企業を設立しなければならない。

また、全ての種類のゲーム（G1、G2、G3、G4、すなわち、オンライン及びオフライン、プレイヤー同士、又はプレイヤーとコンピュータ間でのゲームを全て含む）のプロバイダーは、認証されたアカウントのみがゲームへ参加できることを確保するために、プレイヤーの氏名、生年月日、電話番号を取集し、ベトナムの携帯電話番号を通じてプレイヤーのアカウントの認証装置を行うことが必要である。また、プロバイダーに対し、全ての種類のゲームの 18 歳未満のプレイヤーのプレイ時間を管理する技術システムを備えることを要求しており、1 つのゲームあたり最大 60 分、1 日全てのゲームで最大 180 分を超えないようにしなければならない。

・ 新電気通信法

2023年11月24日、新電気通信法（法律第24/2023/QH15号）がベトナム国会で可決された¹⁶⁹。OTT通信サービスが「インターネット上の基本電気通信サービス」として、その定義が同法において明記された（第3条第8項）。さらに、新たに「データセンターサービス」（第3条第9項）及び「クラウドコンピューティングサービス」（第3条第10項）という新しい通信サービスも、同法の適用対象となった。

同法における、OTT通信サービスプロバイダーに関する重要な点は、以下のとおりである。

- ① 外国投資家に対する市場参入条件について、データセンターサービス及びクラウドコンピューティングサービスと同様に、OTT 通信サービス分野における外国投資家の株式保有比率又は出資比率等の制限はない（第 28 条第 1 項 a 号）。外国企業はベトナムで 100%外資の企業を設立し、これらのサービスを提供することができる。
- ② 電気通信ライセンスについて、同法により、国内外の OTT 通信サービスプロバイダーは、電気通信ライセンスを取得する必要はないが、当局へ登録又は通知手続の遵守は必要である、とされている（第 28 条第 2 項 a 号）。しかし、上記の登録又は通知手続に関しては、同法に規定されておらず、2023 年電気通信法の実施を案内する新たな政令にて詳細が規定される見込みである。
- ③ OTT 通信サービスプロバイダーの義務について、国内のプロバイダーの義務は同法に規定されている。例えば、利用者の端末の機能にアクセスする必要がある場合は、その必要性について利用者に通知し、利用者の同意の取得が必要となる（第 28 条第 2 項 dd 号）、サービス品質に関する情報の開示義務（第 28 条第 2 項 e 号）、サイバーセキュリティ、国家秘密及び個人データ保護に関する法規制の遵守（第 6 条）等がある。

¹⁶⁹ ベトナム政府（<https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/2024/01/luat24.pdf>）（2024年12月2日確認）

一方、クロスボーダーのプロバイダーに課される義務は、同法では規定されない。ベトナム国内のサービス利用者に対してクロスボーダーOTT 通信サービスを提供する外国組織の権利及び義務は、所定の基準に基づいて政府において定められることとする（第 28 条第 3 項）。

同法は 2024 年 7 月 1 日に発効したが、OTT 通信サービス、データセンターサービス、及びクラウドコンピューティングサービスに関する規定は、2025 年 1 月 1 日に発効する。

・ 2023年電気通信法の一部条項及び施行措置を詳述する政令案

2024年2月2日、情報通信省は新しい電気通信法の一部条項及び施行措置を詳述する政令案を、パブリックコメント募集にあたり公表した。同政令案のパブリックコメント募集の締め切りは2024年4月2日だった。情報通信省は政令案が2024年内に発行されると見込んでいるが、具体的な発効日や発行日はまだ決まっていない¹⁷⁰。

この政令案の主な内容は以下のとおりである。

- ① OTT 通信サービスの利用者は、サービスを利用するためにサービス登録名及び携帯電話番号を提供する必要がある（第 26 条第 1 項）。プロバイダーは、利用者の携帯電話番号をサービス提供前に認証し、サービスの利用者の情報を保存する必要がある（第 26 条第 2 項）。
- ② 国内外のプロバイダーに対する、当局へ通知手続についての規定が明確化される。具体的には、プロバイダーは、サービス提供の前にベトナム情報通信省電気通信局（VNTA）に対して、その旨を通知しなければならない、VNTA は通知を受け取ってから 2 日以内にプロバイダーに確認証明書を発行する（第 44 条第 3 項及び第 4 項）。
- ③ 新電気通信法では規定されていないクロスボーダーOTT 通信サービスプロバイダーの義務を明記する。クロスボーダープロバイダーが負う義務は、上記の通知義務のほか、概ね 2023 年電気通信法において規定されている国内プロバイダーの義務と同様である。

・ サイバーセキュリティ及び個人データ保護に関する行政違反処分政令案

個人データ保護政令第 13/2023/ND-CP 号（以下「政令 13 号」という。）に違反した場合の罰則や制裁措置を定める規定はまだ存在しない。現在、2024 年 6 月 1 日から施行予定とされるサイバーセキュリティ分野における行政違反処分に関する政令案¹⁷¹がまだ政府によって採択されていない。仮にこの政令案が採択された場合、企業の主な違反行為に対する罰則は、以下のとおりになるとされている。

- ① 個人データの違法な譲渡、売買：初回の違反には、1 億 4000 万 VND から 2 億 VND の罰金で、2 回目以降の違反には、前会計年度におけるベトナム国内の総売上高の最大 10% までの罰金が科される（第 23 条）。
- ② 個人データ処理影響評価書類及び/又は個人データ国外移転影響評価書類を作成しない、又は A05 への提出義務を怠る行為：1 億 4000 万 VND から 2 億 VND の罰金が科される。当該違反が原因でベトナム国民の個人データが漏洩・紛失した場合、影響を受けた国民の数に応じて、罰金額が前会計年度におけるベトナム国内の総売上高の最大 10% までに増加する（第 25 条及び第 26 条）。

さらに、上記の罰金に加え、データの削除や復元不可能な状態にする措置、誤情報の削除や訂

¹⁷⁰ ベトナム政府（<https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/duthaototrinhvht.pdf>）（2024年12月2日確認）

¹⁷¹ ベトナム公安省電子サイト（<https://bocongan.gov.vn/van-ban/van-ban-moi/bo-cong-an-lay-y-kien-du-thao-nghi-dinh-quy-dinh-ve-xu-phat-vi-pham-hanh-chinh-trong-linh-vuc-an-ninh-mang-574.html>）（2024年12月2日確認）

正、公的謝罪の公表等の是正措置も適用される可能性がある。

(2) データローカライゼーション規制

・ サイバーセキュリティ法と政令 53/2022/ND-CP 号（以下「53 号政令」という。）の規定

サイバーセキュリティ法上、ベトナムにおいて電気通信ネットワーク・インターネット上のサービス及びサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ、サービス利用者が作成したデータの収集・利用・分析・処理作業を行う場合、一定期間、当該データをベトナムで保管し、これに該当する国外企業は、ベトナムにおいて支店又は駐在員事務所を設立しなければならないと規定されている。

この点について、政令 53 号は以下のとおり規定した。

国外企業につき、▽テレコムサービス、▽サイバーにおけるデータ保存・共有、▽ベトナム国内ユーザーへの国内外ドメイン名提供、▽電子商取引、▽オンライン決済、▽支払仲介、▽サイバーによる輸送接続サービス、▽SNS 及びソーシャルメディア、▽オンライン電子ゲーム、▽ショートメッセージ・電話・ビデオ電話・E メール・オンライン対話によるサイバー上のその他情報提供・管理・運営サービスのいずれかの事業分野にベトナムにおいて従事する国外企業は、①提供するサービスが、サイバーセキュリティに関する法令の違反行為の実行に利用され、かつ②公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局から書面による通知及び協力・阻止・調査・処理の要求を受けたにもかかわらず、その要求に従わない又は適切に従わない若しくは当局のサイバーセキュリティ保護措置を阻止・妨害・無効化した場合には、規制対象に該当する、と規定した。

※ 国内保存対象データ：

ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、ベトナムにおけるサービス利用者が作成したデータ（サービス利用アカウント名、サービス利用時間、クレジットカード情報、E メールアドレス、直近のログイン・ログアウトの IP アドレス、登録電話番号）、ベトナムにおけるサービス利用者の関係（友人、利用者が接続又は交流するグループ）。

※ 保存方式、期間等：

政令 53 号で、以下のとおり規定された。

- ① 保管方式：対象企業が決定する。2022 年 12 月 22 日に、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局が開催した、政令 53 号に関する説明会において、オリジナルデータが外国に保存されること自体は差し支えなく、コピーデータをベトナム国内に保存することで足りるという解釈が確認された。
- ② 保管期間：要求通知を受けてから少なくとも 24 か月。
- ③ ベトナムで支店・駐在員事務所を維持する期間：要求通知を受けてからベトナムにおける事業がなくなるまで。

6. ミャンマー

(1) 電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）

① オンライン販売事業に関して

- ・ 2023 年 7 月 4 日付連邦政府通達第 5 号

連邦政府は、2023年7月4日付連邦政府通達2023年5号¹⁷²において、オンライン販売事業は、必須物資・サービス法（Essential Supplies and Services Law）第4条(c)に規定される必須サービスであると発表した。同通達により、商業省に対して当該サービスに関連する事項について、禁止命令、規制命令、監督命令及び保護命令を発する権限が与えられた。また、商業省は、同通達を実施するために以下の通達を発行している。

- **2023年7月21日付商業省通達第50号**

商業省は、2023年7月21日付商業省通達50号¹⁷³において、オンライン販売事業を必須サービスと決定する命令を発布し、オンライン販売事業者は、登録証の交付を受けなければならないとされた。

- **2023年7月21日付商業省通達第51号**

商業省は、2023年7月21日付商業省通達51号において、オンライン販売事業の登録に関する詳細を規定した。

同通達には、以下の章が含まれている。

- 第1章 タイトル及び定義
- 第2章 登録証の申請
- 第3章 登録証の交付
- 第4章 申請の変更及び更新
- 第5章 登録証所持者の責任
- 第6章 登録証所持者の権利
- 第7章 登録証の停止又は取消し
- 第8章 その他

上記の通達における「オンライン販売事業」とは、オンラインで商品を販売し、又はサービスを提供する事業をいう。

- **2023年9月5日付商業省Newsletter2023年1号**

商業省は、消費者の権利を保護し、倫理的なビジネス水準を確保し、安全な電子商取引のエコシステムを促進するために、2023年9月5日付商業省Newsletter2023年1号¹⁷⁴において、電子商取引ガイドラインを発行した。

電子商取引に従事する者は、このガイドラインを遵守して事業を運営しなければならないものとされている。

電子商取引ガイドライン第4条(a)には、電子商取引の定義が以下のように明記されている。

「電子商取引（Eコマース）とは、インターネットやその他の情報ネットワークを通じて行われる商品やサービスの販売を指す。これらの用語には、プロモーション、マーケティング、供給連鎖、発注書の作成、配達プロセスなどが含まれる。」

¹⁷² 連邦政府通達2023年5号(<http://www.mlis.gov.mm/lsScPop.do?lawordListId=10763>) (2024年12月15日確認)

¹⁷³ 商業省通達2023年50号 (<https://commerce.gov.mm/sites/default/files/documents/2024/05/online%20sales%20%2850.2023%20%29Myanmar%20Version.pdf>) (<https://commerce.gov.mm/sites/default/files/documents/2024/05/online%20sales%20%2850.2023%20%29English%20Version.pdf>) (2024年12月15日確認)

¹⁷⁴ 商業省Newsletter2023年1号(<https://commerce.gov.mm/sites/default/files/documents/2023/09/E-Commerce%20Guideline%20Bulletin%20%281-2023%29.pdf>) (2024年12月15日確認)

- ・ **オンライン登録システム「eComReg」**

商業省貿易局は、2023年10月2日より、オンライン事業登録システム「eComReg」(<https://www.ecomreg.gov.mm>) の導入を発表した。

- ・ **2023年12月28日付商業省Newsletter2023年17号**

2023年12月28日付Newsletter2023年17号¹⁷⁵において、オンライン・セールの登録料が発表された。

② 電気通信役務利用映画放送事業に関して

- ・ **2024年3月13日付情報省通達第31号**

情報省は、2024年3月13日付情報省通達2024年31号¹⁷⁶を發布し、電気通信役務利用映画放送事業を必須サービスに指定した。

電気通信役務利用映画放送事業者は、登録証を申請しなければならず、登録証を取得せずにオンライン販売事業を営む者は、必須物資・サービス法第5条に基づき起訴されるとされた。

- ・ **2024年3月13日付情報省命令第32号**

情報省は、2024年3月13日付情報省命令第32号において、電気通信役務利用映画放送事業の運営権に関する命令2024年32号¹⁷⁷を發布し、以下の章が含まれている。

- － 第1章 タイトル及び定義
- － 第2章 登録証の申請
- － 第3章 登録証の交付、修正申請及び更新申請
- － 第4章 用語
- － 第5章 監督及び処分
- － 第6章 その他

「電気通信役務利用映画放送事業」とは、電気通信を通じて、長編映画、ドキュメンタリー、記録映画、ニュース映画、娯楽映画又は教育映画として撮影・製作された映画又は映像を公開し、共有し、販売し又は展示する事業をいう。この表現には、映画館の設立や電気通信ネットワークを利用した映画関連アプリケーションの立ち上げも含まれる。

この命令に基づいて発行された登録証がなければ、電気通信役務利用映画放送事業を営んではならないとされている。

③ サイバーセキュリティに関して

- ・ **2022年1月13日サイバーセキュリティ法の改正案**

2022年1月13日付サイバーセキュリティ法においては、第62条で仮想プライベートネットワーク（VPN）の利用が制限され、第90条で罰則が以下のように規定されている。

第62条 通信法の適用を受ける通信役務提供の免許を取得し、サービスを提供する仮想プライ

¹⁷⁵ 商業省Newsletter2023年17号(<https://commerce.gov.mm/sites/default/files/documents/2024/03/Bulletin%2017-23.pdf>) (2024年12月15日確認)

¹⁷⁶ 情報省通達2024年31号 (<http://www.mlis.gov.mm/lsScPop.do?lawordListId=10982>) (2024年12月15日確認)

¹⁷⁷ 情報省命令2024年32号(<http://www.mlis.gov.mm/lsScPop.do?lawordListId=10983>) (2024年12月15日確認)

ベートネットワーク（VPN）、又は類似の技術を利用してネットワークを構築し、又は当該ネットワークにアクセスし、又は当該ネットワークを利用する場合、関連規定に基づいて同省の認可を申請しなければならない。

第90条 通信法の対象となる通信サービス提供のライセンスを取得することなく、サービスを提供する仮想プライベートネットワーク（VPN）を利用し、又は類似の技術を利用してネットワークを構築すること、又は当該ネットワークにアクセス又は利用することで、有罪判決を受けた者は、1年以上3年以下の懲役、若しくは500万チャット以下の罰金に処せられ、又はその両方が科される。

この法案は現時点で制定されていないにもかかわらず、実務的には、ほぼ全ての通信会社が一般には公開されていない運輸通信省の指示に従って、2024年にVPNの使用を制限している。また、ミャンマーの政治ニュースに関連するいくつかの独立系メディアのウェブサイトへのアクセスについても、運輸通信省により制限されているといった実情がある。

(2) ベトナムとの租税協定に関して、事業者がJBIC（旧 日本輸出入銀行）に借入れをした際、企業側が支払う利息の免除に関して調査・報告ください。日本とベトナム間では租税協定により、金利の支払いに係る課税は行われないはずだが、現地の担当が認めてくれず金利に係る課税を支払い続けているという事例を事業者から聞いております。現地での状況や既に支払った過分な支払いに対する還付の方法、本件に関連する法令、条文を調査・報告ください。

1. 関連法令の概要

貸付金の利息の支払いに係る税制は、現行のベトナム法人所得税法（第14/2008/QH12号法律）によると、貸付人にとって、貸付による金利からの収入は課税対象所得となる（第3条第2項）。在ベトナムの営利事業又は収入がある外国法人、個人の納税義務に関する財政省通達第103/2014/TT-BTC号第7条第3項によると、原則として、外国法人、個人（以下総称して「外国人」という。）の貸付による金利は、法人所得税の対象所得であると明記されている。

その結果、外国人の貸付による金利に法人所得税を課されることは、ベトナム税法の原則です。

これに対し、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とベトナム政府との間の協定の第11条第3項及び第4項に基づき、日本政府が完全所有する金融機関であるJBICが受領する在ベトナムの貸付による金利は、ベトナムにおいて非課税とされると定められる。同租税協定の適用を主張して税金の免除・減免を主張するためには、租税管理法の施行政令の細則を定める財政省通達80/2021/ND-CP（以下「80号通達」という）第62条によると、税金の免除・減免の申請手続をする必要がある。

以上のように、ベトナムの税制度上、JBICに借入れをする際、事業者は日本とベトナムの租税協定に従い二重課税防止措置を適用されることが可能である一方、JBICの貸付による金利を申告し、当局の審査を受けた後に適用されるようになると考えられる。既に支払った過分な支払いがある場合、80号通達においても還付申請手続が規定されている。

2. 租税協定に準拠する税務手続の各種

(1) 納税申告時における税金の免除・減免の申請手続

外国人は、二重課税防止措置に基づく税金の免除・減免を適用されるために、免除・減免を申請することが必要である（80号通達第62条）。

通達第103/2014/TT-BTC号第11条によると、外国貸付人の金利による収入については、直接法¹⁷⁸によって納税申告が行われると解される。この場合、税申告期限の15日前までに、外国人又は外国人に対して契約を締結したり、所得を支払ったりするベトナム側の当事者は、税務機関に免除・減免の申請書類を提出しなければならない（80号通達第62条第1項b号のb.1）。

また、数年間で所得が発生すれば、初年の免除・減免の申請書類を提出済みの場合、翌年以降は、ベトナム及び外国の組織・個人と新たに締結した契約のコピー（納税者の確認あり）のみを提出することも可能である。

(2) 既に支払った過大な支払いに対する還付の申請手続

租税管理法第70条第1項によると、税務法令に定められる場合において、当局は税金の還付を行うと規定されるほか、80号通達第27条第1項c号によると、租税協定に定められる場合、税務当局は税金の還付を行う責任があると明記されている。よって、既に支払った過大な支払いについては、税金の還付を申請することができると解される。

この場合における税金還付の申請手続は、同80号通達30条第1項に定められる。

¹⁷⁸ 法人所得税法第11条。

2-1. タイ

関税

(1) 2024 年度版不公正貿易報告書 P.93,94 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査・報告ください。

1. 関税構造¹⁷⁹

タイの関税に係る規制は、関税法（The Custom Act (2017)）及び関税令（The Customs Tariff Decree (2021)）に基づくものであり、従前から変更はない。

2024 年度の WTO の資料¹⁸⁰によれば、2023 年のタイの非農産品の譲許税率は 73.1%、平均実行税率は 7.1%、そして単純平均譲許税率は 24.0%となっている。

その他「2024 年度版不公正貿易報告書 P.93,94 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率」に記載されている高関税実行率の個別品目に関する本調査基準日時点における数値は、以下のとおりである。

- ・ 洗濯機・冷蔵庫（HS コード 8418）：平均実行税率 20.8%、最高 30%
- ・ 自動車部品（HS コード 8708）：平均実行税率 25.3%、最高 30%
- ・ 自転車（HS コード 8712）：平均実行税率 18.4%、最高：30%

なお、その他の高関税品目（平均実行税率 35%以上等）としては、例えば以下のものが挙げられる。

- ・ サトウキビ又はてん菜から作られた砂糖、及びスクロース（固形）（HS コード：1701）：平均実行税率：94.0%、最高：94.0%
- ・ ミネラルウォーター、炭酸水、砂糖やその他の甘味料を加えた飲料、フレーバー付きの飲料及びその他の非アルコール飲料（果実・野菜ジュースを除く）（HS コード：2202）：平均実行税率：66.0%、最高：84.0%
- ・ モルトビール（HS コード：2203）：平均実行税率：66.0%、最高：66.0%
- ・ 生ぶどう酒（ワインを含む）（HS コード：2204）：平均実行税率：57.2%、最高：60.0%
- ・ ベルモット又は植物や芳香物質で風味付けしたぶどうワイン（HS コード：2205）：平均実行税率：56.0%、最高：60.0%
- ・ 発酵飲料、発酵飲料と非アルコール飲料の混合飲料（他に分類されないもの）（HS コード：2206）：平均実行税率：60.0%、最高：60.0%
- ・ アルコール度数 80 度未満の未変性エチルアルコール、蒸留酒、リキュール等（HS コード：

¹⁷⁹ WTO 関税データベース (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) (2024年12月18日確認)

¹⁸⁰ WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) (2024年12月18日確認)

2207)：平均実行税率：59.1%、最高：60.0%

- ・ タバコ（HS コード：24）平均実行税率：45.2%、最高：72.0%
- ・ 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車（HS コード 8702）：平均実行税率：40.0%、最高：40.0%
- ・ 貨物自動車（HS コード 8704）：平均実行税率：37.3%、最高：40.0%
- ・ 車体（HS コード 8707）：平均実行税率：60.0%、最高：80.0%
- ・ モーターサイクル、補助原動機付きの自転車及びサイドカー（HS コード 8711）：平均実行税率 60.0%、最高：60.0%

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税

デジタルサイネージの HS コードとしては、例えば以下に記載するものが該当し得ると考えられる。

- ・ **8528.42**（自動データ処理装置に接続して使用するモニター（CRT））：平均実行税率：0%、最高：0%
- ・ **8528.49**（CRT（コンピュータ用、テレビ受信機能付きを除く。））：平均実行税率：0%、最高：0%
- ・ **8528.52**（自動データ処理装置に接続して使用するモニター（CRT を除く。））：平均実行税率：0%、最高：0%
- ・ **8528.59**（モニター（テレビ受信機能付き、CRT、コンピュータ用を除く。））：平均実行税率：20.0%、最高：20.0%
- ・ **8531.20**（液晶表示装置（LCD）又は発光ダイオード（LED）付表示パネル（自転車、自動車、交通信号用を除く。））：平均実行税率：0%、最高：0%

他方、プロジェクターの HS コードとしては、例えば以下に記載するものが該当し得るものと考えられる。

- ・ **8528.62**（自動データ処理装置に接続して使用するプロジェクター（テレビ受信機を除く））：平均実行税率：0%、最高：0%
- ・ **8528.69**（プロジェクター（コンピュータ用、テレビ受信機能付きを除く。））：平均実行税率：20.0%、最高：20.0%

なお、デジタルサイネージ及びプロジェクターのいずれについても、平均実行税率及び最高実行税率を見る限り、概括的にはITAの対象品目であるからといって、製品に対する税関の判断によっては、直ちに関税の対象とはならないとは言いきれない可能性は否定できない。

3. その他

過去に行われた COVID-19 に伴う関税の一時的免除措置については、2023 年以降、延長されていない。

また、ロシアのウクライナ進行に関連した関税措置についても本報告時点において行われていない。

知的財産

(1) 2024 年版不正貿易報告書 P.96,97 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査・報告ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、産業財産権及び著作権に関する推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、EC サイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政救済の内容などを調査・報告ください。

1. 産業財産権登録のための審査期間

タイ知的財産局による 2023 年の公表データを分析した JETRO の調査¹⁸¹によれば、下表のとおりである。

産業財産権	審査期間（出願～公開）	審査期間（出願～登録）
特許	43.9 か月（6,934 件）	112.8 か月（3,751 件）
小特許	31.6 か月（2,267 件）	31.2 か月（2,267 件）
意匠	N/A	N/A
商標	N/A	N/A

2. 産業財産権及び著作権に関する推定被害総額

Department of Intellectual Property (DIP) の公表資料では各年の推定被害総額に関する記載はないものの、Department of Special Investigation (DSI) が公表した 2024 年 8 月 23 日に実施した模倣品・海賊版等の不正商品の処分に関する詳細によれば、被害総額は 3 億 2,500 万 THB（約 14 億 6,000 万円）と推定されている¹⁸²。

3. 取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）

別紙「取り締まり件数推移」参照

4. 刑事裁判・民事裁判の件数

(1) 刑事裁判の件数¹⁸³

¹⁸¹ JETRO “Industrial property rights in ASEAN Search database survey 2023” (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202403_asean.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

¹⁸² DSI “the destruction of counterfeit and pirated items” (<https://www.dsi.go.th/th/Detail/8a68a953d135efe6cd1456a2d5b86daa>) (2024 年 12 月 18 日確認)

¹⁸³ The IP&IT Court “the statistic of the number of lawsuits regarding civil and criminal related to the crime against IP rights filed to the IP&IT Court between 2017-2022” (<https://ipitc.coj.go.th/th/content/category/detail/id/11740/iid/394962>) (2024 年 12 月 18 日確認)、The IP&IT Court “the statistic of the number of lawsuits regarding civil and criminal related to the crime against IP rights filed to the IP&IT Court between 2018-2023” (<https://ipitc.coj.go.th/th/content/category/detail/id/11740/iid/338942>) (2024 年 12 月 18 日確認)

訴訟提起年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
商標	1,248	2,478	1,877	1,249	779	706	771
著作権	532	677	677	531	517	491	558
特許	5	21	8	5	9	9	4

(2) 民事裁判の件数

訴訟提起年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
商標	109	103	91	109	61	93	147
著作権	49	71	46	49	39	54	55
特許	31	20	20	30	31	33	19

5. EC サイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政救済の内容

(1) 民事・刑事・行政救済の内容

救済類型	内容	平均所要期間
民事	知的財産及び通商裁判所（CIPIT）に対する損害賠償・差止請求の訴訟提起	提訴から判決：14 か月から 16 か月程度
刑事	CIPIT による刑事裁判	私的訴追に基づく訴訟 ¹⁸⁴ ： 起訴から判決まで12か月から14か月程度。 通常の刑事訴訟： 捜査から起訴まで、事案の複雑さ、当局の対応状況により 10 か月から 12 か月程度、又はそれ以上。 起訴から判決まで10か月から12か月程度。
行政	・ タイ警察、特別警察、税関による取り締まりの実施 ・ 知的財産局に対する捜査等の申立て	N/A

(2) EC サイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策

Department of Intellectual Property (DIP)が公表するインターネット上の不正商品に対する対策方法としては、以下の三つが挙げられている¹⁸⁵。

ア 倉庫の搜索差押

インターネット上で広告・販売されている商品が保管される倉庫を特定し、搜索差押えを行う。

- ・ 2021 年：203 件、82,946 点、被害総額 1 億 THB（約 4 億 5,000 万円）超
- ・ 2022 年：931 件、290,522 点、被害総額 1.87 億 THB（約 8 億 4,000 万円）
- ・ 2023 年 1～9 月：181 件、71,770 点、被害総額 2,562 万 THB（約 1 億 1,500 万円）

イ ウェブサイトのブロック

Computer Related Crimes Act（コンピュータ関連犯罪法）に基づき、産業財産権の所有者が侵害サイトのブロックを申請することができる。2018～2023 年の 6 年間に 51 件の申請が行われ、1,754 件のウェブサイトがブロックされた。

ウ 削除通知

著作権法改正により、インターネットサービスプロバイダーが、権利者からインターネット上

¹⁸⁴ タイの刑事手続法上、一定の要件の下、被害者が自ら刑事裁判を起こすことができ、その手続を自らの判断で決めることができる。

¹⁸⁵ DIP online seminar “The Example of Intellectual Property Infringements in Thailand”
(<https://www.youtube.com/watch?v=yFEphzqQD0&t=872s>)（2024年12月18日確認）

での侵害行為の削除を申請に応じることを条件に、その責任を免ずる仕組みが導入された。

6. その他

タイ国内における産業財産権の保護対策の一種として、Ministry of Commerce Notification of the Determination of Trademark- and Copyright-Infringing Goods as a Prohibited Goods to Export, Import, and Transit into the Kingdom B.E. 2565 (2022)¹⁸⁶及び Customs Notification No. 106/2565 on the Control of Export, Import, and Transit of Trademark- and Copyright-Infringing Goods¹⁸⁷に基づき、2022年10月に Thai Customs Intellectual Property Right Recordation System (TCIRs)が設置されています¹⁸⁸。

商標権、著作権を保有する者（但し、外国人の場合にはタイ人又はタイ法人を代理人として指定しなければならない。）は、TCIRs を通して、税関当局にその保有する権利に関する関連情報を提出・登録することができ、当該情報は税関当局の受領日から3年間又は当該権利の保護満了期間のいずれか早い方まで有効に登録される。

税関当局は、登録された情報に基づき、輸出入される商品を権利者の商標権又は著作権を侵害していると合理的に疑われる場合には、商品を押収した上で、当該輸出入業者及び権利者に対して通知を行わなければならない。

なお、権利者も、特定の商品について自己の権利を侵害していると疑う合理的な理由がある場合には、権利者自ら税関当局に商品の検査を要求することができる。

これに対して、輸出入業者は通知を受領してから3日以内に異議申し立てを行うができる。

¹⁸⁶ Custom Department “the Customs Notification No. 106/2565 on the Control of Export, Import, and Transit of Trademark- and Copyright-Infringing Goods.” (https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/E/181/T_0017.PDF) (2024年12月18日確認)

¹⁸⁷ Custom Department “The Ministry of Commerce Notification of the Determination of Trademark- and Copyright-Infringing Goods as a Prohibited Goods to Export, Import, and Transit into the Kingdom B.E. 2565 (2022)” (https://ipr.customs.go.th/cont_strc_download.php?lang=th&top_menu=menu_homepage&current_id=142329324146505f4b) (2024年12月18日確認)

¹⁸⁸ Custom Department “Thai Customs IPR Recordation System (TCIRs)” (<https://thaiipr.customs.go.th/ipr-app/#/login>) (2024年12月18日確認)

別紙「取り締まり件数推移」

産業財産権	2020		2021		2022		2023 ¹⁸⁹		2024(1-10月) ¹⁹⁰		前年(1-10月)比	
	件数	押収数	件数	押収数	件数	押収数	件数	押収数	件数	押収数	件数	押収数
	タイ警察 (Royal Thai Police)											
商標	1,270	323,032	920	833,420	544	932,256	506	1,399,217	382	846,559	-15.30%	-39.06%
著作権	527	35,469	438	20,643	517	19,048	262	268,167	266	535,053	+4.31%	+99.55%
特許	-	-	23	653	9	37	3	20	7	3,265	+133.33%	+16,225.00%
合計	1,797	358,501	1,381	854,716	1,070	951,341	771	1,667,404	655	1,384,877	-7.62%	-16.50%
	特別捜査局 (Department of Special Investigation (DSI)) ¹⁹¹											
商標	4	512,621	4	2,922,630	4	672,881	12	176,397	8	280,332	-27.27%	+130.38%
著作権	-	-	-	-	-	-	1	19,975	-	-	-100.00%	-100.00%
特許	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	0%
合計	4	512,621	4	2,922,630	4	672,881	13	196,372	8	280,332	-33.33%	+97.89%-
	税関											
合計	1,541	52,517,596	484	1,347,055	484	683,954	731	293,658	448	916,104	-30.65%	+236.67%

¹⁸⁹ DIP “statistics of raid actions against intellectual property infringements by the Royal Thao Police, the Department of Special Investigation (DSI), and the Custom Department in 2019 – 2023”

(https://www.ipthailand.go.th/th/protect-005/item/staticpp_dipyear-oct2567tha.html?category_id=2168) (2024年12月18日確認)

¹⁹⁰ DIP “statistics of raid actions against intellectual property infringements by the Royal Thao Police, the Department of Special Investigation (DSI), and the Custom Department in 2019 – 2023”

(https://www.ipthailand.go.th/th/%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%9A%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A1/item/staticpp_dipyear-62-66-tha.html) (2024年12月18日確認)

¹⁹¹ タイでは、一般の警察の他に、Special Case Investigation Act B.E. 2547 (2004)に基づき、経済、社会、公共の秩序、国際関係に深刻な影響を及ぼす犯罪の防止、取締等を目的に設立された特別捜査局が知的財産権に関する犯罪を取り締まる権限を有している。

補助金

(1) 2023 年 12 月に EV の普及促進策「EV3.5」を発表したが、同支援措置の恩恵を受けるためには、タイ国内での生産が義務づけられている。同支援措置の内容、特に国内生産の具体的な基準について調査・報告ください。

1. EV3.5

2024 年 1 月 1 日に発効された Notification of the Excise Department re: the criteria, methods, and conditions for eligibility under the measures to support the use of electric vehicles, cars and motorcycles type, phase 2¹⁹² (以下「EV3.5 告示」という。)では、大要以下の内容が定められている。

- ① 電気自動車 (EV) 産業の継続的な成長や EV 生産への投資を促進するため、4 年間 (2024 年～2027 年) にわたる EV 推進第 2 段 (EV3.5) の支援措置の決定
- ② 支援措置の対象となる製造業者及び輸入業者の基準の指定
- ③ 支援措置の具体的な内容の指定

(1) 補助金の交付

ア 乗用車 (バッテリー式電気自動車 (BEV))

小売価格 (THB)	バッテリー容量	補助金額
200 万 THB 以下	50kWh 以上	[輸入車及び国内生産車] 2024: 100,000THB 2025: 75,000THB
		[国内生産車] 2026-2027: 50,000THB
	10～50kWh 未満	[輸入車及び国内生産車] 2024: 50,000THB 2025: 35,000THB
		[国内生産車] 2026-2027: 25,000THB

イ ピックアップトラック (バッテリー式電気自動車 (BEV))

小売価格 (THB)	バッテリー容量	補助金額
200 万 THB 以下	50kWh 以上	[国内生産車] 2024-2027: 100,000THB

ウ オートバイ (バッテリー式電気自動車 (BEV))

小売価格 (THB)	バッテリー容量	補助金額
15 万 THB 以下	3kWh 以上	[国内生産車] 2024-2027: 10,000THB

(2) 物品税の減税

小売価格が 700 万 THB 以下の乗用車 (バッテリー式電気自動車 (BEV)) については、物品税が 8% から 2% に引き下げられる。

(3) 輸入関税の減税

2024 年から 2025 年までの 2 年間、小売価格 200 万 THB 以下の乗用車 (バッテリー式電気自動車 (BEV)) について、完成車の輸入時に限り、輸入関税が最大 40% 減税される。

(4) その他

¹⁹² Thailand Board of Investment (BOI) “EV Board Gives the Green Light to EV 3.5 Package, Positioning Thailand as the Key Regional Hub for Electric Vehicle Manufacturing”

(https://www.boi.go.th/index.php?page=press_releases_detail&topic_id=134676&module=news&from_page=press_releases2)

(2024 年 12 月 18 日 確認)

EV3.5 告示に基づく支援措置を受けるために遵守すべき事項は以下の通りである。

- ① 対象法人は、申請書と必要書類を物品税局に提出すること
- ② 支援措置を受けた法人は、物品税局長と契約を締結すること
- ③ 支援措置を受けた法人は、EV3.5 告示に規定された基準及び条件に従い、銀行保証を設定すること
- ④ 支援措置を受けた法人は、物品税局が定めた通知¹⁹³に従い、販売価格を報告すること
- ⑤ 完成車（Complete Build Up）を輸入する支援措置を受けた法人は、輸入した完成車と国内製造した BEV 車両の比率を、2026 年までに 1:2、2027 年までに 1:3 にしなければならない。
- ⑥ 支援措置を受けた法人は、2026 年 1 月 1 日以降、EV3.5 告示に規定される国内で製造されたバッテリー又は車両備品を使用しなければならない。

¹⁹³ The Excise Department “Notification of the Excise Department re: the criteria, methods, and conditions for reporting price of cars and motorcycles granted rights under the measures to support the use of electric vehicles, cars and motorcycles types, phase 2”, enforced on 1 January 2024 and published in Thailand’s Royal Gazette on 29 January 2024
(<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/18629.pdf>) (2024年12月18日確認)

2-2. ベトナム

知的財産

(1) 2024年版不正貿易報告書 P.100-101 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査・報告ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権及び著作権に関する刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、EC サイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政救済の内容などを調査・報告ください

1. 模倣品・海賊版に対する最近の主な刑事罰適用事例

2017 年改正後の刑法は、知的財産権侵害行為を罰する罪として、著作権等を侵害する罪（同法第 225 条）、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪（同法第 226 条）を規定しており、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪に問われた近時の刑事罰適用事例として以下の事例 1, 2 が存在する¹⁹⁴。

事例 1：ハノイ市人民裁判所第一審判決（著作権・著作隣接権を侵害する罪）¹⁹⁵

2017 年末から 2023 年 2 月までの間、N はプレミアリーグ組織委員会とのプレミアリーグの放送権、ライブ放送権、及び再放送権に関する契約を締結せず、放映の許可を得ていなかった。また、同時期に、海外の映画・テレビシリーズに関しても、N は H2 シネマ協会との放送権、ライブ放送権、及び再放送権に関する契約を締結せず、放送の許可を得ていなかった。N1 は、bestbuyiptv というオンラインサービスを使用し、インターネットプラットフォームに投稿し、プレミアリーグのサッカーの試合や海外のテレビシリーズ・映画を視聴できるリンクをユーザーに提供し、615,188,237 VND の不正利益を得た。

第一審であるハノイ市人民裁判所は 2024 年 4 月 19 日、N1 を刑法 225 条 2 項 c 号及び同条 3 項に基づき懲役 30 か月執行猶予 60 か月、1 億ドン of 罰金に処した。

事例 2：Thai Nguyen 省人民裁判所第二審判決（工業所有権を侵害する罪）¹⁹⁶

2021 年 10 月 22 日、D 県警察は Q 局の E 号市場管理局と協力し、L 有限責任会社での捜査を実施した結果、Ton Phuong Nam ブランドが付された 8 本のトタンロールを発見した。H1 は L 有限責任会社の法定代表者で、H と A は H1 に当該トタンロールを売却した者である。

第一審である Dai Tu 県人民裁判所は、2022 年 12 月 16 日に、刑法 226 条 2 項 dd 号及び同条 3 項に基づき H を懲役 30 か月執行猶予 60 か月、A を懲役 24 か月執行猶予 48 か月、H1 を懲役 18 か月執行猶予 36 か月に処した。

その後、第二審である Thai Nguyen 省人民裁判所は 2023 年 4 月 27 日、第一審判決を維持した。

2. 警察、税関、市場管理総局、監査局（科学技術省（MOST）、情報通信省（MIC）、文化スポーツ観光省（MOCST））における過去 5 年分の取締り件数¹⁹⁷

¹⁹⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁵ 最高人民裁判所（<https://congbobanan.toaan.gov.vn/2ta1586313t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁹⁶ 最高人民裁判所（<https://congbobanan.toaan.gov.vn/2ta1337512t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2024 年 12 月 18 日確認）

¹⁹⁷ 調査対象項目のうち、推定被害総額については、公式データは見当たらなかった。なお、政府副首相が主導する密輸・詐欺的取引及び模倣品の防止に関する国家指導委員会（389 号国家指導委員会）は、2024 年 1 月 17 日、同委員会の所轄にある 2023 年度業務成果に関する統括会議を開催し、同会議において、2023 年には、販売禁止品、密輸品、詐欺的取引、税務関連の詐欺、模倣品や知的財産権を侵害する製品に関する件数が合計 146,678 件ののぼり、これらの案件から国家予算に納付された総額は 148,653.47 億ベトナムドン（約 9 億円）であったという報告があった（389 号国家指導委員会「2023 年

組織名	2019	2020	2021	2022	2023
警察	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
税関	N/A	N/A	N/A	16824 ¹⁹⁸	14589 ¹⁹⁹
市場管理総局 ²⁰⁰	N/A	N/A	N/A	72641 ²⁰¹	71456 ²⁰²
監査局（MOST、MIC、MOCST）	MOST: 27 ²⁰³ 204	N/A	N/A	N/A	N/A
行政処罰件数総数 ²⁰⁵ 206	90000 ²⁰⁷	～90000 ²⁰⁸	41375 ²⁰⁹	43964 ²¹⁰	51884 ²¹¹

3. 市場管理総局における過去5年分の不正商品の押収額

（単位：ドン）	2019	2020	2021	2022	2023
押収額	～1500 億 ²¹²	N/A	～1860 億 ²¹³	N/A	N/A

4. 民事・刑事・行政救済の内容

度における密輸・詐欺的取引及び模倣品の防止業務統括」（<http://bcd389.gov.vn/hoat-dong/chi-tiet/tong-ket-cong-tac-phong--chong-toi-pham--chong-buon-lau--gian-lan-thuong-mai-va-hang-gia-nam-2023-cua-ban-chi-dao-138-chinh-phu-va-ban-chi-dao-389-quoc-gia>）（2024年12月18日確認）。もっとも、当該金額には税務関連の詐欺案件から生じた罰金・強制追徴額も含まれるため、模倣品・海賊版による推定被害総額のみを抽出することは困難であると考えられる。

¹⁹⁸ 税関総局「税関当局は2022年度、被害額が高い詐欺的取引の多くを発見し、数兆ベトナムドンの案件もあった」

（<https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageld=2&aid=179156&cid=26>）（2024年12月18日確認）

¹⁹⁹ 税関総局「税関当局：法令違反の14589件を発見、逮捕及び処分」

（<https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageld=2&aid=192571&cid=26>）（2024年12月18日確認）

²⁰⁰ 市場管理総局が所属する商工省が毎年公表する「商工分野における所轄業務概要」に基づく。なお、件数には模倣品、海賊版、工業所有権を侵害した製品のみではなく、販売禁止、インボイスなど適切な書類がない製品に対する取締り件数も含まれる。

²⁰¹ 商工省公式サイト「2022年度の商工分野における所轄業務概要」（6頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-12-thang-nam-2022.html>）

²⁰² 商工省公式サイト「2023年12月及び2023年度の商工分野における所轄業務概要」（18頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-nam-2023.html>）

²⁰³ 科学技術省監査局「知的財産権保護データベース」（<https://www.most.gov.vn/thanhtra/pages/csdl.aspx>）（2024年12月18日確認）

²⁰⁴ 科学技術省監査局「知的財産権保護データベース」（<https://www.most.gov.vn/thanhtra/pages/csdl.aspx>）において、2020年以降のデータは不見当である。

²⁰⁵ 商工省公式サイト「各年度の「商工分野における所轄業務概要」に記載されたデータを記載している。市場管理総局は、全国市場における商品を検査し、法令違反の行為を処罰する機能を持っているため、同局の公開データが、よりベトナムの模倣品・海賊版の処分状況を網羅的に示すものと考えられる。

²⁰⁶ 市場管理総局の行った取締り件数のうち、同局が行った行政処罰件数に限る。

²⁰⁷ 商工省公式サイト「2020年及び2015年から2020年までの商工分野における所轄業務概要」（20頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tong-ket-cong-tac-nam-2020-va-5-nam-2016-2020-trien.html>）

²⁰⁸ 商工省公式サイト「2020年及び2015年から2020年までの商工分野における所轄業務概要」（20頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tong-ket-cong-tac-nam-2020-va-5-nam-2016-2020-trien.html>）

²⁰⁹ 商工省公式サイト「2021年度の商工分野における所轄業務概要」（16頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-va-12-thang-nam-2021.html>）

²¹⁰ 商工省公式サイト「2022年度の商工分野における所轄業務概要」（16頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-12-thang-nam-2022.html>）

²¹¹ 商工省公式サイト「2023年12月及び2023年度の商工分野における所轄業務概要」（17頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-nam-2023.html>）

²¹² 商工省公式サイト「2019年の商工分野の所轄業務要約」（15頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tong-ket-cong-tac-nam-2019-va-trien-khai-nhiem-vu-na2.html>）

²¹³ 商工省公式サイト「2021年の商工分野の所轄業務要約」（17頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-va-12-thang-nam-2021.html>）

現行法上のベトナムにおける知的財産権侵害に対する措置については、それぞれ以下のような特徴がある²¹⁴ ²¹⁵。一昨年度の報告以降、この点について、法令の改正や制度の変更はない。

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
民事措置	裁判所	・ 損害賠償請求が可能	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 (案件受理から通常 2～3 年) ・ 公平な裁判が期待できない場合がある ・ 判決の執行が事実上困難
刑事措置	経済警察 ²¹⁶ 裁判所	・ 捜査権限が強い ・ 厳罰を科され、再犯性が低い	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 (案件受理から通常 2～3 年) ・ 重大事件でないと取り扱われない ・ 証拠の認定等の手続が厳格
行政措置	市場管理総局 ²¹⁷ 科学技術監査局 ²¹⁸ 人民委員会 ²¹⁹ 情報通信監査局 ²²⁰ 文化・スポーツ・ 観光監査局 ²²¹ 等 ²²²	・ 低コスト ・ 比較的短期 (案件受理から通常 1～2 か月) ・ 手続が比較的簡易	・ 罰則が比較的軽く、再犯率が高い ・ 損害賠償請求はできない
	税関 ²²³	・ 低コスト	・ 差止頻度が低い

²¹⁴ JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」(22 頁) (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

²¹⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²¹⁶ 経済警察が捜査の過程で行政措置をすべき事件と判断した場合には、その事件は関係書類・証拠とともに該当する行政機関に移送される。反対に、行政機関が取り扱う事件が刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その事件は関係書類・証拠とともに経済警察に移送される。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」(16 頁) (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

²¹⁷ 市場で流通している商標や地理的表示を模倣した商品等、高度な専門性を有しない事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

²¹⁸ 省・中央直轄市レベル (Province-level)、区レベル (District-level) を含む全国の市場監査当局の最高機関であり、特許、意匠及び商標等の産業財産権のうち、高度な専門性が要求される複雑な事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

²¹⁹ 管轄地域で行政措置を行う権限を広く有している。同権限は、市場管理総局など他の執行機関が行う行政措置の範囲と重複する。もっとも、多くの場合、地方行政を広く監督する立場にある人民委員会が、直接、知的財産権侵害事件に対して行政措置を行うことは珍しい。人民委員会が登場する場面としてよく見られるのは、複数の機関が関与するような案件であるとき、人民委員会の委員長が、関係機関の意見を集約した上で行政措置の判断を下すという場面である。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

²²⁰ 違法にドメイン名を占有・使用する事件について行政措置を行う (政令99/2013/ND-CP号15条2項 (政令46/2024/ ND-CP号14条16項a号に補足される))。

²²¹ 著作権・著作隣接権に関する事件について行政措置を行う (政令131/2013/ND-CP号36条及び38条 (政令129/2021/ ND-CPに改正される))。

²²² 不正競争行為については、複数の機関が協力して対応する。例えば、登録商標を侵害する商号は、科学技術監査局により罰金や営業の一時停止等の行政措置を受ける。その処分結果に基づき、計画投資局は、商号から侵害部分の削除・変更を申請者に要求したり、同申請者の企業登録証明書を撤回したりする。ベトナムインターネット情報センター (VNNIC) も、登録商標や地理的表示を侵害した「.vn」ドメインを停止、中止又は撤回することがある。

²²³ 税関が活動する地区において、模倣品の輸出入について行政措置を行う (政令99/2013/ND-CP号15条4項 (政令46/2024/ ND-CP号14条16項a号に補足される))。

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
		・ 比較的短期 ・ 水際の阻止が可能	・ 真贋鑑定等を短期間で行う必要があり、権利者の負担が大きい

なお、これらのうち、知的財産権侵害に対する措置として最も利用されているのは行政措置である。その理由としては、手続が簡易で、司法措置（民事措置及び刑事措置）と比較して短期間で行えることが挙げられる²²⁴。以下、行政措置の内容について、補足する²²⁵。

また、インターネット上の不正商品対策に関しては、2025年までの電子商取引における偽造防止と消費者保護の計画（決定 No.319/QD-TTg）が2023年3月29日から施行され、現在、関連法令の改正及び新規制定作業が商工省を中心に実施されている²²⁶。

(1) 処分対象となる侵害行為

知的財産法は、行政措置の対象となる知的財産権侵害行為として、以下のものを規定している。

- ・ 著作者、権利者、消費者又は社会に対して損害を及ぼす知的財産権侵害を行うこと
- ・ 知的財産法 213 条で定める知的財産権模倣品を製造、輸入、輸送若しくは取引すること、又は他人にこれらの行為をするように委託すること
- ・ 偽造された商標又は地理的表示を付したスタンプ、ラベル又は他の物品を製造、輸入、輸送、取引、保管する又は他人にこれらの行為をするように委託すること

(2) 行政措置の内容

管轄行政機関は、警告又は罰金²²⁷という主罰則に加え、知的財産権侵害行為の性質又は程度に応じて、付随的な罰則（侵害品の没収、一部又は全部の営業の一時停止）を科すことができる。また、主罰則と付随的な罰則に加え、管轄行政機関は改善措置を科すことができる²²⁸。

(3) 行政措置の手続

行政措置の主な手続きの流れは以下のとおりである。

- ① 権利者は、知的財産権侵害に対する行政措置を求める請求書を執行機関へ提出する。この請求書には、自己の知的財産権を証明する権利証、侵害行為の証拠や侵害者を特定する情報等を添付する必要がある。
- ② 執行機関は、①の請求書を確認の上、不備がなければ調査を開始する。
- ③ 執行機関は、侵害の有無の調査をするため、権利者に対して鑑定書を求めたり、知的財産庁や知的財産研究所（VIPRI）に専門的な意見の提供や鑑定を求めたりすることができる。
- ④ 執行機関は、侵害行為があると確認された場合、侵害者に対して摘発を行い、調書を作成する。
- ⑤ 執行機関は、調書に基づいて、罰金等の制裁について決定する。なお、調査中に、侵害者とされる者が、登録商標を適法に行使しているとして知的財産庁に異議を述べる場合がある。かかる当事者間の紛争に発展した場合、権利者は執行機関に対して、行政措置の継続を要求する請求書を提出する必要がある。但し、この請求書を提出した上で、執行機関が侵害行為はなかったとの結論を出した場合、権利者は執行機関に対して、調査等に要した費用を賠償する義務を負う。

(4) 時効

知的財産権侵害行為に対する行政措置の時効は2年である。時効は、侵害行為が終了した時点から起算される。現在進行中の場合は、侵害行為を発見した時点から起算される。なお、訴訟機関から行政事件に移行する場合、訴訟機関が受理・検討に要した期間も行政措置の時効の計算に含まれる。また、個人・組織が行政措置を意図的に潜脱・妨害した場合、その行為の完了時点で時効の更新が起こる。

²²⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²²⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²²⁶ JETRO・バンコク事務所「【ベトナム】ベトナム、2025年までの電子商取引における模倣品対策と消費者保護に関するスキームを正式承認」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnnews/asia/2023/vn/20230407.pdf）（2024年12月18日確認）。

別添の現地法律事務所提供資料も参照。

²²⁷ 罰金の最高額は、個人に対しては250,000,000ベトナムドン、組織に対しては500,000,000ベトナムドンである。

²²⁸ 政令99/2013/ND-CP号3条（政令46/2024/ND-CP号1条3項に補足される）

5. 知的財産法改正法案

一昨年度の報告以降、この点について特段の変更はない。

サービス貿易

サイバーセキュリティ法（施行細則となる政令53号を含む）と個人データ保護政令、2023年7月に公表されたインターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令案（政令72号修正稿）、また、検討中である個人データ保護法、データ法について、ベトナムにおける自由な企業活動及び自由な越境データ移転に影響しうる内容（個人データ・非個人データの越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス条項等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容（国内支店等開設義務、サーバー設置義務等）について、法令の最新情報を調査・報告ください。特に、2023年7月に施行された、個人データ保護政令の動向について調査・報告ください。

1. 個人データ保護政令第 13/2023/ND-CP 号の動向

ベトナム政府は、2023年4月17日、13号政令を公布し、同政令は、同年7月1日に施行された。同政令の施行による企業のコンプライアンス負担としては、個人データ取扱影響評価書類（個人データを国外に移転する場合には国外移転影響評価書類も追加される。）を作成し、期限内にベトナム公安省サイバーセキュリティ・ハイテク利用犯罪防止局（以下「A05」という）に提出することが必要である。これらの義務は原則として、例外なく、個人データ（従業員の個人データを含む）を収集・処理活動を行っている全ての企業に適用される。

しかし、実務上、上記の書類の公安省への提出は、必ずしも容易な作業ではない。特に公安省への提出については、指定書式の記入方法の不明点が多く、多数の添付書類の全てについてベトナム語版が必要と指摘されている。これらの書類を作成した後は A05 に提出する必要があるが、現在、多くの企業が一斉に提出しており、A05 からの審査結果を受け取るまでに提出後 4～6 か月程度かかると見込まれている。これは、社内の個人データの担当部門及び人事の指定義務（13号政令第30条第1項）とともに、遵守のためには事業者にとって大きな負担となり得ると考えられる。

2. データ法案の可決

データ法は、個人データか非個人データかを問わず、全てのデータを適用対象としている法律と位置付けられる。データ法案は2024年11月30日に国会で可決された²²⁹。可決された法律の全文は未公開であるが、最新に公開される2024年6月28日付法案²³⁰の内容が基本的に可決されると考えられる。

(1) 個人データ・非個人データに関する越境移転規制

データ法案によると、個人データか非個人データかを問わず、「重要データ」又は「コアデータ」²³¹を指定されるデータを国外に移転するには、以下の条件を満たすことが必要であるとされる。

- ① データ移転者が公安省によるデータセキュリティ評価に合格したこと。
- ② データ移転者が、海外のデータ受信者との間で、公安省が作成した標準契約に従う契約を締結し、両当事者の権利と義務について合意していること。
- ③ 法令で定められたその他条件を満たすこと。

²²⁹ ベトナム政府電子雑誌 (<https://baochinhphu.vn/quoc-hoi-thong-qua-luat-du-lieu-102241130143429399.htm>)（2024年12月2日確認）

²³⁰ ベトナム政府「法令案に対する人民意見募集」セクション (<https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-luat-du-lieu-6636>)（2024年11月26日確認）

²³¹ 「重要データ」とは、漏洩、改ざん、又は破壊された場合に、国家安全保障、経済活動、社会の安定、公衆衛生安全に直接的な危険をもたらす可能性のある、特定の分野、グループ、又は地域におけるデータをいう。（データ法案第3条第24項）

「コアデータ」とは、分野・グループ・地域を幅広くカバーする重要なデータであって、違法に使用又は共有された場合、政治的安全保障に直接影響を与えるものをいい、重要な国家安全保障分野に関連するデータ、国民経済の生命線、重要な人々の生活、主要な公益に関連するデータを含むという。（データ法案第3条第25項）

重要データは各省大臣・省級人民委員会委員長等、コアデータは政府首相が指定し、リストを公表するものとした。（データ法案第9条第2項及び第3項）

- ④ 公安省省長（重要データの場合）、又は政府首相（コアデータの場合）の承認を受けたこと。

したがって、仮に上記の内容が国会によって承認・可決された場合、所轄当局の解釈・運用により、重要データ又はコアデータにも該当する個人データは、そのデータの越境移転に際し、下記の義務に加えて、新法による上記の義務の履行も要求される可能性がある。

(2) 個人データに対する特殊の規制

現行の 13 号政令によると、ベトナム人個人データの越境移転の際、データ越境移転者は、以下の対応が必要である。

ア 個人データの越境移転は、13 号政令の第 2 条第 7 項における「個人データ処理」に該当するため、個人データ管理者²³²、個人データ取扱者²³³、個人データ管理取扱者²³⁴は、個人データの取扱開始時から 60 日以内に、個人データ取扱影響評価書類を作成し、A05 に提出しなければならない点に留意を要する。書類に不備がある場合、A05 は書類の補正を求める。また、A05 に送付した書類の内容に変更がある場合、個人データ管理者、個人データ管理取扱者、個人データ取扱者は、所定フォームにより個人データ取扱影響評価書類をアップデート・補正する必要がある。個人データ取扱影響評価書類の必要的記載事項は、13 号政令 24 条第 1 項及び第 2 項に規定されている。

イ 上記の義務に加え、ベトナム国民の個人データを国外に移転するデータ越境移転者は、A05 による監査・評価のために、個人データ越境移転影響評価書類を常に用意し、個人データの取扱の開始時から 60 日以内に、所定フォームにより原本 1 通を A05 に提出しなければならない。書類に不備がある場合、A05 は書類の補正を求める。

また、A05 に送付した書類の内容に変更があるとき、データ越境移転者は、所定フォームにより個人データ越境移転影響評価書類をアップデート・補正する必要がある。個人データ越境移転影響評価書類の必要的記載事項は、13 号政令の第 25 条第 2 項に規定されている。また、データ移転が行われた後に、A05 に、データ移転に関する情報及び担当する組織・個人の連絡先の詳細を書面で通知する（第 25 条第 4 項）。

ウ なお、A05 は以下の場合において、データ越境移転者に対し越境移転を停止するように要請することができる（第 25 条第 8 項）。

- ① 移転された個人データが、ベトナムの国家の利益・安全に反する活動に利用されることを発見した場合。
- ② データ越境移転者が、個人データ越境移転影響評価書類の整備又はアップデート・補正をしない場合。
- ③ ベトナム国民の個人データの漏えい・紛失事故が発生した場合。

(3) ガバメントアクセス条項

ベトナム当局（主に公安省及び情報通信省）によるデータ提供の要求権が広く認められるようになっている。データ法案の第 15 条に基づいて、当局が民間組織及び個人に対して、データ（個人データと非個人データの両方）の提供及び共有を要求できる場合としては、以下の 2 つを規定している。

- ① 要求対象データが公衆の緊急事態に対応するために必要なものである場合。
- ② 要求対象データの不足のため、当局が法律で明確に規定された公益のための特定の任務を遂行することができず、かつ、当局が他の代替手段によっても当該要求対象データを取得することができない場合。

²³² 個人データ管理者とは、個人データ取扱の目的及び手段を決定する組織又は個人をいう（13号政令第2条第9項）。

²³³ 個人データ取扱者とは、個人データ管理者との契約又は合意書により、個人データ管理者に代わって個人データの取扱いを実施する組織又は個人をいう（13号政令第2条第10項）。

²³⁴ 個人データ管理取扱者とは、個人データ取扱の目的及び手段を決定すると共に、個人データを直接取扱う組織又は個人をいう（13号政令第2条第11項）。

当局が上記の場合に従いデータ提供要求を行う際には、以下の各号に従い責任を負う。

- ① 要求されるデータを特定すること。
- ② データ利用の目的及びその利用期間を説明すること。
- ③ データ要求の法的根拠を述べること。
- ④ データ提供の期限を特定すること。

当局の要求に従わない民間組織及び個人は、法令に定められる罰則が科せられる。

要求対象データを受領した後、当局は、以下の義務を負う。

- ① 当初の目的以外の目的でデータを使用しないこと。
- ② データ主体及びデータ提供者を保護するために必要な技術的措置を実施すること。
- ③ データが不要になった場合に直ちにそれを破棄し、データ提供者にその旨を通知すること。

一方、近時採択された政令 147 号においても、ソーシャルメディアサービス及びオンラインゲームサービスのプロバイダーは、当局から書面による要求がある場合、当局にユーザー（利用者）やプレイヤーの情報を提供することも義務付けられる（第 35 条第 9 項、第 54 条第 12 項）。

3. 「個人データ保護法案」の草案公表

個人データ保護法は 13 号政令の基本法律として、個人データの保護に関して企業や民間組織等の責任を定めるよう制定されている最中である。同法案については、政府によって 2024 年 9 月 24 日に公開され、同日から同年 11 月 23 日までにパブリックコメント募集が行われた²³⁵。

同法案では、基本的に 2(2)「個人データに対する特殊の規制」記載の各義務を維持しつつ、以下の重要な点が追加されている。

- ① 個人データの越境移転に該当する場合を明記する（第 45 条第 1 項）。
 - ・ ベトナム国外の受取人との個人データの共有。
 - ・ 国外で行われる会議、セミナー、会合、討論における個人データの共有。
 - ・ 個人データを含む書類又はメールをベトナム国外の受取人に送付すること。
 - ・ サイバースペースで個人データを公表し、ベトナム国外の人物が個人データを受信すること。
 - ・ 個人データを事業活動のために他の組織、企業、個人に提供すること。
 - ・ ベトナム国外での法的義務の履行、又は現地法に基づいて個人データを提供すること。
- ② 個人データ取扱影響評価書類及び個人データ越境移転影響評価書類を定期的に 6 か月ごとに、又は法定の場合に即時に更新する義務が新たに課される（第 46 条第 1 項）。

4. データローカライゼーション規制

- ・ サイバーセキュリティ法と政令 53/2022/ND-CP 号（以下「53 号政令」という。）の規定（2.5(2)「データローカライゼーション規制」で記載した内容を再掲する。）

サイバーセキュリティ法上、ベトナムにおいて電気通信ネットワーク・インターネット上のサービス及びサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ、サービス利用者が作成したデータの収集・利用・分析・処理作業を行う場合、一定期間、当該データをベトナムで保管し、これに該当する国外企業は、ベトナムにおいて支店又は駐在員事務所を設立しなければならないと規定されている。

この点について、政令 53 号は以下のとおり規定した。

²³⁵ ベトナム政府「法令案に対する人民意見募集」セクション（<https://chinhphu.vn/du-thao-vbqppl/du-thao-luat-bao-ve-du-lieu-ca-nhan-6957>）（2024 年 11 月 26 日確認）

国外企業につき、▽テレコムサービス、▽サイバーにおけるデータ保存・共有、▽ベトナム国内ユーザーへの国内外ドメイン名提供、▽電子商取引、▽オンライン決済、▽支払仲介、▽サイバーによる輸送接続サービス、▽SNS 及びソーシャルメディア、▽オンライン電子ゲーム、▽ショートメッセージ・電話・ビデオ電話・E メール・オンライン対話によるサイバー上のその他情報提供・管理・運営サービスのいずれかの事業分野にベトナムにおいて従事する国外企業は、①提供するサービスが、サイバーセキュリティに関する法令の違反行為の実行に利用され、かつ②公安省サイバーセキュリティ・ハイテク利用犯罪防止局から書面による通知及び協力・阻止・調査・処理の要求を受けたにもかかわらず、その要求に従わない又は適切に従わない若しくは当局のサイバーセキュリティ保護措置を阻止・妨害・無効化した場合には、規制対象に該当する、と規定した。

※ 国内保存対象データ：

ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、ベトナムにおけるサービス利用者が作成したデータ（サービス利用アカウント名、サービス利用時間、クレジットカード情報、E メールアドレス、直近のログイン・ログアウトの IP アドレス、登録電話番号）、ベトナムにおけるサービス利用者の関係（友人、利用者が接続又は交流するグループ）。

※ 保存方式、期間等

政令 53 号で、以下のとおり規定された。

- ① 保管方式：対象企業が決定する。2022 年 12 月 22 日に、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局が開催した、政令 53 号に関する説明会において、オリジナルデータが外国に保存されること自体は差し支えなく、コピーデータをベトナム国内に保存することで足りるという解釈が確認された。
- ② 保管期間：要求通知を受けてから少なくとも 24 か月。
- ③ ベトナムで支店・駐在員事務所を維持する期間：要求通知を受けてからベトナムにおける事業がなくなるまで。

2-3. インドネシア

内国民待遇

（１）2024年版不公正貿易報告書のp.101～103の「（１）小売業に関するローカルコンテンツ要求」及び「（２）輸入時所得税前払い制度及び引き上げ措置」について、新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 小売業に関するローカルコンテンツ要求

2024年版不公正貿易報告書に記載されている「フランチャイズの実施に関する商業大臣令2012年53号」は、商業大臣令2014年第57号によって改正され、さらに商業大臣令2019年第71号によって破棄された。フランチャイズに関する最新の法令は、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令2019年第71号」²³⁶及び「フランチャイズに関する政令2024年第35号」²³⁷である。

最新法令では、商業大臣令2012年第53号に規定されていた「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用及び品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同大臣令第19条）旨の国産品の利用に関する最低水準の設定は撤廃され、以下の抽象的な国産品利用義務が定められている。

「フランチャイズの当事者は、フランチャイザーの書面に定める商品及び役務の品質に関する基準を満たす限り、国内で生産された商品及び役務の使用を優先するものとする。」（商業大臣令2019年第71号第18条第1項）。「国産品及び国産サービスの利用の優先は法令の規定に基づき実施する」（同大臣令第18条第3項）。

「フランチャイズの組成にあたり、フランチャイザーは原材料の国産処理化を優先する。」（同大臣令第19条）。

上記と同様の傾向は「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令2013年第70号」に関しても見られる。商業大臣令2013年第70号は、商業大臣令2014年第56号によって改正され、さらに「ショッピングセンター及びセルフサービス店²³⁸の発展、管理及びガイドランスの指針に関する商業大臣令2021年第23号」²³⁹によって破棄された。最新法令は、左記の商業大臣令2021年第23号及びその改正令を行う商業大臣令2022年第18号である。

最新法令では、商業大臣令2013年第70号に規定されていた「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の80%以上は国産品を提供する義務を負う」（第22条）旨の国産品の利用に関する最低水準の設定は撤廃され、以下のとおり、抽象的な国産品の優先義務が定められている。

「ショッピングセンターの経営は、以下を提供しなければならない。

- a. 零細企業及び小規模企業の能力に応じた販売価格又は賃料で、提携を目的とした戦略的かつ適切な事業スペース、及び/又は
- b. 国産ブランドの国産製品をマーケティングするための戦略的かつ適切な販促スペース及び/又は事業スペース」（商業大臣令2021年第23号第7条第5項）

「第5項に規定の零細企業及び小規模企業向けに事業スペース及び/又は販促スペースを提供すること、及び/又は国産ブランドの国産製品をマーケティングする義務は、法令の規定に従い、ショッピングセンターの面積の少なくとも30%を対象とする。」（同第7条第7項）

「セルフサービス店が商品供給の協力を実施する場合は零細中小企業を関与させなければならない、国産品の供給を優先させなければならない。」（同第9条）。

²³⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/128632/permendag-no-71-tahun-2019>

²³⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/297489/pp-no-35-tahun-2024>

²³⁸ セルフサービス店とは、セルフサービス方式の店舗であり、ミニマーケット、スーパーマーケット、百貨店、ハイパーマーケットの形態で、さまざまな種類の商品を小売販売することを想定した店舗等と定義されている。

²³⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/223546/permendag-no-18-tahun-2022>

2. 輸入時所得税前払い制度及び引き上げ措置

インドネシアにおいては、2008年法律第36号²⁴⁰によって改正後の所得税法第22条に基づき、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額の2.5%、7.5%又は10%が所得税の前払いとして徴収されている。

対象品目及び商品ごとの前払い税率は財務大臣規則において定められているところ、本制度に関連する2018年10月以降の主な動きとして、2022年4月1日、財務大臣規則2022年第41号²⁴¹によって、輸入業者認定番号（API）を保有している場合でも前払い所得税を716品目について10%、1188品目について7.5%とする税率の改定がなされた。インドネシア財務省は、HSコードの改定に伴う調整として当該改定を行った旨を説明しており²⁴²、HSコード改定に伴い分類が新設されたスマートフォン（8517.13）やLED照明（9405.31等）などは従前の取扱い²⁴³通り税率10%の欄に記載された。なお、新たな税務管理システム導入に伴う整備規則である財務大臣規則2024年第81号²⁴⁴が2025年1月1日に施行されることにより財務大臣規則2022年第41号は無効となるものの、財務大臣規則2024年第81号の下でも前払い所得税が10%、7.5%とされる品目数に変更は無い。調査の過程において、上記動向を通じて特定の品目の税率に係る取扱いを大きく変えたといった情報は見当たらなかった²⁴⁵。

数量制限

（1）2024年版不正貿易報告書のP.103,104の「（1）輸入制限措置（鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等）」の商品バランス制度（Neraca Komoditas）について、2024年の制度改正の有無、影響の変化等を調査・報告ください。特に、同制度対象品目について不明確なままであり、現時点での同制度対象品目、今後どのような製品にいつから同制度が適用されるのか調査・報告ください。（※大統領令 2022年第32号により対象とされたコメ・砂糖・牛肉・塩・魚類のほか、2022年9月19日経済調整省 Coordinating Ministry for Economic Affairs（「CME」）による説明会において、鉄鋼、電子機器、繊維製品その他19品目が新たに対象に含まれることが表明されました。しかし、これらの品目は同制度の対象ではないとの説明もあるなど、情報が混乱しています。）

（2）エアコン、ノートパソコン、タブレット端末、テレビ等の電子機器の輸入について、商業大臣令 2023年第36号（MOT Regulation 36/2023）（2024年3月10日施行）において、輸入業者認定番号

（API）に加えて輸入承認（PI ライセンス）、その前提として工業省が発行する技術的診断書 technical consideration（Pertek）等の取得が必要とされました。商業大臣令 2024年第8号（2024年5月17日施行）において Pertek は原則として不要とされたとのことですが、現在輸入において Pertek の取得を要する製品、要しない製品について最新情報を調査・報告ください（例えば、エアコン（関税番号 84.15）の輸入に Pertek は必要か？）。また、依然として PI ライセンスの取得に時間がかかり、承認数量が申請数量を下回ることあるとの情報を得ています。PI ライセンス承認のための審査項目は何か、標準的な審査期間はどの程度か、承認数量が申請数量を下回るのはいかなる頻度か、等、実務的影響を可能な範囲で調査・報告ください。

（3）2024年版不正貿易報告書P.104～106の「（2）丸太・製材等の輸出規制等」及び「（3）鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題」について、新たな動向があれば調査・報告ください

²⁴⁰ 2008年法律第36号（<https://jdih.kemenkeu.go.id/api/download/ea3c666f-a427-45c4-83ba-6823e46bc068/36TAHUN2008UU.HTM>）（2024年12月4日確認）

²⁴¹ 財務大臣規則2022年第41号（<https://peraturan.bpk.go.id/Details/215271/pmk-no-41pmk0102022>）（2024年12月4日確認）

²⁴² Kontan.co.id（<https://nasional.kontan.co.id/news/beleid-direvisi-ini-daftar-barang-ekspor-dan-impor-yang-dikenakan-pph-pasal-22>）（2025年2月20日確認）

JETRO「輸入時の前払い所得税の税率を改定、4月から適用」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/1a93aaa35bb3f5ec.html>）（2025年2月20日確認）

²⁴³ 財務大臣規則2018年第110号（<https://peraturan.bpk.go.id/Details/113204/pmk-no-110pmk0102018>）（2025年2月20日確認）

²⁴⁴ 財務大臣規則2024年第81号（<https://peraturan.bpk.go.id/Details/306614/pmk-no-81-tahun-2024>）（2024年12月4日確認）

²⁴⁵ 財務総局（DJPb）等ウェブサイト（<https://djp.bk.kemenkeu.go.id/kppn/tapaktuan/id/informasi/perpajakan/pph-pasal-22.html>）及び <https://pajak.go.id/en/node/107273>）において、所得税法22条に由来する輸入時の取扱いを確認しても、別段の情報は見当たっていない（2025年2月20日確認）。

1. 商品バランス

2023年12月14日付け商業省外国貿易総局輸入局による「輸入指針及び条件に関する商業大臣令2023年第36号」と題された説明会資料²⁴⁶によれば、2022年の商品バランス対象品目は、水産物、牛肉、米、砂糖、塩の5項目、2023年に追加された対象品目は、とうもろこし、AvGas/AvTur、LPG、MDF、燃料油、ガソリンの6項目、2024年に追加された対象品目は、原油、灯油、LNG、コンデンセートの4項目であり、2024年の商品バランスの対象品目は合計15項目とされている。

商品バランスに基づく輸出入管理の細則は、商業大臣令2021年第20号に規定され、同細則は、商業大臣令2022年第25号²⁴⁷、商業大臣令2023年第36号²⁴⁸、商業大臣令2024年第3号²⁴⁹、商業大臣令2024年第7号²⁵⁰、商業大臣令2024年第8号²⁵¹によって改廃されている。

また、「商品バランスの決定方法等を定める大統領令2022年第32号」は、「商品バランスに関する大統領令2024年第61号」²⁵²によって改正されている。

商品バランスの対象品目であることが決定されている商品に関しては、商品バランスシートによる輸入承認申請が必要である（商業大臣令2023年第36号第8条、大統領令2024年第61号第2条第2項、第30条）。

2024年の商業大臣令の改正は、主に、商品バランスの対象品目以外の輸入承認の取得義務及び技術診断書取得要件等に関する変更が含まれる。

2. エアコン、ノートパソコン、タブレット端末、テレビ等の電子機器の輸入

商業大臣令2024年第7号において、電子機器に関して輸入承認（Persetujuan Impor。以下「輸入承認」という）取得の要件として、次のとおり工業省からの技術診断書（Pertimbangan Teknis。以下「技術診断書」という）が必要とされていた（商業大臣令2024年第7号別紙I第XXXVII項、別紙VII第15項）。

別紙I 特定の輸入制限品

No.	HS	品目	ユニット	要件	注記	IT, IP, PI, LS Post Border
3308 から 3446	84.13 から85.43	エレクトロニクス	(省略)	電子輸入承認（API-P又はAPI-U） 商品バランスの対象とならない物品について、検証結果報告書（Laporan Hasil Verifikasi）、輸入推薦状（Rekomendasi）、又は工業分野を管轄する省庁からの技術診断書が必要（省略）	（省略）	（省略）

別紙VII 補完目的の製造品、市場テスト目的の製造品、アフターサービス目的の製造品の輸入

No.	商品分類	品目スコープ	輸入承認種類			LS	監督		要件	注記
			BK	BTP	BPJ		Border	Post Border		
15	エレクトロニクス	別紙Iの輸入番号3308から	○	○	○	○	○		新規の輸入承認 1. 工業分野を管轄する省庁からの技術診	（省略）

²⁴⁶ 説明会資料「Implementasi Neraca Komoditas」と題されたスライド（4頁目）

²⁴⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/223595/permendag-no-25-tahun-2022>

²⁴⁸ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/296854/permendag-no-36-tahun-2023>

²⁴⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/280622/permendag-no-3-tahun-2024>

²⁵⁰ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/287328/permendag-no-7-tahun-2024>

²⁵¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/287338/permendag-no-8-tahun-2024>

²⁵² <https://peraturan.bpk.go.id/Details/286317/perpres-no-61-tahun-2024>

		3446 に該当する品目							断書（省略）	

他方で、商業大臣令2024年第8号においては、電子機器に関して輸入承認取得の要件として、次のとおり工業省からの技術診断書は必要とされていない（商業大臣令2024年第8号紙I第XXXVII項、別紙VII第15項）

別紙I 特定の輸入制限品

No.	HS	品目	ユニット	要件	注記	IT, IP, PI, LS Post Border
3307 から 3445	84.13 から 85.43	エレクトロニクス	(省略)	電子輸入承認（API-P又はAPI-U） 商品バランスの対象とならない物品について、1年間の輸入計画が必要（省略）	(省 略)	(省略)

別紙VII 補完目的の製造品、市場テスト目的の製造品、アフターサービス目的の製造品の輸入

No.	商 品 分 類	品 目 ス コ ー プ	輸入承認種類			LS	監督		要件	注記
			BK	BTP	BPJ		Border	Post Border		
15	エレクトロニクス	別紙Iの輸入番号3307から3445に該当する品目	○	○	○	○	○		新規の輸入承認 1. 1年間の輸入計画（省略）	(省略)

商業大臣令2024年第8号別紙I輸入番号3307から3445に該当する製品は、関税番号（HSコード。以下「関税番号」という）上4桁8413、8414、8415、8418、8450、8471、8509、8516、8518、8521、8525、8527、8528、8539、8544、9405、8419、8517、8519、8529、8543が含まれる。したがって、関税番号8415のエアコン類についても、輸入承認取得の要件として工業省からの技術診断書は必要とされていない。

商業大臣令2024年第8号の改正により、エレクトロニクスのほか、カバン、靴やバルブ製品に関しても、工業省からの技術診断書の取得義務は削除された。また、一定の製品については輸入承認の対象から外されている。法律情報サイトHukum OnlineのIndonesian Legal Brief第4873号（2024年5月22日付け）の記事によれば、輸入承認及び技術診断書の発行の遅滞により、この記事作成時点において、Tanjung Priok港において17,304隻のコンテナ船、Tanjung Perak港において9,111隻のコンテナ船が待機する状態になっており、商業大臣令2024年第8号の改正により、状況が改善されることが期待される。

輸入承認の処理状況等に関しては、まずは、商品バランスの対象品目であるか否かによって、申請方法、要件、及び処理状況等が異なる。また、商品バランスの対象品目ではない場合も、品目によって、申請方法、要件、及び処理状況等が異なるため、一概に説明することは出来ないが、上述のとおり、輸入承認及び技術診断書の発行の遅滞によるコンテナ船の待機状況は政府も懸念しているところであり、業大臣令2024年第8号の改正による状況改善が期待される。

3. 丸太・製材等の輸出規制等
- 「輸出禁止商品に関する商業大臣令2023年第22号」²⁵³は、商業大臣令2024年第10号²⁵⁴及び商業大臣

²⁵³ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/260133/permendag-no-22-tahun-2023>
²⁵⁴ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/287375/permendag-no-10-tahun-2024>

令2024年第20号²⁵⁵によって改正されているが、これらの商業大臣令の別紙「輸出禁止商品」第1項森林関係の項目では、丸太・製材等との関係で引き続き一定のロタン類（HSコード1401類の5品目）、木材（HSコード4403類の38品目、4404類の2品目、4407類の72品目、4409類の3品目）、枕木（HSコード4406類の4品目）、木製建材（HSコード4418類の17品目）、木製品（HSコード4420類の1品目、4421類の1品目）、木製プレハブ建材（HSコード9406類の1品目）、彫刻品等（HSコード9702類の2品目）の8桁のHSコードを基準として合計146品目が輸出禁止商品となっている。

4. 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

鉱物資源の分野における主な最新法令は、「鉱物資源石炭鉱業に関する法律2009年第4号」²⁵⁶（法律2020年第3号²⁵⁷によって改正）及び同法の細則に該当するエネルギー鉱物資源大臣令2018年第25号²⁵⁸（鉱物資源大臣令2018年第50号²⁵⁹、鉱物資源大臣令2019年第11号²⁶⁰及び鉱物資源大臣令2020年第17号²⁶¹により改正。以下「鉱業法細則」という。）である。

具体的な輸出の規制に関しては、上述の商業大臣令2024年第10号及び商業大臣令2024年第20号のほか、「加工・精錬鉱物の輸出条件に関する商業大臣令2019年第96号」²⁶²（「輸出条件及び規制に関する商業大臣令2021年第19号」²⁶³並びに「輸出条件及び規制に関する商業大臣令2023年第23号」（商業大臣令2024年第11号²⁶⁴及び商業大臣令2024年第21号²⁶⁵によって改正）によって改廃）が規定されている。

ニッケル鉱石及び未加工のポーキサイト等は既に輸出禁止の対象となっており、報道等で大きく取り上げられた。他方で、銅、鉄鉱石、鉛及び亜鉛（以下「対象鉱石」という。）に関しては、上述の鉱業法細則に基づき、2023年6月10日より輸出禁止が開始される予定であったが、「鉄鋼資源のための施設建設の継続に関する鉱物資源大臣令2023年第7号」²⁶⁶に基づき、2024年6月1日まで延期された。さらに、鉱物資源大臣令2023年第7号で定められた上記の期限は、「鉄鋼資源のための施設建設の完了に関する鉱物資源大臣令2024年第6号」²⁶⁷に基づき、一定の要件を満たす業者に関して、対象鉱石に関する輸出禁止が2024年12月31日まで延期された。

²⁵⁵ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/299432/permendag-no-20-tahun-2024>

²⁵⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/38578/uu-no-4-tahun-2009>

²⁵⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/138909/uu-no-3-tahun-2020>

²⁵⁸ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/142233/permen-esdm-no-25-tahun-2018>

²⁵⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/142950/permen-esdm-no-50-tahun-2018>

²⁶⁰ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/142232/permen-esdm-no-11-tahun-2019>

²⁶¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/163126/permen-esdm-no-17-tahun-2020>

²⁶² <https://peraturan.bpk.go.id/Details/173129/permendag-no-96-tahun-2019>

²⁶³ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/204854/permendag-no-19-tahun-2021>

²⁶⁴ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/287391/permendag-no-11-tahun-2024>

²⁶⁵ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/301113/permendag-no-21-tahun-2024>

²⁶⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/257361/permen-esdm-no-7-tahun-2023>

²⁶⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/288524/permen-esdm-no-6-tahun-2024>

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.106,107の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置等の具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。IT製品（特に85類17項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目は無いか、追加関税引上げ品目があった場合は、品目番号（HSコード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査・報告ください。また、関税が引き上げられた背景について、現地報道等可能な範囲で調査・報告ください。またタイと同様に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITAの対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査・報告ください。

1. 関税構造

インドネシアにおいては、1995 年法律第 10 号通関法（2006 年法律第 17 号により改正）によって、関税体系が規律されている。その他にも、財務大臣規則 2014 年第 274 号（輸入関税、罰金等の還付に係るもの。No.274/PMK.04/2014）といった定めにより規律される²⁶⁸。

基本的な体系としては、一般税率（輸入関税、輸出関税）、ASEAN 共通効果特惠関税（CEPT）税率、自由貿易協定（FTA）の適用税率、世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率から構成されており、関税の種類としては、基本的に従価税となっている。

対日輸入適用税率については、日本インドネシア経済連携協定（JIEPA）、ASEAN 日本包括的経済連携（AJCEP）を利用することで関税の減免が受けられる。例えば、JIEPA に基づく、特定用途免税制度（USDFS）を利用することで、自動車、電気電子、重機・建機、エネルギー等特定の用途のための輸入に対して、関税が免除される²⁷⁰。

2023年におけるインドネシアの非農産品の譲許率は95.8%、単純平均譲許税率は35.5%であり、昨年と比べて大きな変化はない。また、非農産品の平均実効税率は7.9%であり、衣類（平均23.9%）、輸送機械（平均11.9%）の平均実行関税率は依然高水準であるものの、輸送機械に係る平均実行関税率は前年の12.3%から若干低下した²⁷¹。

なお、財務大臣規則2022年第51号²⁷²において、JIEPAに基づくUSDFSにより関税が0%となる品目（HS2022において258+13品目）に変更はない。また、工業大臣規則2023第2号²⁷³において、特定用途免税制度を通じた特別便宜の利用が可能な工業分野として、①製造業（自動車、電気電子、重機・建機、エネルギー）、②切断、ブランキングを行うスチールサービスセンター、③サポート産業が指定されている。

また、関税が引き上げられた IT 製品（特に 8517 類の携帯電話関連）は不見当であった。

2. 最近の動き

インドネシアは、欧米諸国が実施しているロシア制裁には加わっていない。

また、新型コロナウイルス感染症関連では、財務大臣規則 2023 年第 126 号²⁷⁴によって新型コロナウイルス感染症に関する対策として導入していた輸入品免税措置を廃止した。

²⁶⁸ インドネシア関税総局「Import」(<https://www.beacukai.go.id/arsip/pab/import.html>)（2024年12月4日確認）

²⁶⁹ 財務大臣規則2014年第274号（<https://jdih.go.id/files/2082/274~PMK.04~2014Per.HTM>）（2024年12月4日確認）

²⁷⁰ 日本外務省「Annex 1(referred to in Chapter 2): Schedules in relation to Article 20, Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership」(<https://www.mofa.go.jp/files/100617996.pdf>)（2024年12月4日確認）

²⁷¹ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2024"（105 頁）(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)（2024 年 12 月 4 日確認）

²⁷² 財務大臣規則2022年第51号（<https://jdih.go.id/files/2082/51~PMK.010~2022Per.pdf>）（2024年12月4日確認）

²⁷³ 工業大臣規則2023年第2号（<https://jdih.kemenperin.go.id/common/dokumen/2023pmperin002.pdf>）（2024年12月4日確認）

²⁷⁴ 財務大臣規則2023年第126号（<http://repository.beacukai.go.id/peraturan/2023/12/cd6724a7cd167abd684c607846f04390-2023pm-keuangan126-1.pdf>）（2024年12月4日確認）

日本との関係については、2024年8月8日、インドネシアによる自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引き下げ、特定用途免税制度の改善等を盛り込んだ日・インドネシア経済連携協定改正議定書が日本とインドネシアとの間で締結された²⁷⁵。

3. デジタルサイネージ・プロジェクターに関する関税

インドネシアでは、「8471の自動データ処理機械に直接接続可能でかつ当該機械とともに使用するよう設計されたプロジェクター」（HSコード8528.62.00）がデジタルサイネージ・プロジェクターに該当すると考えられるところ、輸入関税は課されないが、付加価値税（PPN）11%及び前払法人税10%が課されている²⁷⁶。

セーフガード

（1）カーペット、アパレルSGにつき、延長調査、レビュー調査等アップデートの有無最近の貿易への影響（特に、日本からの輸出量の変化の有無）等を調査・報告ください。カーペットSGについては、2023年11月9日付け通報（G/SG/N/8/IDN/27/Suppl.2）によれば、延長措置が2024年2月17日から適用されるとあるが、措置の延長決定はその後何ヶ月も通報（セーフガード協定12.1条(c)参照）されず、また該当国内法（Minister of Finance Regulation No. 10/PMK.010/2021 dated February 2, 2021 regarding the Imposition of Safeguard Import Duty on Imports of Carpets and Other Floor-Covering Textile Products）も措置期間は3年間とされたまま改正されない状態が続いていた。ところが、2024年8月14日付け通報（G/SG/N/10/IDN/27/Suppl.2、G/SG/N/11/IDN/24/Suppl.2）において、本セーフガード措置は同年8月20日から3年間延長するとされた。当初のセーフガード措置期間（2021年2月17日～2024年2月16日）後から8月19日までの間、このセーフガード措置は適用されていたのか（関連国内法の改正はどのタイミングでなされたのか）について調査いただきたい。

カーペットに関しては、「カーペット製品及びその他の床用繊維製品の輸入に対するセーフガード措置としての輸入関税の賦課に関する財務大臣令2024年第49号」²⁷⁷が2024年7月23日に制定され、同年8月6日に公布されている。財務大臣令2024年第49号の施行は、公布日から10営業日後の2024年8月20日と規定されている（第8条）。

「カーペット製品及びその他の床用繊維製品の輸入に対するセーフガード輸入関税の賦課に関する財務大臣令2021年第10号」²⁷⁸は、2021年2月2日に制定、同年2月3日に公布され、同年2月17日から施行されている。財務大臣令2021年第10号は、財務大臣令2022年第33号²⁷⁹及び財務大臣令2023年第74号²⁸⁰により改正されているが、3年間の適用期間の延長は実施されていないため、セーフガードの適用対象期間は2021年2月17日から2024年2月16日までであると考えられ、2024年2月16日から2024年8月20日までの間は、セーフガードの適用を認める国内法令根拠が存在しなかったことになる。

この点、実務の運用は確認できていないが、財務大臣令2024年第49号の冒頭部分には以下の説明があり、財務省としては、財務大臣令2021年第10号に基づくセーフガードの適用が既に終了し、財務大臣令2024年第49号に基づき新たにセーフガードを適用したと整理していることが窺われる。

冒頭部分a.「政令2011年第34号第70条の規定に基づき、輸入品は、輸入関税の対象となることに加え、セーフガード措置としてセーフガード関税が課される可能性があること」（一部省略）

冒頭部分b.「カーペット製品及びその他の床用繊維製品の形態で輸入品にセーフガード関税を課すことは、財務大臣令第10/PMK.010/2021（複数回改正）に規定され、同規定の有効期間が満了したこと」

²⁷⁵ 日本外務省「日・インドネシア経済連携協定改正議定書の署名」（2024年12月4日確認）

²⁷⁶ Indonesia National Trade Repository(<https://insw.go.id/intr>)（2024年12月4日確認）

²⁷⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/296992/pmk-no-49-tahun-2024>

²⁷⁸ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/160663/pmk-no-10pmk0102021>

²⁷⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/215230/pmk-no-33pmk0102022>

²⁸⁰ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/267150/pmk-no-74-tahun-2023>

(一部省略)

冒頭部分c.「インドネシア・セーフガード委員会の調査結果によると、国内産業が深刻な損失を被る脅威は依然として存在しており、国内産業が構造調整を行うにはさらなる時間が必要であるため、カーペット製品及びその他の床用繊維製品の輸入品に対してセーフガード関税を課すことが必要であること」

冒頭部分d.「上記a、b、及びcにおいて言及された考慮事項に基づき、法律2006年第17号第23D条第2項の規定を実施するため、カーペット製品及びその他の床用繊維製品の輸入に対するセーフガード輸入税の賦課に関する財務大臣令を規定することが必要である」(一部省略)

アパレルに関しては、財務大臣令2021年第142号²⁸¹が、2021年10月21日に制定、同年10月22日に公布され、同年11月12日より施行されている。適用対象期間は、2021年11月12日より2024年11月11日までであり、財務大臣令2022年第38号²⁸²によって改正されているものの、適用対象期間の延長は行われていない。

なお、2024年11月8日付け通報(G/SG/N/6/IDN/36/Suppl.2)によれば²⁸³、アパレルへのセーフガード適用に向けた調査が2024年11月7日より実施されている。

貿易関連投資措置

(1) 2024年版不公正貿易報告書のP.109の「(1) LTE機器等に対するローカルコンテンツ要求」について、新たな動向があれば調査・報告ください。

2024年版不公正貿易報告書のP.109に記載の最新の法令である通信情報大臣令2021年第13号は、改正されておらず、現在も有効に存続している。他方で、「LTE技術基準及びIMT-2020技術基準に基づく電子通信機器及び移動通信機器の技術規格に関する通信情報大臣決定2024年第352号」²⁸⁴が2024年7月25日に制定され、同日付けで施行されている。

通信情報大臣決定2024年第352号は、LTE及びIMT-2020の技術基準に基づく一定の加入者局(Subscriber Station)の機器に関して、IMEI番号を保有すること及び35%以上のローカルコンテンツ比率を満たすことを規定している(第5条)。また、LTE及びIMT-2020の技術基準に基づく一定のベースステーション(Base Station)の機器に関して、40%以上のローカルコンテンツ比率を満たすことを規定している(第7条)。

知的財産

(1) 2024年版不公正貿易報告書P.114,115の「(1) 水際での侵害差止め措置」に関して、TRIPS協定第4節(税関措置)の整合性の視点から、インドネシア関税法の下位法令等(例えば、関税法第64条第1及び第2項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則)の整備状況や実際の運用状況等、最新情報を調査・報告ください。

²⁸¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/185177/pmk-no-142pmk0102021>

²⁸² <https://peraturan.bpk.go.id/Details/215259/pmk-no-38pmk0102022>

²⁸³ WTOウェブサイト [https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=310654,309171,308893,307894,307167,300654,300651,300657,300656,297802,297263,29564)

[DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=310654,309171,308893,307894,307167,300654,300651,300657,300656,297802,297263,29564,1,294023,286734,284205,284207,284206,283927,273769,271534,270612,268993,268616,268051,267821,266938,264346,258905,257083,257084,257085,254958,248758,244241,238483,238362,234248,233946,133865,133348,125792,125441,123207,122776,122485,122480,122281,121990,121838,116334,115875,114166,114110,113932,113955,113690,113586,98375,99979,43685,47588,86756,32600,100333,77579,82213,103004,96701,97258,80677,101891,102772,98484,98497,104524,91437,64411,63507,51151,61279,51704&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=310654,309171,308893,307894,307167,300654,300651,300657,300656,297802,297263,29564,1,294023,286734,284205,284207,284206,283927,273769,271534,270612,268993,268616,268051,267821,266938,264346,258905,257083,257084,257085,254958,248758,244241,238483,238362,234248,233946,133865,133348,125792,125441,123207,122776,122485,122480,122281,121990,121838,116334,115875,114166,114110,113932,113955,113690,113586,98375,99979,43685,47588,86756,32600,100333,77579,82213,103004,96701,97258,80677,101891,102772,98484,98497,104524,91437,64411,63507,51151,61279,51704&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True)

²⁸⁴

[https://s3.sertifikasi.postel.go.id/production/rumusan/2024/1723560501215008610_KM%20352%20Tahun%202024_compressed%20\(1\).pdf](https://s3.sertifikasi.postel.go.id/production/rumusan/2024/1723560501215008610_KM%20352%20Tahun%202024_compressed%20(1).pdf)

(2) 2024 年版不公正貿易報告書 P. 117 の「(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査・報告ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する観点から、産業財産権登録のための審査期間や、産業財産権及び著作権に関する推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関等の別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、EC サイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政救済の内容等を調査・報告ください。

(3) 2024 年版不公正貿易報告書 P.115,116 の「(3) 特許の国内実施義務」に関して、最新の情報について調査・報告ください。特に同法 第 20 条における国内実施義務については、オムニバス法の違憲判決やその代替政令に関する動き、また、国内実施義務の適用猶予を求めることができる大臣令の廃止等の動きの他、第 20 条自体の更なる法改正が検討されているところ、TRIPS 協定第 27 条との整合性懸念について、最近のインドネシア政府の動向を調査・報告ください。

(4) 日尼 EPA 第 114 条パラ 2 には、国内のみならず外国で周知の商標についても保護することが規定されているものの、日本で周知の商標がインドネシアにおいて十分に保護されていない懸念がある。当該 EPA の規定に関し、運用上、どのような対応がなされているのか、審査ガイドラインや具体的な案件に基づいて、実務の実体を説明してほしい。特に、日本で周知であるが、インドネシアで周知でなくかつ登録もされていない先行の商標が存在する場合、インドネシアの審査において後の商標出願が拒絶されるのか否か、可能な限り具体的な情報を提供していただきたい。また、2024 年版不公正貿易報告書 P.115 記載の「(2) 日インドネシア EPA の履行問題」における、包括委任状の最新状況も調査・報告ください。

(5) 2024 年版不公正貿易報告書 P.116 記載の「(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）」につき、最新の状況を調査・報告ください。特に、特許法第 4 条(f)の運用状況につき、変更やアップデート情報があれば報告ください。

1. インドネシア関税法の下位法令（例えば、関税法第 64 条第 1 項及び第 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則）の整備状況や実際の運用状況等

2018 年 6 月 16 日に施行された財務大臣規則²⁸⁵第 40 号は、インドネシアにおいて知的財産権侵害疑義物品の差止めを実施するためには、商標権又は著作権を税関に登録する必要がある旨規定しており、同規則第 3 条第 5 項は、税関登録ができる者の要件をインドネシア国内に所在する法人に限定している。

2024 年 5 月時点において、インドネシア税関総局（DGCE）は、7 社（インドネシア法人 4 社及び外国法人の子会社 3 社）の 43 の商標を登録している。詳細は以下のとおりである²⁸⁶。

会社名	法人格	登録数	登録状況
PT. Standarpen Indonesia	インドネシア法人	3	承認済み
PT. Djaja Harapan	インドネシア法人	3	承認済み
PT. Proctor & Gamble Home Products Indonesia	米国法人のインドネシア子会社	15	承認済み
PT. Paragon Indonesia	インドネシア法人	15	承認済み
3M Indonesia Importama	米国法人のインドネシア子会社	2	承認済み
PT. Glaxo Wellcome Indonesia	英国法人のインドネシア子会社	4	承認済み
Berkah Bersama Alkindo	インドネシア法人	1	承認済み

²⁸⁵ Indonesia Government Regulation No.40 of 2018

²⁸⁶ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

前述の財務大臣規則第 40 号の第 3 条第 5 項を含め、関税法第 64 条に関連する法規制及び最高裁判所規則については、一昨年度の調査以降の特段の改正はなく、現時点における改正の予定もない²⁸⁷。

2. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

(1) 産業財産権登録のための審査期間

産業財産権登録のための平均的な所要時間は下表のとおりである²⁸⁸。

産業財産権	出願から登録まで（拒絶通知なし）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	12-18 か月	1 年
簡易特許 ²⁸⁹	1-2 年	6 か月
意匠	6-12 か月	6 か月
商標	9-12 か月	90 日

2024 年 10 月 28 日に施行された特許法（2016 年法第 13 号）の第 3 次改正に係る 2024 年法第 65 号により、特許法第 55A 条は、出願の公開前に申請されることを条件に早期内容審査を請求するオプションを新たに規定している。早期内容審査を請求することで、公開期間が終了した直後に内容審査の結果が発行されることが期待されている。この制度により、特許権者は審査及び特許付与を迅速化する選択肢が与えられるようになる。

(2) 推定被害総額

2023 年から 2024 年 10 月までの間において、商務裁判所においては、40 件の知的財産権侵害訴訟（商標権 25 件、著作権 9 件、特許権 1 件、意匠権 5 件）が係属しているが、いずれも日本企業に関連するものではない。知的財産関連の刑事事件に関する推定被害総額については、地方裁判所で判断がされない限り入手可能なデータが存在しない²⁹⁰。なお、インドネシアの権利者は訴追される前に和解での解決を選択するが多い。

多額の損害賠償金が認められた外国法人に関わる商標権侵害訴訟として、以下の事例（事件番号：18/Pdt.Sus-HKI/Merek/2023/PN Niaga Jkt.Pst jo. 654 K/Pdt.Sus-HKI/2024）がある²⁹¹。

事例：18/Pdt.Sus-HKI/Merek/2023/PN Niaga Jkt.Pst jo. 654 K/Pdt.Sus-HKI/2024	
提起日	2023 年 1 月 30 日
判決日	2023 年 11 月 15 日
原告	CV Ego Sun Star Sukses Mandiri（被控訴人）
被告	1. Power Root Manufacturing Sdn Bhd 2. Power Root Marketing Sdn Bhd (控訴人)

²⁸⁷ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁸⁸ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁸⁹ 簡易特許とは、新規であって既存の物又は方法の改良である発明に対して与えられる知的財産権であり、日本法における実用新案に相当する（工業所有権情報・研修館「インドネシアにおける実用新案出願制度概要」（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17467/>）（2024 年 12 月 18 日確認））。

²⁹⁰ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁹¹ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

事案の概要	食品・飲料業界の現地法人である原告は、2022年12月6日に付与された  という30類の商標（登録番号：No. IDM000494719）の商標権者である。原告はこの商標を2015年8月から使用していた。原告はソーシャルメディアのプラットフォームや電子商取引のチャネルを通じて自らの事業を積極的にプロモーションしていた。 一方、被告はマレーシア法人であり、AH HUAT という商標をコーヒー関連の商品について以下のような態様で使用していた。  被告は、AH HUAT 商標を以下のとおり登録出願していた。  DID2022085754 in class 30 (27 Oct 2022)  J002017020488 in class 43 (8 May 2017) 原告は被告による AH HUAT 商標の無断使用について権利侵害訴訟を提起した。原告の請求は認容され、被告による原告の商標権侵害が確認され、原告に対する745億インドネシア・ルピア（約480万米ドル／6億7000万円）の損害賠償の支払いが命じられた。 被告は、最高裁判所への上告を行ったが、認められなかった。

(3) 取締り件数の推移²⁹²

知財総局（DGIP）は、2024年5月の時点における、各関係当局のIPタスクフォースと共同して取り扱った知的財産侵害事件についての状況を以下のとおり公表している²⁹³。

- ・ インドネシア国家警察（POLRI）

2019年から2024年5月までの期間で、POLRIは、636件の知的財産侵害事件についてのエンフォースメントを行っており、その内訳は以下のとおりである。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
商標	149	48	25	41	143	11	417
著作権	55	26	35	28	28	3	175
特許	6	2	0	0	2	0	10
意匠	13	1	4	0	8	0	26
営業秘密	3	2	1	0	2	0	8
合計							636

- ・ 国家食品医薬品監督庁（BPOM）

2022年に、BPOMは、医薬品、麻薬、伝統的医薬品、化粧品、加工食品の流通に関して、134件の知的財産権侵害を取り締まった。2023年には480の事務所を通じて263件の健康関連の法律違反事例を処理した。

- ・ 情報通信省（MOCI）

2024年5月1日時点において、MOCIは、サイト・ブロッキングやコンテンツ削除に関連する著作権関連の案件として17163件を取り締まった。そのうち、ウェブサイトに対する措置件数は16247件、IPアドレスに対する措置件数は835件、ファイルシェアプラットフォームに関する措置件数は472件である。

²⁹² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁹³ Indonesia IP Crime Forum 2024's Presentations

- ・ 税関総局

税関総局は、財務大臣規則第 40 号の施行以降、合計 7 件の取り締まりを実施しているが、一昨年度の調査以降のアップデートはない。

- ・ 知財総局 (DGIP)

知財総局 (DGIP) は、2023 年から 2024 年にかけて実施された摘発件数の総数を公表していない。しかし、以下のとおり、DGIP の公式ウェブサイトで公開されたニュース記事によりいくつかのケースが確認できる。

- ① 2024 年 11 月 21 日、DGIP は East Kalimantan 州 Samarinda において、著作権侵害が疑われる事例を対象に法執行活動を実施した。この活動は、2024 年 11 月 13 日に提出された報告に基づき、Samarinda 市内の 2 つの事業所を対象として行われた。押収された証拠品には、シャツ 10 枚、VZ 模様のヒジヤブ 5 枚、携帯電話 1 台、帳簿が含まれ、これらは地元ブランドのロゴに関連する侵害とのつながりが疑われている²⁹⁴。
- ② 2024 年 10 月 19 日、DGIP は Yogyakarta において、知的財産侵害に関する現場検証 (TKP) を実施した。この活動では、3 つのホテルからフロントオフィスとバックオフィスの CPU ユニット 6 台を押収した。これらのホテルは、ホテルサービス管理に「アトランティス」のソフトウェアを使用していた疑いがあり、著作権法第 9 条第 1 項及び第 113 条に違反するとされている²⁹⁵。
- ③ 2024 年 10 月 14 日、DGIP は West Jakarta で 971 点の物品を押収した。押収品には「COMOTOMO」ブランドの哺乳瓶 163 個と乳首 808 個が含まれる。この商標は、哺乳器具を含む第 10 類の商品として DGIP に登録されている。押収は、類似商品に登録商標を無断使用しているとの告訴を受けて実施された。この活動は、DGIP の民間調査官 (PPNS) が実施し、国家警察刑事捜査部の監督下で行われた²⁹⁶。
- ④ 2024 年 7 月 25 日、DGIP は North Jakarta で商標権侵害調査において 2,000 本の偽造ドリルビットを押収した。この調査は、2024 年 6 月 19 日に提出された登録商標の無断使用に関する告訴に基づいて行われた。侵害の証拠は、商標権者が直接購入を行った際に発見されたものである。現場調査では、DGIP の民間調査官 (PPNS) が地元当局及び Polda Metro Jaya の警察の立ち会いの下、偽造品が押収されている²⁹⁷。
- ⑤ 2023 年 10 月 25 日、DGIP は著作権侵害の容疑者に対する現場検証 (TKP) を実施した。この活動は、South Tangerang と South Jakarta の Kuningan で著作権を侵害したとされる映画ストーリーミングサイト「doltv.net」を対象に行われた²⁹⁸。
- ⑥ 2023 年 1 月 26 日、DGIP は Sidoarjo の工場で 1668 点の無断製造された「ガラスクレート」製品と金型ツールを押収した。この活動は、2023 年 1 月 20 日に提出された、2020 年 2 月 6 日から保護されている「Krat Gelas」の意匠権者による告訴に基づいて実施された。これらの製品は無許可で製造・販売されていた疑いがあり、インドネシア意匠法に違反しているとされている。押収は、地元の法執行機関と連携し、裁判所の承認を得た上で行われた²⁹⁹。

²⁹⁴ DGIP “Operasi Penegakan Hukum di Samarinda: DJKI Amankan Barang Bukti Dugaan Pelanggaran Hak Cipta” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/operasi-penegakan-hukum-di-samarinda-djki-amankan-barang-bukti-dugaan-pelanggaran-hak-cipta?kategori=pengumuman>) (2024 年 12 月 18 日 確認)

²⁹⁵ DGIP “DJKI Lakukan Olah TKP Pelaku Pelanggaran KI di Yogyakarta” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel-berita/djki-lakukan-olah-tpk-pelaku-pelanggaran-ki-di-yogyakarta?kategori=liputan-humas>) (2024 年 12 月 18 日 確認)

²⁹⁶ DGIP “DJKI Sita 971 Produk Pelanggaran KI di Jakarta Barat” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/DGIP-sita-971-produk-pelanggaran-ki-di-jakarta-barat?kategori=liputan-humas>) (2024 年 12 月 18 日 確認)

²⁹⁷ DGIP “DJKI Sita 2000 Mata Bor Terkait Pelanggaran Merek di Jakarta Utara” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/DGIP-sita-2000-mata-bor-terkait-pelanggaran-merek-di-jakarta-utara?kategori=liputan-penyidikan-ki>) (2024 年 12 月 18 日 確認)

²⁹⁸ DGIP “Tindak Pelanggar KI, DJKI Lakukan Olah TKP Lokasi Operasional doltv.net” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/tindak-pelanggar-ki-djki-lakukan-olah-tpk-lokasi-operasional-doltvnet?kategori=liputan-penyidikan-ki>) (2024 年 12 月 18 日 確認)

²⁹⁹ DGIP “DJKI Sita 1.668 Produk Krat Gelas Yang Dijual Tanpa Izin” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel->

(4) 民事・刑事・行政救済の内容

各救済の内容と平均所要期間は以下のとおりである³⁰⁰。

救済類型	内容 ³⁰¹	平均所要期間 ³⁰²
民事救済	・知的財産権に関する民事訴訟は、国内に 5 か所ある商務裁判所の管轄となっている。 ・通常は被告所在地の商務裁判所の管轄となるが、当事者のいずれかがインドネシア国外に所在する場合は、ジャカルタの商務裁判所の管轄となる。 ・件数としては、ジャカルタの商務裁判所が年間約 85 件で、他の裁判所における件数は若干数である。また、ほとんどの訴訟は登録に関するもので、侵害に関する訴訟は年間 10 件程度である。 ・差止請求、損害賠償請求、廃棄請求、侵害品作成のための道具及び素材の没収が救済として認められている。仮差止の制度もあるが、裁判手続のスピードが速いのであまり用いられない。	・知的財産権に関する民事訴訟は、通常、提起から第一審判決まで 4-5 か月を要する。但し、特許案件の場合は 6 か月程度。 ・最高裁判所への上告は、通常、3-6 か月を要する。但し、特許案件の場合は 6-7 か月程度。
刑事救済	・商標権や著作権の侵害は親告罪となっており、警察か PPNS への告訴が必要となる。 ・告訴後、捜査がなされ、検察官により刑事訴追を行うかが判断される。 ・警察における手続の不透明性等の問題もあり、実際に刑事訴追に至る例は多くない。 ・侵害事件の 51%は放送等の著作権侵害に関するものである。 ・商標権侵害事件は著作権侵害に次いで多いが、偽造品よりも類似商標の使用に関する事件が多い。	・インドネシアにおける知的財産権の刑事執行のタイムラインは多岐にわたる。警察又は民間調査官（PPNS）に告訴を提出した後、事件の複雑さによって異なるが、摘発前の捜査には通常 3 か月を要する。 ・警察による摘発は、より多くの人員や技術が利用可能であるため、比較的迅速に行われるが、汚職が依然として大きな課題となっている。 ・全体として、事件は起訴又は裁判外の和解を通じて解決されるまでに 4-12 か月を要する。 ・地方裁判所での刑事訴追には 6-18 か月を要する。
行政救済	・（１）で述べた、関税法に基づく税関での没収手続がある。	・2015 年規則第 14 号に基づく著作権侵害コンテンツのブロックに関する申立ては 3 営業日以内に確認され、緊急の場合は 1 日×24 時間以

berita/DGIP-sita-1668-produk-krat-gelas-yang-dijual-tanpa-izin?kategori=liputan-humas) (2024年12月18日確認)

³⁰⁰ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

³⁰¹ BRITCHAM INDONESIA “INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS ENFORCEMENT MANUAL FOR INDONESIA” (https://rouse.com/media/1zzimehq/fsip_ip-enforcement-manual_britcham-indonesia_05-08-2020_printed-version.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)。民事救済については 15-17 頁、刑事訴追については 8-9 頁、行政救済については 20-21 頁。

³⁰² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

救済類型	内容 ³⁰¹	平均所要期間 ³⁰²
	・情報通信省（MOCI）及び法務人権省は、2015 年規則第 14 号に基づき、著作権侵害コンテンツをブロックする権限を有している。	内、緊急でない場合は 5 日×24 時間以内にブロックが実施される。 ウェブサイト全体のブロックには裁判所の決定が必要であり、その判断は 14 営業日以内に行われる。ブロックに対する不服申立てや再開要求は 2 日×24 時間以内に解決される。 税関における国境執行 税関は知的財産権記録申請を 30 日以内に処理し、侵害が疑われる物品は最初の 10 営業日間留置することができ、さらに 10 営業日間の延長が可能である。 商務裁判所は、仮差止命令については、申請から 2 日以内に決定を下すことが求められている。
EC サイトでのテイクダウン手続	EC プラットフォーム上の偽造品への対処として、削除通知を提出し、各プラットフォームの所定の手続を進めることが可能である。ほとんどのプラットフォームには専用のポータルがあり、このプロセスは迅速かつ効率的で、進捗を測定しやすい。	一般的な申請要件は以下のとおりである： (i) 委任状（Power of Attorney）の写し (ii) 有効な商標登録証 (iii) 削除対象となる具体的な侵害サイトのリンク 全ての必要書類が揃っていれば、削除プロセスは通常 14 営業日以内に完了する。

知的財産権侵害に対する民事・刑事・行政救済について、一昨年度の調査以降のアップデートは以下のとおりである。

(i) 刑法（2023 年法第 1 号）

2023 年 1 月 2 日、新しい刑法が公布され、3 年後の 2026 年 1 月 2 日に施行される。同法第 388 条には、商品や包装に偽ってブランドを表示したり、そのようなブランドを偽造したりする行為に対し、最高 4 年の懲役及び最大 5 億インドネシア・ルピアの罰金を科す規定が含まれている。この規定は、商標法における登録商標に限定せず、「ブランド」と規定しているため、偽造品対策として広範に適用可能な規定となっている。

商標法が同一又は類似の商品に対する登録商標の侵害のみを対象としているのに対し、第 388 条第 1 項(c)では、他の種類の商品や包装に対するブランドの使用にも刑事罰が適用されることを規定している。この刑事訴追は、偽造されたブランドの所有者による告訴に基づいてのみ行われる。

(ii) 政府規則 2024 年第 35 号「フランチャイズに関する規定」（GR 35/2024）

2024 年 9 月 2 日、GR 35/2024 が公布され、以前の規則を置き換えた。

この新規則には以下の重要な変更が含まれる：

- ・ 知的財産権の有効性の要件
- ・ ビジネスシステムの導入義務
- ・ フランチャイザーが提供する技術支援の要件の明確化
- ・ フランチャイザーが事業を終了する際のフランチャイジーへの補償
- ・ フランチャイザーが義務を引き続き履行することの保証
- ・ フランチャイジーが管理する店舗又は事業所の数の明確化

- ・ フランチャイズライセンスは、フランチャイザーの事業が継続中であり、知的財産権が有効である限り有効とされ、ビジネスライセンスの更新は不要となった。

(iii) 法務人権省規則 2023 年第 1 号「知的財産犯罪捜査の管理」(MOLHR 1/2023)

2023 年 1 月 6 日、2023 年法務人権省規則第 1 号 (MOLHR 1/2023) が即日施行された。この法令は、インドネシア知的財産庁の民間調査官 (PPNS) による知的財産犯罪捜査の根拠として機能する。この新しい法的枠組みは、告訴から捜査、そして事件が検察官に送致されるまでの各段階における調査官の権限と手続の詳細を定めることで、捜査プロセスを効率化することを目的としている。

規則 1/2023 は、起訴に至る前であればいつでも調停手続を行うことができることも規定している。例えば、Longchamp がジャカルタの地元バッグ店のオーナーを対象に偽造品販売で告訴を申し立てた事件では、PPNS がジャカルタのバッグ店を捜査・搜索した。その後、2023 年 1 月に調停が成功し、通報された側は偽造ブランドの販売に対して損害賠償金を支払うこと、並びに Longchamp ブランドに関連する偽造品の製造、販売、流通及び組立を行わないことに同意した³⁰³。

(iv) ユーザー生成コンテンツ (UGC) プラットフォームに対する行政罰の発行 (通信・デジタル省 (MCD))

2024 年 3 月、通信情報省 (現通信・デジタル省) の大臣は、行政罰による非課税国家収入を規制する新たなガイドラインを発表した。この罰則は、特定の UGC へのアクセスを停止する義務を遵守しない民間電子システム事業者 (ESO) に適用される。これらの実施ガイドラインは、2024 年政令第 172 号 (Decree 172/2024) によって正式化された。

しかし、PSE-UGC への違反に対する行政罰の全体的な管理水準を向上させるため、大臣は政令 172/2024 の改正である 2024 年政令第 522 号を 2024 年 10 月 28 日より施行した。改正後も、行政罰の計算式、行政罰を課すためのスキームやシミュレーション等、政令 172/2024 の主要な側面は維持されているが、改正政令では、PSE-UGC への違反に対して行政罰が「コンテンツモデレーション遵守システム (SAMAN)」を通じて、段階的に課されることが規定されている。

また、DGIP は、インドネシアにおける知財環境の改善のため、以下の国際協力等に関する活動を行った。

- ・ デンマーク特許商標庁 (DKPTO) との協力
- ・ 米国国土安全保障省捜査局 (HIS) との協力
- ・ 知的財産の発展に向けた協力に関するサウジアラビア知的財産庁 (SAIP) との合意
- ・ フランス産業財産庁 (INPI) との協力
- ・ 電子商取引プラットフォームとの偽造品対策に関する MOU の締結
- ・ ITC Mangga Dua でのベンダーに向けた知的財産意識向上の社会化活動

それぞれ、詳細は以下のとおりである。

- ・ デンマーク特許商標庁 (DKPTO) との協力 (2024 年 11 月 7 日)³⁰⁴

知財総局 (DGIP) は、デンマーク特許商標庁 (DKPTO) と協力し、2024 年 11 月 7 日、南ジャカルタのデンマーク大使館で知的財産執行に関するワークショップを開催した。

このワークショップは、特に調査局及び紛争解決局の職員や IP タスクフォース (Satgas Ops KI) のメンバーを対象としたものである。このイベントは、両国の二国間協力の一環として合意された能力向上の取り組みの一部であり、知的財産法の執行や知的財産関連犯罪への対応に関する議論やベストプラクティスの共有を通じた人材のスキル向上に重点を置いて行われた。

³⁰³ DGIP “Sepakat Berdamai, DGIP Berhasil Memediasi Sengketa Merek Longchamp” (<https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel-berita/sepakat-berdamai-DGIP-berhasil-memediasi-sengketa-merek-longchamp?kategori=agenda-ki>) (2024 年 12 月 18 日確認)

³⁰⁴ DGIP “DJKI Gandeng DKPTO Tingkatkan Kapasitas Pegawai dalam Penanganan Pelanggaran Kekayaan Intelektual” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/djki-gandeng-dkpto-tingkatkan-kapasitas-pegawai-dalam-penanganan-pelanggaran-kekayaan-intelektual?kategori=pengumuman>) (2024 年 12 月 18 日確認)

- ・ 米国国土安全保障省捜査局（HSI）との協力（2024年8月20日）³⁰⁵
 知財総局（DGIP）は、2024年8月20日、米国国土安全保障省捜査局（HSI）との間で覚書（MoU）を締結した。
 この覚書には、知的財産侵害に関するデータや情報の交換、人材育成、共同法執行活動等、さまざまなプログラムや活動が含まれている。
- ・ 知的財産の発展に向けた協力に関するサウジアラビア知的財産庁（SAIP）との合意（2024年7月10日）³⁰⁶
 知財総局（DGIP）とサウジアラビア知的財産庁（SAIP）は、知的財産の分野における協力を強化するための覚書（MoU）を締結した。
 この覚書で議論された主なテーマには、知的財産の価値の重要性を促進し、意識を高めること、知的財産権の尊重と執行、並びに特許審査ハイウェイ（PPH）を含む知的財産プロセスのベストプラクティスの開発に関する議論が含まれている。
- ・ フランス産業財産庁（INPI）との協力（2024年7月11日）³⁰⁷
 インドネシア政府は、知財総局（DGIP）を通じて、第65回世界知的所有権機関（WIPO）総会の一環として、フランス産業財産庁（INPI）との二国間会議を開催した。
 この合意は、2003年に開始された協力を継続するもので、知的財産の相互促進と保護に焦点を当てている。知財総局長は、この覚書が二国間協力を強化し、インドネシアのIPシステムを発展させる上で重要であることを強調した。さらに、インドネシアIPアカデミーをトレーニングと教育のプラットフォームとして紹介し、その開発へのINPIの参加を招請した。
 INPIのCEOは、このパートナーシップの再構築が特にIPトレーニング、サイバー犯罪、及び共同技術プログラムの分野で重要であると強調した。
- ・ 電子商取引プラットフォームとの偽造品対策に関するMOUの締結（2023年7月13日）³⁰⁸
 法務人権省傘下の知財総局（DGIP）は、Rouse Consulting及び国内の電子商取引プラットフォームと協力し、2023年7月13日、DJKIビル17階で会議を開催した。
 この会議は、インドネシアにおける知的財産侵害管理システムに関連する覚書の草案をさらに最終化することに焦点が当てられた。この取り組みは、電子商取引プラットフォーム上での偽造品や偽造製品の流通を防止することを目的としている。
- ・ ITC Mangga Dua でのベンダーに向けた知的財産意識向上の社会化活動（2024年11月14日）³⁰⁹

³⁰⁵ DGIP “Kolaborasi DJKI dan HSI: Langkah Bersama Lawan Pelanggaran KI di Indonesia” (<https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel-berita/kolaborasi-djki-dan-hsi-langkah-bersama-lawan-pelanggaran-ki-di-indonesia?kategori=liputan-humas>)（2024年12月18日確認）

DGIP “DJKI dan HSI Tandatangani MoU untuk Tingkatkan Penegakan Hukum KI di Indonesia” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/djki-dan-hsi-tandatangani-mou-untuk-tingkatkan-penegakan-hukum-ki-di-indonesia?kategori=liputan-humas>)（2024年12月18日確認）

³⁰⁶ DGIP “DJKI dan Otoritas KI Arab Saudi (SAIP) Sepakati Kerja Sama untuk Kemajuan Kekayaan Intelektual” (<https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel-berita/djki-dan-otoritas-ki-arab-saudi-saip-sepakati-kerja-sama-untuk-kemajuan-kekayaan-intelektual?kategori=liputan-humas>)（2024年12月18日確認）

³⁰⁷ DGIP “DJKI dan INPI Lanjutkan Kerja Sama demi Penguatan Sistem KI” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/djki-dan-inpi-lanjutkan-kerja-sama-demi-penguatan-sistem-ki?kategori=liputan-humas>)（2024年12月18日確認）

³⁰⁸ DGIP “DJKI Bersama Dengan Platform E-commerce Lakukan Finalisasi Draft MOU Terkait Peredaran Barang Palsu” (<https://www.dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel-berita/djki-bersama-dengan-platform-e-commerce-lakukan-finalisasi-draft-mou-terkait-peredaran-barang-palsu?kategori=liputan-penyidikan-ki>)（2024年12月18日確認）

³⁰⁹ DGIP “DJKI Lakukan Sosialisasi Kekayaan Intelektual dan Pemberian Penghargaan di ITC Mangga Dua” (<https://dgip.go.id/artikel/detail-artikel-berita/djki-lakukan-sosialisasi-kekayaan-intelektual-dan-pemberian-penghargaan-di-itc-mangga-dua?kategori=liputan-humas>)（2024年12月18日確認）

偽造品問題に対処するため、知財総局（DGIP）は、調査局及び紛争解決局を通じて、産業貿易中小企業協力部（PPKUKM）及び地方公務員警察部隊（Satpol PP）と協力し、知的財産啓発及び表彰式を開催した。このイベントは、2024年11月14日、ジャカルタのITC Mangga Dua オーディトリウムで開催され、特に ITC Mangga Dua 内で営業する取引者に焦点を当て、ビジネス関係者間での知的財産保護に対する意識と理解を向上させることを目的としている。

3. 改正特許法に関する最新動向³¹⁰

特許法第20条に関する状況は以下のとおりである。

2024年10月28日、特許法（2016年法第13号）の第3次改正に係る2024年法第65号が施行された。

同法により、特許法第20条に関して新たに第20A条が追加された。この新法では、登録特許の権利者がインドネシアにおける特許の国内実施に関する声明を作成し、各暦年の末日までに特許庁に提出することを義務付けている。

第20A条：

「第20条に規定される特許権者は、インドネシアにおける特許の実施に関する声明を作成し、各年末までに大臣に通知しなければならない。」

改正法には、この声明を提出しなかった場合の制裁や、同条についての実施規則に関する規定がない。第3次法改正の説明会において、特許庁はこの声明が簡潔なものであると口頭で述べたが、これらの変更が正式にはどのように実施されるかは依然として不明である。同条の実務上の適用を明確にするための実施規則が発行されるかどうかも不透明である。

現在のところ、第20A条の不遵守を理由に特許が取り消された事例は確認されていない。

4. 周知商標並びに包括委任状

(1) 周知商標³¹¹

周知の先行商標を理由に商標登録を拒絶ないし効力を否定することに関して、一昨年度の調査以降の特段の変更はない。

2022年から2023年にかけて認容された商標異議申立決定の80%以上が「既存の国内商標登録との類似性」を根拠とするもので、これが商標局によって最も認められている根拠となっている。

実務上は、以下の条件を満たす場合、周知商標の主張が認められる可能性が高い：

- ・ 商標が業界内で真に周知であること
- ・ インドネシア国内で使用されていること
- ・ インドネシアの消費者がオンラインでアクセス可能であること

インドネシア国内で使用されていることは商標が著名であると認識されるための法的要件ではないが、この点が考慮される理由として、商標審査官が自らが認識している商標に対して周知性を認めやすい傾向があることが考えられる。

裁判所では、周知商標に類似していることを理由に商標が拒絶される事例は継続して存在しており、その一つとして以下の2023年の事例が挙げられる。

裁判例番号	概要
当事者	
商務裁判所：9/Pdt.Sus-Merek/2023/PN Niaga Jkt.Pst 最高裁判所（控訴審）：1051 K/Pdt.Sus-HKI/2023 原告：Jollibee Foods Corporation 被告：Karsino	ウェブサイトの証拠と海外登録に基づき、周知商標を認めた初の最高裁判所判例である。

³¹⁰ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

³¹¹ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

裁判例番号	概要
当事者	
	フィリピンの企業である Jollibee Foods Corporation（原告）は、Karsino（被告）の名義で第 16 類に登録された商標「JOLLIBEE」の取消を求める訴訟を提起した。 第一審では、原告の請求は棄却された。裁判所は、被告が「JOLLIBEE」商標を登録した時点で原告の商標が周知であったことは証明されていないと判断した。また、原告の「JOLLIBEE」商標がインドネシアで第 43 類に登録されていた一方、被告の商標は第 16 類に登録されており、原告が複数の国で商標登録を行っている証拠を提出したものの、原告は被告の悪意を立証することができなかった。 控訴審では、裁判所は、原告の「JOLLIBEE」商標が 1978 年から使用されており、複数の国で登録されていること、さらに、公式ウェブサイトやその他のウェブサイトを通じて世界的にアクセス可能であることを考慮した。この広範な露出により、商標が周知であることが認められ、被告が商標を登録する前にその評判を知っていた可能性（悪意）も示された。 その結果、被告の商標は取り消された。

(2) 包括委任状の最新状況について

「包括委任状」制度について一昨年度の調査からアップデートはなく、現在においても、出願手続に当たっては個別の委任状が必要となっている³¹²。

5. 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」（同条(f)(1)）又は「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」（同条(f)(2)）を特許による保護の対象から除外していた特許法第 4 条(f)は、2024 年 10 月 28 日に施行された特許法改正により削除された³¹³。これにより、既知の医薬品や化合物の「第二の医療用途」に対する特許取得が可能になり、新しい製品や化合物の開発にとどまらず、製薬業界が長年関心を寄せてきた、そのさらなる応用や有効性の研究が奨励されることになる。

同条の解説によれば、特許法第 4 条(f)の削除は、既存及び／又は既知の製品の新たな用途に関連する開発であって、依然として発明と見なされ特許化できるものを対象として取り入れることを意図している。また、新たな用途に関する特許は、特許が付与された用途を明示又は示唆しない限り、一般の人々がその製品を製造することを妨げるものではない。

³¹² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

³¹³ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

なお、改正法では、研究及び実験目的で特許発明を利用することを認める **Bolar** 条項も拡大された。特許満了の5年前という従前の期間制限が撤廃され、研究者は時間的な制約なく特許発明を利用できるようになった。

製薬業界では、この変更により特許医薬品のジェネリック代替品を開発するプロセスが加速する可能性がある。研究者は、必要な試験や治験を、特許の最後の5年を待たずに実施することができ、特許が満了した際にジェネリック医薬品が市場により早く登場する可能性が高まる。これにより、競争が促進され、小売価格も低下することが期待される。

サービス貿易

(1) 2023年9月、インドネシアが電子商取引 (EC) に関する規則を改定し、ソーシャルメディア上で商品の売買を禁止した件について、具体的な改訂内容を調査・報告ください。なお、報道によれば、中国系動画投稿アプリTikTokの通販機能が対象で、インドネシア国内の通販大手や小規模商店を守る措置とみられるとのこと

「電子商取引の事業当事者の事業許可、宣伝、発展及び監督に関する商業大臣令2023年第31号」³¹⁴が、2023年9月25日に制定され、翌26日に公布及び施行された。

2023年当時は、ソーシャルメディア・プラットフォームを通じた電子システムを介した取引活動 (perdagangan melalui sistem elektronik。以下「PMSE」という) に関して、零細・中小企業関係者が悪影響を受け、多大な損失を受けている旨の懸念の高まりがあった。また、商業大臣が、ソーシャルメディアがPMSE活動も同時に展開する場合、ソーシャルメディアユーザーの好みに適合した商品広告を表示するためのユーザーアルゴリズムの使用により、高い収益性を実現する可能性があることを認めたことで、この懸念をさらに強めた³¹⁵。

そこで、商業省大臣令2020年第50号³¹⁶の改正令に当たる商業大臣令2023年第31号が制定された。大きな特徴としては、ソーシャルコマース事業を行うPMSE運営者は、その電子システム上で支払取引を促進することが禁止されたほか (第22条第3項)、生産者として行動することが禁止される (第22条第2項) 等の活動範囲を制限する規制が設けられている。

なお、ソーシャルコマースとは、特定の機能及び施設等を提供し、出品者が商品及び／又はサービスに関する提示を行うことを可能にするソーシャルメディアの主催者と定義されており (第1条第17号)、TikTokの通販機能はソーシャルコマースに該当すると考えられる。

これらの規制により、結論として、ソーシャルコマースを通じて商品・サービスのプロモーションのみが認められ、売買機能が禁止された。

上記の他、国際的なPMSE活動の実施を認めるPMSE運営者は、FOB価格100米ドル以上の商品のみ輸入を許可し、100ドル未満の商品の販売を禁止すること (第19条第1項)、プラットフォーム運営事業者とそれを利用する事業者には国家規格 (SNI) の認証やハラル認証等、規格を満たしていることを示す証拠の提示を義務化することなどが定められた。また、100ドル未満の製品で輸入が可能となる商品については、関係省庁の協議結果に基づき大臣が決定するとされた (第19条第4項)。

³¹⁴ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/265202/permendag-no-31-tahun-2023>

³¹⁵ <https://www.cnnindonesia.com/ekonomi/20230926165038-92-1004021/zulhas-resmi-teken-aturan-larang-tiktok-shop-cs-jualan-dan-transaksi>

³¹⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/160273/permendag-no-50-tahun-2020>

2-4. マレーシア

関税

（１）2024年度版不公正貿易報告書P.118,119の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞ に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特にデジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITAの対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査・報告ください。

1. 関税構造

マレーシアにおいては、関税法（Custom Acts (1967, Act 235)）によって関税体系が規律されており、同法第 11 条の下、財務大臣が定める関税令によって、その時々関税率等を公表することになっている³¹⁷。その他にも、相殺関税及びアンチダンピング関税法（Countervailing and Anti-Dumping Duties Act 1993）、物品税法（Excise Act 1976）及びフリーゾーン法（Free Zone Act 1990）が存在する。

基本的な体系としては、一般税率及び各 FTA 並びに EPA による優遇税率から構成されており³¹⁸、関税の種類としては、基本的に従価税となっているが、一部の品目には重量税が課されており、この他にも輸入製品には売上税（sales tax）、輸入サービスにはサービス税（service tax）が課されることもある^{319 320}。

日本とマレーシア間における対日輸入適用税率については、日本マレーシア経済連携協定（JMEPA）税率、ASEAN 日本経済連携協定（AJCEP）税率、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率等が適用される。

2024 年度の WTO の資料³²¹によれば、2023 年のマレーシアの非農産品の譲許税率は 81.4%、単純平均譲許税率は 15.0%、単純平均実行関税率は 5.3%となっている。また、電気機器（最高 40%）、自動車用ゴムタイヤ（%）、衣類（最高 30%）等の高い譲許税率が存在する。非譲許品目の高関税品目については、トラクター（最高 30%）、自動車（最高 30%）等が存在する。

2. 最近の動き

マレーシアは、欧米諸国が実施しているロシア制裁には加わっておらず、アンワル・イブラヒム首相は、2024 年 9 月 5 日にロシアを訪問した際に、単独の制裁措置を行わない旨の発言を行った³²²。

3. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税³²³

マレーシアでは、デジタルサイネージ・プロジェクターは「8471 の自動データ処理機械に直接接続可能でかつ当該機械とともに使用するよう設計されたプロジェクター」（HS コード 8528.62.0000）に該当するものと考えられ、輸入関税は課されないが、別途売上税が 5%賦課されることになる。

³¹⁷ Custom Acts (1967, Act 235) 第 12 条 ([https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1755735_BI/Act%20235%20-%20final%20\(1.1.2023\).pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1755735_BI/Act%20235%20-%20final%20(1.1.2023).pdf))（2024 年 12 月 4 日確認）

³¹⁸ JETRO「関税制度」(https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03.html)（2024 年 12 月 4 日確認）

³¹⁹ 米国商務省“Malaysia – Country Commercial Guide”(<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/malaysia-import-tariff>)（2024 年 12 月 4 日確認）

³²⁰ マレーシア税関 MALAYSIA SALES & SERVICE TAX (<https://mysst.customs.gov.my/AboutBackground>)（2024 年 12 月 4 日確認）

³²¹ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2024”（124 頁）(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)（2024 年 12 月 4 日確認）

³²² Malay Mail 紙「PM Anwar champions free trade amid sanctions during Russia visit」(<https://www.malaymail.com/news/malaysia/2024/09/05/pm-anwar-champions-free-trade-amid-sanctions-during-russia-visit/149410>)（2024 年 12 月 4 日確認）

³²³ FedEx「World Tariff オンラインデータベース」(<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp&current=Search%20Options>)（2024 年 12 月 4 日確認）

数量制限

（１）2024年版不公正貿易報告書P.117,118に記載の「数量制限」について、新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 丸太の輸出規制

2024年版不公正貿易報告書に記載されているサバ州による丸太輸出禁止措置の撤回（2021年12月21日付サバ州林業局主席森林保全官通達）³²⁴後のマレーシアにおける丸太の輸出規制に係る新たな動向について、デスクトップリサーチに加え、マレーシア木材産業局（The Malaysia Timber Industry Board）³²⁵への照会も行ったが、2024年版不公正貿易報告書に記載された内容以上の新たな動向の発見には至らなかった。

2. 鋼板の輸入免税枠制度

2024年版不公正貿易報告書に記載されている日本人商工会（JACTIM）によるマレーシア税関（DDB）等に対する鉄鋼輸入関税還付遅延に係る改善要望（2022年5月）³²⁶以降の新たな動向の有無について、デスクトップリサーチに加え、マレーシア関税局（The Royal Malaysia Customs）³²⁷への照会も行うことで調査したが、2024年版不公正貿易報告書に記載された内容以上の新たな動向の発見には至らなかった。

³²⁴ サバ州林業局「2021 ANNUAL REPORT」93頁（<https://drive.google.com/file/d/1N4on1A0N61sK-8t6GC7xPm9hlSteZdPo/view>）（2024年12月4日確認）

³²⁵ マレーシア木材産業局（<https://www.mtib.gov.my/index.php/en/>）（2024年12月4日確認）

³²⁶ マレーシア日本人商工会議所「マレーシア政府等ダイアログ」（<https://www.jactim.org.my/malaysiangovernmentdialogue/>）（2024年12月4日確認）

³²⁷ マレーシア関税局（<https://www.customs.gov.my/en/pages/main.aspx>）（2024年12月4日確認）

2-5. フィリピン

関税

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.120の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を調査・報告ください。

＜措置の概要＞

フィリピンの2023年時点の非農産品の単純平均譲許税率は22.4%であり、特に繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等高い譲許税率が存在する。また、2023年時点の非農産品の譲許率は低く62.7%にとどまっており³²⁸、非譲許品目としては自動車、時計等がある。なお、2023年時点の非農産品の単純平均実行関税率は5.5%であった。

＜最近の動き＞

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉について、フィリピンは、2017年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した³²⁹。例えば、高関税品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに撤廃されることになることとされている。しかしながら、公式の文書では、Section 1において、Annex Aのスケジュールで撤廃とされているところ、Annex Aが公開されていない。当該大統領令を撤回するようなものはないので、おそらく2023年までの撤廃に変更はなかったと考えられるが、執筆時点において撤廃は確認されていない。

新型コロナウイルス（COVID-19）に関連して、フィリピンは共和国法11469号により、大統領に医療機器・医薬品等の輸入についての関税その他の手数料を免除する権限、食料や医薬品等の入手可能性を確保するための措置をとる権限を付与した（第4条(o)(p)）³³⁰。そして、大統領は、この権限に基づき、財務省長官（Secretary of Department of Finance）に必需品の輸入の関税その他の手数料の免除を命じた³³¹。これに基づき、医薬品、医療機器、アルコール、COVID-19検査キット等の関税の一時的撤廃が行われた³³²。この撤廃は、2020年4月1日から共和国法11469号の失効の2020年6月24日まで³³³行われた。その他、新型コロナウイルスワクチンの関税撤廃等が行われた³³⁴。

ロシアへの経済制裁については、ウクライナ戦争開戦直後から、他のシンガポールを除くASEAN諸

³²⁸ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2024" (22 頁、153 頁) (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) (2024 年 12 月 18 日確認)

³²⁹ Republic of the Philippines "EXECUTIVE ORDER NO. 21, s 2017" (<https://www.officialgazette.gov.ph/2017/04/27/executive-order-no-21-s-2017/>) (2024 年 12 月 18 日確認)

³³⁰ Official Gazette of the Republic of the Philippines "Republic Act No. 11469" (https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2020/ra_11469_2020.html) (2024 年 12 月 18 日確認)

³³¹ Memorandum from the Executive Secretary On Implementation of Temporary Emergency Response and Recovery Measures Under Republic Act (RA) No. 11494, Otherwise Known As the Bayanihan to Recover as One Act, D.6

³³² Republic of the Philippines "Department of Trade and Industry Joint Memorandum Circular No. 2020-02, 3.0 Exception from Import Duties, Taxes, and Fee." (<https://www.peza.gov.ph/documents/dofdtijmc202002.pdf>) (2024 年 12 月 18 日確認)

³³³phinagana "Expiration of Tax and Duty Exemption Under Bayanihan Heal as One Act" (<https://www.aganapcg.info/2020/07/20/expiration-of-tax-and-duty-exemption-under-bayanihan-heal-as-one-act/>) (2024 年 12 月 18 日確認)

³³⁴ WTO "COVID-19 and trade – Philippines" (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=PHL) (2024 年 12 月 18 日確認)

国と同様に、経済制裁を実施していない³³⁵。米国の制裁を恐れてロシアからの軍用ヘリコプターの購入を取りやめる³³⁶などの対応をとってはいるが、ロシアからの石油の購入を検討する³³⁷など依然として経済制裁には消極的である。

電気自動車（EV）及びその部品に関して、2023年1月13日、フィリピン大統領は、2023年から5年間、最恵国関税率を0%に引き下げる旨の大統領令に署名した³³⁸。その後、2024年5月、国家経済開発庁（NEDA）理事会は、同大統領令の適用範囲を拡大し、二輪及び三輪のバッテリー電気自動車や、ハイブリッド電気自動車（HEV）、プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）を対象に追加することを承認した³³⁹。

³³⁵ JETRO「シンガポールを除く ASEAN 主要国でロシアに直接的な言及せず」

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/b4c1deb6c386a023.html>)（2024年12月18日確認）

³³⁶ The Diplomat “Fearing US Sanctions, Philippines Scraps Russian Helicopter Deal” (<https://thediplomat.com/2022/07/fearing-us-sanctions-philippines-scraps-russian-helicopter-deal/>)（2024年12月18日確認）

³³⁷ Reuters “Philippines’ Marcos open to buying Russian fuel, proposes new Myanmar approach” (<https://www.reuters.com/world/philippines-marcos-open-dealing-with-russia-fuel-needs-2022-10-05/>)（2024年12月18日確認）

³³⁸ Official Gazette of the Republic of the Philippines “EXECUTIVE ORDER NO. 12, s 2013” (<https://www.officialgazette.gov.ph/2023/01/13/executive-order-no-12-s-2023/>)（2024年12月18日確認）

³³⁹ National Economic and Development Authority “NEDA BOARD APPROVES TARIFF RATES MODIFICATION ON ELECTRIC VEHICLES, KEY INFRA PROJECTS” (<https://neda.gov.ph/neda-board-approves-tariff-rates-modification-on-electric-vehicles-key-infra-projects/>)（2024年12月18日確認）

3. 米国

内国民待遇

(1) 港湾維持税につき、2024 年版不公正貿易報告書 P.61 記載の状況以降について、最新情報を調査・報告ください。

2024年版不公正貿易報告書の記載から変化はなく、商業貨物 (commercial cargo) に対する0.125%の従価税を賦課する制度が継続しており³⁴⁰、その他特段のアップデートはない。

(2) ジョーンズ法につき、2024 年版不公正貿易報告書 P.61 における状況について最新情報を調査・報告ください。

2024 年版不公正貿易報告書の記載から変化はなく、関連法令の法改正もないため、特段のアップデートはない。

知的財産

(1) 2024 年版不公正貿易報告書 P.81 「(1) 商標制度 (オムニバス法第 211 条)」について、2024 年以降の最新情報を調査・報告ください。

1998 年オムニバス法³⁴¹第 211 条は、キューバにおいて接収された事業又は資産に関連して使用されていた商標等に関するキューバ国籍を有する者による権利主張を米国裁判所が承認・執行することを禁止しており、この点に関して、ヨーロッパ共同体 (EC) が申し立てた WTO 紛争解決制度において上級委員会によって同法が TRIPS 協定 3 条及び 4 条に違反するとの判断が示され、DSB (紛争解決機関) によってこの上級委員会報告書が採択されている³⁴²。米国は DSB に対し、DSB の裁定及び勧告を遵守する旨を表明したものの、その後、TRIPS 協定違反を解消するための法改正は行われていなかった。

同法を TRIPS 協定に適合させる方法については、2 つの考え方の対立が存在する³⁴³。

1 つの考え方は、同条を改正し、キューバ政府に接収された資産に関連する商標等について権利を主張する全ての人々について、国籍と関係なく適用されるようにすることで、キューバ国籍を有する者のみに適用されるという同条の問題点を解消するものである。

もう一つの考え方は、同条を全て削除するものである。

第 118 回衆国議会 (2023 年 1 月 3 日から 2025 年 1 月 3 日まで) において、前者の考え方に基づく法案として、H.R.1505 - No Stolen Trademarks Honored in America Act of 2023³⁴⁴ 及び S.746 - No Stolen Trademarks Honored in America Act³⁴⁵が提出された。

そして、H.R.1505 - No Stolen Trademarks Honored in America Act of 2023 が、2023 年 11 月 13 日に下院で、2024 年 11 月 19 日に上院でそれぞれ可決され³⁴⁶、同年 12 月 1 日にバイデン大統領が署名³⁴⁷したことで

³⁴⁰ Office of the Federal Register “Electronic Code of Federal Regulations” (https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=se19.1.24_12_4&rgn=div8) (2024年12月16日確認)

³⁴¹ CONGRESS.GOV “H.R.4328 - Omnibus Consolidated and Emergency Supplemental Appropriations Act, 1999” (<https://www.congress.gov/105/statute/STATUTE-112/STATUTE-112-Pg2681.pdf>)

³⁴² World Trade Organization “DS176: United States — Section 211 Omnibus Appropriations Act of 1998” (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds176_e.htm) (2024年12月18日確認)

³⁴³ Congressional Research Service “Cuba: U.S. Policy in the 115th Congress” (58頁) (<https://fas.org/srgp/crs/row/R44822.pdf>)

³⁴⁴ CONGRESS.GOV “H.R.1505 - No Stolen Trademarks Honored in America Act of 2023” (<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/1505>) (2024年12月18日確認)

³⁴⁵ CONGRESS.GOV “S.746 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/746>) (2024年12月18日確認)

³⁴⁶ CONGRESS.GOV “All Actions: H.R.1505 — 118th Congress (2023-2024)” (<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/1505/all-actions>) (2024年12月18日確認)

³⁴⁷ The White House “Press Release: Bill Signed: H.R. 1505” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/12/02/press-release-bill-signed-h-r-1505/>) (2024年12月18日確認)

Public Law No: 118-137 として成立した。同法により、1998 年オムニバス法第 211 条は改正され、その適用対象は「指定された国籍の者」(designated national) による権利主張のみに限定されず、米国籍を有する者にも適用され得ることになった。また、権利主張をする者が、権利の取得時点で、その商標等がキューバにおいて接収された事業又は資産に関連して使用されていた商標等と同一又は実質的に類似することを知っていた又は知る理由があったことが適用の要件に追加された。これにより、キューバ国籍を有する者のみに適用されるという同条の問題点が解消されたといえる。

(2) 2024 年版不公正貿易報告書 P.81 の「(2) 著作権制度」について、2024 年以降の最新情報を調査・報告ください。具体的には、ビデオゲーム貸与権と著作権例外について、TRIPS 協定違反が疑われる点における進捗を確認ください。

ビデオゲームをプレイするために設計されている限定的な用途のコンピュータに組み込まれ、又はかかるコンピュータとともに使用されるコンピュータ・プログラムの著作物を貸与権付与の対象から除外する米国著作権法第 109 条(b)(1)(B)(ii)と、ロイヤルティを支払うことなく公共の場所（バー、店舗、レストラン等）でラジオやテレビの音楽を流すことを一定の条件下で認めている同法第 110 条(5)(B)については、現行法でも残存しており、改正は行われていない³⁴⁸。また、第 118 回合衆国議会に提出された法案にも、これらの規定の改正に関するものは見当たらない³⁴⁹。

なお、同法第 110 条(5)(B)については、米国は、Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes 第 21 条第 6 項に基づき、「合衆国政府は、合衆国議会と協力するとともに、EU との間で、本件について相互に満足できる結論に達することができるように協議を続ける。」という内容を含む報告書を、毎月 WTO に提出し続けている³⁵⁰。

関税

(1) 2024 年度版不公正貿易報告書 P.64,65 の「(1) 関税構造」<措置の概要>、<懸念点>に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要

2023 年の非農産品単純平均譲許税率は 3.2% で、2022 年から変更はない。非農産品について、2023 年の譲許率は 100%、単純平均実行関税率は 3.1% で、2022 年から変更はない³⁵¹。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、履物（最高 48% を維持）、ガラス製品（最高 38% を維持）、アパレル製品（最高 32% を維持）、陶磁器（最高 28% を維持）、毛織物（最高 25% を維持）、トラック（最高 25% を維持）、皮革製品（最高 20% を維持）、綿織物（最高 16.5% を維持）、チタン（最高 15% を維持）となっている³⁵²。その他には、ほうき・ブラシ類（最高 32%）、鞆類（最高 20%）などが高い譲許税率となっている³⁵³。

2. 最近の動き

新型コロナウイルスの影響による関税措置として、米国通商代表部（Office of the United States Trade

³⁴⁸ U.S. Copyright Office “Copyright Law of the United States” (<https://www.copyright.gov/title17/>)（2024 年 12 月 18 日確認）

³⁴⁹ U.S. Copyright Office “Legislative Developments” (<https://www.copyright.gov/legislation/>)（2024 年 12 月 18 日確認）

³⁵⁰ WTO 「WT/DS160/24 に関する提出文書の検索結果一覧」 ([https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(%20wt/ds160/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true%23](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(%20wt/ds160/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true%23))（2024 年 12 月 18 日確認）

³⁵¹ WTO “World Tariff Profiles 2023” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf) 及び WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)（2024 年 12 月 9 日確認）

³⁵² WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2024 年 12 月 16 日確認）

³⁵³ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2024 年 12 月 16 日確認）

Representative) (以下、「USTR」という。)は、2024年5月27日、1974年通商法301条に基づき中国原産の輸入品に課している追加関税(301条関税)について、適用除外対象となっている429品目全ての除外期限を2024年5月31日から同年6月14日まで延長することを公表した³⁵⁴(官報³⁵⁵にも掲載されている。)。その上で、うち官報付属書Dの品目については、同年6月14日までで適用除外を終了させ、一方で、同付属書Cの品目については、さらに2025年5月31日まで適用除外の延長を認めている³⁵⁶。

露のウクライナ侵攻による関税に係る措置として、ロシアとベラルーシとの正常貿易関係を撤回する法案(Suspending Normal Trade Relations with Russia and Belarus Act)(以下、「NTR法」という。)は継続して有効であり³⁵⁷、大統領令によってロシア産の輸入品に対し35%の関税引き上げが行われている点についても継続している³⁵⁸。また、ロシア産アルミニウムに対し200%の追加関税を課す措置も継続している³⁵⁹。なお、一方で、2024年5月31日、ジョー・バイデン大統領は、1962年通商拡大法232条に基づく追加関税(232条関税)について、ウクライナの鉄鋼製品に対する適用除外措置を2025年6月1日まで延長することを大統領布告により公表した³⁶⁰。

(2) 2024年度版不公正貿易報告書P.65,66の「(2) 時計の関税算定方法」について、最近の動きについて何らかの変化があるかどうか調査・報告ください。

直近の Tariff Schedule を確認したところ、時計の関税算定方法は、従前どおり部品ごとに関税額を計算して合算する方法となっており、この点につき昨年からの変化はない³⁶¹。

補助金・相殺措置

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.74の「(2) 電気自動車税制優遇措置」について最新情報を調査・報告ください。

2023年12月30日、米国エネルギー省(DOE: U.S. Department of Energy)は、インフレ削減法(Inflation Reduction Act of 2022)に基づき、バッテリー式電気自動車などを含むクリーンビークルの購入者が享受し得る税額控除につき、2024年1月1日以降の対象車両モデルを公表した³⁶²。今回公表された車両モデルは、2022年8月17日に発効した「北米(米国、プエルトリコ、カナダ、メキシコを含む。)での最終組み立て要件」(Final Assembly Requirement)³⁶³、2023年1月1日に発効した「車両の希望小売価格の上限」(MSRP Requirement)、の要件を満たした上で、「重要鉱物の調達要件」(Critical Minerals Sourcing)あるいは「バッテリーの調達価格要件」(Battery Components Sourcing)の双方またはいずれかを満たした車両

³⁵⁴ USTR “USTR Extends Certain Exclusions from China Section 301 Tariffs” (<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/may/ustr-extends-certain-exclusions-china-section-301-tariffs>)

³⁵⁵ USTR “Notice of Extension of Certain Exclusions: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20Exclusion%20Extension%20FRN.pdf>)

³⁵⁶ USTR “Notice of Extension of Certain Exclusions: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20Exclusion%20Extension%20FRN.pdf>)

³⁵⁷ CONGREGOV “H.R.7108 - Suspending Normal Trade Relations with Russia and Belarus Act” (<https://www.congress.gov/bills/117/congress/house-bill/7108>)

³⁵⁸ THE WHITE HOUSE “Proclamation on Increasing Duties on Certain Articles from the Russian Federation” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/06/27/proclamation-on-increasing-duties-on-certain-articles-from-the-russian-federation/?source=email>)

³⁵⁹ THE WHITE HOUSE “A Proclamation on Adjusting Imports of Aluminum Into the United States” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/07/10/a-proclamation-on-adjusting-imports-of-aluminum-into-the-united-states-6/>)

³⁶⁰ THE WHITE HOUSE “A Proclamation on Adjusting Imports of Steel Into the United States” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/05/31/a-proclamation-on-adjusting-imports-of-steel-into-the-united-states-6/>)

³⁶¹ ITC “Harmonized Tariff Schedule (2024 HTS Revision 10)” (<https://hts.usitc.gov/download?release=2024HTSRev10&releaseDate=11%2F18%2F2024>)

³⁶² DOE “Federal Tax Credits for New Plug-in Electric and Fuel Cell Electric Vehicles Purchased in 2023 or After” (<https://fuelconomy.gov/feg/tax2023.shtml>)

³⁶³ DOE “Electric Vehicles with Final Assembly in North America” (<https://afdc.energy.gov/laws/electric-vehicles-for-tax-credit>)

となる³⁶⁴。その他、税制上の優遇を受けるためには購入者の所得上限や購入者が米国で使用することを目的に使用することなどの要件を充足することが求められている³⁶⁵。

バッテリーの調達に関しては、懸念される外国事業体（FEOC：Foreign Entity of Concern）が製造に関与する駆動用バッテリーを搭載する車両についてはIRAに基づく税制上の優遇の対象外とされており、2024年5月3日、米国エネルギー省は、FEOCの定義に関しガイダンスを公表した³⁶⁶。同ガイダンスによれば、FEOCは「対象国（covered nation）である外国政府が所有、管理、またはその管轄下あるいは指示下にある事業体」と定義され、対象国は中国、ロシア、イラン、北朝鮮と定義されている³⁶⁷。さらに、2024年9月12日、米国連邦議会下院は、FEOC要件を厳格化する「中国優位を終わらせる法案」が可決した³⁶⁸。同法案では、新たに「禁止する外国事業体」（Prohibited Foreign Entity）が定義され、それには対象国政府が直接または間接的に役員の任命権を有する事業体や、対象国政府等により資本持分を25%以上保有される事業体等が含まれている³⁶⁹。

なお、2024年3月、中国は米国に対し、IRAのEV税控除及びクリーン電力に関する補助金の要件について、WTOへ二国間協議を要請していた。その後、二国間協議によっても紛争解決はされず、同年7月に中国はパネル設置要請を行い、同年9月23日にパネルが設置された³⁷⁰。

（2）2024年度版不公正貿易報告書 P.72 の「（1）2018年農業法」について新たな動向があれば調査・報告ください。

2018年農業法（2018 Farm Bill）³⁷¹は、米国連邦議会により2024年9月30日まで延長されていたが、延長された農業法においては、それが失効するタイミングとして、会計年度末（2024年9月30日）と農作物年度末（2024年12月31日）との2種類が設定されており、同法の効力が失効し、農作物プログラムにどのような影響が出ているかは個々の農作物プログラムの内容ごとに異なっている³⁷²。

現在でも有効に米国農務省（USDA）によりサポート支援が行うことが可能なプログラム（FSA Disaster Assistance Programs、FSA Farm Loan Programs など）がある一方で、既に法律の失効の影響を受け、新規の契約を締結できないプログラムも存在している（Safety-Net Programs や Price Support Programs など）³⁷³。

2024年5月23日、下院農業委員会は、農業法案を再承認する法案（HR 8467）を下院に提出するよう命じている³⁷⁴。そのため、今後の動向により更なる延長がなされる可能性もある。

³⁶⁴ DOE “Federal Tax Credits for New Plug-in Electric and Fuel Cell Electric Vehicles Purchased in 2023 or After” (<https://fuelconomy.gov/feg/tax2023.shtml>)

³⁶⁵ DOE “Federal Tax Credits for New Plug-in Electric and Fuel Cell Electric Vehicles Purchased in 2023 or After” (<https://fuelconomy.gov/feg/tax2023.shtml>)

³⁶⁶ DOE “Final Guidance Provides Clarity on Terms that Restrict FEOCs from Clean Vehicle Tax Credits and Support Growth of Domestic Battery Materials Processing and Manufacturing” (<https://www.energy.gov/articles/doe-releases-final-interpretive-guidance-definition-foreign-entity-concern>)

³⁶⁷ DOE “Final Guidance Provides Clarity on Terms that Restrict FEOCs from Clean Vehicle Tax Credits and Support Growth of Domestic Battery Materials Processing and Manufacturing” (<https://www.energy.gov/articles/doe-releases-final-interpretive-guidance-definition-foreign-entity-concern>)

³⁶⁸ CONGRESS.GOV “H.R.7980 - End Chinese Dominance of Electric Vehicles in America Act of 2024” (<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/7980/text>)

³⁶⁹ CONGRESS.GOV “H.R.7980 - End Chinese Dominance of Electric Vehicles in America Act of 2024” (<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/7980/text>)

³⁷⁰ WTO “DS623: United States — Certain Tax Credits Under the Inflation Reduction Act” (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds623_e.htm)

³⁷¹ Congress.gov “AGRICULTURE IMPROVEMENT ACT OF 2018” (<https://www.govinfo.gov/app/details/PLAW-115publ334>)

³⁷² Congressional research Service “Expiration of the 2018 Farm Bill and Extension for 2024” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47659>)

³⁷³ USDA “Available Farm Bill Programs” “Farm Bill Programs Not Currently Available” (<https://www.farmers.gov/working-with-us/farm-bill#updates>)

³⁷⁴ Congressional research Service “Expiration of the 2018 Farm Bill and Extension for 2024” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47659>)

数量制限

（１）2024年度版不公正貿易報告書P.61-64の「（１）輸出管理制度」と「（２）丸太の輸出規制」について新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 輸出管理制度

(1) BIS 輸出規制

産業安全保障局（BIS）は、2024年3月21日、財務省外国資産管理室（OFAC）が14件のプログラムに基づき経済制裁の対象とした者に向けた EAR 対象品目の輸出、再輸出及び国内移転につき、OFAC から許可を得ていない限り BIS の許可を要する旨の規則を制定し、即日施行した³⁷⁵。当該14件のプログラムは、ロシアによるウクライナ侵攻、テロリズム、大量破壊兵器、並びに麻薬取引及び犯罪ネットワークに関するものである（15 CFR 第744.8条）。

また、BIS は、2024年4月4日、①半導体製造装置、②極端紫外線露光装置（EUV）、及び③先端コンピューティング品目に関する輸出規制を強化・拡充する規則を制定し、即日施行した³⁷⁶。上記①は具体的には、一定の半導体製造に関連する規制品目分類番号（ECCN）品目の開発又は製造につき、従前は当該品目が EAR 対象品目である場合のみエンドユース規制に該当したのに対し、上記規則によって当該品目が EAR 対象品目ではない場合もエンドユース規制に追加された（15 CFR 第744.23条第(a)項第(4)号(ii)(A)）。また、上記①の規制対象となる最終仕向先は、従前はカンタリーグループ D : 5 に該当する国（中国及びロシアを含む24か国）並びにマカオに限られていたが、上記規則ではこれらの国及び地域に最終親会社又は本社を有する企業及び団体も含むこととなった（15 CFR 第740.2条第(a)項第(9)号(ii)）。上記②は具体的には、EUV マスク並びに関連するソフトウェア及び技術の開発又は製造につき、従前はエンドユース規制の対象外だったが、それらが EAR の対象に該当するか否かを問わず、エンドユース規制に追加された（15 CFR 第744.23条第(a)項第(4)号(i)）。上記③は具体的には、先端コンピューティング等に用いられる一定の集積回路を組み込んだコンピュータ、電子組立品及び部品の輸出規制対象を拡大するものである（ECCN 4A090.b）。

また、BIS は、2024年9月6日、先端半導体製品など先端技術に関する新たな ECCN を規制品目リスト（CCL）に追加するとともに、米国と同様のリスト規制を実施している友好国を仕向国とする取引については、原則として許可が不要となる許可例外を新設する旨の規則を制定し、即日施行した³⁷⁷。これにより、新たな ECCN 対象品目の全部について米国と同様のリスト規制を実施していると認められる友好国（例：英国）は、新たな ECCN 対象品目の全部について許可例外が適用される。一方、新たな ECCN 対象品目の一部について米国と同様のリスト規制を実施していると認められる友好国（例：日本）は、新たな ECCN 対象品目のうち当該一部についてのみ許可例外が適用される³⁷⁸。

(2) エンティティ・リスト

BIS は、2024年6月12日、輸出規制対象者の名称ではなく住所をエンティティ・リストに掲載し、当該住所を使用する全ての者に対し、エンティティ・リストに掲載されたのと同様の輸出規制を適用する旨の規則を制定し、即日施行した³⁷⁹。当該規則に基づき住所をエンティティ・リストに掲載できるのは、エンティティ・リストに掲載される複数の者が同一の住所を使用する場合、特定の住所を使用する者の

³⁷⁵ BIS “Export Administration Regulations End-User Controls: Imposition of Restrictions on Certain Persons Identified on the List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons (SDN List)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2024/3467-89-fr-20107-sdn-ibr-expansion-and-consolidation-rule-3-21-24/file>)

³⁷⁶ BIS “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Updates and Corrections; and Export Controls on Semiconductor Manufacturing Items; Corrections and Clarifications” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3495-89-fr-23876-acs-and-sme-ifrs-corrections-and-clarifications-rule-4-4-24/file>)

³⁷⁷ BIS “Commerce Control List Additions and Revisions; Implementation of Controls on Advanced Technologies Consistent With Controls Implemented by International Partners” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3521-89-fr-72926-quantum-c-1-ifr-0694-aj60-9-6-2024/file>)

³⁷⁸ BIS “LICENSE EXCEPTION IMPLEMENTED EXPORT CONTROLS (IEC) ELIGIBLE ITEMS AND DESTINATIONS (Last Modified: November 1, 2024)” (<https://www.bis.gov/iec>)（2024年11月11日確認）

³⁷⁹ BIS “Implementation of Additional Sanctions Against Russia and Belarus Under the Export Administration Regulations (EAR) and Refinements to Existing Controls” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3508-public-display-version-of-russia-and-belarus-sanctions-rule-on-public-display-and-effective-6-12-24-and-9-16-24-for-intruction-14-and-published-6-18-24/file>)

名称を BIS が把握していない場合などに限定される（15 CFR 第 744.16 条第(f)項）。BIS は、ロシアに向けた機微貨物（sensitive goods）の積替えに関連するとして、2024 年 6 月 12 日付で香港の 8 件の住所を、同年 8 月 27 日付で香港の 3 件の住所及びトルコの 1 件の住所を、それぞれエンティティ・リストに掲載した³⁸⁰。

また、BIS は、2024 年 8 月 27 日、脚注 3 付エンティティ・リスト掲載者の定義を拡張し、直接製品規制の対象者につき、従前のロシア及びベラルーシの軍事エンドユーザーのみならず、ロシア及びベラルーシの防衛産業及び諜報活動のための調達ネットワークに対する EAR 対象品目の供給又は拡散に与する顕著なリスクを有する者も含む旨の規則を制定し、即日施行した³⁸¹。BIS は同日、上記規則を踏まえ、ロシア、中国等の企業を脚注 3 付エンティティ・リスト掲載者に追加し、直接製品規制の対象とした³⁸²。

(3) その他

司法省、商務省及び財務省は共同で、2024 年 3 月 6 日、経済制裁及び輸出管理法令の遵守義務に関する非米国企業向けの指針を初めて公表した³⁸³。同様の指針は従前も存在したが³⁸⁴、特に非米国企業に向けた指針は今回が初めてである。

また、BIS は、2024 年 7 月 29 日から同年 10 月 15 日まで、軍事に関するエンドユース及びエンドユーザー規制の拡充、諜報に関するエンドユーザー規制の拡充、並びに軍事支援及び外国セキュリティに関するエンドユーザー規制の新設等について、パブリックコメントを実施した³⁸⁵。現状は軍事に関するエンドユース及びエンドユーザー規制並びに軍事諜報に関するエンドユーザー規制のみが存在するが、軍事に関するエンドユースの仕向国を武器禁輸国全体に拡張し、軍事に関するエンドユース及びエンドユーザー規制の対象品目を全ての EAR 対象品目（EAR99 リスト規制対象外の品目を含む。）に拡張し、軍事以外の諜報もエンドユーザー規制に含めるなど、BIS は規制範囲の拡大を検討している。

2. 丸太の輸出規制

2024 年度版不公正貿易報告書の記載から変化はない³⁸⁶。

丸太輸出規制の根拠法令は、1990 年森林資源保全及び不足緩和法（Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990。16 USC 第 620 条）である。その概要は以下のとおりである。

- ① アラスカ及びハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林からの丸太輸出は禁止されている（16 USC 第 620a 条第(a)項）。
- ② 私有地から輸出された丸太の代替として、アラスカ及びハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林か

³⁸⁰ BIS “Implementation of Additional Sanctions Against Russia and Belarus Under the Export Administration Regulations (EAR) and Refinements to Existing Controls” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3508-public-display-version-of-russia-and-belarus-sanctions-rule-on-public-display-and-effective-6-12-24-and-9-16-24-for-instruction-14-and-published-6-18-24/file>) 及び“Revisions to the Entity List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3518-89-fr-68544-0694-aj79/file>)

³⁸¹ BIS “Implementation of Additional Sanctions Against Russia and Belarus Under the Export Administration Regulations (EAR); and Corrections” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3519-89-fr-68539-0694-aj78/file>)

³⁸² BIS “Revisions to the Entity List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3518-89-fr-68544-0694-aj79/file>)

³⁸³ 司法省、商務省及び財務省“Department of Commerce, Department of the Treasury, and Department of Justice Tri-Seal Compliance Note: Obligations of foreign-based persons to comply with U.S. sanctions and export control laws” (<https://www.justice.gov/opa/media/1341411/dl?inline>)

³⁸⁴ 司法省、商務省及び財務省“Department of Commerce, Department of the Treasury, and Department of Justice Tri-Seal Compliance Note: Voluntary Self-Disclosure of Potential Violations” (<https://ofac.treasury.gov/media/932036/download?inline>) 等

³⁸⁵ BIS “End-Use and End-User Based Export Controls, Including U.S. Persons Activities Controls: Military and Intelligence End Uses and End Users” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3515-89fr60985/file>) 及び“Export Administration Regulations: Crime Controls and Expansion/Update of U.S. Persons Controls” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3514-89-fr-60998/file>) 並びに“Proposed Amendments to End-Use and End-User Based Export Controls, Including U.S. Persons Activities Controls: Military and Intelligence End Uses and End Users; Extension of Comment Period” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3528-78835-2024-22146/file>) 及び“Export Administration Regulations: Crime Controls and Expansion/Update of United States Persons Controls; Extension of Comment Period” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3529-78836-2024-22145/file>)

³⁸⁶ 16 USC第620a条乃至第620c条及び36 C.F.R.第223.201条

らの丸太を連邦政府から直接購入することは禁止されている（16 USC 第 620b 条第(a)項第(A)号）。

- ③ 商務長官は、州所有林からの丸太輸出禁止に関する規則を制定しなければならない（16 USC 第 620c 条第(a)項）。

この他、連邦行政規則は、アラスカの国有林（National Forest System lands in Alaska）からの丸太輸出につき、地域森林官（Regional Forester）の事前の許可を要すると定めている（36 C.F.R.第 223.201 条）。

サービス貿易

（1）【エクソン・フロリオ条項】CFIUSの審査等の実施状況のアップデート、および最近1年の動き（法令改正関連の動き含む。）を調査・報告ください。

1. CFIUS審査の実施

2024年5月13日、バイデン大統領は、Francis E. Warren空軍基地（大統領令によれば、同基地はミニットマンIII（Minuteman III）と呼ばれる大陸間弾道ミサイルの戦略ミサイルが設置されている。）に隣接する不動産を取得し、特殊な暗号通貨マイニング事業に使用できるように改修を行ったMine-Ones Partners Limitedに対して、当該不動産の売却と、同不動産に設置された設備等の撤去を命ずる大統領令を発布した³⁸⁷。CFIUSが国家安全保障上のリスクがあると判断した理由としては、Mine-Ones Partners Limitedは、英領バージン諸島籍の法人であるものの、最終的には中国国民により過半を所有されていること、Mine-Ones Partners Limitedによる不動産買収については、CFIUSに対する報告が行われておらず事後的にCFIUSの調査チームにより取引の存在が明らかになったこと、CFIUS当該不動産がFrancis E. Warren空軍基地に近接していること、当該不動産は暗号通貨のマイニング事業のために使用される予定であり、それに使用される特殊な機器は外国製の物品であること、当該外国製の機器は監視やスパイ活動を容易にする可能性があること等の事実が挙げられる。CFIUSには、法律上、米国の国家安全保障上のリスクを軽減するため、懸念取引の当事者との間で交渉を行うことにより、軽減措置の合意を行うことができる。しかしながら、本件に関してCFIUSは、Mine-Ones Partners Limitedと交渉によって、効果的、検証的かつ監視可能な方法により十分に国家安全保障に対するリスクが解決されるような合意を行うことはできないと判断したため、大統領へ付託するに至った³⁸⁸。

2. FIRRMA等の法令改正状況

- (1) 2024年11月1日、財務省は、CFIUSに対して、従前与えられた権限に加えて、新たに60を超える軍事基地に隣接する不動産の取引を審査する権限を与える規則を発表した³⁸⁹。2024年版不公正貿易報告書77頁のとおり、FIRRMAはCFIUSに対して特定の米軍基地近辺など一定の条件を満たす不動産の取引を審査対象とする権限を与えており、本規則は当該既存の審査権限を拡大するものである。

本規則は、同年7月8日に発表され、その後パブリックコメントに付された。寄せられたパブリックコメントの中には、特定の事業者による特定の不動産取引についてCFIUSの審査の対象とするべきである、外国人が米国の軍事施設周辺の土地を含む米国の土地を購入することを禁ずるべきである、外国企業が軍事施設から100マイル以内の土地に建物を建設することを一切許可すべきではないなどの意見が寄せられていた。これに対し、CFIUSは、特定事業者による特定の取引について規制対象とすることは委員会の権限外であり不適切であり、また、米国は長年にわたり、その開放的な投資政策の下、個々の取引ごとの評価に基づき国家安全保障上のリスクをもたらす特定の外国投資のみについて措置を講じてきたことから、外国人の不動産取引を一律に禁止することはCFIUSの法的権限又は米国の開放

³⁸⁷ Whitehouse “Order Regarding the Acquisition of Certain Real Property of Cheyenne Leads by MineOne Cloud Computing Investment I L.P.” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/05/13/order-regarding-the-acquisition-of-certain-real-property-of-cheyenne-leads-by-mineone-cloud-computing-investment-i-l-p/>)

³⁸⁸ 財務省 “Statement on the President’s Decision Prohibiting the Acquisition by MineOne Cloud Computing Investment I L.P. of Real Estate, and the Operation of a Cryptocurrency Mining Facility, in Close Proximity to Francis E. Warren Air Force Base” (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2335>)

³⁸⁹ 財務省 “Treasury Issues Final Rule Expanding CFIUS Coverage of Real Estate Transactions Around More Than 60 Military Installations” (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2708>)

的な投資政策と整合しないとして、これらコメントを受けた変更は行わなかった³⁹⁰。本規則は、2024年12月9日に発効した。

- (2) 2024年11月18日、財務省は、CFIUS手続の執行強化のために、CFIUSが審査の結果として行った合意、条件及び命令に反した場合の罰則を強化するなどの内容の規則を発表した³⁹¹。本規則では、(i)CFIUSが提出を要求できる情報の種類の増加、(ii)、重大な虚偽記載や申告漏れがあった場合やCFIUSが審査の結果として行った合意、条件及び命令に違反した場合の罰金額引き上げ（最大5,000,000ドル）が定められている³⁹²。本規則は、2024年12月26日に発効する。

(参考)「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況³⁹³

対象取引、取下げ、大統領の決定の件数 (2021～2023 年)						
対象年	通知届出数		第1次審査 (review)期間中 の取下げ件数	第2次審査 (investigation)	第2次審査開始後 の取下げ 件数	大統領決定 数
		うち日本が取得者 となる対象取引に 関するもの				
2021 年	272	26	2	130	72	0
2022 年	286	15	1	162	87	0
2023 年	233	15	0	128	57	0
合計	791	56	3	420	216	0
日本法人が取得者である場合の通知対象取引件数（セクター別） (2021～2023 年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業	卸売業、小売業、運輸業	金融業、情報通信 業、サービス業		合計	
22	8	6	20		56	

(“CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2023”³⁹⁴より、TMI総合法律事務所作成)

(2) 【電子商取引】カリフォルニア州などの連邦州レベルで導入及び検討されているデータ流通規制、2020年7月欧州司法裁判所の「シュレムズII」判決による米欧プライバシーシールドの失効を踏まえた動向（新たなデータ移転枠組み構築に向けた取組等）について、調査・報告ください。

³⁹⁰ Federal Register “DEPARTMENT OF THE TREASURY Office of Investment Security 31 CFR Part 802 RIN 1505–AC88 Definition of Military Installation and the List of Military Installations in the Regulations Pertaining to Certain Transactions by Foreign Persons Involving Real Estate in the United States Treasury Issues Final Rule Expanding CFIUS Coverage of Real Estate Transactions Around More Than 60 Military Installations” (<https://home.treasury.gov/system/files/206/2024-25773.pdf>)

³⁹¹ 財務省 “Treasury Issues Final Regulations to Sharpen and Enhance CFIUS Procedures and Enforcement Authorities to Protect National Security” (<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2716>)

³⁹² Federal Register “Penalty Provisions, Provision of Information, Negotiation of Mitigation Agreements, and Other Procedures Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons and Certain Transactions by Foreign Persons Involving Real Estate in the United States” (<https://www.federalregister.gov/documents/2024/11/26/2024-27310/penalty-provisions-provision-of-information-negotiation-of-mitigation-agreements-and-other>)

³⁹³ CFIUS “ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2021, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION” (<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-AnnualReporttoCongressCY2021.pdf>)

³⁹⁴ 財務省 “COMMITTEE ON FOREIGN INVESTMENT IN THE UNITED STATES ANNUAL REPORT TO CONGRESS Report Period: CY 2023” (<https://home.treasury.gov/system/files/206/2023CFIUSAnnualReport.pdf>)

1. 米国外への個人データの移転に関する規制

(1) 懸念国による米国人の大量のセンシティブ個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令（大統領令14117号）

バイデン大統領は、2024年2月28日に、「懸念国による米国人の大量のセンシティブ個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令」（大統領令14117号）を発行した³⁹⁵。同大統領令は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act）、国家非常事態法（National Emergencies Act）及び合衆国法典第3編第301条をはじめとした合衆国憲法及び法令上の大統領権限に基づくものであり、司法長官に対して、米国人が行う外国又は外国人が利害関係を有する財産の取引が下記の要件を全て満たす場合において、当該取引を禁止又は制限することを内容とする規則を制定するよう指示するものである。

- ①当該取引が、規則において定義される米国人の大量のセンシティブ個人データ及び米国政府関連データを含むものであること
- ②当該取引が、懸念国（country of concern）や規制対象者による米国人の大量のセンシティブ個人データや連邦政府関連データへのアクセスを可能にし得るものとして、米国の安全保障に対して許容できないリスクをもたらすものであると司法長官が決定した取引類型に該当すること
- ③当該取引が、大統領令により設定されたその他の基準に適合すること

当該大統領令を受けて、司法省は、2024年10月29日に規則案を公表し、同年11月29日を期限としてパブリックコメントを募集した³⁹⁶。同規則案が定める規制の概要は以下のとおりである。

項目	内容
対象となる取引類型	データ仲介、ベンダー契約、雇用契約、投資契約の4類型
対象となるデータ	大量のセンシティブ個人データ及び米国政府関連データであり、このうちセンシティブ個人データとしては、以下の6類型が定められている。 【センシティブ個人データの類型】 ①対象となる個人識別子、②正確な位置情報データ、③生体認証情報、④ヒトゲノムデータ、⑤個人の健康データ、⑥個人の財務データ
規制対象となる懸念国	中華人民共和国（香港特別行政区及びマカオ特別行政区を含む。）、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主主義人民共和国、キューバ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国
規制対象者	下記の基準を満たす外国の個人及び団体、並びに、司法長官が個別に指定する外国の個人又は団体が対象となる。 【団体の基準】 以下のいずれかに該当すること ①50%以上を懸念国又は規制対象者により直接又は間接に保有された団体 ②懸念国の法律に基づいて設立され、又は認可された団体 ③事業本拠地を懸念国に有する団体 【個人の基準】 以下のいずれかに該当すること ①懸念国又は規制対象団体の従業員又は契約先である者 ②主として懸念国の管轄地域の居住者である者

³⁹⁵ ホワイトハウス “Executive Order on Preventing Access to Americans’ Bulk Sensitive Personal Data and United States Government-Related Data by Countries of Concern” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/02/28/executive-order-on-preventing-access-to-americans-bulk-sensitive-personal-data-and-united-states-government-related-data-by-countries-of-concern/>) (2024年12月16日確認)

³⁹⁶ 連邦官報 “Provisions Pertaining to Preventing Access to U.S. Sensitive Personal Data and Government-Related Data by Countries of Concern or Covered Persons” (<https://www.federalregister.gov/documents/2024/10/29/2024-24582/provisions-pertaining-to-preventing-access-to-us-sensitive-personal-data-and-government-related-data>) (2024年12月16日確認)

(2) Protecting Americans' Data from Foreign Adversaries Act of 2024 (PADFA)

上記の大統領令が発行された後、米国居住者のセンシティブデータを保護対象とする Protecting Americans' Data from Foreign Adversaries Act of 2024 (PADFA) が2024年3月に米国議会に提出され、議会の承認を経て、早くも4月24日に成立に至った³⁹⁷。同法は、成立から2ヶ月後の2024年6月24日に施行された³⁹⁸。

PADFA は、「データブローカー」が、米国居住者に係る「個人を識別可能なセンシティブデータ」を「敵対国」又は「敵対者の支配下にある」者に移転することを禁止している³⁹⁹。以下ではPADFAの上記各要件を詳説する。

なお、PADFA に違反する行為は、不公正若しくは欺瞞的な取引又は慣行を禁止する連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act) の規制に違反する行為とみなされ、連邦取引委員会による執行の対象となる⁴⁰⁰。

① データブローカー (data broker)

規制の対象となる「データブローカー」は、「対価を得て、サービスプロバイダーでない他の事業者に対して、自らが直接収集したものでない米国居住者のデータを販売、ライセンス供与、賃貸、トレード、譲渡、開示、アクセスの提供その他の方法により利用可能にする事業体」を意味すると定義されている⁴⁰¹。但し、以下の事業体については除外される⁴⁰²。

- 米国居住者からの要求に基づき当該米国居住者のデータを移転する事業体
- 製品又はサービスを提供又は維持する事業体（個人が識別できるセンシティブデータや当該データに対するアクセスそのものが製品又はサービスである場合を除く。）
- 地域、国内、又は国外の出来事や公共の関心事に関するニュースや情報を報告又は公表する事業体
- 卑猥な視覚的描写を含まない、一般大衆向けのニュース又は情報（書籍、雑誌、電話帳、映画、インターネット、ラジオ、ニュースメディア、又は一般大衆向けのインターネットサイトからの情報を含む。）を報告、発行、又は利用可能にする事業体
- サービスプロバイダー⁴⁰³として活動する事業体

② 敵対国 (foreign adversary country)

PADFAは、「敵対国」の定義について、非同盟外国からの機微物質の取得を規制する合衆国法典第10編4872条における「対象国」 (covered entity) の定義を参照しており、その結果、「敵対国」に該当するのは、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、ロシア連邦、及びイラン・イスラム共和国となっている⁴⁰⁴。

③ 「敵対者の支配下にある」者 (controlled by a foreign adversary)

次のいずれかに該当する者は、「敵対者の支配下にある」者として規制の対象となる⁴⁰⁵。

- 敵対国に住所を有する、敵対国に本社を置く、敵対国に主たる事業所を有する、若しくは敵対国の法律に準拠して設立された外国人
- 前項の外国人により、直接的又は間接的に20%以上の持分が所有されている事業体
- 前二項の個人又は事業体の指揮下又は支配下にある者

³⁹⁷ CONGRESS.GOV “H.R.7520 - Protecting Americans' Data from Foreign Adversaries Act of 2024” (<https://www.congress.gov/bills/118/congress/house/bills/7520>)、CONGRESS.GOV “H.R.815 - Making emergency supplemental appropriations for the fiscal year ending September 30, 2024, and for other purposes.” (<https://www.congress.gov/bills/118/congress/house/bills/815>)

³⁹⁸ PADFA Sec. 2(d)

³⁹⁹ PADFA Sec. 2(a)

⁴⁰⁰ PADFA Sec. 2(b)

⁴⁰¹ PADFA Sec. 2(c)(3)(A)

⁴⁰² PADFA Sec. 2(c)(3)(B)

⁴⁰³ 「サービスプロバイダー」は、以下の事業体を意味すると定義されている (PADFA Sec. 2(c)(8))。

- 敵対国ではなく、かつ敵対者の支配下にもない個人若しくは事業体、又は連邦政府、州政府、部族政府若しくは地方政府機関のために、かつ、それらの者の指示により、データの収集、処理又は移転をする事業体

- 敵対国ではなく、かつ敵対者の支配下にもない個人若しくは事業体、又は連邦政府、州政府、部族政府若しくは地方政府機関から、又はそれらの事業体に代わって、データを受領する事業体

⁴⁰⁴ PADFA Sec. 2(c)(4), 10 United States Code Sec. 4872(d)(2)

⁴⁰⁵ PADFA Sec. 2(c)(2)

④ 「個人を識別可能なセンシティブデータ」

PADFAに基づく移転禁止の対象となるのは米国居住者に係る個人を識別可能なセンシティブデータ（personally identifiable sensitive data）であるが、これは、単独で又は他のデータと組み合わせて、以下のものを特定し、これらと紐づき、又はこれらと合理的に紐づけ可能なセンシティブデータ（sensitive data）を意味すると定義されている⁴⁰⁶。

- 個人
- 個人を特定し、個人と紐づき、又は個人と合理的に紐づけ可能なデバイス

そして、センシティブデータ（sensitive data）として、以下のデータが列挙されている。

- 社会保障番号、パスポート番号、運転免許証番号等の政府発行の識別子
- 個人の過去、現在、又は将来の身体的健康、精神的健康、障害、診察、若しくは健康管理状況又は治療を記述し、又は明らかにする情報
- 金融口座番号、デビットカード番号、クレジットカード番号、又は個人の所得レベルや銀行口座残高を記述し、又は明らかにする情報
- バイオメトリクス情報
- 遺伝子情報
- 正確な位置情報
- ボイスメール、電子メール、テキスト、ダイレクトメッセージ、メール、音声通話、ビデオ通話などの個人の私的な通信、又は通話先の電話番号、通話元の電話番号、通話時間、通話当事者の位置情報など、かかる通信の当事者を特定し、又は当該通信の発信に関連する情報
- アカウント若しくはデバイスのログイン認証情報、又はアカウント若しくはデバイスのセキュリティコード又はアクセスコード
- 個人の性的行動を特定する情報
- 個人の私的使用のために保持される、カレンダー情報、アドレス帳情報、電話若しくはテキストのログ、写真、録音、又はビデオ（これらの情報が個人のデバイスに保存されているか、そのデバイスからアクセス可能な別の場所にバックアップされているかにかかわらず。）
- 個人の裸又は下着姿の私的領域を示す写真、フィルム、ビデオ録画、その他類似の媒体
- 個人が要求又は選択したビデオのコンテンツを明らかにする情報
- 17歳未満の個人に関する情報
- 個人の人種、肌の色、民族、宗教
- 個人のオンライン上での活動を、継続的かつウェブサイト又はオンラインサービスを跨いで特定する情報
- 個人が軍隊の一員であることを明らかにする情報
- 上記に列挙された種類のデータを識別する目的で、データブローカーが敵対国又は敵対者の支配下にある者に、販売、ライセンス供与、賃貸、トレード、譲渡、開示、アクセスの提供その他の方法により利用可能にするその他のデータ

(3) 連邦レベルの包括的データプライバシー法制定に向けた動き

米国においては、米国初の包括的なデータプライバシー法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act, CCPA）をはじめ、複数の州で包括的なデータプライバシー法が制定されているものの、連邦レベルでの包括的なデータプライバシー法は現時点において存在せず、制定に向けた議論が行われている段階である。

連邦レベルの包括的データプライバシー法については、これまで複数の議案が米国議会に提出されている。過去には米国データプライバシー保護法案（American Data Privacy and Protection Act, ADPPA）が、2022年7月に、米下院のエネルギー・商業委員会において超党派の賛成を受け、一時は成立への期待が高まったが、有力議員の反対もあり、成立には至らなかった⁴⁰⁷。

⁴⁰⁶ PADFA Sec. 2(c)(5)

⁴⁰⁷ 議会調査局 “Overview of the American Data Privacy and Protection Act, H.R. 8152” (<https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwi-vZv426D8AhVHRd4KHcWfBNMQFnoECA4QAw&url=https%3A%2F%2Fcrsreports.congress.gov%2Fproduct%2Fpdf%2FLSB%2FLSB10776%23%3A~%3Atext%3DThe%2520bill%2520would%2520prohibit%2520most%2Cto%2520conduct%2520algorithm%2520impact%2520assessments.&usq=AOvVaw0ny262Vu00eeXBDg3>)

最近では、2024年4月に、超党派により米国プライバシー権法（American Privacy Rights Act of 2024、APRA）の草案が発表され、同年6月に修正された同法案が議会に提出された⁴⁰⁸。APRAの法案（2024年6月時点）には、米国外への個人データの移転を規制する内容（いわゆる域外移転規制）は含まれていないが、APRAの適用を受ける事業者は、収集した個人データが、外国に移転され、外国で処理若しくは保存され、又はその他の方法で外国からアクセスできるか否かをプライバシーポリシーにおいて公表することを義務付けられている⁴⁰⁹。

2. EU・米国間のデータ移転枠組み構築

(1) Schrems II判決に至る経緯

欧州一般データ保護規則（GDPR）は、EU域外への個人データの移転を原則として禁止しているが、GDPRの前身であるデータ保護指令においてもそうであったように、欧州委員会が十分性認定を行った移転先に対しては移転を行うことができる⁴¹⁰。米国とEUの間では、「プライバシー・シールド」と呼ばれる枠組みが合意され、EU域内からプライバシー・シールドに参加する米国企業に対しては、十分性認定に基づく移転が認められていた。しかし、2020年7月16日、欧州司法裁判所は、いわゆるSchrems II判決の中で、プライバシー・シールドが無効であるとの判断を示した⁴¹¹。Schrems II判決に至るまでの経緯は以下のとおりである。

① セーフ・ハーバー協定の締結とSchrems I判決

EUと米国の間において大量の個人データ移転が行われてきた経緯から、EU及び米国の間では、2000年7月、「セーフ・ハーバー協定」が締結され、EU域内から、当該協定に定められた基準を遵守している米国企業への個人データの越境移転が認められることとなった。

しかし、2013年6月、元米国中央情報局員（CIA）のスノーデン氏が、米国の国家安全保障当局による個人データの取得に問題があることを公けに指摘したことを契機に、米国内での個人データの取扱いに問題があるという意見が強まった。そのような中で、2015年10月、欧州司法裁判所は、いわゆるSchrems I判決の中で、セーフ・ハーバー協定が無効であるとの判断を示した⁴¹²。

② プライバシー・シールドの採用

Schrems I判決を受け、米国及びEUが、EU域内から米国への個人データの越境移転の方策について政府間交渉を重ねた結果、欧州委員会は、2016年7月、セーフ・ハーバー協定に代わる枠組みとして、プライバシー・シールドを認めた⁴¹³。

③ Schrems II判決

2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、Schrems II判決が下された。

(2) Schrems II判決の影響

① プライバシー・シールドの終焉

欧州司法裁判所は、Schrems II判決において、EU域内から移転された個人データが第三国の法律に基づき当該国の政府機関による監視の対象になる場合においても、移転される個人データはGDPRの

HaQwk) (2024年12月16日確認)

⁴⁰⁸ 過去には、米国データプライバシー保護法案（American Data Privacy and Protection Act、ADPPA）が、2022年7月に、米下院のエネルギー・商業委員会において超党派の賛成を受けたが、その後、有力議員の反対等もあり、成立には至っていない。

⁴⁰⁹ APRA Sec. 104(b)(p)

⁴¹⁰ GDPR 45条

⁴¹¹ Info Curia “Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 – Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems” (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11388612>) (2024年12月16日確認)

⁴¹² Info Curia “Court of Justice of the European Union in Case C-362/14 – Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner” (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=22606640>) (2024年12月16日確認)

⁴¹³ 欧州委員会 “Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2016.207.01.0001.01.ENG) (2024年12月16日確認)

適用を受け、適切な保護措置によりGDPRにより保障される保護と同等の水準の保護が提供される必要があることを確認した。その上で、同判決は、EU域内から米国に越境移転された個人データへ米国当局が安全保障目的でアクセスすることを可能とする米国法上の枠組みは、米国当局による個人データの監視に何らの制限が課せられておらず、米国当局を相手取った訴えの提起が認められていない点等において、個人データの保護水準がGDPR上求められている水準と実質的に同等の水準を満たしていないと判示し、プライバシー・シールドは無効であると判断した。

② SCCに基づく越境移転への影響

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、欧州委員会が定める越境移転のための標準契約条項（Standard Contractual Clauses、SCC）に基づく契約を、移転先との間で締結する方法がある。Schrems II判決においては、欧州委員会が定めたSCCは引き続き有効であると判断されたため、同判決以降のEU域内から米国への個人データの越境移転については、SCCを利用することにより適法に行うことが可能である。

しかしながら、Schrems II判決においては、SCCを利用して適法に個人データを越境移転させるためには、移転先である第三国の法律に基づく保護及びSCCに基づく保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かを事実ごとに確認し、検証の結果、十分でないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じなければならないとされた。同判決においては、米国当局の監視権限を認める米国法の問題点が指摘されているため、EU域内から米国に対してSCCを用いて個人データを移転しようとする場合には、この指摘を踏まえて、GDPR上の保護水準をどのように満たすかを検討する必要がある。この点に関しては、米国政府が、EU域内から米国への個人データの越境移転を行おうとしている事業者向けに、米国法等に関する情報提供を行うことを目的として、ホワイトペーパーを公表している⁴¹⁴。また、同判決を踏まえ、欧州委員会により、EU域内から第三国へ個人データの域外移転を行おうとしている事業者による当該第三国の個人データ保護水準の検証方法やGDPR上の保護水準を満たすための追加措置の具体例等についてのガイドラインが公表された⁴¹⁵。

その後、欧州委員会は、2021年6月4日に、Schrems II判決の内容も踏まえた新たなSCCを発表した⁴¹⁶。新たなSCC発表以前の古いSCCを用いて締結された契約は、移行期間の終了時である2022年12月27日までに新たなSCCを用いた契約に変更することが求められていた。このため、現在、SCCに基づく越境移転を行うためには、新たなSCCに基づく契約を締結している必要がある。

③ 拘束的企業準則（BCRs）に基づく越境移転への影響

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、拘束的企業準則（BCRs）⁴¹⁷を定める方法がある。Schrems II判決の考え方はBCRsにも適用される⁴¹⁸。したがって、BCRsに基づく個人データ移転が可能かどうかは、移転先が所在する第三国の法律に基づく保護及びBCRsに含まれる保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かによって判断されることになり、検証の結果、十分ではないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じる必要がある。

(3) 大西洋間データ・プライバシー・フレームワーク（DPF）の十分性認定

① 2022年3月—原則合意

⁴¹⁴ 米国商務省 “Information on U.S. Privacy Safeguards Relevant to SCCs and Other EU Legal Bases for EU-U.S. Data Transfers after Schrems II” (<https://www.privacyshield.gov/servlet/servlet.FileDownload?file=015t0000000kyhX>)（2024年12月16日確認）

⁴¹⁵ 欧州委員会 “Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data, Adopted on 10 November 2020”

(https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf)（2024年12月16日確認）

⁴¹⁶ 欧州委員会 “European Commission adopts new tools for safe exchanges of personal data” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2847)（2024年12月16日確認）

⁴¹⁷ EU内の企業が同一企業内で個人データを越境移転する際に、当該移転を適法ならしめるために遵守されるべき当該企業内部における個人データ保護方針のことをいう（GDPR第4条第20号）。

⁴¹⁸ 欧州委員会 “Frequently Asked Questions on the judgment of the Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 - Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximillian Schrems, Adopted on 23 July 2020, 6)及び9)” (https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqoncjeuc31118.pdf)（2024年12月16日確認）

米国及びEUの間では、Schrems II判決を受け、2020年8月以降、同判決の要求を満たす、プライバシー・シールドの代わりとなる枠組みについての政府間交渉が行われた^{419 420}。

当該政府間交渉の末、米国政府及び欧州委員会は、2022年3月、プライバシー・シールドに代わる枠組みとして、「大西洋間データ・プライバシー・フレームワーク」(Trans-Atlantic Data Privacy Framework、DPF)という枠組みを設けること及びその基本的な内容について合意した^{421 422}。

米国は、DPFにおいて、米国のシグナルインテリジェンス (signals intelligence、シグント (SIGINT)) 活動に関する以下のような施策を実施することを約束した⁴²³。

- ・プライバシー及び市民的自由を保護するため、米国のシグント活動を規制する措置の強化
- ・拘束力のある独立した権限をもつ救済メカニズムの確立
- ・シグント活動に関する既存の厳格かつ重層的な監視制度の強化

また、米国は上記施策の具体例として、DPFが以下の各点を保証するものであることを表明した。

- ・シグント活動は、国家安全保障上の目的を促進するために必要な場合にのみ可能となり、個人のプライバシーや市民的自由の保護に過大な影響を与えるものとなってはいけないこと
- ・EUの個人は、新たな重層構造の救済メカニズムによって救済を求めることができ、当該メカニズムには、請求に対する判断を行い、必要な救済策を提示する完全な権限を有する米国政府外から選定された者により構成される独立したデータ保護審査裁判所による救済を含むこと
- ・米国諜報機関が、新たなプライバシー及び市民的自由に係る基準について、効果的な監視を行えるような手段を導入すること

② 2022年10月一大統領令への署名

その後も上記の各点を踏まえて政府間交渉が重ねられ、バイデン大統領は、DPFの導入に向けて、2022年10月7日、シグント活動に関するプライバシー及び市民的自由の保護を強化するための大統領令に署名した⁴²⁴。同大統領令においては、主に以下の事項が定められている⁴²⁵。

- ・シグント活動に対する更なる保護措置を導入すること（この保護措置には、シグント活動について、規定された国家安全保障上の目的を追求するためにのみ実施すべきこと、国籍及び居住国にかかわらず全ての人のプライバシー及び市民的自由を考慮すべきこと、並びに、検証済みの諜報上の優先事項を促進するために必要な場合に限り、それに見合った程度と方法で実施すべきことを含む。）
- ・シグント活動により取得した個人情報の取り扱いに関する要件を定め、法務、監督及びコンプライアンス担当の公務員の責任を拡大して、コンプライアンス違反の事態を是正するための適切な措置が確実に採られるようにすること
- ・米国諜報機関に対して、本大統領令に含まれている新たなプライバシー及び市民的自由の保護

⁴¹⁹ 欧州委員会 “Joint Press Statement by European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Wilbur Ross” (https://commission.europa.eu/news/joint-press-statement-european-commissioner-justice-didier-reynders-and-us-secretary-commerce-wilbur-2020-08-10_en) (2024年12月16日確認)

⁴²⁰ 欧州委員会 “Intensifying Negotiations on transatlantic Data Privacy Flows: A Joint Press Statement by European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Gina Raimondo” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_21_1443) (2024年12月16日確認)

⁴²¹ 欧州委員会 “European Commission and United States Joint Statement on Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2087) (2024年12月16日確認)

⁴²² ホワイトハウス “United States and European Commission Joint Statement on Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/united-states-and-european-commission-joint-statement-on-trans-atlantic-data-privacy-framework/>) (2024年12月16日確認)

⁴²³ ホワイトハウス “FACT SHEET: United States and European Commission Announce Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/fact-sheet-united-states-and-european-commission-announce-trans-atlantic-data-privacy-framework/>) (2024年12月16日確認)

⁴²⁴ ホワイトハウス “Executive Order On Enhancing Safeguards For United States Signals Intelligence Activities” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/10/07/executive-order-on-enhancing-safeguards-for-united-states-signals-intelligence-activities/>) (2024年12月16日確認)

⁴²⁵ ホワイトハウス “FACT SHEET: President Biden Signs Executive Order to Implement the European Union-U.S. Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/07/fact-sheet-president-biden-signs-executive-order-to-implement-the-european-union-u-s-data-privacy-framework/>) (2024年12月16日確認)

措置を反映する形で、同機関の規則及び手続を改定すること

- ・米国のシグント活動において収集又は取り扱われた個人情報、本大統領令を含む米国法に違反して収集又は取り扱われたと主張する個人のために、独立した拘束力のある審査と救済を受けられる重層的なメカニズムを導入すること⁴²⁶
- ・プライバシー・市民的自由監視委員会は、諜報機関の規則及び手続きが本大統領令に沿った内容であることを確認し、是正手続を年に1度見直すべきこと（諜報機関が市民的自由保護官（Civil Liberties Protection Officer、CLPO）及びデータ保護審査裁判所（Data Protection Review Court、DPRC）の判断に従った対応を行っているかどうかの見直しを含む。）

③ 2023年7月10日一欧州委員会によるDPFの十分性を認定する決定の採択

欧州委員会は、上記大統領令に盛り込まれた保護措置が十分か検討し、DPFがEUにおける個人データの保護と同等の保護を提供していると結論付けた上で、2023年7月10日に、DPFについて十分性の認定に関する採択を行った⁴²⁷。これにより、DPFの枠組みに参加して所定の義務を遵守することを誓約した米国企業に対しては、SCCやBCRsを利用することなく、GDPRの適用を受ける個人データの域外移転を実施することが可能となった。

政府調達

（１）BABA法の免除申請について申請状況がHPに公表されていると思いますが、GPA加盟国からの調達を可能とするためのpublic interestを理由にした申請の承認がなされているのか調査・報告ください。

米国政府は、BABA法（Build America, Buy America Act）の免除申請状況について公表しているところ⁴²⁸、GPA加盟国からの調達であることをpublic interestの理由として考慮し、免除を認めた事例は見当たらない。なお、免除申請についてpublic interestを理由としている全58件の内容としては、(i)BABA法の発効前の調達である、(ii)少額の調達である、(iii)太平洋諸島国での調達である、などであった⁴²⁹。

その他、最終的にNon-Availabilityが理由とされており、public interestを理由にしたものではないが、GPA協定が適用されればBABA法の適用が免除されることを一般論として述べている例は存在する⁴³⁰。

一方的措置・域外適用

（１）USTRが301条（スーパー301条またはスペシャル301条より開始されたものを含む）に基づいて調査開始した案件の最新状況について教示ください。

301条調査案件に関する情報はUSTRのウェブサイトに掲載されている⁴³¹。このうち、アップデートすべき情報は以下のとおりである。

⁴²⁶ 具体的には、まず、国家情報長官室の市民的自由保護官（Civil Liberties Protection Officer、CLPO）が大統領令を含む米国法違反の事実の有無について調査を行い、法令違反が認められた場合に適切な救済措置を決定する。次に、CLPOによる決定に対して、個人又は諜報機関から異議申し立てがあった場合、司法長官が設立するデータ保護審査裁判所（Data Protection Review Court、DPRC）が、法令違反の有無について独立した審査を行い、法令違反が認められた場合には適切な救済措置について拘束力を伴う最終決定を行う。

⁴²⁷ 欧州委員会 “COMMISSION IMPLEMENTING DECISION of 10.7.2023” (https://commission.europa.eu/system/files/2023-07/Advancing%20decision%20EU-US%20Data%20Privacy%20Framework_en.pdf)

⁴²⁸ MADE IN AMERICA.GOVにおいて “Waivers”に該当するものを確認した (<https://www.madeinamerica.gov/waivers/>) (2024年12月18日確認)

⁴²⁹ MADE IN AMERICA.GOVにおいて、“Waivers”に該当するもののうち、“Waiver Type”として “Financial Assistance: Public Interest”でソートをかけたものを確認した (<https://www.madeinamerica.gov/waivers/>) (2024年12月18日確認)

⁴³⁰ MADE IN AMERICA.GOV “Tamsulosin” (<https://www.madeinamerica.gov/waivers/nonavailability/66a3bfcdfb4a85949c3edce9>) (2024年12月18日確認)

⁴³¹ USTR “Section 301 Investigations” (<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations>) (2025年2月10日確認)

1. 中国の技術移転に関する調査案件

2017年8月18日、USTRは、米国その他の外国の技術及び知的財産の移転に向けた中国の行為、政策及び慣行について、301条に基づく調査を開始した⁴³²。2018年3月22日、USTRは調査結果を発表し、合弁事業要件及び外国資本制限などの外国所有制限、各種行政審査及びライセンス手続、中国企業に技術のライセンス供与を求める米国企業に対する、中国企業に有利な条件でのライセンス供与の強制、中国企業による米国の企業及び資産に対する組織的かつ不当な投資及び買収、並びに米国企業のコンピュータネットワークへの不正侵入及び情報窃取の実行及び支援等の行為、政策等が米国の通商にとって不合理又は差別的かつ負担又は制限になると認定し、301条に基づく措置の対象となると結論付けた⁴³³。これに基づき、USTRは中国製品に対して追加関税を課したが、特定の製品を一時的に追加関税の対象から除外した。その後、2024年5月30日、USTRは、当該時点で有効な除外について除外期限を2024年5月31日から2024年6月14日に延長すること、さらに一定の製品に係る除外期限を2025年5月31日まで延長すること、及び一定の製品を追加関税から除外できるプロセスを確立し、一定の製品を追加関税から除外することを決定した⁴³⁴。また、2024年5月14日、USTRは、301条に基づく措置の4年ごとの見直し（Four-Year Review）において、追加関税の実効性を高めるため、追加関税の適用対象拡張及び特定の製品に対する追加関税率の引上げ、追加関税からの除外プロセスの確立、一定の太陽電池製造装置に対する追加関税の一時除外などを提案した⁴³⁵。これに基づき、2024年9月18日、USTRは、特定のタングステン製品、ウェハー及びポリシリコンに対する追加関税率の引上げを提案するとともに、国内製造で使用される特定の機械に対する除外プロセスにより一時除外の検討対象となる小項目のリストを提供し、また、特定の太陽光発電製造装置を301条の追加関税から一時的に除外する措置を修正した⁴³⁶。その後パブリックコメントを経て、2024年12月16日、USTRは、特定のタングステン製品の追加関税率を25%に、ウェハー及びポリシリコンの追加関税率を50%に引き上げることを決定し、これらが2025年1月1日に発効した⁴³⁷。

2. 中国の海運、物流及び造船部門に関する調査案件

2024年4月17日、USTRは、国内及び世界の海運、物流及び造船部門を支配しようとする中国の行為、政策及び慣行について、301条に基づく調査を開始した⁴³⁸。

調査対象となった慣行等は、以下のとおりである⁴³⁹。

- ・ 中国の造船過剰能力及び世界市場シェアを大幅に増加させ、米国の造船能力、生産及び市場シェアの低下に寄与している。
- ・ 価格を人為的に押し下げ、米国企業の販売競争を困難にしている。

⁴³² USTR “Initiation of Section 301 Investigation; Hearing; and Request for Public Comments: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRN%20China301.pdf>)

⁴³³ USTR “FINDINGS OF THE INVESTIGATION INTO CHINA’S ACTS, POLICIES, AND PRACTICES RELATED TO TECHNOLOGY TRANSFER, INTELLECTUAL PROPERTY, AND INNOVATION UNDER SECTION 301 OF THE TRADE ACT OF 1974” (<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>) 及び“Notice of Determination and Request for Public Comment Concerning Proposed Determination of Action Pursuant to Section 301: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRN301.pdf>)

⁴³⁴ USTR “Notice of Extension of Certain Exclusions: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/89%20FRN%2046948%20\(May%2030%2C%202024\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/89%20FRN%2046948%20(May%2030%2C%202024).pdf))

⁴³⁵ USTR “Four-Year Review of Actions Taken in the Section 301 Investigation: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/05.14.2024%20Four%20Year%20Review%20of%20China%20Tech%20Transfer%20Section%20301%20\(Final\) 0.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/05.14.2024%20Four%20Year%20Review%20of%20China%20Tech%20Transfer%20Section%20301%20(Final) 0.pdf))

⁴³⁶ USTR “Notice of Modification: China’s Acts, Policies and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property and Innovation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/89%20FRN%2076581%20\(September%2018%2C%202024\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/89%20FRN%2076581%20(September%2018%2C%202024).pdf))

⁴³⁷ USTR “Notice of Modification: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20Tungsten.pdf>)

⁴³⁸ USTR “Section 301-China-Targeting the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance” (<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china-targeting-maritime-logistics-and-shipbuilding-sectors-dominance>) (2025年2月11日確認)

⁴³⁹ USTR “Initiation of Section 301 Investigation: China’s Acts, Policies, and Practices Targeting the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance” (<https://ustr.gov/sites/default/files/301%20CN%20Maritime%20Logisitics%20Shipbuilding%20-%20FRN 1.pdf>)

- ・ 米国の投資、生産及び雇用を阻害している。
- ・ 国内及び世界の商船隊における米国製船舶の数を減らしている。
- ・ 不当な優位性や優遇措置を与え、原材料の貿易への負担・制限、川上の原材料と川下産業の貿易機会への負担・制限が課されている。

その後、2025年1月16日、USTRは調査結果を発表し、これらの慣行等が米国の通商にとって不合理又は差別的かつ負担又は制限になると認定し、301条に基づく措置の対象となるとした⁴⁴⁰。

3. 中国の違法フェンタニルに関する調査案件

2024年10月17日、合成オピオイド「フェンタニル」の違法取引に関する中国の役割について、米国の非営利団体「FACING FENTANYL, Inc.」及び被害者家族らが、USTRに対して301条に基づく調査を申し立てた⁴⁴¹。その後、同年12月2日、申立人らが調査申立てを取り下げたと発表された⁴⁴²。

4. ニカラグアの労働者の権利、人権及び法の支配に関する調査案件

2024年12月10日、USTRは、ニカラグアの労働者の権利、人権及び法の支配に関する行為、政策及び慣行について、301条に基づく調査を開始した⁴⁴³。この調査では、政治的動機による逮捕及び投獄、宗教団体及び非政府組織のメンバーの弾圧、法廷外の殺害、残虐で非人道的又は屈辱的な取扱い、表現及び移動の自由の制限、疎外されたグループのメンバーに対する暴力、結社の自由及び団体交渉の弾圧、強制労働、人身売買、立法及び司法の独立性の排除、財産の不当な押収、恣意的な罰金及び判決、その他の有害な行為など、ニカラグアが労働者の権利及び人権を侵害し、法の支配を解体して米国の通商にとって不合理又は差別的かつ負担又は制限になる行為、政策及び慣行を行っているか否かを判断することに重点が置かれる。利害関係者は、2025年1月8日までに書面によるパブリックコメントを提出し、同年同月16日開催の公聴会に参加することが推奨され、公聴会を踏まえた反論の提出は同年同月23日に締め切られた⁴⁴⁴。

5. 中国の半導体産業に関する調査案件

2024年12月23日、USTRは、国内及び世界の半導体産業を支配しようとする中国の行為、政策及び慣行について、301条に基づく調査を開始した⁴⁴⁵。この調査の対象は、レガシー半導体（legacy semiconductors）又は成熟ノード半導体（mature node semiconductors）とも呼ばれる基礎的な半導体（foundational semiconductors）であり、これには防衛、自動車、医療機器、航空宇宙、通信及び発電・送電網などの重要産業の川下製品に組み込まれるものが含まれる。この調査では、中国の行為、政策及び慣行がシリコンカーバイド基板（又は半導体製造への投入物として使用されるその他のウェハー）の生産に及ぼす影響が米国の通商にとって不合理又は差別的かつ負担又は制限になるか否か認定する。また、この調査では、中国の行為、政策及び慣行と、中国における半導体の非市場的な過剰生産能力又は過度の集中との関係及びその結果生じる依存関係と脆弱性が、米国の特定の重要な川下産業にリスクをもたらし、米国の半導体製造業者とファウンドリーに損害を与えるか否かについても調査する。利害関係者は、2025年2月5日までに書面によるパブリックコメントを提出し、2025年3月11日及び12日に開催予定の公聴会に参加することが推奨される⁴⁴⁶。

⁴⁴⁰ USTR “Notice of Determination Pursuant to Section 301: China’s Targeting of the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRNActionabilityChinaTargetingMaritime.pdf>) 及び” Report on China’s Targeting of the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance” (<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/USTRReportChinaTargetingMaritime.pdf>)

⁴⁴¹ USTR “Section 301- China Illicit Fentanyl (Petition)” (<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china-illicit-fentanyl-petition>) （2025年2月11日確認）

⁴⁴² USTR “Statement from Ambassador Katherine Tai on Section 301 Petition Relating to Fentanyl and Precursor Chemicals” (<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/december/statement-ambassador-katherine-tai-section-301-petition-relating-fentanyl-and-precursor-chemicals>) （2025年2月11日確認）

⁴⁴³ USTR “Section 301 – Nicaragua Labor Rights, Human Rights, and Rule of Law” (<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-nicaragua-labor-rights-human-rights-and-rule-law>) （2025年2月11日確認）

⁴⁴⁴ USTR “Initiation of Section 301 Investigation, Hearing, and Request for Public Comments: Nicaragua’s Acts, Policies, and Practices Related to Labor Rights, Human Rights, and Rule of Law” (https://ustr.gov/sites/default/files/2024-29422_0.pdf)

⁴⁴⁵ USTR “Section 301 – China’s Targeting of the Semiconductor Industry for Dominance” (<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-chinas-targeting-semiconductor-industry-dominance>) （2025年2月11日確認）

⁴⁴⁶ USTR “Initiation of Section 301 Investigation; Hearing; and Request for Public Comments: China’s Acts, Policies, and Practices

上記以外に、特にアップデートすべき情報はない。

(2) 2023年度版のスペシャル「301条報告書」において、「優先監視国」、「監視国」、または「306条監視国」に指定した国の数を教示ください。なお、2022年から追加・削除等あれば、国名を明示下さい。

2024年4月に USTR より公表された「2024年スペシャル 301 条報告書」において、スペシャル 301 条リストに入っている国は 27 か国であった。その内、「優先監視国」は前年から変更はなく、7 か国となっている（アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、ベネズエラ）。なお、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、ウクライナに対するスペシャル 301 条レビューは中断されている。

また、「監視国」からはドミニカ共和国及びウズベキスタンが削除された。これにより、監視国には 20 か国（アルジェリア、バルバドス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、グアテマラ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ベトナム）が指定された。なお、引き続き中国が 306 条監視国に指定されている（1 か国のみ）⁴⁴⁷。

Related to Targeting of the Semiconductor Industry for Dominance” (<https://ustr.gov/sites/default/files/2024-31306.pdf>)

⁴⁴⁷ USTR “2023 Special 301 Report” (<https://ustr.gov/sites/default/files/2023-04/2023%20Special%20301%20Report.pdf>) 及び“2024 Special 301 Report” (<https://ustr.gov/sites/default/files/2024%20Special%20301%20Report.pdf>)

4. EU・英国

内国民待遇

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.129の英国が検討している独自の炭素国境調整措置 (CBAM) について、2024年3月から6月にかけて制度設計及び執行に関する意見公募手続が実施されましたが、その後新たな動向等があれば調査・報告ください。

2024年10月30日、英国政府は独自の炭素国境調整措置（以下「UK CBAM」）に関する意見公募手続の結果を公表した⁴⁴⁸。12週間の募集期間内に、340件以上の応募があった。英国政府は、2027年1月1日にUK CBAMが施行されることを確認した。UK CBAMにより、排出量が特に多くカーボンリーケージのリスクが高い輸入産品（アルミ、セメント、肥料、水素及び鉄鋼等）に賦課金（carbon price）が課せられる。2027年の施行時には、ガラスやセラミックの分野はUK CBAMの対象とならない。対象品目の範囲は2027年以降も引き続き検討される。

賦課金は、当該製品が英国国内で製造されたと仮定した場合の価格との差額に相当する（意見公募結果第1.7項）。UK CBAMの導入には意見の70%が賛同であった（同項）。

(2) 2024年度版不公正貿易報告書P.127-128のEUの炭素国境調整措置 (CBAM) について2023年10月から移行期間が開始されましたが、その後制度や運用の変更に関して新たな動向等があれば調査・報告ください。

EUの炭素国境調整措置（以下「EU CBAM」）の移行期間中には輸入者には四半期ごとのCBAM報告書の提出義務のみ課せられるところ、2024年6月30日輸入分まで（同年7月31日が提出期限の報告書まで）は、報告者が必要とされる全ての情報を保有していない場合には体化排出量を推測値（欧州委員会が公表するデフォルト参考値を用いる等の方法）によって記載する方法が許容されていた。しかし、同年7月1日輸入分以降移行期間終了（2025年12月31日）までの間は、当該推測値による報告は全排出量の20%までに制限される⁴⁴⁹。これに伴い、デフォルト参考値を用いた推測値による報告を行う場合には免除されていた、輸入品の製造施設（installation）及び製造事業者（operator）に関する情報の報告義務の免除も適用されなくなる。

2024年12月31日輸入分より後は、当初認められていた代替的なモニタリング・報告手法が認められなくなる予定⁴⁵⁰。

関税（EU・英国について、それぞれ調査ください）

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.129の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. EU

⁴⁴⁸ Gov.UK, “Consultation outcome Consultation on the introduction of a UK carbon border adjustment mechanism” (<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-the-introduction-of-a-uk-carbon-border-adjustment-mechanism>)（2024年12月6日最終確認）

⁴⁴⁹ 欧州委員会 “Carbon Border Adjustment Mechanism” (https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)（2024年12月6日最終確認）

欧州委員会 “Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM) Questions and Answers Last updated on 24 October 2024” https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/013fa763-5dce-4726-a204-69fec04d5ce2_en?filename=CBAM_Questions%20and%20Answers.pdf（2024年12月6日最終確認）（以下「Q&A」）76番参照。

⁴⁵⁰ 前掲Q&A78番。

(1) 高関税の品目等の関税率及び譲許税率

高関税品目について、2024年版の不正貿易報告書に記載されている品目の最高譲許税率は、貨物自動車は変化なし（最高22%）、履物類は変化なし（最高17%）、陶磁器は変化なし（最高12%）、ガラス製品は変化なし（最高11%）、乗用車は変化なし（最高16%）である⁴⁵¹。また、実行税率は、電気機器（最高14%、単純平均1.9%）、繊維（最高12%、単純平均6.5%）である⁴⁵²。なお、2023年のEUの非農産品に関する譲許率は100%、単純平均譲許税率は4.1%である⁴⁵³。

(2) 新型コロナウイルスの影響による関税措置

EUでは、“COMMISSION DECISION (EU) 2020/491 of 3 April 2020 -- on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020(notified under document C(2020) 2146)”（以下、「2020年/491欧州委員会決定」という。）に基づき、新型コロナウイルスに対応するための物品に関して、一定の条件の下で輸入関税及び付加価値税の免除措置が取られた⁴⁵⁴。措置の目的は、公的機関や加盟国の関連当局が承認した団体等がこれらの物資を新型コロナウイルスの影響を受けている又はその危険にさらされている人に対して、無償で配布したり、利用できるようにすることである（2020年/491欧州委員会決定1条）。関税免除の対象とされる品目や関連当局が承認する団体等の決定は、各加盟国に委ねられており、各加盟国は、その内容について2020年11月30日までに欧州委員会へ報告することになっていた（2020年/491欧州委員会決定2条）。また、当該措置は、当初2020年1月30日から7月31日までに輸入された対象品目について適用されると規定されていたが（2020年/491欧州委員会決定3条）、その後、2020年7月23日⁴⁵⁵、同年10月28日⁴⁵⁶、及び2021年4月19日⁴⁵⁷の欧州委員会決定により改正され、各加盟国は、遅くとも同年4月31日までに欧州委員会に報告をして、同年12月31日まで適用が延長されていた。さらに、“COMMISSION DECISION (EU) 2021/2313 of 22 December 2021 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022”⁴⁵⁸に基づき、同様の措置が一部の加盟国において、引続き適用され、2022年9月7日付け欧州委員会決定⁴⁵⁹により当該措置は、同年12月31日までその適用が延長されている。

また、2021年1月30日、欧州委員会は、“Commission Implementing Regulation (EU) 2021/111 of 29 January 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation”⁴⁶⁰を

⁴⁵¹ WTO の「関税データベース」及び FedEx World Tariff の 8704 - Motor vehicles for the transport of goods、64 - FOOTWEAR, GAITERS AND THE LIKE; PARTS OF SUCH ARTICLES、69 - CERAMIC PRODUCTS、70 - GLASS AND GLASSWARE、8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing cars の項目を確認。WTO「関税データベース」(<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)、FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵² WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2024” 89 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)（2024年12月6日確認）

⁴⁵³ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2024” 89 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁴ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/491 of 3 April 2020 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 2146)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D0491>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁵ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/1101 of 23 July 2020 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document number C(2020) 4936)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2020/1101/oj/eng>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁶ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/1573 of 28 October 2020 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 7511)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2020/1573/oj/eng>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁷ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2021/660 of 19 April 2021 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2021) 2693)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2021/660/oj/eng>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁸ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2021/2313 of 22 December 2021 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022 (notified under document C(2021) 9852)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D2313>)（2024年12月6日確認）

⁴⁵⁹ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2022/1511 of 7 September 2022 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted, for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022 (notified under document C(2022)6284)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D1511>)（2024年12月6日確認）

⁴⁶⁰ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/111 of 29 January 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0111>)

採択し、EU規則2015/479の第5条に基づき、新型コロナウイルスのワクチン並びにこれらのワクチン製造に使用するマスター細胞バンク及びワーキング細胞バンクを含む活性物質を輸出許可の対象とした。当該措置は、当初6週間実施されるものとされていたが、その後、2021年3月11日⁴⁶¹、6月29日⁴⁶²、及び9月29日⁴⁶³、欧州委員会は、実施（改正）規則を採択し、同年12月31日まで実施されていた。2022年以降は、輸出許可の対象とはせず、新たな監視措置で対応している⁴⁶⁴。

(3) 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法を含む）

関税に係る制裁措置としては、最恵国待遇の撤回に加え、2024年7月1日からは、EU穀物市場の混乱回避、被占領ウクライナ領から収奪された穀物が産地を偽装され輸出される問題への対応及びロシアの戦費調達手段を封じる目的のため、ロシア産の穀物、油糧種子及び穀物製品の輸入関税を引き上げ、品目により最大12.8%又は1トン当たり最大320ユーロとした⁴⁶⁵。

関税以外の制裁措置としては、2023年までに12次にわたり導入された制裁パッケージにより、輸入禁止や輸出禁止、金融制裁、個人に対する渡航禁止と資産凍結などの措置を取っている。加えて、2024年2月23日に導入された第13弾パッケージにおいてはデュアルユース品（特にドローン）に関する輸出規制を強化した⁴⁶⁶。6月24日の第14弾パッケージにおいてはロシア産液化天然ガス（LNG）のEU域内での積み替え禁止、ロシア製の銀行間送金システム（ロシア版SWIFT）であるSPFSの使用禁止、ウクライナ侵攻に貢献する指定船舶及び航空機のEU域内港へのアクセスやサービス提供の禁止等、制裁迂回防止として第三国への輸出品がロシアへ再輸出されるリスクのデューディリジェンス義務の創設等を行うとともに、輸出規制又は禁止品目の拡大やロシア産ヘリウムの輸入規制強化等を行った⁴⁶⁷。同年12月16日には、計84の自然人及び法人の制裁対象リストへの追加、第三国船籍52船舶に対する港湾アクセスやサービス提供の禁止、国際法違反が指摘されているロシア連邦仲裁手続法（the Arbitration Procedure Code of the Russian Federation）第248条に基づくロシア裁判所判決のEU内での承認執行廃止等を内容とする第15弾パッケージが欧州委員会において採択された⁴⁶⁸。

2. 英国

(1) 高関税の品目等の関税率及び譲許税率

Brexit移行期間満了後の2021年1月1日より、英国は、EUとは異なる独自の関税体系を原則として適用している。具体的には、英国の歳入関税庁（His Majesty's Revenue and Customs）を監督当局として、

（2024年12月6日確認）

⁴⁶¹ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/442 of 11 March 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation” (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2021/442/oj) （2024年12月6日確認）

⁴⁶² EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1071 of 29 June 2021 amending Implementing Regulation (EU) 2021/442 and Implementing Regulation (EU) 2021/521 related to the mechanism making certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1071>) （2024年12月6日確認）

⁴⁶³ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1728 of 29 September 2021 amending Implementing Regulation (EU) 2021/442 and Implementing Regulation (EU) 2021/521 related to the mechanism making certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1728&qid=1672321799484>)

（2024年12月6日確認）

⁴⁶⁴ 欧州委員会 “EU replaces COVID-19 vaccines export authorisation mechanism with new monitoring tool” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6283) （2024年12月6日確認）

⁴⁶⁵ European Council “Council sets higher tariffs on Russian and Belarusian grain products” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/05/30/council-sets-higher-tariffs-on-russian-and-belarusian-grain-products/>) （2024年12月6日確認）

⁴⁶⁶ European Council “Russia: two years after the full-scale invasion and war of aggression against Ukraine, EU adopts 13th package of individual and economic sanctions” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/02/23/russia-two-years-after-the-full-scale-invasion-and-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-13th-package-of-individual-and-economic-sanctions/>) （2024年12月6日確認）

⁴⁶⁷ European Council “Russia’s war of aggression against Ukraine: comprehensive EU’s 14th package of sanctions cracks down on circumvention and adopts energy measures” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/06/24/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-comprehensive-eu-s-14th-package-of-sanctions-cracks-down-on-circumvention-and-adopts-energy-measures/>) （2024年12月6日確認）

⁴⁶⁸ 欧州委員会 “Russia’s war of aggression against Ukraine: EU adopts 15th package of restrictive measures” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/16/russia-s-war-of-aggression-against-ukraine-eu-adopts-15th-package-of-restrictive-measures/>) （2024年12月17日確認）

2018年租税法（クロスボーダー貿易）法（Taxation (Crossborder) Trade Act 2018）及び関連する下位規範により設定されるUK グローバルタリフ税率が適用される。また、EUや日本を含む英国が貿易協定を締結した国や地域との間では特惠税率が適用される⁴⁶⁹。なお、EUと北アイルランドの貿易については、EU離脱協定及び北アイルランド議定書に基づき、グレートブリテン島とは別に引き続きEU共有関税率が適用されている⁴⁷⁰。

最高譲許税率について、特に変化はない⁴⁷¹。非農産品について、譲許率は100%で、単純平均譲許税率は4.1%とされている⁴⁷²。また、実行税率は、電気機器（最高14%、単純平均0.8%）、繊維（最高12%、単純平均5.1%）とされている⁴⁷³。

(2) 新型コロナウイルスの影響による関税措置

英国では、新型コロナウイルスへの対応に重要な多くの医療品目について、2021年1月1日より関税停止措置を実施し、同年10月には新型コロナウイルスのワクチン成分14品目について、追加的な関税停止措置を実施していた。当該関税停止措置は2023年12月31日をもって終了し⁴⁷⁴、同日をもって還付措置も終了した⁴⁷⁵。

(3) 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法を含む）

英国では、2019年に制定されていた2019年ロシア（制裁）（EU離脱）規則（The Russia (Sanctions) (EU Exit) Regulations 2019）を改正する形で対露制裁が規定されている。その中で、関税に係る制裁措置としては、最恵国待遇の撤回に加え、多くの品目に35%の追加関税を課している⁴⁷⁶。加えて、関税以外に関する措置としても、輸出禁止品目の拡大や英国の港の使用禁止等の措置を執っている⁴⁷⁷。

基準・認証制度

（1）2024年版不公正貿易報告書P.131,132のEU及び英国の化学品規制（REACH・CLP）の＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向があれば、調査・報告ください。特にREACH規則に新たにパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物（perfluoroalkyl compounds and polyfluoroalkyl substances：PFAS）を制限する提案に関して、リスク評価委員会（Committee for Risk Assessment）及び社会経済性評価委員会（Committee for Socio-Economic Analysis）における検討状況を含め、新たな動向等があれば調査・報告ください。

⁴⁶⁹ 個別の輸入品についての税率については、次の英政府のウェブサイトを参照。Gov.UK, Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates “ (<https://www.gov.uk/trade-tariff>) （2024年12月6日最終確認）

⁴⁷⁰ 北アイルランドで適用される税率については、次の英政府のウェブサイトを参照。Gov.UK, “Northern Ireland Online Tariff Look up commodity codes, import duties, taxes and controls” (https://www.trade-tariff.service.gov.uk/xi/find_commodity) （2024年12月6日最終確認）

⁴⁷¹ Gov.UK, “UK goods and services schedules at the WTO” (<https://www.gov.uk/government/publications/uk-goods-and-services-schedules-at-the-wto>) 最終更新 2020年12月31日（2024年12月6日確認）

⁴⁷² WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles24_e.htm) 187頁。（2024年12月6日確認）

⁴⁷³ WTO, “WORLD TARIFF PROFILES 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles24_e.htm) 187頁の Electrical machinery、Textiles の項目を確認。（2024年12月6日確認）

⁴⁷⁴ Gov.UK, “List of tariff suspensions on COVID-19 critical goods and vaccine components” (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1122203/tariff-suspensions-on-covid-19-critical-goods-and-vaccine-components.odt) （2024年12月6日最終確認）

⁴⁷⁵ Gov.UK, “Pay no import duty and VAT on medical supplies and protective equipment brought in due to coronavirus (COVID-19)” (<https://www.gov.uk/guidance/pay-no-import-duty-and-vat-on-medical-supplies-equipment-and-protective-garments-covid-19>) （2024年12月6日確認）

⁴⁷⁶ Gov.UK “Additional duties on goods originating in Russia and Belarus”, (<https://www.gov.uk/guidance/additional-duties-on-goods-originating-in-russia-and-belarus>) （2024年12月6日確認）

⁴⁷⁷ Gov.UK “UK sanctions relating to Russia”, (<https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-on-russia>) （2024年12月6日確認）

1. EU

欧州グリーン・ディール⁴⁷⁸の一環として2020年10月14日に公表された“Chemicals Strategy for Sustainability”⁴⁷⁹を受けて、EUでは欧州委員会が化学品規制の改正に取り組んでいる。

CLPに関して、2021年8月9日から同年11月15日にかけて実施されたパブリックコンサルテーションを踏まえ、2022年12月19日、欧州委員会は、CLP規制の改訂案を公表している⁴⁸⁰。同改訂案に関して、2022年12月20日から2023年2月23日までの間、一般からのフィードバックを受け付けて、欧州議会及び閣僚理事会における立法過程の議論に利用されることが予定されている⁴⁸¹。なお、CLP規則Annex VIのPart 3に関して、2021年3月11日に改正され、2022年12月17日から発効している⁴⁸²。

REACHに関して、2021年5月4日から6月1日にかけてInception Impact Assessmentに対するフィードバックを受け付けられ、2022年1月20日から同年4月15日にかけてオープンパブリックコンサルテーションを実施された。これらを踏まえ、2023年第1四半期に欧州委員会は、REACHの改訂案を採択することが予定されている⁴⁸³。なお、REACH規則Annex VI乃至Xに関して、2022年3月24日に改正され、同年10月14日から発効している⁴⁸⁴。

REACH規則の対象に新たにパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物（perfluoroalkyl compounds and polyfluoroalkyl substances：PFAS）を追加する提案は、2023年1月に、ドイツ、デンマーク、オランダ、ノルウェー及びスウェーデンの各当局によって欧州化学品庁（ECHA）に提案され、以来、化学的な評価を受けている。

リスク評価委員会（RAC）及び社会経済性評価委員会（SEAC）は、2024年9月の会合⁴⁸⁵において石油及び鉱業のセクターにおけるPFASの評価に関して暫定的な結論に達した⁴⁸⁶。11月の会合⁴⁸⁷においては、(i) 建築用製品、(ii) 繊維、室内装飾品、皮革、衣料品及びカーペット並びに(iii) 食品接触材料及び包装の各セクターにおけるPFAS規制に関して暫定的な結論に達した⁴⁸⁸。それ以降の会合においては、フッ素ガスの応用製品、交通及びエネルギーの分野についても検討が行われる予定である。

2. 英国

⁴⁷⁸ 欧州委員会 “A European Green Deal” (https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁷⁹ 欧州委員会 “Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment” (<https://circabc.europa.eu/ui/group/8ee3c69a-bccb-4f22-89ca-277e35de7c63/library/dd074f3d-0cc9-4df2-b056-dabcacfc99b6/details?download=true>) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸⁰ 欧州委員会 “Commission sets up rules to identify endocrine disruptors and long-lasting chemicals and to improve labelling” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7775) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸¹ 欧州委員会 “Revision of EU legislation on hazard classification, labelling and packaging of chemicals” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12975-Revision-of-EU-legislation-on-hazard-classification-labelling-and-packaging-of-chemicals_en) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸² EUR-LEX “amending, for the purposes of its adaptation to technical and scientific progress, Part 3 of Annex VI to Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0849&qid=1672141927953>) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸³ 欧州委員会 “Chemicals legislation – revision of REACH Regulation to help achieve a toxic-free environment” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12959-Chemicals-legislation-revision-of-REACH-Regulation-to-help-achieve-a-toxic-free-environment_en) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸⁴ EUR-LEX “amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0477>) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸⁵ ECHA, “Highlights from September RAC and SEAC meetings” (<https://echa.europa.eu/-/highlights-from-september-2024-rac-and-seac-meetings>) (2024年12月6日確認)

⁴⁸⁶ 当該暫定的結論の詳細については、当該会合の議事録を御参照。ECHA “Minutes of the 70th Meeting of the Committee for Risk Assessment (RAC-70)” (https://echa.europa.eu/documents/10162/2166400/rac-70_draft_minutes-rev1_en.pdf/77d33bb4-b7d9-2da3-cbad-cfaaaf7523d1?t=1728458347557) (2024年12月6日最終確認)

ECHA “Minutes of the 64th meeting of the Committee for Socio-economic Analysis” (https://echa.europa.eu/documents/10162/2166554/minutes_seac-64_en.pdf/8f7a2ca0-78b8-b08d-e7f1-51cc3e70b423?t=1732099706623) (2024年12月6日最終確認)

⁴⁸⁷ ECHA, “Highlights from November RAC and SEAC meetings” (<https://echa.europa.eu/-/highlights-from-november-2024-rac-and-seac-meetings>) (2024年12月6日確認)

⁴⁸⁸ 2024年12月6日現在において議事録は公開されていない

Brexit の離脱移行期間終了後、EU 及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要があるが、EU REACH の下で登録をしていた事業者の UK REACH での登録手続の負担を軽減する目的で UK REACH では移行手続が設けられている。すなわち、事業者は、当初データを提出後、一定の期限までに登録のための完全な技術的データを提供することが認められている。完全な技術データを提供する期限は、化学物質のトン数と危険有害性の程度によって異なるが、離脱移行期間終了の際の英国法の下では 2023 年 10 月、2025 年 10 月及び 2027 年 10 月と定められていた。もっとも、2022 年 11 月、英国環境・食料・農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs、以下「Defra」）は、2022 年 7 月に実施したパブリックコンサルテーションを受けて、上述の期限をそれぞれ 3 年間延期することを公表している⁴⁸⁹。

2022 年 2 月、Defra は、Brexit 後の CLP 体制を含む化学品及び農薬に関する英国での規制体制に関して、英国政府と自治政府との役割分担を示す枠組み概要についての合意を示す文書を公表した（Chemicals and Pesticides Provisional Common Framework, Framework Outline Agreement and Concordat）⁴⁹⁰。同書面によれば、スコットランドではスコットランド政府が、ウェールズではウェールズ政府が、北アイルランドでは北アイルランド執行部が政策責任を担当することになる。

2024 年 5 月 16 日から 7 月 25 日にかけて、UK REACH 規制に関する意見公募手続が行われた。主な内容は、EU REACH からの転換に際して企業のコスト上昇を抑制するための代替的移行登録モデル（Alternative Transitional Registration model; ATRm）の導入と、不要な動物実験の抑制に関するものであった。意見公募手続の結果、241 件の応募があり、英国政府は、2025 年にその概要をウェブサイト上で公表する予定である⁴⁹¹。

（2）2024年度版不公正貿易報告書P.132,133の「（3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）」について新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、市販後調査に関する定期的安全性最新報告（Periodic safety update reports）のガイダンス「MDCG2022-21」には、傾向分析に関するガイダンスを別途発行する旨が記載されていますが、傾向分析に関するガイダンスの発行状況について、調査・報告ください。

MDR 及び IVDR への移行は延長を繰り返しているところ、移行期間延長の一環として、2024 年 6 月 13 日、Regulation (EU) 2024/1860 が制定された⁴⁹²。これにより、Eudamed（医療機器に関する欧州データベース）の段階的導入や、医療機器の供給に障害が生じた場合の事前通知義務等が定められた。

傾向分析（Trend Reporting）に関する詳細なガイダンスが発行された事実は確認できなかったが、ガイダンス「MDCG 2024-1」の 4 頁には Trend Reporting に関する一定の言及がある⁴⁹³。

IVDR に関しては、2024 年 10 月 8 日、体外診断用医療機器の認証に関するガイダンス「MDCG 2024-11」が公表された⁴⁹⁴。

（3）2024年度版不公正貿易報告書P.133,134の「（4）バッテリー及び廃棄バッテリー 規則」について

⁴⁸⁹ Gov.UK, “Consultation outcome Summary of responses and government response” (<https://www.gov.uk/government/consultations/uk-reach-extending-submission-deadlines-for-transitional-registrations/outcome/summary-of-responses-and-government-response#next-steps>)（2024 年 12 月 6 日最終確認）

⁴⁹⁰ Gov.UK, “Chemicals and Pesticides Provisional Common Framework, Framework Outline Agreement and Concordat” (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1052055/chemicals-pesticides-provisional-common-framework.pdf)（2024 年 12 月 6 日最終確認）

⁴⁹¹ Gov.UK, “Consultation on UK REACH” (<https://consult.defra.gov.uk/reach-policy/atrm-consultation/>)（2024 年 12 月 6 日最終確認）

⁴⁹² 欧州委員会 “New Regulations > Medical Devices regulations” (https://health.ec.europa.eu/medical-devices-sector/new-regulations_en)（2024 年 12 月 6 日確認）

⁴⁹³ 欧州委員会 MDCG, “MDCG 2024-1 Guidance on the vigilance system for CE-marked devices DSVG 00 Device Specific Vigilance Guidance (DSVG) Template” (https://health.ec.europa.eu/system/files/2024-01/mdcg_2024-1_en.pdf)（2024 年 12 月 17 日確認）

⁴⁹⁴ 欧州委員会 MDCG, “MDCG 2024-11 - Guidance on qualification of in vitro diagnostic medical devices (October 2024)” (https://health.ec.europa.eu/latest-updates/mdcg-2024-11-guidance-qualification-vitro-diagnostic-medical-devices-october-2024-2024-10-08_en)（2024 年 12 月 6 日確認）

カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する新たな動向や作業計画があれば、調査・報告ください。

バッテリー及び廃棄バッテリー 規則（以下「バッテリー規則」）⁴⁹⁵におけるカーボンフットプリントの計算方法については、大まかには、バッテリーのライフサイクルの各段階（原料取得段階、製造段階、販売段階並びにエンドユース及びリサイクル段階）におけるエネルギー消費及び素材等に関するデータを収集し、それぞれに排出計数を乗じて算出される⁴⁹⁶。

具体的な立法作業の第一弾として、2024年4月30日から5月28日にかけて、EV向けバッテリーのカーボンフットプリント（Carbon Footprint of Batteries-EV; CFB-EV）の計算方法案に関する意見公募手続が行われ、127件の意見が寄せられた⁴⁹⁷。また、欧州委員会統合研究センター（Joint Research Centre; JRC）は、2024年6月、産業用バッテリーのカーボンフットプリント（CFB-IND）の計算方法案を報告した⁴⁹⁸。2024年12月6日現在、CFB-INDの計算方法案及びEV用のカーボンフットプリントのラベリングに関する意見公募手続が準備中である⁴⁹⁹。

リサイクルについては、産業用バッテリー、SLI バッテリー⁵⁰⁰及びEV バッテリーについてリサイクル原料の最低含有割合が義務付けられる。具体的には、当初は、コバルト 16%、鉛 85%、リチウム 6%、ニッケル 6%が要求される。さらに、リサイクル原料含有量の表示も義務付けられる⁵⁰¹。

データの取り扱いについては、バッテリーに関する電子記録（バッテリーパスポート）の提供が中核であり⁵⁰²、原料及び使用されているリサイクル原料を QR コードの形式で表示することが要求される。バッテリーパスポートのプロジェクトは民間企業の参画するコンソーシアム形式で進行しているところ、2024 年前半に技術的システムモデルを構築し、同年後半にはデモンストレーターソフトウェアの公開を予定していた。実際には、2024 年 3 月 26 日には技術ガイダンスとデモンストレーターソフトウェアが公開された⁵⁰³。

（４）2024年度版不公正貿易報告書P.130,131の「（１）」について、タイトルをESPRにするとともに最新の状況を調査・報告ください。また、国際ルール上の問題点、特にTBT協定違反の可能性を積極的に検証し、調査・報告ください。

EU の持続可能な製品のためのエコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation; ESPR）⁵⁰⁴は、EU 市場に投入される製品の循環性、エネルギー性能、リサイクル性及び耐久性を向上させること

⁴⁹⁵ 欧州委員会 “Sustainability rules for batteries and waste batteries” (<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/sustainability-rules-for-batteries-and-waste-batteries.html>) （2024年12月6日確認）

⁴⁹⁶ 「バッテリーパスポート」コンソーシアム “QUESTION 9 How is the battery carbon footprint calculated and where can I find detailed guidance?” (https://thebatterypass.eu/wp-content/uploads/q-a_content-guidance_9.pdf) （2024年12月6日確認）

⁴⁹⁷ 欧州委員会 “Batteries for electric vehicles – carbon footprint methodology” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13877-Batteries-for-electric-vehicles-carbon-footprint-methodology_en) （2024年12月6日確認）

⁴⁹⁸ 欧州委員会 “JRC study in support of developing Carbon Footprint rules of batteries” (https://eplca.jrc.ec.europa.eu/EU_BatteryRegulation_Art7.html) （2024年12月6日確認）

⁴⁹⁹ 欧州委員会 “Published initiatives”（検索結果一覧）（https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives_en?text=battery%20carbon%20footprint）（2024年12月6日確認）

⁵⁰⁰ 化石燃料自動車の始動、照明及びイグニッション用バッテリー（バッテリー規則前文第(40)項）。

⁵⁰¹ 欧州委員会 “Council adopts new regulation on batteries and waste batteries” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/07/10/council-adopts-new-regulation-on-batteries-and-waste-batteries/>) （2024年12月6日確認）

⁵⁰² 「バッテリーパスポート」コンソーシアム “Battery Passport Content Guidance - Executive Summary -” (https://thebatterypass.eu/assets/images/content-guidance/pdf/2023_Battery_Passport_Content_Guidance_Executive_Summary.pdf) （2024年12月6日確認）

⁵⁰³ 「バッテリーパスポート」コンソーシアム “Press release: Consortium Publishes Technical Guidance and Software Demonstrator For EU Battery Passport” (<https://thebatterypass.eu/news/consortium-publishes-technical-guidance-and-software-demonstrator-for-eu-battery-passport/>) （2024年12月6日確認）

⁵⁰⁴ EUR-LEX “Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1781&qid=1719580391746>) （2024年12月6日最終確認）

により、製品の持続可能性を向上させることを目的とする規則であり、2024年7月18日に施行された⁵⁰⁵。既存のエコデザイン指令 2009/125/EC を置き換えるものであり、エコデザイン要件の法的枠組みを設定する。エコデザイン指令からの変更点は大きく分けて2点ある。まず、エコデザイン指令はエネルギー関連製品にのみ適用されていたところ、ESPR は対象製品を EU 域内で流通するほぼ全ての製品（部品及び中間製品を含む）としており（同規則第1条第2項柱書本文）、例外は食品、飼料及び医薬品等に限られる。次に、義務付けられる要件の範囲も拡張される。

2024年11月7日には、広範なステークホルダー（加盟国により任命された専門家を含む）からなるエコデザインフォーラムが設立された⁵⁰⁶。ESPR に基づく具体的な要件は今後委任法により制定されることが予定されているところ、エコデザインフォーラムは、当該要件の制定過程において中心的役割を果たすことになる。同日より加盟国からの参加者の募集が行われ、欧州委員会は2024年12月5日正午までに申請内容を検討する。

TBT 協定との関係では、TBT 協定 2.2 条は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めている。ESPR に基づく具体的な規制内容は今後エコデザインフォーラムにおける議論を通じて確定されると考えられるが、必要以上に貿易制限的でない措置に留める観点も踏まえて検討されることが望ましい。

（5）2024年度版不正貿易報告書P.136,137の「（6）」について、国際ルール上の問題点ではTBT協定違反の可能性についても積極的に検証し、調査・報告ください。

2024年3月にEU理事会との間での暫定的な政治合意に至った旨報じられた包装及び包装廃棄物に関する規則案（PPWR）の英文テキストは、同年4月24日、欧州議会において可決された⁵⁰⁷。EUの各公用語に翻訳された後、2024年末までのEU官報掲載が見込まれている⁵⁰⁸。官報掲載後20日で発効し、発効後18か月で施行される⁵⁰⁹。

TBT 協定との関係では、今後制定される委任法において定められる諸事項（リサイクル基準、性能等級、リサイクル原料を収集する第三国の同等性の判断基準等）も含め、同協定第2.2条が認める「環境の保全」の目的のため必要な以上に貿易制限的とならないよう注視する必要がある。また、上市する包装に求められる持続可能性要件（PPWR 第4条乃至第10条）等への適合性評価も、TBT 協定第5条に反しない形で制定され実施されるか注視する必要がある。

（6）2024年版不正貿易報告書P.134,P.135の「（5）Fガス規制」について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、安全規定や免除措置について、実施規則で検討していると聞いているところ、この検討状況について、調査・報告ください。また、国際ルール上の問題点ではTBT協定違反の可能性について積極的に検証し、調査・報告ください。

⁵⁰⁵ 欧州委員会 “Ecodesign for Sustainable Products Regulation” (https://commission.europa.eu/energy-climate-change-environment/standards-tools-and-labels/products-labelling-rules-and-requirements/ecodesign-sustainable-products-regulation_en) (2024年12月6日確認)

⁵⁰⁶ 欧州委員会 “Commission launches Ecodesign Forum to help accelerate progress on sustainable products” (https://environment.ec.europa.eu/news/ecodesign-forum-launches-help-sustainable-products-progress-2024-11-07_en) (2024年12月6日確認)

⁵⁰⁷ 欧州議会 “Procedure : 2022/0396(COD) Texts adopted” (https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0318_EN.html) (2024年12月6日確認)

⁵⁰⁸ Hazel O’Keeffe “EU Proposal for a Regulation on Packaging and Packaging Waste Nearing Adoption – The Highlights and Challenges Ahead”, *The National Law Review*, (<https://natlawreview.com/article/eu-proposal-regulation-packaging-and-packaging-waste-nearing-adoption-highlights>) (2024年12月6日確認)

⁵⁰⁹ 外務省EU代表部/農林水産省輸出支援プラットフォーム EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局 「EUのPPWR（包装・包装廃棄物規則）の概要」 (<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100677648.pdf>) (2024年12月6日確認)

2024 年 2 月に官報に掲載された F ガス規則の改正案（Regulation (EU) 2024/573⁵¹⁰ ⁵¹¹）は、同年 3 月 11 日に効力を生じた。

当該改正に係る実施則は、2024 年 2 月から 11 月にかけて 6 件立法されている⁵¹²。

安全規定との関係では、現地の安全規定により使用が義務付けられている場合を除き F ガスを使用する機器等の上市が禁止されるところ（改正 F ガス規則第 11 条、同附属書 IV）、そのような安全規定が存在する場所においてのみ使用されるべきことをラベルに表示することが義務付けられる（改正 F ガス規則第 12 条第 15 項）。

安全規定に関しては、実施則においてラベルに記載すべき注意書きの内容等が定められた⁵¹³。

免除に関しては、委任法として Commission Implementing Regulation (EU) 2024/2729⁵¹⁴が制定され、環境シミュレーション、スプレー乾燥、凍結乾燥及び遠心分離に関する装置については 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで適用が免除され、上市が可能となっている（同委任法第 1 条柱書）。

TBT 協定との関係では、2024 年版不公正貿易報告書においても論じられているとおり、規制目的との関連性不十分による TBT 協定第 2.1 条不適合の可能性、過度に広範に「F ガス」の使用を一律禁止することの同協定第 2.2 条不適合の可能性及び通報に対する他の加盟国の意見を考慮する義務（同協定第 2.9.4 条）不適合の可能性がある。特に、本改正案に対する意見公募手続においては日本から提出された意見が全体の 46%を占めるなど⁵¹⁵、冷媒に関係する日本企業の利害にも影響が大きいいため、適切な立法及び施行を引き続き求めていく必要性が高い。

サービス貿易

（1）2024年版不公正貿易報告書P.137,138のオーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。特に、EUはサービス交渉においてAV分野をまったく約束していないところ、新規加盟国の国に対して、AV分野の留保を働きかけているという情報があるところ、何かそのような働きかけについて情報があれば、調査・報告ください。

欧州メディア自由法は、2024 年 3 月 13 日、欧州委員会との協議を経て欧州議会により採択された⁵¹⁶。同法は 2025 年 5 月 1 日に発効し、2025 年 8 月 8 日に全面的に施行される⁵¹⁷。

⁵¹⁰ EUR-LEX “Regulation (EU) 2024/573 of the European Parliament and of the Council of 7 February 2024 on fluorinated greenhouse gases, amending Directive (EU) 2019/1937 and repealing Regulation (EU) No 517/2014 (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/573/oj>) （2024年12月6日最終確認）

⁵¹¹ 欧州委員会 “Fluorinated greenhouse gases” (https://climate.ec.europa.eu/eu-action/fluorinated-greenhouse-gases_en) （2024年12月6日確認）

⁵¹² 欧州委員会 “F-gas Legislation” (https://climate.ec.europa.eu/eu-action/fluorinated-greenhouse-gases/eu-rules/f-gas-legislation_en) （2024年12月6日最終確認）

⁵¹³ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2024/2174 of 2 September 2024 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2024/573 of the European Parliament and of the Council as regards the format of the labels for certain products and equipment containing fluorinated greenhouse gases and repealing Commission Implementing Regulation (EU) 2015/2068” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202402174) （2024年12月17日確認）

⁵¹⁴ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2024/2729 of 22 October 2024 authorising an exemption pursuant to Regulation (EU) 2024/573 of the European Parliament and of the Council, with regard to the use of fluorinated greenhouse gases in certain environmental simulation devices, laboratory spray-drying or freeze-drying equipment, and laboratory centrifuges” (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2024/2729/oj) （2024年12月6日最終確認）

⁵¹⁵ みずほリサーチ&テクノロジーズ「速報・欧州PFAS規制案パブコメ提出状況と指摘されている論点」 (<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/consulting/articles/2023-k0032/index.html>) （2024年12月6日確認）

⁵¹⁶ 欧州議会 “Audiovisual and media policy” (<https://www.europarl.europa.eu/factsheets/en/sheet/138/audiovisual-and-media-policy>) （2024年12月6日確認）

⁵¹⁷ 欧州評議会 European Audiovisual Observatory “What’s the new European Media Freedom Act and how will it safeguard the independence and pluralism of media services in the European Union?” (<https://www.obs.coe.int/en/web/observatoire/-/what-s-the-new-european-media-freedom-act-and-how-will-it-safeguard-the-independence-and-pluralism-of-media-services-in-the-european-union>)

「新規加盟国の国に対して、AV 分野の留保を働きかけているという情報」については探し当たらなかった。

政府調達

(1) 2024年度版不公正貿易報告書P.138,139の「政府調達」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。

【EU】

欧州委員会は、2023年2月21日、事業者の定義、サービス及び物品の原産地の決定方法、落札業者の義務並びにIPI措置が行使される方法等の国際調達手段規則（IPI）における主要概念について明確化したガイドラインを公表した⁵¹⁸。

欧州委員会は、2024年4月24日、IPIに基づく最初の調査として、中国の医療機器の公共調達市場における措置と慣行調査を開始した⁵¹⁹。欧州委員会としては、中国が、①法律上、国内の商品の調達が優遇されていること、②医療機器を含む輸入商品による調達について、国内商品の調達の場合と比して厳格な申請・評価・承認手続きを設定していること、③通常の営利企業では維持できないほどの異常な低入札価格による入札が発生している、という3点の理由を示した上で、これらの措置がEU企業の公共調達への参加の機会に、法律上及び事実上、深刻かつ継続的な障害をもたらしているとの予備的評価を与えている。IPIによる当該調査は、法律上9か月以内に終了するものとされており⁵²⁰（正当な理由がある場合は、5か月延長できるものとされている）、調査の終了時には、欧州委員会は調査結果及び調査結果に基づく行動指針を発表することとなっている⁵²¹。現状においては、調査開始に関するプレスリリース以降新たな発表はされておらず、今後の動向が待たれる。

知的財産

(1) スペアパーツの議論を巡っては、修理条項を追加した改正意匠法が、ドイツにおいては2020年12月に公布され、フランスにおいては2023年1月に施行され、EU域内の調和についても2023年12月に、EU理事会は、規則案及び指令案に対する修正提案を行ったが「修理条項」の概念は維持し、規則案及び指令案に関して暫定合意に達した旨を公表する等、EUの主要国（英国含む）において動きが見られるところ、EU並びに主要国（英国含む）の法制度や主要判例の動向について調査・報告ください。

1. 「EU意匠保護の近代化」に係る法案の採択及び発効

欧州議会及びEU理事会は、共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案をそれぞれ正式に採択し、2024年12月8日、共同体意匠規則を改正する規則⁵²²及び意匠の法的保護に関する指令⁵²³が発効した。

[union-](#)) (2024年12月6日確認)

⁵¹⁸ 欧州連合 “Guidelines to facilitate the application of the IPI Regulation by contracting authorities and contracting entities and by economic operators” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023XC0221%2802%29&qid=1734048471122>) (2024年12月12日確認)

⁵¹⁹ 欧州委員会 “Notice of initiation of an investigation pursuant to the International Procurement Instrument concerning measures and practices of the People's Republic of China in the public procurement market for medical devices” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202402973) (2024年12月12日確認)

⁵²⁰ IPI第5条第3項

⁵²¹ IPI第5条第4項

⁵²² EU “Regulation (EU) 2024/2822 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 amending Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation (EC) No 2246/2002 (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32024R2822>) (2024年12月18日確認)

⁵²³ EU “Directive (EU) 2024/2823 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on the legal protection of designs (recast) (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32024L2823&qid=173235992553>)

(1) 採択に至るまでの経緯

共同体意匠規則を改正する規則案⁵²⁴及び意匠の法的保護に関する指令案⁵²⁵（以下、総称して「本法案」という）は、欧州委員会が採択・公表した知的財産行動計画（intellectual property action plan）で示された行動⁵²⁶のうちの「EU 意匠保護の近代化」に沿って、2022 年 11 月 28 日に、欧州委員会から提案された法案であり⁵²⁷、その内容の一つに EU 全体での「修理条項」の導入を含んでいる（共同体意匠規則を改正する規則案 20a 条、意匠の法的保護に関する指令案 19 条）。

EU 理事会は、2023 年 9 月 25 日、一般的アプローチ（General Approach）⁵²⁸を採択し、本法案の主な目的を支持するとして、欧州委員会が提案した「修理条項」の概念を維持する立場を明らかにした⁵²⁹。なお、このなかで、EU 理事会は、本法案の改善点として、EU 加盟国が新しい法律を適用するために必要な措置を講じるための時間を確保するため、移行期間を 24 ヶ月ではなく 36 ヶ月とすることを提案した。

その後、EU 理事会は、2023 年 12 月 5 日、本法案について、欧州議会との間で暫定合意に達したことを公表した⁵³⁰。当該暫定合意においては、既に保護が与えられている意匠の保護期間が 8 年間と定められ⁵³¹、また、加盟国が新しい法律を適用するための移行期間は 36 ヶ月とされた。

そして、上記暫定合意がされた本法案について、通常立法手続が進められ、欧州議会は 2024 年 3 月 14 日に⁵³²、EU 理事会は 2024 年 10 月 10 日に⁵³³、それぞれ本法案を正式に採択した。本法案は、2024

9) (2024年12月18日確認)

⁵²⁴ 欧州委員会 “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation (EC) No 2246/2002” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0666>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁵²⁵ 欧州委員会 “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the legal protection of designs (recast)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A667%3AFIN>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁵²⁶ 欧州委員会 “An intellectual property action plan to support the EU’s recovery and resilience” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁵²⁷ 欧州委員会 “Intellectual property: New rules will make industrial designs quicker, cheaper and more predictable” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7216) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁵²⁸ 一般的アプローチ（General Approach）とは、欧州議会在が意見を提出する前に、EU 理事会の意見を欧州議会に伝えることであり、これにより欧州議会と EU 理事会の合意が容易になり、立法手続きの迅速化に資するものである（EU 理事会 “The ordinary legislative procedure” (<https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/ordinary-legislative-procedure/>) (2024 年 12 月 18 日確認)。

⁵²⁹ EU 理事会 “Intellectual property: Council adopts two positions on designs protection legislation” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/09/25/intellectual-property-council-adopts-two-positions-on-designs-protection-legislation/>) (2024 年 12 月 18 日確認)。

⁵³⁰ EU 理事会 “Council and Parliament strike provisional deal on design protection package” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/05/council-and-parliament-strike-provisional-deal-on-design-protection-package/>) (2024 年 12 月 18 日確認)。

⁵³¹ 当初の欧州委員会の提案においては、既に保護が与えられている意匠については 10 年間の移行期間中、引き続き保護されるべきとされていた（欧州委員会 “Intellectual property: New rules will make industrial designs quicker, cheaper and more predictable” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7216)

⁵³² 欧州議会 “Industrial property: protection of Community design” (<https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/en/document-summary?id=1780598>) (2024 年 12 月 18 日確認)。

⁵³³ EU 理事会 “Intellectual property: Council gives its final approval to the designs protection package” (<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/10/10/intellectual-property-council-gives-its-final-approval-to-the-designs-protection-package/>) (2024 年 12 月 18 日確認)。

年 10 月 23 日に欧州議会議長及び EU 理事会議長による署名、2024 年 11 月 18 日に官報による公布が行われ^{534 535}、2024 年 12 月 8 日に発効した^{536 537}。

(2) 今後の動向

共同体意匠規則を改正する規則及び意匠の法的保護に関する指令の発効により、共同体意匠規則及び意匠の法的保護に関する指令にいわゆる「修理条項」が導入され、複雑な製品（Complex Product）⁵³⁸の元の外観を回復するために、その修理の目的のみに使用される部品であって、そのデザインが当該製品の外観に依存するものについては、意匠保護の対象外とする新たな規定が設けられた（共同体意匠規則 20a 条 1 項、意匠の法的保護に関する指令 19 条 1 項）。また、修理条項の適用を受けるためには、複雑な製品の修理に使用されるスペアパーツの製造業者又は販売業者において、その製品等において明確かつ視認可能な表示によって、製造業者名等について消費者に適切に通知しなければならない（同規則 20a 条 2 項、同指令 19 条 2 項）。なお、同指令の発効時点で EU 加盟国の国内法で保護されていた意匠であって、2024 年 12 月 8 日より前に登録出願されたものについては、2032 年 12 月 9 日まで引き続き意匠保護を受ける（同指令 19 条 4 項）。

EU 加盟国においては、意匠の法的保護に関する指令に従って、同指令の発効日から 36 ヶ月以内（2027 年 12 月 9 日まで）に必要な国内法の改正を行う必要がある（同指令 36 条 1 項）、今後、EU 加盟国各国において、国内法の改正に関する議論がなされることになる。

2. フランスにおける意匠法改正

フランスにおいては、2021 年 8 月 22 日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」（Law No. 2021-1104）⁵³⁹第 32 条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他の自動車関連のスペアパーツについては保護期間を短縮する改正がなされた。同条 IV により、この改正法は 2023 年 1 月 1 日から施行されている。改正法の詳細については、一昨年度の報告のとおりであり、一昨年度以降、この点について特段の変更はない。

なお、意匠の法的保護に関する指令に導入された修理条項の対象は複雑な製品（Complex Product）の修理に使用されるスペアパーツであり、現行のフランス意匠法における修理条項とは異なり、自動車関連の一部のスペアパーツに限定したものではない。そのため、今後、同指令の修理条項をフランスの国内法においてどのように反映するのかについて議論がなされるものと思われる。

3. 修理条項と欧州連合商標（Audi AG v. GQ (C-334/22) [2024] ECLI:EU:C:2024:76）

自動車メーカーである原告 Audi AG が、自動車用スペアパーツの専門小売業者である被告に対し、被告の製造するラジエーターグリルに原告の欧州連合登録商標と同一又は類似の標章が付されていると主張し、当該ラジエーターグリルの輸入、提供、販売、宣伝の禁止を求めた事件において、欧州司

⁵³⁴ EU “Follow the steps of procedure 2022/0391/COD” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=CELEX:32024R2822>) (2024年12月18日確認)

⁵³⁵ EU “Follow the steps of procedure 2022/0392/COD” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/HIS/?uri=CELEX:32024L2823>) (2024年12月18日確認)

⁵³⁶ EU “Regulation (EU) 2024/2822 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 amending Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation (EC) No 2246/2002 (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32024R2822>) (2024 年 12 月 18 日確認)

⁵³⁷ EU “Directive (EU) 2024/2823 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on the legal protection of designs (recast) (Text with EEA relevance)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32024L2823&qid=1732359925539>) (2024年12月18日確認)

⁵³⁸ 「『複雑な製品』は、製品の分解及び再組立を可能にする交換可能な複数の部品によって構成されている製品を意味する。」と定義されている（共同体意匠規則を改正する規則Article 1(9)、意匠の法的保護に関する指令Article 2(5)）。

⁵³⁹ Legifrance“LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets (1)” (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043956924>) (2024 年 12 月 18 日確認)

法裁判所（CJEU）は、2024年1月25日、ワルシャワ司法裁判所の予備判決の照会に対する判断を行った⁵⁴⁰。欧州司法裁判所は、欧州連合商標に関する2017年6月14日付欧州議会・理事会規則2017/1001（以下、「規則2017/1001」という）に、共同体意匠規則110条（いわゆる修理条項。但し、経過措置として規定されているもの）に該当する条項は存在しないことを確認した上で⁵⁴¹、自動車の製造業者と非純正スペアパーツの販売業者間の歪みのない競争を維持するという目的を考慮するために、共同体意匠規則110条を類推適用し、同条に基づき規則2017/1001第9条により欧州連合商標の所有者に付与された権利を制限する、というような解釈を同条について行うことはできないと判示した⁵⁴²。

4. 英国における修理条項

英国における修理条項に関しては、従前から、登録意匠制度に関しては修理条項が設けられており、非登録意匠制度に関しては、いわゆる Must Fit 意匠⁵⁴³、Must Match 意匠⁵⁴⁴について保護が及ばないものとする定めが置かれている。一昨年度の報告以降、この点について特段の変更はない。

補助金

（1）20[2]4 年度不正貿易報告書 p.141 の「仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正」について、アップデート情報があれば調査・報告ください。また、イタリアでも一定割合ヨーロッパの部品を使った自動車を優遇する補助金が検討されていると聞いているところ、措置の検討状況、EU の他の国で追随する動きがあるかについて調査・報告ください。

1. 仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正

フランスは、2025 年、EV に対する補助金を最大 7,000 ユーロから最大 4,000 ユーロに削減する。また、2025 年度予算案における EV 補助金の予算も 3 分の 2 の規模に削減される（15 億ユーロから 10 億ユーロへ）⁵⁴⁵。

2. イタリアにおける一定割合ヨーロッパの部品を使った自動車を優遇する補助金

当該情報には探しなかった。

反対に、イタリア政府は 2025 年から 2030 年にかけて自動車業界への支援を減額することを検討している旨報道されている⁵⁴⁶。

⁵⁴⁰ 欧州司法裁判所“Judgment of the Court (Fourth Chamber) of 25 January 2024.” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62022CJ0334&qid=1732370332743>)（2024年12月18日確認）

⁵⁴¹ Audi AG v. GQ (C-334/22) [2024] ECLI:EU:C:2024:76, paragraph 26

⁵⁴² Ibid., paragraphs 27-29

⁵⁴³ 機能的観点からその形状以外に選択の余地のない部品がこれに該当し、一般に、自動車の排気管やカップリングスリーブ等が挙げられる。1988 年英国著作権・意匠・特許法第 213 条(3)(b)(i)では、「いずれかの物品がその機能を果たすことができるように、ある物品が他の物品に結合され又はその中、周囲若しくはこれに対して配置されることを可能にする物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

⁵⁴⁴ 複合製品全体の外観・形状によって形状が定まるような構成部品がこれに該当し、一般に、自動車のドアパネルや外装パネル等が挙げられる（Ford Motor Company Limited and Iveco Fiat Spa’s Design Application [1993] RPC 339 参照）。1988 年英国著作権・意匠・特許法第 213 条(3)(b)(ii)では、「意匠創作者が他の物品の外観の不可欠の一部をなすものと意図し、当該他の物品の外観に依存している物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

⁵⁴⁵ 欧州委員会 “European Alternative Fuels Observatory > France > Incentives and Legislation” (<https://alternative-fuels-observatory.ec.europa.eu/transport-mode/road/france/incentives-legislations>)（2024年12月6日確認）

⁵⁴⁶ “Italy to cut automotive industry support by around \$5 billion”, Reuters, (<https://www.reuters.com/business/autos-transportation/italy-cut-automotive-industry-support-by-around-5-billion-2024-10-28/>)（2024年12月6日確認）

3. 他の EU 加盟国の追随
当該情報には探し当らなかった。

5. 韓国

関税

(1) 2024年版不公正貿易報告書p.151の「関税構造」〈措置の概要〉、〈懸念〉に記載されている関税率や「最近の動き」の内容[新型コロナウイルス感染症の影響による関税措置やロシアのウクライナ侵略による関税関連の制裁措置等の具体的な内容(目的、品目、関税率、実施期間、根拠法)を含む]に変更・更新情報があれば報告してください。また、高関税品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を調査・報告してください。

1. 関税構造

韓国においては、関税法によって、関税体系が規律されている。

基本的な体系としては、基本税率、暫定税率及び弾力関税率により構成される⁵⁴⁷。また、弾力関税率は、ダンピング防止関税⁵⁴⁸、相殺関税⁵⁴⁹、報復関税⁵⁵⁰、緊急関税⁵⁵¹、調整関税⁵⁵²、割当関税⁵⁵³、季節関税⁵⁵⁴、国際協力関税⁵⁵⁵、便益関税⁵⁵⁶及び一般特惠関税⁵⁵⁷により構成される。関税の種類としては、従価税、従量税及び混合税である。

対日輸入適用税率には、EPA特惠税率も存在する⁵⁵⁸。

2023年の非農産品の単純平均譲許税率は9.8%、譲許率は94.1%であり、2022年から変更はない⁵⁵⁹。また、2023年時点の非農産品の平均実行関税率は6.5%であり、2018年から6.5~6.6%の水準を維持している⁵⁶⁰。

2024年版不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、織物(最高30%)、衣類(最高35%)、電気機器(最高20%)となっており、依然として高い譲許税率が存在する。また、それ以外で比較的高い譲許税率を示す品目としては、金属鉱物(最高35%)や魚及びその加工製品(最高32%)が存在する。ポリッシングパッドの実行関税率は8%のままで変更は確認されなかった⁵⁶¹。

2. 最近の動き

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2020年7月時点で

⁵⁴⁷ 関税法第49条

⁵⁴⁸ 関税法第51条乃至第56条

⁵⁴⁹ 関税法第57条乃至第62条

⁵⁵⁰ 関税法第63条及び第64条

⁵⁵¹ 関税法第65条乃至第67条の2

⁵⁵² 関税法第69条及び第70条

⁵⁵³ 関税法第71条

⁵⁵⁴ 関税法第72条

⁵⁵⁵ 関税法第73条

⁵⁵⁶ 関税法第74条及び第75条

⁵⁵⁷ 関税法第76条及び第77条

⁵⁵⁸ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定。外務省ウェブサイト参照(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>) (2024年12月3日確認)

⁵⁵⁹ WTO “Tariff Profiles 2023” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf)、及びWTO “Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) (2024年12月18日確認)

⁵⁶⁰ WTO “Tariff Profiles 2019” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) (2024年12月18日確認)

⁵⁶¹ FedEx 「WorldTatiff オンラインデータベース」 (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp&current=Search%20Options>) (2024年12月18日確認)

約 90%の関税が撤廃され、2023 年までには、全 201 品目の関税が完全に撤廃されている⁵⁶²。

2024 年も 2023 年に引き続き、産業構造の変動等から品目間の税率の不均衡が生じている場合や、農林水産物など国際競争力が弱い品目の輸入増加により国内市場が混乱し、又は産業の基盤が崩壊するおそれがある場合に、それらを是正し又は防止するための調整関税が賦課されている⁵⁶³。そのため、活魚類、冷凍魚類、建築基材、調味料等の品目に対しては引き上げられた関税率が適用されている。

なお、新型コロナウイルス及び露のウクライナ侵攻について、関税が関係する制裁措置は存在しない。

⁵⁶² 世界貿易機構協定等による譲許関税規定(大統領令第34279号、2024.2.29一部改正)、別表 1。

⁵⁶³ WTOウェブサイト (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=KOR)、PIIEウェブサイト (<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/russias-war-ukraine-sanctions-timeline>) (2024年12月18日確認)

6. 台湾

関税

(1) 2024 年度版不公正貿易報告書 P.149 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を調査・報告ください。

1. 措置の概要、懸念点

＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載されている以下の関税率について、「WTO “World Tariff Profiles 2024”⁵⁶⁴」で調査を行ったが、変更やアップデートは見られなかった。

2024年時点での全品目の譲許率は100%である。また、2024年時点での現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 6.8%⁵⁶⁵であり、非農産品については 5.0%⁵⁶⁶であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大25%）⁵⁶⁷、普通・小型乗用車（最大17.5%）⁵⁶⁸、特殊用途自動車（最大30%）⁵⁶⁹等の高関税品目が存在する⁵⁷⁰。

2. 最近の動き

＜最近の動き＞に記載されている関税率について、「台湾の財政部関務署のウェブサイト⁵⁷¹」にて調査を行った。

新型コロナウイルスの防疫対策について、薬用アルコール原料の関税率引き下げが2023年で終了し、その後、新たな新型コロナウイルス防疫関連の関税措置が採られていない。

ロシアのウクライナ侵攻について、関税に係る制裁措置は採られておらず、ロシア及びベラルーシに対して、ハイテク製品の輸出禁止措置が採られており、同禁輸措置は、2024年2月7日の経済部公告で77品目⁵⁷²、2024年5月30日の経済部公告で1品目がそれぞれ追加されている⁵⁷³。

制裁措置とは異なるが、台湾行政院は、2023年度に続き、2023年12月5日の財政部公告で、牛肉、ベーキング用ミルクパウダー、クリーム、無水クリーム、小麦等22品目の関税率の一時減輕措置を2024年1月1日から同年3月31日まで実施することを公表した⁵⁷⁴。

上記措置は、2024年4月3日の財政部公告で同年4月1日から同年6月30日まで延長⁵⁷⁵、同年6月25日の財政部公告により同年7月1日から同年9月30日に延長⁵⁷⁶、同年9月23日の財政部公告で同年10月1日から同年12月31日までに延長されている⁵⁷⁷。

また、台湾財政部は、2022年9月14日の財政部公告により、ブラジル、中国本土、インド、インドネ

⁵⁶⁴ WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)

⁵⁶⁵ WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) 174 頁

⁵⁶⁶ WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) 174 頁

⁵⁶⁷ 税則コード 87043200005 等

⁵⁶⁸ 税則コード 87032110007 等

⁵⁶⁹ 税則コード 87059022、87059012

⁵⁷⁰ 税則税率総合照会システム (<https://portal.sw.nat.gov.tw/APGQO/GC411>)

⁵⁷¹ 財政部関務署 (<https://web.customs.gov.tw/>)

⁵⁷² 經濟部国際貿易局「中華民國 113 年 2 月 7 日經濟部公告」 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=4599&pid=778191&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageindex=1&history=)

⁵⁷³ 經濟部国際貿易局「中華民國 113 年 5 月 30 日經濟部公告」 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=4599&pid=784624&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageindex=1&history=)

⁵⁷⁴ 財政部関務署「中華民國 112 年 11 月 30 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=2d10e1b2498d4c6385740e06c1b31086>)

⁵⁷⁵ 財政部関務署「中華民國 113 年 4 月 3 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=90e267093b3f444ba3be1eb0890e01c8>)

⁵⁷⁶ 財政部関務署「中華民國 113 年 6 月 25 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=a6ea809eb5a74e279ae41abcb54eda13>)

⁵⁷⁷ 財政部関務署「中華民國 113 年 10 月 1 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=90446554758d4c8b93375fb25d3bc8c3>)

シア、韓国及びウクライナ産から輸入される炭素鋼板に対する反ダンピング税の課税決定に関して、国全体の経済利益への影響を考慮し、ウクライナに対する反ダンピング税の課税を1年間一時停止することにした⁵⁷⁸。当該一時停止措置は、2023年8月29日の財政部公告⁵⁷⁹及び2024年9月9日の財政部公告⁵⁸⁰によりそれぞれ1年間延長され、2024年12月6日時点において、2025年9月13日まで有効とされている。

⁵⁷⁸ 財政部関務署「中華民國111年9月14日財政部公告」

(<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=62a34b9dde334f08801569ae54282a50>)

⁵⁷⁹ 財政部関務署「中華民國112年8月29日財政部公告」

(<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=fb2d75bc7d5e4b2d91fc227ae834480b>)

⁵⁸⁰ 財政部関務署「中華民國113年9月9日財政部公告」

(<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=30bcc937693f4ac78d80e9eadf9f8aeb>)

7. 豪州

関税

(1) 2024 年度版不公正貿易報告書 P.147,148 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば調査・報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を調査・報告ください。

1. 関税率

2023 年の非農産品単純平均譲許税率は 10.5%で、2022 年と変更はなく、非農産品についても、2023 年の譲許率は 96.8%で、2022 年と変更はない。また、2023 年の非農産品単純平均実行関税率も 2.6%で、2022 年から変更はない。

不公正貿易報告書記載の非農産品等に関する譲許税率は、アパレル製品（最高 55%を維持）、エンジン類（最高 50%を維持）、電気機器（最高 45%を維持）、乗用車（最高 40%を維持）となっているが、2022 年と同様、全ての品目において実行関税率は 5%以下である⁵⁸¹。

2. 最近の動き

「最近の動き」について、ITA拡大交渉及び日豪EPAにおける変更はない。

2023年3月28日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、2013年に制定された関税附則の大部分が失効することを発表した⁵⁸²。失効対象となる附則は、2023年4月1日午前0時をもってその効力を失い、1995年関税定率法⁵⁸³別表4第57号に規定されているものと同じ商品の関税割引率を適用できる新しい統一附則に置き換えられる予定である。

2023年8月10日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定を締結したことを発表した⁵⁸⁴。当該協定により、日本自衛隊及びその関連部門が使用する指定物品に対して、物品・サービス税（GST）や輸入処理手数料（IPC）の免除がなされることとなった。

3. ロシアによるウクライナ侵攻の影響による関税措置

ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、2022年4月13日、ABFは、1901年関税法⁵⁸⁵第273EA条に基づき、ロシアに対する最恵国待遇を撤廃し、ロシア及びベラルーシの製品に対して一律 35%の追加関税を課すと発表した⁵⁸⁶。これらの制裁措置のうち追加関税は、2022年4月25日から2022年10月24日まで実施される予定であったが、2023年10月24日まで延長され⁵⁸⁷、さらに、2023年9月22日、ABFは、2025年10月24日まで再延長することを発表した⁵⁸⁸。

一方、ウクライナに対する支援を目的として、2022年7月11日、ABFは、1901年関税法第273EA条に基づき、ウクライナの製品に対する関税を一時的に免除すると発表した⁵⁸⁹。この支援措置は、2022年7月4日から12か月間実施される予定であったが、2023年6月29日、ABFは、2024年7月3日まで延長することを発表し⁵⁹⁰、さらに、2024年6月7日、ABFは、2026年7月3日まで再延長することを発表した⁵⁹¹。同時に、ABFは、2024年7月1日から、食品・衣類・家具・電化製品等457の関税項目の関税率が免除となる

⁵⁸¹ WTO “World Tariff Profiles 2023” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf) 及び WTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf)

⁵⁸² ABF “Australian Customs Notice No. 2023/13” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-13.pdf>)

⁵⁸³ Customs Tariff Act 1995

⁵⁸⁴ ABF “Australian Customs Notice No. 2023/37” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-37.pdf>)

⁵⁸⁵ Customs Act 1901

⁵⁸⁶ ABF “Australian Customs Notice No. 2022/21” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-21.pdf>)

⁵⁸⁷ ABF “Australian Customs Notice No. 2022/45” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-45.pdf>)

⁵⁸⁸ ABF “Australian Customs Notice No. 2023/42” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-42.pdf>)

⁵⁸⁹ ABF “Australian Customs Notice No. 2022/32” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-32.pdf>)

⁵⁹⁰ ABF “Australian Customs Notice No. 2023/29” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-29.pdf>)

⁵⁹¹ ABF “Australian Customs Notice No. 2024/17” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2024-17.pdf>)

ことを発表した⁵⁹²。

⁵⁹² ABF “Australian Customs Notice No. 2024/17” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2024-17.pdf>)

8. カナダ

関税

(1) 2024 年度版不公正貿易報告書 P.156 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を調査・報告ください。

1. 関税率

2023年の非農産品単純平均譲許税率は5.1%で、2022年から変更はない。非農産品について、2023年の譲許率は99.7%で、2022年から変更はない。また、2023年の非農産品単純平均実行関税率は2.0%であり、2022年から変更はない⁵⁹³。

2023年の非農産品等に関する譲許税率のうち比較的高い譲許税率となっているものは、履物（最高20%を維持）、衣類（最高18%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高15.7%）、パラシュート（最高15.7%を維持）、プレハブ建物（最高15.7%）、船舶（最高15.7%）、毛織物（最高14%）、鉄道関連製品（最高11.3%を維持）、刃物類（最高11.3%を維持）等がある⁵⁹⁴。但し、船舶の一部は非譲許品目で、最高実行税率は25%と2022年から変更はない⁵⁹⁵。

2. 最近の動き

以下の点以外に特段アップデートはない。

- ・ 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置など

2022年6月9日以降、ウクライナに対する支援を目的として、CSBAが関税表第115条に基づき、ウクライナの産品に対する関税を一時的に免除しているところ⁵⁹⁶、この支援措置は、それ以降も継続しており、2024年にも当該措置は延長され、2025年6月9日まで延長された⁵⁹⁷。

⁵⁹³ WTO “World Tariff Profiles 2023” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf) 及びWTO “World Tariff Profiles 2024” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) （2024年12月9日確認）

⁵⁹⁴ WTO 「関税データベース」 (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2024年12月9日確認）

⁵⁹⁵ FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>) （2024年12月9日確認）

⁵⁹⁶ CBSA “Customs Notice 22-12, Ukraine Goods Remission Order” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-12-eng.html>)

⁵⁹⁷ Canada Gazette “Order Amending the Ukraine Goods Remission Order: SOR/2024-111” (<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-06-19/html/sor-dors111-eng.html>)

基準・認証制度

（１）2024 年度版不公正貿易報告書 P.157 の「特定有害物質禁止規則改正案における DBDPE 禁止措置」について新たな動向があれば、調査・報告ください。

1. 措置の概要

2022年5月、カナダ政府は、デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）を用いた製品の輸入、販売等の禁止措置を含む「2022年特定有害物質禁止規則」案を公表し、TBT通報⁵⁹⁸を実施した。

これに対し、日本政府は、2022年7月、DBDPEが電子電気機器、自動車、航空機、医療機器、産業機器等の幅広い分野で利用されており、その代替となる難燃剤が存在しないことなどから、TBT委員会において上記規則案におけるDBDPE規制案に対して懸念を表明した⁵⁹⁹。

2023年8月、カナダ政府は、WTO加盟国に対し、当初2023年に公表が見込まれていた「2022年特定有害物質禁止規則」最終版の公表が最も早くとも2024年夏となる見込みである旨を通報した⁶⁰⁰。

2. 最近の動き

2022年11月⁶⁰¹、2023年3月⁶⁰²、同年6月⁶⁰³及び同年11月⁶⁰⁴のTBT委員会において、日本政府が上記規則案におけるDBDPE規制案に対して重ねて懸念を表明したところ、2023年3月以降のTBT委員会では韓国政府も同規制案への懸念を表明し、2023年6月以降のTBT委員会では中国政府もカナダ政府に対して同規制案を保留とするよう意見を表明した。

これに対し、カナダ政府は、2023年11月のTBT委員会において「2022年特定有害物質禁止規則」最終版の公表が最も早くとも2024年夏となる見込みである旨を述べているが、その後2024年12月4日現在に至るまで同規則の最終版は公表されていない⁶⁰⁵。

数量制限

（１）2024 年度版不公正貿易報告書 P.155 の「丸太の輸出規制」について新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 措置の概要

ブリティッシュ・コロンビア州においては、州有林から産出される丸太の輸出には樹種や等級に応じ

⁵⁹⁸ WTO「G/TBT/N/CAN/673」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN673.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁵⁹⁹ WTO「G/TBT/M/87」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBT/M87.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰⁰ WTO「G/TBT/N/CAN/673/Add.1」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/CAN673A1.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰¹ WTO「G/TBT/M/88」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBT/M88.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰² WTO「G/TBT/M/89」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBT/M89.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰³ WTO「G/TBT/M/90」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBT/M90.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰⁴ WTO「G/TBT/M/91」 (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBT/M91.pdf&Open=True>) (2024年12月4日確認)

⁶⁰⁵ カナダ政府「Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022 [Proposed]」 (<https://pollution-waste.canada.ca/environmental-protection-registry/regulations/view?Id=2175>) (2024年12月4日確認)

た「州内加工代替税」⁶⁰⁶が課せられており、加工木材製品規則（MFPR）⁶⁰⁷の2023年12月改正が2024年2月に施行されたことによって沿岸部のみならず内陸部から輸出されるベイスギ及びベイヒバの製材についても規制の対象となった。

本件について、2024年不公正貿易報告書の記載内容以降の特段の新たな動向は確認されなかった。

一方的措置

（1）カナダの対中EV・鉄・アルミ関税の根拠となった関税定率法 53 条について、その規定内容、措置の特徴、前例（対米 232 条措置に対するリバランス措置が唯一の事例という情報を得ているが正しいか）、WTO 整合性等について調査・報告ください。

（規定概要）

他国との貿易協定に基づくカナダの権利を執行するため、又はカナダの産品若しくはサービスの貿易に直接的若しくは間接的に悪影響を及ぼす、他国の行為、政策、慣行に対抗するため、財務大臣又は外務大臣の勧告を受けて、カナダ総督が以下のいずれか一つ以上の措置をとることができる。

- (a) 貿易協定又は議会法に基づき付与した権利又は特権の停止又は撤回
- (b) 追加関税の賦課
- (c) 輸入管理
- (d) 関税割当

1. 措置の根拠規定の内容

カナダ関税定率法（Customs Tariff）53 条(2)(b)は、財務大臣及び外務大臣の勧告を受けて、カナダの枢密院総督（Governor in Council）による命令により、外国との貿易協定上の権利行使のため、あるいは、直接又は間接的にカナダの産品若しくはサービス貿易に悪影響を及ぼす外国の行為、政策、慣行に対抗するため、関税定率法等により課された関税に加えて、外国の原産品に対して追加関税を課することができる旨を規定する⁶⁰⁸。

当該規定には、議会の承認や WTO その他の紛争解決パネルの承認を必要とせず、カナダ総督の命令のみによって追加関税措置が発動可能としている点、そして、外国との貿易協定の違反が要件となっているわけではなく、カナダの貿易に悪影響を及ぼすものか否かが要件となっている点に特徴がある。

なお、枢密院総督による追加関税命令が発令されると、カナダの官報に掲載され、当該追加関税は、CBSA（the Canada Border Services Agency）が所管することとなる⁶⁰⁹。

2. 関税定率法 53 条に基づく追加関税が課された前例

カナダ政府が過去に関税定率法 53 条に基づく追加関税措置を取った前例としては、以下のものがある。

(1) EU 産食肉製品（牛肉及び豚肉）、ピクルスへの追加関税

1988 年、EC が特定の成長促進ホルモン剤を使用した牛肉の輸入禁止措置を取ったことに対する対抗措置として、WTO の紛争解決機関（DSB）が認めた権限に基づき⁶¹⁰、1998 年 8 月、カナダ政府は関税

⁶⁰⁶ ブリティッシュ・コロンビア州「Fee in Lieu (FIL) of Manufacture」 (<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/step-2-bc-permit-and-export-fees/export-fees>) （2024年12月4日確認）

⁶⁰⁷ ブリティッシュ・コロンビア州「About the Manufactured Forest Products Regulation (MFPR)」 (<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/competitive-forest-industry/log-exports/about-the-manufactured-forest-products-regulation-mfpr>) （2024年12月4日確認）

⁶⁰⁸ Justice Laws Website “Version of section 53 from 2020-07-01 to 2024-11-26: of Customs Tariff” (<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-54.011/section-53-20200701.html>)

⁶⁰⁹ CBSA “Memorandum D16-1-1 - Information Pertaining to the Application, Collection, and Adjustment of a Surtax” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/pdf/d16-1-1-eng.pdf>)

⁶¹⁰ WTO “DS48: European Communities — Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones)” (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds48_e.htm)

定率法 53 条に基づき EC 産の食肉製品（牛肉及び豚肉）やピクルスに対し 100%の追加関税を課す措置を講じた⁶¹¹。その後、2011 年に EC とカナダの間で貿易紛争解決のための覚書を締結し、EC 側の輸入規制緩和を条件にカナダは追加関税を撤廃することになった⁶¹²。

(2) 米国産鉄鋼・アルミニウム製品への追加関税

2018 年 5 月 31 日、米国は、1962 年通商拡大法 232 条（以下、「232 条」という。）に基づきカナダからの特定の鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税（鉄鋼製品に 25%、アルミニウム製品に 10%）を課すことを発表した（実際は、追加関税措置を一時的に免除していたものを延長しないと発表し、これによって実質的に追加関税が発動されるに至った。）。これを受け、2018 年 7 月、カナダ政府は米国からの鉄鋼・アルミニウム製品、その他の品目（ウイスキーやトランプなど）に対し、関税定率法 53 条に基づき追加関税措置（鉄鋼製品に 25%、アルミニウム製品に 10%、その他品目に 10%）を発動した⁶¹³ ⁶¹⁴。その後、2019 年 5 月 17 日、米国、カナダ、メキシコの 3 か国は、米国がカナダとメキシコに課していた鉄鋼・アルミニウム製品の追加関税を撤廃し、カナダとメキシコは報復関税と WTO への提訴を取り下げることと合意し、共同声明を発表した⁶¹⁵。米国とカナダとの共同声明には、アルミニウム又は鉄鋼の輸入が大幅に増加した際には、輸入国は輸出国との協議を要請することができ、この協議後、輸入国は、急増した個々の製品に関して、鉄鋼については 25%、アルミニウムについては 10% の関税を賦課することができる旨合意されていた⁶¹⁶。

2020 年 8 月 6 日、米国は、カナダからのアルミニウム製品の輸入増加を受け、上記共同声明に基づき、カナダのアルミニウム製品輸入に対し、追加関税 10%を課すこと発表した⁶¹⁷。これを受け、同年 8 月 7 日、カナダ政府は、関税定率法 53 条に基づき米国からのアルミニウム製品輸入に対し 10%の追加関税措置の発動を発表⁶¹⁸。カナダ政府の同措置は同年 9 月 16 日に発効する予定であったところ⁶¹⁹、同年 9 月 15 日、米国はカナダのアルミニウム製品に対する追加関税を同年 9 月 1 日にさかのぼって撤廃する旨発表した⁶²⁰。その後、カナダも米国アルミニウム製品に対する追加関税措置を撤廃した⁶²¹。

3. 対中追加関税措置の特徴

(1) 対中 EV 追加関税

〔背景〕

カナダ政府によれば、EV 及びその関連サプライチェーンは、カナダのクリーンな未来を支える戦略的事業分野とされ、カナダ自動車製造業は 12 万 5000 人以上の雇用を直接支えている。また過去 4 年間に於いて、日本企業であるホンダをはじめとする世界的な自動車メーカーや EV 関連産業から 440 億ドル以上の投資を誘致したと発表されており、自動車産分野の労働者の長期的な雇用機会の確保のため

⁶¹¹ CanLII “European Union Surtax Order, SOR/99-317” (<https://www.canlii.org/en/ca/laws/regu/sor-99-317/latest/sor-99-317.html>)

⁶¹² Canada Gazette “ARCHIVED — Order Amending the Import Control List and Repealing the European Union Surtax Order” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2011/2011-08-17/html/sor-dors157-eng.html>)

⁶¹³ Canada Gazette “United States Surtax Order (Steel and Aluminum): SOR/2018-152” (<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2018/2018-07-11/html/sor-dors152-eng.html>)

⁶¹⁴ Canada Gazette “United States Surtax Order (Other Goods): SOR/2018-153” (<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2018/2018-07-11/html/sor-dors153-eng.html>)

⁶¹⁵ Global Affairs Canada “Joint Statement by Canada and the United States on Section 232 Duties on Steel and Aluminum” (<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2019/05/joint-statement-by-the-united-states-and-canada-on-section-232-duties-on-steel-and-aluminum.html>)

⁶¹⁶ JETRO 「米国の 232 条に基づく鉄鋼・アルミ製品への追加関税賦課と報復関税の撤廃でカナダ、メキシコと合意」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/7f29c84b6e34957b.html>)

⁶¹⁷ JETRO 「米トランプ政権、カナダからのアルミ製品輸入の一部に 232 条追加関税を復活」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/08/282d4cfa8a7fa5b3.html>)

⁶¹⁸ JETRO 「カナダ政府、米国産アルミ製品輸入に報復関税適用へ、米国の追加関税措置を受け」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/08/76c9ec74595e4418.html>)

⁶¹⁹ Canada Gazette “United States Surtax Order (Aluminum 2020): SOR/2020-199” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-09-30/html/sor-dors199-eng.html>)

⁶²⁰ JETRO 「米政府、カナダからのアルミ製品に再賦課した 232 条追加関税を撤廃」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/a801de389b9c7fe4.html>)

⁶²¹ Canada Gazette “Order Repealing the United States Surtax Order (Aluminum 2020): SOR/2021-112” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2021/2021-06-09/html/sor-dors112-eng.html>)

にも重要な産業として位置付けられている。一方、中国では、必要部品のサプライチェーンに対する補助金、労働・環境基準の欠如、生産コストの人為的な引き下げ等が実施され、その非市場経済政策や慣行が用いられていることは広く知られており、EV の過剰な生産能力をもたらしていた。その結果、中国は不当に低い価格で EV を輸出し、世界貿易を歪めていると発表。中国製 EV のカナダ市場への輸出は増加傾向にあり、2022 年の 8400 万ドルから 2023 年には 23 億ドル近くに増加していた^{622 623 624}。

[意見公募]

2024 年 6 月 24 日、カナダ政府は、自国の EV 産業界の保護のため、中国の不公正な貿易慣行に対する自国の潜在的な対抗措置（関税定率法 53 条に基づく追加関税やゼロエミッション車に対する政府奨励プログラムの調整等）について、30 日間の意見公募（Public Consultation）を開始する旨発表した⁶²⁵。その後、同年 7 月 2 日から 8 月 1 日までにかけて意見公募が実施され、業界団体、労働組合、企業、個人等からカナダ政府は意見を受理した。その結果、自動車業界及びそのサプライチェーン上の利害関係者らは、追加関税に強く賛成をし、米国との足並みをそろえることの重要性を強調した⁶²⁶。

[措置の公表]

2024 年 8 月 26 日、カナダ政府は、意見公募の結果を踏まえ、同年 10 月 1 日より中国産 EV に対し 100%の追加関税を課す旨発表した⁶²⁷。

[措置の実施]

2024 年 10 月 1 日、関税定率法 53 条(2)(b)に基づき、カナダ枢密院総督による中国産 EV に対する追加関税を行う命令が施行された。同命令の対象となる製品は、中国産の電気自動車のほか特定のハイブリッド乗用車、トラック、バス、配達用のバンが含まれており、これらに既に適用される最恵国待遇輸入関税 6.1%に加えて追加関税が課された⁶²⁸。なお、同日に輸送中の製品には適用されないこととされた。

(2) 対中鉄鋼・アルミニウム関税

[背景]

カナダ政府によれば、鉄鋼・アルミニウム及びその関連サプライチェーンは、カナダのクリーンな未来を支える戦略的事業分野とされ、カナダ自動車製造業は 13 万人以上の雇用を直接支えている。また、鉄鋼・アルミニウムは、カナダの EV を含む自動車の生産や輸送、建設、再生可能エネルギー、パッケージング、電気・電子のような下流産業において重要な原材料として使用される。一方、中国においては広範囲な補助金の支給や労働及び環境基準の欠如、生産コストの人為的な引き下げ等が実施され、その非市場経済施策と慣行により、その構造的な過剰生産能力をもたらしていた。この点、カナダ及びその同志国や OECD は、従前より中国の構造的な過剰生産能力と世界貿易への影響に関し懸念表明をしていたところであった。その結果、中国は不当に低価格な鉄鋼・アルミニウムを輸出、世界貿易を歪めていると発表。中国産の鉄鋼・アルミニウムのカナダ市場への輸出は増加傾向にあり、

⁶²² Department of Finance Canada “Canada implementing measures to protect Canadian workers and key economic sectors from unfair Chinese trade practices” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>)

⁶²³ Canada Gazette “China Surtax Order (2024): SOR/2024-187” (<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-09/html/sor-dors187-eng.html>)

⁶²⁴ JETRO 「カナダ政府、10月から中国製EVに100%の追加関税を賦課」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/77edbf39e7e223a0.html>)

⁶²⁵ Department of Finance Canada “Consultations on potential policy responses to unfair Chinese trade practices in electric vehicles” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2024/consultations-on-potential-policy-responses-to-unfair-chinese-trade-practices-in-electric-vehicles.html>)

⁶²⁶ Canada Gazette “China Surtax Order (2024): SOR/2024-187” (<https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-09/html/sor-dors187-eng.html>)

⁶²⁷ Department of Finance Canada “Canada implementing measures to protect Canadian workers and key economic sectors from unfair Chinese trade practices” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>)

⁶²⁸ CBSA “Customs Notice 24-32: China Surtax Order (2024) – Electric vehicles” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn24-32-eng.html>)

2019年の11億ドルから2023年には23億ドル近くに増加していた^{629 630 631}。

[措置の公表]

2024年8月26日、カナダ政府は、同年10月15日より中国産の鉄鋼・アルミニウムに対して25%の追加関税を課す旨を発表した⁶³²。

[意見公募]

2024年8月26日付の措置の発表を受け、カナダ政府は、中国の不公平な貿易に対抗し、中国産の鉄鋼・アルミニウムについて追加関税を課すことに関し、同日から同年9月20日までの間、意見公募（Public Consultation）を実施した。業界団体や労働組合、企業、個人などから意見が寄せられ、鉄鋼・アルミニウム業界の関係者らは、追加関税に強く賛同し、米国との足並みを揃えることの重要性を強調した⁶³³。

[措置の実施]

先に公表された日付より1週間遅れて、2024年10月22日、関税定率法53条(2)(b)に基づき、カナダ枢密院総督による中国産鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税を行う命令が施行された^{634 635}。なお、同日に輸送中の製品には適用されないこととされた。

4. WTO 整合性等

このようなカナダによる対中EV、鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置は、WTOルール上、GATT第1条（最恵国待遇）及び同第2条（WTO協定税率を超えない関税率の適用）に違反するおそれがある。

なお、2024年9月6日、中国は、カナダに対し、当該対中EV及び鉄鋼・アルミニウム関税措置に対し、WTOに協議要請を申立てており、GATT第1条及び同第2条違反を主張している⁶³⁶。

その他、中国は、カナダによる中国産EV、鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置に加えて、カナダが同時発表した中国産のバッテリー、バッテリー部品、半導体、ソーラー製品、重要鉱物などカナダの将来の繁栄に必要な分野に関し、さらなる措置を検討するため、30日間の意見公募を行うことを発表していたこと⁶³⁷に対し、これらが「対外貿易法」第7条に規定されている「貿易面で中

⁶²⁹ Department of Finance Canada “Canada implementing measures to protect Canadian workers and key economic sectors from unfair Chinese trade practices” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>)

⁶³⁰ Canada Gazette “Order Amending the China Surtax Order (2024): SOR/2024-202” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-23/html/sor-dors202-eng.html>)

⁶³¹ JETRO 「カナダ政府、10月から中国製EVに100%の追加関税を賦課」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/08/77edbf39e7e223a0.html>)

⁶³² Department of Finance Canada “Canada implementing measures to protect Canadian workers and key economic sectors from unfair Chinese trade practices” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>)

⁶³³ Canada Gazette “Order Amending the China Surtax Order (2024): SOR/2024-202” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-23/html/sor-dors202-eng.html>)

⁶³⁴ CBSA “Customs Notice 24-36: China Surtax Order (2024) – Steel and Aluminum” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn24-36-eng.html>)

⁶³⁵ Canada Gazette “Order Amending the China Surtax Order (2024): SOR/2024-202” (<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-23/html/sor-dors202-eng.html>)

⁶³⁶ WTO “CANADA – MEASURES ON CERTAIN PRODUCTS OF CHINESE ORIGIN” (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:WT/DS/627-1.pdf&Open=True>)

⁶³⁷ Department of Finance Canada “Canada implementing measures to protect Canadian workers and key economic sectors from unfair Chinese trade practices” (<https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/08/canada-implementing-measures-to-protect-canadian-workers-and-key-economic-sectors-from-unfair-chinese-trade-practices.html>)

国に対して行う差別的な禁止・制限若しくはその他類似の措置」に当たると指摘し、対外貿易法に基づく反差別調査を行う旨の公告⁶³⁸を発表した⁶³⁹。

⁶³⁸ 貿易救済局「商务部关于就加拿大对华相关限制性措施进行反歧视调查的公告」 (https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_0e59c4b8d230485aa8209bb541b2fc29.html)

⁶³⁹ JETRO「中国商務部、カナダの対中EV追加関税などに対する反差別調査実施を発表」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/fea36c12b37ba681.html>)

9. ロシア

関税

（１）2024年度版不公正貿易報告書 P.177 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、ユーラシア関税同盟の最近の動きについて調査ください。

ロシアにおける関税体系については、ユーラシア経済連合条約（2014年5月29日署名、2015年1月1日発効）や種々の関税同盟委員会決定、ユーラシア経済委員会評議会決定、その他の関税同盟の規定並びにロシア国内の法令に従い、規律されている⁶⁴⁰。

また、ユーラシア経済連合条約、ユーラシア経済連合関税基本法（2018年1月1日発効）等に従い、課税される関税の種類は、従価税、従量税及びこれらの併用、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税（アンチダンピング関税、相殺関税、特別セーフガード関税）により構成される⁶⁴¹。対日輸入適用税率は、MFN適用税率である⁶⁴²。

2023年のロシアの非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は7.0%、平均実行税率は6.1%であり、2022年から変更はない⁶⁴³。

2024年度版不公正貿易報告書に記載される非農産品に関する譲許税率は、漁業製品（最高15%）、嗜好品（アルコール・タバコ等）（最高20%）、乗用車（最高15%）、衣料品（最高17.5%）、電気機器（最高15%）と高い譲許税率となっている⁶⁴⁴。その他、高い譲許税率品目としては、鉱物・金属（最高20%）、家具（最高15%）などがある⁶⁴⁵。

新型コロナウイルスの影響による関税措置についての新たな動きは認められなかった。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置について、ロシア政府は2024年7月27日から、非友好国（注）からの輸入に対する差別関税の対象を拡大した（2024年7月19日付連邦政府決定第984号）。今回の改定では、菓子類、蓄電池類などが新たに追加された⁶⁴⁶。

ユーラシア経済連合及びその加盟国とイラン・イスラム共和国間の自由貿易協定が、2023年12月25日に締結された。協定の発効に必要な手続は現在最終段階にある⁶⁴⁷。

ユーラシア経済連合の統一関税優遇制度を利用する発展途上国及び後発開発途上国からの商品の原産地を決定する規則を近代化することが決定された。更新されたバージョンには、包括的な改正パッケージ

⁶⁴⁰ JETRO資料（https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html）（2024年12月18日確認）

⁶⁴¹ JETRO資料（https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html）（2024年12月18日確認）

⁶⁴² JETRO資料（https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html）（2024年12月18日確認）

⁶⁴³ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2024” 155 頁（https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf）

及び WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2023” 155 頁（<https://www.wto-ilibrary.org/content/books/9789287074010/read>）（2024年12月18日確認）

⁶⁴⁴ WTO “Tariff Download Facility”（<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>）（2024年12月18日確認）

⁶⁴⁵ WTO “Tariff Download Facility”（<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>）（2024年12月18日確認）

⁶⁴⁶ 政府ウェブサイトにはアクセスができなかったため、同サイトから転載したと思われる「ロシア進出企業情報ポータル」のウェブサイトにて第984号連邦政府決定を確認した（https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2024/07/R_P_984_20240719.pdf）。同決定の翻訳、説明等の参考としてJETRO資料（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/85dfdd5fa449c660.html>）（2024年11月30日確認）

⁶⁴⁷ EAEUウェブサイト（<https://eec.eaunion.org/en/news/metallurgam-rasskazali-o-sozdavaemykh-soglasheniyam-o-svobodnoy-torgovle-mezhdu-eaes/>）（2024年11月30日確認）

ジが含まれており、商品の原産地証明手続きの改善、輸入者が関税優遇措置を得るための条件の簡素化、受益国との行政協力に関する規定の最適化、及び現行の5年間の法律施行の実践に基づいて準備されたその他の変更が盛り込まれている。特に、関税優遇措置の適用を申請する商品の原産地を、原産地証明書の原本ではなくその写しで確認できるという可能性が恒久的に定められている。また、EAEUの関税優遇措置の統一システムを利用する国々で登録された者から商品を購入するという要件が廃止された⁶⁴⁸。

EAEUとモンゴル間においては、相互貿易における関税を限られた品目について撤廃又は削減する枠組み内での暫定FTA（自由貿易協定）を2024年末に締結予定である⁶⁴⁹。

現在、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、自由貿易に関する交渉をしている⁶⁵⁰。

輸出税を巡る措置

輸出税を巡る措置

（1）2024 年度版不公正貿易報告書 P.177,178 の「（1）丸太等への輸出税・輸出制限」及び「（2）日本産水産物の輸入制限について、新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 丸太等への輸出税・輸出制限

2024 年版不公正貿易報告書に記載されていない近年のロシア政府による丸太の輸出制限に関する動きとしては、西側諸国による制裁に対抗し、2022 年 3 月 9 日付ロシア政府政令 No.313⁶⁵¹によって日本を含む非友好国に対してチップ、丸太、単板の輸出を禁止したことが挙げられる。同政令による輸出禁止の期限は現時点では 2025 年 12 月 31 日まで延長されている⁶⁵²。

2. 日本産水産物の輸入制限

2024 年 8 月 30 日、ロシア科学アカデミー極東支部太平洋海洋学研究所は、日本周辺の海水に含まれるトリチウムが平均で1リットルあたり約 0.12 ベクレルでロシアの安全基準の 7700 ベクレルを下回り、魚介類は何の疑いもなく食べられるとする調査結果を公表した⁶⁵³。

一方、2024 年 9 月 18 日の報道⁶⁵⁴によれば、ロシア連邦動植物衛生監督庁のダנקベルト長官は、「我々が魚を検査した結果、現在は安全であった。しかし、それでも日本からは輸入しない。」「我々は予防措置としてそのようにしている。」と発言したとのことであった。2024 年 12 月 4 日現在においてもロシア政府による日本産水産物の輸入制限は解かれていない。

⁶⁴⁸ EAEUウェブサイト (<https://eec.eaeunion.org/en/news/utverzhdena-novaya-redaktsiya-pravil-opredeleniya-proiskhozhdeniya-tovarov-iz-razvivayushchikhsya-i/>) （2024年11月30日確認）

⁶⁴⁹ EAEUウェブサイト (<https://www.eaeunion.org/?lang=en#about-media>) （2024年11月30日確認）

⁶⁵⁰ EAEUウェブサイト (<https://eec.eaeunion.org/en/news/andrey-slepnev-vstretilsya-s-gosudarstvennym-ministrom-po-vneshney-torgovle-oae/>) （2024年11月30日確認）

⁶⁵¹ 2022年3月9日付ロシア政府政令No.313 (<http://publication.pravo.gov.ru/Document/view/0001202203100018>) （2024年12月4日確認）

⁶⁵² 2023年12月23日付ロシア政府政令No.2285 (<http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202312270066>) （2024年12月4日確認）

⁶⁵³ ロシア科学アカデミー極東支部太平洋海洋学研究所調査結果 (<https://www.poi.dvo.ru/ru/node/2202>) （2024年12月4日確認）

⁶⁵⁴ Interfax 「Russia maintains ban on fish from Japan, checking its safety in area of Fukushima water discharge - Rosselkhoz nadzor」 (<https://www.interfax.com/newsroom/top-stories/105939/>) （2024年12月4日確認）

10. インド

数量制限

（１）2024年度版不公正貿易報告書P.159の「（２）PC及びタブレット等の輸入ライセンス制度」＜措置の概要＞に記載のあるPC製品の一部に対して輸入ライセンス取得を義務づける措置について、2023年10月19日のDGFT発表（Policy Circular No.06/2023-24）の中で同措置に係る輸入許可は2024年9月30日まで有効とされていたところ、その後の同措置の状況や同措置に代わるPC製品を巡る新たな輸入規制の動向があれば、調査・報告ください。

インドにおけるPC及びタブレット等の輸入ライセンス制度については、2024年9月24日のDGFT発表（Policy Circular No.07/2024-25）⁶⁵⁵の中で以下のように発表されている。

1. 2023年10月19日のDGFT発表(Policy Circular No.06/2023-24)⁶⁵⁶で一部改正され、輸入者は（引き続き）輸入許可の申請を行うことができ、係る輸入許可は2024年12月31日まで有効である。なお、2024年9月30日までに発行された既存の輸入許可は、2024年12月31日まで引き続き有効である。
2. 2023年10月19日のDGFT発表(Policy Circular No.6/2023-24)⁶⁵⁷のその他の規定は引き続き適用される。
3. 輸入者は、2025年1月1日以降の期間について、近日中に提供される詳細なガイダンスに従い、新たな許可の申請を行う必要がある。

2025年以降のPC製品の輸入規制については、報道によれば、当初は5%引き下げられ、今後は輸入が制限される可能性があり、規制が実施されると100億ドル規模の影響が予想されているところ、インド政府は2024年11月初旬に業界関係者と協議会を開催し、新たなシステムは手動の介入はなく完全にオンラインで運用し、輸入者にとってストレスのない経験を確保する、通関レベルでの輸入手続を提供すると述べたとのことである^{658 659}。

関税

（１）2024年度版不公正貿易報告書P.160の「（１）高関税品目」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011年8月1日）に伴う市場アクセスの改善の進捗についても教示ください。

1. 非農産品の単純平均譲許税率は36.0%（2023年）で変更はない。非農産品の譲許率は70.1%と2023年度からの変更はない。非農産品の単純平均実行関税率は13.5%に引き下げられた⁶⁶⁰。

⁶⁵⁵ DGFT "Policy Circular No.07/2024-25" (<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f3f5ca50-c6c2-48fd-93e7-6661ecf80c6e/Policy%20Circular%20no.%2007%20dated%2024.09.2024.pdf>)

⁶⁵⁶ DGFT "Policy Circular No.06/2023-24" (<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/7d029b5d-3992-4034-891d-13a3a69aaa64/Policy%20Circular%2006%20dated%2019-10-2023-.pdf>)

⁶⁵⁷ DGFT "Policy Circular No.07/2024-25" (<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f3f5ca50-c6c2-48fd-93e7-6661ecf80c6e/Policy%20Circular%20no.%2007%20dated%2024.09.2024.pdf>) では、"Policy Circular No.6/2023-24"と記載されているが、"Policy Circular No.06/2023-24"のことを指すと思われる。

⁶⁵⁸ Knowledge and News Network (KNN) "Gradual Import Restrictions On Laptops, Computers Starting 2025" (<https://knnindia.co.in/news/newsdetails/sectors/gradual-import-restrictions-on-laptops-computers-starting-2025>) （2024年11月25日確認）

⁶⁵⁹ Money control "Govt likely to reduce import limit by 5% for laptops, tablets, PCs from 2025" (<https://www.moneycontrol.com/technology/govt-likely-to-reduce-import-limit-by-5-for-laptops-tablets-pcs-from-2025-article-12863968.html>) （2024年11月25日確認）

⁶⁶⁰ WTO "World Tariff Profiles 2024" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) （2024年11月28日確認）

2. 高関税品目について、最高譲許税率は、油糧種子及び油脂が300%、飲料及びタバコが150%、並びに、穀物及び調製品が150%のまま維持されているが、木材及び紙等は40%に引き下げられた。最高実行税率については、果物、野菜及び植物が120%、穀物及び調製品が150%、化学薬品が100%のまま維持されているが、繊維製品が379%に引き上げられ、衣料品が239%に引き下げられ、飲料及びタバコが150%のまま維持されている⁶⁶¹。
3. 2024年度版不公正貿易報告書 P.160の「(1)高関税品目」＜措置の概要＞に記載の品目の関税率としては、自動車（8703）が125%⁶⁶²、モーターサイクル（8711）が100%⁶⁶³、衣類（61及び62）が基本的に20%⁶⁶⁴に設定されている。
4. 日本・インド経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India）については、2024年度版不公正貿易報告書P.160の「（１）高関税品目」＜最近の動き＞の内容に記載以上に進捗は確認されていない。
5. インド財務省は2024年1月22日、金や銀を使用したフック、ピンなどの貴金属留め具部品、貴金属でできたコイン、貴金属を含む廃触媒や灰などを対象として、輸入関税及び目的税を合わせて15%程度にまで引き上げると発表した。これにより、対象品目には基本関税10%に加え、4.35～5%の農業インフラ・開発目的税（Agriculture Infrastructure and Development Cess：AIDC）が課されている。各品目のAIDC課税率は、貴金属を含む廃触媒及び灰は4.35%、金・銀を使用した貴金属留め具部分は5%、貴金属のコインは5%である^{665 666 667}。
- その他、2024年度は2023年度に比べてX線チューブその他HSコード90229090関連^{668 669}の関税が引き上げられている。
6. 新型コロナウイルスの影響による関税措置及び露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、2024年度版不公正貿易報告書P.160の「（１）高関税品目」＜最近の動き＞の内容に記載がないため、記載していない。

⁶⁶¹ WTO "World Tariff Profiles 2024" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles24_e.pdf) (2024年11月28日確認)

⁶⁶² Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof CHAPTER 87" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTc3>) (2024年11月29日確認)

⁶⁶³ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof CHAPTER 87" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTc3>) (2024年11月29日確認)

⁶⁶⁴ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Articles of apparel and clothing accessories knitted or crocheted CHAPTER 61" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTcx>) (2024年11月29日確認) 及び Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted CHAPTER 62" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTcx>) (2024年11月29日確認)

⁶⁶⁵ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「インド財務省、金留め具などの輸入関税を引き上げ」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/583fb06e15d62725.html>) (2024年12月9日確認)

⁶⁶⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.09.2023) Edible vegetables and certain roots and tubers CHAPTER 7" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTU2ODc%3D>) (2024年12月9日確認)

⁶⁶⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Edible vegetables and certain roots and tubers CHAPTER 7" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTYy>) (2024年12月9日確認)

⁶⁶⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.09.2023) Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus, parts and accessories thereof CHAPTER 90" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTYwNTI%3D>) (2024年12月9日確認)

⁶⁶⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs "Tariff (as on 30.06.2024) Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus, parts and accessories thereof CHAPTER 90" (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTc4>) (2024年12月9日確認)

（２）2024年度版不公正貿易報告書P.160,161の「（２）物品サービス税等」＜措置の概要＞、＜国際ルール上の問題点＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、GST導入に伴い追加関税（CVD等）が廃止されたとの情報もあることから他の税との関係について調査・整理ください。

1. Central Board of Indirect Taxes & Customs(CBIC)の物品・サービス税(GST)政策局は、2023年12月13日、外国の親会社からインド子会社への出向者の派遣を「人的派遣サービスの提供」とみなすかどうかは、個別に判断すべきとする指示書を発表した^{670 671}。

インドでは、外国の親会社が立て替えた出向者の給与を子会社が精算することについて「人的派遣サービスの提供に対する対価」に当たることから過去にさかのぼって GST を課税すべきとの税務官の主張が増加していた。

また、インド最高裁判所は、2022年5月、米国系のインド子会社に係る裁判において、同社の従業員であり、かつ、国外のグループ会社からの出向者である者が、出向期間中も実質的には国外グループ会社の従業員だったと認定し、国外グループ会社が本国で立て替えた出向者の給与などの当該インド子会社による精算は「人的派遣サービスの提供に対する対価」に該当するとして、GST の前身である、リバー・チャージ方式によるサービス税の課税適用が妥当と判断していた。

2. 次の品目は、現在も GST の対象外となっているため、引き続き、付加価値税(VAT)・中央販売税(CST)、相殺関税(CVD)、追加関税(ADC)・特別追加関税(SAD)が課され（2017年 GST 法(Integrated Goods and Services Tax Act, 2017)第5条第1項、第2項）、これらの物品（人が消費するアルコールを除く）の供給に対しては、政府が告示する日より GST が課せられる⁶⁷²。

・ 原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール

3. GST に関連する税として、物品・サービス(GST)補償税(GST Compensation Cess)がある（1975年関税率法第3条9項、2017年物品・サービス（州への税込補償）税法(Goods and Services Tax (Compensation to States Act, 2017))第8条）。

これは、タバコ、炭酸水、高級車等特別な嗜好品などに対して、2017年 GST 補償税法第8条及び関連別表規定の税率に基づき課税がされるものである。

もっとも、GST の対象外である、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては、旧法の相殺関税(CVD)、追加関税(ADC)・特別追加関税(SAD)が引き続き課税される⁶⁷³。

一方、「2017年6月28日付通知 No.2/2017-Integrated Tax (Rate)」により、GST 補償税が適用となる物品の利用許諾権又は所有権などの譲渡の一定のサービスに対しては、GST 補償税が適用される⁶⁷⁴。

⁶⁷⁰JETRO「税務当局、出向者給与などへの GST 課税は個別判断との指示書を発出」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/fafe5c9445504379.html>）（2024年11月29日確認）

⁶⁷¹Central Board of Indirect Taxes & Customs "Instruction No.05/2023-GST"（<https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1000492/ENG/Instructions>）（2024年11月29日確認）

⁶⁷²JETRO「関税制度（インド）」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html）（2024年12月9日確認）

⁶⁷³JETRO「関税制度（インド）」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html）（2024年12月9日確認）

⁶⁷⁴JETRO「関税制度（インド）」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html）（2024年12月9日確認）

（３）2024年度版不公正貿易報告書P.161,162の「（３）ICT製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞において、2021年5月以降に関税率が引き上げられた品目はないか、追加関税引上げ品目があった場合は、その通達番号、品目番号（HSコード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内であるか調査・報告ください。また、関税が引き上げられた背景について、GST導入やCVD廃止との関係が噂されていますが、現地報道など可能な範囲で調査・報告ください。

2024年度版不公正貿易報告書P.161,162の「（３）ICT製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞において記載されている以下の対象品目について、2023年5月⁶⁷⁵以降に関税率が引き上げられた項目は以下のとおり存在しなかった。

製品概要	HS コード	2023 年 5 月 1 日付け 関税率（％） ⁶⁷⁶	2024 年 6 月 30 日付け 関税率（％） ⁶⁷⁷
スマートフォン	85171300	20%	20%
フィーチャーフォン	85171400	20%	20%
携帯電話用基地局	85176100	20%	20%
デジタルマイクロ派通信装置	85176290	20%	20%
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	85177910	20%	20%
スマートフォン用 LCD モジュール	85177990	15%	15%

補助金・相殺措置

（１）食料安全保障法（2024年度版不公正貿易報告書P.164）は現状2015年までの記載しかなく、その後日本企業への影響等は把握していませんが、最近の制度変更、海外貿易への影響の有無について調査・報告ください。

食料安全保障法に関連する制度や海外貿易への影響は、以下のとおりである⁶⁷⁸。

1. 食品安全基準法(The Food Safety and Standards Act, 2006)⁶⁷⁹

(1) 本法の概要

本法の目的は、インド食品安全基準機関（FSSAI）を設立し、食品に関する科学的根拠に基づいた基準を定め、その製造、保管、流通、販売、輸入を規制することによって、人間の消費に適した安全で

⁶⁷⁵ 質問状においては、2021年5月以降と記載されているが、2024年度版不公正貿易報告書 P.161,162 の「（３）ICT 製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞本文には、2023年5月時点の情報が記載されているため、2023年5月以降に係る質問ととらえて記載している。

⁶⁷⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs ”Tariff (as on 01.05.2023) Electrical machinery and equipment and parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles CHAPTER 8 5” (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MjYwMQ%3D%3D>) （2024年11月29日確認）

⁶⁷⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs ”Tariff (as on 30.06.2024) Electrical machinery and equipment and parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles CHAPTER 8 5” (<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/MTY1OTc2>) （2024年11月29日確認）

⁶⁷⁸ 別添の現地法律事務所(Sarvada)提供資料を参照

⁶⁷⁹ The Food Safety and Standards Act, 2006 (<https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/FOOD-ACT.pdf>)

健康的な食品の供給を確保することである。本法は、FSSAIに対して、①食品の製造、加工、流通、販売、輸入を規制及び監視すること、②食品に関する科学的根拠に基づいた基準を定めること、③FSSAIが定めた科学的根拠による基準に基づいて、インドへの食品の輸入を規制することを義務付けている。また、FSSAIは、インドに輸入される食品に関連する品質管理の方法及びその施行を策定する権限も与えられている（第16条）。本法に基づき、食品安全基準規則(Food Safety Standards Rules)が制定されている。

本法又は同規則に基づいて規定されていない限り、いかなる者も新しい食品、遺伝子組み換え食品、照射食品、有機食品、特別な食事用途の食品、機能性食品、栄養補助食品、健康補助食品、専売食品、又は中央政府が通知するその他の食品を製造、流通、販売、又は輸入することはできない（第22条）。

全ての食品の輸入は本法の対象となり、本法は、いかなる者に対しても、①安全性が確保されていない食品、不正確に表示された食品、基準未滿の食品、又は異物を含む食品、②法律、規則、又は規制に基づき、輸入に許可が必要な食品（許可の条件に従っている場合を除く。）、③本法若しくは同規則、又はその他の法律の規定に違反する食品をインドに輸入することを禁止している（第25条第1項）。

本法は、中央政府に対して、1992年外国貿易（開発及び規制）法(the Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992)の下で、食品の輸入を禁止、制限、又はその他の方法で規制する際に、FSSAIが本法に基づいて定めた基準を遵守することを義務付けている（第25条第2項）。

(2) 本法の変更

本法は、これまでに2回改正されている。

ア 食品安全基準改正法(The Food Safety and Standards Act, 2008)⁶⁸⁰

本改正は、用語の範囲及び適用範囲に関するもの、並びに食品安全基準機関のメンバー及び議長の役割及び機能に関するものである。

イ 2023年ジャナ・ヴィシュワス（条項の改正）法 (The Jan Vishwas (Amendment of Provisions) Act, 2023)⁶⁸¹

当該改正は、法律の下で違反を犯した者に適用される罰則及び罰金の範囲及び適用範囲に関するものであった。

(3) 食品安全基準規則 (The Food Safety and Standards Rules, 2011)⁶⁸²

本法律に基づく規則には、インドへの食品の輸入に関する、以下の2つの重要な規定が含まれている⁶⁸³。

ア いかなる食品の製造、輸入、販売に財務的な利害関係を持つ者も、本規則に基づき食品安全担当官に任命されてはならない(Rules regarding qualifications of food safety officer (Rule 2.1.3, sub rule 1))。

イ 食品安全担当官は、輸入されたパッケージが食品を含んでいると疑われ、その輸入又は販売が禁止されている場合、そのパッケージを押収することができる(Rules regarding powers and duties of

⁶⁸⁰ The Food Safety and Standards Act, 2008 ([https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/FSSAmendmentAct2008\(1\).pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/FSSAmendmentAct2008(1).pdf))

⁶⁸¹ The Jan Vishwas (Amendment of Provisions) Act, 2023 ([https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/THE%20JAN%20VISHWAS%20\(AMENDMENT%20OF%20PROVISIONS\)%20ACT2023.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/THE%20JAN%20VISHWAS%20(AMENDMENT%20OF%20PROVISIONS)%20ACT2023.pdf))（当該 URL の 64 頁参照）

⁶⁸² The Food Safety and Standards Rules, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/FSS_Gazete_Rules_2011.pdf)

⁶⁸³ 本規則は現在までに 5 回改正されているが、いずれの改正も、上記の食品の輸入に関する 2 つの規則を変更し又は影響を与えたことはない。

food safety officer (Rule 2.1.3, sub rule 4))。

(4) 食料安全保障規則(The Food Safety Regulations)

FSSAIは、インドへの食品の輸入を規制するための規則を発行する権限を与えられており、複数の規則を発行している。本規則の概要は、以下のとおりである。

ア 2011年食品安全基準（食品事業の許可及び登録）規則(The Food Safety and Standards (Licensing and Registration of Food Businesses) Regulation, 2011)⁶⁸⁴

本規則の下で、注目すべきは次の3つの規定⁶⁸⁵である。

- (ア) 商業目的で食品、食品の原材料及び添加物を輸入する全ての輸入業者は、中央許可機関から食品事業を開始又は運営するための許可を取得する必要がある(Regulation 2.1.2 - License for food business)。
- (イ) いかなる者も、1996年原子力（食品の照射の管理）規則(the Atomic Energy (Control of Irradiation of Food) Regulations, 1996)に基づき原子力省から取得した許可がない限り、照射処理を施した食品を製造、輸入、販売、保管、展示して配布又は販売してはならない(Regulation 2.1.2 - License for food business)。
- (ウ) 製造業者、輸入業者及び販売業者は、許可又は登録された業者からのみ食品を購入・販売し、その記録を維持しなければならない(Annexure 3 – Conditions of License)。

イ 2011年食品安全基準（販売の禁止及び制限）規則(The Food Safety and Standards (Prohibition and Restriction of Sales) Regulation, 2011)⁶⁸⁶

本規則は、インドへの食品の輸入に関連して「ココナッツオイル、オリーブオイルを除く全ての食用油は、未精製、粗製、又は生の形態で輸入される場合、人間の消費のために販売する前に精製処理を受けなければならない。このような油には、2011年食品安全基準（包装及び表示）規則の規定2.4.2に基づいたラベル表示(the Regulation 2.4.2 of Food Safety and Standards (Packaging and Labelling) Regulations, 2011)が必要である。」との規定⁶⁸⁷を含んでいる。

ウ FSSAIによるその他の規則

(ア) 2011年食品安全基準（食品事業のライセンス及び登録）規則(The Food Safety and Standards (Licensing and Registration of Food Businesses) Regulation, 2011)⁶⁸⁸

(イ) 2011年食品安全基準（販売の禁止及び制限）規則(The Food Safety and Standards (Prohibition and Restriction of Sales) Regulation, 2011)⁶⁸⁹

(ウ) 2016年食品安全基準（健康補助食品、栄養補助食品、特別食用食品、特別医療目的食品、機能性食品及び新規食品）規則(The Food Safety and Standards (Health Supplements, Nutraceuticals, Food for Special Dietary Use, Food for Special Medical Purpose, Functional Food and Novel Food) Regulations,

⁶⁸⁴ 本規則は3回改正（2015年以降2回）改正されているが、上記の規定には変更は加えられていない。

⁶⁸⁵ The Food Safety and Standards (Licensing and Registration of Food Businesses) Regulation, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Licensing_Regulations.pdf (Notification dated 01 Aug 2011))

⁶⁸⁶ The Food Safety and Standards (Prohibition and Restriction of Sales) Regulation, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Prohibition_Regulations.pdf (Notification dated 1st August 2011))

⁶⁸⁷ 本規則は2015年以降14回改正されているが、いずれも上記の規定には影響を与えていない。

⁶⁸⁸ The Food Safety and Standards (Licensing and Registration of Food Businesses) Regulation, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Licensing_Regulations.pdf (Notification dated 1st August 2011))

⁶⁸⁹ The Food Safety and Standards (Prohibition and Restriction of Sales) Regulation, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Prohibition_Regulations.pdf (Notification dated 1st August 2011))

2016)⁶⁹⁰

(エ) 2017年食品安全基準（オーガニック食品）規則(The Food Safety and Standards (Organic Food) Regulation, 2017)⁶⁹¹

(オ) 2018年食品安全基準（アルコール飲料）規則(The Food Safety and Standards (Alcoholic Beverages) Regulations, 2018)^{692 693}

(カ) 2020年食品安全基準（乳児栄養食品）規則(The Food Safety and Standards (Foods for Infant Nutrition) Regulations, 2020)⁶⁹⁴

エ 食品の輸入に関連する規定に影響を与えた改正規則

(ア) 2011年食品安全基準（実験室及びサンプリング分析）規則(the Food Safety and Standards (Laboratory and Sampling Analysis) Regulation, 2011)⁶⁹⁵に改正があり、その中で「輸入された物品のサンプルは、2006年食品安全基準法の第43条第1項に基づき、食品機関が通知した任意の実験室の食品分析官に分析のために送付されるものとする。」と規定されている。

(イ) 2015年以降、2017年食品安全基準（輸入）規則(the Food Safety and Standards (Import) Regulation, 2017)⁶⁹⁶に4つの改正が行われた。本規則は、インドに輸入される食品の通関手続きに関するもので、食品輸入業者の許可発行、食品機関による輸入食品の通関、輸入食品の保管、検査及びサンプリング、輸入食品のサンプルの実験室分析、食品輸入に関する禁止及び制限等、さまざまな規定を含んでいる。改正の概要は、以下のとおりである。

a. 2018年改正⁶⁹⁷

本改正は、港での通関時における輸入製品の賞味期限に関する要件を改正したものである。当該通知に従い、税関当局は、輸入時に60%以上の賞味期限(Regulation 2(1)(w))⁶⁹⁸を有していること、又は賞味期限が3ヶ月あることのいずれか短い方にあてはまらない限り、食品を通関させることはできない。さらに、輸入業者は、食品機関が随時指定する食品カテゴリに対して、輸出国の認可機関からの衛生輸出証明書を提出しなければならないという規定も追加された。これにより、リスクの優先順位付けが進み、輸入を目的とした高リスク製品に効果的に対処することができるようになる。

⁶⁹⁰ The Food Safety and Standards (Health Supplements, Nutraceuticals, Food for Special Dietary Use, Food for Special Medical Purpose, Functional Food and Novel Food) Regulations, 2016 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Nutraceuticals_Regulations.pdf) (Notification dated 26th December 2016))

⁶⁹¹ The Food Safety and Standards (Organic Food) Regulation, 2017 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_Organic_Food_04_01_2017.pdf) (Notification dated 29th December 2017))

⁶⁹² The Food Safety and Standards (Alcoholic Beverages) Regulations, 2018 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_Alcoholic_Beverages_05_04_2018.pdf) (Notification dated 19th March 2018))

⁶⁹³ 2015年以降、2018年食品安全基準（アルコール飲料）規則(the Food Safety and Standards (Alcoholic Beverages) Regulations 2018)にいくつかの改正があった。改正は、アルコール飲料のラベル表示要件に関連している。日本は、インドのアルコール飲料のラベル表示要件に対しても貿易に関する異議申し立て（STC）を行っている。

⁶⁹⁴ The Food Safety and Standards (Foods for Infant Nutrition) Regulations, 2020 (https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/12/5fd719575c4d5Gazette_Notification_Food_Infant_14_12_2020.pdf) (Notification dated 4th December 2020))

⁶⁹⁵ the Food Safety and Standards (Laboratory and Sampling Analysis) Regulation, 2011 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Lab_Sample_Regulations.pdf) (Notification dated 1st August 2011)

⁶⁹⁶ the Food Safety and Standards (Import) Regulation, 2017 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Food_Import_Regulation.pdf) (Notification dated 9th March 2017))

⁶⁹⁷ 2018 amendment ([https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_FSS_Import_12_02_2018\(2\)\(2\).pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette_Notification_FSS_Import_12_02_2018(2)(2).pdf)) (Notification dated 8th February 2018))

⁶⁹⁸ 「賞味期限」とは、製造日とラベルに記載された「消費期限」又は「賞味期限」のいずれか早い日付との間の期間を指す。

b. 2020年改正⁶⁹⁹

通達は、食品機関による輸入食品の通関手続、輸入食品のサンプリング及び見直し可能な命令に関する手続に関して、若干の変更を加えた。

c. 2021年改正⁷⁰⁰

本通達では「外国食品製造施設の登録及び検査」という新しい章が追加され、食品機関はリスクに基づいて、インドへの輸出を目的とする食品カテゴリを随時指定し、これらの規則に基づいてさらに規制・管理することができるとされている。さらに、こうしたカテゴリに該当する外国食品製造施設で、インドへの輸出を希望する食品を輸出する場合、インドへの輸出前に食品機関に登録しなければならない、これらの施設は、自身又は認可された代理人を通じて、これらの規則の「フォーム16」に登録申請を行い、附則1に記載された書類と食品機関が指定した手数料を提出する必要がある。FSSAIは、外国食品製造業者の登録を促進するために、2023年1月20日にReFoM（外国食品製造業者の登録）ポータルを立ち上げた。

(ウ) 2017年食品安全基準（未指定食品及び食品成分の承認）規則(the Food Safety and Standards (Approval for Non-Specified Food and Food Ingredients) Regulations, 2017)⁷⁰¹では、食品機関の事前承認を受けることなく、未指定の食品や食品成分を製造又は輸入してはならないと規定されているが、2022年に改正が行われ、未指定食品の製造業者又は輸入業者に対する事前承認の付与手続に若干の変更が加えられた⁷⁰²。

(エ) 2020年食品安全基準（ラベリング及び表示）規則(The Food Safety and Standards (Labelling and Display) Regulations, 2020)⁷⁰³は、予め包装された食品のラベリング要件と、食品が製造、加工、提供、保管される施設における重要な情報の表示について規定している。これは、インドに輸入される食品にも適用される。2022年に改正が行われ、「パンマサラ」の小包に記載すべき事項と、さまざまな種類のパンに関するラベリング要件について規定が追加された⁷⁰⁴。

(オ) 2022年食品安全基準（ヴィーガン食品）規則(The Food Safety and Standards (Vegan Foods) Regulations, 2022)⁷⁰⁵では、「いかなる者も、これらの規則に定められた要件を遵守しない限り、食品をヴィーガン食品として製造、包装、販売、販売の提供、市場での販売、又はその他の方法で配布又は輸入してはならない。」(Regulation 3 – General Requirements)とされ、さらに「ヴィーガン食品は、輸出国の認可機関によって発行された証明書が、機関が指定した形式で提出されない限り輸入されてはならない。」(Regulation 5 – Vegan Food Compliance)とされている。これらの規則には改正はない。

⁶⁹⁹ 2020 amendment ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/10/5f9288da67acbGazette Notification FSS Import 23 10 2020.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/10/5f9288da67acbGazette%20Notification%20FSS%20Import%2023%2010%202020.pdf) (Notification dated 20th October 2020))

⁷⁰⁰ 2021 amendment ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2021/11/618b4e7b785d6Gazette Notification Inspection Foreign Food 10 11 2021.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2021/11/618b4e7b785d6Gazette%20Notification%20Inspection%20Foreign%20Food%2010%2011%202021.pdf) (Notification dated 3rd November 2021))

⁷⁰¹ the Food Safety and Standards (Approval for Non-Specified Food and Food Ingredients) Regulations, 2017 ([https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette Notification NonSpecified Food Ingredients 15 09 2017.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Gazette%20Notification%20NonSpecified%20Food%20Ingredients%2015%2009%202017.pdf) (Notification dated 11th September 2017))

⁷⁰² Notification dated 11th October 2022 ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/10/6348fa8baa887Gazette Notification Product 14 10 2022.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/10/6348fa8baa887Gazette%20Notification%20Product%2014%2010%202022.pdf))

⁷⁰³ The Food Safety and Standards (Labelling and Display) Regulations, 2020 ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/12/5fd87c6a0f6adGazette Notification Labelling Display 14 12 2020.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/12/5fd87c6a0f6adGazette%20Notification%20Labelling%20Display%2014%2012%202020.pdf) (Notification dated 17th November 2020))

⁷⁰⁴ Notification dated 11th October 2022 ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/10/6348f977d94a5Gazette Notification Labelling 14 10 2022.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/10/6348f977d94a5Gazette%20Notification%20Labelling%2014%2010%202022.pdf))

⁷⁰⁵ The Food Safety and Standards (Vegan Foods) Regulations, 2022 ([https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/06/62ac3f9dba33cGazette Notification Vegan Food 17 06 2022.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/06/62ac3f9dba33cGazette%20Notification%20Vegan%20Food%2017%2006%202022.pdf) (Notification dated 10th June 2022))

(カ) 2017年食品安全基準（食品回収手続）規則(The Food Safety and Standards (Food Recall Procedure) Regulation, 2017)⁷⁰⁶では、輸入食品の回収手続について、健康及び食品機関からの報告、又はこれらの機関からの情報提供、又は関係当局の通知によって回収が開始される可能性があることが規定されている。これらの規則には改正はない。

(キ) 2022年食品安全基準（アーユルヴェーダアハーラ）規則(The Food Safety and Standards (Ayurveda Aahara) Regulations, 2022)⁷⁰⁷では、アーユルヴェーダは、サンスクリット語のテキスト「チャラカ・サンヒタ」に基づくインドの伝統医療システムであると定義されている。本規則には、「アーユルヴェーダ食品」としての食品記事をインドに輸入することに関する規定が含まれている。本規定は、「いかなる者も、アーユルヴェーダアハーラがこれらの規則に定められた要件を遵守しない限り、アーユルヴェーダアハーラを製造、包装、販売、販売の提供、市場での販売、又はその他の方法で配布又は輸入してはならない。」としている(Regulation 7 - Restriction on sale, manufacture etc. of Ayurveda Ahara)。

(5) 改正が外国（特に日本）の貿易に与える影響

2022年から2023年にかけて、日本のインドへの食品輸出額は2481万ドルであったが、2023年から2024年には3229万ドルに増加した。主な輸出品目には、油糧種子、オリーブ食品、雑穀類（1572万ドル）、アルコール飲料、蒸留酒、酢（559万ドル）、動植物由来の脂肪や油（522万ドル）が含まれている。

日本から輸出される製品のうち、インドへの輸入時に問題が発生する製品を特定することは困難であるが、公開されている情報に基づくと、少なくとも以下の改正が日本との貿易に悪影響を与えたと考えられる。

ア インド政府は、2024年に「食品輸入拒否警告ポータル」(Food Import Rejection Alert Portal)⁷⁰⁸という新しいポータルを立ち上げた。このポータルは、FSSAIによって開発され、食品に関するリスクに基づいて、食品の記事やその供給元の禁止、又はリコールに関する期限付きの警告通知を発行することを目的としている。その法的根拠は、2017年食品安全基準（輸入）規則(the Food Safety and Standards (Import) Regulation, 2017)第11条第7項にある。2024年6月25日、以下のとおり、インドは日本からのティーバッグの積荷を拒否した。

製品分類	製品名	原産国	輸出国	拒否理由	警告の状況
健康補助食品、栄養補助食品	(ティーバッグ) SH 10 個入り	日本	日本	ルイボスは 2006 年 FSS 法(the FSS Act,2006) 及びそれに基づく規制において許可された植物/植物成分としてリストに載っていないため、事前の製品承認が必要	有効
健康補助食品、栄養補助食品	(ティーバッグ)	日本	日本	ルイボスは 2006 年 FSS 法(the FSS Act,2006) 及びそれに基づく規制において許可された植	有効

⁷⁰⁶ The Food Safety and Standards (Food Recall Procedure) Regulation, 2017 (https://www.fssai.gov.in/upload/uploadfiles/files/Food_Recall_Regulations.pdf (Notification dated 20th January 2017))

⁷⁰⁷ The Food Safety and Standards (Ayurveda Aahara) Regulations, 2022 (https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2022/05/62789a20b54bdGazette_Notification_Ayurveda_Aahara_09_05_2022.pdf (Notification dated 5th May 2022))

⁷⁰⁸ Food Import Rejection Alert Portal (<https://fira.fssai.gov.in/index.php>)

製品分類	製品名	原産国	輸出国	拒否理由	警告の状況
	SH 20 個 入り			物/植物成分としてリストに載っていないため、事前の製品承認が必要	
健康補助食品、栄養補助食品	(ティーバッグ) SH 50 個 入り	日本	日本	ルイボスは 2006 年 FSS 法(the FSS Act,2006) 及びそれに基づく規制において許可された植物/植物成分としてリストに載っていないため、事前の製品承認が必要	有効

イ 上記の通り、食品や飲料のラベリング要件は、特に少量がインドに輸出される場合、インドへの輸出にとって負担となる可能性がある。

2. 国家食料安全保障法(National Food Security Act 2013)⁷⁰⁹

本法の目的は、インドの貧困層の人々に対して、手頃な価格で質の良い食料を十分に確保できるようにすることで、食料及び栄養の安全保障を提供することである。

本法の下では、(a)特定された優先世帯に属する全ての人々は、1人当たり1か月に5キログラムの穀物を無料又は割引価格で受け取る権利があり（本法第10条第1項）、(b) Antyodaya Anna Yojana (AAY)の対象世帯は、1世帯あたり月に35キログラムの穀物を割引価格で受け取る権利がある。

本法には、子供、妊婦、授乳中の母親への栄養支援、食料安全保障手当（特定のケースにおいて）、ターゲットを絞った公共配給制度の改革、苦情処理メカニズム、州の食料委員会、食料安全保障を確保するための中央政府、州政府及び地方当局の義務、その他の雑則が含まれている。

本法は、これまで改正は行われていないが、何度も改正案が議会のいずれかの院で提出されている。最近の動きは、2024年2月2日にラジャ・サバ（上院）で提出された民間議員による改正案である⁷¹⁰。しかし、いずれの改正案も議会通过していない。

⁷⁰⁹ The National Food Security Act, 2013 (https://dfpd.gov.in/WriteReadData/Other/nfsa_1.pdf)

⁷¹⁰ THE NATIONAL FOOD SECURITY (AMENDMENT) BILL, 2024 (<http://www.indiaenvironmentportal.org.in/files/file/national%20food%20security%20bill%202024.pdf>)

(2) 関連で、2023年7月下旬にインドが国内価格の安定を目的にインディカ種の白米輸出を禁止し、コメの国際価格に影響が出ているとの報道がある（米国等が同年9月のWTO農業委員会で懸念表明済み）。この措置の根拠法令（上記食料安全保障法とは別？）・措置内容詳細・今後の動向について可能な範囲で調査・報告ください。

本質問に対する回答は、以下のとおりである⁷¹¹。

1. 根拠法令

中央政府が米の輸出禁止を課す権限を持つ法律については以下のとおりである。

(1) 1992年外国貿易（開発及び規制）法(The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992)⁷¹²第3条

本条は、輸出入に関連する規定を定める権限について以下のとおり定めている。

- ア 中央政府は、官報に公布された命令によって、輸入を促進し、輸出を増加させることによって外国貿易の開発と規制に関する規定を定めることができる。
- イ 中央政府は、官報に公布された命令によって、全てのケース又は指定されたクラスのケースにおいて、命令に基づき、又は命令によって定められた例外を適用する条件で、商品やサービス、技術の輸入又は輸出を禁止、制限、又はその他の方法で規制する規定を定めることができる。但し、当該規定は、サービス又は技術の輸出入の場合において、サービス提供者若しくは技術提供者が外国貿易政策の下で利益を享受している場合、又は指定されたサービス若しくは指定された技術を取り扱っている場合にのみ適用される。
- ウ 第(2)項に基づく命令が適用される全ての物品は、1962年関税法（1962年法第52号）(the Customs Act, 1962 (52 of 1962))第11条に基づき輸入又は輸出が禁止された物品とみなされ、当該法の全ての規定が適用されるものとする。
- エ 他の法律、規則、規制、通知又は命令に含まれるいかなる規定にもかかわらず、本法又は本法に基づく規則又は命令で定められた場合を除き、いかなる物品についても輸入又は輸出のための許可証又はライセンスは必要なく、いかなる物品も輸入又は輸出が禁止されることはない。

(2) 1985年農産物及び加工食品輸出促進機構法（APEDA法）(The Agricultural and Processed Food Products Export Development Authority Act, 1985)⁷¹³第19条

ア 本条は、指定製品の輸入及び輸出を禁止又は制御する権限について以下のとおり定めている。

- (ア) 中央政府は、官報に発表された命令によって、指定された製品の輸入又は輸出を、一般的に又は特定の事例において禁止、制限、又はその他の方法で規制するための規定を設けることができる。

⁷¹¹ 別添の現地法律事務所(Sarvada)提供資料を参照

⁷¹² The Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992 (<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1947/3/A1992-22.pdf>)

⁷¹³ The Agricultural and Processed Food Products Export Development Authority Act, 1985 (<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1865/1/A1986-02.pdf>)

(イ) 第(1)項に基づく命令が適用される全ての指定製品は、1962年関税法（1962年法第52号）(the Customs Act, 1962 (52 of 1962))第11条に基づき輸出が禁止された貨物とみなされ、当該法の全ての規定が適用されるものとする。

(ウ) 第(1)項に基づく命令に違反した場合、違反者は、1962年関税法（1962年法第52号）(the Customs Act, 1962 (52 of 1962))の規定に基づく没収又は罰金の対象となることを妨げられることなく、第(2)項を適用され、最長1年の懲役刑、罰金、又はその両方に処されることがある。

イ APEDA法第19条が提供するスケジュールは以下の2つである。

(ア) 第1スケジュール

以下に示す順序で次の製品が含まれている。

- a. 果物、野菜及びその製品
- b. 肉及び肉製品
- c. 鶏肉及び鶏肉製品
- d. 乳製品
- e. キャンディ、ビスケット、焼き菓子製品
- f. ハチミツ、ジャグリー、砂糖製品
- g. カカオ及びその製品、全ての種類のチョコレート
- h. アルコール飲料及びノンアルコール飲料
- i. 穀物製品
- j. カシューナッツ、ピーナッツ、落花生、及びくるみ
- k. ピクルス、チャツネ、パパド
- l. グアーガム
- m. フローリカルト（花卉栽培）及びその製品
- n. ハーブ及び薬用植物
- o. 脱油米ぬか
- p. カシューナッツ及びその製品

(イ) 第2スケジュール

その他のものの中にバスマティライスは含まれている。

(3) 質問状における通知の根拠法令

APEDA法には輸入を規制する権限があるにもかかわらず、農産物輸出促進機構(APEDA)は通常、輸出及び輸入手続並びに技術基準に関連する問題を管理している。外務貿易局長(DGFT)のみが、1992年外国貿易（開発及び規制）法（FTDR法）(the Foreign Trade (Development and Regulation) Act 1992)第3条に基づき、いかなる製品の輸出入を禁止、制限、又は自由に許可する通知を発行する。質問で言及された通知は、FTDR法第3条に基づいて発行される。

2. 措置の内容及びその後の動向

質問で言及された通知は、非バスマティライスに関するものであり、一方、インディカホワイトライスはバスマティライスのカテゴリに分類される。

インドは2023年7月20日に、非バスマティホワイトライスの輸出を禁止する通知を発行した。この措置は、インド国内での非バスマティホワイトライスの消費に必要な量を確保するために導入された。

当時、インドでの非バスマティライスの生産に不足があったためである。

2024年9月28日に発行された通知により、輸出禁止措置は修正され、非バスマティホワイトライスの輸出が最低輸出価格（MEP）490米ドル/トンを条件に許可された。

2024年10月23日に発行された別の通知により、最低輸出価格(MEP)の要件も撤廃されたことから、同日以降、非バスマティホワイトライスの輸出に対する制限はなくなった。

なお、現時点では、バスマティライスの輸出又は輸入に関する制限は確認されていない。

基準・認証制度

（１）2024年度版不公正貿易報告書P.166の「（１）鉄鋼製品の強制規格」におけるインド工業規格の認証取得要求について当該規格の更新状況やインド鉄鋼省の協議状況や新たな動向があれば、調査・報告ください。

本質問状に対する回答は、以下のとおりである⁷¹⁴。

1. 当局の権限

インディア規格局(BIS)(The Bureau of Indian Standards)は、インドにおける全ての製品の規格設定機関である。発表された規格は、自動で強制的に適用されるわけではない。業界はそれらを採用するかどうかを自由に決定できる。しかしながら、インド政府の関係省庁は、特定のBIS規格を強制的に適用する通知を発行することがある。係る通知は品質管理命令(Quality Control Orders (QCO's))という名前で広く知られている。このような通知は、2016年インディア規格局法(Bureau of Indian Standards Act, 2016)第16条に基づいて中央政府に付与された権限のもとで発行される。

上記の権限に基づき、インド政府の鉄鋼省は、インディア規格局(BIS)が発行した鉄鋼製品に関する多くの規格を強制的に適用するいくつかの品質管理命令(QCO)を発行している⁷¹⁵。

2. 認証取得要求の背景と内容

インドは、鉄鋼業界で多くの中小企業(MSMEs)が活動している発展途上国である。多くの中小企業(MSME)や一部の大企業は、インディア規格局(BIS)によって定められた品質基準を遵守できなかった。その結果、インドは非規格品や低品質な製品の生産という深刻な問題に直面していた。インドで生産される鉄鋼の品質向上を唯一の目的とし、公共の利益のために、人々の健康と安全を守り、国の住宅、インフラ、工業製品の品質の良い鉄鋼の需要に応えるため、インド鉄鋼省はインディア規格局(BIS)によって発行された基準を義務的に適用し始めた。

この品質管理命令の目的は、通知に含まれる表に記載された鉄鋼及び鉄鋼製品が、定められたインディア規格(IS)に適合していることを確認することである。この命令は、インド国内外の全ての製造業者に対して、通知に記載された鉄鋼及び鉄鋼製品をインドに輸出する意図がある場合、これらの製品の通常生産を開始する前に、インディア規格局(BIS)から標準マークの使用に関する有効なライセンスを取得することを求めている。

さらに、表に記載された鉄鋼及び鉄鋼製品で、定められた基準に適合せず、インディア規格局(BIS)

⁷¹⁴ 別添の現地法律事務所(Sarvada)提供資料を参照

⁷¹⁵ 別添の現地法律事務所(Sarvada)提供資料の 3.8 及び 3.9 Details of QOC's related to (Steel) issued from 2008 を参照

の標準マークが付されていないものを製造、輸入、配布、販売、賃貸、リース、保管、又は販売のために陳列することはできない。この命令の規定に違反した者は、2016年のインディア規格局法（2016年法第11号）（the Bureau of Indian Standards Act, 2016 (11 of 2016)）第29条に基づき罰せられる。

3. 問題と最新の動向

主な問題は、他国の製鉄所に対するBIS認証の付与にかかる時間と、他国の規格の認識がされていないことである。規格の相互認識に関していくつかの問題がある。インドは、いくつかのパートナー国との規格の相互認識を開放的に受け入れ、意欲的に模索している。しかし、これまでのところ進展は見られていない。インドは、規格の相互認識が自国の規格に対して認められない限り、他国の規格をインドが認識することは一方的なものであると考えている。インドは、他国が規格の相互認識を検討し、認めることができるように、合理的な範囲内で自国の規格を変更する意向も持っている。

相互認識の問題が解決するまでの間、現在の問題は引き続き存在する可能性がある。

サービス貿易

（1）インドのサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特に、インド電気通信規制庁から本年3月に発表されている、M2M(Machine-to-Machine)通信における組み込みSIMの利用に関する勧告に関して、同勧告の規定内容、国内外の評価について調査・報告ください。（電子商取引政策案、非個人情報ガバナンス枠組み報告書等）

1. M2M(Machine-to-Machine)通信における組み込みSIMの利用に関する勧告(Recommendations on Usage of Embedded SIM for Machine-to-Machine (M2M) Communications)⁷¹⁶

インド電気通信規制庁(TRAI)は、2024年3月21日、M2M(Machine-to-Machine)通信における組み込みSIMの利用に関する勧告を発表した。その内容は、以下のとおりである。

(1) 本勧告の目的

国内で5Gサービスが導入されたことにより、M2Mエコシステムの機会は大きく広がり、農業、輸送、医療、産業自動化など、さまざまな経済セクターでの適用の可能性が増大した。当該勧告は、インドにおけるM2M組み込みSIM(eSIM)の規制環境を整備することを目的としている。本勧告を通じて、TRAIは、ネットワークの安全性を確保し、詐欺のリスクを軽減し、M2M組み込みSIM(eSIM)のエコシステムの全体的な健全性を向上させるために、適切な顧客確認(KYC)の実施を強調している。また、当局は、M2M組み込みSIM(eSIM)のプロファイル切り替えやSM-SR (Subscription Manager-Secure Routing)の交換に関する枠組みを提案しており、これによりM2M組み込みSIM(eSIM)利用者に大きな柔軟性を提供し、業界内での健全な競争を促進することができる。

本勧告を政府が実施することにより、インドの電気通信セクターにおけるM2M組み込みSIM(eSIM)分野の秩序ある成長が促進され、国内での国産M2M組み込みSIM(eSIM)エコシステムの発展が刺激されることになり、現代的なM2M通信の成長が可能となる。

⁷¹⁶ Telecom Regulatory Authority of India “Recommendations on Usage of Embedded SIM for Machine-to-Machine (M2M) Communications” (https://trai.gov.in/sites/default/files/PR_No.14of2024.pdf) (https://trai.gov.in/sites/default/files/Recommendations_21032024.pdf)（2024年12月1日確認）

(2) 本勧告の重要な特徴は、以下のとおりである。

ア インドで国際ローミングを利用している輸入デバイスに搭載されたM2M組み込みSIM(eSIM)の全ての通信プロファイルは、M2M組み込みSIM(eSIM)の国際ローミングが有効になった日又はデバイスの所有権が変更された日から6ヶ月以内のいずれか早い方において、インドの通信事業者(TSPs)の通信プロファイルに必ず変換／再設定しなければならない。

イ 統一アクセスサービスライセンス保持者、統一ライセンス（アクセスサービス認可）保持者、統一ライセンス（M2M認可）保持者、VNO (Virtual Network Operator) 向け統合ライセンス（アクセスサービス認可）保有者、VNO向け統合ライセンス（M2M認可）保有者、及びインドにおいて、SM-SRの所有及び管理に関する特別な許可を持つM2Mサービスプロバイダー(M2MSP) 登録を有する企業は、インド国内でSM-SRを所有・管理することが許可されるべきである。

ウ インドに輸入されたデバイスに搭載されたM2M組み込みSIM(eSIM)にインドの通信事業者(TSPs)のプロファイルをインストールするために、関係する製造元 (OEM) 及びM2Mサービスプロバイダー (M2MSP)は、SM-SRが外国からインドに切り替えられた後、①インドの通信事業者(TSPs)のサブスクリプションマネージャー・データ準備 (SM-DP) からM2M組み込みSIM (eSIM) へのプロファイルダウンロードを、既存の（外国の）SM-SRを通じて行うこと、及び②インドの通信事業者(TSPs)のサブスクリプションマネージャー・データ準備 (SM-DP)からM2M組み込みSIM (eSIM)へのプロファイルダウンロードを、新しい（インドの）SM-SRを通じて行うこと、のいずれかを選択する事由を与えられるべきである。

エ そのSM-SRがインドのM2M組み込みSIM(eSIM)を管理しているM2Mサービスプロバイダー(M2MSP) 及び通信サービスライセンス保有者は、該当する製造元(OEM)及びM2Mサービスプロバイダー(M2MSP)の依頼に基づき、そのプロファイルがそのM2M組み込みSIM (eSIM)に追加されるべき通信サービスプロバイダーのSM-DPと、自社のSM-SRの統合を拒否してはならない。SM-SRとSM-DPの統合は、GSMA (Groupe Speciale Mobile Association)の仕様に従って行われ、また、関係する製造元(OEM)及びM2Mサービスプロバイダー(M2MSP)からの正式な依頼を受け取った日から3ヶ月以内に完了するべきである。

オ そのSM-SRがインドのM2M組み込みSIM (eSIM)を管理しているM2Mサービスプロバイダー(M2MSP)登録者及び通信サービスライセンス保有者は、関係する製造元 (OEM) 及びM2Mサービスプロバイダー (M2MSP)からの依頼に基づき、インドでSM-SRを保有する資格がある他の法人のSM-SRと、自社のSM-SRを必ず切り替えできるようにするべきである。そのようなSM-SRの切り替えは、GSMAの仕様に従って行われるべきであり、関係する製造元 (OEM) 及びM2Mサービスプロバイダー (M2MSP)からの正式な依頼を受け取った日から6ヶ月以内に完了するべきである。

カ その実施における課題を考慮して、インターナショナル・テレコミュニケーション・ユニオン (ITU)からインドの法人に割り当てられた901.XX IMSIシリーズの使用は、現段階では、インドでM2Mサービスを提供するための許可は与えられるべきではない。

(3) 本勧告の評価

報道によれば、M2M通信におけるeSIMの統合は、様々な業界で大きな利益をもたらすと期待されている（例えばeSIMを活用した産業機器の遠隔監視と制御が、製造業の生産プロセスを効率化する。）一方で、eSIMと異なるネットワークオペレータープラットフォームとの互換性を確保し

てM2Mエコシステム全体でシームレスに運用できるようにすること、強化された技術的専門知識を必要とする場合があること、及び強力なサイバーセキュリティ対策が必要であることといった課題があるが、本勧告は、インドにおけるM2M通信の重要な前進を示しており、利害関係者が課題に取り組み、戦略を実行するために協力する中で、インドはM2M通信におけるeSIM技術の採用においてリーダーとなり、さまざまな業界で効率とイノベーションを推進することができるとしている⁷¹⁷。本勧告それ自体は法的拘束力はないものの、通信省 (Department of Telecommunications (DOT))によってどのように規制として実施されていくかは今後も注視する必要がある。

2. 電子商取引政策案 (Draft National e-Commerce Policy) の策定

インドにおいては、2017年以降、WTOでの電子商取引交渉の開始や、国内市場における大型買収や政策文書を2018年にまとめた。その後政策文書の更なる精緻化を経て、2019年2月に「国家電子商取引政策案 (Draft National e-Commerce Policy)」が公表された^{718 719}。現時点で確定した政策は、2024年8月の現地報道によれば間もなく確定した文書が公表される見込みであるとのことであるが、本調査基準日においてまだ公表されていない⁷²⁰。

3. 外国衛星使用前の承認に係るアドバイザリー^{721 722}

2024年7月10日、情報・放送省 (Ministry of Information & Broadcasting) (MIB)は、全ての民間放送局等に対し、インドでの通信及び放送サービスのために外国衛星 (Non-Indian Satellite) (NIS)を使用する前に、インディアン・ナショナル・スペース・プロモーション・アンド・オーソリゼーション・センター (IN-SPACe)からの新たな許可を取得するよう指示するアドバイザリーを発行した。

本アドバイザリーは、外国衛星(NIS)によるC、Ku、又はKa周波数帯の全ての既存の取り決め、メカニズム、プロセスは2025年3月31日まで運用を続けることができると述べているが、2025年4月1日以降、IN-SPACeによって許可された外国衛星(NIS)のみがインドでの宇宙通信及び放送サービスを提供することが許可される。

4. インド電気通信法(The Telecommunications Act, 2023)の施行⁷²³

2024年6月26日、インド電気通信法 (The Telecommunications Act, 2023。以下「インド電通法」という。) が施行された⁷²⁴。

⁷¹⁷ Cyber Media (India) Ltd. “TRAI on eSIMs: New Guidelines for M2M Communication” (<https://www.voicendata.com/news/trai-on-esims-new-guidelines-for-m2m-communication-4422839>) (2024年12月4日確認)

⁷¹⁸ PWC “National e-Commerce Policy, 2019-Draft” (https://www.pwc.in/assets/pdfs/news-alert-tax/2019/pwc_news_alert_26_february_2019_national_ecommerce_policy_draft.pdf) (2024年12月16日確認)

⁷¹⁹ ICRIER “Draft National e-Commerce Policy” (<https://icrier.org/wp-content/uploads/2023/01/Draft-National-e-Commerce-Policy.pdf>) (2024年12月16日確認)

⁷²⁰ TV18 Broadcast Limited. “E-commerce policy likely to be released soon, says commerce minister Piyush Goyal” (<https://www.cnbctv18.com/business/e-commerce-policy-likely-to-be-released-soon-says-commerce-minister-piyush-goyal-19463891.htm>) (2024年11月28日確認)

⁷²¹ INDUS LAW. “MIB issues advisory to broadcasters: Seek INSpace approval before using foreign satellites” (<https://induslaw.com/publications/pdf/alerts-2024/a-round-up-of-media-entertainment-gaming-industries.pdf>) (2024年12月4日確認)

⁷²² Ministry of Information & Broadcasting “No. 1403/04/2023-TV(I) ADVISORY” (https://mib.gov.in/sites/default/files/Advisory_Provisioning%20of%20satellite%20capacity%20on%20Non-%20Indian%20Satellites.pdf) (2024年12月4日確認)

⁷²³ The Telecommunications Act, 2023 (https://dot.gov.in/sites/default/files/Telecommunications%20Act%202023_1.pdf?download=1)

⁷²⁴ Ministry of Communications “The Telecommunications Act, 2023: Ushering in new era of connectivity” (<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2027941>) なお、正確には、同日をもって同法第1条、第2条、第10条から第30条、第42条から第44条、第46条、第47条、第50条から第58条、第61条、第62条の規定が先行して発効した。

インド電通法は、電気通信サービス及び電気通信ネットワークの開発、拡張、運営に関する法規制を改正し、統合することを目的としている。

インド電通法は日本の電気通信事業法に相当する法律であり、基本的には通信サービスに関連して事業者を規制する取締法規としての性質を有する。

インド電通法の施行により、電気通信サービスの提供にあたっては、通信省電気通信局(DoT)による「認可」制(Authorization)が採用されている（インド電通法 3 条 1 項・2 項）。

「電気通信」(Telecommunication)の定義については、「有線、無線、光学その他の電磁氣的システムによるメッセージの送信、発信又は受信をいい、これらのメッセージがその送信、発信又は受信の過程で何らかの手段により再配列、計算その他の処理を受けたか否かを問わない」と広範な定めを行っており（同法 2 条(p)号）、「電気通信を用いたあらゆるサービス」を前述の認可を要する「電気通信サービス」（同法同条(t)号）と定めている。「OTT 通信サービス」（インターネットを通じたコンテンツ提供サービスのうち通信機能を有するもの）は明記されていない⁷²⁵。「OTT 通信サービス」が規制対象になるかが不明確であるが⁷²⁶、報道によれば、TRAI がインド電通法に基づく OTT アプリの規制を検討するとの情報もある⁷²⁷。前述の認可を得ずにインドにおいて電気通信サービスを提供した場合には罰則が科され（同法 42 条 1 項。3 年以下の懲役若しくは 2000 万ルピー以下の罰金、又はその併科）、同法は域外適用の定めもあるため（同法 1 条 2 項(ii)）、日本企業にとっても電気通信サービスの解釈、及び実務動向については注意する必要がある。

5. FSSAI が e-コマースプラットフォームに対し、ウェブサイトで販売される食品の適切な分類を確保するよう助言⁷²⁸

FSSAI は、全ての電子商取引の食品事業者（FBO）に対し、自社のウェブサイトで販売されている食品の適切なカテゴリ分類を確実に行うよう求めた。FSSAI は、「プロプライエタリーフード」⁷²⁹として認可された食品が、最寄りのカテゴリである「乳製品ベースの飲料ミックス」や「穀物ベースの飲料ミックス」、「麦芽ベースの飲料」といったカテゴリの食品と共に、電子商取引サイトで「ヘルスドリンク」や「エナジードリンク」などのカテゴリとして販売されている事例があることを指摘している。

FSSAI は、「ヘルスドリンク」という用語が、2006 年の食品安全基準法（the FSS Act 2006）やそれに基づく規則・規制の中で定義されていないこと、又は標準化されていないことを明確にした。したがって、FSSAI は全ての電子商取引の食品事業者（FBO）に対し、これらの飲料や飲み物をウェブサイト上で「ヘルスドリンク / エナジードリンク」のカテゴリから削除又はリンク解除し、現行法に基づいて適切なカテゴリに再分類するよう速やかに是正するよう助言した。

⁷²⁵ 2022 年に提出された法案においては、OTT 通信サービスを電気通信サービスに含むことが明示されていた（<https://dot.gov.in/sites/default/files/Draft%20Indian%20Telecommunication%20Bill%2C%202022.pdf>）。

⁷²⁶ MEDIANAMA” Telecom Act 2023: TRAI Bypasses OTT Regulation, Focuses on ISP VPN Services and Satellite Licensing”（<https://www.medianama.com/2024/09/223-telecom-act-2023-trai-bypasses-ott-regulation-focuses-on-isp-vpn-services-and-satellite-licensing/>）（2024 年 12 月 4 日確認）。

⁷²⁷ The New Indian Express ”TRAI to explore regulation of OTT apps under Telecommunications Act”（<https://www.newindianexpress.com/business/2024/Sep/26/trai-to-explore-regulation-of-ott-apps-under-telecommunications-act>）（2024 年 12 月 4 日確認）。

⁷²⁸ Ministry of Health and Family Welfare ”Clarity in Choices: FSSAI advises E-Commerce Platforms to ensure appropriate categorization of food products sold on their websites (On 02 April 2024)”（<https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2016931>）

⁷²⁹ 「プロプライエタリーフード」とは、食品安全基準（食品製品基準及び食品添加物）規則及び食品安全基準（健康補助食品、栄養補助食品、特別な食事用食品、特別な医療目的の食品、機能性食品、及び新規食品）規則において標準化されていない食品であり、標準化された成分を使用している食品のこと

この是正措置の目的は、製品の性質及び機能的特性に関する明確さと透明性を高め、消費者が誤解を招く情報に直面することなく、十分に情報を得た上で選択できるようにすることである。

報道によれば、FSSAIは、企業の不正行為を専門とするスイスの調査機関パブリック・アイの報告を受けて、インドで販売されているネスレ社の乳児用シリアルに糖分が多く含まれているという疑惑について調査を開始していることから⁷³⁰、FSSAIは、助言についても厳しく取り締まる可能性がある。

(2) 2024年度版不公正貿易報告書P.170,171の「(2) デジタル個人情報保護法」について、同法の個人データの国外移転に関する制限規定は現時点では詳細が定められていないと認識していますが、最新状況を調査・報告ください。

2023 年デジタル個人データ保護法案(The Digital Personal Data Protection Act, 2023)の個人データの国外移転に関する制限規定⁷³¹は、まだ詳細が定められていない。

知的財産

(1) 2024年版不公正貿易報告書P.171,172の「(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査・報告ください。具体的には、TRIPS協定第41条第1項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権及び著作権に関する推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去5年程度）、ECサイトをはじめとするインターネット上の不正商品対策を含む民事・刑事・行政救済の内容などを調査・報告ください。

1. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

(1) 産業財産権登録のための審査期間

平均的な所要期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所要期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁷³²。

知的財産権	申請から登録までの所要期間（内容審査／拒絶通知無し）	申請から登録までの所要期間（内容審査／拒絶通知あり）
特許	該当なし ⁷³³ （インドにおいて特許の付与のためには拒絶通知が必須であるため）	3~4 年
意匠	2~3 か月	8~12 か月
商標	6~8 か月	2 年
著作権	10~12 か月	2 年

(2) 取締り件数の推移

取締り件数は公表されていない。

⁷³⁰ Mint” FSSAI to probe allegations of high sugar in Nestlé’s baby food”（<https://www.livemint.com/companies/news/fssai-to-examine-charges-against-nestle-on-adding-sugar-in-baby-food-products-11713432714593.html>）（2024年12月15日確認）

⁷³¹ The Digital Personal Data Protection Act, 2023（<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>）第16条第1項

⁷³² 別添の現地法律事務所(Anand and Anand)提供資料を参照

⁷³³ 1970 年特許法第 11B 条

2021年6月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会(Authentication Solution Providers' Association)は、インド国内における模倣品による被害額は毎年1兆ルピー（約1.4兆円）以上であり、2018年から毎年平均20%増加したとの報告書(The State of Counterfeiting In India – 2021)を公開している⁷³⁴ ⁷³⁵。また、同協会から発行されている2022年度の報告書(The State of Counterfeiting in India 2022)⁷³⁶によれば、消費者の認識として、市場における模倣品の割合は業界の一般的な予測を上回る25%から30%に達しているとしている。

インドのニューデリー、ムンバイ、バンガロールの3つの市場と3つのオンライン市場(IndiaMart、Vegamovies、WHMCS Smarters)が、商標の偽造や著作権の海賊版行為を行っている、又は助長している市場として、年次の「悪名高い市場リスト」に掲載されたとの報道がされている⁷³⁷。各流通経路における、政府の対応は以下のとおりである。

ア 警察におけるレイドの実施による模倣品の押収

2024年11月12日の報道によれば、デリー裁判所は、ヴェルサーチの申立てを受けて、搜索令状及び押収令状を発行し、ニューデリーの小売店4店のレイドを実施し、このレイドにより、数百万ルピーの模倣品が押収された⁷³⁸。レイドとは、地元市場における模倣品の販売を根絶させることを目的として、警察が、模倣品が販売されている疑いのある地元市場の店舗を一斉摘発し、模倣品の販売者の逮捕や模倣品の押収を行うものである。

イ 税関における模倣品取締りの強化

インドでは、模倣品及び低品質の製品の輸入を防止し、ブランド所有者の知的財産権を保護するために、2007年知的財産権（輸入品）執行規則(Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules 2007)を導入し、権利者が税関当局に自らの知的財産権を登録し、侵害製品の通関停止を要求できるシステムを導入している⁷³⁹。チェンナイ空港ではブランドの偽タバコの密輸が増加しているとの報道もあり⁷⁴⁰、今後も税関における模倣品の取締りを強化していくものと思われる。

(3) 民事・刑事・行政救済の内容

ア 民事・刑事・行政の各救済方法は下表のとおりである。

救済類型	裁判所等
民事救済	各個別法に基づき損害賠償請求（懲罰的損害賠償制度あり）及び差止請求が可能である。

⁷³⁴ Authentication Solution Providers' Association "The State of Counterfeiting in India Report 2021" (https://www.aspaglobal.com/pre_upload/nation/1623216858-4730baa0efdb83aba174859af0a3a6a5-Report%20The%20State%20of%20Counterfeiting%20in%20India%202021.pdf)（2024年12月3日確認）

⁷³⁵ 別添の現地法律事務所(Anand and Anand)提供資料によれば、その他に推定被害総額の公式なデータはないとのことである。

⁷³⁶ Authentication Solution Providers' Association "The State of Counterfeiting in India Report 2022" (https://www.aspaglobal.com/pre_upload/nation/1674539131-b98e04d07da22cd455c6ded6b1e2280b-ASPA%20CRISIL%20Report%20State%20of%20Counterfeiting%20in%20India.pdf)（2024年12月3日確認）

⁷³⁷ Business Standard "3 markets in 3 cities, 3 online markets figure in Notorious Markets List" (https://www.business-standard.com/india-news/3-markets-in-3-cities-3-online-markets-figure-in-notorious-markets-list-124013000493_1.html)（2024年12月13日確認）

⁷³⁸ Legal world "Deli court orders major raids against counterfeit goods"(<https://legal.economictimes.indiatimes.com/news/litigation/deli-court-orders-major-raids-against-counterfeit-goods/115212202>)（2024年12月13日確認）

⁷³⁹ RNA Technology and IP Attorneys "IPR customs & Border Protection - India and its neighbors" (<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=2cfd94d2-9df1-4882-b772-755c1a2daf73>)（2024年12月4日確認）

⁷⁴⁰ The NEW INDIAN EXPRESS "Chennai airport sees surge in fake cigarette smuggling" (<https://www.newindianexpress.com/states/tamil-nadu/2024/Oct/31/chennai-airport-sees-surge-in-fake-cigarette-smuggling>)（2024年12月4日確認）

救済類型	裁判所等
刑事救済	各個別法に基づき刑事罰が科される。 ・ 特許権⁷⁴¹ ・ 商標⁷⁴² ・ 著作権⁷⁴³ ・ 植物品種⁷⁴⁴ ・ 地理的表示⁷⁴⁵
行政救済	没収、輸入差止等の措置が採られる。 ・ 関税法⁷⁴⁶（商標、著作権、意匠、地理的表示） ・ 著作権法⁷⁴⁷

主要な知的財産権である特許、商標、意匠及び著作権について、以下の各救済までに要する平均的な所要期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所要期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁷⁴⁸。

救済類型	特許	商標	意匠	著作権
民事救済	2～3 年	18 か月～2 年	18 か月～2 年	18 か月～2 年
刑事救済	該当なし	レイド又は逮捕まで：被害届提出より 1 週間～10 日程度 刑事処分まで：3 年	該当なし	レイド又は逮捕まで：被害届提出より 1 週間～10 日程度 刑事処分まで：3 年
行政救済	該当なし	該当なし	該当なし	税関委員長に対する通知に基づく通関停止（14 日間）：税関委員長の判断に要する時間是不見当である。なお、停止された貨物の引き渡しを制止するためには、裁判所の命令の提出が必要である。

また、商標、意匠及び著作権については、税関当局による救済について、税関当局への申請により没収、輸入差止めなどの保護を受けることができる。かかる申請に対する決定は、法律上、申請を受領してから 30 営業日以内になされることが求められているが⁷⁴⁹、実際の救済に係る平均的な所要期間は商標及び意匠の場合は 6～7 か月程度、著作権の場合は 45 日～60 日程度である⁷⁵⁰。

⁷⁴¹ 1970 年特許法第 118 条～第 124 条

⁷⁴² 1999 年商標法第 101 条～第 121 条

⁷⁴³ 1957 年著作権法第 63 条～第 70 条

⁷⁴⁴ 2001 年植物品種の保護及び農家の権利法第 68 条～第 77 条

⁷⁴⁵ 1999 年地理的表示（登録及び保護）法第 37 条～第 54 条

⁷⁴⁶ 1962 年関税法第 11 条 2 項 n 号

⁷⁴⁷ 1957 年著作権法第 53 条、2013 年著作権規則第 79 条

⁷⁴⁸ 別添の現地法律事務所(Anand and Anand)提供資料を参照

⁷⁴⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs ”Intellectual Property Rules (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007 第 4 条第 1 項”（https://upload.indiacode.nic.in/showfile?actid=AC_CEN_2_2_00042_196252_1534829466423&type=rule&filename=intellectual_property_rights.pdf）（2024 年 12 月 4 日確認）

⁷⁵⁰ 別添の現地法律事務所(Anand and Anand)提供資料を参照

イ インターネット上の不正商品に対する対策（ECサイトを含む）は以下のとおりである⁷⁵¹。

（ア）削除通知

ホスティングプラットフォームに対して削除通知を送ること（苦情担当者が通知を確認するために 24 時間、問題を解決するために 15 日間の時間が与えられる⁷⁵²。裁判所の命令を受けた場合は 36 時間以内に侵害コンテンツを削除する義務がある⁷⁵³。）。

（イ）民事救済

EC サイトでの不正商品の削除に係る侵害訴訟を提起すること（平均所要時間は前述のとおりである。）。

（ウ）刑事救済

インドの国家サイバー犯罪報告ポータル⁷⁵⁴に対する被害届の提出（公式の所要時間は公表されていないが、現地弁護士の経験では、被害届が管轄に転送されるまで通常 24 時間から 72 時間ほどかかる。）、商標法及び著作権法に基づく被害届の提出（平均所要時間は前述のとおりである。）。

（エ）著作権に係る救済

EC サイトに対する、一時的又は偶発的なコピーの保存に関する苦情申立て（EC サイトの苦情担当者が提出された詳細情報から侵害があると判断した場合（係る判断に要する時間是不見当である。）は、36 時間以内に、21 日間又は裁判所からアクセス制限命令を受けるまで、そのコンテンツへのアクセスを制限する措置を講じるが、書面による苦情の申立てを EC サイトの苦情担当者が受領してから 21 日以内に裁判所の命令の提出がされない場合は、苦情担当者はアクセス制限を元に戻す。）⁷⁵⁵

⁷⁵¹ 別添の現地法律事務所(Anand and Anand)提供資料を参照

⁷⁵² 2021 年情報技術規則第 3 条(2)(a)(i)

⁷⁵³ 2021 年情報技術規則第 3 条(1)(d)

⁷⁵⁴ the National Cyber Crime Reporting Portal of India (<https://cybercrime.gov.in/>)

⁷⁵⁵ 2013 年著作権規則第 75 条

(2) 2023年8月11日にインドの個人情報保護法が公布されました。2022年にパブリックコメントにより公表された時点で、重要データ受託者に、データ保護影響評価の実施が義務付けられている点や、印政府が個人データの国外移転先を指定する点について、日系企業への影響が懸念されておりました。公布後もこれらの規定が残り、さらに、インド政府が指定する国外移転先の基準が明記されていません。インドにおける自由な企業活動および自由な越境データ移転に影響しうる運用（個人データ・の越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容について、法令の最新情報、調査・報告ください。

2023 年デジタル個人データ保護法(The Digital Personal Data Protection Act, 2023)(DPDA 法)⁷⁵⁶が、2023 年 8 月 11 日に成立し公表された。DPDA 法は本調査基準日において施行されておらず、施行日は未定である。また、DPDA 法は、同法に基づく規則に委任する事項が多いところ、調査基準日において当該規則はまだ公表されていない。

以下、本設問に係る DPDA 法の主要な規定を詳述する。

1. 適用範囲

本法の対象となる「個人データ」とは、「個人に関するデータであり、当該データにより又は当該データとの関連において識別可能なもの」をいう（DPDA 法第 2 条(t)号）。

適用範囲に含まれる個人データは、当初からデジタル形式であったもののみならず、その後にデジタル形式になったものを含む（同法第 3 条(a)項）。

また、DPDA 法は域外適用を認めており、インド国内のデータ主体(Data Principal)⁷⁵⁷に対する物品又はサービスの提供に関連して当該データ主体の個人データを処理する場合には、インド国外であっても本法が適用される（同法第 3 条(b)項）。

なお、DPDA 法は、①個人が個人的又は家庭内の目的のために処理する個人データ、並びに②個人データに係るデータ主体及びインドの現在有効な法律に基づき個人データを公にする義務があるその他の者によって公にし、又は公にさせる個人データには適用されない（同法第 3 条(c)項）。

2. データ保護委員会(Data Protection Board)

データ保護委員会(Data Protection Board)は、DPDA 法第 18 条に基づき中央政府によって設立され（DPDA 法第 2 条(c)号、第 18 条）、DPDA 法の実施、監督する機関である（DPDA 法第 27 条、第 28 条）。

もっとも、データ保護委員会は、本調査基準日において設立されていない^{758 759}。

⁷⁵⁶ The Digital Personal Data Protection Act, 2023 (<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>)

⁷⁵⁷ 「データ主体」とは、個人データに係る個人、並びに、当該個人が児童（18 歳未満の個人）である場合における親権者又は適法な後見人、及び障害者である場合における適法な後見人をいう（DPDA 法第 2 条(j)号）。

⁷⁵⁸ DLA PIPER "Data Protection Board of India" (<https://www.dlapiperdataprotection.com/index.html?t=authority&c=IN>)（2024 年 12 月 5 日確認）

⁷⁵⁹ Leegality "The Data Protection Board: What Businesses Need to Know" (<https://www.leegality.com/consent-blog/data-protection-board#:~:text=The%20DPB%20has%20the%20power,and%20issue%20mandatory%20corrective%20actions>)（2024 年 12 月 5 日確認）

3. 個人データの処理

データ主体の個人データの処理(processing)⁷⁶⁰は、DPDA 法の遵守及び適法な目的が必要であるほか、データ主体が同意した目的又は正当な利用の目的であることが必要である (DPDA 法第 4 条)。

(1) データ主体の同意

データ主体が与える同意は、自由であり、特定され、情報が与えられ、無条件であり、曖昧さがなく、明確な肯定的行動を伴うものでなければならず、その同意は、特定の目的(specified purpose)⁷⁶¹のために個人データを処理することに対する同意を意味し、その特定の目的に必要な個人データのみ限定される (DPDA 法第 6 条第 1 項)。

係る同意の依頼は、データ主体に対して明確で平易な言語で提示され、データ主体には英語又は憲法に記載された任意の言語でアクセスする選択肢が与えられ、また、適用される場合には、データ保護責任者の連絡先情報、又はデータ受託者によってデータ主体の権利行使のためにそのコミュニケーションに対応することを許可されたその他の人物の連絡先情報が提供することが必要である (DPDA 法第 6 条第 2 項)。

また、係る同意の依頼にあたっては、データ受託者は、①処理する個人データ及びその処理の目的、②データ主体が同意を撤回する権利及び苦情処理に関する権利を行使する方法、③データ主体はデータ保護委員会に対して苦情を申し立てる方法を、データ主体に対して同時又は事前に通知しなければならない (DPDA 法第 5 条第 1 項)。

なお、データ主体はいつでも同意を撤回でき、その撤回は、撤回前の個人データの処理の適法性に影響を与えない (DPDA 法第 6 条第 4 項及び第 5 項)。

(2) 正当な利用の目的

前述のとおり、DPDA 法は、個人データの処理の根拠として、正当な利用の目的を認めており、その内容は以下のとおりである (DPDA 法第 2 条(d)号、第 7 条第 1 項)。

ア データ主体による自主的な提供 (同項(a)号)

データ主体が特定の目的のために自主的に個人データをデータ受託者に提供し、かつ、データ受託者に対して当該特定の目的に関して個人データの使用に同意しない旨を示していない場合

イ インド政府等による補助金等の提供 (同項(b)号)

インド政府又は政府機関⁷⁶²が、データ主体に対して、次の条件が満たされる場合に、補助金、福祉、サービス、証明書、ライセンス又は許可を提供又は発行する場合

- ① データ主体が過去に、インド政府又は政府機関による補助金、福祉、サービス、証明書、ライセンス又は許可のための個人データの処理に同意している場合
- ② 個人データが、インド政府又は政府機関によって維持され、中央政府による通達により

⁷⁶⁰ 「処理」とは、個人データに関連する、デジタル個人データに対して行われる、全部若しくは一部が自動化された操作又は操作のセット、及び収集、記録、編集、構成、保存、適応、検索、使用、調整若しくは統合、索引付け、共有、伝送による開示、普及又はその他の方法での提供、制限、削除若しくは破壊を含む (DPDA 法第 2 条(x)号)。

⁷⁶¹ 「特定の目的」とは、DPDA 法及び同規則の規定に従い、データ受託者がデータ主体に提供した通知に記載された目的をいう。 (DPDA 法第 2 条(za)号)。

⁷⁶² DPDA 法第 2 条(zb)号、The Constitution of India 2024 (<https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s380537a945c7aaa788ccfcdf1b99b5d8f/uploads/2024/07/20240716890312078.pdf>)

決定されたデータベース、登録簿、帳簿又はその他の文書から、デジタル形式で利用可能であるか、又は非デジタル形式で存在し、その後デジタル化されて利用可能である場合

但し、処理に関する基準は、中央政府が発行した方針又は現在有効な個人データの管理に関する法律に従っていることが前提となる。

ウ 安全保障等（同項(c)号）

インドにおいて現在有効な法律の下でインド政府若しくは政府機関が行う職務の遂行、又はインドの主権及び統一若しくはインド政府の安全保障の利益のため。

エ 法律に基づく政府等への開示（同項(d)号）

インドにおいて現在有効な法律の下で、インド政府又は政府機関に情報を開示する義務を履行するため。但し、その処理が現在有効な他の法律における情報開示に関する規定に従って行われる場合に限る。

オ 判決等の遵守（同項(e)号）

インドにおいて現在有効な法律に基づく判決、裁定、若しくは命令、又はインド国外の現在有効な法律の下での契約、民事的な請求に関する判決又は命令に従うため。

カ 生命等に対する脅威等（同項(f)号）

データ主体又はその他の個人の生命に対する脅威又は健康に対する緊急の脅威を伴う医療緊急事態に対応するため。

キ 医療又は保険サービスの提供（同項(g)号）

病気の流行若しくは発生又は公衆衛生に対するその他の脅威の際に、個人に対して医療又は健康サービスを提供するための措置を講じるため。

ク 災害等（同項(h)号）

災害又は公衆秩序の混乱の際に、個人の安全を確保し、又は個人に対する支援若しくはサービスを提供するための措置を講じるため。

ケ 雇用（同項(i)号）

雇用の目的又は雇用主を損失又は責任から守ることに関連する目的のため。例えば企業スパイの防止、営業秘密、知的財産、機密情報の秘密保持、又は従業員であるデータ主体が求めるサービス若しくは福祉の提供等。

4. 個人データの越境移転

DPDA 法において、個人データをインド国外に移転させることは禁止されていないが、中央政府は個人データの移転を制限する国や地域を指定することができる旨が規定されている（DPDA 法第 16 条第 1 項）。

もっとも、2023 年デジタル個人データ保護法案(The Digital Personal Data Protection Act, 2023)の個人データの国外移転に関する制限規定は、まだ詳細が定められていない。

なお、インドの現在有効な法律で、個人データの越境移転に関して、DPDA 法よりも高いレベルの規制がある場合は、当該規制の適用は妨げられないため、遵守する必要がある（DPDA 法第 16 条第 1

項)。

また、DPDA 法では、個人データの保存をインド国内のサーバーに限定するといった、データローカライゼーションは規定されていない。

もっとも、2000 年情報技術法(the Information Technology Act, 2000)に係る通達⁷⁶³では、全てのサービス提供者等は、ICT システムの全てのログを有効にし、180 日間のローリング期間内、安全に保管維持しなければならない、これらのログはインドの管轄内で保管されなければならないとしており(同通達(iv))、DPDA 法上矛盾のない限り、他の法律も適用される (DPDA 法第 38 条)。

したがって、個人データの越境移転やローカライゼーションについては、他の法律、規則等を注視する必要がある。

5. データ受託者(Data Fiduciary)⁷⁶⁴の義務

データ受託者の義務のうち、日本企業に不利益に働く可能性があるものとして、個人データの消去義務がある。

すなわち、データ受託者は、現在有効な法律を遵守するために保持する必要がない限り、①データ主体が同意を撤回した場合、②特定の目的が達成されなくなると合理的に判断される場合は直ちに、①又は②のいずれか早い時点で個人データを消去しなければならない、また、その処理を委託したデータ処理者(Data Processor)⁷⁶⁵にも消去させなければならない (DPDA 法第 8 条第 7 項)。

6. 重要データ受託者(Significant Data Fiduciary)の義務

「重要データ受託者」とは、中央政府が DPDA 法第 10 条に基づいて指定するデータ受託者又はデータ受託者の類型を指す。この指定には、処理される個人データの量及び機密性、データ主体の権利に対するリスク、インドの主権及び統一に対する潜在的な影響、選挙民主主義に対するリスク、安全保障、及び公の秩序を含む、関連する要因が評価される(DPDA 法第 2 条(z)号、第 10 条第 1 項)。

重要データ受託者は、①データ保護オフィサーの選任、②データ監査人の選任及びデータ監査、並びに③定期的なデータ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)、定期的な監査、及び DPDA 法に従った措置で必要に応じて定められるものを遵守しなければならない(DPDA 法第 10 条第 2 項)。

データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)は、データ主体の権利及び個人データ処理の目的に関する説明、データ主体の権利に対するリスクの評価及び管理、並びに関連するその他の事項を含むプロセスである。

7. データ主体の権利

DPDA 法上、データ主体の権利として①データ受託者に対する個人データにアクセスする権利(同法第 11 条)、②個人データの訂正及び消去権 (同法第 12 条)、③苦情処理に関する権利 (同法第 13 条)、が定められており、日本企業はかかる権利行使に対応する体制の構築が求められる。

⁷⁶³ Ministry of Electronics and Information Technology (MeitY) "Directions under sub-section (6) of section 70B of the Information Technology Act, 2000 relating to information security practices, procedure, prevention, response and reporting of cyber incidents for Safe & Trusted Internet." (https://www.cert-in.org.in/PDF/CERT-In_Directions_70B_28.04.2022.pdf) (2024 年 12 月 5 日確認)

⁷⁶⁴ 「データ受託者」とは、単独で又は他の者と共同して個人データの処理の目的及び手段を決定する者をいう。(DPDA 法第 2 条(i)号)。

⁷⁶⁵ 「データ処理者」とは、データ受託者の代理として個人データを処理する者をいう。(DPDA 法第 2 条(i)号)。

8. 適用除外

公的機関との関係で、DPDA 法が適用除外となる場合は、以下のとおりである。

(1) DPDA 法の一部の規定からの適用除外（DPDA 法第 17 条第 1 項）⁷⁶⁶

- ア インドの裁判所、審判所、又は司法的若しくは準司法的、規制若しくは監督的な機能の履行を法的に任されているその他の機関による個人データの処理で、かつその処理がその機能の履行に必要な場合（同項(b)号）
- イ 個人データがインドで現在有効な法律の違反又は違法行為の予防、検知、捜査、若しくは起訴のために処理される場合（同項(c)号）
- ウ 裁判所、審判所、又はその他の権限を有する機関が承認した複数の会社の組織再編等のために必要な場合（同項(e)号）

(2) DPDA 法の適用除外（DPDA 法第 17 条第 2 項）

- ア 中央政府としてのインド政府の機関が、インドの主権及び統一、安全保障、外国との友好関係、公の秩序の維持、又はこれらに関連する認知可能な犯罪の扇動を防止する目的で、通知し、また当該機関が提供する個人データを中央政府が処理すること（同項(a)号）
- イ データ主体に特定の決定を下すために個人データが使用されない場合で、かつその処理が定められた基準に従って行われる場合における、研究、アーカイブ、又は統計目的に必要な処理（同項(b)号）

9. 制裁金

データ保護委員会は、DPDA 法の重大な違反に対しては、所定の制裁金を課することができる。

例えば、DPDA 法第 8 条第 5 項に基づき、個人データの侵害を防ぐために合理的なセキュリティ対策を講じるというデータ受託者の義務を遵守しなかった場合、最大で 25 億ルピーまでの罰金を課することができる（DPDA 法第 33 条第 1 項、Schedule 1）。

また、DPDA 法に基づいて制定される規則の違反に対しても、最大で 5 億ルピーまでの罰金を課することができる（DPDA 法第 33 条第 1 項、Schedule 7）。

さらに、中央政府が、データ保護委員会から、①データ受託者に金銭的制裁を複数回課すこと、②一般の利益のために、インド国内でデータ主体に商品やサービスを提供する活動を可能にするコンピュータ資源内で生成、送信、受信、保存、又はホスティングされる情報へのアクセスを一般に対してブロックすることを助言することを内容とする書面による付託を受けた場合、そのデータ受託者に聴聞の機会を与えた後、一般の利益のためにそれが必要又は適切であると判断し、理由を文書で記録した上で、係るアクセスをブロックするよう命じることができる（DPDA 法 37 条第 1 項）。

⁷⁶⁶ データ受託者の義務に係る DPDA 法第 2 章（第 8 条第 1 項及び第 5 項は除く。）、データ主体の権利及び義務について規定した同法第 3 章、及び越境移転について規定した同法第 16 条の適用が除外される。

11. ブラジル

内国民待遇

（１）内外差別的な税制恩典措置（製造業等分野ごとの税制優遇や、情報通信機器及び半導体に対する措置）についての最近のアップデートの有無を調査・報告ください。

2024年版で言及されている「情報通信機器及び半導体に対する税制恩典措置」は継続している。なお、同措置は、2025年1月1日に施行される2024年法14968号（LEI Nº 14.968, DE 11 DE SETEMBRO DE 2024）により2029年12月31日まで延長された。

同措置の1つは、ブラジルの中西部並びにアマゾン開発監督局（Superintendência do Desenvolvimento da Amazônia : SUDAM）及び北東部開発監督局（Superintendência do Desenvolvimento do Nordeste : SUDENE）が管理している地域に所在している企業に対して、ブラジル国内で実施された情報通信機器及び半導体に関する研究開発活動に関して税制恩典を付与するものであるが、この税制恩典が2024年法14968号により拡大された（税制恩典の付与率が増えた。）。

また、2024年法14968号は、ブラジル国内における半導体部品、ディスプレイ及びソーラーパネルの研究、開発、改良、設計、生産、応用のための技術進歩を奨励し、エコシステムを強化することを目的として、ブラジル半導体プログラム（Brasil Semicon）というプログラムを創設した。ブラジル半導体プログラムに関するガイドラインは、同法施行後6ヶ月以内に発行される規則において明らかになるが、このガイドラインの内容によっては内国民待遇への違反となる可能性も否定できないため、かかるガイドラインの内容を注視していく必要がある。

12. 中東・アフリカ

(1) 中東・アフリカ諸国において、データの越境移転を過度に制限する等により、企業活動への影響が懸念される法令があるか、調査・報告ください。

中東・アフリカに所在する多くの国において、データに関する法令、特に個人情報保護に関する法令が制定されている。具体的には、以下の各国において個人情報保護を包括的に規律する個人情報保護法令が制定済みである。

1.中東	
1-1.アフガニスタン	無し
1-2.アラブ首長国連邦	2021年連邦法令第45号個人データ保護に係る法律
1-3.イエメン	無し
1-4.イスラエル	プライバシー保護法
1-5.イラク	無し
1-6.イラン	無し
1-7.オマーン	2022年王令第6号個人情報保護法の公布に係る法律
1-8.カタール	2016年法律第13号個人情報のプライバシー保護に係る法
1-9.クウェート	2024年規則第26号
1-10.サウジアラビア	個人情報保護法
1-11.シリア	無し
1-12.トルコ	個人情報保護法
1-13.バーレーン	2018年法律第30号個人情報保護法に係る法律
1-14.ヨルダン	2023年法律第24号個人データ保護法
1-15.レバノン	法律第81/2018号電子取引及び個人情報保護法

2.アフリカ	
2-1.アルジェリア	法律第18-07号個人情報の処理における個人の保護に係る法律
2-2.アンゴラ	データ保護法（法律第22/11号）
2-3.ウガンダ	2019年データ保護及びプライバシー法
2-4.エジプト	個人情報保護法
2-5.エスティワニ	2022年データ保護法
2-6.エチオピア	個人情報保護布告第1321/2024号
2-7.エリトリア	無し
2-8.ガーナ	2012年データ保護法（法律第843号）
2-9.カーボベルデ	1月22日カーボベルデ法律第133/V/2001号データ保護法
2-10.ガボン	法律第001/2011号
2-11.カメルーン	無し
2-12.ガンビア	無し
2-13.ギニア	法律第L/2016/037/AN号
2-14.ギニアビサウ	無し
2-15.ケニア	2019年第24号データ保護法
2-16.コートジボワール	法律第2013-450号
2-17.コモロ	無し
2-18.コンゴ共和国	法律第29-2019号個人情報保護に係る法律
2-19.コンゴ民主共	2023年3月13日付デジタルコードに係る法令第23/010号

2.アフリカ	
和国	
2-20.サントメ・プリンシペ	法律第 03/2016 号個人情報保護に係る法律
2-21.ザンビア	2021 年第 3 号データ保護法
2-22.シエラレオネ	無し
2-23.ジブチ	無し
2-24.ジンバブエ	データ保護法
2-25.スーダン	無し
2-26.セーシェル	2003 年データ保護法
2-27.赤道ギニア	法律第 1/2016 号個人情報保護に係る法律
2-28.セネガル	法律第 2008-12 号個人情報保護に係る法律
2-29.ソマリア	データ保護法（第 005 号）
2-30.タンザニア	2022 年第 11 号個人情報保護法
2-31.チャド	法律第 007/PR/2015 号個人情報保護に係る法律
2-32.中央アフリカ	無し
2-33.チュニジア	組織法第 2004-63 号 2007 年 11 月 27 日 法令第 2007-3004 号個人情報処理の申告及び認可の条件及び手続に係る法律
2-34.トーゴ	法律第 2019-014 号個人情報保護に係る法律
2-35.ナイジェリア	2023 年データ保護法
2-36.ナミビア	無し
2-37.ニジェール	法律第 2019-71 号
2-38.ブルキナファソ	2021 年 3 月 30 日 法律第 001-2021 号個人情報処理に係る個人の保護に関する法律
2-39.ブルンジ	無し
2-40.ベナン	2017 年ベナン共和国デジタルコード第 5 章個人情報保護に係る規定法律個人識別可能情報の保護に係る法律 法律第 2009-09 号個人識別可能情報の保護に係る法律
2-41.ボツワナ	2018 年データ保護法
2-42.マダガスカル	法律第 2014-038 号個人情報保護法
2-43.マラウイ	2024 年法律第 3 号
2-44.マリ	2019 年 12 月 5 日法律第 2019-056 号
2-45.南アフリカ	個人情報保護法
2-46.南スーダン	無し
2-47.モザンビーク	無し
2-48.モーリシャス	2017 年データ保護法
2-49.モーリタニア	法律第 2017-020 号個人情報保護に係る法律
2-50.モロッコ	法律第 09-08 号個人情報処理における個人の保護に係る法律
2-51.リビア	無し
2-52.リベリア	無し
2-53.ルワンダ	2021 年 10 月 13 日法律第 058/2021 号個人データ及びプライバシー保護に係る法律
2-54.レソト	2011 年データ保護法

以上の国々で施行又は制定されている個人情報保護法例においては、データの越境移転について、本人同意を要するもの、越境移転のための契約締結を要するもの、十分な保護水準を有するものとして認定された国への移転を可能とするものなどがある。一部の国においては、個人情報データを国内に保存する規制（いわゆるデータローカライゼーション規制）を課している場合があり、かかる規制が存在する国においては、一定の要件を充足しない限り、個人情報を当該国内において保存しなければならない。したがって、データローカライゼーション規制の存在する国においては、たとえば当該国内のデータセンターを利用しなければならないといった法令対応のための追加的負荷が課されることにより、本来は全世界に共通で提供されるサービスであっても当該国向けにサービス仕様を変更しなければならなくなったり、当該国のデータセンターを利用しなければならないことによるセキュリティ上の懸念が生じたり、

又は、もともと当該国にデータセンターを有している現地企業と比べて追加費用が生じてしまったりすることにより企業活動への制約が生じることが懸念される。

データローカライゼーション規制を定める国の例として以下の国々がある。なお、データローカライゼーション規制が規定されていることによって、ただちにデータの越境移転が制限されるとは限らず、一定の例外条件を設けることによってデータの越境移転が過度に制限されないよう手当てされている場合もあることに留意が必要である。

1. エチオピア

個人情報保護布告第 1321/2024 号の第 22 条第 1 項は、全てのデータ管理者又はデータ処理者は、エチオピア国内で収集又は取得した個人データの、エチオピア国内にあるサーバー又はデータセンターへの保存を確保しなければならない旨を規定している。

また、当局が国家の戦略的利益に基づき、エチオピア国内のサーバー又はデータセンターのみで処理されなければならない重要な個人データとして、個人データの種類を規定する（22 条 2 項）ことが想定されている。

個人データの越境移転自体は、第 20 条第 1 項各号のいずれかを満たすことで認められているものの、センシティブ個人データについては、当局の事前許可を得なければならない（22 条 3 項）。

以上のとおり、第 1 項に基づく個人データの保存義務が課される場面について限定がなされておらず、また、第 2 項に基づき当局が重要な個人データとして指定したものについてはエチオピア国内のサーバー又はデータセンターのみで処理されなければならない、これらは企業活動への強い制約となると考えられ、企業活動への影響が懸念される。

2. ケニア

2019 年第 24 号データ保護法の第 50 条は、内閣官房長官は、国家の戦略的利益又は歳入の保護を理由として、ケニア国内に所在するサーバー又はデータセンターを通じてのみ実行されるべき処理の性質を規定することができる旨を規定している。

そして、2021 年データ保護（一般）規則においては、これに基づき定められた第 26 条第 1 項により、国家の戦略的利益を目的として個人データを処理するデータ管理者又はデータ処理者は、ケニア国内に所在するサーバー及びデータセンターにおいて当該個人データを処理する（第 a 号）か、又はケニア国内に所在するデータセンターに当該個人データの少なくとも 1 つのコピーを保存する（第 b 号）義務がある。

当該国家の戦略的利益の目的については、同条第 2 項にて、①市民登録及び法的身分証明管理システムの管理（第 a 号）、②憲法に基づく国民代表の選挙実施の促進（第 b 号）、③国家機関による財政管理のためのあらゆるシステムの監督（第 c 号）、④2018 年コンピュータ不正利用及びサイバー犯罪に関する法律第 20 条に基づき、保護されるコンピュータシステムとして指定されたあらゆるシステムの運営（第 d 号）、⑤2013 年基礎教育法に基づくあらゆる形態の幼児教育及び基礎教育の提供（第 e 号）、⑥国内のデータ主体に対する一次又は二次医療の提供（第 f 号）が含まれるとされている。

また、同条第 3 項により、データ管理者が、(a)ケニア国外の個人データが侵害されたこと、又はそのサービスが 2019 年第 24 号データ保護法に違反するために使用されたことを通知され、違反を停止又は処理するための措置を講じていない場合、(b)データコミッショナー又はその他の関連当局による、(i)当該違反の調査及び処理に協力すること、又は(ii)サイバーセキュリティ保護措置の効果を相殺及び無効化すること、に関する要求に抵抗し、妨害し、又は従わない場合には、内閣官房長官は、ケニア国外で個人データを処理するデータ管理者に対し同条第 1 項に従うよう要求することができる。

以上のとおり、第 1 項に基づく個人データの保存義務等が課せられる場面は、国家の戦略的利益を目的として個人データを処理する場面に限定されているものの、条文上は第 2 項各号に列举された目的はあくまで当該目的の例示という位置づけであり、国家の戦略的利益が拡大的に解釈されて運用される可能性は否定できず、運用次第では企業活動への強い制約となり得ると考えられるため、企業活動への影響が懸念される。

3. ザンビア

2021 年第 3 号データ保護法 第 70 条第 1 項は、データ管理者は共和国国内にあるサーバー又はデータセンターで個人情報を処理及び保存しなければならないとして、データローカライゼーションの原則を定めている。例外規定として、第 70 条第 2 項が大臣は共和国国外で保管することができる個人情報の区

分を規定することができる旨を定めるが、第3項において、第2項にかかわらず、機微な個人情報は共和国内にあるサーバー又はデータセンターで処理及び保存されなければならないとされている。

以上のとおり、機微な個人情報の場合には例外なく、通常の個人情報の場合には第70条第2項による大臣が規定する区分に該当しない限りにおいて、ザンビア内で個人情報の処理及び保存が求められているため、第70条第2項に関する運用次第では企業活動への影響が懸念される。

4. ブルキナファソ

2021年3月30日法律第001-2021号個人情報処理に関する個人の保護に関する法律 第37条第5段落は、自然人を直接的又は間接的に特定することができる健康データは、第56条に免除規定がない限り国内領域で保有されなければならないとしており、健康データに関するデータローカライゼーション規制を設けている。なお、第56条ではブルキナファソにおける個人情報保護の管轄当局である *Commission de l'Informatique et des Libertés* (CIL) の権限が定められており、CILが個人情報を他国へ転送することを許可することができることとされている。

以上のとおり、ブルキナファソにおいては、データローカライゼーションの規定自体はあるものの、その対象は直接的又は間接的に個人を特定できる健康データに限定されており、かつCILによる他国へのデータ移転許可制度が設けられていることを踏まえると、必ずしもデータ移転に過度の制限が課されているわけではなく、企業活動への影響の懸念は限定的である。

5. ルワンダ

2021年10月13日法律第058/2021号個人データ及びプライバシー保護に関する法律 第50条第1項はデータ管理者又はデータ処理者は個人情報をルワンダで保存するものとするとしており、データローカライゼーション規制を有している。同法第50条第2項は、ルワンダ国外での個人情報の保存は、データ管理者又はデータ処理者が、監督当局によって発行された、ルワンダ国外での個人情報の保管を許可する有効な登録証明書を保持している場合にのみ許可されるとされており、ルワンダ国外で個人情報を保存する際には当局による許可が必要となっている。

以上のとおり、ルワンダ国外での個人情報の保存は監督当局の許可制となっているため、ルワンダ国外のデータセンターを利用することができるか否かは監督当局の裁量的判断に委ねられる余地が大きいと考えられ、企業活動への影響が懸念される。

13. アルゼンチン

(1) 2024年版不公正貿易報告書のP.181の「アルゼンチンの輸入ライセンス制度」(DS445)について、新たな動向があれば調査・報告ください。

2024年版不公正貿易報告書のP.181の「アルゼンチンの輸入ライセンス制度」(DS445)に変更はない。

なお、従前は「赤色チャネル」に該当する輸入貨物（基準価格を下回る貨物など）には、関係する業界団体がオブザーバーとして現物検査に参加する制度があったが、2024年10月、一般決議5586号（Resolución General 5586/2024）により「オブザーバー」制度が廃止された。また、同月、一般決議5587号（Resolución General 5587/2024）により、輸出申告額が基準価格を下回る場合に輸出書類と貨物の検査が行われる予防的参照価格制度が廃止された。これらの新しい制度により輸出入貿易がさらに簡素化された。

第3章

紛争案件一覧

(WTO発足後の紛争案件)

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
1. マレーシア－石油化学製品の輸入許可制度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 1995/ 3/16 パネル設置要請 1995/ 7/19 パネル設置要請取り下げ	①シンガポールは、マレーシアのポリエチレン及びポリプロピレンを輸入禁止している措置はGATTに非整合として申立て。	GATT (X, XI, XII) IL (3)	
2. 米国－ガソリン規制	ベネズエラ 【豪州、カナダ、EU、ノルウェー】	1995/ 1/24 協議要請 1995/ 3/25 パネル設置要請 1995/ 4/10 パネル設置 (5/31「DS4」と併合) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 1996/ 2/21 米国が上級委申立て 1996/ 4/29 上級委報告書配布 1996/ 5/20 パネル・上級委報告書採択	①大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第I、III条、TBT協定第2条に違反すると申立て。 ②大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第XX条(g)には当たらず、III条4項違反と認定。 ③GATT第XX条(g)のパネルの解釈を一部修正し、米国の取ったガソリン規制は(g)（有限天然資源の保存に関する措置）には該当するとしたが、柱書の条件を満たさないため、結論としてパネルの判断を支持。	GATT (I, III, XX) TBT (2, 14)	第II部 第4章
3. 韓国－農産品検疫	米国	1995/ 4/ 4 協議要請	①米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度が輸入制限となっておりGATT第XI条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT (III, XI) SPS (2, 5) TBT (5, 6)	
4. 米国－ガソリン規制	ブラジル	1995/ 4/10 協議要請 1995/ 5/19 パネル設置要請 1995/ 5/31 パネル設置 (「DS2」と併合) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 1996/ 2/21 米国が上級委申立て 1996/ 4/29 上級委報告書配布 1996/ 5/20 パネル・上級委報告書採択	DS2 を参照	GATT (I, III) TBT (2)	
5. 韓国－食品流通期限	米国	1995/ 5/ 3 協議要請 1995/ 7/20 二国間合意通報	①韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT協定・SPS協定等に反するとして米国が申立て。	GATT (III, XI) SPS (2, 5) TBT (2)	
6. 米国－対日自動車輸入に	日本	1995/ 5/17 協議要請（豪州が第三国参加）	①米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置	GATT (I, II)	第II部 第15章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
関する報復関税の賦課		1995/ 6/28 日米自動車協議決着 1995/ 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	（輸入自動車への報復関税の賦課）はGATT第I、II条違反として日本が申立て。		
7. EU－ホタテ貝に関する表示問題	カナダ 【日本、豪州、チリ、アイスランド、ペルー、米国】	1995/ 5/19 協議要請 1995/ 7/ 7 パネル設置要請 1995/ 7/19 パネル設置（10/11「DS12」「DS14」と併合） 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	①フランスのホタテ貝の名称表示規則が、カナダの同種のホタテ貝を差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反しているとして申立て。	GATT（I, III） TBT（2）	
8. 日本－酒税格差	EU	1995/ 6/21 協議要請 1995/ 9/14 パネル設置要請 1995/ 9/27 パネル設置（「DS10」、「DS11」と併合） 1996/ 7/11 パネル報告書配布 1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て 1996/10/ 4 上級委報告書配布 1996/11/ 1 パネル・上級委報告書採択	①1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウィスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反であるとして申立て。 ②GATT第III条違反を認定。 ③GATT第III条違反を認定。	GATT（III）	第II部 第2章
9. EU－穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 1995/ 9/14 パネル設置要請 1995/10/11 パネル設置 1995/11/29 二国間合意通報	①輸入穀物新課税制度がGATT第II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとして申立て。その後、XXIV条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着。	GATT（II, VII）	
10. 日本－酒税格差	カナダ	1995/ 7/ 7 協議要請 1995/ 9/14 パネル設置要請 1995/ 9/27 パネル設置（「DS8」、「DS11」と併合） 1996/ 7/11 パネル報告書配布 1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て 1996/10/ 4 上級委報告書配布 1996/11/ 1 パネル・上級委報告書採択	DS8を参照	GATT（III）	第II部 第2章
11. 日本－酒税格差	米国	1995/ 7/ 7 協議要請 1995/ 9/14 パネル設置要請 1995/ 9/27 パネル設置（「DS8」、「DS10」と併合） 1996/ 7/11 パネル報告書配布 1996/ 8/ 8 日本が上級委申立て 1996/10/ 4 上級委報告書配布 1996/11/ 1 パネル・上級委報告書採択	DS8を参照	GATT（III）	第II部 第2章
12. EU－ホタテ貝に関する表示問題	ペルー 【日本、豪州、カナダ、アイスランド、米国】	1995/ 7/18 協議要請 1995/ 9/14 パネル設置要請 1995/10/11 パネル設置（「DS7」、「DS14」と併合） 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	DS7を参照	GATT（I, III） TBT（2, 12）	
13. EU－穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 1995/ 9/28 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	①輸入穀物新課税制度がGATT第II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとして申立て。その後、XXIV条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設	GATT（I, II, VII, X）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			置要請取り下げ等を合意して決着。		
14. EU－ホタテ貝に関する表示問題	チリ 【日本、豪州、カナダ、アイスランド、米国】	1995/ 7/24 協議要請 1995/ 9/13 パネル設置要請 1995/10/11 パネル設置（「DS7」、「DS12」と併合） 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	DS7を参照	GATT (I, III) TBT (2)	
15. 日本－移動電話に関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 1995/ 9/18 協議妥結	①1994年9月の日米移動電話合意内容が、欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立て。	GATT (I, III, XVII)	
16. EU－バナナ輸入制限	グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、米国	1995/ 9/28 協議要請（1996/2/8再協議要請） 2012/11/ 8 協議妥結	①EUのACP諸国へのバナナ輸入割当がMFN違反となっているとして中南米各国及び米国が申立て。	GATT (I, III) IL (1, 3) GATS (II, XVI, XVII)	
17. EU－米輸入税	タイ	1995/10/ 3 協議要請	①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条（MFN）、II条（関税譲許）、VII条（関税評価協定）に違反するとしてタイが申立て。	GATT (I, II, VII)	
18. 豪州－サケ輸入禁止	カナダ 【EU、インド、ノルウェー、米国】	1995/10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 1997/ 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 1998/ 7/22 豪州が上級委申立て 1998/10/20 上級委報告書配布 1998/11/ 6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 カナダが対抗措置承認申請 1999/ 7/27 豪州が仲裁を要請（→その後仲裁決定は出されず） 1999/ 7/28 パネル設置要請（履行確認） 1999/ 9/ 7 パネル設置（履行確認） 2000/ 2/18 パネル報告書配布（履行確認） 2000/ 3/20 パネル報告書採択（履行確認）	①豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置がGATT第XI条、XIII条及びSPS協定に違反するとカナダが申立て。 ②豪州の措置がSPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置実施）、2.3条（内国民・最恵国待遇）、5.1条（危険性評価に基づく措置の実施）、5.5条（適切な保護水準の設定）及び5.6条（貿易制限的とならない保護水準の確保）に違反する旨判断。 ③5.6条違反についてはパネル判断を覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持。 豪州は1999年7月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までには是正が行われなかったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。	GATT (XI, XIII) SPS (2, 3, 5)	
19. ポーランド－自動車輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 8/26 二国間合意通報	①ポーランドの輸入関税上げ及びEU産向け無税枠の設定はGATT第I、XXIV条に違反するとしてインドが申立て。	GATT (I, XIV)	
20. 韓国－瓶詰水に関する規制	カナダ	1995/11/ 8 協議要請 1996/ 4/24 二国間合意通報	①韓国のミネラルウォーターの規制（6か月の流通規制、オゾン処理規制）が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。	GATT (III, XI) SPS (2, 5) TBT (2)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
21. 豪州－サケ輸入禁止	米国 【カナダ、EU、香港、アイスランド、インド、ノルウェー】	1999/11/20 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 1999/11/ 8 パネル停止 2000/10/27 二国間合意通報	①豪州の検疫制度によるサケ輸入禁止措置はGATT第XI条、XIII条及びSPS協定に違反するとして米国が申立て。	GATT (XI) SPS (2, 5, 7, 8)	第II部 第3章
22. ブラジル－乾燥ココナツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、インドネシア、スリランカ、米国】	1995/11/30 協議要請 1996/ 2/ 5 パネル設置要請 1996/ 3/ 5 パネル設置 1996/10/17 パネル報告書配布 1996/12/16 フィリピンが上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 1997/ 3/20 パネル・上級委報告書採択	①ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT第I、II、VI条3項、VI条6(a)、農業協定第13条に違反すると申立て。 ②ブラジルの主張はGATT第VI条に基づくためGATT第I、II条は適用されず、また、本件措置はブラジルのWTO加盟以前の措置であり、第IV条は補助金協定と独立して適用できないことから、結論としてGATT第I、II、VI条及び農業協定は本件には適用されないと判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT (I, II, VI) AA (13)	
23. ベネズエラ－OCTGへのAD調査	メキシコ	1995/12/ 5 協議要請 1997/ 5/ 6 ベネズエラの調査終了により妥結	①ベネズエラのAD協定調査はAD協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD (1, 3, 5, 6, 12, 16)	
24. 米国－綿・人造繊維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 1996/ 3/ 5 パネル設置 1996/11/ 8 パネル報告書配布 1996/11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 1997/ 2/25 上級委報告書採択	①米国の経過的繊維SG協定発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとコスタリカが申立て。 ②米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反しているとした他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定。 ③パネルが規制措置の適応的適用を認めた点をコスタリカが上級委申立て。上級委は、経過的SG協定措置は可能な限り限定的に適用されなければならない、措置を適応的に適用することはできないと判断。	ATC (2, 6, 8)	
25. EU－米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	1995/12/14 協議要請	①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第XXII条1項に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT (XXII)	
26. EU－ホルモン牛肉に関する措置	米国 【豪州、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー】	1996/ 1/26 協議要請 1996/ 4/25 パネル設置要請 1996/ 5/20 パネル設置 (10/16「DS48」と併合) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 1997/ 9/24 EUが上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布	①肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第III条（内国民待遇）、XI条（数量制限）、SPS協	SPS (2, 3, 5) TBT (2) GATT (III, XI)	第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		1998/ 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 米国が対抗措置承認申請 1999/ 6/ 2 EUが仲裁を要請 1999/ 7/12 仲裁判断配布 1999/ 7/26 対抗措置の内容承認 2008/12/22 EUが協議要請（履行確認） 2009/ 5/13 二国間合意	定、TBT協定、農業協定等に違反する、と米国が申立て。 ②EUの措置がSPS協定第3.1条（国際的基準への準拠）、5.1条（危険性評価に基づく措置の実施）及び5.5条（適切な保護水準の設定）に違反すると判断。 ③SPS協定第5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を破棄。また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協定第3.3条（科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入）との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄。 仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。 （DS320：対米国、DS321：対カナダ） DS320及び321は、2008年 3月31日にパネル報告書、10月16日には上級委報告書が配布され、早急に履行パネルを開始するよう勧告された。		
27. EU－バナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【日本、ベリーズ、カメルーン、カナダ、コロンビ	1996/ 2/ 5 協議要請 1996/ 4/11 パネル設置要請 1996/ 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 1997/ 6/11 EUが上級委申立て 1997/ 9/ 9 上級委報告書配布 1997/ 9/25 パネル・上級委報告書採択	①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT第I、II、III、X、XI、XIII条、輸入許可手続協定第1、3条、農業協定、TRIMs協定第2、5条、GATS第2、4、16、17条に違反するとの申立て。	GATT（I, II, III, X, XI, XIII） IL（1, 3） AA（19） TRIMs（2, 5） GATS（II, IV, XVI, XVII）	第II部 第1章 第II部 第15章 第II部 第16章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ガーナ、グレナダ、インド、ジャマイカ、モーリシャス、ニカラグア、パナマ、フィリピン、セントルシア、セント・ビンセント、セネガル、スリナム、ベネズエラ、ボリビア、コートジボワール、ブラジル、マダガスカル】	1998/12/15 EUがパネル設置要請（履行確認） 1998/12/18 エクアドルがパネル設置要請（履行確認） 1999/ 1/12 パネル設置（履行確認/EU・エクアドル申立て） 1999/ 1/14 米国が対抗措置承認申請 1999/ 1/29 仲裁に付託（米国） 1999/ 4/ 9 仲裁判断配布（米国）、米国が対抗措置の内容承認申請 1999/ 4/12 パネル報告書配布（履行確認/EU・エクアドル申立て） 1999/ 4/19 対抗措置の内容承認（米国） 1999/ 5/ 6 パネル報告書採択（履行確認/エクアドル申立て） 1999/11/ 8 エクアドルが対抗措置承認申請 1999/11/19 EUが仲裁を要請、仲裁に付託 2000/ 3/24 仲裁判断配布（エクアドル） 2000/ 5/8 エクアドルが対抗措置の内容承認申請 2000/ 5/18 対抗措置の内容承認（エクアドル） 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2001/11/16 協議要請（履行確認二回目） 2005/11/30 ホンジュラス、ニカラグア、パナマが協議要請（履行確認） 2006/11/16 エクアドルが協議要請（履行確認二回目） 2007/ 2/23 エクアドルがパネル設置要請（履行確認二回目） 2007/ 3/20 パネル設置（履行確認二回目/エクアドル申立て） 2007/ 6/29 米国がパネル設置要請（履行確認） 2007/ 7/12 パネル設置（履行確認/米国申立て） 2008/ 4/ 7 パネル報告書配布（履行確認二回目/エクアドル申立て） 2008/ 5/19 パネル報告書配布（履行確認/米国申立て） 2008/ 8/28 EUが上級委申立て（履行確認/エクアドル・米国申立て） 2008/ 9/ 9 エクアドルが上級委申立て（履行確認二回目） 2008/11/26 上級委報告書配布（履行確認/エクアドル・米国申立て） 2008/12/11 パネル・上級委報告書採択（履行確認二回目/エクアドル申立て） 2008/12/22 パネル・上級委報告書採択（履行確認/米国申立て） 2012/11/ 8 二国間合意通報	②GATT第1条1項、III条4項、XX条3項、XIII条1項、輸入許可手続協定第1条3項、GATS第II条、XVII条に違反すると判断。 ③概ねパネルの報告を支持したが、GATT第XIII条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続が、GATT第X条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正。 履行確認パネル・上級委報告書は、本件で争われた措置はすでに存在しないとして、DSBに対して何らの勧告も行わないと結論。 (a)エクアドル申立と米国申立について、履行確認パネルが異なるタイムテーブルにて検討を行った点はDSU9. 3条に非整合。 (b)履行確認パネルによる、ACP諸国に対する無税枠の供与がGATT第13条に非整合とする事実認定を却下。 (c)履行確認パネルによる、EUのパナナ輸入措置がGATT非整合の措置を含み、米国、エクアドルの協定上の利益を損ねているとの事実認定を却下。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
28. 日本－著作隣接権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	①日本の著作権隣接権保護制度がTRIPS協定第14条などに違反するとして米国が申立て。	TRIPS (3, 4, 14, 61, 65, 70)	
29. トルコ－繊維・衣服輸入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第XI、XIII条に違反するとして香港が申立て。	GATT (XI, XIII, XIV) ATC (2)	第II部 第3章
30. ブラジル－乾燥ココナッツ及びココナッツミルクパウダー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	①乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT第I、II、VI条に違反するとしてスリランカが申立て。	GATT (I, II, VI)	
31. <u>カナダ－雑誌に係る措置</u>	米国	1996/ 3/11 協議要請 1996/ 5/24 パネル設置要請 1996/ 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 1997/ 4/29 カナダが上級委申立て 1997/ 6/30 上級委報告書配布 1997/ 7/30 パネル・上級委報告書採択	①カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第XI条に違反する、また、雑誌に対する税制等が、GATT第III条に違反するとして米国が申立て。 ②ある種の雑誌に対する輸入禁止はGATT第XI条に違反し、これはGATT第XX条dでは正当化できないと認定。また、GATT第III条2項違反を認定。 ③パネルの判断を概ね肯定したが、一部、輸入スプリット・ラン雑誌と国産非スプリット・ラン雑誌をGATT第III条2項の同種の産品とした判断を覆し、カナダの消費税法V. 1部が、GATT第III条2項第1文、第2文に違反する、また、国産雑誌への郵便料金の軽減は、GATT第III条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正。	GATT (III, XI, XX)	
32. 米国－女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コストリカ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 1996/ 4/17 パネル設置 1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げ	①米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとしてインドが申立て。	ATC (2, 6, 8)	
33. <u>米国－毛織シャツ・ブラウス輸入制限</u>	インド 【カナダ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1994/12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 1996/ 4/17 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 1997/ 2/24 インドが上級委申立て 1997/ 4/25 上級委報告書配布 1997/ 5/23 パネル・上級委報告書採択	①米国の繊維製品に関する経過的繊維SG協定措置が、繊維協定第2.4、6条に違反するとインドが申立て。 ②米国の重大な損害の立証において繊維協定第2.4、6条に違反すると認定（繊維協定に関するパネル判断については上級委申立てされず）。 ③手続的論点として、举证責任が申立国にあるとのパネル判断を支持。	ATC (2, 6, 8)	第II部 第3章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			パネル報告書配布前の1996年11月22日に米国は措置を撤廃したと宣言。		
34. トルコ－繊維・衣服輸入制限	インド 【日本、香港、フィリピン、タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 1998/ 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 1999/ 7/26 トルコが上級委申立て 1999/10/21 上級委報告書配布 1999/11/19 パネル・上級委報告書採択	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第XI、XIII条、繊維協定第2条に違反するとインドが申立て。 ②GATT第XI条、XIII条、繊維協定第2条4項違反は、GATT第XXIV条によって正当化されるとするトルコの主張を棄却。 ③結論としてパネルの判断を支持したが、同条8項aに係る検討も必要であるとして、パネルのGATT第XXIV条違反の理由を修正。	GATT (XI, XIII, XXIV) ATC (2)	第II部 第16章
35. ハンガリー－農産品輸出補助金	アルゼンチン、豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国 【日本、カナダ、タイ、ウルグアイ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 1997/ 2/25 パネル設置 1997/ 7/30 合意により解決としながらもウェーバーの採用につき未解決	①ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定第3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。	AA (3)	
36. パキスタン－医薬品農業用化学品特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 1996/ 7/ 3 パネル設置要請 1997/ 2/28 二国間合意通報	①パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPS協定第27、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (27, 65, 70)	
37. ボルトガル－工業所有権法下の特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 1996/10/ 3 二国間合意通報	①ボルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (33, 65, 70)	
38. 米国－キューバ自由民主化法	EU 【日本、カナダ、マレーシア、メキシコ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 1996/10/ 3 パネル設置要請 1996/11/20 パネル設置 1997/ 4/21 パネル手続停止 1998/ 4/22 パネル設置根拠喪失	①米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第I、III、V、XI、XIII条、及びGATS第I、III、VI、XVI、XVII条に違反するとしてEUが申立て。	GATT (I, III, V, XI, XIII) GATS (I, II, III, VI, XI, XVI, XVII)	
39. 米国－対EU輸入品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 1996/ 6/19 パネル設置要請 1996/ 7/15 パネル設置要請取り下げ	①米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT第I、II、XXIII条及びDSU第3、22、23条に違反するとしてEUが申立て。	GATT (III, XXII, XXIII) DSU (3, 22, 23)	
40. 韓国－通信機器調達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/10/22 二国間合意通報	①通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT第III、XVII条に違反するとしてEUが申立て。	GATT (I, III, XVII)	
41. 韓国－農産品検疫関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	①韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、GATT第III、XI条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第2、5、6条、農業	GATT (III, XI) SPS (2, 5, 8) TBT (2, 5, 6) AA (4)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			協定第4条に違反するとして米国が申立て。		
42. 日本－著作隣接権	EU	1996/ 5/24 協議要請 1997/11/ 7 二国間合意通報（DS28の協議と一本化）	①日本の著作隣接権保護制度が、TRIPS協定第14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立て。	TRIPS（14, 70）	
43. トルコ－外国映画放映収入税	米国 【カナダ】	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 1997/ 2/25 パネル設置 1997/ 7/14 二国間合意通報	①トルコの外国映画放映収入税がGATT第III条に違反するとして米国が申立て。	GATT（III）	
44. 日本－消費者フィルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 1996/ 9/20 パネル設置要請 1996/10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 1998/ 4/22 パネル報告書採択	①日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、利益を無効化・侵害しているとして、GATT第III、X条に違反すると米国が申立て。 ②当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT第III、X条に違反しないと判断。	GATT（III, X, XXIII）	第II部 第15章
45. 日本－流通サービス関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 1996/ 9/20 追加的協議要請	①日本の流通サービス関連措置が、GATS第III、VI、XVI、XVII条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS（III, VI, XVI, XVII, XXIII）	
46. ブラジル－航空機輸出ファイナンスプログラム	カナダ 【豪州、EU、韓国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 1996/ 9/16 パネル設置要請 1996/10/ 3 パネル設置再要請（カナダより取り下げ） 1998/ 7/10 パネル設置要請 1998/ 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 1999/ 5/ 3 ブラジルが上級委申立て 1999/ 8/ 2 上級委報告書配布 1999/ 8/20 パネル・上級委報告書採択 1999/11/23 パネル設置要請（履行確認）、シーケンス合意 1999/12/ 9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布（履行確認） 2000/ 5/10 カナダが対抗措置承認申請 2000/ 5/22 ブラジルが上級委申立て（履行確認）、ブラジルが仲裁を要請 2000/ 7/21 上級委報告書配布（履行確認） 2000/ 8/ 4 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2000/ 8/28 仲裁判断配布 2000/12/12 仲裁判断採択 2001/ 1/22 パネル設置要請（履行確認二回目）	①ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム（PROEX）は、補助金協定第3、27.4、27.5条に違反すると申立て。 ②ブラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書I(k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定。また、履行期限についてはDSUの一般規定ではなく補助金協定第4.7条が適用されると認定。 ③一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持。 その後の履行確認パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム（PROEX）等が補助金協定違反であると認定。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム（PROEX III）について履行確認パネルを要請、パネルは、PROEX III 各自	SCM（3, 4.7, 27）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2001/ 2/16 パネル設置（履行確認二回目） 2001/ 7/26 パネル報告書配布（履行確認二回目） 2001/ 8/23 パネル報告書採択（履行確認二回目）	体は補助金協定第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書I(k)パラ2で正当化されるとした。		
47. トルコ－繊維・衣服輸入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第I、II、XI、XIII条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。	GATT (I, II, XI, XIII, XXIV) ATC (2)	
48. EU－ホルモン家畜・牛肉制限する措置	カナダ【豪州、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	1996/ 7/28 協議要請 1996/ 9/16 パネル設置要請 1996/10/16 パネル設置（「DS26」と併合） 1997/ 8/18 パネル報告書配布 1997/ 9/24 EUが上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 1998/ 2/13 パネル・上級委報告書採択 2008/12/22 EUが協議要請（履行確認） 2011/ 3/17 二国間で了解覚書（MoU）を締結 2017/9/28 二国間合意通報	DS26を参照	SPS (2, 3, 5) TBT (2, 5) GATT (III, XI)	
49. 米国－生鮮・冷凍トマト輸入アンチ・ダンピング措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	①生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD協定調査が、GATT第VI、X条、及びAD協定第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT (VI, X) AD (2, 3, 5, 6, 7)	
50. インドー医薬品農業用化学品特許保護	米国【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 1996/11/ 7 パネル設置要請 1996/11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 1997/10/15 インドが上級委申立て 1997/12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	①インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPS協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとして米国が申立て。 ②インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認定。 ③70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を破棄。	TRIPS (27, 63, 65, 70)	
51. ブラジル－自動車関連投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	①ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第I、III、XI条、TRIMs協定、GATS第II条、補助金協定第3、27.2、27.4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT (I, III, XI) TRIMs (2) SCM (3, 27)	
52. ブラジル－自動車貿易投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	①ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反し、利益を無効	GATT (I, II, III, XXIII) TRIMs (2) SCM (3, 27)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			化・侵害しているとして米国が申立て。		
53. メキシコ ー関税評価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	①NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価協定基準が異なるメキシコの関税は、GATT第XXIV条5項(b)に違反するとしてEUが申立て。	GATT (XXIV)	
54. インドネ シアー自動車 関連措置	EU 【インド、韓国、米国】	1996/10/ 3 協議要請 1997/ 5/12 パネル設置要請 1997/ 6/12 パネル設置（「DS55」、 「DS59」、「DS64」と併合） 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 1998/ 7/23 パネル報告書採択	①「国民車」計画の自動車及び関連部品に関する措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条及び補助金協定第3、6、28条、TRIPS協定第3、65.5条に違反すると申立て。 ②韓国製品への優遇がGATT第1条に、国産車への減税がIII条に、ローカルコンテント要求がTRIMs協定第2条に、関税等の免税が補助金協定第5条に違反すると判断したが、補助金協定第28.2条の違反は認めない、またTRIPS協定第3条及び65.5条違反の問題は原告の論証が不十分と判断。パネル報告を受け、インドネシア政府は、1999年6月に新自動車政策を導入し、履行を果たした。	GATT (I, III) TRIMs (2) SCM (1, 2, 3, 6) TRIPS (3, 65)	
55. インドネ シアー自動車 関連措置	日本 【インド、韓国、米国】	1996/10/ 4 協議要請 1997/ 4/17 パネル設置要請 1997/ 6/12 パネル設置（「DS54」、 「DS59」、「DS64」と併合） 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 1998/ 7/23 パネル報告書採択	DS54を参照	GATT (I, III) TRIMs (2, 5) SCM (3, 28) TRIPS (3, 65)	
56. アルゼンチ ンー靴・繊維・衣服関連 措置	米国 【EU、ハンガリー、インド】	1996/10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 1997/ 2/25 パネル設置 1997/11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチンが上級委申立て 1998/ 3/27 上級委報告書配布 1998/ 4/22 パネル・上級委報告書採択	①アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連する特定関税などの措置が、GATT第II、VII、VIII、X条、TBT協定第2条、関税評価協定第1、8条、繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。 ②アルゼンチンの関税が譲許表の約束に反するとしてGATT第II条の、輸入品に課される統計税が役務の提供に必要な額を超え、るとして同VIII条違反を認定。 ③譲許表に規定された形式と異なる形式での関税の適用は、譲許表に規定した関税を超える徴収をもたらす限りにおいてGATT第II条違反であるとし、パネルの認定を変更。 上級委報告を受け、アルゼンチンは、1999年1月1日までに統計税を0.5%に削減し、1998年10月	GATT (II, VII, VIII, X) TBT (2) CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8) ATC (7)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			19日までに特別関税の上限を35%（譲許税率）とする事で、勧告の履行を行った。		
57. 豪州－繊維衣服靴輸入信用制度	米国	1996/10/ 7 協議要請	①豪州の革製品に対する補助金交付が、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
58. <u>米国－エビ保護海ガメ法</u>	インド マレーシア パキスタン タイ 【日本、豪州、カナダ、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、香港、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、セネガル、シンガポール、スリランカ、ベネズエラ、パキスタン、タイ】	1996/10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア、タイがパネル設置要請 1997/ 1/30 パキスタンがパネル設置要請 1997/ 2/25 パネル設置（マレーシア、タイ、パキスタン）、インドがパネル設置要請 1997/ 4/10 インドが単独でパネル設置（前者に併合） 1998/ 5/15 パネル報告書配布 1998/ 7/13 米国が上級委員会申立て 1998/10/12 上級委報告書配布 1998/11/ 6 パネル・上級委報告書採択 2001/10/12 マレーシアがパネル設置要請（履行確認） 2000/10/23 パネル設置（履行確認） 2001/ 6/15 パネル報告書配布（履行確認） 2001/ 7/23 マレーシアが上級委申立て（履行確認） 2001/10/22 上級委報告書配布（履行確認） 2001/11/21 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限が、GATT第I、XI、XIII条に違反し、利益を無効化・侵害していると申立て。 ②パネルは米国措置のGATT第XI条違反を認定し、ついでGATT第XX条の判断について柱書と各号の判断は互換であるとして柱書から検討を始め、米国措置は柱書に該当するとしてXI条違反を認定。 ③GATT第XX条(g)に対するパネルの判断のアプローチを拒絶し、XX条の判断において各号と柱書の判断順序は可換ではなく、まず各号の要件が満たされるか、次に柱書基準が満たされるかを判断しなくてはならないとした。結論として米国措置は第XX条(g)に合致するが、申立国との国際交渉の欠如や措置の硬直性を理由に柱書に該当するとして、GATT違反と判断。 その後の履行確認パネルにおいて、上級委員会は米国の措置の改良に伴い、履行措置がGATT第XX条に整合している旨認定。	GATT (I, XI, XIII, XX)	第II部 第3章 第II部 第4章
59. <u>インドネシア－自動車関連措置</u>	米国 【インド、韓国】	1996/10/ 8 協議要請 1997/ 6/12 パネル設置要請 1997/ 7/30 パネル設置（「DS54」、 「DS55」、 「DS64」と併合） 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 1998/ 7/23 パネル報告書採択	DS54を参照	GATT (I, III) TRIMs (2) SCM (1, 2, 3, 6, 27, 28) TRIPS (3, 20, 65)	
60. <u>グアテマラ－ポルトランドセメント輸入アンチ・ダンピング調査</u>	メキシコ 【カナダ、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	1996/10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 1998/ 8/ 4 グアテマラが上級委申立て 1998/11/ 2 上級委報告書配布 1998/11/25 パネル・上級委報告書採択	①セメント輸入に対するAD協定調査が、AD協定第2、3、5、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②グアテマラが調査開始を正当化するためのダンピング、損害及び因果関係に関する十分な証拠がないにもかかわらず調査を開始したとして、AD協定第5.3条違反を認定。	AD (2, 3, 5, 6, 7, 17) DSU(6)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			③メキシコはパネル設置要請の際に申立て措置の特定を行わなかったため、DSU第6.2条及びAD協定17.4条違反があるとして、適切にパネル設置要請を行ったとのパネルの判断を破棄。このため、パネルが行った実質的な論点については何ら判断しなかった。		
61. 米国－エビ保護海ガメ法	フィリピン	1996/10/25 協議要請	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限がGATT第I, II, III, VIII, XI, XIII条、TBT協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立て。	GATT (I, II, III, VIII, XI, XIII) TBT (2)	
62. EU－コンピューター機器関税分類	米国 【日本、インド、韓国、シンガポール】	1996/11/ 8 協議要請 1997/ 2/11 パネル設置要請 1997/ 2/25 パネル設置 (3/20「DS67」、 「DS68」と併合) 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 1998/ 3/24 EUが上級委申立て 1998/ 6/ 5 上級委報告書配布 1998/ 6/22 パネル・上級委報告書採択	①コンピューター機器に関する関税分類の変更が、GATT第II条に違反するとして米国が申立て。 ②譲許表は輸出国の「正当な期待」の観点からの解釈が必要であるとして、GATT第II条1項違反と判断。 ③パネルと同様にGATT第II条1項違反としたが、輸出国の「正当な期待」の観点からの譲許の解釈はウィーン条約法条約第31条に規定された誠実な解釈の規則に反し、解釈に当たっては当事者の共通の意思が重要であるとした。また、同32条における解釈の補足的手段として、当事国での関税分類の実行や、HSにおける分類等を参照すべきであったとした。	GATT (II)	
63. 米国－旧東独固形尿素輸入へのアンチ・ダンピング措置	EU	1996/11/28 協議要請	①旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行ったAD協定措置は、AD協定第9条及び11条に違反しているとしてEUが申立て。	AD (9, 11)	
64. インドネシア－自動車関連措置	日本 【インド、韓国、米国】	1996/11/29 協議要請 1997/ 4/17 パネル設置要請 1997/ 6/12 パネル設置(「DS54」、 「DS55」、「DS64」と併合) 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 1998/ 7/23 パネル報告書採択	DS54を参照	GATT (I, III, X) TRIMs (2) SCM (1, 2, 3, 5, 6, 7, 28) TRIPS (3, 65)	
65. ブラジル－自動車貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	①DS52に基づく協議後、ブラジルが新たにとった自動車関連措置が、GATT第I、III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反し、また利益を無効	GATT (I, III) TRIMs (2) SCM (3, 27)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			化・侵害しているとして米国が申立て。		
66. 日本－豚肉輸入に係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	①豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT第I、X条3項、XIII条に違反し、また利益を無効化・侵害してIX条及びXI条に違反しているとしてEUが申立て。	GATT (I, X, XIII)	
67. 英国－コンピュータ機器関税分類	米国 【日本、インド、韓国、シンガポール】	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置（「DS62」と併合） 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 1998/ 3/24 EUが上級委申立て 1998/ 6/ 5 上級委報告書配布 1998/ 6/22 パネル・上級委報告書採択	DS62を参照	GATT (II, XXIII)	
68. アイルランド－コンピュータ機器関税分類	米国 【日本、インド、韓国、シンガポール】	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置（「DS62」と併合） 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 1998/ 3/24 EUが上級委申立て 1998/ 6/ 5 上級委報告書配布 1998/ 6/22 パネル・上級委報告書採択	DS62を参照	GATT (II, XXII, XXIII)	
69. EU－鶏肉製品輸入に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 1997/ 6/12 パネル設置要請 1997/ 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 1998/ 4/29 ブラジルが上級委申立て 1998/ 7/13 上級委報告書配布 1998/ 7/23 パネル・上級委報告書採択	①鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム及び関税割当がGATT第X、XIII条、輸入許可手続協定第1、3条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。また、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別SG協定の実行において、農業協定第4、5条に違反するとして申立て。 ②GATT第X条は一般的な手続についてのみ適用され、本件措置はこの範囲外であるとした。また、関税割当については無差別に適用されるとして、EUのGATT第XIII条の非違反を認定。農業に関する協定第5条1項bの違反を認定。 ③GATTにかかる判断についてはパネルを支持。パネルの5条1項bの解釈を修正しCIF価格のみが同号の発動価格との比較をされるべきであるとしてパネル判断を修正するとともに、EU規則が発動価格との比較において、CIF価格及び代表価格の2つを認めている点が、CIFのみとの比較を定めた5条5項に違反すると認定。	GATT (X, XIII, XXVIII) IL (1, 3) AA (4, 5)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
70. カナダ－民間航空機輸出に係る措置	ブラジル 【豪州、EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 1998/ 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 1999/ 5/ 3 カナダが上級委申立て 1999/ 8/ 2 上級委報告書配布 1999/ 8/20 パネル・上級委報告書採択 1999/ 9/ 6 協議要請（履行確認） 1999/11/23 パネル設置要請（履行確認） 1999/12/ 9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布（履行確認） 2000/ 5/22 ブラジルが上級委申立て（履行確認） 2000/ 7/21 上級委報告書配布（履行確認） 2000/ 8/ 4 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①ブラジルへの民間機輸出に対するカナダ政府・州の補助金交付は、補助金協定第3条に違反するとブラジルが申立て。 ②③パネル及び上級委は、カナダの補助金の一部（CA制度に基づく融資と技術提携制度（TPC））についてのみ輸出補助金であると認定し、これらの廃止を勧告。判断に際しては、補助金協定第1.1(b)の利益の判定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採用された。 DSU第21.5条パネルはTPCについては履行されたことを認定したが、CA制度については完全に履行されていないと判断した。DSU第21.5条上級委は、TPCについてはブラジルが立証に失敗したと判断した。	SCM (1, 3, 4)	
71. カナダ－民間航空機輸出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	①カナダのDS70と同様の措置は、補助金協定第5条の悪影響があり、相殺関税の対象となる（補助金協定第7条）としてブラジルが申立て。	SCM (5)	
72. EU－乳製品に係る措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 1997/11/ 6 パネル設置要請 1997/11/18 パネル設置 1999/11/11 二国間合意通報	①EU及び英国税務局のニュージーランド産バターに対する措置がGATT第II、X、XI条及びTBT協定第2条、輸入許可手続協定第3条に違反しているとしてニュージーランドが申立て。	GATT (II, III, X, XI) TBT (2) IL (3)	
73. 日本－人工衛星調達	EU	1997/ 3/26 協議要請 1997/ 7/31 二国間合意通報	①日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定附属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反するとしてEUが申立て。	GPA (3, 6, 12)	
74. フィリピン－豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	①フィリピンの豚肉・鶏肉の開税割当に伴う許可等の遅延は、GATT第III、X、XI条、農業協定第4条、輸入許可手続協定第1、3条、TRIMs協定第2、5条に違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 3) TRIMs (2, 5)	
75. 韓国－酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/ 4 協議要請 1997/ 9/10 パネル設置要請 1997/10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 1998/10/20 韓国が上級委申立て 1999/ 1/18 上級委報告書配布 1999/ 2/17 パネル・上級委報告書採択	①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、GATT第III条2項に違反するとしてEUが申立て。 ②異なった酒税が課されている酒類は直接的競争産品又は代替	GATT (III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			可能な産品であるとして、GATT第III条2項違反を認定。 ③パネルの判断を支持。		
76. 日本－農産物に係る措置	米国 【ブラジル、EU、ハンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 1997/10/ 3 パネル設置要請 1997/11/18 パネル設置 1998/10/27 パネル報告書配布 1998/11/24 日本が上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 1999/ 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	①日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定の関連規定、GATT第XI条、農業協定第4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。 ②(a)日本の検疫措置は科学的根拠を欠くためSPS協定第2.2条に、(b)より貿易制限的でない手段が存在するため第5.6条に、及び(c)衛生植物検疫上の規制の透明性確保に係る附属書Bに違反すると判断した。 ③パネルの判断をおおむね支持したが、SPS協定5.1条について、パネルが司法経済から検討を行わなかったところ、日本の適切なリスクアセスメントの欠如を理由に違反を認定した。 日本は1999年12月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間内に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001年8月に本件について完全な合意に至った旨DSBに通報した。	SPS (2, 4, 5, 7, 8) GATT (XI) AA (4)	
77. アルゼンチン－靴繊維衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/23 協議要請 1997/ 9/10 パネル設置要請 1997/10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル手続停止 1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失	①アルゼンチンの織物等に対する特定関税などの措置がGATT第II条、繊維協定第7条、及びTBT協定第14.1条に違反しているとしてEUが申立て。	GATT (II, XXVIII) ATC (7) TBT (2)	
78. 米国－トウモロコシ輸入に係るセーフガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	①米国のトウモロコシ輸入に対するSG協定措置が、SG協定第2、4、5、9、12条、GATT第II、XIII、XIV条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立て。	SG (2, 4, 5, 9, 12) GATT (II, XI, XIII, XIX)	
79. インド－医薬品農業用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 1997/ 9/ 9 パネル設置要請 1997/10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 1998/ 9/22 パネル報告書採択	①インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPS協定第70.8、70.9条に違反するとしてEUが申立て。 ②インドは医薬品及び農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、	TRIPS (27, 65, 70)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			TRIPS協定第70.8(a)条及び70.9条違反を認定。		
80. ベルギー－商業用電話帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	①ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS第II、VI、VIII、XVII条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS (II, VI, VIII, XVII)	
81. ブラジル－自動車貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	①ブラジル自動車関連措置（1997年3月に新たにとられた措置等を含む）が、GATT第I、III条、補助金協定第3、5、27.4条、TRIMs協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	GATT (I, III, X, XIII, XXIII) SCM (3, 5, 27) TRIMs (2)	
82. アイルランドー著作権隣接権付与に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 1998/ 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/ 6 二国間合意通報	①アイルランドの著作権隣接権付与の制度が、TRIPS協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (9, 10, 11, 12, 13, 14, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 61, 63, 65, 70)	
83. デンマークー知的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	①デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (50, 63, 65)	
84. 韓国ー酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	1997/ 5/23 協議要請 1997/ 9/10 パネル設置要請 1997/10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 1998/10/20 韓国が上級委申立て（DS75と同一） 1999/ 1/18 上級委報告書配布 1999/ 2/17 パネル・上級委報告書採択	DS75を参照	GATT (III)	
85. 米国ー織物・衣服に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	①米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第III条及びTBT協定第2条に違反するとしてEUが申立て。	ATC (2, 4) ROO (2) GATT (III) TBT (2)	
86. スウェーデンー知的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/12/ 2 二国間合意通報	①スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (50, 63, 65)	
87. チリー酒税	EU 【カナダ、メキシコ、ペルー、米国】	1997/ 6/ 4 協議要請 1997/10/ 3 パネル設置要請 1997/11/18 パネル設置（1998/ 3/25「DS110」と併合） 1999/ 6/15 パネル報告書配布	①EUは、チリが輸入蒸留酒に対し、国産蒸留酒（ぶどう酒を蒸留させた『ピスコ』）よりも高い特別売上税を課しているのは、GATT第III条に違反するとし	GATT (III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		1999/ 9/13 チリが上級委申立て 1999/12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	で申立て。チリは提起に伴い暫定的な措置改正を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反としてDS110を提起。 ②チリの新措置についても、輸入品と国産品を全体で比べると輸入品に高い税率が課されているとしてGATT第III条2項（内国税・課徴金に係る内国民待遇）に違反すると判断。 ③、パネルの判断を概ね支持。 2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。		
88. 米国－政府調達に係る措置	EU 【日本】	1997/ 6/20 協議要請 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 1998/10/21 パネル設置（「DS95」と併合） 1999/ 2/10 パネル手続停止 2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失	①米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー政府と取引のあった企業と取引することを禁じているのは、政府調達協定第8（B）、10、13条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	GPA（3, 8, 13, 22）	
89. 米国－韓国製カラーテレビ輸入に係るアンチ・ダンピング措置	韓国	1997/ 7/10 協議要請 1997/11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請取り下げ（再要請の権利留保） 1998/ 9/22 韓国が要請を取り下げ	①米国が韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不在及び輸出中断にも拘わらずAD協定義務を賦課していたことは、GATT第VI条及びAD協定第1、2、3、4、5、11条に違反するとして韓国が申立て。	GATT（VI） AD（1, 2, 3, 4, 5, 11）	
90. <u>インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限</u>	米国	1997/ 7/15 協議要請 1997/10/ 3 パネル設置要請 1997/11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 1999/ 5/26 インドが上級委申立て 1999/ 8/23 上級委報告書配布 1999/ 9/22 パネル・上級委報告書採択	①インドが2,700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第XI、XIII、XVIII条、農業協定第4条2項、輸入許可手続第3条に違反するとして米国が申立て。インド側は国際収支の擁護を目的としていると主張した。 ②インドの措置が、GATT第XI条（数量制限）に違反すること、またインドの国際収支には問題が無く国際収支擁護を理由とした貿易制限は認められないためGATT第XVIII条11項に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条（農産品の輸入制限措置の一般的禁止）に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたすべての品目	GATT（XI, XIII, XVIII） AA（4）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。		
91. インドー 農業・織物・ 工業製品輸入 に係る数量制 限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/17 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由 と同様)	GATT (XI, XVIII) AA (4)	
92. インドー 農業・織物・ 工業製品輸入 に係る数量制 限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/18 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由 と同様)	GATT (XI, XVIII) AA (4)	
93. インドー 農業・織物・ 工業製品輸入 に係る数量制 限	ニュージーラ ンド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由 に加え) 利益を無効化・侵害し ている。	GATT (XI, XVIII) AA (4)	
94. インドー 農業・織物・ 工業製品輸入 に係る数量制 限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 2/23 二国間合意通報	(上記DS90. ～93. の申立て事由 と同様。但し農業を除く)	GATT (XI, XVIII)	
95. 米国－政 府調達に係る 措置	日本	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 1998/10/21 パネル設置(「DS88」と併合)	DS88を参照	GPA (3, 8, 13, 19)	
96. インドー 農業・織物・ 工業製品輸入 に係る数量制 限	EU	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90. の米国による申立て 事由に加え) SPS協定第2、3、5 条に違反するとして申立て。	GATT (XI, XIII, XVII, XVIII) AA (4) SPS (2, 3, 5)	
97. 米国－チ リ産サケ輸入 に係る相殺義 務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	①チリ産サケに対する米商務省 の補助金相殺義務調査は補助金 協定第11条に違反するとしてチ リが申立て。	SCM (11)	
98. 韓国－乳 製品輸入に係 るセーフガー ド決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 1998/ 6/10 新規のパネル設置要請 1998/ 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 1999/ 9/15 韓国が上級委申立て 1999/12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①韓国が乳製品に輸入割当の形 でSG協定を発動したのは、SG協 定第2、4、5、12条及びGATT第 XIX条に違反するとしてEUが申立 て。 ②重大な損害の認定について韓 国は全ての考慮要素を考慮して いないとしてSG協定第4.2条違反 を認定し、重大な損害を防止す るのに必余な限度を超えたとし てSG協定措置の適用に関するSG 協定第5条違反を認定した。 ③上級委はSG協定第5.1条につい て数量制限を適用する場合以外 のいかなる場合にも明白な説明 が必要とのパネルの判断を破棄 するとともに、GATT第XIX条1項	SG (2, 4, 5, 12) GATT (XIX)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			についてのパネルの解釈も破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件ではないが事実として証明されるべきある種の状況を示しているとし、パネルの事実認定の不尽により審理できないとした。		
99. 米国－韓国製DRAMに対するアンチ・ダンピング税賦課	韓国 【EU】	1997/ 8/14 協議要請 1997/11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 1999/ 3/19 パネル報告書採択 2000/ 3/ 9 パネル設置要請（履行確認） 2000/ 4/25 パネル設置（履行確認） 2000/ 9/21 パネル手続停止（履行確認） 2000/10/20 二国間合意通報	①韓国製DRAMに対する米商務省のAD協定決定は、AD協定第2、5、6、11条に反するとして韓国が申立て。 ②パネルは韓国の立証が不十分であるとしてAD協定第2.2.1.1条違反を、僅少の基準は申請時に限られるとして5.8条違反を、全てのデータが検証されている必要はないとして6.6条の違反を認めなかった。他方、パネルは米国の見直しに関するAD協定11.2条違反を認めた。	AD (2, 3, 5, 6, 11, 17)	
100. 米国－鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	①米国によるEU産鶏製品の輸入禁止がGATT第I、III、X、XI条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT (I, III, X, XI) SPS (2, 3, 4, 5, 8) TBT (2, 5)	
101. メキシコ－米国産高糖度コーンシロップに対するアンチ・ダンピング調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	①メキシコの米コーンシロップに対するAD協定決定及び措置の発動が、AD協定第5、6条に反するとして米国が申立て。	AD (2, 4, 5, 6)	
102. フィリピン－豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74. の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 3) TRIMs (2, 5)	
103. カナダ－乳製品に係る措置	米国 【日本、アルゼンチン、豪州、EU、メキシコ】	1997/10/ 8 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 1998/ 3/25 パネル設置（「DS113」と併合） 1998/ 5/17 パネル報告書配布 1998/ 7/15 カナダが上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 1999/10/27 パネル・上級委報告書採択 2000/12/22 シークエンス合意 2001/ 2/ 2 協議要請（履行確認） 2001/ 2/16 パネル設置要請（履行確認）、米国が対抗措置承認申請 2001/ 2/28 仲裁を要請 2001/ 3/ 1 パネル設置（履行確認） 2001/ 7/11 パネル報告書配布（履行確認）	①カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税割当は、GATT第II条、農業協定第3条、9条、補助金協定第3条、輸入許可手続協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。 ②③パネル及び上級委は、農業協定第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業協定第10条違反であると認定（ただし、農業協定第9.1条aに関する違反を認定したパネルの判断は上級委で覆された）。また、上級委はGATT第II条についても、価格に基づく割当を行っている点が同条に違反するとした。	SCM (3) GATT (X, XI, XIII) AA (3, 4, 8, 9, 10)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2001/ 9/ 4 カナダが上級委申立て（履行確認） 2001/12/ 3 上級委報告書配布（履行確認） 2001/12/ 6 パネル設置要請（履行確認二回目） 2001/12/18 パネル・上級委報告書採択（履行確認）、パネル設置（履行確認二回目）、追加のシーケンシス合意 2002/ 7/26 パネル報告書配布（履行確認二回目） 2002/ 9/23 カナダが上級委申立て（履行確認二回目） 2002/12/20 上級委報告書配布（履行確認二回目） 2003/ 1/17 上級委報告書採択（履行確認二回目） 2003/ 5/ 9 二国間合意通報	履行確認ネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。		
104. EU－プロセスチーズ輸出に係る措置	米国	1997/10/ 8 協議要請	①EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、農業協定第8、9、10、11条、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	AA (8, 9, 10, 11) SCM (3)	
105. EU－バナナ輸入制限	パナマ	1997/10/24 協議要請 2012/11/ 8 二国間合意通報	①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申立て（関連するWTO協定を特定せず）。		
106. 豪州－自動車用皮革生産者・輸入者への補助金	米国	1997/11/10 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 1998/ 1/22 パネル設置 1998/ 6/11 パネル設置要請を取り下げ	①豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出者に対する補助金は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
107. パキスタン－獣皮輸出制限	EU	1997/11/ 7 協議要請	①パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立て（関連するWTO協定を特定せず）。		
108. 米国－外国小売業者への課税制度	EU 【日本、豪州、バルバドス、ブラジル、カナダ、中国、インド、ジャマイカ】	1997/11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 1998/ 9/22 パネル設置 1999/10/ 8 パネル報告書配布 1999/11/26 米国が上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 2000/ 3/20 パネル・上級委報告書採択 2000/10/ 2 シーケンシス合意 2000/11/17 協議要請（履行確認）、EUが対抗措置承認申請 2000/11/27 米国が仲裁を要請 2000/11/28 仲裁に付託 2000/12/ 7 パネル設置要請（履行確認） 2000/12/20 パネル設置（履行確認） 2000/12/21 仲裁手続停止 2001/ 8/20 パネル報告書配布（履行確認） 2001/10/15 米国が上級委申立て（履行確認）	①米国の外国小売業者（FSC）に対する特別課税制度は、補助金協定第3.1条、GATT第III条4項、XVI条に違反するとしてEUが申立て。 ②補助金協定第3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告。 ③パネル判断を支持し採択。 上級委判断を受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回履行確認パネル及び履行確認上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、履行確認上級委は補助金協定第4.7条の完全な実施を要請した。これ	SCM (3) GATT (III, XVI)	第II部 第7章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 2002/ 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行確認)、仲裁手続再開 2002/ 8/30 仲裁判断配布 2003/ 4/24 EUが対抗措置の内容承認申請 2003/ 5/ 7 対抗措置の内容承認 2004/11/ 5 協議要請(履行確認二回目) 2005/ 1/13 パネル設置要請(履行確認二回目) 2005/ 2/17 パネル設置(履行確認二回目) 2005/ 9/30 パネル報告書配布(履行確認二回目) 2005/11/24 米国が上級委申立て(履行確認二回目) 2006/ 2/13 上級委報告書配布(履行確認二回目) 2006/ 3/14 パネル・上級委報告書採択(履行確認二回目)	により米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回履行確認パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、履行確認パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。		
109. チリー酒税	米国	1997/12/11 協議要請	①チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第III条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT (III)	
110. チリー酒税	EU 【カナダ、ペルー、米国、メキシコ】	1997/12/15 協議要請 1998/ 3/ 9 パネル設置要請 1998/ 3/25 パネル設置(「DS87」と併合) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 1999/ 9/13 チリが上級委申立て 1999/12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	DS87を参照	GATT (III)	
111. 米国－グランドナッツに係る関税割当	アルゼンチン	1997/12/19 協議要請	①米国の関税割当に係わる措置はGATT第II、X、XIII条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入許可手続協定第1条に違反し、また無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT (II, X, XIII) AA (1, 4, 15) ROO (2) IL (1)	
112. ベルギー－ブラジル製バス輸入に係るCVD調査	ブラジル	1997/12/23 協議要請	①ブラジル製バス輸入に係わるベルギーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。	SCM (11, 13)	
113. カナダ－乳製品に係る措置	ニュージーランド 【日本、アルゼンチン、豪州、EU、メキシコ、米国】	1997/12/29 協議要請 1998/ 3/12 パネル設置要請 1997/ 3/25 パネル設置(「DS103」と併合) 1998/ 5/17 パネル報告書配布 1998/ 7/15 カナダが上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 1999/10/27 パネル・上級委報告書採択 2000/12/22 シークエンス合意 2001/ 2/ 2 協議要請(履行確認) 2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認)、対抗措置承認申請	DS103を参照	GATT (X) AA (3, 8, 9, 10)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2001/ 2/28 カナダが仲裁を要請 2001/ 3/ 1 パネル設置(履行確認) 2001/ 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 2001/ 9/ 4 カナダが上級委申立て(履行確認) 2001/12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 2001/12/ 6 パネル設置要請(履行確認二回目) 2001/12/18 パネル・上級委報告書採択、 パネル設置(履行確認二回目)、追加の シークエンス合意 2002/ 7/26 パネル報告書配布(履行確認二 回目) 2002/ 9/23 カナダが上級委申立て(履行確 認二回目) 2002/12/20 上級委報告書配布(履行確認二 回目) 2003/ 1/17 上級委報告書採択(履行確認二 回目) 2003/ 5/ 9 二国間合意通報			
114. カナダ－ 医薬品特許保 護	EU 【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、ポーランド、スイス、タイ、米国】	1997/12/19 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 2000/ 4/ 7 パネル報告書採択	①カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPS協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとしてEUが申立て。 ②カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPS協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPS協定第28.1条違反を認定。	TRIPS (27, 28, 33)	
115. EU－著作 隣接権付与に 係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2000/11/ 6 二国間合意通報	①EUの著作隣接権付与の制度が、TRIPS協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (9, 10, 11, 12, 13, 14, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 61, 63, 65, 70)	
116. ブラジル －支払期間に 係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	①ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入許可手続協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	IL (3, 5)	
117. カナダ－ フィルム流通 サービスに係 る措置	EU	1998/ 1/20 協議要請	①カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS第II、III条に違反するとしてEUが申立て。	GATS (II, III)	
118. 米国－港 湾維持税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	①米国の港湾維持税は、GATT第I、II、III、XIII、X条及びGATT第II条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。	GATT (I, II, III, VIII, X)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
119. 豪州－コート紙輸入に対するアンチ・ダンピング措置	スイス	1998/ 2/20 協議要請 1998/ 5/13 二国間合意通報	①豪州のスイス製コート紙の輸入に対するAD協定措置は、AD協定第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD (3, 5)	
120. インド－特定商品の輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	①インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第XI条に違反するとしてEUが申立て。	GATT (XI)	
121. アルゼンチン－履物輸入に係るセーフガード措置	EU 【ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米国】	1998/ 4/ 3 協議要請 1998/ 6/10 パネル設置要請 1998/ 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 1999/ 9/15 アルゼンチンが上級委申立て 1999/12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①アルゼンチンが輸入履物に対してとったセーフガード措置は、SG協定第2、4、5、6、12条及びGATT第XIX条に違反するとしてEUが申立て。 ②アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反すると判断。 ③SG協定第2.4条に関してはパネル判断を支持。また、SG協定措置はGATT第XIX条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第XXIV条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG協定措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないと判断。	SG (2, 4, 5, 6, 12) GATT (XIX)	第II部 第8章
122. タイ－ポーランド製鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	ポーランド 【日本、EU、米国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/10/13 パネル設置要請 1999/11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 2000/10/23 タイが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 2001/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①タイのポーランド製鉄鋼に対するAD協定税賦課、及び情報開示の拒否はAD協定第2、3、5、6条に違反するとしてポーランドが申立て。 ②(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD協定第3.2条第2文、3.1条違反、(b) AD協定第3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」若しくは「実質的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD協定第3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認	AD (2, 3, 5, 6)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			定したとしてAD協定第3.5、3.1条違反を認定。 ③AD協定第3.1条の一部、及び第17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立てがなかったAD協定第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。		
123. アルゼンチン－履物輸入に係るセーフガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 1999/ 5/10 パネル設置要請取り下げ	①アルゼンチンが輸入履物に対してとったセーフガード措置は、SG協定第2、4、5、6、7、12条、及びGATT第XIX条に違反するとしてインドネシアが申立て。	SG (2, 4, 5, 6, 12) GATT (XIX)	
124. EU－動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (41, 61)	
125. ギリシャ－動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (41, 61)	
126. 豪州－自動車用皮革生産者・輸出者への補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 1998/ 6/11 パネル設置要請 1998/ 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 1999/ 6/16 パネル報告書採択 1999/10/ 4 パネル設置要請(履行確認) 1999/10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認) 2000/ 2/11 パネル報告書採択(履行確認) 2000/ 7/24 二国間合意通報	①豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。 ②事実上の輸出条件を認定して補助金協定第3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告。 履行確認パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	SCM (3)	
127. ベルギー－補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
128. オランダ－補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
129. ギリシャー補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
130. アイルランドー補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
131. フランスー補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM (3)	
132. メキシコー米国産高糖度コーンシロップに対するアンチ・ダンピング調査	米国 【ジャマイカ、モーリシャス、EU】	1998/ 5/ 8 協議要請 1998/10/ 8 パネル設置要請 1998/11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2000/ 2/24 パネル報告書採択 2000/10/12 パネル設置要請（履行確認） 2000/10/23 パネル設置（履行確認） 2001/ 6/22 パネル報告書配布（履行確認） 2001/ 7/24 メキシコが上級委申立て（履行確認） 2001/10/22 上級委報告書配布（履行確認） 2001/11/21 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するAD協定調査及び損害のおそれの決定は、AD協定第2～7、9、10、12条に違反するとして米国が申立て。 ②AD協定第3.1、3.2、3.4、3.7(i)条（損害認定）、7.4条（暫定措置）、10.2条（暫定措置適用期間への適及的賦課）、10.4条（暫定措置適用期間中の供託金返還）、12.2、12.2.2条（AD協定税の適及的賦課に関する説明）それぞれの違反を認定。 履行確認パネルはメキシコの再認定はAD協定第3.1、3.4、3.7、3.7条(i)に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、履行確認上級委もこれらをすべて支持した。	AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 12)	
133. スロバキアー乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置	スイス	1998/ 5/ 7 協議要請	①スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT第I、III、V、X、XI条、SPS協定第5条、輸入許可手続協定第5条に違反するとしてスイスが申立て。	GATT (I, III, V, X, XI) SPS (5) IL (5)	
134. EUーコメの輸入税	インド	1998/ 5/27 協議要請	①1997年7月から施行されたEUのコメの輸入税を決定するCRS(cumulative recovery system)はインドからのコメの輸入を制限し、GATT第I、II、III、VII、XI条、関税評価協定	GATT (I, II, III, VIII, XI) CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11) IL (1, 3)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			第1-7、11条、輸入許可手続協定第1、3条、TBT協定第2条、SPS協定第2条、農業協定第4条に違反するとしてインドが申立て。	TBT (2) SPS (2) AA (4)	
135. EUーアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置	カナダ 【ブラジル、ジンバブエ、米国】	1998/ 5/28 協議要請 1998/10/ 8 パネル設置要請 1998/11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 2000/10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 2001/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、5条、TBT協定第2条に違反するとして、カナダが申立て。 ②輸入の一般的禁止にはGATTが適用されるべきであり、TBT協定上の問題ではなく、例外的な輸入許可についてはTBT協定が規定する「強制規格」と見なしうるものの、カナダは例外規定について争っていない、とした。フランスが輸入を禁止した温石綿とそれに代替しうる繊維、又は温石綿を含む製品と温石綿に代替しうる繊維を含む製品とは、GATT第III条4項（同種の製品に対する内国民待遇）における「同種の製品」であるため、フランスの輸入禁止命令はIII条4項に違反しているものの、GATT第XX条(b)（健康保護措置の一般的例外）により正当化される旨判断。 ③TBT協定違反について、輸入禁止も1.1条にいう強制規格に該当するとしてパネル判断を覆したが、事実認定の不尽を理由に審理を継続できないとした。また、GATT第III条4項については、同種の製品の認定について、特に消費性向の観点などから同種性について十分な立証がなされていないとしてこれを覆した。他方、GATT第XX条についてはこれを支持し、申立国は本件措置に関するEUの協定違反を立証しなかったとして措置の是正に係る勧告を行わなかった。	SPS (2, 3, 5) TBT (2) GATT (III, XI, XX, XXIII)	第II部 第2章 第II部 第4章
136. 米国ー1916年AD法	EU 【日本、インド、メキシコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 2000/ 5/29 米国が上級委申立て（「DS162」と併合） 2000/ 8/28 上級委報告書配布 2000/ 9/26 パネル・上級委報告書採択 2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請 2002/ 1/17 米国が仲裁を要請	①米国1916年AD協定法は1930年関税法と並行して存在しており、GATT第III、VI条、WTO設立協定第16条(4)、AD協定第1～5条に違反するとしてEUが申立て。 ②1916年米国AD協定法は、(a)損害認定を要件としないとしてGATT第VI条1項違反、(b)AD協定税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第VI条2項違	AD (1, 2, 3, 4, 5) GATT (III, VI) WTO (XVI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2002/ 1/18 仲裁に付託 2002/ 2/27 仲裁手続中断 2003/ 9/19 仲裁手続再開 2004 /2/24 仲裁判断配布	反、(c) (a)及び(b)よりWTO設立協定第16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないとしてAD協定第1、4、5.5条違反を認定。 ③パネル判断をすべて支持。		
137. EU－カナダ産松柏類木材の輸入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	①カナダからの松柏類木材の輸入に係るEU理事会指令及び関連措置は、GATT第I、III、XI条、SPS協定第2、3、4、5、6条、TBT協定第2条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT (I, III, XI) SPS (2, 3, 4, 5, 6) TBT (2)	
138. 米国－英国製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	EU 【ブラジル、メキシコ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 1999/ 2/17 パネル設置 1999/12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 2000/ 5/10 上級委報告書配布 2000/ 6/ 7 パネル・上級委報告書採択	①米国の、英国製鉄鋼製品に対する相殺関税の賦課は、補助金協定第1.1、10、14、19.4条に違反しているとしてEUが申立て。 ②米国は国有企業BSCの民営化に伴って当該企業に交付された補助金が当然に後継の民営企業に継承されたとみなすべきでは無かったとして、補助金協定1.1条にいう補助金が存在せず米国の相殺関税賦課は補助金協定第10条に反するとした。 ③パネル判断を支持	SCM (1, 10, 14, 19)	
139. カナダ－自動車政策に係る措置	日本 【インド、韓国、米国】	1998/ 7/ 3 協議要請 1998/11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置（「DS142」と併合） 2000/ 2/11 パネル報告書配布 2000/ 3/ 2 カナダが上級委申立て 2000/ 5/31 上級委報告書配布 2000/ 6/19 パネル・上級委報告書採択	①米加FTAに基づくオートバクト協定によって、カナダは一部の自動車会社にローカルコンテンツ要求、製造販売要求を条件に自動車の無関税輸入を許しており、こうした措置は、GATT第I条1項、III条4項、XXIV条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3条、GATS第II、VI、XVII条違反する、として日本・EUが申立て。 ②同措置は(a)GATT第I条1項（最恵国待遇）に違反し、XXIV条（自由貿易地域への一般例外）で正当化されない、(b)ローカルコンテンツ要求はGATT第III条（内国民待遇）違反、(c)輸入税の免除は補助金協定第3.1条（禁止補授与金）違反、(d)自動車販売サービスへの免税及びローカルコンテンツ要求はGATS第II条及びXVII条違反、と認定。 ③(d)についてGATS第II条違反としたパネルの判断を棄却したものの、それ以外の論点については、これらを概ね支持。 カナダは2001年2月に問題となった優遇措置を廃止する行政命令を施行した。	GATT (I, III, XXIV) TRIMs (2) SCM (3) GATS (II, VI, XVII)	第II部 第1章 第II部 第12章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
140. EU-インド製無漂白綿布に関するAD調査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	①インド製無漂白綿布に対するEUのAD協定決定プロセスは、客観性を欠き、インドの開発途上国としての立場を無視しており、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。	AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 15) GATT (I, VI)	
141. EU-インドからのベトリネン輸入に対するアンチ・ダンピング措置	インド 【日本、エジプト、韓国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 1999/10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 2000/12/ 1 EUが上級委申立て 2001/ 3/ 1 上級委報告書配布 2001/ 3/12 パネル・上級委報告書採択 2001/ 9/13 シークエンス合意 2002/ 3/ 8 協議要請（履行確認） 2002/ 5/ 7 パネル設置要請（履行確認） 2002/ 5/22 パネル設置（履行確認） 2002/11/29 パネル報告書配布（履行確認） 2003/ 1/ 8 インドが上級委申立て（履行確認） 2003/ 4/ 8 上級委報告書配布（履行確認） 2003/ 4/24 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①インド製のベトリネンに対するEUのAD協定措置決定プロセスは、不公正で客観性を欠き、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。 ②EUが(a)ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロイングを行ったとしてAD協定第2.4.2条違反、(b)国内産業の状態を考慮する際に、AD協定第3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c)AD協定税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD協定第15条違反を認定。 ③AD協定第2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EUの一般管理費等及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2.2(ii)条違反を認定。 DSU第21.5条パネルは、EUのAD協定措置はAD協定及びDSUに違反していないと結論したが、DSU第21.5条上級委は一部DSU第21.5条パネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD協定第3.1、3.2条違反を認めた。	AD (2, 3, 4, 5, 6, 12, 15) GATT (I, VI)	
142. カナダ自動車政策に係る措置	EU 【インド、韓国、米国】	1998/ 8/17 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置（「DS139」と併合） 2000/ 2/11 パネル報告書配布 2000/ 3/ 2 カナダが上級委申立て 2000/ 5/31 上級委報告書配布 2000/ 6/19 パネル・上級委報告書採択	DS139 を参照	GATT (I, III) TRIMs (2) SCM (3) GATS (VI, XVII)	第II部 第I章 第II部 第12章
143. スロバキア-ハンガリー産小麦に対する輸入税	ハンガリー	1998/ 9/18 協議要請 1998/10/ 8 パネル設置要請	①1998年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT第I、II条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT (I, II) AA (4)	
144. 米国-カナダからの牛・豚・穀物	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	①米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・	SPS (2, 3, 4, 5, 6, 13)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
輸入に係る措置			通過を禁じているのは、SPS協定第2～6、13条、附属書B、C、TBT協定第2、3、5、7条、農業協定第4条、GATT第I、III、V、XI、XXIV条12項に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてカナダが申立て。カナダはDSU第4.8の緊急規定を援用。	TBT (2, 3, 5, 7) AA (4) GATT (I, III, V, XI, XXIV)	
145. アルゼンチン－EU産小麦グルテン輸入に係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	①アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、補助金協定第11.11に定める18か月の調査期間を超過しており、補助金協定第10条に違反しているとしてEUが申立て。	SCM (10, 11)	
146. <u>インド－自動車産業に係る措置</u>	EU 【日本、韓国】	1998/10/ 6 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請 2000/11/17 パネル設置（「DS175」と併合） 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 2002/ 3/14 インドが上級委申立て取り下げ 2002/ 3/19 上級委報告書配布 2002/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に課している一定レベルのローカルコンテントの達成や部品の輸出義務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT第III、XI条及びTRIMs協定第2条に違反するとしてEU・米国が申立て。 ②インドの措置について、(a)ローカルコンテント要求はGATT第III条4項（内国民待遇）に違反、(b)輸出入均衡要求はGATT第XI条（数量制限の一般的禁止）に違反するとともにGATT第III条4項にも違反すると認定。 ③インドは上級委員会に申立てを行ったが、審理開始後に同申立てを取り下げたため、当該事実関係のみが上級委報告書に記載された。 2002年8月、インドは問題の措置を完全に廃止した。	GATT (III, XI) TRIMs (2)	第II部 第9章
147. 日本－皮革に係る関税割当及び補助金	EU	1998/10/ 8 協議要請	①日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定第1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及び補助金協定第6条に違反するとしてEUが申立て。	IL (1, 3) SCM (6)	
148. チェコ－ハンガリー産小麦の輸入税に係る措置	ハンガリー	1998/10/12 協議要請	①1998年10月に発効した、チェコの規制（ハンガリー産小麦に対する輸入税を増額）は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用しており、GATT第I、II条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。なお、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を援用。	GATT (I, II) AA (4)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
149. インドー輸入制限	EU	1998/10/28 協議要請	①インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT第III、X、XI、XIII、XVII条、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定第1、2、3条に違反し、GATT第XX、XXI条によって正当化されないとしてEUが申立て。	GATT (III, X, XIII, XVII, XX, XXI) AA (4) IL (1, 2, 3)	
150. インドー関税引き上げ措置	EU	1998/10/30 協議要請	①インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別付加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT第II条1項(b)、III条2項に違反するとしてEUが申立て。	GATT (II, III)	
151. 米国ー織物・衣服に係る措置	EU	1998/11/19 協議要請 2000/ 7/24 二国間合意通報	①米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述DS85. の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第III条、TBT協定第2条に違反するとしてEUが申立て。	ATC (2, 4) ROO (2) GATT (III) TBT (2)	
152. 米国ー1974年通商法第301条～310条	EU 【日本、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、インド、イスラエル、ジャマイカ、韓国、セントルシア、タイ】	1998/11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 1999/ 3/ 2 パネル設置 1999/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	①EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タイトルIII第1章(301条～310条、特に305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU第23条（一方的措置の禁止）等に違反し、利益を無効化・侵害しているとして申立て。 ②米国が、SAA(Statement of Administrative Act)の中で、「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる場合もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘。	DSU (3, 21, 22, 23)	第II部 第15章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
153. EU－医薬品・農薬の特許保護	カナダ	1998/12/ 2 協議要請	①EU規則は医薬品と農薬に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPS協定第27条1項に違反するとしてカナダが申立て。	TRIPS (27)	
154. EU－コーヒーに係る特惠措置	ブラジル	1998/12/ 7 協議要請	①EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授權条項、GATT第I条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。	GATT (I)	
155. アルゼンチン牛革輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置	EU 【米国】	1998/12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択 2002/ 2/25 シークエンス合意	①アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止はGATT第XI条1項、X条3項(a)に違反し、また、付加価値税及び事前取引高税はGATT第III条2項に違反するとしてEUが申立て。 ②事実上の輸出禁止措置について、GATT第XI条（数量制限の一般的廃止）違反は否定したものの、同措置はGATT第X条3項(a)（貿易規制の公平かつ合理的な方法での実施）に違反すると判断。また、付加価値税及び事前取引高税については、ともにGATT第III条2項（内国民待遇）に違反するとし、これらの違反は税法の遵守を目的としてd号に該当するものの、遵守にとって不可欠ではなく柱書の正当と認められない差別に該当するため、GATT第XX条(d)によって正当化されないと判断。	GATT (III, X, XI)	第II部 第3章
156. グアテマラ－メキシコ産灰色ポルトランドセメントへの確定アンチ・ダンピング税	メキシコ 【EU、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	1999/ 1/ 5 協議要請 1999/ 7/15 パネル設置要請 1999/ 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 2000/11/17 パネル報告書採択	①グアテマラのメキシコ産ポルトランドセメントに対する確定AD協定税は、AD協定第1～3、5～7、12、18条、附属書I、II及びGATT第IV条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②AD協定第5.3、5.8条（調査開始の十分な証拠）、5.5条（メキシコ政府への通知）、12.1.1条（調査開始の公告）、6.1.3条（申請書全文の提供）、6.1.2、6.4条（調査ファイルへのアクセス拒否等）、6.2条（輸出者の反論の機会）、附属書I(2)（調査団に民間の専門家が含まれていることの通知）、6.5、6.5.1条（秘密情報）、6.9条（重要事実の開示）、6.8条（ファクツ・アベイラブル）、3.1、3.2、3.4、	AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 12, 18) GATT (IV)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			3.5条（損害及び因果関係の認定）それぞれの違反を認定。		
157. アルゼンチン－イタリア製ドリル刃に対するアンチ・ダンピング課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	①アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD協定税賦課に際し、調査期間が18か月を超えており、AD協定第1条、5.10条に違反するとしてEUが申立て。	AD (1, 5)	
158. EU－パナマ輸入・販売・流通制度	グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請 2012/11/ 8 合意通報	①EUが勧告の実施として行ったバナナ輸入制度の改善は、依然として輸入許可手続協定第6条に違反するとして米国及び中南米諸国が申立て。（関連協定を特定せず）	IL (6)	
159. ハンガリー－チェコ製鉄鋼製品輸入に係るセーフガード措置	チェコ	1999/ 1/21 協議要請	①ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェコに対してのみ行っているのは、GATT第I、XIX条、SG協定に違反するとしてチェコが申立て。	GATT (I, XIX) SG	
160. 米国－著作権法第110条(5)	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、スイス】	1999/ 1/26 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 1999/ 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 2000/ 7/27 パネル報告書採択 2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請 2002/ 1/17 米国が仲裁を要請 2002/ 1/18 仲裁に付託 2002/ 2/26 仲裁手続中断 2003/ 6/23 二国間暫定合意	①米国の著作権法第110条(5)は公共の場でラジオ・テレビによる音楽を著作権料を払うことなく放送することを認めるものであり、ベルヌ条約1条～21条の遵守を規定するTRIPS協定第9.1条に違反するとしてEUが申立て。 ②米国著作権法第110条(5)(B)の規定は、TRIPS協定第13条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS協定第9.1条に基づき、ベルヌ条約11条の2(i)(ii)及び同11条(1)(iii)条違反を認定。	TRIPS (9)	第I部 第2章
161. 韓国－生鮮・冷蔵・冷凍牛肉の輸入に係る措置	米国 【豪州、カナダ、ニュージーランド】	1999/ 2/ 1 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 1999/ 5/26 パネル設置（7/26「DS161」と併合） 2000/ 7/31 パネル報告書配布 2000/ 9/11 韓国が上級委申立て 2000/12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	①韓国の輸入牛肉に対する措置（取扱店の限定、売上へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等）はGATT第II、III、XI、XVII条、農業協定第3、4、6、7条、輸入許可手続協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。 ②マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等についてはGATT第III条4項（内国民待遇）違反、国内畜産業者への補助金は農業協定第7.2条（国内助成に関する一般的規	GATT (II, III, X, XI, XVII) IL (1, 3) AA (3, 4, 6, 7)	第II部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			律）違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認定。 ③農業協定に関するパネルの判断を一部破棄したものの、GATTに関するパネルの判断については概ねこれを支持。		
162. 米国－1916年AD法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 1999/ 6/ 3 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 2000/ 5/29 米国が上級委申立て（「DS136」と併合） 2000/ 8/28 上級委報告書配布 2000/ 9/26 パネル・上級委報告書採択 2002/ 1/ 7 日本が対抗措置承認申請 2002/ 1/17 米国が仲裁を要請 2002/ 1/18 仲裁に付託 2002/ 2/27 仲裁手続中断	①1916年米国AD協定法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフガードなしに法的決定を行うのは、GATT第III、VI、XI条及びAD協定に違反するとして日本が申立て。 ②1916米国AD協定法が(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT第VI条1項違反、(b) AD協定税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第VI条2項、AD協定第18.1条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規定がないとしてAD協定第4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～(c)よりAD協定第18.4条、WTO設立協定第XVI.4条違反を認定。 ③パネル判断をすべて支持。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 9, 11, 18) GATT (III, VI, XI) WTO (XVI)	
163. 韓国－政府調達に係る措置	米国 【日本、EU】	1999/ 2/16 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 2000/ 6/19 パネル報告書採択	①韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立て手続の欠如は、政府調達協定第1条(1)に違反するとして米国が申立て。 ②(a) KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、(b) 協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国はそれの際に更なる確認を行うべきだった、(c) 韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断した（米国敗訴）。	GPA (1, 3, 8, 11 20, 22)	
164. アルゼンチン－履物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 1999/ 5/20 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置	①アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履物輸入にセーフガード義務を課し、更に関税割当数量措置を設けている点で、SG協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立て。	SG (5, 7, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
165. 米国－EU からの特定品 目に係る輸入 措置	EU 【日本、ドミニ カ、エクアドル、 インド、ジャマイ カ、セントルシ ア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 2000/ 9/12 EUが上級委申立て 2000/12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	①米国が仲裁の結果（このケースではDS27（EUバナナIII案件）に係る対抗措置の規模に関する仲裁）を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第I、II、VIII、XI条に違反するとしてEUが申立て。 ②米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条（DSBの承認を条件とした対抗措置の発動）、23条（一方的措置の禁止）、22.6条（対抗措置の規模に係る仲裁等）に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増加はGATT第I条（最恵国待遇）、II条（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。 ③GATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)（DSB承認に基づく制裁決定）に違反するとしてパネルの判断を破棄したが、23.2(c)（対抗措置の規模に関するDSBの承認）、3.7条及び22.6条違反については、これを支持。	DSU（3、21、22、23） GATT（I、II、VIII、XI）	
166. 米国－EU からの小麦グ ルテン輸入に 係るセーフガ ード措置	EU 【豪州、カナダ、 ニュージーラン ド】	1999/ 3/17 協議要請 1999/ 6/ 3 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 2000/ 9/26 米国が上級委申立て 2000/12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	①1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、SG協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第I、XIX条に違反するとしてEUが申立て。 ②米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反すると認定。 ③SG協定第4条の違反認定は支持する一方で、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG協定措置の対象から除外したことについてSG協定第2.1、4.2違反としたパネルの判断を支持し、米国の通報について	SG（2、4、5、8、12） AA（4） GATT（I、XIX）	第II部 第8章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが、12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。		
167. 米国－カナダからの牛肉輸入に関する相殺関税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	①1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。	SCM (1, 2, 10, 11, 13) AA (13)	
168. 南アフリカーインドからの特定の薬品に対するアンチ・ダンピング関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	①1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD協定税は、AD協定第2、3、6条及びGATS第I、VI条に違反するとしてインドが申立て。	AD (2, 3, 6, 12, 15) GATS (I, VI)	
169. 韓国－生鮮・冷蔵・冷凍牛肉に関する措置	豪州 【カナダ、ニュージーランド、米国】	1999/ 4/13 協議要請 1999/ 7/12 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置(「DS161」と併合) 2000/ 7/31 パネル報告書配布 2000/ 9/11 韓国が上級委申立て 2000/12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	DS161 を参照	GATT (II, III, X, XI, XVI, XVII) IL (1, 3) AA (3, 4, 6, 7)	第II部 第2章
170. カナダ－特許保護に関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 1999/ 7/15 パネル設置要請 1999/ 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 2000/ 6/19 カナダが上級委申立て 2000/ 9/18 上級委報告書配布 2000/10/12 パネル・上級委報告書採択	①カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPS協定第33、62、65、70条等に違反するとして米国が申立て。 ②TRIPS協定第70.2条に従い、カナダはTRIPS協定適用の日の特許で保護されていた発明についても、TRIPS協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPS協定第33条違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	TRIPS (33, 65, 70)	
171. アルゼンチン－薬品に対する特許保護期間及び農薬に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	①アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (27, 39, 65, 70)	
172. EU－フライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT (XXIII) SCM (1, 2, 5, 6)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
173. フランス ーフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT (XXIII) SCM (1, 2, 5, 6)	
174. EU－農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護	米国 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請 2003/ 8/18 パネル設置要請2003/10/ 2 パネル設置 （「DS290」と併合） 2005/ 3/15 パネル報告書配布 2005/ 4/20 パネル報告書採択	①EUの地理的表示（GI）保護制度は内国民待遇を確保しておらず、GIと類似又は同一の先在商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPS協定及びGATTに違反するとして米国等が申立て。 ②EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS協定第3.1条及びGATT第III条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPS協定第16.1条に反するが、17条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。	TRIPS (1～3, 16, 20, 22, 24, 41, 42, 44, 63, 65) GATT (I, III)	
175. インド－自動車産業における貿易と投資に係る措置	米国 【日本、EU、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 2000/ 7/27 パネル設置（11/17「DS146」と併合） 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 2002/ 3/14 インドが上級委申立て取り下げ 2002/ 3/19 上級委報告書配布 2002/ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に要求している(a)ローカルコンテンツの達成、(b)完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び(c)前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第III、XI条及びTRIMs協定第2条に違反するとして米国が申立て。 ②インドによるローカルコンテンツ要求はGATT第III条4項（内国民待遇）に反し、輸出入均衡要求はGATT第XI条（数量制限）に違反すると判断。 ③インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT (III, XI) TRIMs (2)	第II部 第9章
176. 米国－オムニバス法第211条	EU 【日本、ニカラグア、カナダ】	1999/ 7/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 2000/ 9/26 パネル設置 2001/ 8 /6 パネル報告書配布 2001/10/ 4 EUが上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2002/ 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	①米国のオムニバス法第211条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPS協定第2（パリ条約2条等）、3、4、15、16、21、41、42、62条等に違反するとしてEUが申立て。	TRIPS (2, 3, 4, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 41, 42, 62)	第I部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			②オムニバス法第211条(a)(2)が商標権者の民事手続の権利を制限しておりTRIPS協定第42条に違反すると認定。 ③オムニバス法第211条はTRIPS協定第42条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPS協定第2.1（バリ条約8条）、3、4条違反を認定。		
177. <u>米国－生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置</u>	ニュージーランド 【日本、豪州、カナダ、EU、アイスランド】	1999/ 7/ 16 協議要請 1999/10/14 パネル設置要請 1999/11/19 パネル設置（「DS178」と併合） 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国が上級委申立て 2001/ 5/ 1 上級委報告書配布 2001/ 5/16 パネル・上級委報告書採択	①米国は、輸入生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉に関税割当の様式でSG協定措置を課した。これに対して豪州及びニュージーランドはSG協定第2、3、4、5、11条及びGATT第I、II、XIX条に違反するとして申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は「事情の予見されなかった発展」について立証しておらずGATT第XIX条1項(a)違反を認定。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG協定第4.1(c)条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委は、米国ITCの調査は使用したデータについてSG協定第4.1(c)条の要求を満たしていない為、SG協定第4.2(a)条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国ITCは因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。	SG (2, 3, 4, 5, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	第II部 第8章
178. <u>米国－生鮮・冷蔵・冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置</u>	豪州 【日本、カナダ、EU、アイスランド、ニュージーランド】	1999/ 7/23 協議要請 1999/10/14 パネル設置要請 1999/11/19 パネル設置（「DS177」と併合） 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国が上級委申立て 2001/ 5/ 1 上級委報告書配布 2001/ 5/16 パネル・上級委報告書採択	DS177を参照	SG (2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	第II部 第8章
179. <u>米国－韓国製ステンレス鋼板（厚板及び薄板）に対するアンチ・ダンピング措置</u>	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 1999/10/14 パネル設置要請 1999/11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	①米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT及びAD協定に違反するとして韓国が申立て。 ②(a)不必要な通貨の換算を行っているとしてAD協定第2.4.1条違反、(b)未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する	GATT (VI, X) AD (2, 6, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD協定第2.4条柱書違反、(c)複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認定。		
180. 米国－シュガーシロップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	①米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT第II条及び農業協定第4条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT (II) AA (4)	
181. コロンビアタイ製ポリエステル単繊維輸入に係るセーフガード措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 1999/10/27 パネル設置要請取り下げ	①コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一時的に抑制するSG協定措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定第2条及び6条に違反するとしてタイが申立て。	ATC (2, 6)	
182. エクアドル－メキシコ産セメント輸入に係る暫定的アンチ・ダンピング措置	メキシコ	1999/10/ 5 協議要請	①エクアドルの暫定的AD協定措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATTに違反するとしてメキシコが申立て。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 18) GATT (VI)	
183. ブラジル－輸入ライセンスと最低輸入価格	EU	1999/10/14 協議要請	①ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT (II, VIII, X, XI) AA (4) IL (1, 3, 5, 8)	
184. 米国－日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】	1999/11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 2000/ 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 2001/ 4/25 米国が上級委申立て 2001/ 7/24 上級委報告書配布 2001/ 8/23 パネル・上級委報告書採択	①本件AD協定措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとして日本が申立て。 ②(a)個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定第6.8条違反、(b)独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、(c)入手可能な事実完全に基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、	AD (2, 3, 4, 6, 9, 10, 18) GATT (VI, X)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			18.4条及びWTO設立協定第XVI.4条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持。損害認定における次工程向け製品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定第3.1、3.4条違反を認定。		
185. トリニダードトバゴー コストリカからのパスタ輸入に関する措置	コストリカ	1999/ 11/18 協議要請	①トリニダードトバゴのAD協定調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコストリカが申立て。	AD (2, 3, 5, 6, 12)	
186. 米国－ 1930年関税法第337条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	①米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPS協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT (III) TRIPS (2, 3, 9, 27, 41, 42, 49, 50, 51)条	
187. トリニダードトバゴー コストリカからのパスタ類輸入におけるアンチ・ダンピング措置	コストリカ	2000/ 1/17 協議要請	①トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD協定措置は、AD協定に違反するとしてコストリカが申立て。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 10, 12, 18)	
188. ニカラグ アーホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コストリカ、EU、ホンジュラス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 2000/ 3/27 パネル設置要請 2000/ 5/18 パネル設置	①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT (I, II) GATS (II, XVI)	
189. アルゼンチン－イタリ アからのセラミック製床タイル輸入に対するアンチ・ダンピング措置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/ 1/26 協議要請 2000/ 9/14 パネル設置要請 2000/11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 2001/11/ 5 パネル報告書採択	①本件AD協定調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとしてEUが申立て。 ②アルゼンチンが、(a)ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由の説明もなく無視したことはAD協定第6.8条及び附属書IIに、(b)サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定第6.10条に、(c)価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定第2.4条に、(d)確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定第6.9条に違反すると判断。	AD (2, 6)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
190. アルゼンチン－ブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置	ブラジル 【パキスタン、ブラグアイ、米国】	2000/ 2/11 協議要請、パネル設置要請 2000/ 3/20 パネル設置 2000/ 6/27 二国間合意通報	①アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的SG協定措置は、繊維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立て。	ATC (2, 6, 8)	
191. エクアドル－メキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	①エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD協定措置は、AD協定第1～9、12、18条他に違反するとしてメキシコが申立て。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 18)	
192. 米国－パキスタン製綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 2000/ 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 2001/ 7/ 9 米国が上級委申立て 2001/10/ 8 上級委報告書配布 2001/11/ 5 パネル・上級委報告書採択	①米国のパキスタン製綿製紡績糸に係る経過的SG協定措置は、同措置発動の要件（繊維協定第6条2、3、4及び7項）を満たしていないので、上記各条項に違反するとしてパキスタンが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定第6.2条違反であると認定。また、重大な損害の帰責分析については、米国がメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定第6.4条に違反すると認定。なお、上級委は、6.2条の違反認定に当たって、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条に違反していると判断。	ATC (2, 6)	
193. チリ－メカジキの輸送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 2000/11/ 6 パネル設置要請 2000/12/12 パネル設置 2003/11/12 二国間合意通報 2007/12/13 パネル設置停止を継続	①チリ漁業法第165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT第V条及びXI条に違反するとしてEUが申立て。	GATT (V, XI)	
194. 米国－輸出制限を補助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 2000/ 7/24 パネル設置要請 2000/ 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 2001/ 8/23 パネル報告書採択	①米国のSAA (Statement of Administrative Action) 他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらは補助金協定第1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びWTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてカナダが申立て。 ②この紛争で定義された輸出制限は補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法第	SCM (1, 10, 11, 17, 19, 32)	第II部 第3章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			771(5)(B)(iii)条は補助金協定第1.1条に違反しないと判断。		
195. フィリピン－自動車開発計画（MVDP）	米国 【日本、インド】	2000/ 5/23 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請 2000/11/17 パネル設置	①フィリピンの自動車開発計画は、TRIMs協定第8条、補助金協定第4条及び30条に違反するとして米国が申立て。	SCM (4, 30)	
196. アルゼンチン－特許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	①アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS協定第27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (27, 28, 31, 34, 39, 50, 62, 65, 70)	
197. ブラジル－最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	①ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する協定第1、3条、繊維協定第2、7条及び農業第4条2項に違反するとして米国が申立て。	CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12) IL (1, 3) ATC (2, 7) AA (4)	
198. ルーマニア－最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	①ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評価協定第1～7条及び12条、農業第4条2項及び繊維協定第2条及び7条に違反するとして米国が申立て。	CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12) ATC (2, 7) AA (4)	
199. ブラジル－特許保護	米国 【日本、ドミニカ共和国、ホンジュラス、インド】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 8 パネル設置要請 2001/ 2/ 1 パネル設置 2001/ 7/ 5 二国間合意通報	①ブラジルの1996年工業所有権法は、TRIPS協定第27条、28条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS (27, 28)	
200. 米国－1974年通商法第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	①米国の1974年通商法第306条は、アフリカCBI法第407条により改正され、譲許停止品目を定期的に変えることを一方的に義務づけている。これは、DSU第3条2項、21条5項、22条及び23条に違反するとしてEUが申立て。	DSU (3, 21, 22, 23) GATT (I, II, XI)	
201. ニカラグア－ホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、GATT第I、II条及びGATS第II、XVI条に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT (I, II) GATS (II, XVI)	
202. 米国－韓国からのラインパイプ輸入に係るセーフガード措置	韓国 【日本、豪州、カナダ、EU、メキシコ】	2000/ 6/13 協議要請 2000/ 9/14 パネル設置要請 2000/10/23 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 2001/11/19 米国が上級委申立て 2002/ 2/15 上級委報告書配布 2002/ 3/ 8 パネル・上級委報告書採択 2003/ 3/18 米国、SG措置を終了	①米国のラインパイプ輸入についてSG協定措置発動に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT第I、XIII、XIX条に違反するとして韓国が申立て。 ②GATT第XIII条2項、XIX条及びSG協定第3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反する	GATT (I, XIII, XIX) SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 11, 12)	第II部 第8章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			と認定した。他方、5.1条については韓国が必要な範囲について十分な立証を尽くしていないとして違反を認めなかった。 ③損害認定について「重大な損害」若しくはその「おそれ」のいずれかを個別に認定をしなければならなかったとしたパネル判断を覆し、個別又は双方のいずれでも良いとして「重大な損害又はそのおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとした。SG協定調査対象国とSG協定措置の適用国との適応関係（パラレリズム）について、NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認定をしていながら、SG協定措置の発動ではNAFTA国を対象から外したことはSG協定第2、4条に違反するとした。また、SG協定5.1条についてもパネル判断を覆し、米国の違反を認めた。		
203. メキシコ－米国産輸入豚に対するアンチ・ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	①メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚に対してAD協定調査を行い、その結果、同措置を実施したが、これはSPS協定、農業協定、TBT協定、AD協定の各協定に違反するとして米国が申立て。	SPS (2, 3, 5, 7, 8) AA (4) TBT (2, 5) AD (3, 12)	
204. メキシコ－電気通信サービスに対する措置	米国 【日本、豪州、カナダ、キューバ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、ニカラグア】	2000/ 8/17 協議要請 2000/11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 2004/ 6/ 1 パネル報告書採択	①メキシコが電気通信サービス分野において差別的規制を維持したことは、GATSに違反するとして米国が申立て。 ②メキシコが電気通信サービス分野において反競争的で差別的規制維持したことは自由化約束違反（参照文書1.1不履行）、また、越境基本電気通信サービスの供給をコストに見合う合理的なレートで認めてこなかったことも約束違反（参照文書2.2(b)不履行）と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保有しない形での外国事業者のメキシコにおける専用回線利用の禁止措置はメキシコの自由化約束に違反しないと判断。	GATS (VI, XVI, XVII, XVIII)	第II部 第12章
205. エジプト－大豆油入りツナ缶の輸入禁止措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	①エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入禁止は、GATT第I、XI及びXIII条、またSPS協定第2、3、5及び附属書Bに違反するとしてタイが申立て。	GATT (I, XI, XIII) SPS (2, 3, 5)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
206. <u>米国－インドからの銅板に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置</u>	インド 【日本、チリ、EU】	2000/10/ 4 協議要請 2001/ 6/ 7 パネル設置要請 2001/ 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 2002/ 7/29 パネル報告書採択 2003/ 2/14 シークエンス合意	①本件AD協定措置に係る米国商務省（DOC）の課税決定、国際貿易委員会（ITC）の損害認定、ファクツ・アベイラブル（FA）に関するDOC規則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてインドが申立て。 ②DOCが米国販売価格についての情報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ3に違反すると認定。他方、FAに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、協定で許容された裁量の行使であってAD協定第6.8条、附属書IIに違反していないとされた。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 12, 15, 18) SCM (10, 11, 15, 22, 27) GATT (VI, X) WTO (XVI)	
207. <u>チリ－農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置</u>	アルゼンチン 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、タイ、ベネズエラ、米国】	2000/10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 2001/ 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 2002/ 6/24 チリが上級委申立て 2002/ 9/23 上級委報告書配布 2002/10/23 パネル・上級委報告書採択 2004/ 5/19 協議要請（履行確認） 2005/12/29 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 1/20 パネル設置（履行確認） 2006/12/ 8 パネル報告書配（履行確認） 2007/ 2/ 5 チリが上級委申立て（履行確認） 2007/ 2/19 アルゼンチンが上級委申立て 2007/ 5/ 7 上級委報告書配布（履行確認） 2007/ 5/22 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及びSG協定措置について、前者はGATT第II条及び農業協定第4条、また後者はSG協定及びGATT第XIX条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 ②チリの価格拘束制度は農業協定第4.2条及びGATT第II条に違反していると認定。また、チリのSG協定措置はGATT第XIX条1項(a)とSG協定第2、4、5条に違反すると認定（SG協定措置については上級委申立てせず）。 ③農業協定違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT第II条違反はアルゼンチンから提訴された範囲ではないとしてこれを認めなかった。 履行確認パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業協定第4.2条に反していると、チリはDSBによる勧告を履行していない旨判断した。履行確認上級委は、農業協定第4条等の違反を認定した。	AA (4) GATT (II, XIX) SG (2, 3, 4, 5, 6, 12)	
208. <u>トルコ－鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置</u>	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	①トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD協定課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT第VI条及びAD協定第2、3、5、	GATT (VI) AD (1, 2, 3, 5, 6, 12, 15)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			6、15条に違反するとしてブラジルが申立て。		
209. EU－インスタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	①EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下げ、及び1999年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT (I)	
210. ベルギー－コメに対する関税措置の実施	米国 【日本、インド】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 2001/ 3/12 パネル設置 2001/ 7/26 パネル停止 2001/12/18 二国間合意通報	①ベルギーが1997年7月に導入したコメに関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業協定に違反するとして米国が申立て。	CYA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 14, 16) TBT (2, 3, 5, 6, 7, 9) AA (4)	
211. エジプト－トルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	トルコ 【日本、チリ、EU、米国】	2000/11/ 6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 2001/ 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 2002/10/ 1 パネル報告書採択	①エジプトのAD協定措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びAD協定に違反するとしてトルコが申立て。 ②損害認定にあたり、AD協定第3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクツ・アベイラブル（FA）を利用したことに関するAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ6違反を認定。	AD (2, 3, 6) GATT (X)	
212. 米国－EUからの輸入品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 2002/ 9/ 9 米国上級委申立て 2002/12/ 9 上級委報告書配布 2003/ 1/ 8 パネル・上級委報告書採択 2004/ 3/17 協議要請（履行確認） 2004/ 9/16 パネル設置要請（履行確認） 2004/ 9/27 パネル設置（履行確認） 2005/ 8/17 パネル報告書配布（履行確認） 2005/ 9/27 パネル報告書採択（履行確認）	①米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協定第1、10、14、19、21条に違反するとしてEUが申立て。 ②③パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については補助金協定第10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄し、消滅させると推定することができるとした。 DSU第21.5条パネルは、なお一部について補助金協定違反であると認定した。	SCM (1, 10, 14, 19, 21, 32) GATT (VI)	
213. 米国－ドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 2002/ 8/30 米国上級委申立て 2002/11/28 上級委報告書配布 2002/12/19 パネル・上級委報告書採択	①米国が、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセット・レビューにおいてもその継続を決定したことに関し、補助金協定第10、11、21条に違反するとEUが申立て。	SCM (10, 11, 21, 32)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			②③パネル及び上級委は、サンセット・レビューを自動的に開始する米国法令は第21.3条違反に違反しないと。また、上級委は、サンセット・レビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、補助金協定11.9条のデミニマス基準の適用を否定した。		
214. 米国－鉄鋼製品及び溶接ラインパイプに対するセーフガード措置	EU 【日本、アルゼンチン、カナダ、韓国、メキシコ】	2000/12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置	①米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に関する規定においてSG協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 8, 12) GATT (I, XIX)	
215. フィリピン－韓国からの合成樹脂に対するアンチ・ダンピング措置	韓国	2000/12/15 協議要請	①フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD協定措置は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属書IIに違反するとして韓国が申立て。	AD (2, 3, 5, 6, 7, 9, 12) GATT (VI)	
216. メキシコ－電気変圧器に対する暫定アンチ・ダンピング措置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	①メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するAD協定上の暫定措置は、AD協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び附属書IIに違反するとしてブラジルが申立て。	AD (2, 3, 5, 6, 7)	
217. 米国－1930関税法改正条項（通称：バード条項）	日本、豪州、ブラジル、チリ、EU、インド、インドネシア、韓国、タイ 【アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、ノルウェー】	2000/12/21 協議要請 2001/ 7/12 パネル設置要請 2001/ 8/23 パネル設置（9/10 「DS234」と併合） 2002/ 9/16 パネル報告書配布 2002/10/18 米国が上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2003/ 1/27 パネル・上級委報告書採択 2004/ 1/15 対抗措置承認申請（日本、ブラジル、チリ、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ） 2004/ 1/23 米国が仲裁を要請 2004/ 1/26 仲裁に付託 2004/ 8/31 仲裁判断配布 2004/11/10 対抗措置の内容承認申請（日本、ブラジル、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ） 2004/11/26 対抗措置の内容承認 2004/12/ 6 チリが対抗措置の内容申請 2004/12/17 チリの対抗措置の内容承認	①バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD協定税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとして申立て。 ②本条項はAD協定及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第XVI.4条違反、また、AD協定調査申請支持のインセンティブとなるとして、AD協定第5.4条、補助金協定第11.4違反を認定。 ③同条項がAD協定調査申請支持のインセンティブとなりAD協定第5.4条、補助金協定第11.4条に違反するとのパネル判断を否定。	AD (1, 5, 8, 18) SCM (4, 7, 10, 11, 18, 32) GATT (VI, X, XXIII) WTO (XVI)	第I部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2004/12/23 豪州が二国間合意 2005/ 1/ 7 タイが二国間合意 2005/ 1/11 インドネシアが二国間合意 2005/ 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容承認申請 2005/ 8/18 日本が対抗措置の内容承認申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2006/ 8/22 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2008/ 4/ 3 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2008/ 8/29 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2009/ 4/23 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2009/ 8/14 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2010/ 4/22 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2010/ 8/25 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2011/ 4/ 8 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2011/ 8/26 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2012/ 5/ 7 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2012/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2013/ 5/22 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2013/ 8/23 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2014/ 4/ 2 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2014/ 8/18 日本、2014/9/1からの対抗措置を中断 2015/ 5/11 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2016/ 5/13 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2017/ 5/11 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2018/ 5/ 7 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2019/ 5/10 EU、新たな対抗措置品目リストを申請	AD協定第18. 1、18. 4条、補助金協定第32. 1、32. 5条及びWTO設立協定第16. 4条違反についてはパネル判断を支持。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2020/ 6/26 EU、新たな対抗措置品目リストを申請			
218. 米国－ブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	①米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定第1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立て。	SCM (1, 10, 11, 14, 19, 21)	
219. EU－ブラジルからの可鍛铸铁管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【日本、チリ、メキシコ、米国】	2000/12/21 協議要請 2001/ 6/ 7 パネル設置要請 2001/ 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 2003/ 4/23 ブラジルが上級委申立て 2003/ 7/22 上級委報告書配布 2003/ 8/18 パネル・上級委報告書採択	①本件AD協定措置に係る調査及び評価はAD協定第1～7、9、11、12、15条及びGATT第VI条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②「ゼロリング」に関するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定第12.2.2条及び12.2.2条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、利害関係者に重要であり、かつ機密ではない情報を公開しなかったEU措置について、同条違反を認定。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 11, 12, 15)	
220. チリー農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/ 1/ 5 協議要請	①チリの農産品に対する価格拘束制度及びSG協定に関する国内法、SG協定調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT第II条、農業協定第4条、及びSG協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT (II, XIX) AA (4) SG (2, 3, 4, 5, 6, 8, 12)	
221. 米国－ウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c) (1)	カナダ 【日本、チリ、EU、インド】	2001/ 1/17 協議要請 2001/ 7/12 パネル設置要請 2001/ 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 2002/ 8/30 パネル報告書採択	①米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD協定又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD協定・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金協定及びGATTの諸規定に違反するとしてカナダが申立て。 ②URAA及びSAAはカナダが問題としている措置（未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適	DSU (3, 19, 21) GATT (VI) SCM (10, 19, 21, 32)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			用）を義務つけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を棄却。		
222. カナダ— 地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、米国】	2001/ 1/22 協議要請 2001/ 3/ 1 パネル設置要請 2001/ 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 2002/ 2/19 パネル報告書採択 2002/ 5/23 ブラジルが対抗措置承認申請 2002/ 6/24 カナダが仲裁を要請、仲裁に付託 2003/ 2/17 仲裁判断配布 2003/ 6/ 6 ブラジルが対抗措置の内容承認申請 2003/ 3/18 対抗措置の内容承認	①カナダ政府及び政府関連企業からのカナダ地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定第3条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②カナダの輸出信用及び融資保証は補助金協定附属書I(k)で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につき補助金協定第3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告。 カナダはこの勧告履行を拒否したため、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定。	SCM (1, 3)	
223. EU—米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/ 1/25 協議要請	①EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及びGATT第I条、II条、XIV条に違反するとして米国が申立て。	SG (8) GATT (I, II, XIX)	
224. 米国—特許法	ブラジル	2001/ 1/31 協議要請	①米国特許法（18章他）は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPS協定第27、28条、TRIMs協定第2条、GATT第III条、XI条に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPS (27, 28) TRIMs (2) GATT (III, XI)	
225. 米国—イタリアからのシームレスパイプに対するアンチ・ダンピング措置	EU	2001/ 2/ 5 協議要請	①イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月の米国商務省によるAD協定賦課継続とのサンセット・レビュー最終決定、及びサンセット・レビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、18.4及びWTO設立協定第XVI.4に違反するとしてEUが申立て。	AD (5, 11, 18) WTO (XVI)	
226. チリー混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2001/ 2/19 協議要請	①チリは2001年1月に輸入混合食用油に対し暫定SG協定措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合製品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT第XIX条及び	GATT (XIX) SG (2, 4, 6, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			SG協定第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。		
227. ベルレータバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 2001/ 6/24 パネル設置 2001/ 7/12 チリがパネル取り下げ	①1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はベルレーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第III条2項（内国民待遇）に違反するとしてチリが申立て。	GATT (III)	
228. チリー砂糖に対するセーフガード措置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請 2001/ 4/17 DS230と置き換え	①チリの砂糖に対するSG協定措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定第2、3、4、5、7、9、12条及びGATT第XIX条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 9, 12) GATT (XIX)	
229. ブラジル・インドからのジュート製靴に対するアンチ・ダンピング措置	インド	2001/ 4/ 9 協議要請	①ブラジルのインド製ジュート靴に対するAD協定措置は、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD協定措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の無視、等がGATT第VI条及びX条、AD協定及びWTO設立協定第XVI条に違反するとしてインドが申立て。	GATT (VI, X) AD (1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 17, 18) WTO (XVI)	
230. チリー砂糖に対するセーフガード措置と譲許表の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	①チリの砂糖に対するSG協定措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、9、12条及びGATT第II、XIX、XXVIII条等に違反するとしてコロンビアが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 9, 12) GATT (II, XIX, XXVIII)	
231. EUーイワシの表示	ペルー【カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 2001/ 7/ 7 パネル設置要請 2001/ 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 2002/ 6/28 EUが上級委申立て 2002/ 9/26 上級委報告書配布 2002/10/23 パネル・上級委報告書採択 2003/ 7/25 二国間合意通報	①EU欧州理事会規則がヨーロッパマイワシ (Sardina pilchardus) から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ (preserved sardines) と表示することを認め、ペルーから輸出されたイワシ (Sardinops sagax) について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定第2、12条及びGATT第I、III、XI条1項に違反するとしてペルーが申立て。 ②EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格 (Codex規格) に	GATT (I, III, XI) TBT (2, 12)	第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断。 ③2.4条の立証責任についてパネル判断を覆し、例外的な適用除外についてはペルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があるとしたが、その他はパネルの判断を概ね支持。		
232. メキシコ—マッチの輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議要請取り下げ	①メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチの市場アクセスを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、輸入許可手続協定第1、3、5条及びGATT第III条の内国民待遇義務に違反するとしてチリが申立て。	TBT (1, 2, 5) IL (1, 3, 5) GATT (III)	
233. アルゼンチン—医薬品輸入に関する措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	①アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannex I、IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第XVI. 4に違反するとしてインドが申立て。	TBT (2, 5, 12) GATT (I, III) WTO (XVI)	
234. 米国—1930関税法改正条項（通称：バーード条項）	カナダ、メキシコ 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、コスタリカ、EU、香港、インド、インドネシア、イスラエル、韓国、ノルウェー、タイ】	2001/ 5/21 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置（「DS217」と併合） 2002/ 9/16 パネル報告書配布 2002/10/18 米国が上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2003/ 1/27 パネル・上級委報告書採択 2004/ 1/15 対抗措置承認申請（日本、ブラジル、チリ、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ） 2004/ 1/23 米国が仲裁を要請 2004/ 1/26 仲裁に付託 2004/ 8/31 仲裁判断配布 2004/11/10 対抗措置の内容承認申請（日本、ブラジル、EU、インド、韓国、カナダ、メキシコ） 2004/11/26 対抗措置の内容承認 2004/12/ 6 対抗措置の内容承認申請（チリ） 2004/12/17 対抗措置の内容承認	DS217を参照	AD (1, 5, 8, 18) SCM (5, 10, 11, 18, 32) GATT (VI, X, XXIII) WTO (XVI)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
235. スロバキア-砂糖の輸入に対するセーフガード措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	①スロバキアの砂糖の輸入に対するSG協定措置は、SG協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びSG協定委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立て。	SG (3, 4, 5, 7, 12)	
236. <u>米国のカナダからの軟材に対する仮決定</u>	カナダ 【日本、EU、インド】	2001/ 8/21 協議要請 2001/10/25 パネル設置要請 2001/12/ 5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 2002/11/ 1 パネル報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報	①2001年8月の米国商務省によるカナダから輸入された軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第VI条3項及び補助金協定第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条VI及び補助金協定第10、19、21、32条にそれぞれ違反するとして、DSU第4条8による緊急な協議を求めるとカナダが申立て。 ②カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定第1.1(a)に該当するとした上で、米国の調査は価格をカナダ市場の条件ではなく米国の立木で計算していることなどが補助金協定第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断。また、措置の適用についても遡及適用が補助金協定20.6条に、開始時期や期間が17.3及び17.4条に違反するとした。	SCM (1, 2, 3, 10, 14, 17, 19, 20, 21, 32) GATT (VI)	第II部 第7章
237. トルコ-生鮮果物に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 2002/ 7/29 パネル設置 2002/11/22 二国間合意通報	①トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第II、III、VIII、X、XI条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、輸入許可手続協定第1条、農業協定第4条、及びGATS第VI、XVII条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。	GATT (II, III, VIII, X, XI) SPS (2, 7, 8) IL (1) AA (4) GATS (VI, XVII)	
238. アルゼンチン-桃缶の輸入に関するセーフガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、米国】	2001/ 9/14 協議要請 2001/12/ 6 パネル設置要請 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 2003/ 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチンが2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明	①アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG協定措置に関する調査は、「事情の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第XIX条1項に違反するとしてチリが申立て。 ②「予見されなかった発展」についてのGATT第XIX条1項(a)条違	SG (2, 3, 4, 5, 12) GATT (XIX)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増加の認定は不十分でありGATT第XIX条1項(a)、SG協定第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT第XIX条1項(a)条、SG協定第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。		
239. 米国－ブラジル製シリコンメタルに対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請	①米国商務省は、AD協定に定められる2%（デミニマス）ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD協定第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。	AD (5, 11)	
240. ルーマニア－小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 2001/11/27 パネル設置要請 2001/12/20 パネル設置要請取り下げ	①ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第XI条1項（数量制限の一般的禁止）違反、かつ国内の同産品には本要件を課していないことから、GATT第III条（内国民待遇）違反であるとしてハンガリーが申立て。（本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請）	GATT (III, XI)	
241. アルゼンチン－ブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 2003/ 5/19 パネル報告書採択	①本件AD協定措置は、調査手続、AD協定税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第VI条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②本件AD協定措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12) CVA (1, 7) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認定。		
242. EU一般 特惠	タイ	2001/12/ 7 協議要請 2002/2/25 パネル設置要請	①2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT第1条（最恵国待遇）及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT (I)	
243. 米国－繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 2002/ 5/ 7 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 2003/ 7/21 パネル報告書採択	①米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法（URAA）第334条等）改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第2条(b) (c) (d) (e)に違反するとしてインドが申立て。 ②原産地規則協定第2条(b)（貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用）違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定第2条(c)が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に棄却。	ROO (2)	
244. 米国－日本製表面処理鋼板へのアンチ・ダンピング措置に対するサンセット・レビュー	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 2002/ 4/ 4 パネル設置要請 2002/ 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 2003/ 9/15 日本が上級委申立て 2003/12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	①本件AD協定措置に関する米国商務省（DOC）及び国際貿易委員会（ITC）の判断について、十分な証拠のないサンセット・レビュー手続の自動開始、不当に高いAD協定措置撤回基準、不適切なダビングマージンによる認定及び不適切な累積判断がGATT第VI、X条、AD協定第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書II及びWTO設立協定第XVI条に違反するとして日本が申立て。 ②日本の主張を棄却。 ③米国がゼロイングを利用してることがAD協定11.3条に違反していることなど申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なこと等から、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD (2, 3, 5, 6, 11, 12, 18) GATT (VI, X)	第I部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
245. 日本－輸入リンゴに係る検疫措置	米国 【豪州、ブラジル、中国、台湾、EU、ニュージーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 2002/ 5/ 7 パネル設置要請 2002/ 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 2003/ 8/28 日本が上級委申立て 2003/11/26 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択 2004/ 6/30 シークエンス合意 2004/ 7/19 パネル設置要請（履行確認）、米国が対抗措置承認申請 2004/ 7/29 日本が仲裁を要請 2004/ 7/30 パネル設置（履行確認）、仲裁に付託 2004/ 8/ 4 仲裁手続停止 2005/ 6/23 パネル報告書配布（履行確認） 2005/ 7/20 パネル報告書採択（履行確認） 2005/ 8/30 二国間合意通報	①1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ（火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む）への検疫措置（火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等）は、GATT第XI条、SPS協定第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとして米国が申立て。 ②日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置の実施）に違反するとともに、5.7条（科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照）の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 日米は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT (XI) SPS (2, 5, 6, 7) AA (4, 14)	
246. EU－開発途上国に対する特惠関税の付与条件	インド 【ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モリシヤス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 2002/12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 2003/12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 EUが上級委申立て 2004/ 4/ 7 上級委報告書配布 2004/ 4/20 パネル・上級委報告書採択	①EUによる特惠関税制度（麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与）は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとしてインドが申立て。 ②EUの措置がGATT第I条1項に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT第XX条（b）（生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外）に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認定。 ③授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断を支持。	GATT (I)	第II部 第1章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
247. 米国－カナダからの軟材に対する暫定アンチ・ダンピング措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	①米国のカナダ産軟材に対する暫定AD協定措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD (2, 5, 7)	
248. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	EU 【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請 2002/ 5/ 7 パネル設置要請 2002/ 6/ 3 パネル設置（その他案件は以下の日付でパネル設置と同時に「DS248」に併合→「DS249」「DS251」6/14、「DS252」「DS253」「DS254」6/24、「DS258」7/8、「DS259」7/29） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	①米国の鉄鋼製品に対するSG協定措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、SG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT第I、II、X、XIII、XIX条等に違反するとして申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国のSG協定措置は、事情の予見されなかった発展についてGATT第XIX上1項(a)条、SG協定第3.1条の違反、輸入の増加に関する事実認定に関してSG協定第2.1、4.2条の違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、4.2条違反を認定。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 9) GATT (I, XIII, XIX)	第II部 第8章
249. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	日本 【ブラジル、カナダ、中国、台湾、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT (I, II, X, XIII, XIX)	第II部 第8章
250. 米国－フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 8/16 パネル設置要請 2002/10/ 1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	①フロリダ州の国内産でない柑橘類（オレンジ及びグレープフルーツ）の加工品に対する消費税はGATT第II条1項(a)及びIII条1項、2項及び4項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT (II, III, XXVII)	
251. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	韓国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、EU、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 12) GATT (I, X, XIII, XIX)	第II部 第8章
252. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	中国 【日本、ブラジル、カナダ、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニ	2002/ 3/26 協議要請 2002/ 5/27 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 12) GATT (I, X, XIII, XIX)	第II部 第8章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ユージーランド、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択			
253. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	スイス 【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 4/ 3 協議要請 2002/ 6/ 3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT (I, XIX)	第II部 第8章
254. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ノルウェー 【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ニュージーランド、スイス、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 4/ 4 協議要請 2002/ 6/ 3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 12) GATT (I, II, X, XIX)	第II部 第8章
255. ベルギー特定の製品に対する課税措置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 2002/ 6/13 パネル設置要請 2002/ 9/25 パネル設置要請取り下げ	①ベルギーの、国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第III条に違反するとしてチリが申立て。	GATT (III)	
256. トルコハンガリー産ペットフードの輸入禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	①トルコのBSE（牛海綿状脳症）拡大を防止するためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第XI条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT (XI) SPS (2, 5, 6, 7,) AA (14)	
257. 米国－カナダからの軟材に対する相殺関税決定	カナダ 【日本、中国、EU、インド】	2002/ 5/ 3 協議要請 2002/ 7/18 パネル設置要請 2002/10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書配布 2003/10/ 2 米国が上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書配布 2004/ 2/17 パネル・上級委報告書採択 2004/12/30 パネル設置要請（履行確認）、カナダが対抗措置承認申請 2005/ 1/13 米国が仲裁を要請 2005/ 1/14 パネル設置（履行確認）、シークエンス合意 2005/ 8/ 1 パネル報告書配布（履行確認） 2005/ 9/ 6 米国が上級委申立て（履行確認） 2005/12/ 5 上級委報告書配布（履行確認）	①米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT第IV条3項、X条3項に違反するとしてカナダが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1条及びGATT第VI条3項に違反すると認定。 履行確認パネルはなお同協定違反があると判断し、履行確認上級委パネルもこれを支持した。	SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 19, 21, 22, 32) GATT (VI, X)	第II部 第7章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2005/12/20 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2006/10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報			
258. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ニュージーランド 【日本、ブラジル、カナダ、中国、台湾、キューバ、EU、韓国、メキシコ、ノルウェー、スイス、タイ、トルコ、パネズエラ】	2002/ 5/14 協議要請 2002/ 6/27 パネル設置要請 2002/ 7/ 8 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT (I, X, XIV)	第II部 第8章
259. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ブラジル 【カナダ、台湾、キューバ、メキシコ、タイ、トルコ、パネズエラ】	2002/ 5/21 協議要請 2002/ 7/18 パネル設置要請 2002/ 7/29 パネル設置（「DS248」と併合） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 2003/ 8/11 米国が上級委申立て 2003/11/10 上級委報告書配布 2003/12/10 パネル・上級委報告書採択	DS248を参照	SG (2, 3, 4, 5) GATT (I, X, XIX)	第II部 第8章
260. EU－鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置	米国 【日本、エジプト、韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 2002/ 8/19 パネル設置要請 2002/ 9/16 パネル設置	①EUの、鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のSG協定措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、12.1条、GATT第I条、X条、XIX条に違反するとして米国が申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 6, 12) GATT (I, X, XIX)	
261. ウルグアイ－特定の製品に対する課税措置	チリ 【EU、メキシコ、米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 2003/ 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	①ペルーの、国産品以外の産品に対する税制措置はGATT第I条及びIII条に違反するとしてチリが申立て。	GATT (I, III)	
262. 米国－フランス製及びドイツ製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税課へのサンセット・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	①米国のフランス製及びドイツ製腐食防止鉄鋼製品等へのAD協定措置及び相殺関税課のサンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT (VI, X) AD (1, 2, 3, 5, 6, 11, 18) SCM (10, 11, 12, 15, 21, 32) WTO (XVI)	
263. EU－輸入ワインに対する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	①EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協定第2条、12条、GATT第I条I項、III条4項、WTO設立協定第XVI. 4条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	TBT (2, 12) GATT (I, III) WTO (XVI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
264. 米ーカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定	カナダ 【日本、中国、EU、インド、ニュージーランド、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 2002/12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書配布 2004/ 5/13 米国が上級委申立て 2004/ 8/11 上級委報告書配布 2004/ 8/31 パネル・上級委報告書採択 2005/ 5/19 パネル設置要請（履行確認）、カナダが対抗措置承認申請 2005/ 5/27 シークエンス合意 2005/ 5/31 米国が仲裁を要請 2005/ 6/ 1 パネル設置（履行確認） 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布（履行確認） 2006/ 5/17 カナダが上級委申立て（履行確認） 2006/ 8/15 上級委報告書配布（履行確認） 2006/ 9/ 1 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2006/10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	①米国の、カナダ産軟材に対するダンピングの最終決定等は、AD協定及びGATTに違反するとしてカナダが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国がゼロイング手法を用いてダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2.4.2条に違反すると判断。 米国はDSB勧告の履行措置として新たなダンピング・マージンを算定する際、正常価格（国内価格）と輸出価格の比較を個別取引ごとに行う中で（T-T方式：transaction to transaction）引き続きゼロイングを適用した。カナダはこれをAD協定第2.4.2条及び2.4条違反と主張し、DSU第21.5条パネルが設置されたが、パネルはカナダの主張を認めなかった。これに対して同上級委は、T-T方式におけるゼロイングの適用は協定第2.4.2条違反とするとともに、ウルグアイ・ラウンド実施法129条決定におけるT-T方式でゼロイングが適用されたことは、AD協定第2.4条が定める「公正な比較」要件に反するとして、パネルの判断を覆した。	AD (1, 2, 4, 5, 6, 9, 18) GATT (VI, X)	第II部 第7章
265. EUー砂糖への輸出補助金	豪州 【バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、エスワティニ、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 7/ 9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS266」、 「DS283」と併合） 2004/10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EUが上級委申立て 2005/ 1/15 豪州が上級委申立て2005/ 4/28 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 シークエンス合意	①EUの、砂糖への輸出補助金は、農業協定（第3.3、8、9.1、10.1、11条）、補助金協定（第3.1、3.2条）、GATT（第III条4、16条）に違反するとして申立て。 ②EUが譲許表に明記されている約束の水準を超えて輸出補助金を交付しており農業協定第3.3条及び8条の違反を認定。 ③パネルの認定を支持。	SCM (3) AA (3, 8, 9, 10, 11) GATT (III, XVI)	
266. EUー砂糖への輸出補助金	ブラジル 【豪州、バルバドス、ベリーズ、カ	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 7/ 9 パネル設置要請	DS265を参照	SCM (1, 3) AA (3, 8, 9, 10)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、エスワティニ、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2003/ 8/29 パネル設置（DS265）、 「DS283」と併合） 2004/10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EUが上級委申立て 2005/ 1/15 ブラジルが上級委申立て 2005/ 4/28 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 シークエンス合意		GATT（III， XVI）	
267. 米国－高地産綿花に対する補助金	ブラジル 【日本、アルゼンチン、豪州、ベナン、カナダ、チャド、中国、台湾、EU、インド、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、ベネズエラ、タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 2003/ 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書配布 2004/10/18 米国が上級委申立て 2005/ 3/ 3 上級委報告書配布 2005/ 3/21 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/ 4 ブラジルが対抗措置承認申請 2005/ 7/14 米国が仲裁を要請 2005/ 7/15 仲裁に付託 2005/ 8/17 仲裁手続停止 2005/10/ 6 ブラジルが対抗措置承認申請 2005/10/17 米国が仲裁を要請 2005/10/18 仲裁に付託 2005/11/21 仲裁手続停止 2006/ 8/18 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 9/28 パネル設置（履行確認） 2007/12/18 パネル報告書配布（履行確認） 2008/ 2/12 米国が上級委申立て（履行確認） 2008/ 2/25 ブラジルが上級委申立て（履行確認） 2008/ 6/ 2 上級委報告書配布（履行確認） 2008/ 6/20 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2008/ 8/25 ブラジルが停止した仲裁の再開を要請 2008/10/ 1 仲裁人につき合意 2009/ 8/31 仲裁判断配布 2009/11/ 6 ブラジルが対抗措置の内容承認申請 2009/11/19 対抗措置の内容承認 2010/ 3/ 8 ブラジルが2010/4/7から対抗措置を発動する旨通知	①米国の、高地産綿花に対する国内補助金及び輸出補助金は、農業協定第3.3、8、9.1(a)、10.1条、補助金協定第3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属書 I (j) 条、GATT第III条4項に違反するとしてブラジルが申立て。 ②農業協定第8条違反や補助金協定第3条違反等を認定。 ③パネルの認定を支持。 21.5条パネルは、補助金協定第5、6条等の違反を認定し、米国が履行を行っていないとしたところ、21.5条上級委員会は、米国による措置はDSBの勧告と裁定の履行を行っておらず、農業協定及び補助金協定に非整合的であり、両協定上の義務を果たすようDSBが米国に要求することを勧告するとした。	AA（3，7，8， 9，10） SCM（3，5，6） GATT（III， XVI）	第II部 第7章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2010/ 4/30 ブラジルが対抗措置発動延期 2010/ 8/25 ブラジル・米国がFramework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締結を通知			
268. 米国－アルゼンチン製油井管（OCTG）に対するアンチ・ダンピング措置へのサンセット・レビュー	アルゼンチン 【日本、中国、EU、韓国、メキシコ、台湾】	2002/10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 2003/ 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 2004/ 8/31 米国が上級委申立て 2004/11/29 上級委報告書送付 2004/12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 1/ 5 シークエンス合意 2006/ 1/26 協議要請（履行確認） 2006/ 3/ 6 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 3/17 パネル設置（履行確認） 2006/11/30 パネル報告書配布（履行確認） 2007/ 1/12 米国が上級委申立て（履行確認） 2007/ 1/24 アルゼンチンが上級委申立て（履行確認） 2007/ 4/12 上級委報告書配布（履行確認） 2007/ 5/ 11 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2007/ 5/21 アルゼンチンが対抗措置承認申請 2007/ 6/ 1 米国が仲裁を要請 2007/ 6/ 4 仲裁に付託 2007/ 6/21 仲裁手続を中断	①米国のアルゼンチン製OCTGに対するAD協定措置のサンセット・レビューによる措置継続の決定等はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 ②米国SPB（Sunset Policy Bulletin）をAD協定第11.3条違反と認定。 ③「パネルは“客観的評価”を行っていない」とし、その認定を破棄。また、本件ではパネル及び上級委が、waiverについて定めた米国1930年関税法及び商務省（DOC）規則（輸出企業がサンセット・レビュー参加権を放棄した場合、商務省はダンピングの存続又は再発の可能性を認める決定をしなければならないとする）をAD協定第11.3条（一部6.1、6.2条）違反とした。 アルゼンチン申立てによる履行確認パネルは、waiverについて定めたDOC規則を引き続きAD協定第11.3条違反としたほか、DOCによるダンピング再発可能性の決定についても十分な事実関係に基づいておらず、同じく11.3条に反するとした。また、申立て人の意見書の守秘に関するDOCの措置は協定第6.5.1条に反すると判断された。	AD（1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 18） GATT（VI, X） WTO（XVI）	
269. EU－冷凍骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル 【中国、タイ、米国】	2002/10/11 協議要請 2003/ 9/19 パネル設置要請 2003/11/ 7 パネル設置（11/21「DS286」と併合） 2005/ 5/30 パネル報告書配布 2005/ 6/13 EUが上級委申立て 2005/ 6/27 ブラジルが上級委申立て 2005/ 9/12 上級委報告書配布 2005/ 9/27 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/26 シークエンス合意	①「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉（加塩）の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規則は、GATT第II条、XXVIII条に違反し、GATT第XXIII条1項の無効化又は侵害を生じさせるとしてブラジル及びタイが申立て。 ②文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EUは加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許していると判断した上で、EUの関税分類の変更により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課されていることについて、直ちに協定違反となるものではないが、従価換	GATT（II, XXIII, XXVIII）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っているとして、EUの措置はGATT第II条(a)(b)（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。 ③パネルの判断を概ね支持。		
270. 豪州－輸入果物及び野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、EU、エクアドル、インド、タイ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置	①豪州の輸入果物及び野菜に対する措置はGATT第VI条、XIII条、SPS協定（第2、3、4、5、6、10条）、輸入許可手続協定第1条、3条に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT (XI, XIII) SPS (2, 3, 4, 5, 6, 10) IL (1, 3)	
271. 豪州－輸入パイナップルに対する措置	フィリピン	2002/10/18 協議要請	①豪州の輸入パイナップルに対する措置はGATT第VI条、VIII条、SPS協定（第2、3、4、5、6、10条）に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT (XI, XIII) SPS (2, 3, 4, 5, 6, 10)	
272. ベルギー－アルゼンチン産野菜油に対するアンチ・ダンピング暫定措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	①ベルギーのアルゼンチン産野菜油に対するAD協定暫定措置等は、AD協定第2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条、GATT第VI条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12) GATT (VI)	
273. 韓国－商用船貿易に関する措置	EU 【日本、中国、台湾、メキシコ、ノルウェー、米国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 2003/ 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布 2005/ 4/11 パネル報告書採択	①韓国の商用船造船に対する補助金は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとしてEUが申立て。 ②韓国の補助金が3.1(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。	SCM (1, 2, 3, 5, 6)	第II部 第7章
274. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	台湾	2002/11/ 1 協議要請	①米国の鉄鋼製品に対するSG協定措置は、国内産業への重大な損害等のSG協定措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、GATT第I条1項、XIX条1項に違反するとして台湾が申立て。	SG (2, 3, 4, 5) GATT (I, XIX)	
275. ベネズエラ農産品に対する輸入ライセンス措置	米国	2002/11/ 7 協議要請	①ベネズエラの、農産品（とうもろこし、乳製品等）に対する輸入許可手続協定措置は、農業協定第4.2条、GATT第III、X、XI、XIII条、TRIMs協定第2.1条、輸入許可手続協定第1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条に違反するとして米国が申立て。	AA (4) GATT (III, X, XI, XIII) PSI (1, 3, 5) TRIMs (2)	
276. カナダ－小麦の輸出に関する措置及	米国	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 2003/ 3/31 パネル設置	①カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置（小麦委員会への売買、価格設	GATT (III, XVII) TRIMs (2)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
<u>び輸入穀物の取扱</u>	【日本、豪州、チリ、中国、台湾、EU、メキシコ】	2004/ 4/ 6 パネル報告書配布 2004/ 6/ 1 米国が上級委申立て 2004/ 8/30 上級委報告書配布 2004/ 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	定、支払保証等に係る特権の付与等）はGATT第XVII条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第III条、TRIMs協定第2条に違反するとして米国が申立て。 ②カナダの小麦輸出関連制度のGATT第XVII条（国家貿易企業の協定遵守）違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いがGATT第III条4項に違反すると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。		
277. 米国－カナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【日本、中国、EU、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 2003/ 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書配布 2004/ 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/14 パネル設置要請（履行確認）、カナダが対抗処置承認申請 2005/ 2/23 シークエンス合意、米国が仲裁を要請 2005/ 2/25 パネル設置（履行確認） 2005/11/15 パネル報告書配布（履行確認） 2006/ 1/13 カナダが上級委申立て（履行確認） 2006/ 4/13 上級委報告書配布（履行確認） 2006/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2006/10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対するITC（国際貿易委員会）の調査（損害認定等）は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとしてカナダが申立て。 ②損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因から「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定第3.5、3.7条、第15.5、15.7条違反であると認定。 カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置は補助金協定等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。	AD (1, 3, 12, 18) GATT (VI) SCM (10, 15, 22, 32)	第II部 第7章
278. チリ－輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	①チリの、輸入果糖に対するSG協定措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第XIX条1項に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 7) GATT (XIX)	
279. インド－2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	①インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT（第III、X、XI条）、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定（第1、2、3条）、SPS協定（第2、3、5、7、8条）、TBT協定第2条に違反し、GATT第XX、XXI条に	GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 2, 3) SPS (2, 3, 5, 7, 8) TBT (2)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			よって正当化されないとしてEUが申立て。		
280. 米国－メキシコ製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 2003/ 8/ 4 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置	①米国のメキシコ製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。	SCM (10, 14, 19, 21)	
281. 米国－メキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ 【日本、カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/31 協議要請 2003/ 7/29 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル手続停止 2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失 2007/ 5/16 二国間合意通報	①米国のメキシコ産セメントに対するAD協定措置は、AD協定（第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条）、GATT（第III、VI、X条）、WTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 2009年2月1日付けでAD協定措置を取り消すことを合意。	AD (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 18) GATT (III, VI, X) WTO (XVI)	
282. 米国－メキシコ製油井管に対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ 【日本、アルゼンチン、カナダ、中国、台湾、EU、ベネズエラ、タイ】	2003/ 2/18 協議要請 2003/ 7/29 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 2005/ 8/ 4 メキシコが上級委申立て2005/ 8/16 米国が上級委申立て 2005/11/ 2 上級委報告書配布 2005/11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/11 シークエンス合意 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 2007/ 4/24 パネル設置(履行確認) 2007/ 7/ 5 メキシコの要請によりパネル手続停止 2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失	①米国のメキシコ製油井管に対するAD協定措置は、AD協定第1、2、3、4、6、11、18条、GATT第VI、X条、WTO設立協定第XVI.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②サンセット・レビューに係る米国商務省（DOC）のサンセット・ポリシー・ブルテン（SPB：サンセット・レビューに関する運用規則）がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD協定第11.3条（AD協定税及び価格約束に係る起案及び見直し）違反を認定したが、もう1つの主要論点であった、米国貿易委員会（ITC）によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD協定（第3、11条）には違反しないと判断。 ③SPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持。	AD (1, 2, 3, 6, 11, 18) GATT (VI, X) WTO (XVI)	
283. EU－砂糖への輸出補助金	タイ 【豪州、バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイ	2003/ 3/14 協議要請 2003/ 7/ 9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS265」、 「DS266」と併合） 2004/10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EUが上級委申立て 2005/ 1/25 タイが上級委申立て 2005/ 4/28 上級委報告書配布	DS265を参照	SCM (3) AA (3, 8, 9, 10) GATT (III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	カ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、エスワティニ、タンザニア、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 シークエンス合意			
284. メキシコ ニカラグア 産キングサリ (black beans) に対す る輸入禁止措 置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 協議要請取り下げ	①メキシコの輸入禁止措置はGATT（第I.1、X.1、X.3(a)、XI.1、XIII.1条）、輸入許可手続協定（第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条）、SPS協定（第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等）に違反するとしてニカラグアが申立て。	GATT（I, X, XI, XIII） IL（1, 2） SPS（2, 5, 7）	
285. 米国－賭博サービスの越境移動に関する措置	アンティグア・バーブーダ【日本、カナダ、台湾、EU、メキシコ、中国】	2003/ 3/13 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 2003/ 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国が上級委申立て 2005/ 1/19 アンティグア・バーブーダが上級委申立て2005/ 4/ 7 上級委報告書配布 2005/ 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 5/24 シークエンス合意 2006/ 6/ 8 協議要請（履行確認） 2006/ 7/ 6 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 7/19 パネル設置（履行確認） 2007/ 3/30 パネル報告書配布（履行確認） 2007/ 5/22 パネル報告書採択（履行確認） 2007/ 6/21 アンティグア・バーブーダが対抗措置承認申請 2007/ 7/23 米国が仲裁を要請 2007/ 7/24 仲裁に付託 2007/12/21 仲裁判断配布 2013/ 1/28 アンティグア・バーブーダが対抗措置の内容承認申請、対抗措置の内容承認	①米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置はGATS第II、VI、VIII、XI、XVI、XVII条に違反するとしてアンティグア・バーブーダが申立て。 ②米国の当該措置は、米国が自由化を約束した「娯楽サービス」の自由化約束違反であると判断した。米国はGATS第XIV条に基づく違反の正当化を主張したものの、パネルは公徳の保護のためであることは認めたが、事前協議の欠如などを理由として、米国の措置は同条aの「必要性」を満たさないと、GATS第XIV条で正当化されないとした。 ③米国の措置が自由化約束違反であるとのパネル判断を支持。ただし、米国の措置がGATS第XIV条に該当するか否かについては、米国がアンティグア・バーブーダと十分な協議をしていないことを理由に該当しないと判断していたパネル判断を破棄しa号に該当するとした。ただし、米国内法で州際賭博を許容している法令があることから、当該措置が内外無差別に運用されることを確保すれば、米国のインターネット賭博禁止措置はGATS第XIV条に合致するとした。	GATS（II, VI, VIII, XI, XVI, XVII）	第II部 第4章第 II部第 12章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			21.5条パネルでは、米国の本件履行にあたって行った新たな立法措置によっても履行がなされていないとの判断を行った。		
286. EU-冷凍骨なし鶏肉の関税分類	タイ【ブラジル、中国、米国】	2003/ 3/25 協議要請 2003/10/27 パネル設置要請 2003/11/21 パネル設置（「DS269」と併合） 2005/ 5/30 パネル報告書配布 2005/ 6/13 EUが上級委申立て 2005/ 9/12 上級委報告書配布 2005/ 9/27 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/14 シークエンス合意	DS269を参照	GATT (II, XXII)	
287. 豪州－輸入品への検疫制度	EU【カナダ、チリ、中国、インド、フィリピン、タイ、米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 2003/ 8/29 パネル設置要請 2003/11/ 7 パネル設置 2007/ 3/ 9 二国間合意通報	①豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定（第2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等）に違反するとしてEUが申立て。	SPS (2, 3, 4, 5, 8)	
288. 南アフリカ－トルコ産毛布類へのアンチ・ダンピング措置	トルコ	2003/ 4/ 9 協議要請	①南アフリカのトルコ産毛布へのAD協定措置は、GATT第III、X条、AD協定第5、6、9、12条に違反するとしてトルコが申立て。	GATT (III, X) AD (5, 6, 9, 12)	
289. チェコ－ポーランド産輸入豚肉への追加関税	ポーランド	2003/ 4/16 協議要請	①チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税は農業協定第4条に違反し、GATT第I条、II条の下で享受する利益を無効化・侵害しているとしてポーランドが申立て。	AA (4) GATT (I, II, XXIII)	
290. EU－農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護	豪州【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ、米国】	2003/ 4/17 協議要請 2003/ 8/18 パネル設置要請 2003/10/ 2 パネル設置（「DS174」と併合） 2005/ 3/15 パネル報告書配布 2005/ 4/20 パネル報告書採択	DS174を参照	TRIPS (1, 2, 3, 4, 10, 16, 20, 22, 24, 41, 42, 63, 65) GATT (I, III) TBT (2)	
291. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	米国【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請 2003/ 8/ 7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS292」「DS293」と併合） 2006/ 9/29 パネル報告書配布 2006/11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とすることに合意 2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意 2008/ 1/11 RPTを2/11まで延長することに合意 2008/ 1/14 シークエンス合意 2008/ 1/17 米国が対抗措置申請 2008/ 2/ 6 EUが仲裁を要請	①EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置はSPS協定第2、5、7、8条等、GATT第I、III、X、XI条、農業協定第4条、TBT協定第2、5条に違反するとして米国等が申立て。 ②EUによる検疫関連措置は、危険性の評価が不十分で科学的根拠を欠いており、SPS協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属書C1(a)等に反する旨判断。	SPS (2, 5, 7, 8) GATT (I, III, X, XI) TBT (2, 5)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2008/ 2/ 8 仲裁に付託2008/ 2/15 仲裁停止を要請 2008/ 2/18 仲裁手続停止			
292. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	カナダ 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ、米国】	2003/ 5/13 協議要請 2003/ 8/ 7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS291」、 「DS293」と併合） 2006/ 9/29 パネル報告書配布 2006/11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とすることに合意 2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意 2008/ 1/11 RPTを2/11まで延長することに合意 2008/ 2/11 RPTを6/30まで延長することに合意 2008/ 6/23 RPTを7/31まで延長することに合意 2008/ 7/29 RPTを12/31まで延長することに合意 2008/12/16 RPTを2009/3/1まで延長することに合意 2009/ 7/15 二国間合意通報	DS291を参照	SPS (2, 5, 7, 8) GATT (I, III, X, XI) TBT (2, 5)	
293. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ、米国】	2003/ 5/14 協議要請 2003/ 8/ 7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS291」、 「DS292」と併合） 2006/ 9/29 パネル報告書配布 2006/11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 RPTを2007/11/21とすることに合意 2007/11/21 RPTを2008/1/11に修正することに合意 2008/ 1/11 RPTを6/11まで延長することに合意 2008/ 6/11 RPTを8/12まで延長することに合意 2008/ 8/12 RPTを12/1まで延長することに合意 2008/12/ 1 RPTを2009/3/1まで延長することに合意 2009/ 2/26 RPTを6/30まで延長することに合意 2009/ 6/30 RPTを12/31まで延長することに合意 2009/12/30 RPTを2010/1/31まで延長することに合意 2010/ 1/29 RPTを2/28まで延長することに合意 2010/ 2/26 RPTを3/31まで延長することに合意 2010/ 3/19 二国間合意通報	DS291を参照	SPS (2, 5, 7, 8, 10) GATT (I, III, X, XI) TBT (2, 5, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
294. <u>米国ーダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法</u>	EU 【日本、アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 2004/ 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUが上級委申立て 2006/ 1/30 米国が上級委申立て2006/ 4/18 上級委報告書配布 2005/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請（履行確認） 2007/ 9/13 パネル設置要請（履行確認） 2007/ 9/25 パネル設置（履行確認） 2008/12/17 パネル報告書配布（履行確認） 2009/ 2/13 EUが上級委申立て（履行確認） 2009/ 2/25 米国が上級委申立て（履行確認） 2009/ 5/14 上級委報告書配布（履行確認） 2009/ 6/11 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2010/ 1/29 EUが対抗措置承認申請 2010/ 2/12 米国が仲裁を要請 2010/ 2/18 仲裁に付託 2010/ 9/ 7 仲裁手続停止 2011/ 9/ 7 仲裁手続停止延長 2011/ 1/ 6, 1/13, 2/6 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 6/22 EUが仲裁要請を取り下げ 2012/ 7/ 2 米EUが共同で文書を提出し、仲裁手続が終了	①米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。 ②初回調査におけるゼロイングの個別ケースにおける適用及びゼロイング手法そのものをAD協定第2.4.2条違反と認定。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロイングの個別ケースにおける適用及びゼロイング手法そのものは違反とされなかった。 ③初回調査に関するパネルの判断を支持する一方、行政見直しにおけるゼロイングの個別ケース適用がAD協定第9.3条に反しなかったとしたパネルの判断についてはこれを破棄。 履行確認パネルは、(a) 原手続におけるDSB勧告の採択以後に行われた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となると判断したほか、EUの主張の一部を認め、(b) 履行期間経過後にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定、(c) 履行期間経過後にゼロイングを用いて算定された預託率の適用について協定違反を認定したが、(d) 履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。これに対し、上級委報告書では、履行期間経過以前にゼロイングを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反が認定された。	AD (1, 2, 3, 5, 9, 11, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
295. <u>メキシコー牛肉及びコメに対するアンチ・ダンピング措置</u>	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 2003/ 9/19 パネル設置要請 2003/11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 2005/ 7/20 メキシコが上級委申立て 2005/11/29 上級委報告書配布 2005/12/20 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/16 シークエンス合意	①本件AD協定措置及びそれに関する法制は、AD協定に違反するとして米国が申立て。 ②損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピング・マージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくその他レートを適用したこと、ファクツ・	AD (1, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 18, 19, 21, 32) SCM (11, 12, 17, 19, 20, 21, 32) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			アベイラブル使用の際に、マー ジンは最高になる証拠の採用を 当然に求める国内法の規定、企 業の回答期限を短く設定した国 内法の規定等につき、AD協定第 3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8 条違反であることを認定。 ③パネルの判断を概ね支持。		
296. 米国－韓 国製DRAMSに対 する相殺関税 調査	韓国 【日本、中国、台 湾、EU】	2003/ 6/30 協議要請 2003/11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 2005/ 3/29 米国が上級委申立て 2005/ 6/27 上級委報告書配布 2005/ 7/20 パネル・上級委報告書採択	①米国の韓国製DRAMに対する相 殺関税調査は、GATT第VI条3項、 X条3項、補助金協定第1、2、 10、11、12、14、15、19、22、 32条に違反するとして韓国が申 立て。 ②韓国政府による指示委託は政 府機関を除き立証されていない と認定し、需要の減退の因果関 係に関するノンアトリビューシ ョン（15.5条）について補助金 協定違反を認定。 ③パネルの証拠の認定方法等に 誤りがあるとして、米国の指示 委託の認定は1.1(a)(1)(iv)条に 違反するとしたパネルの判断を 破棄。ただし、米国の当該措置 がWTO協定整合的か否かの判断に は立ち入っていない。	SCM（1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 22, 32） GATT（VI, X）	
297. クロアチ ア－野生動物 及び肉製品の 輸入に関する 措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請 2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至って いたことを通報	①クロアチアの野生動物及び肉 製品の輸入に関する措置はGATT 第XI、XX条、SPS協定第2.2、 2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、 5.6、6.1、6.2、7条等に違反す るとしてハンガリーが申立て。	GATT（XI, XX） SPS（2, 3, 5, 6, 7）	
298. メキシコ －関税評価等 のための価格 制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	①メキシコの関税評価等のため の価格制度はGATT第I、II、 VII、X条、関税評価協定第1、 2、3、4、5、6、7、8、12、13、 15、16、22条、農業協定第4条、 WTO設立協定第16.4条に違反する としてグアテマラが申立て。	GATT（I, II, VII, IX） CVA（1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 12, 13, 15, 16） AA（4） WTO（XVI）	
299. EU－韓国 製DRAMチップ に対する相殺 関税措置	韓国 【日本、中国、台 湾、米国】	2003/ 7/25 協議要請 2003/11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 2005/ 8/ 3 パネル報告書採択	①EUの韓国製DRAMに対する相殺 関税調査は補助金協定第1、2、 10、12、14、15、19、22、32条 に違反するとして韓国が申立 て。 ②EUが認定した韓国政府による 指示委託の一部（1.1(a)(1)(iv) 条）と利益認定の一部（1.1(b) 条、14条）と損害決定の一部 （15.4、15.5条）について補助 金協定違反と判断したものの、	SCM（1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 22, 32） GATT（VI, X）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。		
300. ドミニカ共和国－紙巻きタバコの輸入に関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT第I条1項、II条1項(b)、III条2項及び4項、XI条1項に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT (I, II, III, XI)	
301. EU－商用船の貿易に関する措置	韓国 【日本、中国、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 2004/ 3/19 パネル設置 2004/ 4/22 パネル報告書配布 2005/ 6/20 パネル報告書採択	①韓国の商用船に関する補助金措置（DS273）に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第I条1項、III条4項、DSU第23.1、23.2条に違反するとして韓国が申立て。 ②補助金協定とGATTの違反については認めないとした一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断。	SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 32) GATT (I, III, XXIII)	第II部 第7章
302. ドミニカ共和国－紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、米国】	2003/10/ 8 協議要請 2003/12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 2004/11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 ドミニカ共和国が上級委申立て 2005/ 2/ 7 ホンジュラスが上級委申立て 2005/ 4/25 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル・上級委報告書採択	①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT第II、III、XI、XV条に違反するとしてホンジュラスが申立て。 ②ドミニカ共和国による外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第II条（譲許表）に、納税印紙貼付義務はGATT第III条4項に、特別消費税の賦課はGATT第III条2項に反すると判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT (III, X, XI, XV)	第II部 第4章
303. エクアドル－繊維板（ファイバーボード）の輸入に関するセーフガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	①エクアドルの繊維板の輸入に関するSG措置はSG協定第2、3、4、5、6、7、12条、GATT第XIX条1項(a)に違反するとしてチリが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12) GATT (XIX)	
304. インド－EUからの特定製品に対するアンチ・ダンピング措置	EU	2003/12/ 8 協議要請	①インドのEUからの特定製品に対するAD協定措置はGATT第VI条、AD協定第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてEUが申立て。	AD (1, 3, 6, 12) GATT (VI)	
305. エジプト－繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置	米国	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	①エジプトの、繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第II条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。	GATT (II) ATC (7)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
306. インドー パングラディ シュ製電池に 対するアン チ・ダンピン グ措置	バングラディ シュ	2004/ 1/28 協議要請 2006/ 2/20 二国間合意通報	①インドのパングラディシュ製電池に対するAD協定措置はGATT第I、II、VI条、AD協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてパングラディシュが申立て。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 12) GATT (I, II, VI, XXIII)	
307. EU-商用 船への援助	韓国	2004/ 2/13 協議要請	①EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立て。	SCM (1, 2, 3, 5, 6) GATT (XXIII)	
308. メキシコ ーソフトドリ ンク及びその 他の飲料に係 る税制措置	米国 【日本、カナダ、 中国、EU、グアテ マラ】	2004/ 3/16 協議要請 2004/ 6/10 パネル設置要請 2004/ 7/ 6 パネル設置 2005/10/ 7 パネル報告書配布 2005/12/ 6 メキシコが上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 2006/ 3/24 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃	①メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第III条2項、4項に違反するとして米国が申立て。 ②GATT第III条2項、4項（内国民待遇）の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第XX条（d）（法令遵守を目的とした措置の適用除外）により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。 ③GATT第XX条（d）はメキシコが主張するような「他の国際協定（この場合はNAFTA）を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持。	GATT (III)	
309. 中国-半 導体回路に係 る増値税	米国	2004/ 3/18 協議要請 2005/10/ 5 二国間合意通報	①中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第I、III条2項及びGATS第XVII条に違反するとして米国が申立て。	GATT (I, III) GATS (XVII)	
310. 米国-カ ナダ産小麦に 対するITCのダ ンピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 2004/ 6/10 パネル設置要請	①カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第VI条6項(a)、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD (1, 3, 18) GATT (VI) SCM (10, 15, 19, 32)	
311. 米国-カ ナダ産軟材に 対する相殺関 税措置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及び	SCM (10, 19, 21, 32) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			GATT第VI条3項に違反するとしてカナダが申立て。		
312. 韓国－インドネシア製紙に対するアンチ・ダンピング関税	インドネシア 【日本、カナダ、中国、EU、米国、台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 2004/ 8/16 パネル設置要請 2004/ 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 2005/11/28 パネル報告書採択 2006/ 8/17 シークエンス合意 2006/10/26 協議要請（履行確認） 2006/12/22 パネル設置要請（履行確認） 2007/ 1/23 パネル設置（履行確認） 2007/ 9/28 パネル報告書配布（履行確認） 2007/10/22 パネル報告書採択（履行確認）	①インドネシア製の紙に対する韓国のAD協定調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル（FA）の利用等に関し、AD協定及びGATTに違反するとしてインドネシアが申立て。 ②FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認定。他方、韓国当局によるcollapsing（複数の輸出者を同一の主体とみなすこと）の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。 履行確認パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定。	AD（1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12） GATT（VI）	
313. EU－インド製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 2004/10/22 二国間合意通報	①インド製鉄鋼製品に対するEUのAD協定税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反するとしてインドが申立て。	AD（3, 4, 9）	
314. メキシコ－EU産オリーブオイルに対する暫定的相殺関税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	①EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	AA（13, 21） SCM（10, 11, 15, 16, 17）	
315. EU－通関措置	米国 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2005/ 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 2006/ 8/14 米国が上級委申立て 2006/11/13 上級委報告書配布 2006/12/11 パネル・上級委報告書採択	①EUによる製品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第X条3項(a)の規定する「一律の実施（uniform administration）」の義務に従っていないとして、米国が申立て。 ②米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第X条3項(a)に違反するとしたが、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。 ③「関税措置全体」について法的な判断を求めることはできな	GATT（X）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			い、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、GATT第X条3項(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。		
316. EU及び加盟国－大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 2005/ 7/20 パネル設置 2010/ 6/30 パネル報告書配布 2010/ 7/21 EUが上級委申立て 2010/ 8/19 米国が上級委申立て 2011/ 5/18 上級委報告書配布 2011/ 6/ 1 パネル・上級委報告書採択 2011/12/ 9 米国が対抗措置承認申請、協議要請（履行確認/米国申立て） 2011/12/22 EUが仲裁を要請、仲裁に付託 2012/ 1/12 シークエンス合意、協議要請（履行確認/米国申立て） 2012/ 1/19 仲裁手続中断 2012/ 3/30 パネル設置要請（履行確認/米国申立て） 2012/ 4/13 パネル設置（履行確認/米国申立て） 2016/ 9/22 パネル報告書配布（履行確認/米国申立て） 2016/10/13 EUが上級委申立て（履行確認/米国申立て） 2016/11/10 米国が上級委申立て（履行確認/米国申立て） 2018/ 5/15 上級委報告書配布（履行確認/米国申立て） 2018/ 5/28 パネル・上級委報告書採択（履行確認/米国申立て） 2018/ 5/29 EUが協議要請（履行確認/EU申立て） 2018/ 7/13 米国が仲裁手続の再開要請 2018/ 7/31 EUがパネル設置要請（履行確認/EU申立て） 2018/ 8/27 パネル設置（履行確認/EU申立て） 2019/10/ 2 仲裁判断配布、米国が対抗措置の内容承認申請 2019/10/14 対抗措置の内容承認 2019/12/ 2 パネル報告書配布（履行確認/EU申立て） 2019/12/ 6 EUが上級委申立て（履行確認/EU申立て）	①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第XVI.1条に違反するとして米国が申立て。②パネルは、EU及び加盟国の研究技術開発資金供与は補助金協定第1条及び第2条の補助金を構成すると、補助金の存在を認め、EUが悪影響を除去する措置を取らなかったという米国の主張を認めた。③上級委は、約180億ドルのEUの補助金について撤廃か米国への悪影響除去を勧告（輸出補助金として即時撤廃を求める）。	SCM (1, 2, 3, 5, 6) GATT (III, XVI, XXIII)	第II部 第7章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
317. 米国－大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 2005/ 7/20 パネル設置	①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第III.4条に違反するとしてEUが申立て。	SCM (3, 5, 6) GATT (III)	第II部 第7章
318. インド－台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置	台湾	2004/10/28 協議要請	①台湾製製品に係るインドのAD協定措置はGATT VI. 1、VI. 2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 12) GATT (VI)	
319. 米国－1930年関税法776条	EU	2004/11/ 5 協議要請	①米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第VI. 1、VI. 2に違反するとしてEUが申立て。	AD (1, 6, 18) GATT (VI)	
320. 米国－ホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー】	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2005/ 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 2008/ 5/29 EU が上級委申立て 2008/ 6/10 米国が上級委申立て 2008/10/16 上級委報告書配布 2008/11/14 パネル・上級委報告書採択	①米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第I、II条及びDSU第23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5条に違反するとしてEUが申立て。 ②EUはホルモン・ケースにおける自らの違反を是正したか否かについて立証していないため、(a)DSU23.1条及び3.7条に違反するとした。(b)また、カナダ及び米国はEUの通報後も対抗措置を継続したとして23.1条及び23.2条に違反したと認定した。(c)EUのさらなる禁輸はSPS協定5.7条の要件に合致しておらず同5.1条に意反するとした。 ③(a)についてはパネル判断を支持し、(b)と(c)はパネル判断を覆したものの、(c)については事実認定の不尽を理由に判断を行わなかった。また、米国、カナダ及びEUに対し、EUがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米国・カナダがWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EU間の相違を解決するため、早急に履行確認パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU (3, 21, 22, 23) GATT (I, II)	
321. カナダ－ホルモン牛肉	EU	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請	DS320を参照	DSU (3, 21, 22, 23)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
紛争に係る義務の継続的な延長	【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2005/ 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 2008/ 5/29 EUが上級委申立て 2008/ 6/10 米国が上級委申立て 2008/10/16 上級委報告書配布 2008/11/14 パネル・上級委報告書採択		GATT (I, II)	
322. 米国－ゼロイング及びサンセット・レビューに係る措置	日本 【アルゼンチン、中国、EU、香港、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、台湾、タイ】	2004/11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2005/ 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 2006/10/11 日本が上級委申立て 2006/10/23 米国が上級委申立て 2007/ 1/ 9 上級委報告書配布 2007/ 1/23 パネル・上級委報告書採択 2008/ 1/ 10 日本が対抗措置承認申請 2008/ 1/18 米国が仲裁を要請 2008/ 1/21 仲裁に付託 2008/ 3/10 シークエンス合意 2008/ 4/ 7 パネル設置要請（履行確認） 2008/ 4/18 パネル設置（履行確認） 2008/ 6/ 9 日米両国の合意に基づき仲裁手続停止 2009/ 4/24 パネル報告書配布（履行確認） 2009/ 5/20 米国が上級委申立て（履行確認） 2009/ 8/18 上級委報告書配布（履行確認） 2009/ 8/31 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2010/ 4/23 日本が仲裁手続の再開要請 2010/12/15 日米両国の合意に基づき仲裁手続停止 2011/ 9/12, 11/ 7, 11/30, 2012/ 1/12, 2/ 1 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 日米間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 8/ 3 日本が仲裁手続取り下げ	①米国の行政見直し等におけるゼロイング（ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法）はGATT第VI条1項、2項及びAD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立て。 ②米国のAD協定手続のうち、(a)初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロイングを用いることはWTO協定違反である、と判断しつつも、(b)その他の手続（定期見直し等）におけるゼロイングはWTO協定違反ではない、と判断。 ③日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、AD協定手続のほとんどにおいて、ゼロイングを使用することはWTO協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を破棄。履行確認パネルの報告書では、ゼロイング手法そのもの（as such）、及び、ゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）について、是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。上級委員会も、パネル報告を全面的に支持する報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	第I部第2章
323. 日本－海苔の輸入割当制度	韓国 【中国、EU、ニュージーランド、米国】	2014/12/ 1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2005/ 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2006/ 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記載)配布	①日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT第XI、X.3条及び農業協定第4.2条及び輸入許可手続協定第1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立て（韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結）。	GATT (X, XI) IL (1)	
324. 米国－タイ産のエビに	タイ	2004/12/ 9 協議要請	①ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する	AD (1, 2, 6, 7)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
対する暫定アンチ・ダンピング措置			米国の暫定AD協定措置は、AD協定第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及び GATT第VI条に違反するとしてタイが申立て。	GATT (VI)	
325. 米国のメキシコ製ステンレス鋼に対するアンチ・ダンピング決定	メキシコ	2005/ 1/ 5 協議要請	①メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD協定決定はAD協定第1、2、5、9、11、18.4条及び GATT第VI条1項、2項、X条3項(a)に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT (VI, X) AD (1, 2, 5, 9, 11, 18)	
326. EU-チリ産サーモンに対するセーフガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 2005/ 5/12 協議要請取り下げ	①チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、SG協定第2、4、5条及びGATT第XIX条に違反するとしてチリが申立て。	GATT (XIX) SG (2, 4, 5)	
327. エジプト-パキスタン製マッチに対するアンチ・ダンピング課税	パキスタン 【日本、中国、EU、米国】	2005/ 2/21 協議要請 2005/ 6/ 9 パネル設置要請 2005/ 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	①パキスタン製マッチへのエジプトのAD協定課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。	AD (1, 2, 3, 6, 12, 18) GATT (VI, XXIII)	
328. EU-サーモンに対するセーフガード措置最終決定	ノルウェー	2005/ 3/ 1 協議要請	①EUによる外国産サーモンに係るセーフガード措置（関税割当や最低価格制度等）の最終決定は、SG協定第2、3、4、5、7、11条及びGATT第XIX条に違反するとしてノルウェーが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 11) GATT (XIX)	
329. パナマ乳製品に関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 2005/ 9/20 二国間合意通報	①パナマによるミルクの加工製品に係る関税分類の変更（従来の「加工ミルク製品」を「粉ミルク」と「その他」に再分類し、「その他」について関税率を引上げ）は、GATT第I、II、XXVIII条及び農業協定第4条に違反するとともに、メキシコの協定上の利益を無効化・侵害しているとしてメキシコが申立て。	GATT (I, II, XXVIII) AA (4)	
330. アルゼンチン-オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	①アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT第VI条3項及び補助金協定第1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。	SCM (1, 10, 11, 12, 14, 19, 21) GATT (VI)	
331. メキシコ-グアテマラ製銅管へのアンチ・ダンピング税賦課	グアテマラ 【日本、中国、EU、ホンジュラス、米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 2006/ 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書配布 2007/ 7/24 パネル報告書採択	①メキシコによるグアテマラ製銅管へのAD協定税の調査及び賦課は、GATT第VI条及びAD協定第1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIに違反するとしてグアテマラが申立て。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 18) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			②メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査開始をしたとして、AD協定第5、6条違反等を認定した。		
332. ブラジル ー再生タイヤ の輸入に関する措置	EU 【日本、アルゼンチン、豪州、中国、キューバ、グアテマラ、韓国、メキシコ、パラグアイ、台湾、タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 2005/11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 2007/ 9/ 3 EUが上級委申立て 2007/12/ 3 上級委報告書配布 2007/12/17 パネル・上級委報告書採択 2008/ 6/ 4 EUがRPTについて仲裁要請 2008/ 8/29 仲裁人がRPTを12/17までと決定 2009/ 1/ 7 シークエンス合意	①ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第I条1項、III条4項、XI条1項、XIII条1項に違反するとしてEUが申立て。 ②ブラジルの措置はGATT第XX条(b)の例外措置への該当性を認めたが、ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり同条柱書きを満たさないととしてGATT第XI条違反を認定。 ③GATT第XX条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第XI条違反という結論は支持。	GATT (I, III, XI, XIII)	第II部 第3章 第II部 第4章 第II部 第16章
333. ドミニカ共和国ーコスタリカからの輸入に係る外国為替手数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	①ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料（13%）は、GATT第II条1項 (b) の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT (II)	
334. トルコ ーコメの輸入に係る措置	米国 【アルゼンチン、豪州、中国、エジプト、EU、韓国、パキスタン、タイ】	2005/11/ 2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 2006/ 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 2007/10/22 パネル報告書採択 2007/11/20 トルコが履行の意思表示 2008/ 5/ 7 シークエンス合意	①トルコによる米国産米の輸入に係る措置（譲許税率を超える税率での輸入ライセンスの発給、関税割当てにあつての輸入者への国産米購入義務づけ等）はTRIMs協定第2条、GATT第III、XI条、農業協定第4条及び輸入許可手続協定第1、3、5条に違反するとして米国が申立て。 ②農業協定第4条違反等を認定。	TRIMs (2) GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 3, 5)	
335. 米国ーエクアドル産エビに対するアンチ・ダンピング措置	エクアドル 【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、タイ】	2005/11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 2006/ 7/19 パネル設置 2007/ 1/20 パネル報告書配布 2007/ 2/20 パネル報告書採択	①米国が、初回調査において、エクアドル産エビのダンピング・マージン計算に「ゼロイング」手法を使い、これに基づきAD協定税の賦課を行ったことは、GATT第IV条及びAD協定第2.4.2条等に違反するとしてエクアドルが申立て。 ②初回調査におけるダンピングの最終認定及びAD協定税の最終決定におけるゼロイングの適用	AD (1, 2, 5, 6, 9, 18) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			は、AD協定第2.4.2条に反すると判断。		
336. 日本－韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置	韓国 【中国、EU、台湾、米国】	2006/ 3/14 協議要請 2006/ 5/18 パネル設置要請 2006/ 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書配布 2007/ 8/30 日本が上級委申立て 2007/11/28 上級委報告書配布 2007/12/17 パネル・上級委報告書採択 2008/ 2/25 韓国がRPTについて仲裁を要請 2008/ 5/ 5 仲裁人がRPTを9/1 までと決定 2008/ 9/ 9 シークエンス合意 2008/ 9/ 9 パネル設置要請（履行確認） 2008/ 9/23 パネル設置（履行確認） 2009/ 3/ 4 パネル手続停止（履行確認） 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失（履行確認）	①日本による韓国製DRAM（Dynamic Random Access Memories）に対する相殺関税賦課は、GATT第VI条3項、X条3項、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22及び32.1条に反するとして韓国が申立て。 ②政府による委託又は指示の認定にいて補助金協定第1条a項(1)(iv)の、補助金額の算定を債務者ではなく債権者を標準に行っている点で14条、また、19.4条違反を認定した。 ③補助金協定第1条については証拠が合理的に結論を支持しているかについて判断すべきである、また、14条について基準は市場の1種類のみであるとして、一部の論点についてパネルの判断を破棄した。	SCM（1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 19, 21, 22, 32） GATT（VI, X）	
337. EU－ノルウェー産サーモンへのアンチ・ダンピング措置	ノルウェー 【日本、カナダ、中国、香港、韓国、米国】	2006/ 3/17 協議要請 2006/ 5/29 パネル設置要請 2006/ 6/22 パネル設置 2006/11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2008/ 2/ 8 EUが履行の意思表示 2008/ 5/ 6 RPTについて合意 2008/11/15 RPT終了	①EUによるノルウェー産養殖サーモンのダンピング最終決定と、暫定的なAD協定税の賦課は、GATT第VI条、AD協定第1、2、3、5、6、9、12、18条の関連条項及び附属書IとIIIに反するとしてノルウェーが申立て。 ②AD協定第2、3、4、5、6、9条の関連条項についてEUの違反を認定。	AD（1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 18） GATT（VI）	
338. カナダ－米国産トウモロコシへのアンチ・ダンピング及び相殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	①カナダによる米国産粒トウモロコシへのAD協定税及び相殺関税の暫定賦課は、AD協定第1、3、7、12.2.1条、補助金協定第5、10、17、22.4条及びGATT第VI条に反するとして米国が申立て。	AD（1, 3, 7, 12） SCM（10, 15, 17, 22） GATT（VI）	
339. 中国－自動車部品の輸入に関連する措置	EU 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、メキシコ、台湾、タイ】	2006/ 3/30 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/10/26 パネル設置（「DS340」、 「DS342」と併合） 2008/ 7/18 パネル報告書配布 2008/ 9/15 中国が上級委申立て 2008/12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2009/ 2/27 RPTについて合意 2009/ 9/ 1 RPT終了	①中国が「自動車産業発展政策」において、輸入自動車部品が完成車の特徴を備えていると認定される場合、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、完成車の関税率を適用するとしていることは、GATT第II条1項(a)、II条1項(b)、III条1項、III条4項、III条5項、TRIMs協定2.1、2.2条、補助金協定第3条及び加盟議定書・作業部会報告書の関連条項	GATT（II, III, XI, XIII） TRIMs（2） SCM（3）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			に反するとしてEU、米国及びカナダが申立て。 ②(a) 中国による当該措置は、GATT第III条2項にいう内国税であり、GATT第II条1項(b)における「通常の関税」には当たらないと判断。(b) 中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品には適用されず輸入品にのみ適用されるものであり、GATT第III条2項に非整合と判断。(c) 中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品より不利な待遇 (less favorable treatment) を輸入品に課しており、GATT第III条4項に非整合と判断。 ③(a)～(c)いずれもパネルの判断を支持し、中国に対して、GATT上の義務を履行するようDSBが要求するよう勧告。		
340. <u>中国－自動車部品の輸入に関連する措置</u>	米国 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、メキシコ、台湾、タイ】	2006/ 3/30 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/10/26 パネル設置（「DS339」、 「DS342」と併合） 2008/ 7/18 パネル報告書配布 2008/ 9/15 中国が上級委申立て 2008/12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2009/ 2/27 RPTについて合意 2009/ 9/ 1 RPT終了	DS339を参照	GATT (II, III, XI) TRIMs (2) SCM (3)	
341. <u>メキシコ－EU産オリーブ油への相殺関税最終決定</u>	EU 【日本、カナダ、中国、ノルウェー、米国】	2006/ 3/31 協議要請 2006/12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/ 4 パネル報告書配布 2008/10/21 パネル報告書採択	①メキシコによるEU産オリーブ油への相殺関税調査及び相殺関税の賦課は、GATT第VI条、補助金協定第1、10、11、12、13、14、15、16、19、22、32条及び農業協定第13、21条に反するとしてEUが申立て。 ②国内産業の定義について、申請者が申請をした時点で、あるいは、調査期間中に生産を行っていない場合には国内産業を構成しないというEUの主張に対し、補助金協定第16.1条では申請時点、あるいは、調査期間中に生産を行っていない必要はないことまで求めているのではないとして、EUの主張を棄却した。他方、メキシコ政府が行ったEU産オリーブオイルに関する2000年～2003年の期間の損害調査は18ヶ月を超過しているため補助金協定11.11条の違反を認定した。	GATT (VI) SCM (1, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 19, 22) AA (13, 21)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
342. 中国－自動車部品の輸入に関連する措置	カナダ 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、メキシコ、台湾、タイ】	2006/ 4/13 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/10/26 パネル設置（「DS339」、 「DS340」と併合） 2008/ 7/18 パネル報告書配布 2008/ 9/15 中国が上級委申立て 2008/12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2009/ 2/27 RPTについて合意 2009/ 9/ 1 RPT終了	DS339 を参照	GATT（II, III, X） TRIMs（2） SCM（3）	
343. 米国－タイ産エビへの措置	タイ 【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ベトナム】	2006/ 4/24 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 2008/ 4/17 タイが上級委申立て 2008/ 4/29 米国が上級委申立て 2008/ 7/16 上級委報告書配布 2008/ 8/ 1 パネル・上級委報告書採択 2008/10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	①米国によるタイ産エビへのAD協定仮決定・最終決定における「ゼロイング」の適用及び算定されたダンピング・マージンに基づくAD協定税の賦課は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1～3.5、5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、3、6条に反し、また、米国によるボンド要求それ自体及びタイ産エビ輸入への適用は、GATT第I、II、III、XI条1項、XIII条1項、XX条(d)に反するとしてタイが申立て。 ②米国の措置はAD協定18.1条に非整合であると認定。 ③米国の措置はAD協定18.1条に非整合であるとしたパネル決定を支持。DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD（1, 2, 3, 5, 7, 9, 18） GATT（I, II, III, VI, XI, XIII, XX）	
344. 米国－メキシコ製ステンレス鋼へのダンピング最終決定	メキシコ 【日本、ブラジル、チリ、中国、EU、韓国、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 2006/10/12 パネル設置要請 2006/10/26 パネル設置 2007/12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコが上級委申立て 2008/ 4/30 上級委報告書配布 2008/ 5/20 パネル・上級委報告書採択 2008/ 8/11 メキシコがRPTについて仲裁を要請 2008/10/31 仲裁人がRPTを2009/4/30に決定 2009/ 4/30 RPT終了 2009/ 5/18 シークエンス合意 2009/ 8/19 協議要請（履行確認） 2010/ 9/ 7 パネル設置要請（履行確認） 2010/ 9/21 パネル設置（履行確認） 2012/ 4/27, 5/14, 5/31 メキシコの申請により履行確認パネル手続を停止 2013/ 4/ 8 二国間合意通報 2013/ 5/ 6 パネル報告書配布（案件の経緯のみ記載）	①米国によるメキシコ製ステンレス鋼へのAD協定最終決定について、米国1930年関税法の関連規定、商務省の関連規則及びダンピング・マージンの初回調査及び行政見直しに係るゼロイングの適用は、GATT第VI条、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、11、18条及びWTO設立協定第XVI.4条に反するとしてメキシコが申立て。 ③初回調査W-W比較におけるゼロイングのAD協定9.3条違反を認定しつつも、定期見直しにおける違法性を否定。 ③定期見直しにおける違法性を認定し、パネルの判断を破棄。	AD（1, 2, 5, 6, 11, 18） GATT（VI） WTO（XVI）	
345. 米国－インド・ダンピング	インド	2006/ 6/ 6 協議要請 2006/10/13 パネル設置要請	①米国の改正ボンド指令及びインド産エビへの拡張的なボンド	AD（1, 2, 7, 9, 18）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
シグ・相殺関税に基づくボンド指令	【日本、ブラジル、中国、EU、タイ】	2006/11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 2008/ 4/17 インドが上級委申立て 2008/ 4/29 米国が上級委申立て 2008/ 7/16 上級委報告書配布 2008/ 8/ 1 パネル・上級委報告書採択 2008/10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	要求は、AD協定第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、9.3、9.3.1、18.1、18.5条、GATT第I、II、III、VI条2項、3項、X、XI、XIII条及び補助金協定第10、17.4、17.5、19.3、19.4、32.1、32.5条に反するとしてインドが申立て。 ②米国の措置はAD協定18.1条に非整合であると認定。 ③米国の措置はAD協定18.1条に非整合であるとしたパネルの決定を支持。DSBに対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。	GATT (I, II, VI, X, XI, XIII) SCM (1, 10, 14, 17, 19, 32) WTO (XVI)	
346. 米国－アルゼンチン製油井管へのアンチ・ダンピング行政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	①米国のアルゼンチン製油井管へのAD協定行政見直しは、AD協定第2.2、2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、9.3、12.2、12.2.2条、附属書II及びGATT第VI条に反し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国1930年関税法の規定はAD協定第2.2.2条及びGATT第VI条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD (1, 2, 6, 9, 12, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
347. EU及び加盟国－大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立て）	米国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 2006/ 4/10 パネル設置要請 2006/ 5/ 9 パネル設置 2006/10/ 6 米国がパネル手続停止要請 2007/10/ 7 パネル設置根拠喪失	①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第III.4、XVI.1条に違反するとして米国が申立て（先行していたDS316への付託事項を拡張するための二次申立て）。	SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7) GATT (III, XVI)	第II部 第7章
348. コロンビア－パナマからの物品輸入に関する税関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 2006/12/ 1 二国間合意通報	①コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する税関措置（関税額の算定方法、輸入港の制限、インボイスへの追加的な情報記載要求）は、関税評価協定第1、7、13条及び附属書I総則、GATT第I条1項、II条1項(a)(b)、V条6項、X条1項、X条3項(a)、XI条1項、XIII条1項に反するとしてパナマが申立て。	CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13) GATT (I, II, V, X, XI, XIII)	
349. EU－ニンニクへの関税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	①二国間合意に基づくEUの中国産生鮮・冷凍ニンニクへの関税割当枠拡大は、他国が交渉によって得た権利を損なうものであり、GATT第XXIV条6項、GATT第XXVIII条及びWTO設立協定第	GATT (XXIV, XXVIII) WTO (XVI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			XVI. 4条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。		
350. 米国－ゼロイング手法の維持と継続的な適用	EU 【日本、ブラジル、中国、エジプト、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ】	2006/10/ 2 協議要請 2006/10/ 9 追加協議要請 2007/ 5/10 パネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置 2008/10/ 1 パネル報告書配布 2008/11/ 6 EUが上級委申立て 2008/11/18 米国が上級委申立て 2009/ 2/ 4 上級委報告書配布 2009/ 2/19 パネル・上級委報告書採択 2009/ 6/ 2 RPTについて合意 2009/12/19 RPT終了 2010/ 1/ 4 シークエンス合意 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意	①米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終決定におけるゼロイング適用の維持は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4条、GATT第VI条及びWTO設立協定第XVI. 4条に反するとしてEUが申立て。 ②③米国によるイタリアのボールベアリング等に対するAD協定調査にあたってゼロイングが用いられたことについて争われた本件について、米国のゼロイング等AD協定9.3条に違反しておりWTO非整合とし、DSBが米国に対し、それらの措置をWTO協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。	AD (1, 2, 5, 9, 11, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
351. チリ－乳製品への暫定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 パネル設置要請 2007/ 4/24 パネル設置 2007/ 7/31 パネル手続停止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	①チリによる乳製品への暫定SG協定措置は、GATT第I、XIX条及びSG協定第2、3.1、4、5.1、6、12.4条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT (I, XIX) SG (2, 3, 4, 5, 6, 12)	
352. インド－EU産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置	EU 【日本、豪州、チリ、米国】	2006/11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 2007/ 4/24 パネル設置 2007/ 7/13 パネル手続停止要請 2007/ 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	①インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州による同産品への流通規制の適用が、GATT第II条1項(a)(b)、III条2項・4項、XI条に反するとしてEUが申立て。 パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を発出したことを受け、EUはパネル進行停止を要請。	GATT (II, III, XI)	
353. 米国－大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立て）	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2006/ 2/17 パネル設置 2011/ 3/31 パネル報告書配布 2011/ 4/ 1 EUが上級委申立て 2011/ 4/28 米国上級委申立て 2012/ 3/12 上級委報告書配布 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 4/24 シークエンス合意 2012/ 9/23 米国が違反措置を是正（EUは不同意） 2012/ 9/25 協議要請（履行確認） 2012/ 9/27 EUが対抗措置承認申請 2012/10/11 パネル設置要請（履行確認）	①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第III条4項に違反するとしてEUが申立て（先行していたDS317への付託事項を拡張するための二次申立て）。 ②パネルは、技術と価格の2つの観点から、米国による措置の一部は、EUに著しい害を与えたとして、EUの利益に対する悪影響を除去するための適当な措置をとり、又は問題の補助金を廃止するよう米国に勧告した。	SCM (1, 2, 3, 5, 6, 32) GATT (III)	第II部 第7章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2012/10/22 米国が仲裁を要請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/10/23 パネル設置（履行確認） 2012/11/27 仲裁手続停止要請 2012/11/28 仲裁手続停止 2017/ 6/ 9 パネル報告書配布（履行確認） 2017/ 6/29 EUが上級委申立て（履行確認） 2017/ 8/10 米国が上級委申立て（履行確認） 2019/ 3/28 上級委報告書配布（履行確認） 2019/ 4/11 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2019/ 5/20 EUが対抗措置承認申請 2019/ 6/ 3 仲裁に付託 2019/ 6/ 5 仲裁手続停止 2020/ 8/ 8 仲裁判断 2020/10/13 仲裁判断配布 2020/10/15 EUが対抗措置の内容（譲許の停止）承認申請 2020/10/26 対抗措置の内容承認	③上級委員会は、パネルによる分析の一部に問題があることを認めたものの、米国に対して、EUの利益に対する悪影響を除去するための適当な措置をとり、又は問題の補助金を廃止するよう勧告した。		
354. カナダ ワインとビールへの課税免除・減額	EU	2006/11/29 協議要請 2008/12/17 二国間合意通報	①カナダによるカナダ産ワインへの課税免除及びカナダ産ビールへの課税額の減額措置は、GATT第III条2項、4項、補助金協定第3.1(b)、3.2条に反するとしてEUが申立て。	GATT (III) SCM (3)	
355. ブラジル —アルゼンチン製樹脂に対するアンチ・ダンピング措置	アルゼンチン 【日本、EU、台湾、米国】	2006/12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 パネル設置要請 2007/ 7/24 パネル措置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止 2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失	①ブラジルによるアルゼンチン製樹脂へのAD協定調査、決定及びAD協定税の賦課はAD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12条及びGATT第VI条に反し、また、ダンピング決定の見直し手続はAD協定第9、18.4及びGATT第10条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD (2, 3, 6, 8, 9, 10, 12, 18) GATT (VI, X)	
356. チリー乳 製品へのセーフガード措置 最終決定	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 パネル設置要請 2007/ 4/24 パネル設置 2007/ 7/31 パネル手続停止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	①チリによる乳製品への確定セーフガード措置は、GATT第I、XIX条及びセーフガード協定第2、3.1、4、5.1、7.1、12.2条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 12) GATT (I, XIX)	
357. 米国—トウモロコシ他農産品への補助金等国内支援	カナダ 【日本、アルゼンチン、豪州、チリ、EU、インド、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、南アフリカ、	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 パネル設置要請（11/15 パネル設置要請取り下げ） 2007/11/ 8 パネル設置要請 2007/12/17 パネル設置（「DS365」と併合）	①米国による米国内のトウモロコシ及びその他農産品の生産者・輸出者への補助金その他国内支援は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及び農業協定第3.2、3.3、8、	SCM (2, 3, 4, 5, 6, 7) AA (3, 6, 8, 9, 10)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	台湾、タイ、トルコ、ウルグアイ】		9.1、10.1条に反するとしてカナダが申立て。		
358. 中国一租税その他支払の還付、減額及び免除	米国 【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、チリ、コロンビア、エジプト、EU、台湾】	2007/ 2/ 2 協議要請 2007/ 4/27追加協議要請 2007/ 7/12パネル設置要請 2007/ 8/31 パネル設置（「DS359」と併合） 2007/12/19 二国間合意通報	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第III条4項、TRIMs協定2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとして米国が申立て。	GATT（III） SCM（3） TRIMs（2） 加盟議定書	
359. 中国一租税その他支払の還付、減額及び免除	メキシコ 【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、チリ、コロンビア、エジプト、EU、台湾】	2007/ 2/26 協議要請 2007/ 5/ 4追加協議要請 2007/ 7/12パネル設置要請 2007/ 8/31 パネル設置（「DS358」と併合） 2008/ 2/ 7 二国間合意通報	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第III条4項、TRIMs協定2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとしてメキシコが申立て。	GATT（III） SCM（3） TRIMs（2） 加盟議定書	
360. <u>インドー米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税</u>	米国 【日本、豪州、チリ、EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 2007/ 5/24 パネル設置要請 2007/ 6/20 パネル設置 2008/ 6/ 9 パネル報告書配布 2008/ 8/ 1 米国が上級委申立て 2008/ 8/13 インドが上級委申立て 2008/10/30 上級委報告書配布 2008/11/17 パネル・上級委報告書採択	①米国は、インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対する追加関税及び特別追加関税は、インドの関税譲許表に反しており、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、米国のインドによるアルコール飲料への追加関税がGATT第II条に非整合であることの立証が不十分であり、また、米国がインドによる特別追加関税がGATT第II条に非整合であることの立証を行っていないとした。 ③上級委はGATT第II条1項bの解釈について理由が無いとして退けたものの違反自体は認め、また、II条2項aについても、パネルの量的な比較は不要であるとの判断を覆し量的及び質的な比較が必要な旨判断した。	GATT（II, III）	
361. EUーパナナ輸入制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請 2012/11/ 8 二国間合意通報	①コロンビアは、EUが2006年1月1日より適用しているパナナの輸入制度に関し、同制度はACP諸国及びMFN間で差別的となっており。GATTに非整合として申立て。	GATT（I, II, XIII）	
362. 中国一知的財産権問題	米国 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、メキシコ、台湾、タイ、トルコ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 パネル設置要請 2007/ 9/25 パネル設置 2009/ 1/26 パネル報告書配布 2009/ 3/20 パネル報告書採択 2010/ 4/ 8 シークエンス合意	①米国は、中国における、(a)商標模倣及び著作権侵害行為に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、(b)著作権侵害によって中国税関当局に押収された物品、(c)不正な模倣品及び版權を有する製品の不法流通に係る刑事手続及び	TRIPS（3, 9, 14, 41, 46, 59, 61）	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			刑事罰の適用範囲、(d)著作権及び権利保護の拒否並びに執行に関し、TRIPS協定に非整合として申立て。 ②(b)の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点についてはTRIPS協定第59条に非整合、(c)について同協定第9.1条、41.1条に非整合として米国の主張を是認する一方、(a)及び(d)について、米国は刑事罰の閾値が同協定第61条に非整合であることに関して举证責任を果たしておらず、(b)について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は同協定第59条に非整合であることに関して举证責任を果たしていないと判断。		
363. 中国－著作権物に係る市場アクセス問題	米国 【日本、豪州、EU、韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 7/10 追加協議要請 2007/10/10 パネル設置要請 2007/11/27 パネル設置 2009/ 8/12 パネル報告書配布 2009/ 9/22 中国が上級委申立て 2009/10/ 5 米国が上級委申立て 2009/12/21 上級委報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委報告書採択 2011/ 4/13 シークエンス合意 2012/ 2/22 中国が違反措置を是正（米国は不同意） 2012/ 2/23 フィルムに関し、二国間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 5/ 9 上記覚書の内容をDSBに通知 2012/ 5/24 中国がDSBの勧告を履行した旨報告	①米国は、中国による出版物及び音響映像製品の輸入・流通制限は、中国の加盟議定書、GATT及びGATSに非整合として申立て。 ②(a)外資事業者が書籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸入事業に従事することを禁止する措置等につき、貿易権を付与していないとして加盟議定書及び加盟作業部会報告書違反、かつ、GATT第XX条(a)（公徳の保護のために必要な措置）により正当化されないと判断、(b)出版物、電子的形態の音声記録製品、音響映像娯楽製品の流通に関する措置について、GATS第XVI、XVII条違反と判断、(c)輸入出版物を不利な競争条件におく措置について、GATT第III条4項違反と判断。 ③(a)・(b)に係る中国の訴えに対し、パネル報告書の判断を支持。他方、加盟議定書違反に対するGATT第XX条(a)の例外規定の適用可能性の問題について、適用可能と判断（パネル報告書は判断を避けた）。	GATT (III, XI) GATS (XVI, XVII) 加盟議定書	第I部第1章 第II部第4章 第II部第12章
364. EU－バナナ輸入制度	パナマ	2007/ 6/27 協議要請 2012/11/ 8 二国間合意通報	①パナマは、EUが2006年1月1日より適用しているバナナの輸入制度に関し、同制度はACP諸国及びMFN間で差別的となっており。GATTに非整合として申立て。	GATT (I, II, XVIII, XXVIII)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
365. 米国－農産品に対する国内補助及び輸出信用	ブラジル 【日本、アルゼンチン、豪州、チリ、EU、インド、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウルグアイ】	2007/ 7/11 協議要請 2007/11/ 8 パネル設置要請 2007/12/17 パネル設置（「DS357」と併合）	DS357を参照	AA (3, 6, 8, 9, 10) SCM (3)	
366. コロンビア－入港規制	パナマ 【中国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、台湾、トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 2007/ 9/14 パネル設置要請 2007/10/22 パネル設置 2009/ 4/27 パネル報告書配布 2009/ 5/20 パネル報告書採択 2010/ 2/23 シークエンス合意	①パナマは、コロンビアが物品販売税の算出方法において指示価格を利用していることは、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。 ②指示価格設定について関税評価協定非整合、指示価格措置に係る入港に関する措置についてGATT第1条（最恵国待遇）、V条（通過の自由）、XI条（数量制限の禁止）に非整合、更に、コロンビアによる入港措置についてGATT第XX条による正当化主張を却下。コロンビアに対し、当該措置を関税評価協定・GATT上の義務に適合するよう勧告。	CYA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 13) GATT (I, II, III, V, VII, X, XI, XIII)	第II部 第4章
367. 豪州－ニュージーランドからのリンゴ輸入に関する措置	ニュージーランド 【日本、チリ、EU、パキスタン、台湾、米国】	2007/ 8/31 協議要請 2007/12/ 6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 2010/ 8/ 9 パネル報告書配布 2010/ 8/31 豪州が上級委申立て 2010/ 9/13 ニュージーランドが上級委申立て 2010/11/29 上級委報告書配布 2010/12/17 パネル・上級委報告書採択 2011/ 9/13 シークエンス合意	①ニュージーランドは、豪州によるニュージーランドからの輸入リンゴに対して要求されることとなった検疫措置に関し、SPS協定に非整合として申立て。 ②パネルは豪州のSPS協定措置は適切な危険性評価及び科学的根拠に基づいていないとし、SPS協定第2条及び5条に違反していると判断。また、豪州の措置は適切な保護の水準（ALOP）以上であるととし、SPS協定5.6条に違反していると判断。 ③上級委は、適切な危険性評価及び科学的根拠に基づいていないとしたパネル判断を支持したが、豪州の火傷病に係る措置はSPS協定第5.6条に違反するとしたパネル判断を覆した。また、上級委はパネルが付託事項でないとした豪州のSPS協定付属書C(1)及び第8条の義務に対し、パネルの判断を覆し、ニュージーランドは豪州のこれらの条項上の違反を立証していないと判断。	SPS (2, 5, 8)	
368. 米国－中国製光沢紙に	中国	2007/ 9/14 協議要請	①中国は、米国が中国製光沢紙（塗工紙の一種）に対するAD協	AD (1, 2, 7, 9, 18)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
対するアンチ・ダンピング及び相殺関税の暫定措置			定措置及び相殺関税の暫定措置も関し、GATT、AD協定及び補助金協定に非整合として申立て。	GATT (VI) SCM (1, 2, 10, 14, 17, 32)	
369. EU-アザラシ製品の輸入販売に係る禁止措置	カナダ 【日本、アルゼンチン、中国、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ノルウェー、米国】	2007/ 9/25 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2014/12/ 1 カナダは当該措置が廃止されたことにより、申立てを取下げ	①カナダは、ベルギーとオランダで行われているアザラシ製品に対する輸送、製造、市場における売買及び販売に係る措置が、GATT及びTBT協定に非整合として申立て。	TBT (2) GATT (I, III, V, XI, XXIII)	
370. タイ-EUからの輸入品に係る関税評価	EU	2008/ 1/25 協議要請	①EUは、タイ税関当局がEUからのアルコール飲料及びその他製品に適用している「評価価額」に関し、タイ税関当局が情報開示のないまま設定した標準利益と支出に基づいて産出した価格により関税を決定し、それによらない場合には保証金を要求しているのは、GATT、関税評価協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。	GATT (I, II, III, VII, X, XI) CVA (1, 5, 11, 12, 16, 22) WTO (XVI)	
371. タイ-フィリピン産のタバコに対する税関における措置	フィリピン 【豪州、中国、EU、インド、台湾、米国】	2008/ 2/ 7 協議要請 2008/ 9/29 パネル設置要請 2008/11/17 パネル設置 2010/11/15 パネル報告書配布 2011/ 2/22 タイが上級委申立て 2011/ 6/17 上級委報告書配布 2011/ 7/15 パネル・上級委報告書採択 2012/ 6/ 1 シークエンス合意 2013/ 1/28 タイが違反措置を是正（フィリピンは不同意） 2016/ 5/ 4 協議要請（履行確認一回目） 2016/ 6/29 パネル設置要請（履行確認一回目） 2016/7/21 パネル設置（履行確認一回目） 2017/ 7/ 4 協議要請（履行確認二回目） 2018/ 3/14 パネル設置要請（履行確認二回目） 2018/ 3/27 パネル設置（履行確認二回目） 2018/11/12 パネル報告書配布（履行確認一回目） 2019/ 1/ 9 タイが上級委申立て（履行確認一回目） 2019/ 7/12 パネル報告書配布（履行確認二回目） 2019/ 9/ 9 タイが上級委申立て（履行確認二回目） 2022/ 6/ 7 本紛争の包括的解決に向けた合意手続に関する二国間了解文書を締結	①フィリピンは、フィリピン産タバコに係るタイの関税評価、物品税、販売ライセンス要求等の財政及び税関措置並びにタバコ輸入に関する関税評価措置が、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。 ②タイの関税当局は、輸入者及び販売者間の取引状況を適切に評価していないとし、関税評価協定第1条に違反していると判断した他、タイ関税当局の手続は関税評価協定第16条等に違反していると判断。また、タイは輸入タバコに対し超過課税しているとし、GATT第III条第2項に違反していると判断し、関連法案・規制等を公表していないとし、GATT第X条にも違反していると判断。 ③上級委はパネル判断を全面的に支持。	GATT (II, III, VII, X) CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 13, 16)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
372. 中国－金融情報に係る配信規制	EU	2008/ 3/ 3 協議要請 2008/12/ 4 二国間合意通報	①EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体(entity)を通じて提供することを求められていることは、GATS及び加盟議定書に非整合として申立て。	GATS (XVI, XVII, XVIII) TRIPS (39) 加盟議定書	第I部第1章
373. 中国－金融情報に係る配信規制	米国	2008/ 3/ 3 協議要請 2008/12/ 4 二国間合意通報	DS372を参照	GATS (XVI, XVII, XVIII) 加盟議定書	第I部第1章
374. 南アフリカー非コート紙に対するアンチ・ダンピング措置	インドネシア	2008/ 5/ 9 協議要請 2008/11/20 協議要請取り下げ	①インドネシアは、南アフリカによるインドネシア製非コート紙に対するAD協定措置のサンセット・レビューにて、AD協定措置終了が決定されたにも関わらずAD協定税が継続賦課されていることは、AD協定に非整合として申立て。	AD (11)	
375. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い	米国 【日本、豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 2008/ 8/18 パネル設置要請 2008/ 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	①米国、日本、台湾は、EU及びその加盟国のIT製品に対して、ITA下での関税譲許率を上回っており、GATTに非整合として申立て。 ②パネルはEUによるITA対象製品に対する課税は、GATT第II条に違反している他、その規則を速やかに公表していないため、GATT第X条にも違反していると判断。	GATT (II, X, XXIII)	
376. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い	日本 【豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、米国、ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 2008/ 8/18 パネル設置要請 2008/ 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	DS375を参照	GATT (II, X, XXIII)	
377. EU及び加盟国－IT製品の関税上の取扱い	台湾 【日本、豪州、ブラジル、中国、コスタリカ、香港、インド、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ、米国、ベトナム】	2008/ 6/12 協議要請 2008/ 8/18 パネル設置要請 2008/ 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	DS375を参照	GATT (II, X, XXIII)	
378. 中国－金融情報に係る配信規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 2008/12/ 4 二国間合意通報	DS372を参照	GATS (XVI, XVII, XVIII) 加盟議定書	第I部第1章
379. 米国－中国製品に対する	中国	2008/ 9/19 協議要請 2008/12/ 9 パネル設置要請	①中国は、米国による中国製鉄製パイプ、オフロードタイヤ、	AD (1, 2, 6, 9, 18)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
<u>るアンチ・ダンピング・相殺関税最終措置</u>	【日本、アルゼンチン、豪州、バレーン、ブラジル、カナダ、EU、インド、クウェート、メキシコ、ノルウェー、サウジアラビア、台湾、トルコ】	2009/ 1/20 パネル設置 2010/10/22 パネル報告書配布 2010/12/ 1 中国が上級委申立て 2011/ 3/11 上級委報告書配布 2011/ 3/25 パネル・上級委報告書採択 2011/ 7/ 5 RPTを2012/2/25までとすることに合意 2012/ 5/11 シークエンス合意 2012/ 8/31 米国が違反措置を是正（中国は不同意）	織物製袋に対するAD協定及び相殺関税賦課は、GATT、AD協定、補助金協定に非整合であるとして申立て。 ②パネルは、中国の主張をほぼ全面的に棄却したが、米国商務省の行為が補助金協定第2条及び14条(b)の義務に非整合であると判断。 ③上級委はパネルの「公的機関」の解釈を覆し、米国国務省の行為は補助金協定第1条に違反していると判断。また、「二重救済」について、パネルは補助金協定上禁止されていないと判断したが、上級委はこの判断を覆し、「二重救済」は補助金協定第19条第3項に違反すると判断。	SCM (1, 2, 6, 9, 10, 12, 13, 14, 19, 32) GATT (I, VI)	
380. インドール輸入ワイン及びスピリッツに対する税その他の措置	EU	2008/ 9/22 協議要請 2008/12/15 追加協議要請 2009/ 5/ 4 追加協議要請 2009/11/16 追加協議要請	①EUは、インドのマハラシュトラ州及びゴア州における輸入ワインに対する差別的な税制並びにタミル・ナドゥ州における制限的な販売措置は、GATT及び補助金協定に非整合として申立て。	GATT (III, XI, XVII) SCM (3, 4)	
381. 米国ーマグロ、マグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置	メキシコ 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー】	2008/10/24 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 2009/ 4/20 パネル設置 2011/ 9/15 パネル報告書配布 2012/ 1/20 米国が上級委申立て 2012/ 1/25 メキシコが上級委申立て 2012/ 5/16 上級委報告書配布 2012/ 6/13 パネル・上級委報告書採択 2013/ 8/ 2 シークエンス合意 2013/11/14 メキシコがパネル設置要請（履行確認） 2014/ 1/22 パネル設置（履行確認/メキシコ申立て） 2015/ 4/14 パネル報告書配布（履行確認/メキシコ申立て） 2015/ 6/ 5 米国が上級委申立て（履行確認/メキシコ申立て） 2015/ 6/10 メキシコが上級委申立て（履行確認/メキシコ申立て） 2015/11/20 上級委報告書配布（履行確認/メキシコ申立て） 2015/12/ 3 パネル・上級委報告書採択（履行確認/メキシコ申立て） 2016/ 3/10 メキシコが対抗措置承認申請 2016/ 3/22 米国が仲裁を要請 2016/ 3/23 仲裁に付託	①米国によるマグロ及びマグロ製品の輸入に係る3つの措置について、TBT協定第2条（強制規格の立案、制定及び適用）、5条（適合性評価手続）、6条（適合性評価の承認）、8条（適合性評価手続）条、GATT第1条（最恵国待遇）、III条（内国民待遇）に非整合としてメキシコが申立て。 ②パネルは米国のラベル条項を強制規格と認定し、米国の措置はメキシコ産マグロを差別しておらず、TBT協定第2.1条に違反していないと判断。パネルは、米国のラベル条項は必要である以上に貿易制限的であるとして、違反を認定。 ③上級委は米国措置を強制規格としたパネル判断を肯定し、米国の措置は競争条件を変更するもので、正当な規制上の区別に基づいていることを立証していないとしてTBT協定第2.1条に違反しているとし、パネルの判断を覆した。また、上級委は、メキシコが提案したより制限的でない措置は十分ではないとして	TBT (2, 5, 6, 8,) GATT (I, III)	第II部 第1章 第II部 第2章 第II部 第4章 第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2016/ 4/11 米国がパネル設置要請（履行確認） 2016/ 5/ 9 パネル設置（履行確認/米国申立て） 2016/ 5/13 メキシコが協議要請（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2016/ 6/ 9 メキシコがパネル設置要請（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2016/ 6/22 パネル設置（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2017/ 4/25 仲裁判断配布 2017/ 5/11 メキシコが対抗措置の内容承認申請 2017/ 5/22 の対抗措置の内容承認 2017/10/26 パネル報告書（履行確認/米国申立て）、パネル報告書配布（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2017/12/ 1 メキシコが上級委申立て（履行確認/米国申立て）、メキシコが上級委申立て（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2018/12/14 上級委報告書配布（履行確認/米国申立て）、上級委報告書配布（履行確認/メキシコ申立て二回目） 2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択（履行確認/メキシコ申立て）	ラベル条項は必要である以上に貿易制限的と判断したパネル判断を覆し、メキシコの主張を棄却。 その後履行確認パネル及び上級委報告書では米国の是正措置が、海洋のさまざまな場所の種々の漁法から生じるイルカのリスクに適切に調整されていないとして、TBT協定2.1条違反を認定した。		
382. 米国－ブラジルからのオレンジジュース輸入に係るアンチ・ダンピング措置見直しその他の措置	ブラジル【日本、アルゼンチン、EU、韓国、メキシコ、台湾、タイ】	2008/11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 2009/ 9/25 パネル設置 2011/ 3/25 パネル報告書配布 2011/ 6/17 パネル報告書採択 2012/ 4/ 3 シークエンス合意 2013/ 2/14 二国間合意通報	①ブラジルは、米国のブラジル産オレンジジュースの輸入に係る2005年8月24日～2007年2月28日までのAD協定調査見直しと、現在又は将来行われるAD協定見直しについて、米国の措置は、GATT、AD協定、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国のゼロイングはAD協定第2.4条に違反していると判断し、ブラジルの主張を支持。	AD (1, 2, 9, 11, 18) GATT (II, VI) WTO (XVI)	
383. 米国－タイからのポリエチレン製買物袋に対するアンチ・ダンピング措置	タイ【日本、アルゼンチン、EU、韓国、台湾】	2008/11/26 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 2009/ 3/20 パネル設置 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2010/ 2/18 パネル報告書採択 2010/ 8/31 米国が違反措置を是正	①タイは、米国がタイからのポリエチレン製買物袋に対するAD協定税賦課に関し、その調査においてゼロイング手法を使用したことはGATT及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国のゼロイングはAD協定に違反していると判断し、タイの主張を全面的に支持。	AD (2) GATT (VI)	
384. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求	カナダ【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、コロンビア、EU、グア	2008/12/ 1 協議要請 2009/10/ 7 パネル設置要請 2009/11/19 パネル設置（「DS386」併合） 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て	①米国の2008年農業協定法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）は、小売レベルで消	TBT (2) SPS (2, 5, 7) GATT (III, IX, X, XXIII)	第II部 第2章 第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	デマラ、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、台湾】	2012/ 3/28 カナダが上級委申立て 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 パネル・上級委報告書採択 2013/ 5/24 米国が違反措置の是正を通報 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認） 2014/10/20 パネル報告書配布（履行確認） 2014/11/28 米国が上級委申立て（履行確認） 2014/12/12 カナダが上級委申立て（履行確認） 2015/ 5/18 上級委報告書配布（履行確認） 2015/ 5/29 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2015/ 6/ 4 カナダが対抗措置承認申請 2015/ 6/16 米国が仲裁を要請 2015/ 6/17 仲裁に付託（「DS386」と合同） 2015/12/ 7 仲裁判断配布、カナダが対抗措置の内容（譲許の停止）承認申請 2015/12/21 対抗措置の内容承認	費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT第III条4項（内国民待遇）、IX条4項（原産地表示）、X条3項（貿易規則の公表及び施行）、TBT協定2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）あるいはSPS協定2条（基本的な権利及び義務）、5条（危険性の評価）、7条（透明性の確保）・原産地規則協定2条（経過期間における規律）に非整合としてカナダが申立て。 ②パネルは、米国のCOOL制度は強制規格とし、(a) COOL制度は国内事業者に国産品を利用するインセンティブを与えており、カナダ製品に米国内の同種の産品よりも不利な待遇を与えていると判断し、米国のTBT協定第2.1条違反を認定。また、(b) TBT協定第2.2条によって正当化されていないと判断した。 ③上級委は上流にある事業者の記録義務と消費者に与えられる情報の不均衡なども理由に加えつつ、パネル判断の(a)を支持した。他方、パネルの事実認定の不尽を理由として(b)は覆した。		
385. EU—インドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に課されるアンチ・ダンピング措置及び相殺関税の失効見直し	インド	2008/12/ 4 協議要請	①インドは、EUがインドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に際して賦課しているAD協定税及び相殺関税に係る措置について、EUの措置（regulation）はAD協定税及び相殺関税の終期設定を求めていることはAD協定及び補助金協定に非整合として申立て。	AD (6, 11, 18) SCM (12, 21, 32)	
386. 米国—特定国からの輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、EU、グアテマラ、	2008/12/17 協議要請 2009/10/ 9 パネル設置要請 2009/11/19 パネル設置（「DS384」と併合） 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て 2012/ 3/28 メキシコが上級委申立て	①メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）	TBT (2, 12) SPS (2, 5, 7) ROO (2) GATT (III, IX, X)	第II部 第2章 第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	インド、韓国、ニュージーランド、ペルー、台湾	2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 パネル・上級委報告書採択 2013/ 5/24 米国が違反措置の是正を通報 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認） 2013/10/20 パネル報告書配布（履行確認） 2014/11/28 米国が上級委申立て（履行確認） 2014/12/12 メキシコが上級委申立て（履行確認） 2015/ 5/18 上級委報告書配布（履行確認） 2015/ 5/29 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2015/ 6/17 メキシコが対抗措置承認申請 2015/ 6/22 米国が仲裁を要請、仲裁に付託（「DS384」と合同） 2015/12/ 7 仲裁判断配布、メキシコが対抗措置の内容（譲許の停止）承認申請 2015/12/21 対抗措置の内容承認	は、GATT第III条（内国民待遇）、IX条（原産地表示）、X条（貿易規則の公表及び施行）、TBT協定2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、あるいはSPS協定2条（基本的な権利及び義務）、5条（危険性の評価）、7条（透明性の確保）、原産地規則協定2条（経過期間における規律）に非整合であるとして申立て。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており（DS384）、メキシコは2008年12月12日付で第三国参加を要請し、2008年12月18日付で、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。 ②③DS384を参照。		
387. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置	米国	2008/12/19 協議要請	①米国は、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品に対する措置は農業協定に非整合として申立て。	AA (3, 9, 10) SCM (3) 加盟議定書 GATT (III)	
388. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置	メキシコ	2008/12/19 協議要請	①メキシコは、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品に対する措置は農業協定に非整合として申立て。	AA (3, 9, 10) SCM (3) 加盟議定書 GATT (III)	
389. EU－米国からの鶏肉等及び鶏肉等の製品の輸入に関する措置	米国 【豪州、中国、グアテマラ、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、台湾】	2009/ 1/16 協議要請 2009/10/ 8 パネル設置要請 2009/11/19 パネル設置	①米国は、EUの鶏肉及び鶏肉製品に関する措置について、病原菌を削減するために化学処理を施した鶏肉の輸入を禁止する措置及び認証プロセスの非公表、並びに、人体に影響を及ぼさない科学的根拠があるにも関わらず措置を実施していることは、SPS協定、GATT、TBT協定、農業協定に非整合として申立て。	SPS (2, 5, 7, 8) TBT (2) GATT (III, X, XI) AA (4)	
390. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	①グアテマラは、中国が企業に付与している贈与、貸付け及びその他の優遇措置は、補助金協定上の禁止補助金に該当し、また、農産品に対する措置は農業協定に非整合として申立て。	AA (3, 8, 9, 10) SCM (3) 加盟議定書 GATT (III)	
391. 韓国－牛肉及び牛肉製	カナダ	2009/ 4/ 9 協議要請 2009/ 7/ 9 パネル設置要請	①韓国は2003年5月からカナダ産の牛肉及び牛肉製品の輸入を禁	SPS (2, 3, 5, 6, 8)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
品に関する措置	【日本、アルゼンチン、ブラジル、インド、中国、EU、台湾、米国】	2009/ 8/31 パネル設置 2011/ 6/28 カナダがパネル手続中断を要請 2012/ 6/19 二国間合意通報	止。韓国は当該措置の目的をBSEのリスクを防ぐためとしていた。本措置について、カナダは、SPS協定及びGATTに非整合であるとして申立て。	GATT (I, III, XI)	
392. 米国－中国からの家禽類の輸入に関する措置	中国 【ブラジル、EU、グアテマラ、韓国、台湾、トルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置 2010/ 9/29 パネル報告書配布 2010/10/25 パネル報告書採択	①中国は、米国のオムニバス法727条は、米国農務省が中国からの輸入に必要な規則の制定や規則の実施を行うための支出を行うことを禁じていること等は、GATT第I.1条（最恵国待遇）、XI.1条（一般的数量制限の禁止）及び農業協定4.2条（市場アクセス）及びSPS協定に非整合であるとして申立て。 ②パネルは中国の主張を認め、中国産品と他のWTO加盟国産品の差別を理由に、米国のオムニバス法第727条はSPS協定及びGATTに違反していると判断。	SPS (2, 3, 5, 8) GATT (I, XI) AA (4)	
393. チリーアルゼンチンからの小麦粉輸入に対するアンチ・ダンピング措置	アルゼンチン	2009/ 5/14 協議要請	①アルゼンチンは、チリによるアルゼンチン産小麦粉に対するAD協定措置及びチリのAD協定法令は、AD協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 12, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
394. 中国－鉱物資源の輸出規制措置	米国 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア】	2009/ 6/23 協議要請 2009/11/ 4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置（「DS395」及び「DS398」と併合） 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国が上級委申立て 2011/ 9/ 6 米国が上級委申立て 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択 2013/ 1/17 シークエンス合意 2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報	①米国は、中国によるボーキサイト、コークス等の輸出数量規制に係る32の措置は、GATTの他、中国の加盟議定書に違反していると申立て。 ②パネルは、中国は加盟議定書で付属書に記載されていない品目においては輸出税を課さないことに合意しており、加盟議定書の文言によってGATT第XX条の正当化事由に訴えることができないとした上で、中国の輸出数量規制はGATT及び加盟議定書の義務に違反していると判断。 ③上級委はパネルの判断を支持。	GATT (VIII, X, XI) 加盟議定書	第II部 第3章 第II部 第4章
395. 中国－原材料の輸出規制措置	EU 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア、米国】	2009/ 6/23 協議要請 2009/11/ 4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置（「DS394」、 「DS398」と併合） 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国が上級委申立て 2011/ 9/ 6 EUが上級委申立て 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択 2013/ 1/17 シークエンス合意	DS394を参照	GATT (VIII, X, XI) 加盟議定書	第II部 第3章 第II部 第4章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報			
396. フィリピン－蒸留酒に対する課税措置	EU 【豪州、中国、インド、メキシコ、タイ、台湾、米国】	2009/ 7/29 協議要請 2009/12/10 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/ 4/20 「DS403」と併合 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/ 9/28 EUが上級委申立て 2011/12/21 上級委報告書配布 2012/ 1/20 パネル・上級委報告書採択 2013/ 1/28 フィリピンが違反措置を是正	①EUは、フィリピンが1997年以降、輸入された蒸留酒に対して高い関税を課している現行の物品税体系は、GATT第III条に非整合であるとして申立て。 ②パネルは、フィリピンの措置は、表面上は中立的であるが、輸入された蒸留酒に国内産品よりも不利な待遇を与えており、GATT第III条に違反すると判断。 ③上級委はパネルの判断を支持し、フィリピンの措置はGATT第III条に違反していると判断。	GATT (III)	
397. EU－中国製ファスナーに対するアンチ・ダンピング措置	中国 【日本、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、ノルウェー、台湾、タイ、トルコ、米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/10/12 パネル設置要請 2009/10/23 パネル設置 2010/12/ 3 パネル報告書配布 2011/ 3/25 EUが上級委申立て 2011/ 3/30 中国が上級委申立て 2011/ 7/15 上級委報告書配布 2011/ 7/28 パネル・上級委報告書採択 2013/10/30 協議要請（履行確認） 2013/12/ 5 パネル設置要請（履行確認） 2013/12/18 パネル設置（履行確認） 2015/ 8/ 7 パネル報告書配布（履行確認） 2015/ 9/ 9 EUが上級委申立て（履行確認） 2015/ 9/14 中国が上級委申立て（履行確認） 2016/ 1/18 上級委報告書配布（履行確認） 2016/ 2/12 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①中国は、EUが中国からのファスナーの輸入について、EC規則No. 384/96及びEC規則No. 91/2009に基づいてAD協定税を賦課していることは、WTO設立協定、GATT及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは国別価格を採用して個別の輸出価格を認定しないEC規則No. 384/96第9.5条それ自体及びAD協定税の課税におけるその適用は、AD協定に違反していると判断。 ③上級委はおおむねパネルの判断を支持したが、国内産業の認定に当たってより高い割合を求めることができたにもかかわらずしなかったこと、情報を提出した企業を除外するなどして27%と低い割合にとどまった点が4.1条の違反を構成すると、パネル判断を覆して認定した。	GATT (I, VI, X) WTO (XVI) AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 17)	
398. 中国－原材料の輸出規制措置	メキシコ 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、EU、インド、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ、サウジアラビア、米国】	2009/ 8/21 協議要請 2009/11/ 4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置（「DS394」、 「DS395」と併合） 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国が上級委申立て 2011/ 9/ 6 メキシコが上級委申立て 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル・上級委報告書採択 2013/ 1/17 シークエンス合意 2013/ 1/28 中国が措置の是正を通報	DS394を参照	GATT (VIII, X, XI)	第II部 第3章 第II部 第4章
399. 米国－中国製タイヤの輸入に関する措置	中国 【日本、EU、台湾、トルコ、ベトナム】	2009/ 9/14 協議要請 2009/12/ 9 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/12/13 パネル報告書配布 2011/ 5/24 中国が上級委申立て	①中国は、米国が中国からのタイヤに高関税を課していることはGATTに違反しており、GATT第XIX条によっても正当化できないとして申立て。	GATT (I, II, XIX) 加盟議定書	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2011/ 9/ 5 上級委報告書配布 2011/10/ 5 パネル・上級委報告書採択	②パネルは米国の暫定的なセーフガード措置は、中国の加盟議定書及びGATT上の義務を満たしており、GATTに違反していないと判断。 ③上級委はパネルの判断を全面的に支持。		
400. EU－アザラシ製品の販売禁止措置	カナダ 【日本、アルゼンチン、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、米国】	2009/11/ 2 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2011/ 4/21 「DS401」と併合 2013/11/25 パネル報告書配布 2014/ 1/24 カナダが上級委申立て 2014/ 1/29 EUが上級委申立て 2014/ 5/22 上級委報告書配布 2014/ 6/18 パネル・上級委報告書採択	①カナダは、EUがアザラシ製品のEU域内での流通を禁じる措置（EC規則No. 1007/2009）は、TBT協定、GATT及び農業協定に非整合として申立て。 ②パネルは、EUのアザラシ製品販売禁止措置は強制規格であると判断した上で、TBT協定第2.1条に違反していると判断。しかし、EUの公徳の保護のために必要な措置であり、代替的措置が証明されなかったため、TBT協定第2.2条には違反していないと判断。パネルはまた、EUの先住民社会を保護する措置はグリーンランド産品をカナダ及びノルウェー産品より優遇しており、GATT第1条に違反しているとした。そして、EU措置はGATT第XX条a号に該当するものの、TBT協定2.1条に違反するため同条柱書にも違反し、正当化されないと判断した。 ③上級委は、EUの措置を強制規格であるとしたパネルの判断を覆し、パネルのTBT協定第2.1条、2.2条、5.1.2条、及び第5.2.1条における判断に対して、争訴価値を失っており、法的拘束力を有さないことを宣言した。また、上級委はEUの措置はGATT第1条に違反していると判断したパネルを支持した。他方、GATTXX条柱書とTBT協定2.1条を同じ基準としたパネル判断を覆したものの、結論として柱書の違反を認め、GATT第XX条によっても正当化できないことを是認した。	GATT (I, III, XI, XXIII) TBT (2, 5, 6, 7, 8) AA (4)	第II部 第1章 第II部 第2章 第II部 第4章 第II部 第11章
401. EU－アザラシ製品の販売禁止措置	ノルウェー 【日本、アルゼンチン、カナダ、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、メキシコ】	2009/11/ 5 協議要請 2011/ 3/14 パネル設置要請 2011/ 4/21 パネル設置（「DS400」と併合） 2013/11/25 パネル報告書配布 2014/ 1/24 ノルウェーが上級委申立て 2014/ 1/29 EUが上級委申立て	DS400を参照	GATT (I, III, XI) TBT (2, 5, 6, 7, 8, 9) AA (4)	第II部 第1章 第II部 第2章 第II部 第4章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	コ、ナミビア、ロシア、米国】	2014/ 5/22 上級委報告書配布 2014/ 6/18 パネル・上級委報告書採択			第II部 第11章
402. 米国－ゼロイングによるダンピング・マージンの計算	韓国 【日本、中国、EU、メキシコ、タイ、ベトナム】	2009/11/24 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/ 1/18 パネル報告書配布 2011/ 2/24 パネル報告書採択 2011/12/19 米国がRPT内での履行を報告	①韓国は米国に対し、米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対するAD協定措置に際して「ゼロイング」によりダンピング・マージンを算出することは、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。 ②パネルは韓国の主張を認め、ダンピング・マージンを算出する際にゼロイングを使用することは、AD協定に違反していると判断。	GATT (VI) AD (1, 2, 5)	
403. フィリピン－蒸留酒に対する課税措置	米国 【豪州、中国、コロンビア、EU、インド、メキシコ、台湾】	2010/ 1/14 協議要請 2010/ 3/26 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置（「DS396」と併合） 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/ 9/28 EUが上級委申立て 2011/12/21 上級委報告書配布 2012/ 1/20 パネル・上級委報告書採択 2013/ 1/28 フィリピンが履行完了を報告	DS396参照	GATT (III)	
404. 米国－ベトナムからのエビの輸入に対するアンチ・ダンピング措置	ベトナム 【日本、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、タイ】	2010/ 2/ 1 協議要請 2010/ 4/ 7 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/ 7/11 パネル報告書配布 2011/ 9/ 2 パネル報告書採択 2016/ 7/18 二国間合意通報	①ベトナムは、米国がベトナムからのエビの輸入についてAD協定措置を行っていること及び「ゼロイング」手法を使ったダンピング・マージンの計算は、GATT、AD協定、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルはベトナムの出張を全面的に認め、米国のAD協定措置は、GATT及びAD協定に違反していると認定。	GATT (I, II, VI) AD (1, 2, 5, 6, 9, 11, 18) WTO (XVI)	
405. EU－中国からの革靴の輸入に対するアンチ・ダンピング措置	中国 【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、トルコ、米国、ベトナム】	2010/ 2/ 4 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/10/28 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/10/25 シークエンス合意 2012/12/17 EUが違反措置を是正したことを通報（中国は不同意）	①中国は、EUが中国からの革靴の輸入について、AD協定措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO設置協定、中国の加盟議定書、GATT及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは、EUの措置はAD協定に違反していると判断したが、中国の幾つかの主張に対して、中国はEUの違反を立証していないと判断した。	WTO (XVI) GATT (I, VI, X, XVI) AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 17, 18) 加盟議定書	
406. 米国－クローブ入りタバコの流通・生産に関する措置	インドネシア 【ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、EU、グアテマラ、メキシコ】	2010/ 4/ 7 協議要請 2010/ 6/ 9 パネル設置要請 2010/ 7/20 パネル設置 2011/ 9/ 2 パネル報告書配布 2012/ 1/ 5 米国が上級委申立て	①インドネシアは、米国が導入したクローブ等の香料等が付加されたタバコの生産・販売を禁止した措置は、SPS協定、GATT、	TBT (2, 12) SPS (2, 3, 5, 7,) GATT (III, XX, XXIII)	第II部 第11章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	コ、ノルウェー、トルコ】	2012/ 4/ 4 上級委報告書配布 2012/ 4/24 パネル・上級委報告書採択 2013/ 8/12 インドネシアが対抗措置承認申請 2013/ 8/22 米国が仲裁を要請 2013/ 8/23 仲裁に付託 2014/ 6/14 両国は仲裁を停止要請 2014/10/ 3 二国間合意通報	及びTBT協定に非整合であるとして申立て。 ②パネルは、米国のクローブタバコに対する禁止措置は、メンソールタバコと比べ不当な扱いを与えているとし、TBT協定第2.1条に違反していると判断。しかし、インドネシアは米国の措置はTBT協定第2.2条に違反していることを立証していないと判断し、同条の違反は認めなかった。 ③上級委はTBT協定第2.1条における「同種の産品」において、パネルの解釈を修正したが、全体的にパネルの判断を支持。		
407. 中国－EUからの鉄製ファスナーに対するアンチ・ダンピング税の賦課	EU	2010/ 5/ 7 協議要請	①EUは中国に対し、中国によるEUからの鋼鉄製ファスナーに対するAD協定税の暫定措置はAD協定に非整合であるとして申立て。	AD (2, 3, 6, 7, 12) GATT (VI, X)	
408. EU及び加盟国－ジェネリック医薬品の接収措置	インド	2010/ 5/11 協議要請	①インドはEU及びオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接収は、GATT及びTRIPSに非整合であるとして申立て。	TRIPS (2, 7, 8, 28, 31, 41, 42) GATT (V, X)	
409. EU及び加盟国－ジェネリック医薬品の接収措置	ブラジル	2010/ 5/12 協議要請	①インドはEU及びオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接収は、GATT及びTRIPSに非整合であるとして申立て。	GATT (V, X) TRIPS (1, 2, 28, 31, 41, 42, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 58, 59) 加盟議定書	
410. アルゼンチン－ペルーからのファスナー及びチェーンに対するアンチ・ダンピング税の賦課	ペルー	2010/ 5/19 協議要請	①ペルーはアルゼンチンに対し、アルゼンチンによるペルーからのファスナー及びチェーンに対するAD協定税の賦課は、AD協定及びGATT第VI条に非整合であるとして申立て。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 18) GATT (VI)	
411. アルメニア－タバコ及びアルコール飲料の輸入販売に関する措置	ウクライナ	2010/ 7/20 協議要請 2010/ 9/ 8 パネル設置要請	①ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入されたタバコ及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT第III条に非整合であり、さらに、輸入されたタバコに対して協定税率以上の関税を賦課していることはGATT第	GATT (II, III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			II条に非整合であるとして申立て。		
412. <u>カナダ－オンタリオ州による再生可能エネルギーによる発電に関する措置</u>	日本 【豪州、ブラジル、中国、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、インド、サウジアラビア、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、米国】	2010/ 9/13 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置（「DS426」と併合） 2012/12/19 パネル報告書配布 2013/ 2/ 5 カナダが上級委申立て 2013/ 2/11 日本が上級委申立て 2013/ 5/ 6 上級委報告書配布 2013/ 5/24 パネル・上級委報告書採択 2014/ 3/24 シークエンス合意	①日本はカナダに対し、カナダ・オンタリオ州が再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度への参入条件として課した州内産品優遇措置は、GATT第III条、TRIMs協定第2条及び補助金協定第3条に非整合であるとして申立て。 ②パネルはカナダの国内産品優遇措置について、GATT第III条、TRIMs協定第2条の違反を認定。 ③上級委はパネルの判断を支持。	GATT (III, XXIII) SCM (1, 3) TRIMs (2)	第II部 第2章 第II部 第9章
413. <u>中国－電子支払いサービスに関する措置</u>	米国 【日本、豪州、エクアドル、EU、グアテマラ、韓国、インド】	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 7/16 パネル報告書配布 2012/ 8/31 パネル報告書採択 2013/ 8/19 シークエンス合意	①米国は中国に対し、中国による電子支払いサービスの提供を中国国内企業にのみに許可をしている等の措置は、GATS第XVI条（市場アクセス）、第XVII条（内国民待遇）に非整合として申立て。 ②パネルは 中国国内で発行する決済カードに銀聯のロゴを表示する義務、ATMやカード処理端末は銀聯カードを受け入れるものでなければいけないと要求する措置、香港及びマカオ内での電子取引には銀聯カードを使用しなければいけないとする義務は、GATS第XVI条のモード3の他、GATS第XVII条のモード1及び3に違反していると判断。	GATS (XVI, XVII)	第I部第1章 第II部 第12章
414. <u>中国－米国製電磁後半に対する相殺関税及びアンチ・ダンピング措置</u>	米国 【日本、アルゼンチン、EU、ホンジュラス、インド、韓国、サウジアラビア、ベトナム、ロシア】	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 6/15 パネル報告書配布 2012/ 7/20 中国が上級委申立て 2012/10/18 上級委報告書配布 2012/11/16 パネル・上級委報告書採択 2013/ 8/19 シークエンス合意 2014/ 1/13 協議要請（履行確認） 2014/ 2/13 パネル設置要請（履行確認） 2014/ 2/26 パネル設置（履行確認） 2015/ 7/31 パネル報告書配布（履行確認） 2015/ 8/31 パネル報告書採択（履行確認）	①米国は、中国の当局が行った米国製電磁銅板に対する相殺関税及びAD協定当初調査について、調査開始決定、証拠の開示、最終決定書における会議・説明、因果関係の認定等がAD協定及び補助金協定に不整合であるとして申立て。 ②パネルは、中国の十分な証拠のない調査開始決定は補助金協定第11条に違反していると判断し、当該案件における補助金の認定にファクツ・アベイラブルを使用することは不適切であり、補助金協定第12.7条に違反していると判断。また、中国商務部の価格効果に係る判断はAD協定第3条及び補助金協定第15条に不整合であると判断。	AD (1, 3, 6, 12) SCM (10, 11, 12, 15, 19, 22) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			③上級委はパネルの判断を全面的に支持。		
415. ドミニカ共和国ーポリプロビレン製のバッグ等に対するセーフガード措置	コスタリカ 【中国、コロンビア、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国、】	2010/10/15 協議要請 2011/12/15 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置（「DS416」、 「DS417」、 「DS418」との併合） 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報	①コスタリカはドミニカ共和国のポリプロビレン製ビニールバッグ等に対するセーフガード措置は、SG協定及びGATT第XIX条に非整合であるとして申立て。 ②パネルは、ドミニカ共和国の措置はSG協定措置と認定した上で、ドミニカ共和国の当局は事情の予見されなかった発展及びその効果について説明していないと判断し、GATT第XIX条及びSG協定第3条、4条及び11条に不整合であると判断。また、国内産業を定義する上で、ドミニカ共和国当局は同種の産品又は直接的競争産品の国内生産者を排除していることから、SG協定に違反していると判断。	SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	
416. ドミニカ共和国ーポリプロビレン製のバッグ等に対するセーフガード措置	グアテマラ 【中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国】	2010/10/15 協議要請 2010/12/15 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置（「DS415」、 「DS417」、 「DS418」と併合） 2012/ 1/ 31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報	DS415 を参照	SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	
417. ドミニカ共和国ーポリプロビレン製のバッグ等に対するセーフガード措置	ホンジュラス 【中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国】	2010/10/18 協議要請 2010/12/20 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置（「DS415」、 「DS416」、 「DS418」と併合） 2012/ 1/ 31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報	DS415 を参照	SG (2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	
418. ドミニカ共和国ーポリプロビレン製のバッグ等に対するセーフガード措置	エルサルバドル 【中国、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国、】	2010/10/19 協議要請 2010/12/20 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置（「DS415」、 「DS416」、 「DS417」と併合） 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/ 7 ドミニカ共和国が措置の是正を通報	DS415 を参照	SG (1, 2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 12) GATT (I, II, XIX)	
419. 中国ー風力発電設備に関する措置	米国	2010/12/22 協議要請	①米国は中国に対し、中国が風力発電設備の生産企業に対して交付する補助金や資金等の措置は、補助金協定第3条及び25条、中国加盟議定書第1条及びGATT第XVI条に非整合として申立て。	SCM (3, 25) 加盟議定書 GATT (XVI)	
420. 米国ー韓国からの耐食	韓国	2011/ 1/31 協議要請 2012/ 2/ 9 パネル設置要請	①韓国は米国に対し、米国による韓国製の耐食鋼製品に対する	WTO (XVI) AD (9, 11)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
鋼製品に対するアンチ・ダンピング措置	【日本、EU、メキシコ、中国、ノルウェー、ブラジル、タイ】	2012/ 2/22 パネル設置 2012/ 6/12 パネル手続停止	AD協定措置は、WTO設立協定第XVI条の他、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。	GATT (VI)	
421. モルドバ一物品の輸入及び国内販売に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、中国、EU、サウジアラビア、米国】	2011/ 2/17 協議要請 2011/ 5/12 パネル設置要請 2011/ 6/17 パネル設置	①2011年2月17日付けで、ウクライナはモルドバに対し、モルドバによる環境保護を目的として輸入品に対してのみ課徴金を課す等の措置は、GATT第III条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT (III)	
422. 米国一冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置	中国 【日本、EU、ホンジュラス、韓国、タイ、ベトナム】	2011/ 2/28 協議要請 2011/10/13 パネル設置要請 2011/10/25 パネル設置 2012/ 6/ 8 パネル報告書配布 2012/ 7/ 23 パネル報告書採択 2013/ 3/26 米国が措置の是正を通報	①中国は、米国による中国産冷凍エビに対するAD協定措置は、マージン計算におけるゼロイングの利用など、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。 ②パネルは中国の主張を認め、ダンピング・マージンを計算する際に米国商務省が用いたゼロイング手法は、AD協定に非整合と判断。	AD (1, 2, 5, 9, 11) GATT (VI)	
423. ウクライナ一蒸留酒に対する課税措置	モルドバ 【中国、コロンビア、EU、台湾、米国】	2011/ 3/ 3 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置	①モルドバは、ウクライナが蒸留酒に対する内国税の税率を、国産品に対しては低く、輸入品には高く設定し、輸入品に対して差別的な内国税を課すことはGATT第III.2条に非整合として申立て。	GATT (III)	
424. 米国一イタリアからのステンレス薄板の輸入に対するアンチ・ダンピング措置	EU	2011/ 4/ 1 協議要請	①EUは、米国によるイタリアからのステンレス薄板の輸入に対するAD協定措置（具体的にはゼロイングを使用したダンピング・マージンの計算方法）は、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。	AD (2, 5, 6, 9, 11) GATT (VI)	
425. 中国一EUからのX線安全検査機器に対するアンチ・ダンピング税の賦課	EU 【日本、米国、タイ、ノルウェー、インド、チリ】	2011/ 7/25 協議要請 2011/12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 2/26 パネル報告書配布 2013/ 4/24 パネル報告書採択 2014/ 2/26 中国が措置の是正を通報	①EUは、中国によるEUからのX線安全検査機器に対するAD協定調査手続及びAD協定税賦課の決定は、AD協定及びGATT第VI条に非整合として申立て。 ②パネルは、異なる比較対象製品の違いを検討せずに価格押し下げ又は価格上昇妨げを認定した中国商務部の最終決定はAD協定第3条に非整合であると判断した他、損害要因の客観的評価の欠如、損害の因果関係に係る不十分な説明等において、中国のAD協定違反を認定。	AD (2, 3, 6, 12) GATT (VI)	
426. カナダ一オンタリオ州による再生可	EU 【日本、米国、豪州、中国、台湾、	2011/ 8/11 協議要請 2012/ 1/ 9 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置（「DS412」と併合）	DS412を参照	GATT (III) SCM (1, 3)	第II部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
能エネルギーによる発電に関する措置	インド、サウジアラビア、ブラジル、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、エルサルバドル】	2012/12/19 パネル報告書配布 2013/ 2/ 5 カナダが上級委申立て 2013/ 2/11 EUが上級委申立て 2013/ 5/ 6 上級委報告書配布 2013/ 5/24 パネル・上級委報告書採択 2014/ 6/ 5 カナダが措置の是正を通報 2014/ 3/24 シークエンス合意			第II部 第9章
427. 中国ー米 国からの鶏肉の輸入に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	米国 【日本、EU、ノルウェー、タイ、サウジアラビア、チリ、メキシコ】	2011/ 9/20 協議要請 2011/12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 8/ 2 パネル報告書配布 2013/ 9/25 パネル報告書採択 2014/ 7/15 シークエンス合意 2016/ 5/10 協議要請（履行確認） 2016/ 5/27 パネル設置要請（履行確認） 2016/ 6/22 パネル設置（履行確認） 2018/ 1/18 パネル報告書配布（履行確認） 2018/ 2/28 パネル報告書採択（履行確認）	①米国は中国に対し、中国が米国からの鶏肉の輸入についてAD協定措置及び相殺関税措置を行っていることについて、調査手続、措置の決定など様々な点でGATT第VI条、AD協定及び補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは全面的に米国の主張を認め、中国の措置はAD協定及び補助金協定に違反していると認定。	GATT (VI) AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 12) SCM (10, 11, 12, 15, 16, 19, 22)	
428. トルコー綿糸に対するセーフガード措置	インド	2012/ 2/13 協議要請	①インドはトルコに対し、トルコが発動した綿糸に対するSG協定措置について、適切な決定を行わずに措置を発動したこと、同様に適切な決定を行わずに延長措置を発動したことは、SG協定及びGATT第XIX条に非整合として申立て。	GATT (XIX) SG (2, 4, 5, 6, 7)	
429. 米国ーベトナムからの冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置	ベトナム 【日本、中国、エクアドル、EU、ノルウェー、タイ、】	2012/ 2/16 協議要請 2013/ 1/17 パネル設置要請 2013/ 2/27 パネル設置 2014/11/17 パネル報告書配布 2015/ 1/16 ベトナムが上級委申立て 2015/ 4/ 7 上級委報告書配布 2015/ 4/22 パネル・上級委報告書採択 2016/ 7/18 二国間合意通報	①ベトナムは米国に対し、米国によるベトナムからの冷凍エビに対するAD協定措置、行政見直し及びサンセット・レビュー（ゼロイング手法の使用）はAD協定及びGATT第IV条（ダンピング防止税及び相殺関税）等に非整合として申立て。 ②パネルは米国のゼロイング手法の使用がAD協定9.3条などに違反すること、NME諸国に対する一律のその他レートの適用がAD協定9.2条等に違反すると判断した。他方、米国のウルグアイ協定法第129条がそれ自体としてAD協定9.2条等に違反しているとの主張については、ベトナムはこれを立証していないとして退けた。 ③上級委はベトナムのウルグアイ協定法のパネル判断に関する上訴を棄却し、パネル判断を支持。	AD (1, 2, 6, 9, 11, 17) GATT (I, VI) DSU (3, 19, 21)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
430. インド－米国からの農作物の輸入に関する措置	米国 【日本、中国、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、ベトナム、アルゼンチン、豪州、ブラジル】	2012/ 3/ 6 協議要請 2012/ 5/11 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置 2014/10/14 パネル報告書配布 2015/ 1/26 インドが上級委申立て 2015/ 6/ 4 上級委報告書配布 2015/ 6/19 パネル・上級委報告書採択 2016/ 7/ 7 米国が対抗措置承認申請 2016/ 7/18 インドが仲裁を要請、インドが措置の是正を通報 2016/ 7/19 仲裁に付託 2016/ 9/22 インドが追加的是正措置を実施したことを通報 2017/ 4/ 6 インドがパネル設置要請（履行確認） 2017/ 5/22 パネル設置（履行確認） 2024/ 3/15 二国間合意通報	①米国はインドに対し、インドによる鳥インフルエンザを理由とした米国産農作物の輸入禁止措置は、国際獣疫事務局規約又は科学的リスク評価に基づいておらず、SPS協定及び付属書並びにGATTに非整合として申立て。 ②パネルは米国の主張を全面的に是認。 ③上級委はインドの主張を棄却し、パネルの判断を全面的に支持。	SPS (2, 3, 5, 6, 7) GATT (I, XI)	
431. 中国－レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	米国 【日本、ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS432」、 「DS433」と併合） 2014/ 3/26 パネル報告書配布 2014/ 4/ 8 米国が上級委申立て 2014/ 4/25 中国が上級委申立て 2014/ 8/ 7 上級委報告書配布 2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択 2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告 2015/ 5/ 21 シークエンス合意	①米国は中国に対し、中国が行っているレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT及び中国加盟議定書加盟議定書等に非整合であるとして申立て。 ②米国、EU、日本の主張を全面的に認め、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT第XI条及び中国のWTO加盟議定書第5.1条及び第11.3条に違反し、GATT第XX条によっても正当化しえないと判断。 ③上級委は、パネルの論法及び一部の中間判断についてのみ申立てに対し、パネルの論法の一部を修正したものの、協定違反との結論を維持した。	GATT (VII, VIII, X, XI) 加盟議定書	第I部第1章 第II部第3章
432. 中国－レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	EU 【日本、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、米国、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」、 「DS433」と併合） 2014/ 3/26 パネル報告書配布 2014/ 4/25 中国が上級委申立て 2014/ 8/ 7 上級委報告書配布 2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択 2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告 2015/ 5/21 シークエンス合意	DS431参照	GATT (VII, VIII, X, XI) 加盟議定書	第I部第1章 第II部第3章
433. 中国－レアアース・タングステン・	日本 【ブラジル、カナダ、コロンビア、	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請	DS431参照	GATT (VII, VIII, X, XI) 加盟議定書	第I部第1章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
<u>モリブデンの輸出規制措置</u>	EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、米国、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア	2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」、 「DS432」と併合） 2014/ 3/26 パネル報告書配布 2014/ 4/25 中国が上級委申立て 2014/ 8/ 7 上級委報告書配布 2014/ 8/29 パネル・上級委報告書採択 2015/ 5/20 中国が措置の是正を報告 2015/ 5/21 シークエンス合意			第II部 第3章
434. 豪州ータバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、ドミニカ共和国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、韓国、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、フィリピン、シンガポール、台湾、トルコ、米国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ、チリ、中国、キューバ、エジプト、マレーシア、メキシコ、モルドバ、ナイジェリア、ペルー、タイ、マラウイ】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 8/14 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置 2015/ 5/28 ウクライナがパネル手続の停止を要請 2015/ 5/29 豪州はウクライナのパネル手続停止要請に合意 2015/ 6/ 2 パネル手続停止 2016/ 5/30 パネルの設置根拠が失効	①ウクライナは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。	TBT (2) TRIPS (1, 2, 15, 16, 20, 27) GATT (I, III)	第II部 第13章
435. 豪州ータバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、ドミニカ共和国、EU、インド、インドネシア、韓国、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ジンバブエ、グアテマラ、シンガポール、マラウイ、	2012/ 4/ 4 協議要請 2012/10/15 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置 2018/ 6/28 パネル報告書配布 2018/ 7/19 ホンジュラスが上級委申立て 2020/ 6/ 9 上級委報告書配布 2020/ 6/ 29 パネル・上級委報告書採択	①ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、ホンジュラスが豪州に依るTPP措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS協定2.1条、3.1条、TBT協定2.1条、GATT III:4条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。 ③上級委は、パネルの結論を支持した。	TBT (2) TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22, 24) GATT (III)	第II部 第11章 第II部 第13章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	マレーシア、メキシコ、トルコ、ザンビア、ペルー、エクアドル】				
436. 米国－インドからの熱間圧延鋼板の輸入に対する相殺関税措置	インド 【豪州、カナダ、中国、EU、サウジアラビア、トルコ】	2012/ 4/12 協議要請 2012/ 7/12 パネル設置要請 2012/ 8/31 パネル設置 2012/ 7/14 パネル報告書配布 2014/ 8/ 8 インドが上級委申立て 2014/ 8/13 米国が上級委申立て 2014/12/ 8 上級委報告書配布 2014/12/19 パネル・上級委報告書採択 2016/ 4/22 米国が措置の是正を通報 2016/ 5/ 6 シークエンス合意 2017/ 6/ 5 協議要請（履行確認） 2018/ 3/29 パネル設置要請（履行確認） 2018/ 4/27 パネル設置（履行確認） 2019/11/15 パネル報告書配布（履行確認） 2019/12/18 米国が上級委申立て（履行確認） 2020/ 1/14 米国とインドがDSBに対して、紛争解決を模索する議論を継続している旨を報告 2023/ 7/13 二国間合意通報	①インドは米国に対し、米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関税措置を課していることについて、米国の法令が定める補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及び損害の認定等が、補助金協定及びGATTに非整合であるとして申立て。 ②パネルはインドの主張を全面的に支持。 ③補助金協定における公的機関に係るパネルの判断を修正したが、おおむねパネルの判断を支持。	SCM (1, 2, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 19, 21, 22, 32)	
437. 米国－中国からの特定の輸入品に対する相殺関税措置	中国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、トルコ、ベトナム、サウジアラビア】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 8/20 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置 2014/ 7/14 パネル報告書配布 2014/ 8/22 中国が上級委申立て 2014/ 8/27 米国が上級委申立て 2014/12/18 上級委報告書配布 2015/ 1/16 パネル・上級委報告書採択 2016/ 4/15 シークエンス合意 2016/ 5/13 協議要請（履行確認） 2016/ 7/ 8 パネル設置要請（履行確認） 2016/ 7/21 パネル設置（履行確認） 2018/ 3/21 パネル報告書配布（履行確認） 2018/ 4/27 米国が上級委申立て（履行確認） 2018/ 5/ 2 中国が上級委申立て（履行確認） 2019/ 7/16 上級委報告書配布（履行確認） 2019/ 8/15 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 2019/10/17 中国が対抗措置承認申請 2019/10/25 米国が仲裁を要請 2019/10/28 仲裁に付託 2022/1/26 仲裁判断配布	①中国は、米国が2007年から2012年にかけて行った中国からの17の輸入品に対する相殺関税措置に係る調査並びに暫定措置及び賦課について、GATT、補助金協定及び加盟議定書に非整合として申立て。 ②パネルは中国の主張を全面的に支持。 ③上級委はパネルの一部の判断を修正したが、概ね中国の主張を支持。	SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 30, 32) GATT (VI, XXIII) 加盟議定書	
438. アルゼンチン－物品輸	EU 【日本、豪州、カナダ、中国、エク	2012/ 5/25 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置用	①2012年5月25日、EUは、アルゼンチンによる輸入制限的措置（(a) 事前宣誓供述制度、(b) 輸	GATT (III, VIII, X, XI) TRIMs (2)	第I部 第12章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
<u>人に影響する措置</u>	アドル、EU、グアテマラ、インド、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2013/ 1/28 パネル設置（「DS444」、 「DS445」と併合） 2014/ 8/22 パネル報告書配布 2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て 2014/10/ 1 EUが上級委申立て 2015/ 1/15 上級委報告書配布 2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択 2016/ 1/14 アルゼンチンは措置の是正を通報 2016/ 1/18 シークエンス合意	入許可制度、(c)輸入許可発給の遅延及び、貿易制限的な条件による輸入許可発給）は、GATT、輸入許可手続協定、TRIMs協定、農業協定及びSG協定に非整合として申立て。 ②パネルは申立国の主張を認め、アルゼンチンの輸入に係る事前宣誓供述制度はGATT第XI条に違反すると判断した他、輸入に対して要求する貿易関連措置及び日本の主張した措置「それ自体」に対する申立ても、GATT第XI条及び第III条に違反すると判断。 ③上級委は、パネルの付託事項に係るEUの申立てを修正したが、アルゼンチンの措置はGATTと非整合としたパネルの判断を支持。	IL (1, 2, 3) AA (4) SG (11)	第II部 第3章
439. 南アフリカ からブラジル からの冷凍鶏 肉に対するアン チ・ダンピン グ措置	ブラジル	2012/ 6/21 協議要請	①ブラジルは、南アフリカがブラジルから輸入される冷凍鶏肉に対して行ったAD協定措置（調査、仮決定、暫定措置）について、措置の決定及び暫定措置の賦課並びに調査の開始及び実施はAD協定に非整合として申立て。	AD (2, 3, 4, 5, 6, 7, 12)	
440. 中国－米 国から自動車 の輸入に対す るアンチ・ダ ンピング及び 相殺関税措置	米国 【日本、コロンビア、EU、インド、韓国、オマーン、トルコ、サウジアラビア】	2012/ 7/ 5 協議要請 2012/ 9/17 パネル設置要請 2012/10/23 パネル設置 2014/ 5/23 パネル報告書配布 2014/ 6/18 パネル報告書採択	①米国は、中国が米国からの輸入自動車に係るAD協定措置及び相殺関税措置に対する中国商務部の通知第20番（2011年）及び通知第84番（2011年）に関して、当該措置はAD協定及び補助金協定並びにGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、中国の実質的義務に関して米国の主張を認め、中国商務部は知られていない輸出者に係る残余率の決定に関し過ちを犯しており、AD協定及び補助金協定上の義務に違反していると判断。また、手続上の義務に関してもパネルは米国の主張を認め、中国商務部は利害を有する者に対し、秘密の情報に係る秘密でないサマリーを十分に提供しておらず、AD協定及び補助金協定に反している判断。	AD (1, 3, 4, 5, 6) GATT (VI) SCM (10, 11, 12, 15, 16, 22, 32)	
441. 豪州－タ バコ製品の包 装に関する規	ドミニカ共和国 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、EU、	2012/ 7/18 協議要請 2012/11/ 9 パネル設置要請 2014/ 4/25 パネル設置 2018/ 6/28 パネル報告書配布	①ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレーンパッケージの法令	TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22) TBT (2)	第II部 第11章 第II部 第13章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
制に関する措置	グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トリニダードトバゴ、トルコ、ウクライナ、米国、中国、ナイジェリア、インドネシア、ペルー、サウジアラビア、南アフリカ、キューバ、ウルグアイ、ジンバブエ、エクアドル】	2018/ 8/23 ドミニカ共和国が上級委申立て 2018/ 9/17 「DS435」と併合 2020/ 6/ 9 上級委報告書配布 2020/ 6/ 29 パネル・上級委報告書採択	は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、ドミニカ共和国が豪州によるTPP措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 2.1条、3.1条、TBT協定2.1条、GATT III:4条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。 ③上級委は、パネルの結論を支持した。	GATT (III)	
442. EUインドネシアからのアルコールの輸入に対するアンチ・ダンピング措置	インドネシア 【インド、韓国、トルコ、米国、マレーシア、タイ】	2012/ 7/27 協議要請 2013/ 5/ 1 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置 2016/12/16 パネル報告書配布 2017/ 2/10 インドネシアが上級委申立て 2017/ 2/15 EUが上級委申立て 2017/ 9/ 5 上級委報告書配布 2017/ 9/29 上級委報告書採択	①インドネシアは、EUがインドネシアからの脂肪アルコールの輸入に対して課しているAD協定措置について、その調査、暫定措置、確定措置はAD協定及びGATTに非整合と申立て。 ②パネルはインドネシアの主張をほぼ全面的に棄却したが、EUはAD協定第6.7条で求められている情報開示を怠ったとして、同条違反を認定。 ③上級委はパネル判断を全面的に肯定した。	AD (1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 18) GATT (VI, X)	
443. EU及び加盟国バイオディーゼル輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 8/17 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請	①アルゼンチンは、スペインが再生可能エネルギー数値目標達成のためEU指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産又はEU産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だとして、GATT、TRIMs協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。	GATT (III, XI) TRIMs (2) WTO (XVI)	
444. アルゼンチン-物品輸入に関する措置	米国 【日本、豪州、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、イスラエル韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイ	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（「DS438」、 「DS445」と併合） 2014/ 8/22 パネル報告書採択 2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て 2015/ 1/15 上級委報告書配布 2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択	DS438を参照	GATT (III, X, XI) TRIMs (2) IL (1, 3, 5) SG (11)	第I部第12章 第II部第3章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2016/ 1/14 アルゼンチンは措置の是正を通報 2016/ 1/18 シークエンス合意			
445. アルゼンチン—物品輸入に関する措置	日本 【豪州、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、イスラエル、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（「DS438」、 「DS444」と併合） 2014/ 8/22 パネル報告書配布 2014/ 9/26 アルゼンチンが上級委申立て 2014/10/ 1 日本が上級委申立て 2015/ 1/15 上級委報告書配布 2015/ 1/26 パネル・上級委報告書採択 2016/ 1/14 アルゼンチンが措置の是正を通報 2016/ 1/18 シークエンス合意	DS438を参照	GATT (III, VIII, XI) TRIMs (2, 6) IL (1, 3, 5) SG (11)	第I部第12章 第II部第3章
446. アルゼンチン—物品輸入に関する措置	メキシコ	2012/ 8/24 協議要請 2012/11/21 パネル設置要請 2012/12/17 パネル設置要請を撤回	DS438を参照	GATT (III, VIII, X, XI) TRIMs (2, 6) IL (1, 2, 3, 5) AA (4) SG (11) TBT (2)	
447. 米国—アルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に関する措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、中国、EU、インド、韓国】	2012/ 8/30 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置 2015/ 7/24 パネル報告書配布 2015/ 8/31 パネル報告書採択	①アルゼンチンは、米国がアルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている(a)冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、(b)アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、(c)特定地域の動物健康状態の認定及び当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延措置は、GATT、SPS協定及びWTO設立協定に非整合としてに非整合として申立て。 ②パネルは、米国の措置は国際標準及び科学的評価に基づいていない他、当該製品を恣意的又は不当に差別し、国際貿易に対して偽装した制限となっており、かつ、アルゼンチン国内の地域状況を検討していないと判断し、アルゼンチンの主張を全面的に支持。	GATT (I, III, XI) SPS (1, 2, 3, 5, 6, 8, 10) WTO (XVI)	
448. 米国—生鮮レモンの輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 9/ 3 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請	①アルゼンチンは、米国がアルゼンチンの北西地域産レモンの輸入に対する措置に関して、過去11年に渡って継続している一連の措置はアルゼンチン北西地域産の柑橘類に対する輸入禁止措置である他、同地域産のレモンに輸入許可を発給していない	GATT (I, III, X, XI) SPS (1, 2, 3, 5) WTO (XVI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			こと並びに輸入許可申請手続の際の不当な遅延はGATT、SPS協定、WTO設立協定に非整合として申立て。		
449. 米国－中国からの特定の輸入に対する相殺関税措置及びアンチ・ダンピング措置	中国 【日本、豪州、カナダ、EU、トルコ、ベトナム、インド、ロシア】	2012/ 9/17 協議要請 2012/11/19 パネル設置要請 2012/12/17 パネル設置 2014/ 3/27 パネル報告書配布 2014/ 4/ 8 中国が上級委申立て 2014/ 4/17 米国が上級委申立て 2014/ 7/ 7 上級委報告書配布 2014/ 7/22 パネル・上級委報告書採択 2015/ 8/21 シークエンス合意	①中国は、米国による(a)非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、(b)2006年11月20日から2012年3月13日の間に実施された相殺関税措置、(c)AD協定措置と相殺関税措置の重量適用、(d)米国商務省が2006年11月20日から2012年3月13日の間に調査又は見直しを行う権限の不存在、について、これらの措置はGATT、補助金協定及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは、double remediesについては中国の主張を認め、補助金協定第10条、第19.3条及び第32条の違反を認定。一方で、CVD賦課権限を米国商務省に遡及的に付与する立法については中国の主張を棄却し、GATT第X条には違反しないとした。 ③上級委はGATT第X条に関するパネルの解釈を覆したものの、パネルにおける米国の相殺関税法に関する事実認定の不尽により、判断ができないと判示。	GATT (VI, X) SCM (10, 15, 19, 21, 32) AD (9, 11)	
450. 中国－自動車・自動車部品産業に関する措置	米国	2012/ 9/17 協議要請	①米国は、中国が同国の自動車及び自動車部品企業の輸出実績に付随して供与している補助金措置は、補助金協定、GATT及び加盟議定書に非整合として申立て。	GATT (XVI) SCM (25) 加盟議定書	
451. 中国－衣服・繊維製品の製造・輸出に関する措置	メキシコ	2012/10/15 協議要請	①メキシコは、中国が同国の衣類製造者及び輸出者並びに綿花及び化学繊維産業の供給者に対して実施している一連の支援措置は、補助金協定、GATT、農業協定、加盟議定書に非整合として申立て。	AA (3, 9, 10) GATT (III, XVI) SCM (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7) 加盟議定書	
452. EU及び加盟国－再生可能エネルギー分野に関する措置	中国	2012/11/ 5 協議要請	①中国は、イタリア及びギリシャ等EU加盟国による再生可能エネルギー分野でのフィード・イン・タリフプログラムにおけるローカルコンテンツ要求等の措置について、GATT、補助金協定、TRIMs協定に非整合として申立て。	GATT (I, III) SCM (1, 3) TRIMs (2)	
453. アルゼンチン－物品・	パナマ	2012/12/12 協議要請 2013/ 5/13 パネル設置要請	①パナマは、アルゼンチンが特定国のみに対してとっている、	GATS (II, XI, XVI, XVII)	第II部 第1章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
サービス貿易に関する措置	【豪州、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、米国、ブラジル、シンガポール、オマーン、サウジアラビア】	2013/ 6/25 パネル設置 2015/ 9/30 パネル報告書配布 2015/10/27 パナマが上級委申立て 2015/11/ 2 アルゼンチンが上級委申立て 2016/ 4/14 上級委報告書配布 2016/ 5/ 9 パネル・上級委報告書採択	収益税に関する措置、再保険サービス分野の措置、海外サービス事業所の登記要件、送金規制、金融機関に対する取引規制、VAT還付の禁止等の措置について、GATS及びGATTに非整合として申立て。 ②GATS第II条の違反を認定し、GATS第XIV条でも正当化できないと判断したが、GATS第XI、XVI、XVII条及びGATTに関しては違反を認めなかった。 ③上級委はパネルの分析では差別が原産国のみによって生じているか否かが不明であるとして同種のサービスに係るパネルの判断を修正し、GATS第II条及びXVII条に対するパネル判断を取り消し、結論としてアルゼンチンの違反を認めなかった。	GATT (I, III, XI)	第II部 第12章
454. 中国一日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置	日本 【EU、インド、韓国、ロシア、米国、トルコ、サウジアラビア】	2012/12/20 協議要請 2013/ 4/11 パネル設置要請 2013/ 5/24 パネル設置 2015/ 2/13 パネル報告書配布 2015/ 5/20 日本が上級委申立て 2015/ 5/26 中国が上級委申立て 2015/10/14 上級委報告書配布 2015/10/28 パネル・上級委報告書採択	①日本は、中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管（HP-SSST）に対するAD協定措置について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②・③DS460を参照	AD (1, 3, 5, 6, 7, 12) GATT (VI)	
455. インドネシア園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国 【日本、豪州、中国、カナダ、EU、韓国、台湾、パラグアイ、タイ、アルゼンチン、ニュージーランド】	2013/ 1/10 協議要請 2013/ 3/14 パネル設置要請 2013/ 4/24 パネル設置	①米国は、インドネシアの園芸作物、動物及び動物製品に対する措置に関し、GATT、農業協定及び輸入許可手続協定に非整合として申立て。	GATT (X, XI) AA (4) IL (1, 3)	
456. インド太陽電池及び太陽電池モジュールに関する措置	米国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、韓国、マレーシア、ノルウェー、ロシア、トルコ、エクアドル、サウジアラビア、台湾】	2013/ 2/ 6 協議要請 2014/ 4/14 パネル設置要請 2014/ 5/23 パネル設置 2016/ 2/24 パネル報告書配布 2016/ 4/20 インドが上級委申立て 2016/ 9/16 上級委報告書配布 2016/10/14 パネル・上級委報告書採択 2017/12/19 米国が対抗措置承認申請 2018/ 1/ 3 インドが仲裁を要請 2018/ 1/12 仲裁に付託 2018/ 1/23 インドがパネル設置要請（履行確認） 2018/ 2/28 パネル設置（履行確認） 2023/ 7/13 二国間合意通報	①米国は、インドが太陽電池及び太陽電池モジュールに対するローカルコンテンツ要求について、GATT第III条、TRIMs協定第2条、補助金協定第3、5、6、25条に非整合として申立て。 ②パネルはインドの措置をTRIMs協定上の措置と判断し、同措置はTRIMs協定第2条及びGATT第III条4項に非整合と認定した他、インドが主張したGATT第XX条(j)項又は(d)項によっても正当化できないと判断。 ③上級委はパネルの判断を全面的に支持。	GATT (III) TRIMs (2) SCM (3, 5, 6, 25)	第II部 第4章
457. ベルギー農産品の輸入	グアテマラ	2013/ 4/12 協議要請 2013/ 6/13 パネル設置要請	①グアテマラは、ベルギーがコメ、砂糖、トウモロコシ、牛乳	AA (4)	第II部 第16章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
に係る追加関税に関する措置	【アルゼンチン、中国、エルサルバドル、EU、インド、米国、ブラジル、エクアドル、韓国、ホンジュラス、コロンビア】	2013/ 7/23 パネル設置 2014/11/27 パネル報告書配布 2015/ 3/25 ベルレーが上級委申立て 2015/ 3/30 グアテマラが上級委申立て 2015/ 7/20 上級委報告書配布 2015/ 7/31 パネル・上級委報告書採択 2016/ 4/11 シークエンス合意	及び酪農品の一部等の農産品の輸入に対して課している追加関税について、農業協定、GATT及び関税評価協定に非整合として申立て。 ②パネルは、ベルレーの追加関税措置は、このような措置を通常関税に転換することを要求している農業協定第4条2項に反していると判断した他、追加関税措置はGATT第II条におけるその他の租税又は課徴金に該当しないと判断し、ベルレーの措置はGATT第II条に違反していると判断。 ③上級委はパネルの判断を全面的に支持。	GATT (II, X, XI) CVA (1, 2, 3, 5, 6, 7)	
458. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、ドミニカ共和国、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国、中国、ナイジェリア、インドネシア、ペルー、サウジアラビア、南アフリカ、ルグアイ、ジンバブエ、エクアドル】	2013/ 5/ 3 協議要請 2014/ 4/ 4 パネル設置要請 2014/ 4/25 パネル設置 2018/ 6/28 パネル報告書配布 2018/ 8/27 パネル報告書採択	①キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びグリーンパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、キューバが豪州によるTPP措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。	GATT (III, IX) TBT (2) TRIPS (3, 15, 16, 20, 22, 24)	第II部 第11章 第II部 第13章
459. EU及び加盟国－バイオディーゼルの輸入及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置	アルゼンチン	2013/ 5/15 協議要請	①アルゼンチンは、EUのバイオディーゼルの輸入及び販売に関する措置及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置に関して、再生可能資源からのエネルギー利用を促進する措置及び温室効果ガス排出の管理及び削減するメカニズムを導入する措置並びにバイオディーゼル産業の支援スキームを構築する措置は、GATT、補助金協定、TRIMs協定、TBT協定及びWTO設立協定に非整合として申立て。	GATT (I, III) TBT (2, 5) WTO (XVI) TRIMs (2) SCM (3, 5, 6)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
460. 中国－EU製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置	EU 【日本、韓国、インド、トルコ、米国】	2013/ 6/13 協議要請 2013/ 8/16 パネル設置要請 2013/ 8/30 パネル設置 2015/ 2/13 パネル報告書配布 2015/ 5/20 中国が上級委申立て 2015/ 5/26 EUが上級委申立て 2015/10/14 上級委報告書配布 2015/10/28 パネル・上級委報告書採択	①EUは、中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管（HP-SSST）に対するAD協定措置について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、中国商務部によるダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響の考慮及び国内生産者に及ぼす影響の評価、国内産業におけるダンピング輸入と実質的な損害の因果関係の検討、秘密情報の取り扱い、暫定措置の適用においてAD協定に非整合と判断したが、ファクツ・アベイラブルの使用、重要な事実の通知、公告及び決定の説明の一部においては違反を認定しなかった。また、販売費一般管理費、価額の公正な比較及び手続費用に係るEUの主張を認めた。 ③上級委はパネルの判断を概ね支持したが、重要な事実の通知においてはパネルの判断を修正し、非整合と認定した。	AD（1, 2, 3, 6, 7, 12） GATT（VI）	
461. コロンビア－繊維、衣服、履物の輸入に関する措置	パナマ 【エクアドル、エルサルバドル、EU、中国、グアテマラ、ホンジュラス、米国、フィリピン】	2013/ 6/18 協議要請 2013/ 8/19 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置 2015/11/27 パネル報告書配布 2016/ 1/22 コロンビアが上級委申立て 2016/ 6/ 7 上級委報告書配布 2016/ 6/22 パネル・上級委報告書採択 2017/ 2/ 9 パナマが対抗措置承認申請 2017/ 2/ 9 コロンビアがパネル設置要請（履行確認） 2017/ 2/17 コロンビアが仲裁を要請 2017/ 2/20 仲裁に付託 2017/ 2/27 コロンビアが協議要請（履行確認） 2017/ 3/ 6 パネル設置（履行確認/コロンビア申立て） 2017/ 3/ 9 パナマが協議要請（履行確認） 2017/ 5/10 パナマがパネル設置要請（履行確認） 2017/ 6/19 パネル設置（履行確認/パナマ申立て） 2018/10/ 5 パネル報告書配布（履行確認/コロンビア・パナマ申立て） 2018/11/20 パナマが上級委申立て（履行確認）	①パナマは、コロンビアが繊維、衣服、履物の輸入に対して課税している複合関税は、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、コロンビアの複合関税は問題となっている輸入産品すべてに対して適応されている他、不正取引及び合法取引を区別せずに適応されており、かつ、コロンビアの譲許表が定める待遇より不利な待遇となっているため、複合関税はGATT第II条に違反していると判断。また、GATT第XX条によっても正当化しえないと判断。 ③上級委は、パネル任務の客観的評価に対するコロンビアの主張を認め、パネルのDSU第11条違反を認定した。複合関税及びGATT第XX条に係るパネルの判断に対しては、一部の理由を取り消したが、コロンビアのGATT違反を支持した。	GATT（II, VIII, X）	第I部第12章 第II部第3章 第II部第4章
462. ロシア－廃車税	EU	2013/ 7/ 9 協議要請 2013/10/11 パネル設置要請	①EUは、ロシアの廃車税に係る措置について、同措置は輸入車	GATT（I, II, III）	第I部第9章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	【日本、ブラジル、中国、インド、韓国、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国】	2013/11/25 パネル設置	に対しでのみ課税されており、一部の条件の下、国産車並びにベラルーシ及びカザフスタンからの輸入車には非課税である他、新車及び3年以上前に生産された自動車の間で差別的な課税構造となっており、GATT及びTRIMs協定並びにTBT協定（日本）に非整合として申立て。 2014年1月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。	TRIMs (2)	
463. ロシア－廃車税	日本	2013/ 7/24 協議要請	DS462を参照。	GATT (I, III) TRIMs (2) TBT (2)	第I部第9章
464. 米国－韓国製家庭用大型洗濯機に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	韓国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、タイ、トルコ、サウジアラビア、ベトナム】	2013/ 8/29 協議要請 2013/12/ 5 パネル設置要請 2014/ 1/22 パネル設置 2016/ 3/11 パネル報告書配布 2016/ 4/19 米国が上級委申立て 2016/ 4/25 韓国が上級委申立て 2016/ 9/ 7 上級委報告書配布 2016/ 9/26 パネル・上級委報告書採択 2018/ 1/11 韓国が対抗措置承認申請 2018/ 1/19 米国が仲裁を要請 2018/ 1/22 仲裁に付託 2019/ 2/ 8 仲裁判断配布	①韓国は、米国の韓国製家庭用大型洗濯機に対するAD協定措置及び相殺関税措置について、AD協定上の公正な比較手法のありかた、ターゲット・ダンピングでのゼロイングの使用、また、補助金協定上の特定性及び補助金額の計算はAD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国の用いた「ターゲット・ダンピング」のゼロイング等はAD協定2条等に非整合と判断。 ③上級委は、「ターゲット・ダンピング」はAD協定に非整合としたパネルの判断を支持。	AD (1, 2, 5, 9, 11, 18) GATT (VI) SCM (1, 2, 10, 14, 19) WTO (XVI)	第I部第2章
465. インドネシア－園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国	2013/ 8/30 協議要請	①米国は、インドネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第XI条、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定第1、3条等に非整合として申立て。	GATT (III, X, XI, XIII) AA (4) IL (1, 3) PSI (2)	
466. インドネシア－園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	ニュージーランド	2013/ 8/30 協議要請	①ニュージーランドは、インドネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第XI条、農業協定第4.2条、輸入許可手続協定第1、3条等に非整合として申立て。	GATT (III, XI, X, XIII) AA (4) IL (1, 3) PSI (2)	
467. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア 【日本、ブラジル、カナダ、中国、キューバ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、韓国、マレーシ	2013/ 9/20 協議要請 2014/ 3/ 3 パネル設置要請 2014/ 3/26 パネル設置 2018/ 6/28 パネル報告書配布 2018/ 8/27 パネル報告書採択	①インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びブレインパッケージの法令は、TRIPS協定、TBT協定、GATTに非整合として申立て。	TBT (2) TRIPS (2, 3, 15, 16, 20, 22, 24) GATT (III)	第II部 第11章 第II部 第13章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、フィリピン、ロシア、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ジンバブエ、ドミニカ共和国、ペルー、シンガポール、アルゼンチン、チリ、マラウイ、ナイジェリア、エクアドル】		②パネルは、インドネシアが豪州によるTPP措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。		
468. ウクライナ乗用車に係るセーフガード決定	日本 【EU、インド、韓国、ロシア、トルコ、豪州、米国】	2013/10/30 協議要請 2013/ 2/13 パネル設置要請 2014/ 3/26 パネル設置 2015/ 6/26 パネル報告書配布 2015/ 7/20 パネル報告書採択 2015/10/ 6 ウクライナは2015/9/30付けで措置を撤廃したことを報告	①日本は、ウクライナによる乗用車に係るセーフガード決定について、SG協定第2、3、4、5、7、8、11、12条及びGATT第II条及びXIX条に非整合として申立て。 ②パネルは、セーフガード措置決定において、ウクライナ当局は事情の予見されなかった発展及びGATT上の義務の効果要件を満たしておらず、また、輸入の急増及び重大な損害並びに因果関係を立証していないと判断し、日本の主張を全面的に支持。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12) GATT (II, XIX)	第II部 第8章
469. EU－大西洋・スカンジナビア産ニシンに関する措置	デンマーク 【日本、豪州、中国、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、インド、ニュージーランド、パナマ、ロシア、台湾、トルコ、米国、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ノルウェー、ペルー、タイ】	2013/11/ 4 協議要請 2014/ 1/ 8 パネル設置要請 2014/ 2/26 パネル設置 2014/ 8/21 当事国は紛争が解決されたことを報告	①デンマークは、フェロー諸島産ニシン及びサバに対するEUの強制的な経済措置は、GATTに非整合として申立て。	GATT (I, V, XI)	
470. パキスタン－インドネシア製紙製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	インドネシア	2013/11/27 協議要請 2014/ 5/12 パネル設置要請	①インドネシアは、パキスタンによるインドネシア製紙製品に対するAD協定措置及び相殺関税措置について、措置の継続及び撤廃の拒否はAD協定、補助金協定及びGATTに非整合として申立て。	AD (1, 5, 18) SCM (10, 11, 18, 22, 32) GATT (VI, X, XI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
471. 米国－中国に対するアンチ・ダンピング手続での調査手法及び適用	中国 【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、ベトナム、トルコ、台湾】	2013/12/ 3 協議要請 2014/ 2/13 パネル設置要請 2014/ 3/26 パネル設置 2016/10/19 パネル報告書配布 2016/11/18 中国が上級委申立て 2017/ 5/11 上級委報告書配布 2017/ 5/22 パネル・上級委報告書採択 2017/10/17 RPT仲裁要請 2018/ 1/19 仲裁によりRPT決定 2018/ 9/ 9 中国が対抗措置承認申請 2018/ 9/19 米国が仲裁を要請 2018/ 9/21 仲裁に付託 2019/11/ 1 仲裁判断配布	①中国は、油井管、コート紙等の中国産品に対するAD協定手続での調査手法及び適用について、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、ターゲット・ダンピングでもゼロリングが禁止されること、価格計算においてT-T手法でなく、WA-WA手法のみの説明はAD協定に反すると判断。また、調査において中国の輸出者を「単一レート予測」と取り扱うことはAD協定に非整合とし、米国の措置はAD協定に非整合と判断。 ③上級委はターゲット・ダンピングの計算手法についてはパネル判断を支持し中国の主張を棄却したが、AFAに関する規則の法それ自体の違反に関する中国の主張について、将来にわたっての適用に関する立証は不要であるとして、これを必要として中国の立証の不尽を認定したパネル判断を覆し、中国の主張を認めた。 その後仲裁によりRPTを2018年8月22日までとすることで決定。	AD (2, 6, 9) GATT (VI)	第I部第2章
472. ブラジル－課税及び課徴金に係る措置	EU 【日本、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、コロンビア、インド、韓国、ロシア、南アフリカ、台湾、トルコ、米国】	2013/12/19 協議要請 2014/10/31 パネル設置用 2014/12/17 パネル設置 2015/10/22 「DS497」と併合 2017/ 8/30 パネル報告書配布 2017/ 9/28 ブラジルが上級委申立て 2017/10/ 3 EUが上級委申立て 2018/12/13 上級委報告書配布 2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択 2019/12/27 シークエンス合意	①EUは、ブラジルの自動車産業、電子及び技術産業、経済特区で製造された物品及び輸出者に対する優遇税に関する課税及び課徴金に係る措置について、GATT、補助金協定及びTRIMs協定に非整合として申立て。 ②パネルは原告の申立てを認容し、ブラジルの措置について、完成品の国内生産による減税が競争条件を歪曲しているためGATT第III条2・4項及びTRIMs協定第2条に違反し、自動車産業に関する措置についても国内産品を優遇しているとしてGATT第III条2項の違反を、また、メルコスール諸国産品を日・EU産品に比べて有しているとしてGATT第I条の違反等を認定した。 ③上級委は過剰課税、最恵国待遇、輸入代替補助金、授權条項についてはパネル報告書を支持したが、国内産業への補助金、輸出補助金、禁止された補助金	GATT (I, II, III) SCM (3) TRIMs (2)	第I部第11章 第II部第1章 第II部第2章 第II部第4章 第II部第9章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			の遅延なき撤廃については、パネル報告書を覆した。		
473. EUーアルゼンチン産バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング措置	アルゼンチン 【豪州、中国、マレーシア、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、トルコ、米国、コロンビア、インドネシア、メキシコ】	2013/12/19 協議要請 2014/ 3/13 パネル設置要請 2014/ 4/25 パネル設置 2016/ 3/29 パネル報告書配布 2016/ 5/20 EUが上級委申立て 2016/ 5/25 アルゼンチンが上級委申立て 2016/10/ 6 上級委報告書配布 2016/10/26 パネル・上級委報告書採択 2017/ 9/28 シークエンス合意	①アルゼンチンは、EUによるアルゼンチン産バイオディーゼルに対するAD協定措置について、AD協定第1、2、3、6、9、18条、GATT第VI条等に非整合として申立て。 ②パネルは、「それ自体」（as such）に係るアルゼンチンの主張は退けたが、当該製品の生産費用の計算に係るアルゼンチンの主張は認め、EUはAD協定第2.2.1.1.条に違反していると判断。 ③上級委は全面的にパネルの判断を支持。	AD (2, 3, 6, 9, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
474. EUーロシアからの輸入に関するアンチ・ダンピング措置及びコスト調整方法	ロシア 【アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、インドネシア、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国、サウジアラビア、ブラジル、メキシコ、ベトナム】	2013/12/23 協議要請 2014/ 6/ 4 パネル設置要請 2014/ 7/22 パネル設置	①ロシアは、EUによるロシアからの輸入に対するAD協定調査及び見直しに関し、ダンピング・マージンの計算における「価格調整」手法の使用について、AD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。	AD (2, 3, 5, 6, 9, 18) GATT (VI) WTO (XVI)	
475. ロシアーEUからの豚肉製品等の輸入に係る措置	EU 【日本、豪州、中国、インド、韓国、ノルウェー、台湾、米国、ブラジル、南アフリカ】	2014/ 4/ 8 協議要請 2014/ 6/27 パネル設置要請 2014/ 7/22 パネル設置 2016/ 8/19 パネル報告書配布 2016/ 9/23 ロシアが上級委申立て 2016/ 9/28 EUが上級委申立て 2017/ 2/23 上級委報告書配布 2017/ 3/21 パネル・上級委報告書採択 2017/12/19 EUが対抗措置承認申請 2017/12/20 ロシアが仲裁を要請 2018/ 1/ 3 仲裁に付託 2018/ 1/25 ロシアが協議要請（履行確認） 2018/ 2/ 2 EUが協議要請（履行確認） 2018/10/18 EUがパネル設置要請（履行確認） 2018/11/21 パネル設置（履行確認） 2020/ 1/24 EUによるパネル手続停止要請（履行確認） 2021/ 1/28 パネルの設置根拠が失効（履行確認）	①EUは、ロシアが豚や豚肉、その他の豚製品をEUから輸入する際の措置について、SPS協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは国際獣疫事務局（OIE）の定める基準に基づいていない等のロシアの措置は、SPS協定に違反していると認定。 ③上級委はパネルの判断を結論として肯定した。	SPS (2, 3, 5, 6, 7, 8, Annex B, Annex C) GATT (I, III, XI)	
476. EU及び加盟国ーエネルギー産業に対する措置	ロシア 【日本、ブラジル、中国、インド、ウクライナ、米	2014/ 4/30 協議要請 2015/ 5/11 パネル設置要請 2015/ 7/20 パネル設置 2018/ 8/10 パネル報告書配布	①ロシアは、EUのエネルギー産業に対する規制（Third Energy Package）に関する措置は、GATS、GATT、補助金協定、TRIMS	GATS (II, VI, XVI, XVII) GATT (I, III, X, XI)	第II部 第1章 第II部 第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	国、コロンビア、韓国、サウジアラビア】	2018/ 9/21 EUが上級委申立て 2018/ 9/26 ロシアが上級委申立て	協定及びWTO協定に非整合として申立て。 ②パネルは、パネルがEU加盟国の国内法上の差異について述べるのは適切ではないというEUの主張を否定したが、GATSとGATTに基づくロシアの主張を否定した。	SCM (3) TRIMs (2) WTO (XVI)	第II部 第3章 第II部 第4章 第II部 第12章
477. インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	ニュージーランド 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、パラグアイ、シンガポール、台湾、アルゼンチン、韓国、タイ】	2014/ 5/ 8 協議要請 2015/ 3/18 パネル設置要請 2015/ 5/20 パネル設置（「DS478」と併合） 2016/12/22 パネル報告書配布 2017/ 2/17 インドネシアが上級委申立て 2017/11/ 9 上級委報告書配布 2017/11/22 パネル・上級委報告書採択 2018/ 8/10 シークエンス合意 2019/ 1/17 インドネシアが履行確認通知	①ニュージーランドは、インドネシアによる園芸作物、動物及び動物製品の輸入に関する措置は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定、船積み協定前検査協定に非整合として申立て。 ②パネルは申立国の主張を全面的に認め、インドネシアの措置はGATT第XI:1条に違反し、第XX条及び第XI: 2(c) (ii)によっても正当化していないと判断。 ③上級委は、パネルがGATT第XX条 柱書を各号に先駆けて検討した点を、過去の上級委報告書に反し、特に柱書の趣旨である権利濫用の有無を審査するには各号における政策目的の特定が先行されるべきと述べたものの、これはGATT第XI条1項の結論には影響しないとして、他の点を含め、結論として全面的にパネル判断を支持した。	GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 2, 3, 5) PSI (2)	第II部 第3章 第II部 第4章
478. インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、ノルウェー、パラグアイ、シンガポール、台湾、アルゼンチン、韓国、タイ】	2014/ 5/ 8 協議要請 2015/ 3/18 パネル設置要請 2015/ 5/20 パネル設置（「DS477」と併合） 2016/12/22 パネル報告書配布 2017/ 2/17 インドネシアが上級委申立て 2017/11/ 9 上級委報告書配布 2017/11/22 パネル・上級委報告書採択 2018/ 8/ 2 米国が対抗措置承認申請 2018/ 8/14 インドネシアが仲裁を要請 2018/ 8/15仲裁に付託 2019/1/17 インドネシアが適切な措置をとったことを通知	①米国は、インドネシアによる園芸作物、動物及び動物製品の輸入に関する措置は、GATT、農業協定、輸入許可手続協定、船積み協定前検査協定に非整合として申立て。 ②・③「DS477」を参照	GATT (III, X, XI) AA (4) IL (1, 2, 3, 5) PSI (2)	
479. ロシア—ドイツ及びイタリア製商用自動車に対するアンチ・ダンピング措置	EU 【日本、中国、インド、韓国、米国、ブラジル、トルコ、ウクライナ】	2014/ 5/21 協議要請 2014/ 9/15 パネル設置要請 2014/10/20 パネル設置 2017/ 1/27 パネル報告書配布 2017/ 2/20 ロシアが上級委申立て 2017/ 2/27 EUが上級委申立て 2018/ 3/22 上級委報告書配布 2018/ 4/ 9 パネル・上級委報告書採択	①EUは、ロシアによるドイツ及びイタリア製商用自動車に対するAD協定税賦課は、国内産業の定義、調査期間の選定、価格抑制効果及び損害の決定並びに因果関係の決定において、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、EUの一部の主張を	AD (1, 2, 3, 4, 6, 9, 12, 18) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			退けたが、ロシア当局によるAD協定税調査及び賦課は、国内産業についての客観的な分析がかけていないとしてAD協定第4.1条の、調査期間の選択に客観性がかけるとして第3.1条などの違反を認定した。 ③上級委はAD協定3.1条、3.4条、4.1条についてはパネル報告書を支持し、国内価格の上昇に係る3.1条と3.2条、6.9条（ロシア側の主張）についてはパネル報告書を補充したが、DSU11条、AD協定17.6条、6.9条（EU側の主張）についてはパネル報告書は誤りであると認定した。		
480. EU-インドネシア産バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング措置	インドネシア 【日本、米国、トルコ、シンガポール、インド、中国、カナダ、アルゼンチン、豪州、ノルウェー、ロシア、ブラジル、ウクライナ】	2014/ 6/10 協議要請 2015/ 6/30 パネル設置要請 2015/ 8/31 パネル設置 2018/ 1/25 パネル報告書配布 2018/ 2/28 パネル報告書採択	①インドネシアは、EUによる(a)ダンピングされた商品がヨーロッパ圏外の国から輸入されることに対する保護措置、(b)インドネシアからのバイオディーゼルに対するAD協定措置は、AD協定、WTO設立協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルはコスト計算において生産者の記録を用いなかった点がAD協定第2.2.1.1条に違反する等、インドネシアの主張をほぼ全面的に認めた。	AD (1, 2, 3, 6, 7, 9, 15, 18) WTO (XVI) GATT (VI)	
481. インドネシアークロウブタバコ事件に関するDSU22.2条上の訴え	EU	2014/ 6/13 協議要請 2015/ 5/ 6 DS406における二国間合意を受け、EUが協議要請を取下げ	①EUは、クロウブ入りタバコの流通・生産に関する措置（DS406）に関連した、インドネシアによるDSU22.2条上の訴えは、DSUに非整合として申立て。	DSU (10, 21, 22, 23)	
482. カナダ-台湾製炭素鋼溶接管に対するアンチ・ダンピング措置	台湾 【EU、中国、韓国、ノルウェー、アラブ首長国連邦、米国、ブラジル】	2014/ 6/25 協議要請 2015/ 1/22 パネル設置要請 2015/ 3/10 パネル設置 2016/12/21 パネル報告書配布 2017/ 1/25 パネル報告書採択	①台湾は、カナダによる台湾製炭素鋼溶接管（carbon steel welded pipe）の輸入に対するAD協定措置は、GATT及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは、カナダの本件措置について、(a)個別輸出者のレートが僅少であったにもかかわらず調査を継続した点がAD協定第5.8条に違反、(b)僅少の輸出者から最終決定後にAD協定税を徴収したことが9.2条に違反、(c)僅少の輸出者からの輸入を損害認定で含めたことが3条に違反、(d)カナダ当局が関連する全ての要素を考慮することなくFAを適用したことは6条に違反すること、等を認定した。	GATT (VI) AD (1, 3, 5, 6, 7, 9)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
483. <u>中国－カナダ産セルロースパルプに対するアンチ・ダンピング措置</u>	カナダ 【日本、EU、チリ、韓国、ノルウェー、米国、ブラジル、シンガポール、ウルグアイ】	2014/10/15 協議要請 2015/ 2/12 パネル設置要請 2015/ 3/10 パネル設置 2017/ 4/25 パネル報告書配布 2017/ 5/22 パネル報告書採択 2018/ 5/ 2 シークエンス合意 2018/ 9/11 協議要請（履行確認）	①カナダは、中国によるカナダ産セルロースパルプに対するAD協定税賦課措置は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②中国当局は調査期間の後半では輸入価格が国内価格を上回っているにもかかわらず価格効果について説明していないとして、また因果関係についても十分な説明を行っていないとして、AD協定3.1、3.2及び3.5条違反を認定した。	AD (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 12) GATT (VI)	
484. <u>インドネシア－鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置</u>	ブラジル 【日本、米国、EU、韓国、中国、チリ、ニュージーランド、ノルウェー、ベトナム、パラグアイ、台湾、インド、豪州、アルゼンチン、ロシア、カナダ、タイ、オマーン、カタール】	2014/10/16 協議要請 2015/10/15 パネル設置要請 2015/12/ 3 パネル設置 2017/10/17 パネル報告書配布 2017/11/22 パネル報告書採択 2018/ 7/27 シークエンス合意2019/ 6/13 ブラジルがパネル設置要請（履行確認） 2019/ 6/24 パネル設置（履行確認） 2020/11/10 パネル報告書配布（履行確認） 2020/12/17 インドネシアが上級委申立て（履行確認）	①ブラジルは、インドネシアによる鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置は、SPS協定、TBT協定、農業協定、輸入許可手続協定、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、インドネシアがある種の鶏製品について輸入許可リストに含めていない点を法的な輸入禁止に等しいとして、また、特定用途の鶏肉及び鶏製品の輸入制限について、GATT第XI条の違反を認定した。また、一部の施行規則についてGATT第III条の違反を認定した。 履行確認パネルは、インドネシアの措置がブラジル産鶏肉の輸入を不当に遅延させるものであるなどとして、引き続きSPS協定に違反していると判断した、他方で、当該措置は輸入制限に該当しGATTXI条に違反するものではないと判断された。	SPS (2, 3, 5, 8,) TBT (2, 5) AA (4, 14) IL (1, 3) GATT (III, X, XI)	第II部 第3章 第II部 第4章
485. <u>ロシア－農業製品、工業製品に対する関税措置</u>	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、シンガポール、ウクライナ、米国】	2014/10/31 協議要請 2015/ 2/26 パネル設置要請 2015/ 3/25 パネル設置 2016/ 8/12 パネル報告書配布 2016/ 9/26 パネル報告書採択	①EUは、ロシアによる農業製品及び工業製品に対する関税措置は、GATT第II条、VII条や、関税評価協定第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条に違反するとして申立て。 ②パネルはEUの主張を全面的に認め、ロシアの関税措置はGATT第II条に違反しているとしたが、ロシアの12番目の措置に関しては、その措置の存在を立証していないとし、EUの主張を退けた。	GATT (II, VII) CVA (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)	
486. <u>EU－パキスタン製ポリエチレンテレフタレートに</u>	パキスタン 【中国、米国】	2014/10/28 協議要請 2015/ 2/12 パネル設置要請 2015/ 3/25 パネル設置 2017/ 7/ 6 パネル報告書配布 2017/ 8/30 EUが上級委申立て	①パキスタンは、EUによるパキスタン製ポリエチレンテレフタレート（polyethylene terephtharate）の輸入に関連した相殺措置の賦課は、GATT及び	GATT (VI) SCM (1, 3, 10, 12, 14, 15, 19, 22, 32)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
対する相殺措置		2017/ 9/ 4 パキスタンが上級委申立て 2018/ 5/16 上級委報告書配布 2018/ 5/28 パネル・上級委報告書採択	補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは、EUの補助金額の認定に誤りがあるとして補助金協定1.1条(a)(1)(ii)の違反を、輸出補助金の認定に誤りがあるとして3.1条の違反を、同等な商業的貸付けと比較しうる政府貸付けを特定していないとして14.1条違反を認定した。また、EUは非協力的なEU域内の生産者との競争や原油価格の影響が見られないことについて立証しておらず因果関係の分析に誤りがあるとして、15.5条違反を認定した。 ③上級委はEUの主張を退け、パネル判断を支持した。		
487. 米国－大型民間航空機に対する税制上の優遇措置	EU 【日本、ブラジル、中国、インド、韓国、ロシア、豪州、カナダ】	2014/12/19 協議要請 2015/ 2/12 パネル設置要請 2015/ 2/23 パネル設置 2016/11/28 パネル報告書配布 2016/12/16 米国が上級委申立て 2017/ 1/17 EUが上級委申立て 2017/ 9/ 4 上級委報告書配布 2017/ 9/22 パネル・上級委報告書採択	①EUは、米国が民間大型航空機の開発、製造及び販売において、ワシントン州で実施されている条件付きの税制上優遇措置は禁止補助金に該当し、補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国のワシントン州が同州内の航空機産業に対して付与している税制措置は補助金協定上の補助金であると判断した上で、EUの同措置に対する <i>de jure</i> の主張は退けたが、 <i>de facto</i> に対する主張を認め、米国の同措置は補助金協定に違反していると認定。 ③上級委はEUの主張を全て退けたが、米国の <i>de facto</i> に関する主張を認め、当該補助金は協定で禁止される補助金ではないとして、結論として米国の協定違反はないと判断した。	SCM (1, 2, 3)	第II部 第7章
488. 米国－韓国製油井管に対するアンチ・ダンピング措置	韓国 【カナダ、中国、EU、インド、ロシア、トルコ、メキシコ】	2014/12/22 協議要請 2015/ 2/23 パネル設置要請 2015/ 3/25 パネル設置 2017/11/14 パネル報告書配布 2018/ 1/12 パネル報告書採択 2019/ 7/29 韓国が対抗措置承認申請 2019/ 8/ 8 米国が仲裁を要請 2019/ 8/ 9 仲裁に付託	①韓国は、米国による韓国製油井管に対するAD協定措置及び、措置に係る調査手法は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、米当局が構成価格の計算において回答者の実際の国内データを用いなかった点や対象貨物に関する不当に厳格なカテゴリ分けなどがAD協定2.2.2条に反すると認定した。他方、コスト計算や手続的瑕疵に関する韓国の主張は、十分な証拠が	AD (1, 2, 6, 12, 18) GATT (X)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			示されていないとしてこれを棄却した。		
489. 中国ーデモンストレーションベースと共通サービスプラットフォームに関する措置	米国 【日本、EU、豪州、カナダ、インド、韓国、ブラジル、ロシア、コロンビア、シンガポール、台湾、サウジアラビア、ドミニカ共和国】	2015/ 2/11 協議要請 2015/ 4/ 9 パネル設置要請 2015/ 4/22 パネル設置 2016/ 4/14 二国間合意通報	①米国は、中国が輸出実績を条件に複数産業に対して交付している補助金措置は、補助金協定に非整合として申立て。	SCM (3)	
490. <u>インドネシアー鉄鋼及び鉄製品に関するセーフガード措置</u>	台湾 【日本、豪州、中国、EU、インド、ロシア、ウクライナ、ベトナム、米国】	2015/ 2/12 協議要請 2015/ 8/20 パネル設置要請 2015/ 9/28 パネル設置（「DS496」と併合） 2017/ 8/18 パネル報告書配布 2017/ 9/28 インドネシアが上級委申立て 2017/10/ 3 台湾が上級委申立て 2018/ 8/15 上級委報告書配布 2018/ 8/27 パネル・上級委報告書採択 2019/ 4/15 付けでインドネシアが措置を撤廃したことを報告	①台湾は、インドネシアの鉄鋼及び鉄製品に関するSG協定措置並びに調査及び決定は、GATT及びSG協定に非整合と申立て。 ②パネルは本件貨物についてインドネシアは譲許を行っており、したがって関税を引き上げたとしてもこれはGATT上の義務の停止や譲許の撤回・修正には当たらない。仮にインドネシア自身がこのような行為をSG協定と述べていても、このような行為はSG協定の審査対象とはならない。他方、パネルは、本件の追加関税が一部の加盟国について除外をしている点はGATT第1条の最恵国待遇義務に反すると認定した。 ③上級委はパネル報告を支持。	GATT (I, XIX) SG (2, 3, 4, 12)	第II部 第8章
491. 米国ーインドネシア製塗装紙に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺措置	インドネシア 【EU、中国、トルコ、韓国、カナダ、インド、ブラジル】	2015/ 3/13 協議要請 2015/ 7/ 9 パネル設置用 2015/ 9/28 パネル設置 2017/12/ 6 パネル報告書配布 2018/ 1/12 パネル報告書採択	①インドネシアは、米国のインドネシア製塗装紙に対するAD協定税賦課及び相殺措置は、補助金協定、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルはインドネシアの請求を全て棄却し、米国の違反を認めなかった。	SCM (2, 10, 12, 14, 15)、 AD (1, 3, 15)	
492. EUー家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置	中国 【ブラジル、ロシア、米国、アルゼンチン、カナダ、インド、タイ】	2015/ 4/ 8 協議要請 2015/ 6/ 8 パネル設置要請 2015/ 7/20 パネル設置 2017/ 3/28 パネル報告書配布 2017/ 4/19 パネル報告書採択 2019/ 5/30 二国間合意通報	①中国は、EUの鶏肉製品の関税譲許表を修正する措置は、GATTに非整合として申立て。 ②パネルは、中国によるGATT XXVIII条に関しては、立証不足を指摘したが、同XXVIII条2項における関税割当の配分に関してEUの違反を認めた。	GATT (I, II, XIII, XXVIII)	第II部 第1章
493. <u>ウクライナー硝酸アンモニウムに対するアンチ・ダンピング措置</u>	ロシア 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、中国、EU、カザフスタ	2015/ 5/ 7 協議要請 2016/ 2/29 パネル設置要請 2016/ 4/22 パネル設置 2018/ 7/20 パネル報告書配布 2018/ 8/23 ウクライナが上級委申立て 2019/ 9/12 上級委報告書配布	①ロシアは、ウクライナのロシア産硝酸アンモニウムに対するAD協定措置は、GATT及びAD協定に非整合として申立て。 ②パネルは、ロシアのAD協定11条、6.8条、Annex IIのパラグラ	GATT (VI)、 AD (1, 2, 5, 6, 9, 11, 18)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ン、メキシコ、ノルウェー、カタール、米国】	2019/ 9/30 パネル・上級委報告書採択	フ3, 5, 6, 2.1条、GATT VI条に基づく主張については違反を認めず、AD協定の12.2条、12.2. 2条に基づく儒帳は付託範囲外であると認定した（その他については違反を認定）。 ③上級委はパネル報告を支持。		
494. <u>EU－ロシアからの輸入に関するアンチ・ダンピング措置及びコスト調整方法（二次申立て）</u>	ロシア 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ノルウェー、ウクライナ、米国、ベトナム】	2015/ 5/ 7 協議要請 2016/11/ 7 パネル設置要請 2016/12/16 パネル設置 2020/ 6/24 パネル報告書配布 2020/ 8/28 EUが上級委申立て 2020/ 9/ 2 ロシアが上級委申立て	①ロシアは、EUによるロシアからの輸入に対するAD協定調査及び見直しに関し、ダンピング・マージンの計算における「価格調整」手法の使用について、AD協定、補助金協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、EUによるダンピング・マージンの計算における「価格調整」手法の使用について、AD協定に違反することを認めた。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 18) SCM (10, 32) GATT (I, VI, X) WTO (XVI)	
495. <u>韓国－日本産水産物等の輸入規制</u>	日本 【米国、EU、ノルウェー、ニュージーランド、インド、ロシア、台湾、中国、グアテマラ、カナダ、ブラジル】	2015/ 5/21 協議要請 2015/ 8/20 パネル設置要請 2015/ 9/28 パネル設置 2018/ 2/20 パネル報告書配布 2018/ 4/ 9 韓国が上級委申立て 2018/ 4/16 日本が上級委申立て 2019/ 4/11 上級委報告書配布 2019/ 4/26 パネル・上級委報告書採択	①日本は、韓国による(a)一部の食料品の輸入禁止措置、(b)放射性物質の検知に係る追加試験及び認証要件、(c)SPS協定上の透明性確保義務に関して、SPS協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは(a)及び(b)について恣意的又は不当な差別に当たり、また、必要以上に貿易制限的であるとしてSPS協定2条3及び5条6に非整合である、(c)について利害関係を有する加盟国が知ることのできるよう速やかに公表することを確保する義務等（SPS協定第7条等）に整合しない、として韓国措置のSPS協定違反を認定した。 ③上級委は、(a)及び(b)についてパネルが認定した事実からでは韓国措置の違反を認定できないとし、(c)については、パネルの付託事項の範囲外であるとして、パネルの判断を破棄した。	SPS (2, 4, 5, 7, 8) GATT (XXIII)	第I部第5章
496. <u>インドネシア－鉄鋼及び鉄製品に関するセーフガード措置</u>	ベトナム 【日本、米国、EU、インド、韓国、ロシア、中国、チリ、豪州台湾】	2015/ 6/ 1 協議要請 2015/ 9/17 パネル設置要請 2015/10/28 パネル設置（「DS490」と併合） 2017/ 8/18 パネル報告書配布 2017/ 9/28 インドネシアが上級委申立て 2017/10/ 3 ベトナムが上級委申立て 2018/ 8/15 上級委報告書配布 2018/ 8/27 パネル・上級委報告書採択 2019/ 3/22 シークエンス合意	①ベトナムは、インドネシアの鉄鋼及び鉄製品に関するSG協定措置並びに調査及び決定は、GATT及びSG協定に非整合と申立て ②③DS490を参照	GATT (I, XIX) SG (2, 3, 4, 12)	第II部第8章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2019/ 4/15 付けでインドネシアが措置を撤廃したことを報告			
497. <u>ブラジル工業品税及びその他の各種税制の内外差別的運用</u>	日本【アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、コロンビア、EU、インド、韓国、ロシア、シンガポール、トルコ、ウクライナ、米国】	2015/ 7/ 2 協議要請 2015/ 9/17 パネル設置要請 2015/ 9/28 パネル設置 2015/10/22 「DS472」と併合 2017/ 8/30 パネル報告書配布 2017/ 9/28 ブラジルが上級委申立て 2017/10/ 3 日本が上級委申立て 2018/12/13 上級委報告書配布 2019/ 1/11 パネル・上級委報告書採択 2019/12/27 シークエンス合意	①日本は、ブラジルの自動車産業、電子及び技術産業、経済特区で製造された物品及び輸出者に対する優遇税に関する課税及び課徴金に係る措置について、GATT、補助金協定及びTRIMs協定に非整合として申立て。 ②③DS472を参照	GATT (I, II, III) TRIMs (2,) SCM (3)	第I部第11章 第II部第1章 第II部第2章 第II部第4章 第II部第9章
498. <u>インド－台湾からのUSBフラッシュドライブ輸入に対するアンチ・ダンピング措置</u>	台湾	2015/ 9/24 協議要請	①台湾は、インドが台湾からのUSBフラッシュドライブに対して賦課しているAD協定税及びその調査は、AD協定及びGATTに非整合として申立て。	GATT (VI, X) AD (2, 3, 5, 6, 9, 12)	
499. <u>ロシア－鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置</u>	ウクライナ【日本、カナダ、中国、EU、インド、インドネシア、シンガポール、米国】	2015/10/21 協議要請 2016/11/10 パネル設置要請 2016/12/16 パネル設置 2018/ 7/30 パネル報告書配布 2018/ 8/27 ウクライナが上級委申立て 2018/ 9/ 3 ロシアが上級委申立て 2020/ 2/ 4 上級委報告書配布 2020/ 3/ 5 パネル・上級委報告書採択	①ウクライナは、ロシアのウクライナからの鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置がGATT及びTBT協定に非整合として申立て。 ②パネルは、ウクライナのTBT協定に関する主張は適切にパネルに申し立てられなかったとして判断を下さなかった。また、ウクライナはロシアによるウクライナからの鉄道製品及びその部品の輸入の制度的制限の存在を示さなかったとして、ロシアの無差別義務違反 (GATT第1条、XIII条)と貿易制限措置を取らない義務違反 (GATT 第XI条)に関する主張を証明しなかったと認定した。 ③上級委員会は、TBT協定第5.1.1項に関して「同等の状況」の立証が不十分というパネル判断に対して、パネルはサプライヤーが不利な状況下にあったにも関わらず、一般的なウクライナの状態に依拠したとして、パネル判断を覆した。また、TBT協定第5.1.2項に関して、より貿易制限的ではない措置が合理的に利用可能であったかをウクライナが立証する必要があるとしてパネル判断を否定した。	GATT (I, III, X, XI, XIII) TBT (2, 5)	第II部第11章
500. <u>南アフリカーパキス</u>	パキスタン	2015/11/10 協議要請	①パキスタンは、南アフリカのボルトランドセメントに対する	AD (2, 3, 6, 7, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
タンからのポルトランドセメント輸入に対する暫定アンチ・ダンピング措置			暫定AD協定措置はAD協定及びGATTに非整合として申立て。	GATT (VI)	
501. 中国－国内製造航空機に対する課税措置	米国	2015/12/ 8 協議要請	①米国は、中国の国内製造航空機に対する課税措置はGATT及び中国加盟議定書に非整合として申立て。	GATT (III, X) 加盟議定書	
502. コロンビア輸入蒸留酒に関する措置	EU 【ブラジル、カナダ、チリ、中国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、インド、カザフスタン、韓国、メキシコ、パナマ、ロシア、台湾、米国】	2016/ 1/13 協議要請 2016/ 8/22 パネル設置要請 2016/ 9/26 パネル設置	①EUは、コロンビアの輸入蒸留酒に対する措置はGATTに非整合として申立て。	GATT (III, X, XXIV)	
503. 米国－非移民査証に関する措置	インド	2016/ 3/ 3 協議要請	①インドは、米国の非移民に係るL-1及びH-1b査証に対する措置はGATSに非整合として申立て。	GATS (II, III, IV, V, VI, XVI, XVII, XX)	
504. 韓国－日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置	日本 【ブラジル、中国、エクアドル、EU、ノルウェー、シンガポール、トルコ、米国、ベトナム】	2016/ 3/15 協議要請 2016/ 6/ 9 パネル設置要請 2016/ 7/ 4 パネル設置 2018/ 4/12 パネル報告書配布 2018/ 5/28 日本が上級委申立て 2018/ 6/ 4 韓国が上級委申立て 2019/ 9/10 上級委報告書配布 2019/ 9/30 パネル・上級委報告書採択	①日本は、韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD協定措置に関して、賦課に係る文書及び情報はAD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、主張の法的根拠を示していないとしてAD協定に関する日本の主張のいくつかを付託事項外であると認定した。AD協定3.1条、3.4条、3.5条については日本が十分な証拠を示さなかったとして違反を認定しなかった部分もあるが、その他については協定に非整合と認定した。 ③上級委は、韓国による日本製品の輸入が韓国産バルブの価格低下圧力をもたらしたかについて適切な説明がなく、ダンピング輸入による価格効果の立証が不十分としてAD協定3.1条及び3.2条に非整合と認定した。	AD (1, 3, 6, 12) GATT (VI)	第I部第5章 第II部第6章
505. 米国－カナダからのスーパー仕上げ紙に対する対抗措置	カナダ 【日本、ブラジル、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、トルコ】	2016/ 3/ 3 協議要請 2016/ 6/ 9 パネル設置要請 2016/ 7/21 パネル設置 2018/ 7/ 5 パネル報告書配布 2018/ 8/27 米国が上級委申立て 2020/ 2/ 6 上級委報告書配布 2020/ 3/ 5 パネル・上級委報告書採択	①カナダは、米国のカナダからのスーパー仕上げ紙に対する相殺関税の賦課及びその調査について、補助金協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、米国商務省の相殺関税の賦課及びその調査委につ	GATT (VI) SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 19, 22, 32)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
		2019/6/29 仲裁に付託 2022/7/13 仲裁判断配布	いて、補助金協定及びGATT違反を認定。 ③上級委はカナダの米国による控訴は上訴の範囲外であるという主張を否定したが、OFA-AFA措置が補助金協定第12.7条に非整合というパネル判断を支持した。		
506. インドネシアー牛肉製品の輸入に関する措置	ブラジル	2016/ 4/ 4 協議要請	①ブラジルは、インドネシアの牛肉製品の輸入に係る措置は輸入許可手続協定、農業協定、TBT協定、GATT、及びSPS協定に非整合として申立て。	IL (1, 3, 5) AA (4, 14) TBT (2, 5) GATT (I, II, III, VIII, X, XI) SPS (2, 3, 5, 6, 7, 8)	
507. タイー砂糖に関する補助金	ブラジル	2016/ 4/ 4 協議要請 2024/ 3/ 6 二国間合意通報	①ブラジルは、タイの砂糖に対する補助金は農業協定及び補助金協定に反するとして申立て。	AA (3, 6, 8, 9, 10) SCM (3, 5, 6)	
508. 中国ー原材料に係る輸出税	米国 【日本、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、ベトナム】	2016/ 7/13 協議要請 2016/10/13 パネル設置要請 2016/11/ 8 パネル設置	①米国は、中国のアンチモン、コバルト、銅、黒鉛、鉛、マグネシア、タルク、タンタル及び錫に対する輸出税の賦課は、加盟議定書及びGATTに非整合である他、米国の中国加盟議定書上の利益を無効化又は侵害しているとして申立て。	加盟議定書 GATT (X, XI)	第I部第1章
509. 中国ー原材料に係る輸出税及びその他の措置	EU 【日本、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、オマーン、台湾、ベトナム、米国、ロシア、ノルウェー、カザフスタン、シンガポール】	2016/ 7/19 協議要請 2016/10/26 パネル設置要請 2016/11/23 パネル設置	①EUは、中国のアンチモン、コバルト、銅、黒鉛、鉛、マグネシア、タルク、タンタル及び錫に対する輸出税の賦課は、加盟議定書及びGATTに非整合である他、米国の中国加盟議定書上の利益を無効化又は侵害しているとして申立て	加盟議定書 GATT (X, XI)	第I部第1章
510. 米国ー再生可能エネルギー産業に関する措置	インド 【日本、ブラジル、中国、EU、インドネシア、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ】	2016/ 9/ 9 協議要請 2017/ 1/17 パネル設置要請 2017/ 3/21 パネル設置 2019/ 6/27 パネル報告書配布 2019/ 8/15 米国が上級委申立て 2019/ 8/20 イン도가上級委申立て 2023/7/13 二国間合意通報	①インドは、米国の一部の州政府がエネルギー産業に対して国産比率要求及び補助金を付与している措置に関して、GATT、TRIMs協定及び補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国の問題となっている措置の全てが、国内製品に有利な待遇を与えているとして、米国の措置はGATT 第III条に非整合とした。なお、パネル	GATT (III, XVI) SCM (3, 5, 6, 25) TRIMs (2) WTO (XVI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			はTRIMs協定2.1条、同2.2条及び補助金協定3.1(b)条、同3.2条の認定については、訴訟経済を行使した。		
511. 中国－農業生産者に対する国内助成措置	米国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、イスラエル、カザフスタン、韓国、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベトナム】	2016/ 9/13 協議要請 2016/12/ 5 パネル設置要請 2017/ 1/25 パネル設置 2019/ 2/28 パネル報告書配布 2019/ 4/26 パネル報告書採択 2019/ 6/10 シークエンス合意 2020/ 8/28 中国が仲裁を要請 2020/ 8/ 5 パネル設置要請（履行確認） 2020/ 9/28 パネル設置（履行確認）	①米国は、中国の小麦、インディカ米、ジャポニカ米及びトウモロコシ生産者に対する国内助成措置は生産者を優遇しており、農業協定に非整合として申立て。 ②パネルは、トウモロコシ生産者に対する国内助成措置はパネル審理前に終了していたため、審理しなかった。パネルは、中国の小麦、インディカ米、ジャポニカ米生産者に対する国内助成措置の助成合計量は閾値を超過しているため、農業協定3.2条、同6.3条に非整合とした。	AA (3, 6, 7)	
512. ロシア－通過に係る措置	ウクライナ 【日本、豪州、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、EU、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、パラグアイ、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、米国】	2016/ 9/14 協議要請 2017/ 2/ 9 パネル設置要請 2017/ 3/21 パネル設置 2019/ 4/ 5 パネル報告書配布 2019/ 4/26 パネル報告書採択	①ウクライナは、ウクライナを介してロシアから第三国に移転される物資に対する複数の制限を課している措置は、GATT及びロシアの加盟議定書に非整合として申立て ②パネルは、GATT XXI (b)についてパネルの管轄権は否認されないとし、クリミア危機は国連総会により武力衝突にかかると認定されたことからロシアの安全保障上の重大な利益は不明確ではないとして、本件ロシア措置はGATT21条(b)(iii)に整合しているとした。ウクライナからの上訴がなく、本件パネル報告書が確定した。	GATT (V, X, XI, XI) WTO (XVI) 加盟議定書	第II部 第4章
513. モロッコ－熱延鋼板に係るアンチ・ダンピング措置	トルコ 【日本、中国、エジプト、EU、インド、カザフスタン、韓国、オマーン、ロシア、シンガポール、アラブ首長国連邦、米国】	2016/10/ 3 協議要請 2017/ 1/12 パネル設置要請 2017/ 2/20 パネル設置 2018/10/31 パネル報告書配布 2018/11/20 モロッコが上級委申立て 2019/12/ 4 モロッコが上級委申立てを取り下げ 2019/12/10 上級委報告書配布 2020/ 1/ 8 パネル・上級委報告書採択	①トルコは、モロッコによる熱延鋼板に対するAD協定措置の賦課及びそれに係る調査により、「国内産業の確立の実質的な遅延」（AD協定3条注9・GATT VI(a)条）が生じたとして、AD協定、GATT及び輸入許可手続協定に非整合であるとして申立て。 ②パネルはAD協定3条注9、GATT VI(a)条に基づくトルコの主張について判断しなかったが、トルコの国内産業が「確立していな	AD (3, 6, 18) GATT (I, VI, X, XV) IL (3)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			い」としてモロッコのAD協定違反を認定した。 ③モロッコは、上級委員会に対して、上訴取り下げを申し入れ、パネル報告書が採択された。		
514. 米国ーブラジルからの冷延及び熱延鋼板に対する相殺措置	ブラジル	2016/11/11 協議要請	①ブラジルは、米国のブラジルからの熱延及び冷延鋼板に対する相殺措置及び措置の調査は、補助金協定及びGATTに非整合として申立て。	SCM (1, 2, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 19, 32) GATT (VI)	
515. 米国ーアンチ・ダンピング手続に係る価格比較手法	中国	2016/12/12 協議要請	①中国は、米国及びEUの中国製品のAD協定手続において、「非市場国」価格を用いることはAD協定、GATT及びWTO設立協定に非整合として申立て。	AD (2) GATT (VI) WTO (XVI)	
516. EUーアンチ・ダンピング手続に係る価格比較手法	中国 【日本、豪州、バーレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、台湾、トルコ、アラブ首長国連邦、米国】	2016/12/12 協議要請 2017/ 3/ 9 パネル設置要請 2017/ 4/ 3 パネル設置 2019/ 5/ 7 中国によるパネル手続停止要請 2019/ 6/14 パネル手続停止 2020/ 6/15 パネルの設置根拠が失効	DS515を参照	AD (2) GATT (VI)	
517. 中国ー一部の農産品に対する関税割当制度	米国 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、韓国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、ウクライナ、ベトナム】	2016/12/15 協議要請 2017/ 8/18 パネル設置要請 2017/ 9/22 パネル設置 2019/ 4/18 パネル報告書配布 2021/ 7/15 米国が対抗措置承認申請 2021/ 7/23 中国が仲裁を要請 2021/ 8/30 パネル設置（履行確認）	①米国は、中国の小麦、コメ、トウモロコシ等の農産品に対する関税割当制度の運用は、GATT及び加盟議定書に非整合として申立て。 ②パネルは、中国の関税割当管理は、明確化された要件と管理手順のもと、透明で予測可能かつ公正に関税割当を管理するという中国WTO加盟作業部会報告書116が定める義務に非整合とした。	GATT (X, XI, XIII) 加盟議定書	
518. インドー鉄鋼製品の輸入に対する措置	日本 【豪州、中国、EU、インドネシア、カザフスタン、韓国、オマーン、カタール、ロシア、シンガポール、台湾、ウクライナ、米国、ベトナム】	2016/12/20 協議要請 2017/ 3/ 9 パネル設置要請 2017/ 4/ 3 パネル設置 2018/11/ 6 パネル報告書配布 2018/12/14 インドが上級委申立て 2018/12/21 日本が上級委申立て	①日本は、インドの日本からの鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、事情の予見されなかった発展及び因果関係等、その調査及び措置決定はSG協定及びGATT第XIX条に非整合である他、鉄鋼製品の輸入に最低輸入価格を設定することはGATT第XI条に非整合として申立て。	SG (2, 3, 4, 12) GATT (I, II, XI, XIX)	第I部第10章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			②パネルは、インドは事情の予想されなかった発展や因果関係等を十分に示しておらず、SG協定及びGATTに非整合と認定。		
519. 中国ーアルミ地金生産者に対する補助金措置	米国	2017/ 1/12 協議要請	①米国は、2007年以降、中国が同国アルミ地金生産者に対し、政府機関、公的機関又は私的組織を介して付与しているローン及びその他の財政支援は補助金協定に非整合として申立て。	SCM (6) GATT (XVI)	
520. カナダー食料品店における葡萄酒販売を統制する措置	米国	2017/ 1/18 協議要請	①米国は、カナダのプリティッシュコロンビア州の食料品店におけるワイン販売に係る措置は、同州産のワインに対し、同州での排他的な卸売り権利を与えており、輸入ワインを差別的に扱っているとし、GATTに非整合として申立て。	GATT (III)	
521. EUーロシア製冷延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置	ロシア 【日本、中国、インド、韓国、サウジアラビア、ウクライナ、米国】	2017/ 1/27 協議要請 2019/ 3/13 パネル設置要請 2019/ 4/26 パネル設置 2023/ 6/16 ロシアによるパネル手続停止要請 2023/ 7/13 パネル手続一時停止 2024/ 7/13 パネルの設置根拠が失効	①ロシアは、同国製冷延鋼板に対するEUのAD協定税課税措置に係る調査は、価額計算、ダンピングの認定における客観的判断、証拠の正確性及び妥当性の検討等においてAD協定及びGATTに非整合として申立て。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 10, 12, 18) GATT (VI)	
522. カナダー商業用航空機の貿易に関する措置	ブラジル 【日本、中国、EU、ロシア、シンガポール、米国】	2017/ 2/ 8 協議要請 2017/ 8/18 パネル設置要請 2017/ 9/29 パネル設置 2019/11/ 7 ブラジルによるパネル手続停止要請 2019/11/25 パネル手続一時停止 2021/2/18 パネル設置要請取下げ	①ブラジルは、カナダの航空機製造会社ボンバルディアが同国の中央政府、州政府、地方政府より受領している財政支援措置等は補助金協定の禁止補助金に該当し、よって同協定に非整合として申立て。	SCM (3, 5, 6)	
523. 米国ーパイプ及びチューブ製品に対する相殺措置（トルコ）	トルコ 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、カザフスタン、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦】	2017/ 3/ 8 協議要請 2017/ 5/11 パネル設置要請 2017/ 6/19 パネル設置 2018/12/18 パネル報告書配布 2019/ 1/25 米国が上級委申立て 2019/ 1/30 トルコが上級委申立て	①トルコは、同国製のある種のパイプ及びチューブ製品に対する米国のCVD課税措置に係る調査は、公的機関の範囲、利益、特定性、利用可能な事実の適用、損害の認定について補助金協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、米国は必要な失われた情報の「合理的な代替」として事実を選定する際に、根拠づけと評価の過程を経なかったため、補助金協定に非整合と認定した。しかしパネルは、補助金協定第15条は同種性判断の文脈で適用されるものであるとしてサンセット・レビューに関するトルコの要求を棄却した。	SCM (1, 2, 10, 12, 14, 15, 19, 32) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
524. コスタリ カーメキシコ からの生鮮ア ボカド輸入に 関する措置	メキシコ 【カナダ、中国、 EU、エルサルバド ル、ホンジュラ ス、インド、パナ マ、ロシア、米国】	2017/ 3/ 8 協議要請 2018/11/22 パネル設置要請 2018/12/18 パネル設置 2022/ 4/13 パネル報告書配布 2022/ 5/31 パネル報告書採択	①メキシコは、コスタリカがメ キシコ産生鮮アボカドの輸入を 制限もしくは禁止しており、こ の措置がSPS協定及びGATTに非整 合として申立て。 ②パネルは、コスタリカによる 植物検疫措置について、以下の とおりSPS協定に非整合と認定し た。(i)植物生態又は健康に関す るリスク評価が、考慮すべき経 済的な要因を考慮せず、また科 学的根拠に基づいていないなど の点で、SPS協定5.1条、5.2条、 5.3条及び2.2条に整合しない。 (ii)保護水準や検疫要件に恣意 的で正当化できない区別が設け られている点で、SPS協定5.5条 及び2.3条に整合しない。 (iii)SPS協定に整合しない植物 検疫措置を採った点で、コスタ リカはSPS協定1.1条及び2.1条に 違反した。 パネルは、GATTに関する主張に ついては、訴訟経済上の理由か ら判断を回避した。	SPS(2, 3, 5, 6, 7, 8, Annex B, Annex C) GATT(I, III, X, XI)	
525. ウクライ ナー物品及び サービス貿易 に関する措置	ロシア	2017/ 5/ 19 協議要請	①ロシアは、ウクライナの物品 及びサービス貿易又は通過に関 する制限、禁止、及び手続が GATS、GATT、SPS協定、TBT協定 などに非整合として申立て。	GATS(II, III, XI, XVI, XVII) GATT(I, II, III, IV, V, X, XI) SPS(2, 3, 5, 7, 8) TBT(2, 4, 5) IL(1, 3, 5) 加盟議定書	
526. アラブ首 長国連邦一物 品・サービス 貿易及び知的 所有権の貿易 関連の側面に 関する措置	カタール 【日本、アフガニ スタン、豪州、バ レーン、ブラジ ル、カナダ、中国、 エジプト、EU、グ アテマラ、ホンジ ュラス、カザフス タン、韓国、マレ ーシア、メキシ コ、ノルウェー、 フィリピン、ロシ ア、サウジアラビ ア、シンガポー ル、台湾、トルコ、 ウクライナ、米 国、イエメン】	2017/ 7/31 協議要請 2017/10/ 6 パネル設置要請 2017/11/22 パネル設置 2021/ 1/11 カタールがパネル手続停止要 請 2022/ 1/16 パネルの設置根拠が失効	①カタールは、カタールとの物 品貿易、サービス貿易及び知的 所有権の貿易関連の側面に関し てアラブ首長国連邦のとり措 置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合 として申立て。	GATT (I, V, X, XI, XIII) GATS (II, III, XVI, XXIII) TRIPS (3, 4)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
527. バーレーン物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置	カタール	2017/ 7/31 協議要請	①カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してバーレーンのとる措置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合として申立て。	GATT (I, V, X, XI, XIII) GATS (II, III, XVI, XXIII) TRIPS (3, 4)	
528. サウジアラビア物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置	カタール	2017/ 7/31 協議要請	①カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してサウジアラビアのとる措置がGATT、GATS及びTRIPSに非整合として申立て。	GATT (I, V, X, XI, XIII) GATS (II, III, XVI, XXIII) TRIPS (3, 4)	
529. 豪州－A4コピー用紙に対するアンチ・ダンピング措置	インドネシア 【日本、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、イスラエル、韓国、ロシア、シンガポール、タイ、ウクライナ、米国、ベトナム】	2017/ 9/ 1 協議要請 2018/ 3/14 パネル設置要請 2018/ 4/27 パネル設置 2019/12/ 4 パネル報告書配布 2020/ 1/27 パネル報告書採択	①インドネシアは、豪州のインドネシア製A4コピー用紙に対するAD協定措置がAD協定に不整合であるとして申立て。 ②パネルは、インドネシア国内市場は、AD協定2.2条が定める特殊な市場に該当すると判断したが、豪州は適切な価格の比較を怠ったとして違反を認定した。	AD(2)	
530. カザフスタン鉄パイプに対するアンチ・ダンピング措置	ウクライナ	2017/ 9/19 協議要請	①ウクライナは、カザフスタンのウクライナ製の鉄パイプに対するAD協定措置がAD協定及びGATTに不整合であるとして申立て。	AD(3, 5, 6, 8, 11, 12) GATT (VI)	
531. カナダ食料品店における葡萄酒販売を統制する措置（二次申立て）	米国 【アルゼンチン、豪州、チリ、中国、EU、インド、イスラエル、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、南アフリカ、台湾】	2017/ 9/28 協議要請（「DS520」の再度提訴） 2018/ 5/25 パネル設置要請 2018/ 7/20 パネル設置	①米国は、カナダのブリティッシュコロンビア州の食料品店におけるワイン販売に係る措置は、同州産のワインに対し、同州での排他的な卸売り権利を与えており、輸入ワインを差別的に扱っているとし、GATTに非整合として申立て。	GATT (III)	
532. ロシア－ウクライナ産品の輸入及び通過に関する措置	ウクライナ	2017/10/13 協議要請	①ウクライナは、ロシアの自国産ジュース、ビール類及びその他アルコール飲料、菓子、壁紙に関するロシアの措置がGATT、TFA、TBT協定、SPS協定などに非整合として申立て。	GATT (I, V, X, XI) TFA (1, 2, 11) TBT (2, 5, 6, 10) SPS (2, 5, 7, 8) 加盟議定書	
533. 米国－カナダ産軟材に対する相殺措置	カナダ 【日本、ブラジル、中国、EU、カザフスタン、韓国、ロシア、トルコ、ベトナム】	2017/11/28 協議要請 2018/ 3/15 パネル設置要請 2018/ 4/ 9 パネル設置 2020/ 8/24 パネル報告書配布 2020/ 9/28 米国が上級委申立て	①カナダは、米国のカナダ産軟材に対する相殺措置がGATT及び補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは、調査当局の立木の提供の対価の妥当性を図るため	GATT (VI) SCM (1, 2, 10, 11, 14, 19, 21, 32)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			のベンチマークの認定等がSCM協定14条等に違反したとした。		
534. <u>米国－カナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置</u>	カナダ 【日本、ブラジル、中国、EU、カザフスタン、韓国、ロシア、ベトナム】	2017/11/28 協議要請 2018/ 3/15 パネル設置要請 2018/ 4/ 9 パネル設置 2019/ 4/ 9 パネル報告書配布 2019/ 6/ 4 カナダが上級委申立て	①カナダは、米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置がAD協定並びにGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、W-T方式を用いたゼロイングはAD協定2.4.2条2文に整合する場合があると認めたが、米国がゼロイングを実施するにあたっての調査方法がAD協定2.4.2条2文に違反したとした。	AD(1, 2) GATT(VI)	
535. 米国－ある種の貿易救済措置	カナダ	2017/12/20 協議要請	①カナダは、米国のAD及び相殺関税に関する法令等がAD協定、GATT、補助金協定に非整合として申立て。	DSU (21) AD (1, 6, 7, 9, 10, 11, 18) GATT (VI, X) SCM (1, 7, 10, 11, 12, 14, 17, 19, 20, 21, 32)	
536. 米国－ベトナムからの魚の切り身に対するアンチ・ダンピング措置	ベトナム 【日本、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、マレーシア、ロシア、シンガポール、タイ】	2018/ 1/ 8 協議要請 2018/ 6/ 8 パネル設置要請 2018/ 7/20 パネル設置 2025/ 1/17 二国間合意通報 2025/ 2/ 5 パネル報告書配布	①ベトナムは、米国のベトナムからの魚の切り身に対するAD協定措置及び米国の国内法令がAD協定、GATTなどに非整合として申立て。	AD (1, 2, 6, 9, 11, 17) GATT (I, VI, X) DSU (3, 19, 21) WTO (XVI) 加盟議定書	
537. カナダ－葡萄酒販売を統制する措置	豪州 【アルゼンチン、チリ、中国、EU、インド、イスラエル、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、南アフリカ、台湾、ウクライナ、米国、ウルグアイ】	2018/ 1/12 協議要請 2018/ 8/13 パネル設置要請 2018/ 9/26 パネル設置 2021/ 5/12 二国間合意通報 2021/ 5/25 パネル報告書配布	①豪州は、カナダ政府及びブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州、ケベック州、ノバスコシア州の葡萄酒販売を統制する措置がGATTに非整合として申立て。 ②合意された旨の報告。	GATT(III, XVII, XXIV)	
538. <u>パキスタン－アラブ首長国連邦から</u> <u>のポリプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ・ダンピング措置</u>	アラブ首長国連邦 【日本、アフガニスタン、中国、EU、オマーン、ロシア、サウジアラビア、米国】	2018/ 1/24 協議要請 2018/ 5/15 パネル設置要請 2018/10/29 パネル設置 2021/ 1/18 パネル報告書配布 2021/ 2/22 パキスタンが上級委申立て	①アラブ首長国連邦は、パキスタンのポリプロピレン二軸配向フィルムに対するAD措置がAD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、AD措置の開始時の証拠、現在のダンピングの存在のいないままのダンピング認定、現在の損害が生じていない状況での損害認定等がAD協定及びGATTに非整合であると判断した。	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 18) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
539. 米国－ブ ンチ・ダンビ ング措置、相 殺措置及び入 手可能な事実	韓国 【日本、ブラジ ル、カナダ、中国、 エジプト、EU、イ ンド、カザフスタ ン、メキシコ、ノ ルウェー、ロシア】	2018/ 2/14 協議要請 2018/ 4/16 パネル設置要請 2018/ 5/28 パネル設置 2021/ 1/21 パネル報告書配布 2021/ 3/19 米国が上級委申立て	①韓国は、米国によるAD措置、 相殺措置及び入手可能な事実の 利用がAD協定、補助金協定、 GATT、WTO設立協定に非整合とし て申立て。 ②パネルは、米国の調査におけ る入手可能な事実の利用に関す る判断がAD協定、補助金協定及 びGATTに非整合であることを認 めた。他方で、特定の入手可能 な事実に関する法令に記載のな い措置があることの立証は足り ていないと判断した。	WTO(XVI) GATT(VI) AD(1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 18, Annex II) SCM(1, 10, 11, 12, 14, 15, 19, 21, 32, Annex VI)	
540. 米国－ベ トナムからの パンガシウス 製品に関する 措置	ベトナム	2018/ 2/22 協議要請	①ベトナムは、米国によるパン ガシウス製品（魚介類）の輸入 制限措置がSPS協定とGATTに非整 合として申立て。	SPS(2, 4, 5) GATT(I, XI)	
541. インド－ 輸出関連措置	米国 【日本、ブラジ ル、カナダ、中国、 エジプト、EU、カ ザフスタン、韓 国、ロシア、スリ ランカ、台湾、タ イ】	2018/ 3/14 協議要請 2018/ 5/17 パネル設置要請 2018/ 5/28 パネル設置 2019/10/31 パネル報告書配布 2019/11/19 インドが上級委申立て 2023/7/13 二国間合意通報	①米国は、インドによる補助金 が補助金協定に非整合として申 立て。 ②パネルは、本件インド措置は 補助金協定27.2条及び附属書7 (b)が定める「開発途上加盟国 に対する特別のかつ異なる待 遇」にはあたらないと認定し た。そしてパネルは、米国が受 益者に利益をもたらす補助金の 存在を立証したと結論づけ、イ ンドは補助金協定3.1条(a)及 び同3.2条に違反したとした。	SCM(3)	
542. 中国－知 的財産権の保 護に関する措 置	米国 【日本、豪州、ブ ラジル、カナダ、 エジプト、EU、イ ンド、カザフスタ ン、韓国、ニュー ジーランド、ノル ウェー、ロシア、 シンガポール、ス イス、台湾、トル コ、ウクライナ】	2018/ 3/23 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2019/ 6/ 3 米国によるパネル手続停止要 請 2021/ 6/ 9 パネルの設置根拠が失効	①米国は、中国による知的財産 権の保護に関する措置がTRIPS協 定に非整合であるとして申立 て。	TRIPS(3, 28)	第I部第 1章
543. 米国－中 国からの製品 に対する関税 措置	中国 【日本、豪州、ブ ラジル、カナダ、 EU、インド、イン ドネシア、カザフ スタン、韓国、ニ ュージーランド、 ノルウェー、ロシ ア、シンガポー	2018/ 4/ 4 協議要請 2018/12/ 6 パネル設置要請 2019/ 1/28 パネル設置 2020/ 9/15 パネル報告書配布 2020/10/26 米国が上級委申立て	①中国は、米国による1974年通 商法301～310条の実施措置であ る中国に対する関税措置がGATT とDSUに非整合として申立て。 ②パネルは、米国による関税措 置がGATTに非整合であるとした (GATTXX例外にも該当しないと した。)	GATT(I) DSU(23)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ル、台湾、トルコ、ウクライナ】				
544. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に関する措置	中国 【日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】	2018/ 4/ 5 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2022/12/ 9 パネル報告書配布 2023/1/26 米国が上級委申立て	①中国は、米国が中国からの鉄鋼・アルミニウム製品輸入に課している関税がセーフガード協定とGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、米国通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に関する関税及び関連措置について、以下のとおりGATTに非整合と認定した。 (i) 関税は譲許税率を超えているため、GATT II条に整合しない。 (ii) 特定の国を関税措置の例外としたことは、GATT I条の最恵国待遇義務違反である。 (iii) GATT XXI条にいう「国際関係の緊急時」とは、重大又は深刻な国際関係の緊張状態をいい、米国による措置は、GATT XXI条の「戦時その他の国際関係の緊急時」に執られたものとは認定されず、したがってそのGATT非整合は、GATT XXI条によって正当化されない。 パネルは、SG協定はGATT XIX条以外のGATT条項に基づく措置には適用されないところ、米国の措置はGATT XXI条に基づくものであるため、SG協定が適用されないと認定した。	SG(2, 4, 5, 7, 11, 12) GATT(I, II, X, XIX)	第I部第2章
545. 米国－水晶シリコン太陽電池製品に対するセーフガード措置	韓国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム】	2018/ 5/14 協議要請 2018/ 8/14 パネル設置要請 2018/ 9/26 パネル設置	①韓国は、米国が水晶シリコン太陽電池製品に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。	SG(1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT(X, XIII, XIX)	
546. 米国－大型家庭用洗濯機に対するセーフガード措置	韓国 【日本、ブラジル、中国、EU、エジプト、インド、カザフスタン、メキシコ、ノルウェー、ロシア、タイ、ベトナム】	2018/ 5/14 協議要請 2018/ 8/14 パネル設置要請 2018/ 9/26 パネル設置 2022/ 2/ 8 パネル報告書配布 2023/4/28 パネル報告書採択、また、二国間合意通報	①韓国は、米国が大型家庭用洗濯機に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、以下のとおり米国の措置についてSG協定非整合を認定した。	SG(1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT(I, II, X, XIX)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			(i)「予見されなかった発展」と米国が「協定に基づいて負う義務」について合理的で十分な説明がない点でGATT XIX条とSG協定3条に非整合。 (ii)国内産業の定義に洗濯機部品を含めた点でSG協定3条に非整合。 (iii)輸入量の増加について合理的で十分な説明がない点でSG協定2条及び3条に非整合。 (iv)重大な損害の認定方法や、輸入と国内価格の下落の間の因果関係等について、合理的で十分な説明がない点でSG協定3条及び4条に非整合。 (v)米国が韓国に対して事前協議のための十分な機会を提供しなかった点でSG協定8条及び12条に非整合。		
547. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	インド 【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】	2018/ 5/18 協議要請 2018/11/ 8 パネル設置要請 2018/12/ 4 パネル設置 2023/7/13 二国間合意通報 2023/8/8 案件概要等のみのパネル報告書配布	①インドは、米国がインドからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 9, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX)	第I部第2章
548. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	EU 【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、マレー	2018/ 6/ 1 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2022/ 1/17 EUが申立てを取下げ 2022/ 1/17 EU及び米国が仲裁を要請 2022/ 1/17 仲裁手続一時停止	①EUは、米国がEUからのスチール・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 9, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	シア、メキシコ、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】				
549. 中国－技術移転に関する措置	EU	2018/ 6/ 1 協議要請	①EUは、中国への技術移転に対して課された措置がTRIPS協定、GATT、加盟議定書に非整合として申立て。	TRIPS(3, 28, 33, 39) GATT(X) 加盟議定書	第I部第1章
550. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	カナダ 【日本、バレーン、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】	2018/ 6/ 1 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2019/ 5/23 二国間合意通報	①カナダは、米国がカナダからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章
551. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	メキシコ 【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、	2018/ 6/ 5 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2019/ 5/28 二国間合意通報	①メキシコは、米国がメキシコからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】				
552. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	ノルウェー 【日本、パーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】	2018/ 6/12 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2022/12/ 9 パネル報告書配布 2023/1/26 米国が上級委申立て	①ノルウェーは、米国がノルウェーからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に関する関税及び関連措置について、以下のとおりGATTに非整合と認定した。 (i) 関税は譲許税率を超えているため、GATT II条に整合しない。 (ii) 特定の国を関税措置の例外としたことは、GATT I条の最恵国待遇義務違反である。 (iii) 特定の国に対する輸入量制当措置が、GATT XI条に定める数量制限の廃止義務に違反する。 (iv) GATT XXI条にいう「国際関係の緊急時」とは、重大又は深刻な国際関係の緊張状態をいい、米国による措置は、GATT XXI条の「戦時その他の国際関係の緊急時」に執られたものとは認定されず、したがってそのGATT非整合は、GATT XXI条によって正当化されない。 パネルは、SG協定はGATT XIX条以外のGATT条項に基づく措置には適用されないところ、米国の措置は、GATT XXI条に基づくものであるため、SG協定が適用されないと認定した。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章
553. 韓国－ステンレススチール棒に対するアンチ・ダンピング措置のサンセツト・レビュー	日本 【中国、EU、インド、カザフスタン、ロシア、台湾、米国】	2018/ 6/18 協議要請 2018/ 9/13 パネル設置要請 2018/10/29 パネル設置 2020/11/30 パネル報告書配布 2021/ 1/22 韓国が上級委申立て	①日本は、サンセツトレビューに基づき韓国が下した、日本・インド・スペインからのステンレス棒鋼に対するAD継続措置が、AD協定及びGATTに非整合として申立て。 ②当該延長措置は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に非整合である。当	AD(1, 6, 11, 12) GATT(VI)	第I部第5章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			該延長措置は、日本生産者の生産能力を認定する際、日本生産者の提出情報を合理的理由なく拒否した点で、AD協定第6.8条に非整合である。当該延長措置は、秘密情報の取扱いに不備があり、AD協定第6.5条に整合しない。		
554. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	ロシア 【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ】	2018/ 6/29 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2023/ 6/23 パネル手続一時停止 2024/ 6/23 パネルの設置根拠が失効	①ロシアは、米国がロシアからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定及びGATTに非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX)	第I部第2章
555. モロッコ－学校教材本に対する暫定アンチ・ダンピング措置	チュニジア	2018/ 7/ 5 協議要請	①チュニジアは、モロッコがチュニジアからの学校教材本の輸入に対して課した暫定AD協定措置がAD協定に非整合として申立て。	AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12)	
556. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	スイス 【日本、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、	2018/ 7/ 9 協議要請 2018/11/ 8 パネル設置要請 2018/12/ 4 パネル設置 2022/12/ 9 パネル報告書配布 2023/1/26 米国が上級委申立て	①スイスは、米国がスイスからの鉄鋼・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に関する関税及び関連措置について、以下のとおりGATTに非整合と認定した。 (i) 関税は譲許税率を超えているため、GATT II条に整合しない。 (ii) 特定の国を関税措置の例外としたことは、GATT I条の最恵国待遇義務違反である。 (iii) 特定の国に対する輸入量割当措置が、GATT XI条に定める数量制限の廃止義務に違反する。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	アラブ首長国連邦、ベネズエラ】		(iv)GATT XXI条にいう「国際関係の緊急時」とは、重大又は深刻な国際関係の緊張状態をいい、米国による措置は、GATT XXI条の「戦時その他の国際関係の緊急時」に執られたものとは認定されず、したがってそのGATT非整合は、GATT XXI条によって正当化されない。 パネルは、SG協定はGATT XIX条以外のGATT条項に基づく措置には適用されないところ、米国の措置は、GATT XXI条に基づくものであるため、SG協定が適用されないと認定した。		
557. カナダ－米国からの製品に対する追加的措置	米国 【日本、ブラジル、中国、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】	2018/ 7/16 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2019/ 5/23 二国間合意通報	①米国は、カナダが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。	GATT (I, II)	第I部第2章
558. 中国－米国からの製品に対する追加的措置	米国 【日本、ブラジル、カナダ、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】	2018/ 7/16 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2023/8/16 パネル報告書配布 2023/9/18 中国が上級委申立て	①米国は、中国が米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。 ②(i) パネルは、中国の追加関税措置がGATT I条1項に違反していると判断した。輸入に際して、又は輸入に関連して課される関税に関して、中国は他国から輸入される製品に認められている低い関税率を、米国を原産地とする製品に即時かつ無条件に与えることを怠ったからである。 (ii) パネルはまた、追加関税措置は、中国の別表に規定された関税率を超える関税を課す結果となり、米国からの輸入品に中国の別表に規定されたものより不利な待遇を与えたため、GATT II条1項 (a) 及びII条1項 (b) に違反すると判断した。	GATT (I, II)	第I部第2章
559. EU－米国からの製品に	米国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、	2018/ 7/16 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置	①米国は、EUが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。	GATT (I, II)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
対する追加的措置	エジプト、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ】	2022/ 1/17 米国が申立てを取下げ 2022/ 1/17 米国及びEUが仲裁要請 2022/ 1/17 仲裁手続一時停止			
560. メキシコ－米国からの製品に対する追加的措置	米国 【日本、ブラジル、中国、カナダ、エジプト、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ、ボリビア】	2018/ 7/16 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2019/ 5/28 二国間合意通報 2019/ 7/11 パネル報告書配布	①米国は、メキシコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。 ②合意された旨の報告。	GATT (I)	第I部第2章
561. トルコ－米国からの製品に対する追加的措置	米国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、ベネズエラ、ボリビア】	2018/ 7/16 協議要請 2018/12/20 パネル設置要請 2019/ 1/28 パネル設置 2023/12/19 パネル報告書配布 2024/ 1/26 トルコが上級委申立て	①米国は、トルコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。 ②(i) パネルはまず、追加関税措置はセーフガード協定8.2条及びGATTXIX条3(a)の適用対象であり、従って同措置に対するGATTI条及びII条の適用は停止されているというトルコの主張について、トルコの追加関税措置にセーフガード協定8.2条及びGATTXIX条3(a)が適用されるかどうかは、トルコが追加関税措置を採用したことに対応して米国が採用した基礎的措置のセーフガード協定上の性格によると考え、米国の関連措置は1994年GATTXIX条以外の規定、すなわち1994年GATTXXI条に従って採られたものであると結論付けた。従ってパネルは、同協定11.1条(c)に規定されているとおり、セーフガード協定はこれらの措置に	GATT (I, II)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			は適用されないと判断した。その結果、パネルは、セーフガード協定8.2条及びGATTXIX条3(a)はトルコの追加関税措置には適用されないと判断した。 (ii) パネルは、輸入時又は輸入に関連して課される関税に関して、他国から輸入される製品に認められている低い関税率の利点を、米国原産の製品に即時かつ無条件に与えることをトルコが怠ったため、トルコの追加関税措置はGATTI条1と矛盾すると判断した。パネルはまた、追加関税措置は、トルコの別表に規定された関税率を超える通常の関税を課す結果となり、トルコの別表に規定されたものより不利な待遇を米国からの輸入品に与えたため、GATTII条1(a)及びII条1(b)と矛盾すると判断した		
562. 米国－水晶シリコン太陽電池製品に対するセーフガード措置	中国 【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、マレーシア、フィリピン、ロシア、台湾】	2018/ 8/14 協議要請 2019/ 7/11 パネル設置要請 2019/ 8/15 パネル設置 2021/ 9/ 2 パネル報告書配布 2021/ 9/16 中国が上級委申立て	①中国は、米国が水晶シリコン太陽電池製品に課したセーフガード措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。 ②パネルは、中国の要求を棄却。中国は、(i)米国のセーフガード措置がGATT XIX:1(a)の定める輸入の増加が事情の予見されなかった発展の結果及びWTO上の義務の効果として発生していることと要件を満たしていないこと、(ii)米国の措置が輸入の増加と重大な損害の関連の証明を欠きSG協定2.1条、3.1条及び4.2条(b)に非整合であること、(iii)米国の措置が他の要因による損害を輸入の増加に帰していないことの保証を欠きSG協定2.1条、3.1条及び4.2条(b)に非整合であること、並びに(iv)米国の措置がセーフガード調査中の秘密情報の扱いにおいてSG協定3.1条及び3.2条に非整合であることについて、立証していない。	SG (2, 3, 4, 5, 7, 8, 12) GATT (X, XIII, XIX)	
563. 米国－再生可能エネルギーに対する措置	中国	2018/ 8/14 協議要請	①中国は、米国内において採用・維持されているエネルギーセクターにおける補助金と国内	SCM (3) TRIMs (2) GATT (III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			規制が補助金協定、TRIMs協定、GATTに非整合として申立て。		
564. 米国－鉄鋼・アルミニウム製品に対する措置	トルコ 【日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、ボリビア】	2018/ 8/15 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請 2018/11/21 パネル設置 2022/12/ 9 パネル報告書配布 2023/1/26 米国が上級委申立て	①トルコは、米国がトルコからのスチール・アルミニウム製品に課した輸入制限措置が、SG協定、GATT、WTO設立協定に非整合として申立て。 ②パネルは、米国通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に関する関税及び関連措置について、以下のとおりGATTに非整合と認定した。 (i) 関税は譲許税率を超えているため、GATT II条に整合しない。 (ii) 特定の国を関税措置の例外としたことは、GATT I条の最恵国待遇義務違反である。 (iii) 特定の国に対する輸入量割当措置が、GATT XI条に定める数量制限の廃止義務に違反する。 (iv) GATT XXI条にいう「国際関係の緊急時」とは、重大又は深刻な国際関係の緊張状態をいい、米国による措置は、GATT XXI条の「戦時その他の国際関係の緊急時」に執られたものとは認定されず、したがってそのGATT非整合は、GATT XXI条によって正当化されない。 パネルは、SG協定はGATT XIX条以外のGATT条項に基づく措置には適用されないところ、米国の措置は、GATT XXI条に基づくものであるため、SG協定が適用されないと認定した。	SG(2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 11, 12) GATT(I, II, X, XI, XIII, XIX) WTO(XVI)	第I部第2章
565. 米国－中国からの製品に対する課税措置II	中国	2018/ 8/23 協議要請 2018/10/18 パネル設置要請	①中国は、米国が中国製品に課した課税措置がGATTとDSUに非整合として申立て。	GATT(I, II) DSU(23)	
566. ロシア－米国からの製品に対する追加的措置	米国 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、エジプト、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウ	2018/ 8/27 協議要請 2018/11/22 パネル設置要請 2018/12/18 パネル設置	①米国は、トルコが米国製品に対して課した追加的措置がGATTに非整合として申立て。	GATT(I, II)	第I部第2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	クライナ、ベネズエラ、ボリビア】				
567. サウジアラビア－知的財産権の保護に関する措置	カタール 【日本、豪州、バレーン、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、イエメン】	2018/10/ 1 協議要請 2018/11/ 9 パネル設置要請 2018/12/18 パネル設置 2020/ 6/16 パネル報告書配布 2020/ 7/28 サウジアラビアが上級委申立て 2021/12/29 サウジアラビアが手続停止要請 2022/ 4/21 カタールが手続終了に合意	①カタールは、サウジアラビアがカタール国内に本拠地を置く企業の知的財産権に対して十分な保護を与えなかったことが、TRIPS協定に非整合として申立て。 ②パネルは、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS協定42条及び41.1条に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことがTRIPS協定61条に非整合であったと認定した。	TRIPS(3, 4, 9, 14, 16, 41, 42, 61)	
568. 中国－砂糖の輸入に関する措置	ブラジル	2018/10/16 協議要請	①ブラジルは、中国に対し、(i) 砂糖の輸入に対して課したセーフガード措置、(ii) 砂糖の関税率割当に関する運営、(iii) 割当外の輸入ライセンス制度、がSG協定やGATTなどに非整合として申立て。	SG(2, 3, 4, 5, 7) GATT(II, X, XI, XIII, XIX) 加盟議定書 IL(1, 2, 3) AA(4)	
569. アルメニア－鉄パイプに関するアンチ・ダンピング措置	ウクライナ	2018/10/17 協議要請	①ウクライナは、アルメニアが鉄パイプの輸入に対して課したAD協定措置がAD協定とGATTに非整合として申立て。	AD(9, 12) GATT(VI)	
570. キルギス－鉄パイプに関するアンチ・ダンピング措置	ウクライナ	2018/10/17 協議要請	①ウクライナは、キルギスが鉄パイプの輸入に対して課したAD協定措置がAD協定とGATTに非整合として申立て。	AD(9, 11, 12) GATT(VI)	
571. 韓国－商船貿易に影響を与える措置(日本)	日本	2018/11/ 6 協議要請	①日本は、韓国による日本の商船貿易に影響を与える措置が、補助金協定とGATTに非整合として申立て。	SCM(1, 2, 3, 5, 6) GATT(III, VI)	第I部第5章
572. ベルギー－アルゼンチン製バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング、相殺関税措置	アルゼンチン	2018/11/29 協議要請	①アルゼンチンは、ベルギーがアルゼンチンからのバイオディーゼルに対して課したAD措置と相殺関税措置がAD協定や補助金協定などに非整合として申立て。	AD(2, 3, 5, 6, 9, 18) SCM(1, 10, 12, 14, 15, 19, 32) GATT(VI) WTO(XVI)	
573. トルコ－タイからのエアコンに対する追加的措置	タイ 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、ロシア、シンガポ	2018/12/ 5 協議要請 2019/ 2/14 パネル設置要請 2019/ 4/11 パネル設置 2020/11/10 タイによるパネル手続停止要請 2021/11/19 パネルの設置根拠が失効	①タイは、トルコがタイからのエアコンの輸入に対して課した追加的措置が、SG協定とGATTに非整合として申立て。	SG(8, 12) GATT(I, II, XIX)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ール、ウクライナ、米国】				
574. 米国－物品・サービス貿易に関する措置	ベネズエラ	2018/12/28 協議要請 2019/ 3/14 パネル設置要請 2021/ 3/15 パネル設置要請修正	①ベネズエラは、米国がベネズエラに課した貿易制限措置が、GATTとGATSに非整合として申立て。	GATT(I, II, III, V, X, XI, XIII, XXIII) GATS (II, X, XVI, XVII, XXIII)	
575. コロンビア－液体燃料の分配に関する措置	ベネズエラ	2019/ 1/ 9 協議要請	①ベネズエラは、コロンビアによる一連の液体燃料分配・ライセンス措置が輸入品を差別していることがGATTに非整合として申立て。	GATT(I, III, V, X, XI, XIII, XXIV)	
576. カタール－アラブ首長国連邦からの製品に関する措置	アラブ首長国連邦 【日本、アフガニスタン、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、インド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国】	2019/ 1/28 協議要請 2019/ 4/11 パネル設置要請 2019/ 5/28 パネル設置 2019/ 8/ 8 アラブ首長国連邦によるパネル手続終了要請	①アラブ首長国連邦は、カタールがアラブ首長国連邦に課した貿易制限措置が、GATTやDSUに非整合として申立て。	GATT(I, III, X, XI, XXIII) DSU (23)	
577. 米国－完熟オリーブに対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、インド、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、スイス、トルコ】	2019/ 1/29 協議要請 2019/ 5/16 パネル設置要請 2019/ 6/24 パネル設置 2021/11/19 パネル報告書配布 2021/12/20 パネル報告書採択 2023/7/14 パネル設置要請（履行確認） 2023/7/31 パネル設置（履行確認） 2024/2/20 パネル報告書配布（履行確認） 2024/3/19 パネル報告書採択（履行確認）	①EUは、米国がスペインからの完熟オリーブに対して課したAD協定措置と相殺関税措置がAD協定や補助金協定などに非整合として申立て。 ②米国の措置は、(i) 新しい農業生産者等に関する補助金受給資格の割当ルールについて適切に検証・説明していないこと、(ii) 法律上の特定性の決定におけるいわゆる地域割合の機能について誤った事実認定に依拠していること、(iii) 譲渡により補助金受給資格を得た農業生産者等に関する補助金受給資格の割当ルールについて適切に検証・説明していないことから、補助金協定2.1条、2.2条(a)及び2.4条に整合しない。 米国の1930年関税法セクション771Bは、加工農産品に加工される非加工農産品について、パススルーの有無及び程度に関する決定に相当する他の要因を考慮に入れる可能性を明らかにすることなく、2つの事実上の条件の	AD (3) SCM (1, 2, 10, 12, 14, 15, 19, 22, 32) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			みに基づいて補助金全体の利益を仮定することを要求している点で、GATTVI:3及び補助金協定10条に整合せず、米国当局の措置は、スペイン産完熟オリーブへの補助金相殺関税調査において1930年関税法セクション771Bを適用した点で、全ての関連要因と条件を考慮に入れる間接補助金の存在と範囲について立証していないから、GATTVI:3及び補助金協定10条に非整合である。 米国当局がスペイン企業の最終的な補助金マージン及び相殺関税割合を算定するにあたって初回質問状で報告された生オリーブ購買量に依拠し、調査対象産品への補助金額を可能な限り正確に確認するための必要手順を確認・踏襲しなかったことはGATTVI:3に非整合であり、米国当局が完熟オリーブの輸出者に課される補助金相殺関税の他の全ての割合の決定において、個別に調査することなく、スペイン企業に対して不正確に決定された補助金マージンに依拠したことはGATTVI:3に非整合であり、米国当局が完熟オリーブに加工される生オリーブの購買量についての情報を要求していることをスペイン企業に通知しなかったことは補助金協定12.1条に非整合であり、米国当局が完熟オリーブに加工される生オリーブの購買量が必要不可欠な要素であることを最終決定前に利害関係人に通知しなかったことは補助金協定12.8条に非整合である。 履行確認パネルは、履行手続における米国当局の措置についてGATT第6.3条及び補助金協定第10条違反を認定。		
578. モロッコ ーチュニア からの学校用 練習帳に關 するアンチ・ ダンピング措 置	チュニア 【日本、ブラ ジル、カナダ、 中国、EU、マ ダガスカル、 ロシア、米国】	2019/ 2/21 協議要請 2019/ 9/19 パネル設置要請 2019/10/28 パネル設置 2021/ 7/27 パネル報告書配布 2021/ 7/28 モロッコが上級委申し立て	①チュニアは、モロッコがチュニアからの学校用練習帳に対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合として申立て ②モロッコ当局による通常価格の設定はAD協定2.2条に整合せ	AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 11, 12, 18, Annex II) GATT(II, VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			ず、利益に帰属する額もAD協定2.2条及び2.2.2条に整合しない。また、モロッコ当局はライセンスの価格への影響に関する輸出者の主張の受諾又は拒否の理由について詳しく説明しておらず、AD協定12.2.2条に違反した。 モロッコ当局の措置は、輸入による価格への影響について価格切り下げ、価格下落及び価格上昇防止の反証を実施しておらずAD協定3.1条及び3.2条に整合せず、また、売上増加、市場シェア並びに国内市場における生産性及び収益性の反証を実施しておらずAD協定3.1条及び3.4条に整合しない。モロッコによる因果関係の検証はAD協定3.1条及び3.5条に整合しない。 AD協定5.2条は調査当局に直接の義務を課すものではないが、5.3条により、調査当局は、調査の開始を正当化するに足る証拠であるか否かを決定するために、証拠の正確性と完全性を検証することになる。モロッコ当局は、輸出価格、通常価格及び調整について適正に検証しておらず、モロッコはAD協定5.3条に違反した。		
579. インドー砂糖とサトウキビに関する措置	ブラジル 【日本、豪州、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】	2019/ 2/27 協議要請 2019/ 7/11 パネル設置要請 2019/ 8/15 パネル設置 2021/12/14 パネル報告書配布 2021/12/24 インドが上級委申し立て	①ブラジルは、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助成措置、(ii)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定に非整合として申立て。 ②(i)インドがサトウキビ生産総価格の10%の水準を超える国内助成措置を行っていたことは農業協定7.2条(b)に整合しない。 (ii)インドは砂糖に対する輸出補助金の減額を明示的に宣言しておらず、砂糖に対する輸出補助金は農業協定3.3条及び8条に整合しない。また、補助金協定上の輸出実績を条件とするインドの補助金は、補助金協定3.1条(a)及び3.2条に整合しない。	AA(3, 6, 7, 8, 9, 10)	
580. インドー砂糖とサトウ	豪州	2019/ 3/ 1 協議要請 2019/ 7/11 パネル設置要請	①豪州は、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助	AA(3, 6, 7, 8, 9, 10, 18)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
キビに関する措置	【日本、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コストリカ、エルサルバドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】	2019/ 8/15 パネル設置 2021/12/14 パネル報告書配布 2021/12/24 インドが上級委申し立て	成措置、(i)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定や補助金協定などに非整合として申立て。 ②(i)インドがサトウキビ生産総価格の10%の水準を超える国内助成措置を行っていたことは農業協定7.2条(b)に整合しない。 (ii)インドは砂糖に対する輸出補助金の減額を明示的に宣言しておらず、砂糖に対する輸出補助金は農業協定3.3条及び8条に整合しない。また、インドはSCM協定上の輸出実績を条件とするインドの補助金は、補助金協定の3.1条(a)及び3.2条に整合しない。	SCM(3, 18, 25, 27) GATT(XVI)	
581. インドー砂糖とサトウキビに関する措置	グアテマラ 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コストリカ、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、インドネシア、パナマ、ロシア、タイ、米国】	2019/ 3/15 協議要請 2019/ 7/11 パネル設置要請 2019/ 8/15 パネル設置 2021/12/14 パネル報告書配布 2021/12/24 インドが上級委に申し立て	①グアテマラは、(i)インドの砂糖とサトウキビ生産者に対する国内助成措置、(ii)砂糖とサトウキビに対する輸出補助金は農業協定や補助金協定に非整合として申立て。 ②(i)インドがサトウキビ生産総価格の10%の水準を超える国内助成措置を行っていたことは農業協定7.2条(b)に整合しない。 (ii)インドは砂糖に対する輸出補助金の減額を明示的に宣言しておらず、砂糖に対する輸出補助金は農業協定3.3条及び8条に整合しない。また、補助金協定上の輸出実績を条件とするインドの補助金の提供は、補助金協定3.1条(a)及び3.2条に整合しない。	AA(3, 6, 7, 8, 9, 10) SCM(3)	
582. インドー情報通信技術分野の特定の製品に関する措置	EU 【日本、ブラジル、カナダ、中国、インドネシア、韓国、ノルウェー、パキスタン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国】	2019/ 4/ 2 協議要請 2020/ 2/17 パネル設置要請 2020/ 6/29 パネル設置 2023/4/17 パネル報告書配布 2023/12/14 インドが上級委申し立て	①EUは、インドが情報通信技術分野の製品に関して課した関税はGATTに非整合として申立て。 ②インドの一定の製品に対する関税はWTO別表に規定された税率を超えていること、当該別表に規定されていない要件を充足しない限り通常の税率とならないこと、インドの取扱いがWTO別表に比べて不利なものであることから、GATT2条1項(a)(b)に違反する。また、一部の製品についてはパネル設置時は以上と同様の理由で違反が認められたが、	GATT(II)	第I部第10章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			2022年1月の時点では違反が認められないものもあった。		
583. トルコ 医薬品の製 造・輸入・販 売に関する措 置	EU 【日本、ブラジ ル、カナダ、中国、 インド、インドネ シア、ロシア、ス イス、ウクライ ナ、米国】	2019/ 4/ 2 協議要請 2019/ 8/ 2 パネル設置要請 2019/ 9/30 パネル設置 2021/12/20 EUがパネル手続停止要請 2022/ 4/25 トルコが仲裁要請 2022/ 7/25 仲裁判断配布	①EUは、トルコが医薬品の製 造・輸入・販売に関して課した (i) ローカライゼーション要件、 (ii) 技術移転要件、 (iii) ロ ーカライズされた製品の輸入禁 止措置、 (iv) 優先順位付け措 置は、TRIMs協定やTRIPS協定な どに非整合として申立て。 ②パネルは、EUによる、ローカ ライゼーション要件がGATT III 条の内国民待遇義務に違反する との主張、及び優先順位付け措 置がGATT III条に非整合である との主張を支持した。パネル は、トルコによる、係争上の措 置が政府調達に関するものであ りGATT III条8(a)に該当するとの 主張、及びローカライゼーシ ョン要件が人の生命又は健康の 保護のために必要な措置であ り、GATT XX条の一般的例外に該 当するとのトルコの主張をいず れも退けた。 なお、仲裁判断はパネル報告を 支持した。	TRIMs (2) TRIPS (3, 27, 28, 39) SCM (1, 3) GATT (III, X, XI)	
584. インドー 特定の物品に 係る関税に関 する措置	日本 【ブラジル、カナ ダ、中国、台湾、 EU、インドネシ ア、ノルウェー、 パキスタン、ロシ ア、シンガポー ル、韓国、タイ、 トルコ、ウクライ ナ、英国、米国】	2019/ 5/10 協議要請 2020/ 3/19 パネル設置要請 2020/ 7/29 パネル設置 2023/4/17 パネル報告書配布 2023/5/17 インドが上級委申立て	①日本は、インドが特定の製品 （情報通信技術分野）に関して 課した関税はGATTに非整合とし て申立て。 ②インドの一定の製品に対する 関税はWTO別表に規定された税率 を超えていること、当該別表に 規定されていない要件を充足し ない限り通常の税率とならない こと、インドの取扱いがWTO別表 に比べて不利なものであること から、GATT2条1項(a) (b)に違反 するが、その他の一部の製品は 上記のような不当な取扱いはな く違反は認められない。	GATT (II)	第I部第 10章
585. インドー 米国からの特 定の製品に対 する追加的措 置	米国 【日本、ブラジ ル、カナダ、中国、 EU、グアテマラ、 インドネシア、マ レーシア、メキシ コ、ノルウェー、 ロシア、シンガポ ール、スイス、台 湾、トルコ、ウク	2019/ 7/ 3 協議要請 2019/ 9/19 パネル設置要請 2019/10/28 パネル設置 2023/7/13 二国間合意通報 2023/8/8 案件概要等のみのパネル報告書 配布	①米国は、インドが米国製品に 対して課した追加的措置が、 GATTに非整合として申立て。	GATT (I, II)	第I部第 2章

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ライナ、ベネズエラ、ボリビア】				
586. 米国－ロシアからの熱間圧延炭素鋼帯に対するアンチ・ダンピング措置	ロシア	2019/ 7/ 5 協議要請 2020/ 7/29 パネル設置	①ロシアは、米国がロシアからの熱間圧延炭素鋼帯に対して課したAD協定措置がAD協定とGATTに非整合として申立て。	AD(1, 2, 6, 9, 11, 18) GATT(VI)	
587. 米国－中国からの一部の物品に対する課税措置III	中国	2019/ 9/ 2 協議要請	①中国は、米国が中国製品に課した課税措置がGATTとDSUに非整合として申立て。	GATT(I, II) DSU(23)	
588. インドー情報通信技術分野の製品に関する措置	台湾 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インドネシア、ノルウェー、パキスタン、ロシア、シンガポール、韓国、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国】	2019/ 9/ 2 協議要請 2020/ 3/24 パネル設置要請 2020/ 7/29 パネル設置 2023/4/17 パネル報告書配布	①台湾は、インドが情報通信技術分野の製品に関して課した関税はGATTに非整合として申立て。 ②インドの一定の製品に対する関税はWTO別表に規定された税率を超えていること、当該別表に規定されていない要件を充足しない限り通常の税率とならないこと、インドの取扱いはWTO別表に比べて不利なものであることから、GATT2条1項(a)(b)に違反する。また、一部の製品についてはパネル設置時は以上と同様の理由で違反が認められたが、2022年1月の時点では違反が認められないものもあった。	GATT(II)	第I部第10章
589. 中国－カナダからのキャノーラ種の輸入に関する措置	カナダ 【日本、豪州、ブラジル、EU、インド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、米国、ベトナム】	2019/ 9/ 9 協議要請 2021/ 6/17 パネル設置要請 2021/ 7/26 パネル設置 2022/ 8/25 カナダがパネル手続停止要請 2023/8/31 パネルの設置根拠が失効	①カナダは、中国がカナダからのキャノーラ種子の輸入に関して課した(i)カナダ企業2社からのキャノーラ種の輸入停止措置(ii)カナダからの全てのキャノーラ種子に対して強化検査を適用する措置は、SPS協定やGATTなどに非整合として申立て。	SPS(2, 3, 5, 7, 8, Annex B, Annex C) GATT(I, III, X, XI, XXIII) TFA(1, 5, 7)	
590. 日本－韓国への製品・技術の輸出に関する措置	韓国 【ブラジル、カナダ、中国、台湾、EU、インド、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、ウクライナ、英国、米国】	2019/ 9/11 協議要請 2020/ 6/18 パネル設置要請 2020/ 7/29 パネル設置 2023/ 3/23 韓国が申立てを取下げ	①韓国は、日本が韓国に対して、フッ化ポリアミド、レジスト、フッ化水素及びそれらの関連技術の輸出を制限する措置は、GATTやTFAなどに非整合として申立て。	GATT(I, VIII, X, XI, XIII, XXIII) TFA(2, 6, 7, 8) TRIMs(2) TRIPS(3, 4, 28) GATS(VI) WTO(XVI)	
591. コロンビア－ベルギー、ドイツ、オランダの冷凍フライドポ	EU 【日本、ブラジル、中国、ホンジュラス、インド、	2019/11/15 協議要請 2020/ 2/17 パネル設置要請 2020/ 6/29 パネル設置 2022/10/6 コロンビアが仲裁要請 2022/12/21 仲裁判断配布	①EUは、コロンビアがベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトに対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合として申立て。②パネル	AD(1, 2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 18, Annex II) GATT(VI) CVA(10)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
デトに対する アンチ・ダン ピング措置	ロシア、トルコ、 米国】	2023/10/10 シークエンス合意 2024/ 5/31 協議要請（履行確認） 2024/11/14 パネル設置要請（履行確認） 2024/11/27 パネル設置（履行確認）	はコロンビアのAD措置がAD協定に非整合であると認定した。 (i) 調査において、国内価格の代わりに第三国向け価格を使用することの適正性を検証していない点でAD協定5.3条に整合しない。 (ii) 特定の情報に秘密扱いを認めた点や申請人に非秘密情報の要約を求めなかった点でAD協定6.5条に整合しない。 (iii) ダンピング・マージン算定において、調査対象企業の輸出価格を、知ることができた事実の利用要件充足を決定することなく排除した点で、AD協定6.8条に整合しない。 (iv) 輸出者からの価格差に関する考慮要請を不適切に却下した点でAD協定2.4条に整合しない。 (v) 損害及び因果関係の決定において、ダンピング・マージンが僅少又はマイナスとなる輸出者からの輸入を含めた点で、AD協定3.1、3.2、3.4及び3.5条に整合しない。 なお、仲裁判断はパネル報告を支持した。		
592. インドネシアー原材料に関する措置	EU 【日本、ブラジル、カナダ、中国、韓国、インド、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国】	2019/11/22 協議要請 2021/ 1/14 パネル設置要請 2021/ 2/22 パネル設置 2022/11/30 パネル報告書配布 2022/12/8 インドネシアが上級委申立て	①EUは、インドネシアがステンレス鋼の原材料に対して課した様々な措置がGATTや補助金協定に非整合として申立て。 ②パネルは、ニッケル鉱石の輸出禁止措置及び国内加工要求（DPR）はGATT XI条の適用対象であるとした上で、インドネシアは、当該措置が重要物資不足の防止解消のための一時的措置であること及びGATT XX条(d)にいう法令遵守のために必要な措置であることを立証していないとして、インドネシアに、GATT上の義務の遵守を勧告した。	GATT(X, XI) SCM(3)	
593. EUーパーム油及びアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する一部の措置	インドネシア 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、マレーシア、ノルウェー】	2019/12/ 9 協議要請 2020/ 3/18 パネル設置要請 2020/ 7/29 パネル設置 2025/ 1/10 パネル報告書配布	①インドネシアは、EUによるパーム油及びアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する一部の措置がGATTや補助金協定等に非整合として申立て。 ②(i) EUの措置（シェア上限7%、並びに間接的土地利用変化リスクの上限及び段階的廃止）は、TBT協定付属書1.1条にいう強制規格である。	GATT(I, III, X, XI) SCM (1, 3, 5) TBT (2, 5, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	一、ロシア、シンガポール、韓国、タイ、トルコ、米国】		インドネシアは、当該措置がTBT協定（①関連する国際規格を強制規格の基礎として用いる義務（2.4条）、②正当目的の達成のために必要である以上に貿易制限的な強制規格の禁止（2.2条）、強制規格の正当性の説明（2.5条）、適当な場合は性能要件に着目した強制規格を定める義務（2.8条））に非整合であることを立証していない。 EUの措置は、対象となるバイオ燃料の決定に用いたデータが適時に検証されず、基準の設計と決定に不備があったことで、同じ条件をもつ国の間で恣意的かつ不正な差別的待遇であったため、TBT協定2.1条に非整合である。EUの措置は、強制規格導入の手続を定めるTBT協定2.9条に非整合である。 (ii) EUの措置（間接的土地利用変化リスクが低いことの証明手続）は、TBT協定付属書1.3条にいう適合性評価手続である。 インドネシアは、EUの措置がTBT協定（国内又は他のいずれかの国を原産地とする同種の製品の供給者に対する条件よりも不利でない条件で適合性評価手続を解放する義務（5.1.2条）、適合性評価手続を可能な限り速やかに実施する義務（5.2.1条））に非整合であることを立証していない。 EUの措置は、国際貿易に不必要な障害をもたらす不備があるため、TBT協定5.1.2条に非整合である。EUの措置は、適合性評価手続の導入に関する手続を定めるTBT協定5.6条に非整合である。 (iii) インドネシアは、EUがTBT協定12.3条及び12.1条並びに1994 GATT(XI:1)に違反したことを立証していない。 EUの措置は、GATT上の義務（内国民待遇(III:4)、貿易規則の公平かつ合理的実施(X:4(a))）に違反する。 EUの措置は、GATT上の一般的例外（有限天然資源の保存に関する措置 (XX(g))、人、動物又		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（XX(b)）に該当する。 (iv) フランスのバイオ燃料統合に関する優遇税制（TIRIB）は、輸入されたパーム油製バイオ燃料に国産のバイオ燃料に適用される内税を上回る内税を適用しているため、GATT3.2条第1文に非整合である。また、輸入されたパーム油性バイオ燃料と競合又は代替可能な国産のバイオ燃料との間に異なる課税措置を実施するものであり、国内産品の保護を与えるため、同条第2文に非整合である。さらに、輸入された菜種油や大豆油バイオ燃料に、インドネシア産パーム油バイオ燃料には即時かつ無条件で認められなかった優遇を与えた点で、GATT1.1条に非整合である。フランスのTIRIBは、GATT上の一般的例外（有限天然資源の保存に関する措置（XX(g)）、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（XX(b)）に該当する。 (v) インドネシアは、フランスのTIRIB措置がSCM協定3.1条及び3.2条で禁止される補助金であることや、SCM協定5条(c)、6.3条(a)及び6.3条(c)にいう悪影響や著しい害を及ぼす補助金であることを立証していない。		
594. 韓国一商船貿易に影響を与える措置（二次申立て）	日本	2020/ 1/31 協議要請 本件は、DS571の2回目の協議要請	①日本は、韓国による日本の商船貿易に影響を与える措置が、補助金協定やGATTに非整合として申立て。	SCM(1, 2, 3, 5, 6) GATT(I, III)	第I部第5章
595. EU一部鉄鋼製品に対するセーフガード措置	トルコ 【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、中国、インド、ノルウェー、ロシア、韓国、スイス、台湾、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国】	2020/ 3/13 協議要請 2020/ 7/16 パネル設置要請 2020/ 8/28 パネル設置 2022/ 4/29 パネル報告書配布 2022/ 5/ 31 パネル報告書採択	①トルコは、EUのトルコからの一部の鉄鋼製品に対するセーフガード措置が、SG協定やGATTに非整合であるとして申立て。 ②(i) トルコは、欧州委員会が調査や措置の適用の異なる段階で製品範囲について内部的に矛盾したアプローチをとっていたと主張したものの、パネルは、欧州委員会がセーフガード措置を発動するための状況と条件について分析した製品範囲に関して、トルコはいかなる矛盾も立証していないと結論付けた。	SG(2, 3, 4, 5, 6, 7, 9) GATT(I, II, III, XIII, XIX, XX)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			(ii) 欧州委員会は、予期せぬ発展やGATT上の義務の受諾と輸入量の増加について立証しておらず、欧州委員会による最終的なセーフガード措置はGATT XIX条に整合しない。 (iii) 欧州委員会による最終的なセーフガード措置に関して、調査期間の終了時点における一部の製品カテゴリ及び同系統の製品の輸入量の減少は、輸入の増加を認定した欧州委員会の調査結果が誤りであることを示したとのトルコの主張を退けた。また、トルコはその「増加」が不十分であるとの主張を立証できず、おらず、「増加」の調査結果に関して非整合である点を何ら立証できていない。 (iv) 欧州委員会による重大な損害のおそれの認定は事実に基づいておらずSG協定4条に整合しない。 (v) トルコは、セーフガード措置が重大な損害を防止するために必要な範囲を超えて適用されたことを立証できていない。 (vi) 欧州委員会の最終的なセーフガード措置に関して、関税割当制度における国別の比率の割当がGATT及びSG協定に整合しないとのトルコの主張を却下した。 (vii) セーフガード措置の自由化及び制限の緩和のペースに関して、トルコは非整合であることを立証できていない。		
596. ブラジル—PETフィルム等に関連する措置	ペルー	2020/ 7/10 協議要請	①ペルーは、(a) ブラジル調査当局がペルーからのPETフィルム等に対して課したAD協定措置がAD協定やGATTに非整合、(b) ブラジル調査当局による運用がAD協定に非整合、(c) PETフィルム等の輸入物全般が工業製品税の賦課を通じて受けているとされるブラジルの税制措置がGATTに非整合として申立て。	AD(1, 2, 3, 5, 6, 18, Annex II) GATT(III, VI)	
597. 米国— <u>原産地表示</u>	香港 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、シンガポール】	2020/10/30 協議要請 2021/ 1/14 パネル設置要請 2021/ 2/22 パネル設置 2022/12/21 パネル報告書配布 2023/1/26 米国が上級委申立て	①香港は、米国が香港製品に適用する原産地表示に関する一部の措置が、GATT、原産地規則協定やTBT協定に非整合として申立て。	GATT(I, IX, X) ROO(2) TBT(2)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ル、スイス、トルコ、ウクライナ】		②パネルは、(i) 本件措置導入後、香港を原産国とする表示が米国市場において利用できなくなったため、本件措置は香港産品に対して第三国の産品と比較して競争上の不利益を引き起こしたとして、本件措置は、GATT9条1項に非整合と判断。 (ii) 米国は、GATT21条 (b) (iii) に記載された状況に最も自然に関連すると理解できるため、同条に基づいて正当化されると主張した。パネルは、GATTに基づく義務に不整合な行動をとることを正当化するような、国際関係における緊急事態を構成するのに必須である重大さの閾値に達しているとは言えず、GATT21条 (b) (iii) で正当化できないと判断した。		
598. 中国－豪州産の大麦に対するAD措置及び相殺関税措置	豪州 【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、ウクライナ、英国、米国】	2020/12/16 協議要請 2021/ 3/15 パネル設置要請 2021/ 5/28 パネル設置 2023/8/11 二国間合意通報 2023/8/24 案件概要等のみのパネル報告書配布	①豪州は、中国が、豪州からの大麦にAD関税及び相殺関税を課した措置が、AD協定、補助金協定やGATTに非整合として申立て。	AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12, 19, Annex II) GATT(VI) SCM(1, 2, 6, 10, 11, 12, 15, 16, 19, 22, 32)	
599. パナマ－コスタリカからの一部製品の輸入に関する措置	コスタリカ 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、グアテマラ、インド、ホンジュラス、ニカラグア、メキシコ、ロシア、台湾、米国、英国】	2021/ 1/11 協議要請 2021/ 8/17 パネル設置要請 2021/ 9/27 パネル設置 2024/12/ 5 パネル報告書配布 2025/ 1/24 パナマが上級委提訴	①コスタリカは、イチゴ、乳製品、肉、魚、パイナップル、プランテンやバナナ等のコスタリカ産の数々の製品の輸入に対するパナマの措置が、SPS協定、農業協定やGATTに非整合として申立て。 ② (i) SPS協定に基づく主張 措置1：生イチゴの輸入制限 措置1はSPS協定5.7条の暫定的植物検疫措置には当たらない。 措置1は、パナマの適切な保護の水準（ALOP）を達成するのに必要とされる以上に貿易制限的であり、SPS協定5.6条に非整合である。措置1は加盟国のALOP達成に必要とされる以上に貿易制限的であって、SPS協定2.2条に非整合であると反駁可能に推定され、パナマはかかる推定に反論	SPS(1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, Annex B, Annex C) AA(4) GATT(I, X, XI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			していないと考えられる。措置1は、人の生命及び健康の保護に必要な範囲に限って適用されたものではないため、SPS協定2.2条にも非整合である。 コスタリカは、措置1がSPS協定7条及び附属書B(1)に非整合であると立証できなかった。 措置1は、SPS協定2.2条、5.1条、5.2条、5.6条及び5.7条に非整合であるため、同協定1.1条及び2.1条に非整合である。上述の判断をもって勧告を実施するのに足りるため、SPS協定3.1条に関するコスタリカの主張（措置1がコーデックス基準に基づいていないこと）は、司法経済上の観点から判断しない。 措置2：乳製品及び肉類の輸出制限 コスタリカは、措置2が18事業所のうち16事業所の衛生認可が更新されなかったことによるコスタリカからの乳製品及び肉類の輸入禁止であることを証明した。他方、措置2がパナマによる衛生／動物衛生上の適格性取消、または無効化によるコスタリカからの乳製品及び肉類の輸入禁止であることは、そのような決定がなされた証拠が記録にないため、立証されていない。 措置2はSPS協定1.1条並びに附属書A(1)(b)及び(c)にいう衛生植物検疫措置に該当する。 措置2はSPS協定附属書Cの目的のための承認措置であり、附属書C(1)(a)に非整合である。措置2はSPS協定附属書C(1)(c)にも非整合である。パナマ当局は16事業所に対して衛生認可に必要とされる以上の情報の提供を求めており、通常要求されるよりも詳細な情報を要求しつつもその理由を示さなかった。よって、措置2はSPS協定8条にも非整合である。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			措置2はSPS協定2.3条第1文に違反する。コスタリカはSPS協定2.3条第2文については議論しておらず、その非整合については立証していない。 措置2は、パナマの適切な保護の水準（ALOP）を達成するのに必要とされる以上に貿易制限的であり、SPS協定5.6条に非整合である。措置2は、SPS協定2.2条にも非整合である。 コスタリカは措置2がSPS協定7条及び附属書B(1)に非整合であることを立証していない。 措置2は、SPS協定2.2条、2.3条第1文、5.6条及び8条に非整合であるため、同協定1.1条及び2.1条に非整合である。 上述の判断をもって勧告を実施するのに足りるため、SPS協定5.5条に関するコスタリカの主張（パナマが比較可能な状況に関して異なるALOPを適用し、差別的取扱いを行ったこと）は、司法経済上の観点から判断しない。 措置3：生パイナップルの輸入制限 措置3はSPS協定1.1条並びに附属書A(1)(a)にいう衛生植物検疫措置に該当する。 措置3はSPS協定5.7条の暫定的植物検疫措置には当たらない。 措置3は、関連国際機関が作成した危険性評価方法を参考にした人の健康に対する危険性の評価に基づかず、SPS協定5.1条に非整合である。また、SPS協定5.2条に掲げる要素を考慮しておらず、同条に非整合である。加えて、SPS協定5.3条に掲げる経済要因を考慮しておらず、同条に非整合である。さらに、科学的原則に基づかず、十分な科学的証拠によって維持されていないため、SPS協定2.2条に非整合である。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			措置3はSPS協定2.3条第1文に違反する。措置3は、国際貿易に対する制限を偽装するものであり、SPS協定2.3条第2文に非整合である。 措置3は、パナマの適切な保護の水準（ALOP）を達成するのに必要とされる以上に貿易制限的であり、SPS協定5.6条に非整合である。措置3はSPS協定2.2条にも非整合である。 コスタリカは、措置3がSPS協定7条及び付属書B(1)に非整合であると立証できなかった。 措置3は、SPS協定5.1条、5.2条、5.3条、2.2条、2.3条及び5.6条に非整合であるため、同協定1.1条及び2.1条に非整合である。 上述の判断をもって勧告を実施するのに足りるため、SPS協定3.1条に関するコスタリカの主張（措置3が植物検疫に関する国際水準に基づいていないこと）は、司法経済上の観点から判断しない。 措置4：コスタリカ産バナナ及びプランテンの輸入制限 措置4はSPS協定1.1条並びに付属書A(1)(a)にいう衛生植物検疫措置に該当する。 バナマはコスタリカからのバナナとプランテンの輸入に関する危険性を評価するのに十分な情報を有していたため、措置4は関連する科学的証拠が不十分な状況で採択されたものではないから、措置4はSPS協定5.7条の暫定的植物検疫措置には当たらない。 措置4は、関連国際機関が作成した危険性評価方法を参考にした人の健康に対する危険性の評価に基づかず、SPS協定5.1条に非整合である。また、SPS協定5.2条に掲げる要素を考慮しておら		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			ず、同条に非整合である。加えて、SPS協定5.3条に掲げる経済要因を考慮しておらず、同条に非整合である。さらに、科学的原則に基づかず、十分な科学的証拠によって維持されていないため、SPS協定2.2条に非整合である。 措置4は、パナマの適切な保護の水準（ALOP）を達成するのに必要とされる以上に貿易制限的であり、SPS協定5.6条に非整合である。措置4はSPS協定2.2条にも非整合である。 コスタリカは、措置4がSPS協定7条及び付属書B(1)に非整合であると立証できなかった。 措置4は、SPS協定2.2条、5.1条、5.2条、5.3条及び5.6条に非整合であるため、同協定1.1条及び2.1条に非整合である。 上述の判断をもって勧告を実施するのに足りるため、SPS協定3.1条に関するコスタリカの主張（措置4が植物検疫に関する国際水準に基づいていないこと）は、司法経済上の観点から判断しない。 GATT及び農業協定に基づく主張 パネルは、SPS協定に基づく調査結果に照らし、問題となっている4つの措置に関して、これらのWTO協定に基づくコスタリカの請求に関して司法的経済性を行使用することを決定した。		
600. EU、フランス、リトアニア、バーレーン、アラブ首長国連邦、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア	マレーシア 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、韓国、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア】	2021/ 1/15 協議要請 2021/ 4/15 パネル設置要請 2021/ 5/28 パネル設置 2024/ 3/ 5 パネル報告書配布 2024/ 4/26 パネル報告書採択	①マレーシアは、EU及びその一部の加盟国（フランス及びリトアニア）による、マレーシアからのバーレーン油及びアラブ首長国連邦産バイオ燃料に関する一部の措置が、TBT協定、GATTや補助金協定に非整合として申立て。 ②（i）最大シェア7%及び高ILUCリスク上限と段階的削減は、TBT協定付属書1.1の意味における技術的規制である；	GATT (I, III, X, XI) SCM (3, 5) TBT (2, 5, 12)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ア、シンガポール、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国】		マレーシアは、 (a) 高ILUCリスク上限と段階的削減が、国際基準を使用する義務と矛盾することを立証できなかった。 (b) 7%の最大シェアと高ILUCリスク上限及び段階的廃止が、必要以上に貿易制限的でないことを確保するTBT協定第2.2条の義務と矛盾することを立証できなかった。 (c) 欧州連合がTBT協定第2.2条から2.4条に基づき、7%の最大シェアと高ILUCリスク上限及び段階的削減を準備、採択、適用する正当な理由を説明せず、TBT協定第2.5条と矛盾する行動をとったことを立証していない。 (d) 高ILUCリスクキャップと段階的削減が、TBT協定第2.8条の義務と矛盾することを立証していない。 (ii) TBT協定第2.9条に基づく主張に関して、欧州連合の行為は以下の点において矛盾している。 ・提案されている7%の最大シェアと、提案されている高ILUCリスク上限及び段階的廃止措置の通知を怠ったことによるTBT協定第2.9.2条 ・提案されている7%の最大シェアと、提案されている高ILUCリスク上限及び段階的廃止措置に関して、同条項の要件に従って意見表明プロセスを組織しなかったことによるTBT協定第2.9.4条 (iii) マレーシアは、低ILUCリスク認証手続が、TBT協定第5.1.1条にある、適合性評価手続が、他国を原産地とする同種の製品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、他国を原産地とする同種の製品の供給者にアクセスを与えることを確保する義務と矛盾することを立証できなかった。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			(iv) 低ILUCリスク認証手続の実施における欠陥が国際貿易に不必要な障害をもたらしていたため、委任規則第6条に規定される低ILUCリスク認証手続はTBT協定第5.1.2条と矛盾していた。 (v) マレーシアは、EUがTBT協定第5.2.1条と矛盾する行動をとったことを立証できなかった。 (vi) TBT協定第5.6条に基づく請求に関して、欧州連合の行為は以下の点において矛盾している。 ・ は、マレーシア及び他のWTO加盟国の利害関係者が知ることができるような方法で、適切な早い段階で、提案されている低ILUCリスク認証手続に関する通知を公表しなかったことによるTBT協定第5.6.1条 (vii) マレーシアは、欧州連合がTBT協定第5.8条で、採択された適合性評価手順が速やかに公表され、又は他の加盟国の利害関係者がそれを知ることができるような方法で利用可能にされることを確保する義務と矛盾する行動をとったことを立証していない。 (viii) マレーシアは、欧州連合がTBT協定第12.1条によって知らされているように、TBT協定第12.3条と矛盾する行動をとったことを立証できなかった。 (ix) マレーシアは、高ILUCリスクキャップ及び段階的廃止、又は低ILUCリスク認証手続が、他加盟国の領土のいかなる製品の輸入に対しても禁止又は制限を制定又は維持しないという、1994年GATT第11.1条の義務と矛盾することを立証していない。 (x) 高ILUCリスク上限及び段階的削減は、マレーシア産パーム油ベースのバイオ燃料に、EU原産の同種の製品に与えられるよりも不利な待遇を与えているため、1994年GATT第3.4条と矛盾する。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			(xi) 高ILUCリスクキャップと段階的削減は、マレーシア産パーム油ベースのバイオ燃料に、第三国から輸入される同種の製品に与えられるような有利な条件を与えていないため、1994年GATT第1.1条と矛盾する。 (xii) マレーシアは、ILUCリスクの低い認証手続を第3.4条及び第1.1条の別個の措置として争う限り、これらの義務との矛盾を立証していない。 (xiii) 欧州連合は、RED II第26条の高ILUCリスク上限及び段階的削減を、低ILUCリスク基準及び手続の設計及び実施における欠陥が、パーム油由来のバイオ燃料が低ILUCリスクであると認証されるために必要な要素を提供しないという点において、合理的でない方法で管理することにより、1994年GATT第10.3条(a)と矛盾する行動をとった。 (xiv) 1994年GATT第20条に関して ・高ILUCリスクキャップ及び段階的廃止は、第20条(g)の意味における国内消費又は生産の制限と関連して有効化された、枯渇性天然資源の保全に関する措置であった。 ・高ILUCリスクキャップ及び段階的廃止は、第20条(b)の意味における人間、動植物の生命又は健康を保護するために必要な措置であった。 ・EUは、どのバイオ燃料のILUCリスクが高いかを決定するために使用されるデータの適時な見直しを行わなかったため、また、ILUCリスクの低い基準及び認証手続の設計と実施に不備があったため、ILUCリスクの高い上限と段階的削減は、同じ条件が存在する国間で恣意的又は不当な差別を構成する方法で実施された。		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			(xv) フランスの TIRIB 措置に関して、パネルは以下を認定した。 ・ フランスTIRIB措置の目的上、適格バイオ燃料からパーム油ベースのバイオ燃料を除外することは、輸入されたパーム油ベースのバイオ燃料に、国産の菜種及び大豆油作物ベースのバイオ燃料に適用される内税を上回る内税を適用することになるため、1994年GATT第3. 2条第1文と矛盾する。 ・ フランスのTIRIB措置における適格バイオ燃料からパーム油ベースのバイオ燃料を除外することは、輸入されたパーム油ベースのバイオ燃料と、直接競合又は代替可能な国産の菜種及び大豆油作物ベースのバイオ燃料との間に異種の課税をもたらし、この異種の課税は、国内生産を保護するために適用されたため、1994年GATT第3. 2条第2文と矛盾する。 ・ 輸入された菜種及び大豆油作物ベースのバイオ燃料に、マレーシアから輸入された同様のパーム油ベースのバイオ燃料には即時かつ無条件に与えられない利点を与えるため、フランスのTIRIB措置における適格バイオ燃料からパーム油ベースのバイオ燃料を除外することは、1994年GATT第1. 1条と矛盾する。 ・ 1994年GATT第20条に関して (i) フランスのTIRIB措置における適格バイオ燃料からのパーム油ベースのバイオ燃料の除外は、第20条(g)の意味における国内消費又は生産の制限と関連して有効化された、枯渇性天然資源の保護に関する措置であった； (iii) フランスのTIRIB措置における適格バイオ燃料からのパーム油ベースのバイオ燃料の除外が、第20条(a)に基づく公序良俗を保護するために必要な措置であるか否かを判断する必要はない； (iv) フランスのTIRIB 措置における適格バイオ		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			燃料からのバーム油由来バイオ燃料の除外は、ILUC リスクの高いバイオ燃料を決定するために使用されたデータの見直しを欧州連合が適時に行わず、ILUC リスクの低いバーム油由来バイオ燃料として認証されるための規定又は柔軟性の存在を実証できなかったため、同じ条件が存在する国間で恣意的又は不当な差別を構成する方法で実施された。 （xvi）マレーシアは、フランスのTIRIB措置がSCM協定第5条(c)、第6.3条(a)及び第6.3条(c)に基づき、深刻な不利益をもたらす特定の補助金を提供していることを立証できなかった。 （xvii）パネルは、リトアニアの措置が付託条件に該当する場合、マレーシアはTBT協定又はGATT1994に基づく違反の疎明を立証できなかったと判断した。		
601. 中国-日本からのステンレス鋼製品に対するAD措置	日本 【豪州、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、台湾、米国、ベトナム】	2021/ 6/11 協議要請 2021/ 8/19 パネル設置要請 2021/ 9/27 パネル設置 2023/6/19 パネル報告書配布 2023/7/28 パネル報告書採択	①日本は、中国の日本からのステンレス鋼等に対するAD措置が、AD協定やGATTに非整合であるとして申立て。 ②(i) パネルは、MOFCOMが国内産業に含まれる企業の生産が全中国生産者の総生産の「主要な割合」を占めるとの認定について、理由ある適切な説明を行わなかったため、MOFCOMの国内産業の認定がAD協定4.1条と矛盾することを日本が立証したと判断した。 (ii) パネルは、MOFCOMが依拠したデータにおける国内産業の代表性の欠如の疑義により、MOFCOMの国内産業の定義がAD協定4.1条と矛盾することを日本が立証していないと判断した。 (iii) パネルは、日本が、対象輸入品の影響の累積的評価が輸入品間の競争条件及び輸入品と同種の国内製品間の競争条件に照らして適切であると認定したことについて、MOFCOMがAD協定3.1条及び第3.3条と矛盾する行為を行ったことを立証していないと認定した。従って、パネル	AD(1, 3, 4, 6, 12) GATT(VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			は、日本が、MOFCOMの価格影響分析、影響分析及び因果関係の認定が、MOFCOMの3.1条及び第3.3条に基づく違反の結果として、それぞれAD協定第3.2条、3.4条及び第3.5条と矛盾することを立証していないとも認定した。 (iv) パネルは、MOFCOMのステンレス鋼ビレット（スラブ）、ステンレス鋼板、ステンレス鋼コイルの価格の比較可能性に関するMOFCOMの調査結果、様々なグレードの鋼材の輸入品と国内類似品との価格比較に関するMOFCOMの調査結果、価格下落に関するMOFCOMの総合的結論が、積極的な証拠の客観的な検討に基づいていないため、MOFCOMの価格効果に関する検討がAD協定第3.1条及び第3.2条と矛盾している。 (v) パネルは、日本が、MOFCOMが国内市場シェア、販売価格の動向、生産能力稼働率、期末在庫の各要因の分析において、AD協定第3.1条及び第3.4条と矛盾すると認定した。 (vi) パネルは、日本がMOFCOMの因果関係分析がAD協定第3.1条及び第3.5条と矛盾していることを立証したと認定した。 (vii) パネルは、日本が、MOFCOMが価格影響分析と因果関係判定の基礎となる検討中の特定の重要な事実を開示しなかったため、MOFCOMがAD協定第6.9条と矛盾する行為を行ったことを立証したと判断した。		
602. 中国－豪州産ワインに対するAD措置及び相殺関税措置	豪州 【日本、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム】	2021/ 6/22 協議要請 2021/ 9/16 パネル設置要請 2021/10/26 パネル設置 2024/ 3/29 二国間合意通報 2024/ 4/19 案件概要等のみのパネル報告書配布	①豪州は、豪州からのワインに対する中国のAD措置及び相殺関税措置が、AD協定、補助金協定やGATTに非整合であるとして申立て。	AD(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 12, 18, Annex II) GATT(VI) SCM(1, 2, 10, 11, 12, 15, 16, 17, 19, 22, 32)	
603. 豪州－中国製品に対する	中国	2021/ 6/24 協議要請 2022/ 1/13 パネル設置要請	①中国は、豪州の中国産風力発電用タワー、深絞りステンレス	AD(2, 9) GATT(VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
るAD措置及び相殺関税措置	【日本、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、EU、インド、韓国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、英国、米国、ベトナム】	2022/ 2/28 パネル設置 2024/ 3/26 パネル報告書配布 2024/ 4/26 パネル報告書採択 2024/ 7/15 シークエンス合意	流し台、鉄道用車輪に対するAD措置及び相殺関税措置が、AD協定、GATTや補助金協定に非整合として申立て。 ② (i) パネルは、中国の請求がパネル設置日以前に失効した措置に対するものであり、DSU第6.2条の要件を満たしていないと判断。 (ii) パネルは、豪州の調査当局である反ダンピング委員会（ADC）によって行われた原調査、中間レビュー及び期限切れレビューのうち、期限切れレビューにおいて、ADCがAD協定第2条と矛盾する行動をとったという点で、AD協定第9.3条及びGATT1994第6.2条に矛盾する行為をしたと認定した。 (iii) ステンレス製流し台 パネルは、ADCが期限切れレビューにおいて、AD協定第2.2条に反する行為を行ったと認定した。パネルはまた、第2.2.1条の結果的違反及びAD協定第2.4条の結果的違反も認定した ADCがAD協定第2条と矛盾する行為を行ったという範囲において、AD協定第9.3条及びGATT1994第6.2条に矛盾する行為を行ったと認定した。 パネルは、中国が、ADCの行為がAD協定第2条と矛盾していることを立証していないと判断した。 (iv) 鉄道車輪 パネルは、ADC が原調査において、正常価格を算定する際に使用された生産原価の引き上げが、（販管費の調整以外の）被審査輸出者の中国における状況に適合させるための調整なしに、被審査輸出者の中国における生産原価を表している理由について、理由ある適切な説明を提供しなかったことにより、AD協定第2.2条に矛盾するとした。	SCM(1, 2, 11, 14)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			AD協定第2.2.2条(i)は、「原産国の国内市場における販売」に関して、被審査輸出者が実際に実現した金額に基づいて利益を計算することを怠っている。また、ADCは、利益決定において代理製造原価を使用したことにより、AD協定第2.2.2条(i)に抵触する行為を行ったとしている。 ADCがAD協定第2条と矛盾する行為を行ったという点で、AD協定第9.3条及びGATT1994第6.2条に矛盾するとした。 (v) パネルは、豪州に対し、同国の措置を1994年GATT及びAD協定に基づく義務に適合させるよう勧告した。		
604. ロシアー物品・サービス貿易に関する措置	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、インド、韓国、モルドバ、スイス、ウクライナ、英国、米国】	2021/ 7/22 協議要請 2021/11/17 パネル設置要請 2021/12/20 パネル設置 2023/ 3/8 パネルの設置根拠が失効	①EUは、外国産品及びサービスに対して内国産品及びサービスを優遇するロシアの様々な措置が、GATT、GATSやロシアのWTO加盟議定書に非整合であるとして申立て。	GATS (XIII, XVII) GATT (III, XI, XVII)	
605. ドミニカ-棒鋼に対するAD措置	コスタリカ 【日本、カナダ、中国、EU、インド、メキシコ、ロシア、米国】	2021/ 7/23 協議要請 2021/11/15 パネル設置要請 2021/12/20 パネル設置 2023/ 7/27 パネル報告書配布 2023/ 9/18 ドミニカが上級委申立て	①コスタリカは、ドミニカのコスタリカからの波型棒鋼及び変形棒鋼に対するAD措置が、AD協定やGATTに非整合であるとして申立て。 ②(i) ダンピング・マージンの算定に考慮された売上の日付に関して、CDC（ドミニカの調査当局の略称）が輸出価格の算定に使用した一部の売上は調査期間開始前に請求されたものであったが、正常価格の算定に使用された売上高はすべて調査期間内に請求されたものであったため、パネルは、輸出価格と正常価格の比較を「できる限り同時期に行われた販売に関して」行うというAD協定2条4項2文に違反したと認定した。 (ii) CDCが原価を下回る売上として特定し、正常価格の計算から除外した売上について、パネルは、調査当局には、取引が原価を下回っているかどうかの分析を歪めないよう、「販売時	AD (1, 2, 3, 5, 6, 9, 12, Annex 1) GATT (VI)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			に」原価を上回っている販売を合理的に特定できる方法論を用いることが求められるとし、CDCが調査対象期間中に生産コストが大幅に上昇したことを認識していたにもかかわらず、調査期間の年間加重平均の使用に基づく分析において歪曲の可能性を考慮しなかったため、AD協定第2条2.1項第2文に違反すると判断した。 (iii) 価格効果に関するCDCの分析について、パネルは、CDCが2016年から2018年の調査期間を通じての価格の変遷や、POI終了時に算出された平均価格が2015年とほぼ同じ水準に戻った事実を考慮していないため、価格下落に関するCDCの分析が客観的でなく、AD協定第3条1項及び3条2項に違反すると認定した。 (iv) パネルは、コスタリカの主張の各要素を分析し、CDCの収益性、キャッシュフロー、雇用、市場シェア損失に関する分析は客観的ではなく、記録された証拠に裏付けられていないと結論付け、さらに、CDCの特定のネガティブな国内産業指標に関する単独の分析は、AD協定第3条1項及び3条4項に違反すると認定した。 (v) パネルは、ダンピング輸入が大幅に増加する可能性に関するCDCの予測分析、及び輸入品が国内価格を著しく下落又は抑制するような価格で流入しているかどうかの分析は、調査記録上の事実に基づいておらず、したがって、ダンピング輸入の疑いが「明らかに予見可能で差し迫った」損害を引き起こすというCDCの結論は根拠がないと判断し、重大な損害の脅威に関するCDCの分析がAD協定第3.1条と3.7条に違反するとした。 (vi) CDCは、全体として、ダンピングされたコスタリカの輸入品によって将来の損害を引き起こされるかどうかという問題を評価することを怠ったとし、パネルは、CDCの因果関係の分析に		

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
			関して、AD協定第3.1条および第3.5条に違反したと認定した。 (vii) パネルは、CDCが調査開始後「すぐに」開始申立書の「完全な」文章を提供しなかったことが、AD協定第6条1.3項に違反すると認定した。		
606. EU－サウジアラビアからのモノエチレングリコールに対するAD措置	サウジアラビア	2021/ 8/17 協議要請	①サウジアラビアは、EUのサウジアラビアからのモノエチレングリコールに対する暫定AD措置が、AD協定やGATTに非整合であるとして申立て。	AD (2, 3, 5, 6, Annex II) GATT (VI)	
607. EU－ブラジル産家禽肉製品の輸入に関する措置	ブラジル	2021/11/ 8 協議要請	①ブラジルは、EUのブラジルからの家禽肉製品の輸入に関する措置が、SPS協定やGATTに非整合であるとして申立て。	GATT (III, XI) SPS (2, 5, 8, Annex C)	
608. ロシア－木材の輸出に関する措置	EU	2022/ 1/20 協議要請	①EUは、ロシアが導入する木材製品の輸出を制限する措置が、GATTに非整合であるとして申立て。	GATT (I, II, XI, XIII)	
609. エジプト－特定の製品の輸入に関する登録要件	EU	2022/ 1/26 協議要請	①EUは、エジプトが導入する特定の物品に対する輸入に関する登録要件が、農業協定や輸入ライセンス協定、GATTに非整合であるとして申立て。	農業協定 (4) GATT (VIII, X, XI) IL (1, 3)	
610. 中国－物品及びサービスに関する貿易上の懸念	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国、ベトナム】	2022/ 1/27 協議要請 2022/ 12/7 パネル設置要請 2023/ 1/27 パネル設置 2024/ 1/25 EUがパネル手続停止要請 2025/ 1/27 パネル手続停止延長	①EUは、EUからの輸入、EUへの輸出、EUと中国間のサービス貿易に関する中国の措置が、GATSやGATT、SPS協定、加盟議定書、TFAに非整合であるとして申立て。	GATS (II, VIII, XI, XVI, XVII) GATT (I, V, X, XI, XVII) SPS (2, 8, Annex C) 加盟議定書 (1) TFA (7, 10)	
611. 中国－知財権の行使	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、ノルウェー、ペルー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム】	2022/ 2/18 協議要請 2022/ 12/7 パネル設置要請 2023/ 1/27 パネル設置	①EUは、中国の知財権の行使が、TRIPS、加盟議定書に非整合であるとして申立て。	TRIPS (1, 28, 41, 44, 63) 加盟議定書 (2)	
612. 英国－低炭素エネルギー	EU	2022/ 3/28 協議要請	①EUは、英国の低炭素エネルギー発電の差額決済契約（CFD）制	GATT (III)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
一発電のCFD制度			度に関する運用が、GATTに非整合であるとして申立て。		
613. EU—南アフリカ産柑橘類の輸入に関する措置	南アフリカ 【日本、豪州、ボツワナ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エスワティニ、インド、イスラエル、パラグアイ、ロシア、台湾、ウルグアイ、英国、米国、ジンバブエ】	2022/ 7/27 協議要請 2024/ 6/24 パネル設置要請 2024 /7/26 パネル設置	①南アフリカは、EUの南アフリカからの柑橘類の輸入管理措置が、GATTやSPS協定に非整合であるとして申立て。	GATT(I, III, X, XI) SPS(1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 10, Annex B, Annex C)	
614. ベルー—アルゼンチンからのバイオディーゼル燃料に対するAD措置及び相殺関税措置	アルゼンチン	2022/ 9/ 2 協議要請	①アルゼンチンは、ペルーのアルゼンチンからのバイオディーゼル燃料に対するAD措置及び相殺関税措置が、AD協定、GATT、WTO設立協定や補助金協定に非整合であるとして申立て。	AD(2, 3, 5, 6, 9, 11, 18, Annex II) GATT(VI) SCM(10, 14, 15, 19, 21, 32) WTO(XVI)	
615. 米国—一部の半導体等製品及び関連サービス・技術に関する措置	中国	2022/12/12 協議要請	①中国は、米国の半導体等の貿易制限関連措置が、GATT, GATS, TRIMsやTRIPSに非整合であるとして申立て。	GATT(I, X, XI) GATS(VI) TRIMs(2) TRIPS(28)	
616. EU—インドネシアからのステンレス鋼製品に対するAD措置及び相殺関税措置	インドネシア【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、インド、韓国、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国】	2023/1/24 協議要請 2023/4/28 パネル設置要請 2023/5/30 パネル設置	①インドネシアは、EUのインドネシアからのステンレス鋼製品に対するAD措置及び相殺関税措置が、AD協定、GATT、補助金協定に非整合であるとして申立て。	AD (1, 2, 6, 9.11, 17, 18) DSU (23) GATT (II, VI) SCM (1, 2, 3, 10, 12, 14, 19, 22, 32)	
617. 米国 - アルゼンチンからの油井管製品に対するAD措置	アルゼンチン 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、EU、韓国、ロシア、台湾、トルコ、ウクライナ】	2023/5/17 協議要請 2023/9/1 パネル設置要請 2023/10/26 パネル設置	① アルゼンチン産の油井管製品に課された最終AD措置及びAD及び相殺関税調査における輸入品による損害の評価における輸入品の相互累積に関する米国の法律の特定の条項がAD協定に違反するとして申立て。	AD (17) GATT (XXIII)	
618. EU - インドネシアからのバイオディーゼルの輸入に対する相殺関税措置	インドネシア 【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、ノルウェー、ロシア、シンガポ	2023/8/11 協議要請 2023/10/13 パネル設置要請 2023/11/27 パネル設置	① インドネシアは、インドネシアからのバイオディーゼル輸入に対する確定相殺関税と、その賦課につながった調査が補助金協定、GATTに違反するとして申立て。	SCM (30) GATT (XIII)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	ール、タイ、トルコ、英国、米国】				
619. ポーランド - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはポーランドに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してポーランドが発動した措置が農業協定、GATTに違反するとして申立て。	GATT (V, X, XI) AA (4.2, 5)	
620. ハンガリー - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはハンガリーに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してハンガリーが発動した措置が農業協定、GATTに違反するとして申立て。	GATT (V, X, XI) AA (4.2, 5)	
621. スロバキア - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはスロバキアに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してスロバキアが発動した措置が農業協定、GATTに違反するとして申立て。	GATT (V, X, XI) AA (4.2, 5)	
622. EU-インドネシア産脂肪酸に対するAD措置	インドネシア	2024/2/7 協議要請	① インドネシアはEUに対し、EUが発動したインドネシア産脂肪酸に対するAD措置及びその措置のための調査などがAD協定及びGATTに反するとして申立て。	AD (1, 2.2, 2.2.2, 2.4.1, 3.1, 3.4, 5.3, 5.4, 5.6, 5.8, 9.2, 9.3) GATT (X:3(a), VI)	
623. 米国-インフレ抑制法に基づく税額控除	中国【日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、EU、香港、中国、インドネシア、イスラエル、韓国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、ベネズエラ、ボリビア、ベトナム】	2024/3/26 協議要請 2024/7/26 パネル設置要請 2024/9/23 パネル設置	①中国は、米国がインフレ抑制法（IRA）に基づいて拠出している、輸入品よりも国産品を使用することを条件とする、あるいは中国原産の製品に対して差別的な補助金が、GATT、TRIMS及び補助金協定に非整合であるとして申立て。	GATT (I, III) TRIMS (2) SCM (3)	
624. EU-南アフリカ産柑橘類の輸入に関する追加措置	南アフリカ【日本、アルゼンチン、豪州、ボツワナ、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エスワティニ、インド、イ	2024/4/15 協議要請 2024/6/24 パネル設置要請 2024/7/26 パネル設置	①南アフリカは、EUの南アフリカからの柑橘類の輸入に関する措置が、GATTやSPS協定に非整合であるとして申立て。	GATT (I, III, X, XI) SPS (1, 2, 3, 5, 6, 8, 10, Annex C)	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
	スラエル、パラグアイ、ロシア、台湾、米国 ウルグアイ、ジンバブエ】				
625. 台湾-洋上風力発電設備開発に関する措置	EU	2024/7/26 協議要請	①EUは、台湾が洋上風力発電設備の開発におけるローカルコンテントの要求に関して行った措置が、GATT、GATSやTRIMSに非整合であるとして申立て。	GATT（III） GATS（XVII） TRIMS（2）	
626. EU-中国製新型バッテリー式電気自動車に対する暫定相殺関税措置	中国	2024/8/9 協議要請	①中国は、中国製の新型バッテリー式電気自動車に対する、EUによる反補助金調査及び暫定的な相殺関税措置がGATT及び補助金協定に非整合であるとして申立て。	GATT（VI） SCM（1, 2, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 22, 32）	
627. カナダ-中国産製品に対する措置	中国	2024/9/6 協議要請	① 中国は、カナダが中国製電気自動車や中国から輸入する鉄鋼・アルミニウム製品に対して課した追加関税がGATTに非整合であるとして申立て。	GATT（I, II）	
628. 中国-EU産乳製品に関する補助金調査	EU	2024/9/23 協議要請	① EUは、中国によるEU産乳製品に関する補助金調査が補助金協定に非整合であるとして申立て。	SCM（1.1, 1.2, 2, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.9, 12.1, 12.3, 12.4, 15.2, 15.4, 15.5）	
629. トルコ-中国製電気自動車等に対する措置	中国	2024/10/8 協議要請	① 中国は、トルコが中国製電気自動車及びその他の種類の乗り物に対して課した追加関税及び輸入許可制の措置や、トルコによる投資優遇措置が、GATT及びTRIMSに非整合であるとして申立て。	GATT（I, II, III, X, XI） TRIMS（2.1, 2.2）	
630. EU-中国製新型バッテリー式電気自動車に対する相殺関税措置	中国	2024/11/4 協議要請	① 中国はEUに対し、EUが発動した中国製新型バッテリー式電気自動車に対する相殺関税措置が補助金協定に非整合であるとして申立て。	SCM（1.1, 1.2, 2.1, 2.2, 2.4, 3.1, 10, 11.1, 11.2, 11.3, 11.6, 12.1, 12.1.1, 12.1.2, 12.3, 12.4, 12.4.1, 12.5, 12.7, 12.8, 12.11, 13.1, 13.4, 14, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5, 15.7, 15.8, 16.1, 19.1, 19.3, 19.4, 19.5, 19.6, 19.7, 19.8, 19.9, 19.10, 19.11, 19.12, 19.13, 19.14, 19.15, 19.16, 19.17, 19.18, 19.19, 19.20, 19.21, 19.22, 19.23, 19.24, 19.25, 19.26, 19.27, 19.28, 19.29, 19.30, 19.31, 19.32, 19.33, 19.34, 19.35, 19.36, 19.37, 19.38, 19.39, 19.40, 19.41, 19.42, 19.43, 19.44, 19.45, 19.46, 19.47, 19.48, 19.49, 19.50, 19.51, 19.52, 19.53, 19.54, 19.55, 19.56, 19.57, 19.58, 19.59, 19.60, 19.61, 19.62, 19.63, 19.64, 19.65, 19.66, 19.67, 19.68, 19.69, 19.70, 19.71, 19.72, 19.73, 19.74, 19.75, 19.76, 19.77, 19.78, 19.79, 19.80, 19.81, 19.82, 19.83, 19.84, 19.85, 19.86, 19.87, 19.88, 19.89, 19.90, 19.91, 19.92, 19.93, 19.94, 19.95, 19.96, 19.97, 19.98, 19.99, 20.0, 20.1, 20.2, 20.3, 20.4, 20.5, 20.6, 20.7, 20.8, 20.9, 20.10, 20.11, 20.12, 20.13, 20.14, 20.15, 20.16, 20.17, 20.18, 20.19, 20.20, 20.21, 20.22, 20.23, 20.24, 20.25, 20.26, 20.27, 20.28, 20.29, 20.30, 20.31, 20.32, 20.33, 20.34, 20.35, 20.36, 20.37, 20.38, 20.39, 20.40, 20.41, 20.42, 20.43, 20.44, 20.45, 20.46, 20.47, 20.48, 20.49, 20.50, 20.51, 20.52, 20.53, 20.54, 20.55, 20.56, 20.57, 20.58, 20.59, 20.60, 20.61, 20.62, 20.63, 20.64, 20.65, 20.66, 20.67, 20.68, 20.69, 20.70, 20.71, 20.72, 20.73, 20.74, 20.75, 20.76, 20.77, 20.78, 20.79, 20.80, 20.81, 20.82, 20.83, 20.84, 20.85, 20.86, 20.87, 20.88, 20.89, 20.90, 20.91, 20.92, 20.93, 20.94, 20.95, 20.96, 20.97, 20.98, 20.99, 21.0, 21.1, 21.2, 21.3, 21.4, 21.5, 21.6, 21.7, 21.8, 21.9, 21.10, 21.11, 21.12, 21.13, 21.14, 21.15, 21.16, 21.17, 21.18, 21.19, 21.20, 21.21, 21.22, 21.23, 21.24, 21.25, 21.26, 21.27, 21.28, 21.29, 21.30, 21.31, 21.32, 21.33, 21.34, 21.35, 21.36, 21.37, 21.38, 21.39, 21.40, 21.41, 21.42, 21.43, 21.44, 21.45, 21.46, 21.47, 21.48, 21.49, 21.50, 21.51, 21.52, 21.53, 21.54, 21.55, 21.56, 21.57, 21.58, 21.59, 21.60, 21.61, 21.62, 21.63, 21.64, 21.65, 21.66, 21.67, 21.68, 21.69, 21.70, 21.71, 21.72, 21.73, 21.74, 21.75, 21.76, 21.77, 21.78, 21.79, 21.80, 21.81, 21.82, 21.83, 21.84, 21.85, 21.86, 21.87, 21.88, 21.89, 21.90, 21.91, 21.92, 21.93, 21.94, 21.95, 21.96, 21.97, 21.98, 21.99, 22.0, 22.1, 22.2, 22.3, 22.4, 22.5, 22.6, 22.7, 22.8, 22.9, 22.10, 22.11, 22.12, 22.13, 22.14, 22.15, 22.16, 22.17, 22.18, 22.19, 22.20, 22.21, 22.22, 22.23, 22.24, 22.25, 22.26, 22.27, 22.28, 22.29, 22.30, 22.31, 22.32, 22.33, 22.34, 22.35, 22.36, 22.37, 22.38, 22.39, 22.40, 22.41, 22.42, 22.43, 22.44, 22.45, 22.46, 22.47, 22.48, 22.49, 22.50, 22.51, 22.52, 22.53, 22.54, 22.55, 22.56, 22.57, 22.58, 22.59, 22.60, 22.61, 22.62, 22.63, 22.64, 22.65, 22.66, 22.67, 22.68, 22.69, 22.70, 22.71, 22.72, 22.73, 22.74, 22.75, 22.76, 22.77, 22.78, 22.79, 22.80, 22.81, 22.82, 22.83, 22.84, 22.85, 22.86, 22.87, 22.88, 22.89, 22.90, 22.91, 22.92, 22.93, 22.94, 22.95, 22.96, 22.97, 22.98, 22.99, 23.0, 23.1, 23.2, 23.3, 23.4, 23.5, 23.6, 23.7, 23.8, 23.9, 23.10, 23.11, 23.12, 23.13, 23.14, 23.15, 23.16, 23.17, 23.18, 23.19, 23.20, 23.21, 23.22, 23.23, 23.24, 23.25, 23.26, 23.27, 23.28, 23.29, 23.30, 23.31, 23.32, 23.33, 23.34, 23.35, 23.36, 23.37, 23.38, 23.39, 23.40, 23.41, 23.42, 23.43, 23.44, 23.45, 23.46, 23.47, 23.48, 23.49, 23.50, 23.51, 23.52, 23.53, 23.54, 23.55, 23.56, 23.57, 23.58, 23.59, 23.60, 23.61, 23.62, 23.63, 23.64, 23.65, 23.66, 23.67, 23.68, 23.69, 23.70, 23.71, 23.72, 23.73, 23.74, 23.75, 23.76, 23.77, 23.78, 23.79, 23.80, 23.81, 23.82, 23.83, 23.84, 23.85, 23.86, 23.87, 23.88, 23.89, 23.90, 23.91, 23.92, 23.93, 23.94, 23.95, 23.96, 23.97, 23.98, 23.99, 24.0, 24.1, 24.2, 24.3, 24.4, 24.5, 24.6, 24.7, 24.8, 24.9, 24.10, 24.11, 24.12, 24.13, 24.14, 24.15, 24.16, 24.17, 24.18, 24.19, 24.20, 24.21, 24.22, 24.23, 24.24, 24.25, 24.26, 24.27, 24.28, 24.29, 24.30, 24.31, 24.32, 24.33, 24.34, 24.35, 24.36, 24.37, 24.38, 24.39, 24.40, 24.41, 24.42, 24.43, 24.44, 24.45, 24.46, 24.47, 24.48, 24.49, 24.50, 24.51, 24.52, 24.53, 24.54, 24.55, 24.56, 24.57, 24.58, 24.59, 24.60, 24.61, 24.62, 24.63, 24.64, 24.65, 24.66, 24.67, 24.68, 24.69, 24.70, 24.71, 24.72, 24.73, 24.74, 24.75, 24.76, 24.77, 24.78, 24.79, 24.80, 24.81, 24.82, 24.83, 24.84, 24.85, 24.86, 24.87, 24.88, 24.89, 24.90, 24.91, 24.92, 24.93, 24.94, 24.95, 24.96, 24.97, 24.98, 24.99, 25.0, 25.1, 25.2, 25.3, 25.4, 25.5, 25.6, 25.7, 25.8, 25.9, 25.10, 25.11, 25.12, 25.13, 25.14, 25.15, 25.16, 25.17, 25.18, 25.19, 25.20, 25.21, 25.22, 25.23, 25.24, 25.25, 25.26, 25.27, 25.28, 25.29, 25.30, 25.31, 25.32, 25.33, 25.34, 25.35, 25.36, 25.37, 25.38, 25.39, 25.40, 25.41, 25.42, 25.43, 25.44, 25.45, 25.46, 25.47, 25.48, 25.49, 25.50, 25.51, 25.52, 25.53, 25.54, 25.55, 25.56, 25.57, 25.58, 25.59, 25.60, 25.61, 25.62, 25.63, 25.64, 25.65, 25.66, 25.67, 25.68, 25.69, 25.70, 25.71, 25.72, 25.73, 25.74, 25.75, 25.76, 25.77, 25.78, 25.79, 25.80, 25.81, 25.82, 25.83, 25.84, 25.85, 25.86, 25.87, 25.88, 25.89, 25.90, 25.91, 25.92, 25.93, 25.94, 25.95, 25.96, 25.97, 25.98, 25.99, 26.0, 26.1, 26.2, 26.3, 26.4, 26.5, 26.6, 26.7, 26.8, 26.9, 26.10, 26.11, 26.12, 26.13, 26.14, 26.15, 26.16, 26.17, 26.18, 26.19, 26.20, 26.21, 26.22, 26.23, 26.24, 26.25, 26.26, 26.27, 26.28, 26.29, 26.30, 26.31, 26.32, 26.33, 26.34, 26.35, 26.36, 26.37, 26.38, 26.39, 26.40, 26.41, 26.42, 26.43, 26.44, 26.45, 26.46, 26.47, 26.48, 26.49, 26.50, 26.51, 26.52, 26.53, 26.54, 26.55, 26.56, 26.57, 26.58, 26.59, 26.60, 26.61, 26.62, 26.63, 26.64, 26.65, 26.66, 26.67, 26.68, 26.69, 26.70, 26.71, 26.72, 26.73, 26.74, 26.75, 26.76, 26.77, 26.78, 26.79, 26.80, 26.81, 26.82, 26.83, 26.84, 26.85, 26.86, 26.87, 26.88, 26.89, 26.90, 26.91, 26.92, 26.93, 26.94, 26.95, 26.96, 26.97, 26.98, 26.99, 27.0, 27.1, 27.2, 27.3, 27.4, 27.5, 27.6, 27.7, 27.8, 27.9, 27.10, 27.11, 27.12, 27.13, 27.14, 27.15, 27.16, 27.17, 27.18, 27.19, 27.20, 27.21, 27.22, 27.23, 27.24, 27.25, 27.26, 27.27, 27.28, 27.29, 27.30, 27.31, 27.32, 27.33, 27.34, 27.35, 27.36, 27.37, 27.38, 27.39, 27.40, 27.41, 27.42, 27.43, 27.44, 27.45, 27.46, 27.47, 27.48, 27.49, 27.50, 27.51, 27.52, 27.53, 27.54, 27.55, 27.56, 27.57, 27.58, 27.59, 27.60, 27.61, 27.62, 27.63, 27.64, 27.65, 27.66, 27.67, 27.68, 27.69, 27.70, 27.71, 27.72, 27.73, 27.74, 27.75, 27.76, 27.77, 27.78, 27.79, 27.80, 27.81, 27.82, 27.83, 27.84, 27.85, 27.86, 27.87, 27.88, 27.89, 27.90, 27.91, 27.92, 27.93, 27.94, 27.95, 27.96, 27.97, 27.98, 27.99, 28.0, 28.1, 28.2, 28.3, 28.4, 28.5, 28.6, 28.7, 28.8, 28.9, 28.10, 28.11, 28.12, 28.13, 28.14, 28.15, 28.16, 28.17, 28.18, 28.19, 28.20, 28.21, 28.22, 28.23, 28.24, 28.25, 28.26, 28.27, 28.28, 28.29, 28.30, 28.31, 28.32, 28.33, 28.34, 28.35, 28.36, 28.37, 28.38, 28.39, 28.40, 28.41, 28.42, 28.43, 28.44, 28.45, 28.46, 28.47, 28.48, 28.49, 28.50, 28.51, 28.52, 28.53, 28.54, 28.55, 28.56, 28.57, 28.58, 28.59, 28.60, 28.61, 28.62, 28.63, 28.64, 28.65, 28.66, 28.67, 28.68, 28.69, 28.70, 28.71, 28.72, 28.73, 28.74, 28.75, 28.76, 28.77, 28.78, 28.79, 28.80, 28.81, 28.82, 28.83, 28.84, 28.85, 28.86, 28.87, 28.88, 28.89, 28.90, 28.91, 28.92, 28.93, 28.94, 28.95, 28.96, 28.97, 28.98, 28.99, 29.0, 29.1, 29.2, 29.3, 29.4, 29.5, 29.6, 29.7, 29.8, 29.9, 29.10, 29.11, 29.12, 29.13, 29.14, 29.15, 29.16, 29.17, 29.18, 29.19, 29.20, 29.21, 29.22, 29.23, 29.24, 29.25, 29.26, 29.27, 29.28, 29.29, 29.30, 29.31, 29.32, 29.33, 29.34, 29.35, 29.36, 29.37, 29.38, 29.39, 29.40, 29.41, 29.42, 29.43, 29.44, 29.45, 29.46, 29.47, 29.48, 29.49, 29.50, 29.51, 29.52, 29.53, 29.54, 29.55, 29.56, 29.57, 29.58, 29.59, 29.60, 29.61, 29.62, 29.63, 29.64, 29.65, 29.66, 29.67, 29.68, 29.69, 29.70, 29.71, 29.72, 29.73, 29.74, 29.75, 29.76, 29.77, 29.78, 29.79, 29.80, 29.81, 29.82, 29.83, 29.84, 29.85, 29.86, 29.87, 29.88, 29.89, 29.90, 29.91, 29.92, 29.93, 29.94, 29.95, 29.96, 29.97, 29.98, 29.99, 30.0, 30.1, 30.2, 30.3, 30.4, 30.5, 30.6, 30.7, 30.8, 30.9, 30.10, 30.11, 30.12, 30.13, 30.14, 30.15, 30.16, 30.17, 30.18, 30.19, 30.20, 30.21, 30.22, 30.23, 30.24, 30.25, 30.26, 30.27, 30.28, 30.29, 30.30, 30.31, 30.32, 30.33, 30.34, 30.35, 30.36, 30.37, 30.38, 30.39, 30.40, 30.41, 30.42, 30.43, 30.44, 30.45, 30.46, 30.47, 30.48, 30.49, 30.50, 30.51, 30.52, 30.53, 30.54, 30.55, 30.56, 30.57, 30.58, 30.59, 30.60, 30.61, 30.62, 30.63, 30.64, 30.65, 30.66, 30.67, 30.68, 30.69, 30.70, 30.71, 30.72, 30.73, 30.74, 30.75, 30.76, 30.77, 30.78, 30.79, 30.80, 30.81, 30.82, 30.83, 30.84, 30.85, 30.86, 30.87, 30.88, 30.89, 30.90, 30.91, 30.92, 30.93, 30.94, 30.95, 30.96, 30.97, 30.98, 30.99, 31.0, 31.1, 31.2, 31.3, 31.4, 31.5, 31.6, 31.7, 31.8, 31.9, 31.10, 31.11, 31.12, 31.13, 31.14, 31.15, 31.16, 31.17, 31.18, 31.19, 31.20, 31.21, 31.22, 31.23, 31.24, 31.25, 31.26, 31.27, 31.28, 31.29, 31.30, 31.31, 31.32, 31.33, 31.34, 31.35, 31.36, 31.37, 31.38, 31.39, 31.40, 31.41, 31.42, 31.43, 31.44, 31.45, 31.46, 31.47, 31.48, 31.49, 31.50, 31.51, 31.52, 31.53, 31.54, 31.55, 31.56, 31.57, 31.58, 31.59, 31.60, 31.61, 31.62, 31.63, 31.64, 31.65, 31.66, 31.67, 31.68, 31.69, 31.70, 31.71, 31.72, 31.73, 31.74, 31.75, 31.76, 31.77, 31.78, 31.79, 31.80, 31.81, 31.82, 31.83, 31.84, 31.85, 31.86, 31.87, 31.88, 31.89, 31.90, 31.91, 31.92, 31.93, 31.94, 31.95, 31.96, 31.97, 31.98, 31.99, 32.0, 32.1, 32.2, 32.3, 32.4, 32.5, 32.6, 32.7, 32.8, 32.9, 32.10, 32.11, 32.12, 32.13, 32.14, 32.15, 32.16, 32.17, 32.18, 32.19, 32.20, 32.21, 32.22, 32.23, 32.24, 32.25, 32.26, 32.27, 32.28, 32.29, 32.30, 32.31, 32.32, 32.33, 32.34, 32.35, 32.36, 32.37, 32.38, 32.39, 32.40, 32.41, 32.42, 32.43, 32.44, 32.45, 32.46, 32.47, 32.48, 32.49, 32.50, 32.51, 32.52, 32.53, 32.54, 32.55, 32.56, 32.57, 32.58, 32.59, 32.60, 32.61, 32.62, 32.63, 32.64, 32.65, 32.66, 32.67, 32.68, 32.69, 32.70, 32.71, 32.72, 32.73, 32.74, 32.75, 32.76, 32.77, 32.78, 32.79, 32.80, 32.81, 32.82, 32.83, 32.84, 32.85, 32.86, 32.87, 32.88, 32.89, 32.90, 32.91, 32.92, 32.93, 32.94, 32.95, 32.96, 32.97, 32.98, 32.99, 33.0, 33.1, 33.2, 33.3, 33.4, 33.5, 33.6, 33.7, 33.8, 33.9, 33.10, 33.11, 33.12, 33.13, 33.14, 33.15, 33.16, 33.17, 33.18, 33.19, 33.20, 33.21, 33.22, 33.23, 33.24, 33.25, 33.26, 33.27, 33.28, 33.29, 33.30, 33.31, 33.32, 33.33, 33.34, 33.35, 33.36, 33.37, 33.38, 33.39, 33.40, 33.41, 33.42, 33.43, 33.44, 33.45, 33.46, 33.47, 33.48, 33.49, 33.50, 33.51, 33.52, 33.53, 33.54, 33.55, 33.56, 33.57, 33.58, 33.59, 33.60, 33.61, 33.62, 33.63, 33.64, 33.65, 33.66, 33.67, 33.68, 33.69, 33.70, 33.71, 33.72, 33.73, 33.74, 33.75, 33.76, 33.77, 33.78, 33.79, 33.80, 33.81, 33.82, 33.83, 33.84, 33.85, 33.86, 33.87, 33.88, 33.89, 33.90, 33.91, 33.92, 33.93, 33.94, 33.95, 33.96, 33.97, 33.98, 33.99, 34.0, 34.1, 34.2, 34.3, 34.4, 34.5, 34.6, 34.7, 34.8, 34.9, 34.10, 34.11, 34.12, 34.13, 34.14, 34.15, 34.16, 34.17, 34.18, 34.19, 34.20, 34.21, 34.22, 34.23, 34.24, 34.25, 34.26, 34.27, 34.28, 34.29, 34.30, 34.31, 34.32, 34.33, 34.34, 34.35, 34.36, 34.37, 34.38, 34.39, 34.40, 34.41, 34.42, 34.43, 34.44, 34.45, 34.46, 34.47, 34.48, 34.49, 34.50, 34.51, 34.52, 34.53, 34.54, 34.55, 34.56, 34.57, 34.58, 34.59, 34.60, 34.61, 34.62, 34.63, 34.64, 34.65, 34.66, 34.67, 34.68, 34.69, 34.70, 34.71, 34.72, 34.73, 34.74, 34.75, 34.76, 34.77, 34.78, 34.79, 34.80, 34.81, 34.82, 34.83, 34.84, 34.85, 34.86, 34.87, 34.88, 34.89, 34.90, 34.91, 34.92, 34.93, 34.94, 34.95, 34.96, 34.97, 34.98, 34.99, 35.0, 35.1, 35.2, 35.3, 35.4, 35.5, 35.6, 35.7, 35.8, 35.9, 35.10, 35.11, 35.12, 35.13, 35.14, 35.15, 35.16, 35.17, 35.18, 35.19	

案件名（番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応）	申立国【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
				19. 4, 21. 1, 22. 3, 22. 5, 32. 1) GATT (VI)	

(2024 年 11 月時点)

案件は、WTO ホームページの案件一覧を参照

URL : http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm

なお、案件名に下線を引いている案件については、通商機構部にて運営する WTO パネル・上級委員会報告書研究会にて、パネル及び上級委員会報告書の調査分析レポートを取りまとめ、公開しておりますので、ご参照ください。

URL:https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/kenyukai.html